

東京控訴院管内における陪審裁判

——実証的研究のための資料探究—— (3)水戸・宇都宮・前橋・静岡・甲府・長野・新潟編

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

研究主任 増田 修

共同研究者 居石正和・加藤 高・紺谷浩司

三阪佳弘・緑 大輔・矢野達雄

(アイウエオ順)

一 はじめに

二 陪審公判一覧表

- 1 水戸 水戸地方裁判所における陪審公判一覧表
 - 2 宇都宮 宇都宮地方裁判所における陪審公判一覧表
 - 3 前橋 前橋地方裁判所における陪審公判一覧表
 - 4 静岡 静岡地方裁判所における陪審公判一覧表
 - 5 甲府 甲府地方裁判所における陪審公判一覧表
 - 6 長野 長野地方裁判所における陪審公判一覧表
 - 7 新潟 新潟地方裁判所における陪審公判一覧表
- ## 三 陪審公判始末簿・刑事統計年報から見た陪審裁判
- 1 水戸 水戸地方裁判所における陪審事件処理状況

- 2 宇都宮 宇都宮地方裁判所における陪審事件処理状況
 - 3 前橋 前橋地方裁判所における陪審事件処理状況
 - 4 静岡 静岡地方裁判所における陪審事件処理状況
 - 5 甲府 甲府地方裁判所における陪審事件処理状況
 - 6 長野 長野地方裁判所における陪審事件処理状況
 - 7 新潟 新潟地方裁判所における陪審事件処理状況
- ## 四 陪審説示集・問書集による事件の紹介
- 1 水戸

(一) 説示・問書

- ① AK虎四郎 (水戸地方裁判所放火未遂被告事件昭和三年一月一日判決)
- ③ FK徳太郎 (水戸地方裁判所尊属殺人未遂及殺人未遂被告事件昭和三年二月二四日判決)

(二) 問書・答申

- ① AK虎四郎 (水戸地方裁判所放火未遂被告事件昭和三年一月一日判決)
- ② FK徳太郎 (水戸地方裁判所殺人未遂被告事件昭和三年一月二九日決定)

2 宇都宮

(一) 問書・答申

- ① ON榮藏 (宇都宮地方裁判所尊属殺人未遂被告事件昭和三年二月二四日判決)

3 静岡

(一) 説示・問

- ① AY百一・同萬之助 (静岡地方裁判所殺人被告事件昭和三年二月二二日判決)

③KGふみ（静岡地方裁判所殺人被告事件昭和四年四月一八日判決）

④MN金太郎（静岡地方裁判所放火被告事件昭和四年六月一四日判決）

（二）問書・答申

4 甲府
①AY百一・同萬之助（静岡地方裁判所殺人被告事件昭和三年一二月二二日判決）

（一）説示・問書

①OT徳（甲府地方裁判所傷害致死被告事件昭和四年四月二三日判決）

5 長野

（一）説示・問書

①KS晴好（長野地方裁判所強姦殺人未遂被告事件昭和四年四月一二日判決）

6 新潟

（一）説示・問書

①KB三吉（新潟地方裁判所放火未遂被告事件昭和三年一月七日判決）

②HM徹二（新潟地方裁判所放火被告事件昭和四年四月五日判決）

（二）問書・答申

①KB三吉（新潟地方裁判所放火未遂被告事件昭和三年一月七日判決）

五 刑事判決書

1 水戸

①AK虎四郎（水戸地方裁判所放火未遂被告事件昭和三年一月一日判決）

③FK徳太郎（水戸地方裁判所尊属殺人未遂及殺人未遂被告事件昭和三年二月二四日判決）

③FK徳太郎（大審院尊属殺人未遂及殺人未遂上告事件昭和四年四月一一日判決）

④TH富藏（水戸地方裁判所放火被告事件昭和四年九月二七日判決）

⑤NH清三郎（水戸地方裁判所放火被告事件昭和四年一月二一日判決）

⑤NH清三郎（大審院放火上告事件昭和五年二月二六日判決）

⑥UD伊助（水戸地方裁判所放火被告事件昭和五年九月二七日判決）

⑥UD伊助（大審院放火上告事件昭和六年二月一六日判決）

2 宇都宮

①ON榮藏（宇都宮地方裁判所尊属殺人未遂被告事件昭和三年一二月二四日判決）

①ON榮藏（大審院尊属殺人未遂上告事件昭和四年三月二九日判決）

②NM龍三（宇都宮地方裁判所殺人被告事件昭和四年七月一〇日判決）

⑤TK七五郎（宇都宮地方裁判所殺人被告事件昭和八年一二月五日判決）

⑦ST武雄・同清三郎（宇都宮地方裁判所殺人被告事件昭和二年一二月八日判決）

3 前橋

①OS平治（前橋地方裁判所放火被告事件昭和四年九月一九日判決）

①OS平治（大審院放火上告事件事件昭和四年一二月二三日判決）

②KH玄次郎（前橋地方裁判所放火及放火未遂被告事件昭和七年四月二六日判決）

②KH玄次郎（大審院放火未遂上告事件昭和七年八月二五日判決）

③TM貞輔（前橋地方裁判所放火被告事件昭和九年六月二八日判決）

④OZ一直（前橋地方裁判所尊属監禁致死被告事件昭和一〇年一二月三〇日判決）

④OZ一直（大審院尊属監禁致死上告事件昭和十一年四月一八日判決）

⑤ S N伯美（前橋地方裁判所殺人並殺人未遂死体遺棄被告事件昭和二年四月八日判決）

4 甲府

③ K T善春（大審院放火上告事件昭和九年三月一〇日判決）

5 長野

① K S晴好（長野地方裁判所強姦及殺人未遂被告事件昭和四年四月二日判決）

① K S晴好（長野地方裁判所住居侵入被告事件昭和四年四月二日判決）

② H Y傳彌（長野地方裁判所放火未遂被告事件昭和五年七月二日判決）

② H Y傳彌（大審院放火未遂上告事件昭和五年九月二三日決定）

③ A B茂市（長野地方裁判所放火被告事件昭和五年八月九日判決）

④ S H太門（長野地方裁判所放火未遂被告事件昭和一〇年四月五日判決）

⑤ N T勝義（長野地方裁判所放火被告事件昭和一年二月一四日判決）

6 新潟

③ H D泰平（新潟地方裁判所放火被告事件昭和五年一月二九日判決）

③ H D泰平（大審院放火未遂上告事件昭和五年四月一八日判決）

④ M Y佐久次（新潟地方裁判所放火未遂被告事件昭和五年六月二七日判決）

⑤ T Hリカ（新潟地方裁判所放火未遂被告事件昭和五年七月一九日判決）

⑥ S I善次郎（新潟地方裁判所殺人未遂被告事件昭和六年三月一八日判決）

⑦ K I傳助（新潟地方裁判所放火被告事件昭和六年六月二六日判決）

⑧ E D作太郎（新潟地方裁判所殺人被告事件昭和六年八月二二日判決）

⑩ H S G信治（新潟地方裁判所殺人未遂被告事件昭和六年二月九日判決）

⑩ H S G信治（大審院傷害上告事件昭和七年四月四日判決）

⑪ H G數一（新潟地方裁判所放火被告事件昭和六年二月一六日判決）

⑫ E G長吉（新潟地方裁判所殺人未遂及傷害被告事件昭和七年一月二五日判決）

⑬ S M三次（新潟地方裁判所放火被告事件昭和七年六月六日判決）

⑭ N T興作（新潟地方裁判所放火被告事件昭和七年一〇月二六日判決）

⑮ K D貞治（新潟地方裁判所放火被告事件昭和八年五月二九日判決）

⑮ K D貞治（大審院放火上告事件昭和八年一〇月二二日判決）

⑰ K K敬次（新潟地方裁判所放火被告事件昭和一年二月五日判決）

⑱ K Y森藏（新潟地方裁判所殺人被告事件昭和二年一月二五日判決）

⑲ Y O眞一（新潟地方裁判所尊属殺人未遂被告事件昭和十五年六月一五日判決）

六 新聞報道に見る陪審公判

1 水戸 陪審公判に関する報道

2 宇都宮 陪審公判に関する報道

3 前橋 陪審公判に関する報道

4 静岡 陪審公判に関する報道

5 甲府 陪審公判に関する報道

6 長野 陪審公判に関する報道

7 新潟 陪審公判に関する報道

七 陪審裁判に対する判検事・弁護士感想

1 水戸

(一) 判検事の感想

①水戸地方裁判所長岡熊雄「忌避権の行使」

(二) 弁護士感想

2 宇都宮

(一) 判検事の感想、

①宇都宮地方裁判所長岡慶治・同検事正樋口柳吉「談話」

(二) 弁護士の感想

3 静岡

(一) 判検事の感想

①静岡地方裁判所長柏木五百次郎「陪審所感」

(二) 弁護士の感想

4 甲府

(一) 判検事の感想

①甲府地方裁判所部長林盛治「陪審法実施以来の感想」

(二) 弁護士の感想

5 長野

(一) 判検事の感想

①長野地方裁判所長篠原泰助「感想」

(二) 弁護士の感想

6 新潟

(一) 判検事の感想

①新潟地方裁判所長櫻田壽「陪審制度施行の実績を一瞥して」

(二) 弁護士の感想

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴

1 水戸 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

2 宇都宮 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

3 前橋 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

4 静岡 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

5 甲府 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

6 長野 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

7 新潟 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

九 おわりに

一 はじめに

本稿は、「東京控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―(1)東京編」、「東京控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―(2)横浜編」に続くものである。

陪審裁判は、陪審法が昭和三(一九二八)年一〇月一日施行され、昭和一八(一九四三)年四月一日施行を停止されるまで行われた。その間、本編の各地方裁判所においては、水戸六件、宇都宮七件、前橋六件、静岡一件、甲府六件、長野五件、新潟一九件、合計六〇件の陪

審裁判が開かれた。

それらの陪審公判を復元する資料としては、(1) 陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿、(2) 予審終結決定書、(3) 陪審説示集・問書集、(4) 刑事判決書、(5) 新聞報道などがある。

しかし、陪審公判始末簿については、前橋地方裁判所と長野地方裁判所に保存されているに止まり、水戸・宇都宮・静岡・甲府・新潟各地方裁判所には、保存されていない。第一審公判始末簿は、前橋・長野・新潟各地方裁判所には本庁および支部のものが残されていた。

陪審説示集は、水戸①③事件(注、後記「陪審公判一覽表」参照)、静岡①③④事件、甲府①事件、長野①事件、新潟①②、問書集は、水戸②事件、宇都宮①事件、静岡①事件、新潟①事件を収録した。

刑事判決書は、水戸・宇都宮・前橋・長野・新潟各地方検察庁に保存されていたが、千葉・静岡・甲府地方検察庁には、残存していなかった。本稿には、水戸は①③④⑥事件②更新は欠、宇都宮は①②⑤⑦事件③無罪④無罪⑤無罪は欠、前橋は①④⑤事件⑥無罪は欠、長野は①④⑤、新潟は③④⑧⑩⑬⑱⑲(①②⑨⑯無罪は欠)を収録した。なお、予審終結決定書は、残存していなかった。

新聞報道は、水戸は「いはらき」、「東京日日新聞茨城版」、宇都宮は「下野新聞」「東京日日新聞栃木版」、「東京朝日新聞栃木版」、「読売新聞栃木版」、前橋は「上野新聞」、「東京日日新聞群馬版」、東京朝日新聞群馬版、「読売新聞群馬版」、静岡は「静岡民友新聞」、「静岡新報」、「東京日日新聞静岡版」、山梨は「山梨日日新聞」、「山梨毎日新聞」、「山梨民報」、「山梨民

友新聞」、「東京日日新聞山梨版」、長野は「信濃毎日新聞」、「東京日日新聞信州版・南信版」、新潟は「新潟新聞」、「新潟毎日新聞」、「東京日日新聞新潟版」、「東京朝日新聞新潟版」、「読売新聞新潟版」などを中心に検索した。

そのほかに、本資料集には、陪審公判を担当した判事・検事および弁護士の間歴、ならびに水戸・静岡・甲府・長野・新潟各地方裁判所長、甲府地方裁判所部長判事、各地方裁判所管内所属弁護士の陪審裁判についての感想を収録した。

(注1) 水戸弁護士会史編纂委員会編『水戸弁護士会史』(水戸弁護士会・一九九二年三月)には、第一章「弁護士制度の発達と茨城の代言人」・第四節「大正・昭和初期の弁護士の活躍」・一「弁護士の活躍」・「陪審法の制定」の項目がある。しかし、ここでは、実際の陪審公判については紹介されていない。なお、水戸弁護士会は、昭和二十四年二月茨城弁護士会と改称している。

(注2) 群馬弁護士会会史編纂委員会編『群馬弁護士会史』(群馬弁護士会・一九九二年六月・復刻版二〇一二年一〇月)には、第一章「弁護士制度の沿革」・第二節「弁護士法の制定と弁護士時代の幕開け」・二六「陪審制度と前橋弁護士会」前橋における陪審法の実施状況」の項目がある。そして、「陪審裁判の実施状況」には、「これについては、前橋地方裁判所が保管していた「陪審公判始末簿」が現存しないので、その具体的な陪審裁判の件数、事件名等の詳細は不明であり、具体的事例を示せないのを残念に思う」とある。しかし、前橋地方裁判所には、陪審公判始末簿が保存されており、また前橋地方検察庁には、陪審裁判の判決原本が保存されている。そこで、平成二六(二〇一四年)二月一六日、前橋地方検察庁で陪審事件判決書を、同一七日前橋地方裁判所で陪審公判始末簿を、デジタルカメラにより撮影をした際に、群馬弁護士会館を訪問して、事務局長にいづれも保存されているとの情報を伝えておいた。

(注3) 静岡県弁護士会史編纂委員会編『静岡県弁護士会史』(静岡県弁護士会・一九八四年三月)には、鈴木信雄「陪審制度の実例と問題点」が収録されている。そこには、「法定陪審と請求陪審で十件内外(注、実際は十一件)静岡でもあったわけです。…私が

やったのが三件くらいあったとおもいますが、内容が記憶に残っておるのは二件です（注、鈴木弁護士が弁護したのは実際に二件。）とあり、自ら弁護した①（殺人・被告人2名↓殺人懲役10年・傷害致死懲役3年）⑥（殺人↓無期懲役）事件の外に、無罪となった②（放火未遂↓無罪）事件も紹介している。なお、鈴木は、①事件は2名とも傷害致死となり、その内1名は執行猶予となったというが、1名は殺人罪で懲役10年、1名は傷害致死で懲役3年の判決であり、執行猶予は付いていない。

なお、『静岡県弁護士会史 一九九四年』（静岡県弁護士会・一九九四年三月）は、「先の会史を補正するとともに、会史発刊後の一〇年を中心に、会の活動、会員の活動を記し、より完全な静岡県弁護士会史の礎石たらん。」とあるが、陪審法について追補の項目はない。

（注4）長野県弁護士会（昭和二四年一〇月以前は長野弁護士会）には、長野県弁護士会会史会報編集委員会編『長野県弁護士会戦後五〇年物語―人と事件―』上・下（長野県弁護士会・二〇〇一年六月）がある。陪審裁判については、項目を立てていないが、宮下勇会員が祖父・父である「宮下一清・文夫会員」についての回想録の中で「父は陪審裁判を一度やった：あんな制度は駄目だ」といつていたという。

（注5）『長野県史』通史編・第8巻近代二（長野県・一九八九年三月）には、第六章「第一次世界大戦以後の自治拡大と長野県民」・第三節「裁判所・弁護士・陪審制度」・二「弁護士と陪審制度」・「陪審制度の発足」の項目がある。ここでは、「長野県では昭和三年十月から八年六月までの間に、四年に一件、五年に二件の法定陪審事件があった。」として（実際は、昭和一〇年・昭和一一年にも各一件、合計五件）、県下最初の陪審裁判①殺人未遂事件を紹介している。しかし、併合審理された①強姦事件（請求陪審）については触れず、しかも判決―強姦が無罪、殺人未遂が傷害となった―を紹介せずに、公開禁止になったという点を取り上げて批判しているに止まる。

（注6）新潟弁護士会には、田中正名・長谷川寛・安藤剛共編『新潟弁護士会史』（新潟弁護士会・一九四〇年五月）、新潟県弁護士会会史編纂刊行特別委員会編『新潟県弁護士会史』第二巻（新潟県弁護士会・一九七三年三月）、新潟県弁護士会創立百周年記念業治実行委員会編『新潟県弁護士会史』第三巻（新潟県弁護士会・一九九三年五月）がある。その第三巻には、第一篇「概観 新潟県弁

護士会二〇〇年」・第二章「新潟弁護士会創立」・「新潟の陪審裁判」の項目がある。ここでは、①（放火未遂↓無罪）④（放火↓脅迫）事件を紹介している。

二 陪審公判一覧表

本稿に採録した陪審公判は、水戸地方裁判所六件、宇都宮地方裁判所七件、前橋地方裁判所六件、静岡地方裁判所二一件、甲府地方裁判所六件、長野地方裁判所五件、新潟地方裁判所一九件、合計六〇件である。その概要は、陪審公判一覧表の通りである。

無罪は、水戸①（放火未遂）事件、宇都宮③（殺人未遂）④（放火）⑥（尊属殺人）事件、⑦（殺人2名↓無罪1名・懲役1名、2分の1）事件、前橋②（放火・放火未遂↓放火無罪・放火未遂、2分の1）⑥（放火）事件、静岡②（放火未遂）事件、甲府はなし、長野①（強姦・殺人未遂↓強姦無罪・傷害、2分の1）事件、新潟①（放火未遂）②（非現住建造物放火）⑨（放火）⑫（殺人未遂・傷害・殺人未遂↓傷害・傷害・無罪、3分の1）⑬（放火）事件である。無罪は、水戸六件中一件、宇都宮七件中三・五件、前橋六件中一・五件、静岡一一件中一件、甲府六件中〇件、長野五件中〇・五件、新潟一九件中四・三三件、合計六〇件中一一・八三件で、無罪率一九・七一%である。

縮小認定は、水戸はなし、宇都宮②（殺人↓自殺幫助）⑤（殺人↓傷害致死）事件、前橋⑤（殺人↓傷害致死）事件、静岡①（殺人・殺人↓殺人・傷害致死、2分の1）③（殺人↓保護責任者遺棄致死）⑨（殺人↓自殺幫助）事件、甲府①（傷害致死↓傷害）②（尊属殺人未遂↓傷害）事件、長野①（強姦・殺人未遂↓無罪・傷害、2分の1）事件、新潟③（放火↓放火未遂）④（放火未遂↓脅迫）⑦（放火↓脅迫）⑩（殺人未遂↓傷害）⑫（殺人未遂・傷害・殺人未遂↓傷害・傷害・無罪、3分の1）⑬（殺人↓傷害致死）⑭（尊属殺人未遂↓暴力行為等処罰に関する法律違反）事

件である。縮小認定は、水戸六件中〇件、宇都宮七件中二件、前橋六件中一件、静岡一一件中一・五件、甲府六件中二件、長野五件中〇・五件、新潟一九件中六・三三件、合計六〇件中一三・三三件で、縮小認定率は二二・二二%である。無罪率と縮小認定率を合計した被告人の主張認定率は、四一・九三%である。

求刑より軽い量刑の事件は、水戸③（尊属殺人未遂・殺人未遂、7年↓4年）・④（放火、5年↓2年6月）・⑤（放火、6年↓5年）、宇都宮①（尊属殺人未遂、12年↓4年）・⑦（殺人・殺人、無罪・7年↓4年、2分の1）事件、前橋①（放火、4年↓3年）・②（放火・放火未遂、無罪・3年↓2年、2分の1）事件、静岡①（殺人・殺人、12年↓10年、傷害致死5年↓3年、2分の1）・⑤（殺人、7年↓5年）・⑥（殺人、死刑↓無期）・⑧（殺人、8年↓7年）・⑪（放火・放火、7年↓6年・7年↓7年、2分の1）事件、甲府⑥（尊属殺人、無期↓10年）事件、長野②（放火未遂、3年↓2年6月）・③（放火、6年↓5年）・④（放火未遂、2年6月↓1年6月）・⑤（放火、8年↓6年）事件、新潟⑥（殺人未遂、8年↓6年）・⑧（殺人、12年↓8年）・⑪（放火、9年↓5年）・⑰（放火、8年↓5年）事件、合計一九件ある。

求刑と同じ量刑の事件は、水戸⑥（放火、8年）事件、前橋③（放火、10年）・④（尊属監禁致死、3年）事件、静岡④（放火、8年）・⑩（強盗強姦未遂、8年）・⑪（放火・放火、6年↓7年・7年↓7年、2分の1）事件、甲府③（放火・放火、5年・6年）・④（放火、8年）事件、新潟⑭（放火、7年）・⑮（放火、10年）事件、合計九・五件ある。

執行猶予は、宇都宮②（殺人↓自殺幇助、1年↓1年執行猶予）事件、静岡③（殺人↓保護責任者遺棄致死、1年執行猶予↓1年執行猶予）・⑦（放火未遂、4年↓2年執行猶予）事件、甲府①（傷害致死↓傷害、2年↓2年執行猶予）・②（殺人未遂↓傷害、2年↓2年執行猶予）事件、新潟⑤（放火未遂、2年↓2年執行猶予）・⑱（殺人↓傷害致死、5年↓2年執行猶予）事件、合計七件ある。一方、無期懲役は、静岡⑥（殺人、死刑↓無期）事件の一件がある。

る。

更新は、水戸②（尊属殺人未遂・殺人未遂↓過失致死・無罪・無罪）事件、甲府⑤（尊属殺人↓正当防衛）事件の二件がある。

未決勾留日数を本刑算入した事件は、水戸⑥（放火）、宇都宮⑦（殺人・殺人↓無罪・殺人、2分の1）事件、前橋②（放火・放火未遂↓無罪・放火未遂、2分の1）・③（放火）・④（尊属監禁致死）・⑤（殺人）事件、静岡⑩（強盗強姦未遂）事件、甲府③（殺人）・④（放火）事件、長野①（強姦・殺人未遂↓無罪・傷害、2分の1）・②（放火未遂）・③（放火）・④（放火）、新潟④（放火未遂↓脅迫）・⑮（放火）事件、合計一三・五件である。

1 水戸

水戸地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和3年・3件(無罪1件、更新1件)

①	②	③
3・11・1	3・11・29	3・12・24
放火未遂 (借金の催促に立腹して放火未遂)	尊属殺人未遂及殺人未遂 (両親が弟を偏愛して殺人未遂)	尊属殺人未遂及殺人未遂
無罪	更新	懲役4年
被告人(年齢) AK虎四郎 農(44)	被告人(年齢) FK徳太郎 農(29)	被告人(年齢) FK徳太郎
裁判官 長岡熊雄 近幹之助 渡邊達也	裁判官 長岡熊雄 近幹之助 渡邊達也	裁判官 長岡熊雄
検察官 黒正太助	検察官 黒正太助	検察官 黒正太助
弁護士 伊藤鹿次郎	弁護士 松本波一郎	弁護士 松本波一郎

	(2)事件の再陪審	(懲役7年)	農(29)	近幹之助 渡邊達也		
--	-----------	--------	-------	--------------	--	--

(注1) ②事件は、父親に対しては、主問「殺人未遂」然らず、補問1「傷害」然らず、補問2「過失傷害」然り、弟夫妻に対しては、いずれも主問「殺人未遂」然らずの答申(補問なし)であった。裁判長は、答申を採択せず陪審を更新し、再陪審(③事件)となった。

(注2) ③事件は、②事件の再陪審であるが、父親・弟夫妻に対して、いずれも主問「殺人未遂」然りの答申であった。

(注3) ③事件は、上告(弁護士栗師寺志光・海老原隆・谷邨直雄)したが、昭和4年4月11日上告棄却。

昭和4年・2件

	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
④	4・9・27	放火 (喧嘩口論の恨みから放火)	懲役2年6月 (懲役5年)	TH富藏 下駄職(62)	長岡熊雄 近幹之助 渡邊達也	中村惣平	師岡廉治
⑤	4・11・8	放火 (保険金詐欺)	懲役5年 (懲役6年)	NH清三郎 精米業(47)	近藤三郎 渡邊達也 内田初太郎	中村惣平	小沼操

(注) ⑤事件は、上告(弁護士小沼操)したが、昭和5年2月26日上告棄却。

昭和5年・1件

	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
⑥	5・9・27	放火 (保険金詐欺)	懲役8年 未決勾留150日算入	UD田伊助 農(46)	松田孫治郎 近幹之助	茂見義夫	金子初 伊藤鹿次郎

	(懲役8年)	稲垣源次郎
--	--------	-------

(注) ⑥事件は、上告(弁護士橋本潔)したが、昭和6年2月16日上告棄却。

2 宇都宮

宇都宮地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和3年・1件

	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
①	3・12・24	専属殺人未遂 (祖父銃殺未遂)	懲役4年 (懲役12年)	ON榮藏 農(34)	岡慶治 田沼金造 城野政七郎	樋口柳吉	佐久間渡 和気壽

(注) ①事件は、上告したが、昭和4年3月29日上告棄却。

昭和4年・2件(無罪1件)

	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
②	4・7・10	殺人 (美人妻殺し)	自殺幫助 懲役1年(懲役1年) 執行猶予3年	NM龍三 印刷職(28)	田沼金造 城野政七郎 合田繁雄	飯澤高	佐藤親弘
③	4・10・14	殺人未遂 (実兄銃殺未遂)	無罪	HY芳夫 県立中 学校生徒(19)	田沼金造	原定男	渡邊勇一郎 成田友之助 武田正二

昭和6年・1件(無罪1件)

④	判決日(昭和)	6・4・20	放火 (恋の恨みから放火)	公訴罪名	無罪	判決(求刑)	被告人(年齢)	AZ七之助 雇人(24)	裁判官	田沼金造	検察官	原定男	佐久間渡 和気壽 渡邊勇一郎	弁護士
---	---------	--------	------------------	------	----	--------	---------	-----------------	-----	------	-----	-----	----------------------	-----

昭和8年・1件

⑤	判決日(昭和)	8・12・5	殺人 (些細な喧嘩から撲殺)	公訴罪名	傷害致死 懲役3年 (懲役5年)	判決(求刑)	被告人(年齢)	TK七五郎 農(40)	裁判官	藤本梅一 奈良正夫 池田惟一	検察官	原定男	和気壽 佐藤和三郎 鈴木康人 渡邊勇一郎 大塚久一郎 長山修一郎 君島貞一	弁護士
---	---------	--------	-------------------	------	------------------------	--------	---------	----------------	-----	----------------------	-----	-----	---	-----

和10年・1件(無罪1件)

昭

⑥	判決日(昭和)	10・1・26	尊属殺人 (襲ってきた実父殺し)	公訴罪名	無罪	判決(求刑)	被告人(年齢)	OZ常男 農(33)	裁判官	藤本梅一	検察官	吉弘基彦	佐久間渡 渡邊勇一郎 和気壽	弁護士
---	---------	---------	---------------------	------	----	--------	---------	---------------	-----	------	-----	------	----------------------	-----

昭和11年・1件

	判決日(昭和)			公訴罪名		判決(求刑)	被告人(年齢)		裁判官		検察官		弁護士
--	---------	--	--	------	--	--------	---------	--	-----	--	-----	--	-----

⑦	判決日(昭和)	11・12・8	殺人 (実父と弟の兄殺し)	公訴罪名	無罪	判決(求刑)	被告人(年齢)	ST清三郎 農(61) ST武雄 農(22)	裁判官	柚木芳 田中盈 長谷川成一	検察官	飯沼榮助	新江寅 館野清 安原忠孝 長山修一郎	弁護士
---	---------	---------	------------------	------	----	--------	---------	---------------------------------	-----	---------------------	-----	------	-----------------------------	-----

3 前橋

前橋地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和4年・1件

①	判決日(昭和)	4・9・19	放火 (保険金詐欺)	公訴罪名	懲役3年 (懲役4年)	判決(求刑)	被告人(年齢)	OS平治 大工職(67)	裁判官	森章三郎 佐藤修一 杉本晋	検察官	坂元不二男	鈴木幸四郎 木村嘉吉 小川彦衛	弁護士
---	---------	--------	---------------	------	----------------	--------	---------	-----------------	-----	---------------------	-----	-------	-----------------------	-----

(注) ①事件は、上告(弁護士鈴木幸四郎・小川彦衛)したが、昭和4年12月23日上告棄却。

昭和7年・1件

②	判決日(昭和)	7・4・26	放火及放火未遂 (裏日光謎の放火)	公訴罪名	放火 無罪 放火未遂 懲役2年 未決勾留90日算入 (懲役3年)	判決(求刑)	被告人(年齢)	KH玄次郎 神官・農業 (52)	裁判官	石田伊太郎 水谷秀一 長尾肇太郎	検察官	宮崎正己	大澤愛次郎 木村嘉吉	弁護士
---	---------	--------	----------------------	------	---	--------	---------	------------------------	-----	------------------------	-----	------	---------------	-----

(注) ②事件は、上告(宮脇信介・鈴木福次郎)したが、昭和7年8月25日上告棄却。

昭和9年・1件

③	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	9・6・8	放火 (保険金詐欺)	懲役10年 未決勾留180日算入 (懲役10年)	T M 貞輔 菓子製造販売 (51)	石田伊太郎 山口富次郎 鷺海隆	宮崎正己	都丸洋三 松岡末盛

昭和10年・1件

④	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	10・11・30	尊属監禁致死 (精神異常の実母殺し)	懲役3年 未決勾留60日算入 (懲役3年)	O Z 一直 農(43)	山口富次郎 田中清明 坂野秀雄	大野豹吾	關口志行 今泉淺之丞

(注) ④事件は、上告(弁護人關口志行・木村嘉吉・木村賢三)したが、昭和11年4月18日上告棄却。

昭和12年・1件

⑤	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	12・4・8	殺人 (恋敵の除隊兵殺し)	傷害致死 懲役6年 未決勾留25日算入 (懲役12年)	S N 伯美 農(22)	山口富次郎 池野仁二 青山義武	古屋東	關口志行
		死体遺棄(恋敵の除隊兵殺し) (通常公判)	死体遺棄 無罪				
		殺人未遂(恋した女殺し) (通常公判)	傷害 懲役2年・未決拘留25日算入				

昭和16年・1件(無罪1件)

⑥	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	16・10・30	放火 (恨みの放火)	無罪	H Y 竹三郎 農(56)	野口猛雄 松村喜三郎 秋山悟	市島成一	關口志行

4 静岡

静岡地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和3年・1件

①	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	3・12・21	殺人 (沖仲仕殺し)	殺人 懲役10年(懲役12年) 傷害致死 懲役3年(懲役5年)	A Y 百一 沖仲仕(28)	柏木五百次郎 古松鐵太郎 篠原治朗	古賀才次郎	鈴木信雄
				A Y 萬之助 百一の父(55)			

昭和4年・5件(無罪1件)

②	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	4・3・6	放火未遂 (保険金詐欺)	無罪	T M 喜三次 湯屋(63)	柏木五百次郎 古松鐵太郎 高木道雄	古賀才次郎	遠藤終之助 大庭良平
③	4・4・18	殺人	保護責任者遺棄致死	K G ふみ	古松鐵太郎	古賀才次郎	中田駿郎

5 甲 府

甲府地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和4年・1件

①	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	4・4・23	傷害致死	傷害 懲役2年(懲役2年) 執行猶予3年	O T 徳 農(51)	井上直吉 林盛治 龜崎弘尚	大月義平二 安達太助	山本金秋 小野塚久太郎 森田愛次郎 (官選)
		損害賠償 3000円付帯私訴	却下	原告 A N 理作			中西松(官選)

(注1) ①事件は、請求陪審である。別問「正当防衛」には、然らずの答申があった。

(注2) 附帯私訴の原告は、被害者 A N 永作の長男である。

昭和7年・1件

②	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	7・5・24	尊属殺人未遂 (剪切り)	傷害 懲役2年 執行猶予3年 (懲役2年)	S M まさ子 無職(29)	西村義太郎 飯田秀三 毛利野富治郎	大野豹吾	中西松 所龍爾

昭和8年・1件

③	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	8・10・31	放火 (保険金詐欺)	懲役6年 未決勾留60日算入	K T 善春 鮮魚商(28)	野村熊太郎 堀切順	大野豹吾	山本金秋 藤田薫

	9・5・18	放火 (破毀差戻後の通常公判)	懲役6年 未決勾留200日算入 (懲役5年) 懲役6年 未決勾留60日算入 (懲役6年)	H N 道三 外交員(23) K T 善春 鮮魚商(28)	小田久藏 飯田秀三 下尾榮 定塚道雄	大野豹吾	長田梅太郎 稲村宗政 藤田薫 稲本錠之助
--	--------	--------------------	---	--	-----------------------------	------	-------------------------------

(注1) ③事件は、被告人 K T 善春が上告(弁護士稲本錠之助・三輪長正)し、昭和9年3月10日、大審院は破毀差戻の判決をした。

(注2) ③事件の破毀差戻事件は、被告人が陪審を辞退し通常公判で、甲府地方裁判所において審理された。

昭和9年・1件

④	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	9・3・29	放火 (保険金詐欺)	懲役8年 未決勾留100日算入 (懲役8年)	Y D 金一 無職(30)	野村熊太郎 堀切順 小田久藏	大野豹吾 松城雄二郎	中西松
		損害賠償 1650円付帯私訴	棄却	原告 Y M 般三			

(注1) ④事件の附帯私訴原告 Y M 般三は、放火により罹災した家屋の賃借人である。

(注2) ④事件は、上告(弁護士中西松)したが、昭和9年10月2日、上告棄却。

昭和10年・2件(更新1件)

⑤	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	10・11・19	尊属殺人	更新	Y M 元春	野村熊太郎	石川近之進	森田愛次郎

6 長野

長野地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和4年・1件(請求1件)

⑥	10・12・24	(姑殺し) 尊属殺人	懲役10年 (無期懲役)	農業(27) Y M元春 農業(27)	堀切順 石川勳藏	石川勳藏 野村熊太郎	石川近之進 大場十郎	森田愛次郎
---	----------	---------------	-----------------	---------------------------	-------------	---------------	---------------	-------

(注) ⑤事件は、主問「殺人」に然り、別問「正当防衛」に然りの答申であった。裁判長は、答申を採択せず更新決定し、再陪審(⑥事件)となった。

①	判決日(昭和) 4・4・12	公訴罪名 強姦 殺人未遂 (人妻強姦・毒殺未遂)	判決(求刑) 無罪 傷害 懲役2年 未決勾留60日算入 (懲役2年)	被告人(年齢) K S嗜好 農兼荷 馬車運挽(42)	裁判官 篠原泰助 上條桂十郎 宗田義久	檢察官 帆高壽一 篠原三郎	弁護士 林登金太
		住居侵入(通常公判)	懲役2月(懲役3月)			篠原三郎	

(注1) ①強姦事件は請求陪審事件、①殺人未遂事件は法定陪審、①住居侵入事件は通常公判である。

(注2) ①事件は、検事の請求によって、風俗を害するとして公開禁止となった。

昭和5年・2件

②	判決日(昭和) 5・7・2	公訴罪名 放火未遂 (保険金詐欺)	判決(求刑) 懲役2年6月 未決勾留120日算入 (懲役3年)	被告人(年齢) H Y傳彌 小製系経営 (62)	裁判官 上條桂十郎 淺野英明 鈴木忠五	檢察官 篠原三郎	弁護士 林登金太 根本祐次
③	5・8・9	放火 (恨みの放火)	懲役5年 未決勾留120日算入 (懲役6年)	A B茂市 屋根職(67)	篠原泰助 淺野英明 鈴木忠五	篠原三郎	有坂茂三郎 森山儀文治

(注) ②事件は、上告趣意書の提出が、法定期間内に大審院に届かず、昭和5年9月23日上告棄却。

昭和10年・1件

④	判決日(昭和) 10・4・5	公訴罪名 放火 (放火発見の褒賞目的)	判決(求刑) 懲役1年6月 未決勾留50日算入 (懲役2年6月)	被告人(年齢) S H大門 市役所 臨時人夫(36)	裁判官 石田弘吉 野呂正達 長谷部茂吉	檢察官 宮崎正巳	弁護士 野溝弘
---	-------------------	---------------------------	---	-------------------------------------	------------------------------	-------------	------------

昭和11年・1件

⑤	判決日(昭和) 11・12・14	公訴罪名 放火 (恨みの放火)	判決(求刑) 懲役6年 (懲役8年)	被告人(年齢) N T勝義 村役場小使 (21)	裁判官 中村泰藏 野呂正達 谷口茂榮	檢察官 蘆立憲五	弁護士 宮下文夫
---	---------------------	-----------------------	--------------------------	-----------------------------------	-----------------------------	-------------	-------------

7 新潟

新潟地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和3年・1件（無罪1件）

①	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	3・11・7	放火未遂 (飲酒の上の喧嘩)	無罪	KB三吉 雇人(26)	櫻田壽 石田弘吉 加藤朔太郎	猪俣治六	舟崎仁一

昭和4年・1件（無罪1件）

②	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	4・4・5	非現住建造物等放火 (小作争議のもつれ)	無罪	H M 徹二 農(37)	櫻田壽 石田弘吉 加藤朔太郎	原定男	細野三千雄 高島清吉 井伊誠一

(注) ②事件は、請求陪審である。

昭和5年・3件

③	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	5・1・29	放火 (保険金詐欺)	放火未遂 懲役2年6月 (懲役5年)	HD 泰平 旅人宿業 (61)	石田弘吉 水上尚信 堀切順	岩淵彰郎	田中正名 玉井潤次
④	5・6・27	放火未遂 (天然瓦斯地主への要求)	脅迫 懲役8月 未決勾留90日算入 (懲役10月)	MY 佐久次 農(55)	石田弘吉 水上尚信 堀切順	岩淵彰郎	今成留之助

⑤	5・7・19	放火未遂 (小作人の怨恨)	懲役2年 執行猶予3年 (懲役2年)	TH リカ 農(65)	石田弘吉 水上尚信 堀切順	岩淵彰郎	伊藤龜久二
---	--------	------------------	--------------------------	----------------	---------------------	------	-------

(注) ③事件は、上告(弁護士内田義隆)したが、昭和5年4月18日上告棄却。

昭和6年・6件（無罪1件）

⑥	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
	6・3・18	殺人未遂 (債権者殺し未遂)	懲役6年 (懲役8年)	SI 善次郎 農業(37)	石田弘吉 水上尚信 高橋良作	岩淵彰郎	田中正名 伴純 玉井潤次
⑦	6・6・26	放火 (元内縁の妻との復縁のもつれ)	脅迫 懲役10月 (懲役1年)	KI 傳助 漁業(31)	石田弘吉 水上尚信 高橋良作	岩淵彰郎	浦本貫一
⑧	6・8・21	殺人 (情婦殺し)	懲役8年 (懲役12年)	ED 作太郎 無職(47)	石田弘吉 高橋良作 中兼謙吉	井上廣治	森節太郎
⑨	6・10・24	放火 (保険金詐欺)	無罪	KB 喜蔵 豆腐商(35)	石田弘吉 高橋良作 中兼謙吉	中村惣平	伴純
⑩	6・12・9	殺人未遂 (情婦殺し未遂)	傷害 懲役3年	HS G 信治 雑業(42)	石田弘吉 高橋良作	中村惣平	上村閏五郎 玉井潤次

⑪	6・12・16	放火 (保険金詐欺)	懲役5年 (懲役9年)	HG 數一 機業(36)	石田弘吉 高橋良作 中兼謙吉	井上廣治	小出哲也
---	---------	---------------	----------------	-----------------	----------------------	------	------

(注) ⑩事件は、上告したが、昭和7年4月4日、上告棄却。
昭和7年・3件

⑫	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
⑬	7・1・25	殺人未遂・傷害・殺人未遂	傷害・傷害・無罪	EG長吉	石田弘吉	中村惣平	伴純
⑭	7・6・6	放火未遂 (元妻との復縁のもつれ)	懲役2年	SM三次 農業(24)	田邊高三郎	中村惣平	滝澤壽一
⑮	7・10・26	放火 (保険金詐欺)	放火 懲役7年 (懲役7年)	NT與作 桶職(47)	田邊高三郎 高橋良作 中兼謙吉	中村惣平	今成留之助 樋口正勝

(注) ⑫事件は、元妻ヨシオに対する主問1「殺人未遂」には然らず、補問1「傷害」には然り、ヨシオの実母ヤスに対する主問2「傷害」には然り、ヨシオの兄一郎に対する主問3「殺人未遂」には然らずの答申があった。

昭和8年・1件

判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
---------	------	--------	---------	-----	-----	-----

⑮	8・5・29	放火 (納税を糊塗)	懲役10年 未決勾留150日算入 (懲役10年)	KD貞治 農(48)	田邊高三郎 高橋良作 河端清	中村惣平	出塚助衛
---	--------	---------------	--------------------------------	---------------	----------------------	------	------

(注) ⑮事件は、上告(弁護士山本猛之助)したが、昭和8年10月21日上告棄却。

昭和10年・1件(無罪1件)

⑯	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
⑰	10・7・11	放火 (保険金詐欺)	無罪	WN留吉 日雇(54)	井上直吉 牧野勝 坂間孝司	高橋久衛	上村潤五郎

昭和11年・1件

⑱	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
⑲	11・2・5	放火 (保険金詐欺)	懲役5年 (懲役8年)	KK敬次 鍛冶職(44)	増田喜一 牧野勝 坂間孝司	千葉律之	玉井潤次 長谷川寛 瀧澤壽一

昭和12年・1件

⑳	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
㉑	12・11・25	殺人 (馬鹿にされたのに憤慨)	傷害致死 懲役2年 (懲役5年)	KY森蔵 雇人(21)	増田喜一 鶴見金治 土井王明	宮崎正己	出塚助衛

昭和15年・1件

19	判決日(昭和)	15・6・15	公訴罪名	尊属殺人未遂 (実母殺し)	判決(求刑)	暴力行為等処罰に関する法律違反第1条 第1項 懲役2年 (懲役3年)	被告人(年齢)	YO眞一 農(31)	裁判官	増田喜一 川本彦四郎 古山宏	検察官	清田一郎	弁護士	龍澤壽一(官選)
----	---------	---------	------	------------------	--------	--	---------	---------------	-----	----------------------	-----	------	-----	----------

三 陪審公判始末簿・刑事統計年報から見た陪審裁判

水戸・宇都宮・静岡・甲府・新潟地方裁判所については、陪審公判始末簿が残されていなかったため、刑事統計年報を用いて、年度別陪審事件処理一覧表を作成した。前橋・長野地方裁判所については、保存されていた陪審公判始末簿に基づいて、年度別陪審事件処理一覧表を作成した。

(注1) 『刑事統計年報』には、「裁判所別 陪審事件刑法犯ノ件数、人員、科刑其他」と題する「一覧表」が掲載されている。その「一覧表」には、年度別に旧受理、新受理、陪審公判、公訴棄却、他ノ陪審ノ評議ニ付ス、通常公判、自白、辞退、未結局事件などの件数・人数が記載されている。なお、『刑事統計年報』の昭和一六年以降分には、この「一覧表」は掲載されていない。

(注2) 『刑事統計年報』の前記「一覧表」では、自白と辞退の各人員数は掲載されているが、自白と辞退の各件数の内訳人数は出ていない。そこで、本表では、自白の件数と人数は同数と仮定して処理したので、自白と辞退の件数は実数とは多少異なることがある。

(注3) 「新受理」は、その年に受付けた事件数である。「旧受理」は、前年以前に受付けた未済事件で、次年に繰越された事件数である。

(注4) 受理された事件の処理は、次の通り表示した。「自白」欄は、自白事件が通常手続きで審理された事件数である。「辞退」欄は、陪審公判を辞退した事件が通常手続きで審理された事件数である。「陪審公判」欄は、陪審法により陪審の評議に附された事件数である。「公訴棄却」欄は、被告人死亡の場合(刑法365条)に決定で公訴棄却された事件数である。なお、陪審公判で公訴棄却されるのは、放火で起訴されたが器物損壊(告訴取下)と認定された場合などである。括弧()内の数字は人数である。

(注5) 司法書記官潮道佐「陪審所感」(『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月)は、陪審法実施の一年間に於て色々感じた点の一つとして、「陪審事件が意外に少ない。これは勿論法定陪審事件では被告人が辞退し、請求陪審事件では請求を為さないからである。尤も辞退する者の大部分は同時に自白もして居る様である。」という。

1 水戸 水戸地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

水戸地方裁判所における法定陪審事件の処理状況の特徴は、先ず、法定陪審事件の殆どが、通常公判で審理されて、陪審公判に付された事件が極めて少ないことである。この陪審事件の過少は全国的な現象でもある。

法定陪審事件においても、殆どの事件は自白事件であるというのであるから、公判または公判準備手続における取調において公訴事実を認めるとき(自白)は、陪審の評議に付すことを得ない(陪審法第7条)と定められているので、事件処理としては自白が圧倒的に多いはずである。しかし、昭和七年〜昭和十一年は、自白による事件処理は一人もなく、被告人全員が陪審公判を辞退している。そして、その他の年度も、自白より辞退による事件処理の方が多いのは、自白していても、その前に被告人の辞退で事件処理がなされていることを示している。

昭和(年)	3	4	5	6	7	8	9	10
-------	---	---	---	---	---	---	---	----

3 前 橋 前橋地方裁判所における陪審公判一覧表
 法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の殆どが通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。そして、自白による事件処理も多いが、昭和三年・昭和四

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11	1	31(32)	2	29	1(2)	
12		29		29		
13		24	2	22		
14		15	1	11	1	
15	2	21(22)	16	12(13)		
16	1					
17						
18						

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		6		3	1	
4	2	24		23	2	
5	1	26(28)	1	26(28)		
6		31(34)		28(30)	1	(1)
7	2	28		29		
8	1	20(22)		20(22)	1	
9		27(28)	1	25(26)		
10	1	25		24	1	

判が極めて少ないことである。また、事件処理は、昭和一五年を除き、辞退が殆どを占めており、自白での事件処理は極めて少ない。自白事件であっても、自白での事件処理の前に、陪審公判を辞退しているのである。

2 宇都宮 宇都宮地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11	2	43(44)		44(45)		
12	1	35(36)	4	32(33)		
13		29(31)	11	16(18)		
14	2	33	12	23		
15		24	10	12		
16	2					
17						
18						

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
		12	2	4	3	
3	3	32(33)	10	21(22)	2	
2	2	38(46)	11	25(32)	1	
3(4)	3(4)	42(44)	4	35(36)		
6(8)	6(8)	47(55)		49(59)		
4	4	35(39)		36(38)		
3(5)	3(5)	49(50)		46(49)		
6	6	40(44)		44(48)		

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11		52(56)		52(56)		
12		44(54)		44(54)		
13		35(41)		35(41)		
14		39(44)		39(44)		
15		36(44)		36(43)		
16	1					
17						
18						

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		9(10)	3		1(2)	
4	5	25	19	1	5	1
5	4	32(35)	29	2(5)	2	1
6	2	37(41)	30	6(9)	3(4)	
7		56(61)	8	45(50)		
8	3	43	5	41		
9		49(51)		49(51)		
10		54		54		

判が極めて少ないことである。そして、昭和三年から昭和六年にかけては、自白による事件処理が殆どであるが、昭和七年以降、特に昭和九年以降は、自白による事件処理は零であるように、辞退により事件処理がなされている。

4 静 岡 静岡地方裁判所における陪審公判一覧表
法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の殆どが通常裁判で処理され、陪審公

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11		38(39)	21(22)	13		
12	4	38(43)	14(16)	27(30)	1	
13		29(30)	14(15)	13		
14	2	26(28)	17(18)	10(11)		
15	1	31	19	11		
16	2	24	11	13	1	
17	1					
18						

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		9		8		
4	1	14(15)		12(13)	1	
5	2	36(37)	16(17)	17		
6	5	29(33)	8(11)	19(20)		
7	7	41(42)	20	23(24)	1	
8	4	29(33)	14(15)	19(22)		
9		29(30)	9	19(20)	1	
10		21(23)	11(12)	8(9)	1	1

年は自白による事件処理は零であるように、やはり辞退による事件処理も多い。

5 甲 府 甲府地方裁判所における陪審公判一覧表

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の殆どが通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。そして、昭和三年から昭和十一年にかけては、自白に依る危険処理はなく、総て辞退による事件処理がなされている。

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		2				
4	2	12	13		1	
5		10(11)	9(10)			
6	1	18	16			
7	3	17	18		1	
8	1	16(19)	12(14)		1(2)	1
9	3	25(28)	24(26)		1	1
10	2(3)	19	15(16)		2	

6 長 野 長野地方裁判所における陪審公判一覧表

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の殆どが通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。そして、昭和三年から昭和一八年の全期間、自白による事件処理はなく、総て辞退による事件処理がなされている。

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		9		9		
4		29	28		1	
5		62(65)	60(63)		2	
6		46(48)	46(48)			
7		58(60)	58(60)			
8		55(75)	55(75)			
9		49(51)	49(51)			
10		60(64)	57(61)		1	

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判
11	2	53		52	1
12		36(37)	36(37)		
13		39(43)	39(43)		
14		38(39)	36(37)		
15	2	35	37		
16		32	32		
17		33(34)	33(34)		
18		13	13		

〔公訴棄却〕

7 新 潟 新潟地方裁判所における陪審公判一覧表

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の殆どが通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。そして、昭和三年から昭和十一年にかけては、大部分が、特に昭和七年から昭和一〇年・昭和十五年は全部、自白に依る事件処理はなく、辞退による事件処理がなされている。

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		5(6)	3	(1)	1	
4	1	20(21)	6	12(13)	1	
5	2	38(46)	4	33(40)	3	(1)
6		39(40)	8	23(24)	6	
7	2	33(35)		29(31)	3	
8	3	37		38	1	
9	1	35		36		
10		37(38)		33(34)	1	

昭和(年)	旧受理	新受理	自白
11	3	34(35)	2
12	2	35	2
13	2	25(26)	4
14	3(4)	21	1
15	3	13	
16			
17			
18			

辞退	陪審公判	公訴棄却
32(33)	1	
32	1	
20		
20(21)		
15	1	

四 陪審説示集・問書集による事件の紹介

陪審公判の問書は、最初、『法曹会雑誌』(第7巻第7号・一九二九年七月)の「陪審問書集(一)」に東京一件・浦和一件・千葉一件・水戸二件・宇都宮一件・静岡一件・新潟一件・大阪二件、合計一〇件が収録された。次いで、『法曹会雑誌』(第7巻第10号・一九二九年一〇月)の「問書集」に四九件が収録された。そして、その四九件が、『陪審問書集』第一輯(司法省刑事局・一九二九年三月)として、単行本として出版された。

説示は、『法曹会雑誌』(第7巻第10号・一九二九年一〇月)の「説示例」に浦和一件・大阪一件・名古屋一件・鳥取一件・仙台一件・佐賀一件・旭川一件、合計七件が収録された。そして、『陪審説示集』(司法省刑事局編・一九二九年一〇月)に、「昭和三年十月より昭和四年九月に至る各地方裁判所の陪審裁判に於ける若干の説示案又は公判調書説示部分を収録」して、単行本として刊行された。収録された説示は、五六件であるが、「同一裁判所より数件送付ありたるものは適当に取捨し其の内二三を掲げた」という。

陪審説示集は、水戸①③事件、静岡①③④事件、甲府①事件、長野①事件、新潟①②事件、問書集は、水戸①②事件、宇都宮①事件、静岡①事件、新潟①事件を収録した。

(注1)『陪審問書集』第一輯の出版年月日は不明であるが、巻頭に「本集は昭和三年十月より昭和四年二月末日迄に、本省へ到達したる全国地方裁判所長の陪審事件に関する報告書掲記の公訴事実の梗概、問及答申を収録したるものなり」と、昭和四年三月一日五日付の陪審係による説明が記載されている。

(注2)『陪審説示集』には、「本書中公判調書写と記載ある分は本省へ送付の原案に其の旨明記しありたるものに限る其の他は総て事実の如何を問はず説示案とせり」と注記されている。

1 水戸

(一) 説示・問書

① AK虎四郎(水戸地方裁判所放火未遂被告事件昭和三年一月一日判決・無罪)

一、公訴事実の梗概

被告人は大正十五年二月十一日(旧十二月二十九日)他の二名の者と共に連帯債務を負担して多賀郡□□村大字□□中ST鶴吉より金百五十円を借受け弁済期たる同年五月六日(旧三月二十五日)を経過するも利息の一部の支払を為したるのみにて其余の元利金の支払を為さざりしを以て其後昭和三年六月下旬に至る迄の間屢々鶴吉より弁済の督促を受けたるを以て同人に対し不快の情を抱き居りたるか同年七月十一日午後二時頃右債務の弁済猶予を求むべく右の鶴吉方に至りたるに偶々同人方全家不在にて且酩酊し居りたる為め同人に対する不満の情一時に発し鬱憤を晴す為め其住家を焼燬せんことを決意し即時有合せたる藁屑等一抱許りを其住家北外側羽目板に接着して置き之に携帯し居りたる燐寸を以て放火し其火気は右羽目板等の一部に延焼したるも自然に消滅する所と為り住宅焼燬の目的を達せざりしものなり

二、説示案

本件に就いては事実上の争ひかあるのみて法律上争はありません仍て本職は之より事実上の争点と証拠との關係を述べて諸君の御判断の資に供したいと思ひます願くは冷静なる頭を以て事件の真相を掴むやう御評議を願ひます公訴事實は検事が冒頭に陳述せし通りにて之を分析すれば動機と犯罪事実とに區別することか出来る而して犯罪事實は犯罪の方法と其の結果とに區別さるゝのであります其の動機は被告人かST鶴吉より金百五十円を借り返済期を過ぐるも其の元利金を弁済することを得ず貸主より屢々重なる督促を受けたるを以て之を憤り遂に貸主宅に放火して之を焼燬せんと決心するに至つたと云ふのであります

犯罪方法は本年旧五月二十四日(新七月十一日)午後二時頃ST鶴吉方に至り厩の前の藁屑を手握り同家表側出格子の下方羽目板の下に之を置き所持の燐寸を以て放火したりと云ふのである又其の結果は火は弱かりし為め家屋焼燬の程度に至らず羽目板を少し焦したるか自然に消火し未遂に終つたと云ふのであります

之に対し被告人は動機の点に於て鶴吉より金を借りたる事実はあるも之に就ては別段嚴重なる督促を受けたることなし従つて之を憤りて放火を決心したりと云ふか如きことはないのであると云ひ犯罪の点に付被告は七月十一日全然鶴吉方に至らず又月日の何時たるを聞はず鶴吉方に放火したる事実を全部否認して居るのである犯罪の結果につきては勿論被告の関知せざる処であると云ふのであります

先づ動機の点に付説明します動機は犯罪の情状に関するを普通とするか時としては犯罪の成立と不切不離の關係に立つものであります故に犯罪事実を認定するに方りては其動機

を考査する必要あることかあります併し乍ら犯罪の重大性と動機の重大性とは必ずしも比例するにあらず時としては普通人か極めて詰まらぬと思ふ事か重大なる犯罪をなすに至ることかある之は犯人の性格学力環境其他の事情に因て判断せねはならぬのです又此の動機は被告人の心理作用に属するを以て被告人か自白せざる時は他の証拠に依りて之を推測するより外なく時としては証拠によりても判明せざる場合かある此の如き場合に於いても犯罪事実か証拠に依りて明白には有罪を認定しなければならぬ之に反して動機を目せらるゝ事実か証拠によりて明かなりとするも犯罪事実か証拠によりて明白ならざる時は動機と目せらるゝ事実の存在のみを以て直ちに犯罪を認定する訳には行かぬ結局動機と目せらるゝ事実は犯罪を推測する一の情況に過ぎないのである

(此の時弁護人は起立して裁判長の説示には意見か交する様に思ふか如何と云へり)

(裁判長は説示に対しては異議を許さすと告げたり)

而して裁判長は説示を進めて本件に於いて被告人かS T 鶴吉より百五十円を借り居たることの外本年春同人より二千元を借り其内千円を返済し残金千円は未だ返期に達せざるも其債務を負担せることは争なき事実である只此百五十円の返済の督促か嚴重であつたか又二千元の貸借につき被告人か不平を洩す事情かあつたか而して之か放火を決心せしむるに至つたかと云ふ点に付熟考を求めなければならぬのです

之に付証人S G I 豊吉被告人の妻A K マス及S K 熊太郎、U D 右馬之助、M D 直治の証言は百五十円の貸借に付其証文に保証人として署名したるM D 直治の名下の印か偽造なりとて本年春頃貸主より厳談あり元利金の請求ありたるも犯行の日時に接触せる時に於て厳談ありしを知らず又二千元の貸借に付いては被告か不平を唱へたる事実を知らずと云ふに

在り

貸主S T 鶴吉も当法廷に於ては右百五十円に付別段嚴重なる督促を為したることなしと陳述せり然るに予審調書に於けるS T 鶴吉の陳述の記載並に被告人の陳述の記載を信すへきものとせは犯行直前に至るまで百五十円につき鶴吉より被告人に対して屢嚴重なる督促をなしたることを窺ふに足る

右等の証言及被告人の陳述につき其何れを信すへきかは一に諸君の自由なる心証判断に属す次に犯罪事実に付いては第一に問題となつて居るのは日の関係である被告人か予審に於ける自白と公判準備期日に於ける陳述とに於てS T 鶴吉方に至りし日を異にするのみならず当法廷に於ては其前後に於てS T 鶴吉方に至りたることなしと云ふに在るか犯罪の日時は多くは犯罪の構成事実にあらず本件に於ても日は犯罪の構成に關係なし然れとも日時及び場所を離れて犯罪か成立し得へき道理なければ正確なる日時は判らすとも概略の日時は之を推断しなればならぬものと思ふ

依て問題となりたる七月十一日の前後に於ける被告人の行動を証人の証言に依りて之を調査する必要かある之に付いては被告人の妻及O N 福次郎、A K 權次郎、S M コウ、S T しのの証言と被告人の予審に於ける陳述とに抛る外はないのである犯罪の方法は犯罪の現場に残存せる物及S T 鶴吉、同人の妻、及T Y 巡查、S T 警部補の証言により之を推測することを得へく之と被告人の予審に於ける自白並に公判準備手続に於ける被告人の供述とを対照して右犯罪と被告人との間に連絡ありや否やを決せられんことを望む其犯罪の場所か通路より洞見し得へき場所なることは検証の結果明白なるも其犯行当時農繁期にして農家には人の残れるものなき時なりとせは此事をも考慮に入れて判断せざるへからず犯後の

行動は往々犯罪を推定する資料となることかある本件に於て証人ST鶴吉、ST佐四郎、STすか、KM己之次郎、UDきみの証言か被告人の犯行を推定する資料となるや否やは其証言の信否と共に諸君の判断を求むる次第であります

本件の放火か未遂に終りしことは争ひなき事実である以上之を要約すれば動機の存否及犯罪当日に於ける被告人の行動犯罪の現場に於ける残留物被告人の犯後の行動等に付各証人の証言を斟酌し被告人の予審に於ける自白か信すへきや即ち被告人か本件犯罪を為したるものなりや否やを評議答申せられんことを望む

依て諸君に対する問は被告人は昭和三年七月中多賀郡□□町大字□□中ST鶴吉方住宅を焼燬せんと欲し同住宅北外側羽目板に接着して藁屑等を置き之に携帯せる燐寸を以て放火したるも其羽目板の一部を燻焦したるに止まり自然に消火し該住宅を焼燬するに至らざりしものなりのなりや諸君は之に対し慎重審議の上多数決により若し被告人か犯罪を為したるものなりとせば「然り」若し否らざるときは「然らず」と答申すへしと述へ陪審の評議に關し遵守すへき事項を説明したる上問書に署名捺印し之を陪審員に交附し陪審員をして評議室に退かしめ一時閉廷したり

③ F K徳太郎（水戸地方裁判所尊屬殺未遂及殺人未遂被告事件昭和三年一月二四日判決・懲役四年）

一、公訴事実の梗概

被告人FK徳太郎は大正十年旧十二月中THあいを妻に娶りたる処被告人の母きせは自己も夫の母はまに虐待せられたるを以てあいに對し其復讐を為すへしと称し夫条之助と共に事毎にあいを虐待したる為被告人と両親との間に不和を生じ被告人は両親の強制に依り

止むなく大正十三年八月中にあいを離別したるも夫婦間に一子縁ありし為め離別後もあいと密会せしを両親の知る処となり両親は被告人に對し三年間遠方に出稼す可く斯くするに於ては帰宅後財産を分与すへしと申出でたる為被告人は是非なく大正十四年三月中一子縁并に祖母はまを伴ひ東京に赴きたるに条之助夫婦は斯く迄被告人を疎するに反し次男金明を偏愛し被告人不在中に相当の財産を分与し分家せしめんと欲し妻せきの弟NM丈六郎なる者を介して被告人に對し全財産二分の一を分与すへく残二分の一を条之助金明に於て截半し名義変更は条之助六十歳に達し為すへきことを条件として金明の分家に同意せしめたるに拘はらず条之助は本年三月頃次男金明を分家とすると同時に田畑三段歩余を金明の名義に変更したる為被告人は本年四月中帰宅するや右事実を知り父条之助に對し自己にも財産の名義書換を迫りたる処条之助は書換すると否とは自分の勝手なり申し之に取合はざりし為悶々の情に堪へざりし折柄本年八月十三日午後十時頃父条之助と口論を為し其黒白を弟金明に訊ねんと稱し両親と共に分家金明方に至り一旦AY捨次の為に本宅に連帰られたるも両親并に弟金明の謀議を聞かんと欲し金明方戸外に於て屋内の様子を窺ひ居たるに母せき及金明か本家の財産を金明方に持ち来るへき旨相談したるを聞くや憤然として矢庭に金明方入口雨戸を押し屋内に飛入りたるに条之助か被告人を捕へ且頭部を殴打したるか為め被告人は怒心頭に達し茲に父及金明を殺害して日頃の恨を霽さんと決意し予て懷中に所持し居たる匕首（証第一号）を取出し父条之助の右頬部に長さ四仙の切創創右前膊背面中部に長さ四仙深さ二仙の横切創金明の右腋下第六関に長さ五仙深さ肺に達する切創右上膊前面に長さ八仙深さ二仙半の創傷を負はせたるも殺害の目的を達せずして右兩名は逃走したる為之を戸外に追掛けたるも兩人の行衛不明なりしより再び屋内に入りたる処偶々金

明の内縁の妻S Mふよか通縁に立ち居たるや同人を殺害して金明に対する鬱憤を霽さんと決意し前記七首を以て同人の右後腋下腺第四肋関より右肩胛関節内縁中部に貫通する刺創を負はせたるもふよか逃出したる為之亦殺害の目的を達せさりしものなり

二、説示案

本件公訴事實は之を要約すれば被告人は昭和三年八月十三日夜弟金明宅に於て父条之助弟金明並金明の内縁の妻S Mふよの三人を殺さんとして七首を以て斬付けたるも傷害を加へたる程度に止まり殺害の目的を果さゞりしと云ふに在り而して之に對する被告人の弁解は殺意なく又傷害を加ふる意思もなく父及弟に對しては過失によりて負傷せしめふよに對しては斬つたか何うか知らなかつたと云うに在り被告か金明方に行き父や其他の者と騒を為したる日か昭和三年八月十三日夜なりしことは被告の認むるところなり

条之助、金明、ふよか各負傷せしめたことは同人等の供述するか如くにして又河面芳雄の鑑定書に其旨の記載あり依て茲に殺人未遂と傷害と過失傷害との區別を明にする要あり、殺人未遂と云ふものは相手方を殺す積て相手方に斬付けたるも相手方が逃走し又は人に妨げられて殺害の目的を遂げさりしものを云ひ之に普通の殺人未遂と尊属に對する殺人未遂とあり尊属に對する殺人未遂とは父母祖父母等に對して犯したる場合のものなり又普通の殺人未遂とは兄弟其他尊属にあらざる者に對して犯したる場合なり次に傷害罪とは相手を殺す意思なく只相手に暴行を加ふる意思を以て斬付け相手に負傷せしめたる場合の如きものを云ふ次に過失傷害とは殺す考もなくまた相手に暴行を加ふる考へもなく全く過つて相手に負傷せしめたる場合を云ふ但し相手方を傷害することを予想せる場合は過失傷害にあらずして普通の傷害となるものなり尚此の場合に一応各罪に對する法定刑の説明を為すへ

し、普通の殺人罪は死刑無期又は三年以上の懲役にして未遂罪は之を減輕することを得更に酌量減輕することも出来るものなり

尊属殺は死刑又は無期懲役にして未遂減輕すれば無期懲役を懲役七年とすることを得更に酌量減輕することも出来るものなり

傷害罪は懲役十年以下又は五百円以下の罰金科料

過失傷害罪は五百円以下の罰金科料にて告訴を要す本件には告訴なきにより過失傷害なりとせば処罰することを得ず

故に殺人未遂は重き罪となるも其処罰刑は情状によりて軽く処分さるゝことあり傷害罪は殺人未遂に比すれば軽き罪なるも情状によりては重く処せられるゝことあり諸君は殺人未遂か懲役三年又は懲役二年刑の執行猶予を受くる例あるを聞きしならん而して殺人未遂より軽き窃盜か懲役六七年の刑に処せられたる事實あり之は罪の重き軽きとの外に情状によりて刑か異なることを示すものなり

刑の量定は裁判官か各種の事情を参酌して之を為す

諸君は之に顧慮することなく事實を事実として判断して貰うのです諸君か此の判断を為すには一々是迄取調へた証拠に依らねはならぬ証拠に基かざる勝手な判断を為せば非常識没道理の判断となる

被告の家庭内の状態に付被告の父母は当法廷に於て何等不和なかりしか如く供述するも被告並に証人の供述する処に拠れば被告家に於て親子兄弟相反目して不和なりしことは窺はる検事主張の犯罪の動機としては

第一被告はT Hあいを妻に迎へ其仲良かりしも父母の為めあいを離別するの已むなきに

至りたるため父母を怨みたりと云ふ

此点に付あい母T Hのみは予審に於て証人として又被告並あいは当法廷に於て何れも被告の父母よりあいか虐待されたりと云ひ被告の父母はあいを虐待したる事なく只あいは農業を嫌いたりと申立て居れり其何れか正しきかは別としてあいを離別したるは事実なり

第二父母は弟金明に財産を分与しなから被告に財産を分与せざるか故に被告は父母並弟金明及其妻を怨みたりと云へり此点に付父条之助か金明に財産を与へて被告に与さりし事は被告の供述する処なり父条之助は当公廷に於て金明に土地を分与したるは同人に妻を迎ふるためなりと供述し予審に於て同人は被告に土地を分与せざりしは他に兄弟もある故全部を被告名義にする事出来ぬ故なりと供述せり其処置の良否は別として検事は之も被告か父母及金明夫婦を怨みたる原因と主張せり次に第三犯行当夜金明方に於て父母及金明等か本家の財産を残らず金明方に持参せんと謀議せるを聞き之を怒りたるも原因なりと云へり此点に関し金明させT G力三郎の予審に於ける供述に依れば金明と母きせとにて話し居たるものゝ如し尚きせは自分は自分の荷物を分家に運び世話になると話したりと当法廷に於て申立て居るも被告は当法廷に於ては本家に在る物を全部分家に運ぶ様聞きたりと申立て居れり被告は予審判事の強制処分依る訊問に対しては父条之助と弟金明とにて本家の財産を云々と話し居たるを聞きたる旨申立て又予審第一回訊問の際には父母と金明夫婦とT G力三郎とにて其話を為し居たりと申立てたり然るに被告は昨日は当法廷に於て母きせと弟金明とにて其話を為し居たるを聞きたる旨申立て又証人T G力三郎も当法廷に於ては当夜母きせと弟金明とにて本家の財産を分家に運ぶと申したりと供述し同人の供述は被告の申立と一致す

検事の主張の如く以上三つの事実か被告の本件犯行を為したる原因なりとせば

第一に付きては被告は父母に対して怨あり

第二に付きては父母と弟金明対して怨あり

第三に付きては母きせと弟金明対して怨ありし事となる

被告か兇行当時の事を詳知する者は被告の父条之助母きせ弟金明及其内縁の妻S Mふよ並T G力三郎A Y捨次なり然るに此等の証人の供述か予審以来公判に至る迄屢々変り居れり而して其供述か漸次被告に有利に傾き居れり此等証言か屢々変更せられたるは如何なる原因に基くものなりや疑問にして此点は注意を要するところなり尚証人の供述か前と後と其陳述の内容か相違し居るとするも之か為め其何れの証言も信用し得ざるものと云ふを得ず其供述中何れを信用すへきかは陪審員諸君の判断すへき処なり

被告人の供述も屢々変更せられたり而して現在の制度に於ては被告人に自白を強要することなく被告人は自己の意思により勝手に陳述し得へき地位に在り併し其供述か全部事実なりと云ふを得ざると同時に又全部偽りなりと云ふを得ず其供述の真否は判断するに当りては大に考慮を要す可きものなり

被告人の弁解は予審判事の強制処分依る訊問に対しては父条之助と弟金明とは自分に財産を与へない様な話を為したるより腹か立ち戸を押し開けて中に入つた処弟か自分の腹掛を探り七首を持つて居ると申し父は自分を殴れと云ふたので格闘を始め七首か土間に落ち自分は七首を取上げ様として金明は七首を奪はんとして揉合ひ其時自分は足を傷け夫から弟を斬付け其際父か側に居たので七首を振廻した時父の顔面を傷け弟や父か逃げ出し弟の妻ふよか来たので同人に斬付けたと申立て又被告は予審第一回の訊問に対しては中に押

し入った時弟か七首を持つて居ると云へは父は打殺して仕舞へと云ふて皆て自分を殴り自分は腹立ち紛れに皆を斬つて遣らうと思ひ七首を出さうとせしか七首は足許に落ちたり

弟金明は之を奪はんとし其際自分は左の股を斬り尚弟金明を斬り父も弟もT G力三郎等も其場を逃げ出した其時側に金明の妻ふよか居たので腹立ち紛れにふよの右の肩を斬つたので同人も逃けたか父条之助を斬つた覚えかない左様して殺す考へはなかつたと云つて居る

又被告人は予審判事の第二回訊問に対しては七首で弟金明を横殴りに斬つたか逃げられたので外に出ると金明妻ふよか縁の上の処に居たので同人を斬つたか逃げられた弟金明があるから自分はこの様な苦心をするのである金明さい殺せは両親との間も自然平和になると思ひたりと云ひ金明とふよとは殺す考へて斬つたか父条之助に対しては殺す考へも傷ける考へもないと云ふて居り

又第四回の予審判事の訊問に対してはふよか通縁の処に居たので後ろから七首で強く刺した故深く斬れたと思ふと申立て此点より見れば過失により斬つたのではない様に云ふて居る被告は第一回公判前の公判準備に於ては父条之助に対しては殺す意思なく弟金明夫婦は殺す積りであつたと申立たり然るに被告は当法廷に於ては父条之助は勿論弟金明夫婦に対しても全然殺意かなかつたと云ふて居る

依て其真否を判断するには他の証拠と対照して決せざる可からず父条之助は当法廷に於て被告か七首を持つて金明方に入つて来た事を見ぬと申立てるも同人は予審判事の訊問に対し徳太郎は突然入口の戸を押外して七首を振り上げ飛込み来り覚悟しろと云ひながら斬り掛かつたので自分は右手で受けて斬られたと申立て

又同人は予審第二回の取調べに対しては徳太郎は黙つて入つて来たので自分かこの野郎と云ふたのでT G力三郎か後ろから徳太郎に抱き付いたから自分は徳太郎の頭を二、三回殴つたと申立てたり

弟金明も当法廷に於ては被告か七首の抜身を持ち覚悟しろと云ふて入つて来たのではないと申立てたるも予審判事の訊問に対しては兄は突然雨戸を押外して七首を抜いて飛込み覚悟しろ云ひて父に斬り掛り父は夫を受ける拍子に右手と右頬とに傷を受け自分は七首を取り上げんとして向ひ兄に自分は右横腹と右腕とを斬られたので逃げ出し間もなく妻ふよも斬られて逃げて来たか同人は第二回の予審判事の訊問に対しては徳太郎か這入つて来た時には何も持たすまた覚悟せよとも云はなかつたと申して居る金明の妻ふよも当法廷に於ては被告に如何なる処で何時斬られたか判らぬと申立てたるか予審判事の訊問に対しては被告は戸を押外して七首の抜身を持ち来り父に斬り掛かつた自分は逃げ場を失つて縁側に居ると徳太郎か私の肩の辺りを斬つたので逃げて行つたと云ふて居り又T G力三郎も予審に於ては被告か雨戸を押外して侵入し条之助か徳太郎に組付き徳太郎も父に反抗し自分は徳太郎の後より同人を抱き締め条之助か徳太郎の頬を二つ程殴り徳太郎は七首を抜いて父親を斬ろうとし金明か刃物を取つて遣れと云ふて七首を奪はんとし条之助は徳太郎を殴つた時に斬られ又金明は七首を奪はんとした時に斬られたと思ふと申立て、居り同人は当法廷に於ては被告か覚悟せよと云ふた事を聞かず又七首は何時抜いたか知らぬと云ふて居り又母きせは予審判事の訊問に対し被告か雨戸を外して入つて来るや直ぐ表の雨戸を開けて逃けたか徳太郎か来た際同人は手に何も持つて居らぬと申立てたるも当法廷に於ては自分は徳太郎か入り来るや直ぐ逃げたため何にも様子か判らぬと申立て又A Y捨次は予

審に於ては被告か金明方に於て七首を持ち格闘したるを見たと申立てたるか同人は当公廷に於て最初は金明方に於て被告か七首を持ちたるを見すと云ひ後に之を改めて予審に於ける申立か真実なりと供述せり

以上の如く同一人の供述か変更せられ其何れか真実なるかは陪審員諸君に於て之を判断せざる可からず而して之を判断するには各被害者の蒙りたる傷と之を負傷せしめたる場合とを考へざる可からず

各被害者の傷は鑑定書に依れば既に先刻読聞けたる通なり

之等の傷か過失によりて生したるものと思はるゝか將た殺さんとして傷けたるものなるか又は殺す意思なく単に傷害を負はず積りにて傷けたるものなのかは諸君の当公廷に於て見聞せられたる各証拠に基き判断せられん事を望む之を再説すれば被告人は何のため戸を押外して金明方に乱入し七首を振廻すに至りたるか其原因を考へ其傷を負はしめたる時の被告の状況傷の大小等を考へ被告人の行為は殺人未遂なるや傷害なるや過失なりや諸君の常識に依つて慎重に評議を乞ふ

(二) 問書・答申

① AK 虎四郎 (水戸地方裁判所放火未遂被告事件昭和三年一月一日判決・無罪)

一、公訴事実の梗概

被告人ハ大正十五年二月十一日(旧十二月二十九日)他ノ二名ノ者ト共ニ連帯債務ヲ負担シテ多賀郡□□村大字□□中ST鶴吉ヨリ金百五十円ヲ借受ケ弁済期タル同年五月六日(旧三月二十五日)ヲ經過スルモ利息ノ一部ノ支払ヲ為シタルノミニテ其余ノ元利金ノ支

払ヲ為サ、サリシヲ以テ其後昭和三年六月下旬ニ至ル迄ノ間屢々鶴吉ヨリ弁済の督促ヲ受ケタルヲ以テ同人ニ対シ不快ノ情ヲ抱キ居リタルカ同年七月十一日午後二時頃右債務ノ返済猶予ヲ求ムヘク右ノ鶴吉方ニ至リタルニ偶々同人方全家不在ニテ且酩酊シ居リタル為メ同人ニ対スル不満ノ情一時ニ発シ鬱憤ヲ晴ス為メ其住家ヲ焼燬センコトヲ決意シ即時有合セタル藁屑等一抱許リヲ其住家北外側羽目板ニ接着シテ置キ之ニ携帯シ居リタル燐寸ヲ以テ放火シ其火氣ハ右羽目板等ノ一部ニ延焼シタルモ自然ニ消滅スル所ト為リ住宅焼燬ノ目的ヲ達セサリシモノナリ

二、問

主問

被告人ハ昭和三年七月中旬多賀郡□□町大字□□中ST鶴吉方住宅を焼燬セント欲シ同住宅北外側羽目板ニ接着シテ藁屑等ヲ置キ之ニ携帯セル燐寸ヲ以テ放火シタルモ其羽目板ノ一部ヲ燻焦シタルニ止マリ自然消火シ該住宅ヲ焼燬スルニ至ラサリシモノナリヤ

三、答申

然ラス

② FK 徳太郎 (水戸地方裁判所殺人未遂被告事件昭和三年一月二九日決定・更新)

一、公訴事実ノ梗概

被告人FK徳太郎ハ大正十年旧十二月中THあいヲ妻ニ娶リタル処被告人ノ母きせハ自己モ夫ノ母はまニ虐待セラレタルヲ以テあいニ対シ其復讐ヲ為スヘシト称シ夫衆之助ト共ニ事毎ニあいヲ虐待シタル為被告人ト両親トノ間ニ不和ヲ生シ被告人ハ両親ノ強制ニ依リ止ムナク大正十三年八月中あいヲ離別シタルモ夫婦間ニ一子縁アリシ為メ離別後モあいト

密会セシヲ両親ノ知ル処トナリ両親ハ被告人ニ対シ三年間遠方ニ出稼ス可ク斯クスルニ於テハ帰宅後財産ヲ分与スヘシト申出テタル為被告人ハ是非ナク大正十四年三月一中一子縁并ニ祖母はまヲ伴ヒ東京ニ赴キタルニ糸之助夫婦ハ斯ク迄被告人ヲ疎スルニ反シ次男金明ヲ偏愛シ被告人不在中ニ相当ノ財産ヲ分与シ分家セシメント欲シ妻きせノ弟NM丈六郎ナル者ヲ介シテ被告人ニ対シ全財産二分ノ一ヲ分与スヘク残二分ノ一ヲ糸之助金明ニ於テ截半シ名義変更ハ糸之助六十歳ニ達シ為スヘキコトヲ条件トシテ金明ノ分家ニ同意セシメタルニ拘ハラス糸之助ハ本年三月頃次男金明ヲ分家スルト同時ニ田畑三段歩余ヲ金明ノ名義ニ変更シタル為被告人ハ本年四月中帰宅スルヤ右事実ヲ知り父糸之助ニ対シ自己ニモ財産ノ名義書換ヲ迫リタル処糸之助ハ書換スルト否トハ自分ノ勝手ナリト申シ之ニ取合ハサリシ為悶々ノ情に堪ヘサリシ折柄本年八月十三日午後十時頃父糸之助ト口論ヲ為シ其黑白ヲ弟金明ニ訊ネント称シ両親ト共ニ分家金明方ニ至リ一旦AY捨次ノ為ニ本宅ニ連帰ラレタルモ両親并ニ弟金明ノ謀議ヲ聞カント欲シ金明方戸外ニ於テ屋内ノ様子ヲ窺ヒ居タルニ母きせ及金明カ本家ノ財産ヲ金明方ニ持チ来ルヘキ旨相談シタルヲ聞クヤ憤然トシテ矢庭ニ金明方入口雨戸ヲ押外シ屋内ニ飛入りタルニ糸之助カ被告人ヲ捕ヘ且頭部ヲ殴打シタルカ為メ被告人ハ怒心頭ニ達シ茲ニ父及金明ヲ殺害シテ日頃ノ恨ヲ霽サント決意シ予テ懷中ニ所持シ居タル匕首（証第一号）ヲ取出シ父糸之助ノ右頬部ニ長サ四仙ノ切刺創右前膊背面中部ニ長サ四仙深サ二仙ノ横切創金明ノ右腋下第六関ニ長サ五仙深サ肺ニ達スル切創右 upper 膊前面ニ長サ八仙深サ二仙半ノ創傷ヲ負ハセタルモ殺害ノ目的ヲ達セスシテ右両名ハ逃走シタル為之ヲ戸外ニ追掛ケタルモ兩人ノ行衛不明ナリシヨリ再ヒ屋内ニ入りタル処偶々金明ノ内縁ノ妻SMふよカ通縁ニ立チ居タルヤ同人ヲ殺害シテ金明ニ対スル鬱憤ヲ霽サンコト

ヲ決意シ前記匕首ヲ以テ同人ノ右後腋下腋第四肋関ヨリ右肩胛甲関節内縁中部ニ貫通スル刺創ヲ負ハセタルモふよカ逃出シタル為之亦殺害ノ目的ヲ達セサリシモノナリ

二、問

主 問

第一、被告人ハ昭和三年八月十三日夜真壁郡□□村大字□□島□□番地FK金明方ニ於テ父糸之助ヲ殺害セント欲シ匕首ヲ以テ糸之助ニ斬付ケ右頬部及右前膊部ニ創傷ヲ負ハシメタルモ同人ニ逃走セラレ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

補 問

第一、若シ殺意ナカリシトセハ単ニ傷害ヲ加フルノ意思ヲ以テ斬付ケ右創傷ヲ負ハシメタルモノナリヤ

第二、若シ殺意及傷害ノ意思ナカリシトセハ過失ニヨリ右創傷ヲ負ハシメタルモノナリヤ

主 問

第二、被告人ハ右ト同日同所ニ於テ弟FK金明ヲ殺害セント欲シ所持ノ匕首ヲ以テ金明ニ斬付ケタルモ右腋下其他ニ創傷ヲ負ハシメタルニ止リ同人ニ逃走セラレ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

第三、被告人ハ右ト同日同所ニ於テ弟金明ノ内縁ノ妻SMふよヲ殺害セント欲シ所持ノ匕首ヲ以テふよニ斬付ケタルモ右後腋下及右肩胛関節内縁部ニ刺傷ヲ負ハシメタルモ同人ニ逃走セラレ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

三、答申

主 問

第一、然ラス

補問

第一、然ラス

第二、然リ

主問

第二、然ラス

第三、然ラス

2 宇都宮

(一) 問書・答申

①ON榮藏(宇都宮地方裁判所尊屬殺人未遂被告事件昭和三年一月二四日判決・懲役四年)

一、公訴事実ノ梗概

被告人ハ其ノ性温良寧口好人物ナルモ祖父ON勝藏ハ冷酷苛辣為メニ互ニ感情ノ疎隔アリ祖父勝藏ハ大隱居家ニ父母等ハ中隱居家ニ被告人ハ本宅(中隱居家ヨリ北ニ約二十間)ニ夫々別居シ居ルモノナルトコロ昭和三年九月四日夕刻被告人ハ祖父勝藏ヨリ其ノ曾孫ニシテ予テ俳優タリシON勝吉同ハルノ来訪ヲ機トシ村芝居ヲ為サンカ為メ被告人方(本宅)座敷ヲ借受度旨ノ交渉ヲ受ケ勝吉外ニ名ト共ニ自宅座敷ニ於テ飲酒懇談シ居ル中祖父勝藏亦来リ芝居ハ小規模ニス可キヲ主張シタルニ對シ被告人ハ村ノ青年ヲモ依頼スヘキヲ稱ヘ酩酊スルニ從ヒ日頃祖父ノ酷薄冷遇ニ對スル怨情次第ニ高潮シ果テハ互ニ罵倒シ立上ルニ

至リシカ仲裁セラレ勝藏ハ午後八時頃中隱居ニ戻リ客人亦辞去シタリシカ午後十時頃被告人ハ祖父ニ對シ札ヲ失シタルヲ悔ヒ中隱居ニ到リ勝藏ニ對シ再三曩ノ過言ヲ陳謝シタルモ勝藏ハ之ヲ取合ハス勝手ニシロ殺セルナラ殺セト罵倒シタルヨリ被告人ハ激昂ノ余リ茲ニ殺意ヲ決シ自宅ニ戻リ数年前鳩撃用トシテ求メアリタル獵銃及ヒ火藥散彈等ヲ取出シ三発藥莖ヲ填葉シ尚短力及桑切包丁ヲ携ヘ一発試射シタル後中隱居家ニ到リ午後十一時頃勝藏カ屋内ニ於テ東向ニ炉端ニ座シ居ル東方六間許ナル風呂桶ノ傍ニ立チ勝藏ノ頭部ヲ狙撃シタルモ其ノ左眼ヲ失明セシメタル外數個ノ輕傷ヲ負ハシメタルニ止マリ殺害ノ目的ハ之ヲ遂ケサリシモノナリ

二、問

主問

被告人ON榮藏ハ昭和三年九月四日ノ夜栃木県那須郡□□村大字□骨□□番地中隱居ニ居リタル祖父ON勝藏ヲ殺害セント欲シ屋外ヨリ獵銃ヲ以テ勝藏ヲ狙撃シタルモ負傷セシメタルニ止マリタルモノナリヤ

補問

被告人ON榮藏ハ昭和三年九月四日夜栃木県那須郡□□村大字□骨□□番地中隱居ニ居リタル祖父ON勝藏ヲ殺害ノ意思ナク屋外ヨリ獵銃ヲ以テ勝藏ヲ狙撃シ負傷セシメタルモノナリヤ

三、答申

主問、然リ

3 静岡

(一) 説示・問書

① A Y 百一・同萬之助（静岡地方裁判所殺人被告事件昭和三年一月二一日判決、百一・殺人懲役一〇年、萬之助・傷害致死懲役三年）

「公訴事の梗概

被告 A Y 百一は兼て兄弟分たる D T 甚助か静岡刑務所に入り不在中甚助の代理人通称軍曹事 H D 長太郎を殴打したることあるより甚助は大に百一の不都合を立腹し出獄の上は挨拶に行くへしと口外し居たることを百一に於ても聞知し居たるに本年八月十一日甚助は保釈出獄し其日午後六時過稍酒気を帯ひ百一方に至り百一の仕打を難詰し口論となり甚助は「命か欲けりや何時にてもやる喧嘩なら何時でも来い」と啖呵を切りたるより百一は拔身の日本刀を取出し屋外に飛出し其の場に居合せたる被告萬之助も亦「ヤレツ」と声援し出刃包丁を携へ百一の後より飛出し茲に親子兩人にて逃げ惑ふ甚助を路上西方 O S 屋軒下又は M H 久次郎前面に追詰め共に携ふる処の兇器を以て甚助を滅多斬となし数ヶ所の致命傷を負はせ即死せしめたるものなり

二、説示案

陪審員諸君

只今検事弁護士より各弁論がありましたから或は被告利益の点に付或は被告不利益の点に付て夫々御判断の資料か出来たことと思ひますか尚私から事実上法律上に付詳しく一応の説明を致します

一、先づ御手許に差上げて置きました図面を御覧下さい之れは検証調書に附属する図面の

写てあります

其の図面の北の方を上にして道路の中央に(イ)と云ふ点かあります之れか被害者 D T の倒れて居た所てあります D T は此処で首を東にして倒れて居つた事は先刻の証人 Y D 勘次か証言して居ります而して此地点には血か沢山こほれて居たことは検証調書に記載してあります

(イ)点より稍左の方角の O S 屋の垣根の所に(ロ)と云ふ点かあります此点か O S さきの証言する「ドシン」と云つて物の突当つた音のした所て M M 卯一、O I 太作か「ドシン」とか「ミリミリツ」とか云つたと云ふのも此点に当るものと思はれる此点に血か飛んで居つたことも検証調書に記載してあります

夫れから(イ)より被告の宅迄十四間ありますし(イ)から(ロ)迄は七間半 O S さきか台所て仕事をして居つたのは(ハ)の点「ドシン」と云ふ音を聞き何事かと思つて首を出したのか(ニ)の点て台所の仕事をして居つた所から首を出した所迄五間半あります

而して証人 F M 直治の証言によりますと F M は被告方へ見舞に来て店先て話をして居る最中に D T かやつて来たので被告百一か日本刀を持って飛出したから喫驚して隣の氷屋の前て見て居つた処か(イ)の点を過ぎて(ロ)の辺へ行つて D T か体をかはして逃げ戻る処を日本刀で頭部を斬り付けた夫れから少し東の方へ来て M H と云ふ家の垣の辺て手をかきして居る所を又斬り付け遂に D T は(イ)の点て倒れたので驚いて I S 方に駆付たと云ふのであり而して萬之助に付いては其節百一か飛出すや否「やつて仕舞へ」と云つて其俣飛出した所は見たか其後の所は覚へかないと云ふのである

証人 Y M 時枝（女学生）の家は O S 屋の筋向ひて Y M 信次宅とある所て此店先きに見て

居つた処か二人の男か一人の男を遂ふてOS屋の垣根即ち(ロ)の点で一人の男か逃げた男を押へ付けたから仲裁するかと思つたら一人の男か棒の様なものを振上げた夫れから一人の男か東の方へ逃げ二人か之れを逐かけて行つたか(イ)の所て一人の男か倒れたのは見たか驚いて其後の事は知らぬと云ふて居る尚YM時枝は予審調書には押へた一人の男は裸て禪一枚して色か黒かつたと云ひ今一人の男か長い物を振上げたとき「ピカツ」と光つたと云つて居るか当法廷ては其処迄は覚かないと云ふ

OSききは図面の台所の(ハ)点て仕事をして居つてドシンと云ふ音を聞き(ニ)点て首を出して恐る恐る外部を見た所か一の男か長い物を持つて一人の男を追ひかけ一人の男か(イ)点て倒れた其時其附近に一人の男か居つた様に思ふと斯ふ云ふのである

MM卯一OI太作は図面OS屋の二階に休んで居つて「ドシン」とか「ミリミリツ」とか云ふ音を聞き(ホ)の点から下を見たたら三人の頭か見へたかOS屋の方から東の方へ走つて行つたと云ふのである

之れか大体現場の模様と現場に照合はせて証人の証言する所てあります

一、本件に付てDTか殺害せられたことは争なき事実であります医師の鑑定書に依ればDTは総計十八個所の創傷を受け内五カ所は何れも致命傷であります殊に頭の傷は最も甚しく殆んど頸部の諸組織を切断し之れ一つにて即死すへき致命傷であると記載してあります而して此頭部の傷は後にて写真を御覧に入れますか其傷の模様から見てもどうしても立つて居る所を切つたものとは見へぬ医師の鑑定書には立膝になつて居るときか或は仰向に倒れ居るときに斬つたものと記載してあります而して此十八カ所の創は日本刀若くは出刃包丁の両種類の刃物にて刺し又は斬つたものなりとの鑑定になつて居ります

一、次に右DTは百一か殺害したことも争なき事実であります百一はDTを殺して置いて自から血刀を提げて警察に自首したものなることは争なき事実であります

唯百一はDTか「ピストル」を持ち居ると誤解し自から身を防く為めに斬付けた様に申立つて居りますかDTか「ピストル」其他何等の兇器も持つて居らなかつたことは之れも争なき事実であります従つて相手か「ピストル」を持ち居たるものと誤解して殺したからと云つて之れは法律上許す訳にはゆかぬ法律上に所謂正当防衛と云つて相手か刀で斬付けるとか「ピストル」を差付けるとかしたときに身を防く為めに相手を殺すことの出来る場合とは事か違ふ唯此場合被告に相手を殺す意思かあつたか無つたかと云ふ問題になるのでありますか之れに付ては仮りに百一か最初DTか「ピストル」を持つて居つたと誤解した所か鑑定書に依れば前申す如く十八カ所も創か付いて居る其内立膝になつて居るか倒れて居るところを切つた様な傷もある尚証人のFMやYMの証言に依ればDTか逃けて行く所を後から追かけて斬つたことか判る此等の鑑定や証人の証言を信すると否とは固より諸君の御随意でありますか若し之を信すへきものとせられた以上は斯様の場合に尚DTか「ピストル」を持つて居つたと感違ひしたからと云つて殺す意思かなかつたものと云へませうか云へますまいか之れは宜しく諸君の常識に訴へて御判断にならなければならぬ所てあります

又百一は何も知らなかつた夢中であつたと云ふ様な申立をして居りますか之れも斯様な人殺をする様な場合には多少逆上もして居るし狼狽もして居るので後から考へて見れば夢の様か思ふことか多いのは常識上考へらるゝことゝ思ふ然し夫れであるからと云つて之れか全く氣狂の仕事とか狂犬の仕為とかと同様に人を殺すの意思かない責任のない所為と見

ることか出来るかとうか之れも諸君の常識に於て判断せられたいのである

被告は自から罪を犯したことを知つて警察に自首して居るのである今更覚えかねいと云つても其れて殺す意思なかつたものと云へるか否か能く御考へを願ひたい

本件の問題は百一に対する問題よりは寧ろ萬之助か手を下して居るか否である萬之助は終始極力之れを否認して居るので之れは相当六ヶ敷問題である検事弁護士の弁論も主として此萬之助か手を下したか否に係つたのであるから更に此点に付詳しい説明を試みましよう

説明の便利として先つ萬之助か手を下したか否かを考ふる前に本件は一人の所為であるか二人の所為であるかを考へなければならぬ先つ之れか一人の所為でなく二人の所為であるとするべき方から説明しますれば第一本件兇行の刃物は日本刀と出刃包丁の二種類であつたことは争なき事実である夫れから大地の体に付て居る傷か日本刀と出刃包丁の二種の刃物で付けたものであることは鑑定書に記載するところである

扱て此様な場合に人を殺すのに一人のものか日本刀と出刃と両方を使ふと云ふ様なことが普通の事でありませうかとうてしようか兇器も二種類あり傷も二種の兇器で出来て居る場合に之れを一人の所為と見るか普通であらうか二人の所為と見るか普通であらうか之れは諸君が能く御考への上御判断にならなければならぬ重要な点であります此点に付き被告百一は日本刀を持出したか途中に倒れて之を落した夫れから懷中に出刃を入れて置いたから之を取出して使つた後又日本刀を使つたのであると云ふ様に弁解して居る若し此弁解を信すべきものとすれば兇器の二つあることも傷の二種あることも別に問題にならぬことゝなる然し此百一の陳述を信すると否とは諸君の最も能く御考へにならなければならぬのである

ります尚此百一の陳述を信すべきか否に付一つ御注意を願つて置きたい事は

一、百一は出刃包丁に手拭を巻いて置いたと申して居りますか若しそうなれば其手拭か其辺に落ちて居る可き筈に思はるゝ然るに検証調書に依れば現場には「タオル」と鉤か落ちて居りたるのみにて他に何等落ちて居るものかないと記載して居る而して「タオル」は被害者D TかS T仙太郎より貰つて来たものなることはS Tの証言するところなれば結局被害者百一か出刃を巻いて居つたと云ふ手拭は発見せぬのである

二、次に出刃は証拠品として御覧の通り幅も相当あり長さもある之れか百一の云ふ様に長く懷中に入れて居れるかとうか

此二つの点は百一の右陳述を信用するか否に付き考慮せねはならぬ必要の点であることを御注意申上げて置きます

次に二人であると云ふ証拠として

MM卯一の証言とOI太作の証言此兩人の証言に依れば垣根に当る物音を聞き外部を見るに三人の頭が見へて一人か東へ逃けて二人か之れを追つて行くのを見たと云ふて居る此証人の証言を信すれば慥かに本件に付ては被害者D T及び百一の外今一人居つたことを知ることか出来る

OSさきの証言にも略之れと同様長さものを持ちたる者か一人を追かけ倒れたとき今一人其の近所に居りたる様に思ふと云ふて居る之れに依るもD Tの外に二人則ち百一と外一人か居つたことか判る

更にY M時枝の証言によると一人か逃けて二人か追かけ二人の内一人か逃けた人を押へ付け他の一人か棒の様のものを振上げ又逃げたところを二人か追駈けたと云ふものである

から之れを信すれば又追駈たものか二人あることか判る

更にF Mの証言に依れば同人は明かに萬之助か百一の後から飛出したと云つて居るので之れを信すれば本件の犯行か二人であると云ふ外更に萬之助であると云ふ証拠になるのであるから之れは後に説明することゝ致しまして

結局右の説明により本件D Tを殺したものは二人か一人かと云ふことに付き諸君は十分御考への上其何れにか御判断にならなければならぬので若し之れか一人であると云ふことなれば格別なれとも二人なりと云ふことになれば進んで其の二人は百一の外果して萬之助であるか否かを判断しなければならぬのであります

然るに此問題に付ては本件に付て百一と共に手を下したものは萬之助の外にあると云ふ形迹は何等見るべきものかない勿論百一も之れを主張せぬ而してD Tが来たとき傍に萬之助の居つたことは同人も争はぬ所である而して先づ被告萬之助の利益の点を説明します

一、F M直治の証言に依れば其時萬之助はやつて仕舞へと云つて裸の俥飛出したと云つて居る故に若し此証言を信すれば萬之助か百一の跡を逐ふて飛出したことか能く判る

二、Y M時枝は当公廷ては追駈けた二人はどんな人か覚へないと云つて居るか予審ては裸の禪一つの男て色か黒かつたと云つて居る而してD Tが来たとき萬之助が裸て禪一つて居つたことは其の自ら認むるところである此Y Mの予審の調書を信するか当公廷の証言を信するかは諸君の随意であつて右予審の記録を信しますれば百一の外の一人は裸て禪一枚の男てあることは判るので當時萬之助は裸て禪一つて店先きに居つたものである

三、萬之助のして居つた禪の血痕に付き被告は蚤の糞か蚊の血であると云つて居るか警視庁技手乙葉辰三氏の鑑定及び其の鑑定の説明の為め調べられたる調書に依れば之れは人血の飛散したるもので決して昆虫類の糞等ではないと記載してある而して此禪は被告か十日の仕事を終つた後洗濯したものを着換へたものであることは被告の認むるところであることに注意されたい従つて此萬之助の着用して居つた禪に血の付いて居ることは萬之助に不利益の点である尚之れに就ては証拠物たる被告百一のズボンの血を参照せらねばならぬ此のズボンは百一か惨劇か終つて自首したとき警察官が押収したものであるか此「ズボン」の血は頗る少いことに注意せられたい萬之助の禪の血は萬之助か蚤の糞か蚊の血なりと抗弁する程少いものであるか反面百一の用ひて居つた「ズボン」の血も極めて少いことに注意せられたい之れも被告不利益の一つである

四、夫れから被告萬之助の身体に八個の創かあることも被告人不利益の一つである而して鑑定書に依れば其の創は爪の搔傷であると記載してある

要するに被告萬之助の不利益の点は結局(-)兇器二種類あること(-)D Tの創か日本刀と出刃包丁にて付けられてあること(-)F M、Y M、M M、O I、O Sの各証言か之れ迄説明した様な陳述になつて居ると(-)禪に人の血痕あること(-)自分の身体に数個の創かあること等である此等不利益の点に付き事実上争なき点は兇器か二種類あること萬之助に八個の創のあつたこと禪に血痕のあること等であるか其外斯く証人の証言及鑑定書の記載は之を信するかと否とは諸君の随意でありますか之を信すべきか將た信すへか將信すへからさるか付十分御考へになつて其結果に付適當の御判断を願はねはなりません

以上は萬之助の不利益の点でありますか被告萬之助の利益の点は萬之助か直接手を下したと云ふ証拠の見るべきものかないのでありますF Mは萬之助か飛出したところは見て居

るか其の以後のことは知らぬY Mの証言其他M M、O I、O Sの証言にても萬之助か直接手を下したことは判つて居らぬから之れか萬之助の最も利益の点であります

然しなから此処に一つ注意して置かなければならぬのは凡その証拠と云ふものは之れを一つづつ切離して考ふべきものではなく一切の証拠を綜合し照合せ云はゞ種々の証拠総合はせて自ら其の間に事実の真相は何れにあるかと云ふことを判断せねばならぬものであると云ふことを御忘れにならぬ様に致したいのであります

尚終りに申上げて置かねばならぬのは凡そ犯罪には如何なる犯罪にも其の動機原因と云ふものがあります其動機原因には悪むべきものもあれば憐れむものもある例へは他人の物を盗むにも唯利慾一方で盗むものもあれば所謂貧の盗みをするものもある又或は親の爲め子の爲め身を犠牲にして盗をするものもある此等色々事情のあるものて其事情は固より裁判上之れを斟酌するのである故に同じ窃盗にも十年の懲役に行くもあれば二年三年のものもある又或は其事情の最も憐れなるものは執行猶予にもなるものもある法律は決して人情を無視するものではないか然しなから之れは刑の量定の問題と云ふて裁判所の判断に任されたもので陪審員諸君は此事には何等関係かない諸君は唯事実の有るか無いかを御判断になればよいのである事情の如何は少しも御考慮になる必要かないのである之れは前にも私から一切の情実に捉はれざる様にと御注意申上げた所以であります諸君の責任は極めて重大であります何卒検検事弁護士弁論の趣旨を能く御考へになつて最も適當なる御判断を願ひまして陪審員たる職責を全ふせられんことを希望します

之れにて終りと致します(同書の説明及び評議に関する説明は略す)

③KGふみ(静岡地方裁判所殺人被告人被告人昭四年四月一八日判決、保護責任者遺棄致死

・懲役一年執行猶予二年)

一、公訴事実の梗概

被告は一昨年二月以来東京市なる従姉よしの縁付先なるKB軍治方に同居中軍治と私通し妊娠し昭和三年三月以来月経を見ず独り其処置に窮し居たるか同年十一月十九日姉ふさの縁付先なる静岡市□□ID徳太郎方に来り翌二十日夕刻より産氣を催し同夜午後十一時頃徳太郎方便壺内に男児を分娩するや之を其儘に放置して該嬰兒を殺害したるものなり

二、説示案

陪審員諸君

諸君は既に本日午前中から被告人の弁解を始め各関係人の証言を聴かれた上に事件に対する検事の論告並に弁護人の弁論をも聴かれた事でありますから事件の真相か那邊に存するかは業に已に十分御了解のことゝは存しますか当識からも一言諸君の評議を煩はすに先ちまして本件に於て問題となつた事実上の関係之に對する証拠の要領並に法律上の論点に付大体の説明を致しまして然る後に諸君の評議すべき問題を提示し度いと考へるのであります

本件の公訴事實は要するに被告人KGふみか昭和三年十一月二十日の晩当静岡市□□なるID徳太郎方便所へ小供を産み落しなから直ちに之を拾上くるの挙に出てす其俛放置して殺害したと謂ふにありあります

之に對する被告人ふみの弁解の要領は徳太郎方の便所内へ小供を産み落したることは相違なきも勿論殺す積りしてしたこともなく又之を便壺内より拾ひ上げなかつたのは其子の死を希ふたからでもなくして恥かしさの余り幾度か口迄は出たか終其共力を家人に願ひ

出するを得なかつたと云ふのであります

陪審員諸君我刑法に於て人を殺す意思を以て兇行を演じた場合は殺人罪に問はるゝのであります其兇行即殺害の方法は千差万別でありまして刃物を用ふる場合もありません又毒薬を呑ませる場合もありませんか斯の如き積極的有形的の方法によらずして謂はゞ消極的無形の方法に出することもあるであります諸君も定めし測隱の情見捨つるに忍びずとして危険を冒して迄も其將に水に溺れんとする子供を助けた勇敢なる美談を耳にしたことかありませう此場合見て見ぬ振をして其俛に放置すれば其子供の死ぬことは当然でありますしやう之を救ひ上ぐるは人情自然の発露て人としては將に斯くある可きであります然しなから之は徳義上の問題で見殺しにした人を責むるのは専ら道徳上からのごとでありまするか若しも其見殺ろしにした人か其將に溺れんとする人を救ひ上ぐ可き法律上の義務ある人たしたならば如何てござりませう例へば溺れんとする小供の親たしたら又溺れんとする老人の孫たしたら如何てござりませう只に其親を又其孫を道徳律の破壊者乃至は叛逆者なりとして責むるを以て足るてござりませうか法律は如斯き場合に於ける徳義上の叛逆者を不問に附することを宥しませぬ之に対しては刃物を以て斬り毒薬を呑ましめて其生命を奪ふたと同様に見て殺人の罪責を負はすのであります

即ち犯人か水に溺れ行く者を見て其俛に捨て置くは無論死の結果の到来す可きことを知りながら其状態から救出す手順を講せず其成行に委したるか為終に其者か死んだ場合に若し其犯人か法律上救助す可き義務者なりとしたならば之に対して殺人罪の責任ありと謂はなければなりません

然しなから縦令其犯人か救助を為す可き法律上の義務者なりとするも救助を要す可き人か其俛の状態を継続しても死の結果を生ずることなかる可しと信したるかために救助の道を講せなかつた処か意外にも死の結果を来したと致しますれば殺人罪に対する重要な要件たる殺意即死に対する予見が無いのでありますから仮令夫れかために其者か死の結果を来したりと致しましても殺人罪を以て律する訳には行かないのでありまするか其者を救助す可き法律上の義務者でありまするか故に其者を全く不問に附して単に義徳上の違反者として責むるを以て十分とは云へませぬ従て法律は斯如き場合に臨むに遺棄致死の罪を以てして居るのであります従て殺人なりや遺棄致死なりやの区別の評準は要するに救助を要す可き人を其状態に捨て置けば死の結果を生ず可きことを予め知り居りたるや否やにあるのであります死の結果か到来す可しとの認識ありて尚且つ之を見殺しにしたる場合は殺人罪となり其認識なくして其俛に捨て置きたる場合は遺棄致死罪となるのであります

本件に於て被告人ふみか其の姉の縁付先なる当市□□なるID徳太郎方便所内に於て出産し其子を便壺内に産み墜したることは被告人も認むる所でありまして別段争にはなつて居らないのでありますか其子か果して生きて産れたものか什ふかの点に付きましては被告人は出産当時殆んど夢中で而かも何等産声をも耳にしなかつたから生死の程は分らなかつたと陳へて居るのでありますか証人吉岡貞藏の証言によれば其際被告人か産落したる嬰兒は出産後数回呼吸を営みたるものにして死の原因は窒息なりと云ふのでありますから此証言を信するならば其子か生きて産れたことは間違ひないこととなるのであります

然らば本件に於ては生きて生れた嬰兒を被告人か果して殺ろしたるものか什ふかの点を先以て研究する必要かあると思ふのであります

此点に関して被告人の弁解は決して殺ろして仕舞ふと云ふ様な考へか有つた訳ではない

のみならず其当時は殆んど無我夢中で而かも便所を出て座敷へ来る迄は自分か小供か産み落したとすら自覚しなかつたと云ふのであります

凡そ何人と雖も故なく人を殺そうと云ふ様な大それた考へを起すものではありませぬ其決心を固むる迄には何れも夫れ相応の事情即ち原因かなければならぬのであります被告人の産み落したる嬰兒は被告人か東京で世話になつて居つた従姉の亭主のKB軍治と私通の結果妊娠したるもので謂はゞ不義の子であります而かも被告人は妊娠の事実を極力秘して居たるか為軍治の女房は勿論被告人の姉妹すら其事実を知らなかつたと其人々も先程陳へて居ることは諸君か午前中に其人々から直接聴かれた所でありませう従て此点から見ますれば或は被告人か腹の子の所置に窮するの余り殺意を決するに至つたかも知れませぬ然しなから被告人は先程諸君の面前に於て腹の児の始末に付ては兇行の数日前相手の男のKB軍治に夫れとなく探りを容れた所か軍治から「何も知らぬ様な風はして居るか何も彼も承知して居る」と云はれたかため産月にもなつたら東京の病院でも御産をした上軍治に其子を引取つて貰ふ用意ありと供述しKB軍治も亦其点に付被告人の云ふか如き探りを容れられて答弁したと証言して居るのでありますから若し之を信用し得るならば被告人は毫も其の子の所置に付て窮して居たものとは認められず秘密にしなからも其子の所置に付ては寧ろ一道の活路をさへ見出し居たるものと認めなければなりません

殊に被告人は出産に先たつ陣痛を持病の腹痛なりと速断して其趣きを姉に訴へたるか為姉は懐炉や焼塩を拵へて呉れたので夫れをお腹へ当てたり姉の進むる下剤の頓服を飲んだりしたと供述し姉のYDふさも亦被告人の腹痛は冷へから起つたものであると思ひましたので被告人か今言つた様な手当を加へたと証言するのでありますから若し之等の供述

を信用し得るならば少なくとも当時被告人は出産ある可しとは夢想たもし居らざるものと云ふ可く而も出産に先ち被告人は頻りに便通を催ほし前後四回も便所に通ひたりとのことなるも這は骨盤内に深く進入せし小供の頭か直腹下部を圧迫するかために起る感覚であつて殆んど大多数の産婦に見る現象て其心持のみか強き時は分娩に経験の無い初産婦杯は尙未だ胎児の生れるのではないと考へ専ら用便の心持て便所に入り計らずも小供を便壺内に産落すことか屢々ありとは鑑定証人阿部修三郎博士の証言する所でありますか故に旁其當時の心持に対しては被告人の陳述する所即被告人は「四度目に便所へ行つて尻を捲つて跨くや否や出度い様な気持と共に大層腹か痛みましたので恰度屈んで手頃な所の小窓に両手を掛けた俛いきんて見た処通しもなく而かも出度い様な気持は癒らないので跨いた俛立つたり屈んだり立つたり屈んだりして居ると非常な痛みか三度目に来た時は其痛さと云ふたら何とも云へす無我夢中で小窓へ手を掛けた俛うんと力むたと思ふと其瞬間にどどつと音かした訳てはありませぬか左様な腹工合て腹の物か降りたのでありますか未だ子供か生まれたとは気か付かず妹に冷へると悪いから出て来らしやいと呼びに來られてからも暫らく便所に居て出て寢間に來る途中見るも見ない自分のお腹か少さくなつたので今どどつと下りたものは子供であつたかと始めて気か付きましたと云ふ弁解は右鑑定証人の証言と対照して十分玩味する価値ありと信するのであります

而して若しも只今陳へました被告人の陳述か其當時の事情を正直に物語るもので信を措くに足ると致しますれば便壺内に腹の子を産落した當時時は将か子か腹から飛出したとは心付かなかつたことになるのでありますから此間即ち小供を産落したと気か付く迄の間は被告人か産れた子を殺ろす意思を生じたか否やを審究する必要は毫も存しないことになる

のでありまして仮りに此事実を是認すると致しますれば被告人に対する犯罪意識の探求は被告人か出産と気が付いてから後のことになるのであります

果して然りと致しますれば被告人か便所て産落したものは小供なりと気が付いてから被告人は如何なる考へを持ち又如何なる処置を取つたかと云ふ点を主として研究する必要があるのであります

若し其際被告人か産落した子は不義の子だから便壺に落ちたを幸ひ其俣放置して拾ひ上げなければ忽ち死んで仕舞ふと云ふことは火を見るより明らかなことでありまするか被告人か其状態を利用して之を拾ひ上げなかつたと致しましたならば親として其子を扶養すべき法律上の義務あることは申す迄もない所てありまするか故に先程説明した所により殺人罪の責任を負はねはならぬことは当然であります

然しなから之は被告人か出産を気付きたる当時産み落したる子供か尚未だ便壺内に生きて居ることを必要とするのであります

而して本件の場合を見まするに被告人か出産を気付いたのは産み落すと同時でなくて妹に呼ばれて便所を出て寝間に帰る途中たと云ふのでありまして其際妹のやすか被告人を便所に呼びに行きたることはIDやすなる被告人の妹か先程親しく諸君の面前に於て証言する所であるのみならず鑑定証人阿部修三郎博士は大小便より此重の高い腹の子か大小便て一杯になつて居る便壺内へ落下する時尚之れに子宮並に膈の排出力も多少加はることは想像に難くない所であるから産み落ちるや否や其赤坊は忽ち上に浮んで居る大便等の層を突き通して便壺の底に沈んで仕舞ふものと考へらるゝ旨証言するのでありますから此証言にして誤り無きものとせば赤坊を便壺内に産落すや否や直ちに拾ひ上げたりとするも到底

其嬰兒は溺死体たることを脱せざる可く況んや子を便壺内に産落したりと心付く迄の間多少の時間の存することありとせば恐らく殺人の意思を決したる時は業に已に其目的物たる嬰兒は此世の人に非らざる可く従て縦し仮りに其子を殺ろす積りて便壺内より拾ひ上げず其俣置きたりとするも殺人罪を構成する暇は無いものと云はざる可らず

殊に況んや初産の婦人か思ひ掛けざる出産に際し直ちに産落したる子供の始末に思ひを及ぼす程の余裕ありや否やは鑑定証人阿部博士の先程の証言を追想せられたならば蓋し思ひ半に過ぐるものあらんと思はるゝのであります

然らば次に研究を要す可き問題は仮りに此事件か殺人に非らずとせば遺棄致死罪を構成せずやとの疑問であります遺棄致死罪の法律上の構成に付ては冒頭に本職より殺人罪に於ける法律上の構成と比較して詳細に説明した通りでありますして幼者老者を保護す可き法律上の義務ある人か其義務に違反して老幼者に対し適当なる保護を加へなかつたかため終に死の結果を招くに至つた場合に本罪の成立を見るのであります今本件に付て之を見れば被告人か便壺内に子を産落した以上直ちに之を救ひ上げて之れに適當なる保護を加へなければならぬのに拘らず被告人か其保護を加ふることを嫌ふて其挙に出でずして其俣放置して之れを便壺内より救上げざりしかため終に其子は死の結果をまねいたと致しましたならば勿論遺棄致死罪の責任を負はねはならないのでありますか此犯罪も亦殺人の罪と同しく保護を加へまいと決心した当時便壺内に生れ落ちた子か尚未だ生きて居たことを要件とするのでありまするか故に被告人か子供を産んだことには気が付いた当時果して便壺内の子か未だ生きて居たかか否かの点殊に其際被告人に其児を便壺内より拾ひ上ぐる程の余裕を要求し得るや否やの点を研究せねはならない訳でありまするか夫等の諸点に付き

ましては曩に本件は殺人なりや否やの点を説明したる際詳しく申上げた所と同様でありま
するか故に再ひ之を繰返すことは差控へまするか元來便壺内に産み落されたる子は其俛の
状態に置かれなは早晚と謂はんよりは忽ち死の結果を持来すことは余りに当然でありまし
て何人と雖も思ひを其点に廻らし得なかつたものとは到底云ひ得ないのでありまするか故
に苟しくも産み落したる子を直ちに拾ひ上ぐるの手段を講せずして其俛に捨てつほかして
置こうと云ふ様な決心をした人に其俛は其俛にして置いても将さか死ぬことはあるまい何
れ何等かの方法によりて助かるてあろうと云ふ様な心持の存在を是認するの余地あるか
什ふかは蓋し常識に富める陪審員諸君の輒すく了解せらるゝ所なりと信して疑はないので
あります従て若しも諸君にして斯くの如き状態の下にありても尚且犯人か当然来る可き死
の結果に思ひを廻らすことなく而かも何等かの方法より救ひ出されるものと信して其俛に
捨て置くと云ふか如き態度に出たものとせらるゝならば遺棄致死の罪を構成するや勿論で
ありまするか諸君にして如斯き状態の下に置かれたる犯人は当然来る可き死の結果に思ひ
を廻らすは当り前の事て犯人か其処迄考へ及はなかつたと云ふ様なことは当然是認出来な
いとせらるゝならば遺棄致死の犯罪は成り立たないことになるのであります

要之しまするに本件か殺人なりや否やを決するに付きましても亦遺棄致死なりや否やを
決するに付きましても諸君か最も注意を払はなければならぬのは便壺内に産み落された
子か被告人に於て自分か今産をしたのであると気が付いた当時尚未た生きて居たか什ふ
かの点であります其点に付きましては先程詳細説明を致した点でありまするか尚鑑定証
人阿部修三郎氏の其点に関する証言を追想せられて十分玩味研究する必要ありと信するの
てあります

尚最後に一言申添へて置き度いことは本件犯行後僅か一日置て其便壺を吸み取つた I G
俊男なる証人は当時其便壺は一杯で殆んど乗り滲れる許りにたまつて居たと証言したこと
は定めし諸君の記憶に存することゝ信するのであります斯かる便壺内に産落されたる小供
か阿部修三郎博士の証言するか如く産み落すや否や直ちに下へ沈むものとしたならば其子
而かも生れた許りの赤坊の運命は蓋し想像に難くない所であると思ふのであります

以上説明したる所に依りまして陪審員諸君は本件に付き決しなければならぬ論点と証拠
との関係は定めし御了解になられたことゝ信します即ち諸君に於て評議す可き主要の事実
は被告人ふみは予め殺す決心をして産み落した子を其俛に捨て置いて殺したものである
か什ふかの点であります諸君は此点を証拠によつて判断せねはならぬのでありまするか法律
に従て之を主問と補問とに分ちて提出して諸君の評議を求むることに致す考へてあります、
主問は被告人ふみは殺意を以て産落した子を殺したのか什ふかと云ふのであります又
補問は被告人ふみは殺意なくして産落した子を其俛に差置いた処終死亡したものか什ふか
の点であります、従て若し殺意を以て殺したものと認めになるならば主問に対して然
りと答へねはなりません若し主問に対して然りと答へることゝなりますれば夫れて評議は
終るのでありまするか諸君の評議の結果か殺意を認められないか生れた児か未だ便壺内に
生きて居ることを見届けなから之を其成行に任せた結果終死亡するに至らしめたか見るの
か正当なりとせられたならば主問に対して然らすと答へ補問に対して然りと答へねはなり
ませぬ尤も事実の真相は殺人にも非らず又遺棄致死とも云へないと評議の結果かなり申す
れば勿論主問に対しても補問に対しても然らすと云ふ答申をなさねはならないことは申す
迄もこさりませぬ

評議するに付ては先づ陪審長を互選し陪審長に選ばれた方は議事整理の任に当らねはならませぬ互選は推薦の方法によるのか尤も適当かと思ひますか投票の方法によつても差支はないのであります尚陪審員諸君は問に対しては十分なる評議を尽くさねはならないのでありますか陪審長は議の熟する頃合を見計つて順次各人の意見を徴し然りと云ふ意見か過半数即ち七名又は夫れ以上であれば然りと云ふ答申をなし然りと云ふ意見か過半数に達しないときは然らすと云ふ答申をなすのであります然りと云ふ意見と然らすと云ふ意見とか同数即ち六名宛てある場合は然らすと答申することになりますのであります

陪審員諸君諸君の任務の重大なること並に諸君か其任務を行ふに当り心得ねはならぬ事柄は本日公判の劈頭に於て諸君に諭告致した通りでありますか故に諸君は深く思ひを其点に致されまして誠実に公平に其任務を尽くされんことを望む次第であります

④MN金太郎（静岡地方裁判所放火被告事件昭和四年六月一日判決・懲役八年）

一、公訴事実の梗概

被告人の兄MN一與は静岡県田方郡□□村□奈□□番地に於て温泉旅館業を営み居りし際其宅地建物を抵当としてSK株式会社より金五千五百円を借受けたるか営業不振に陥り被告人に於て兄一與の営業一切を右債務と共に引受け経営することゝ為りしか其営業愈々振はず同会社より屢々督促を受けたるも右債務の支払を為すこと能はず遂に抵当権実行による競売を申立てられ同会社之を競落したる上被告人に対し立退を請求したるも被告人は父祖伝来の該家屋より去るに忍びす之に応せざりし為め同会社より建物明渡並損害金請求の訴訟を提起せられ遂に被告人敗訴の判決確定し同会社は該判決の執行を沼津区裁判所執達吏に委任し昭和三年十一月二十二日被告人居室の階上全部及階下の一部につき明渡の強

制執行を為し次て同年十二月十一日其余の部分に対し右執行を受くることゝ為り居たるところ被告人は予て兄一與よりも右建物に対し七千円の火災保険契約を締結しあることを聞き居り尚SSK寅吉よりも競売後同会社に於て保険契約を締結し居ることを聞き且会社員ST吉藏より同会社に於ては貸金元本のみ弁済を受くれは可なるを以て被告人の手に於て相当の買手を索め該建物を高価に売却しては如何と話され居たる關係上被告人は右建物焼失の場合同会社に於て保険金を受領せは宅地は被告人の手に返還せられるべきものと思惟し

同年十二月十日午後十一時頃過失に出たるのゝ如く装ひて被告人並に其家族の居住し居る同建物を焼燬せんことを決意し同家階下四畳半室の天井裏に架せる被覆電灯線上に古綿毛布を挟み其下方なる畳上に紙屑を載せたる新聞紙を置き其一端を障子に連接せしめ他の一端を傍の炉の南側に達せしめ以て火は該新聞紙より障子に伝はり綿毛布を経て建物に延焼する様仕倣し有合せたる燐寸を以て右新聞紙の一端に火を点したるところ火は予定の如く之より障子綿毛布等を伝はり階上に燃え移り遂に同家階上全部を焼燬したるものなり

二、説示案

一、本件に付ては被告の居室か昭和三年十二月十日の夜火災に罹り二階全部の焼失したる事実付被告か自から放火したるものなりや否やか唯一の論点である

一、先づ家屋の状況及焼燬の模様を説明すへし（図面及検証調書に付説明）

一、本件に付被告は警察検事及予審判事に対し明かに其事実を自白し居り公判準備手續に至りて始て其自白を取消し犯行を否認するに至れり

然れとも被告か前になしたる自白は良し之れを取消すも之れか為めに其証拠力を失ふも

のにあらさることは諸君に於て能く之れを注意せらるへからす要するに諸君は被告の前の
自白か真実なりや將た後の否認か正常なるやを各証拠に依りて判断せらるへからす而して
被告か予審判事に対して自白する所は此の如し（調書を読聞く）

之れより右被告の自白か真実なるや否を判断する上に注意せざるへからさる事項を説明
すへし

一、先づ被告の自白は今読聞けたる通り極めて順序立ち居り何等矛盾も抵触もなく予審判
事に対してのみにしても三回迄も繰返し自白し居れり而かも中心誠に悪いことをしたりと
悔悟し居る状況をも見ることか出来ることは此自白か真実なるや否や知る為め最も注意せ
ざるへからさる所なりとす

一、被告は公判準備に於て之れを翻し警察に於て無理の調を受けたる旨弁解するも之れを
認むべき形迹なし寧ろ証人加藤巡查部長中田警部補の証言を信すべきものとすれば何等無
理の取調をなしたるものにあらさることを知るへし

一、被告か自白したる動機原因に付被告は父祖伝来の家屋敷を離るゝに忍びず若し保険金
七千円を受取れば債権者には債務金額を支払ふも少なくも宅地丈は自己の手に残るものと
信し放火したりと陳述し居れり而して証人S T、S S Kの証言に依れば債権者は貸金五千
五百円の支払を受くれは満足する旨被告に話したる様陳述し居り被告も七千円の保険か付
き居ることは警察に行く迄信し居りたりと申立て居ることなれば被告か自白中に陳述した
る動機原因と認むる事実も全く根拠なきものにあらさることを知るへし

一、自白に於ては失火と見せ懸け四畳半の炬燵側に古新聞紙を敷き其上に載せたる反古類
に火を付け新聞紙より障子に移り更に電線に懸けたる古毛布へ伝ふる仕懸をなしたる様申

立て居り検証調書記載に依れば新聞紙を敷きたりと云ふ量の燃へ跡より障子に燃え移りた
る状況等現場の状況は被告の自白と一致し居れり

一、被告は炬燵の部屋と隣室との障子は火の移り易き為め二枚重ね置きたりと自白し居る
に検証調書の記載に依れば障子は二枚重ねたる俣燃へ居ることを知るに足るへし

一、被告は自白の際毛布を電線に懸けたりと云ふに検証調書に依れば電線は垂れ下し物を
懸けたる形迹あり尚其垂下したる部分か被覆の剥離し居ることを知るへし

一、被告は毛布の燃へ残りを木炭函に入れ置きたりと自白し居るに検証の際毛布の燃残り
か木炭函の側に散乱しありたることを知るへし

被告の自白か現場の状況と符合すること右の如くなるは右自白か真実なるや否を判断す
る上に於て諸君の最も注意せざるへからさる所なりとす、尚検証調書に依れば炬燵の枠の
少しも焦げ居らさることを知るべきを以て炬燵の火より出でたる失火なりとは認むへから
さる状況なることを注意せざるへからす

本件に付被告の利益の点としては被告は公判準備以後其自白を取消し事実を否認するに
至りたるも此の否認か直ちに被告の利益となるものにあらさることは前段説明する所の如
し

唯被告の事情の一として火災の当時被告か相当周章し居りたる状況はN J及被告妻の証
言に依り之れを知るべきも一面良し自ら火を放ちたりとするも現に燃え付き来りたる場合
には何人と雖も相当狼狽するは当然のことなるべきを注意せざるへからす

尚若し被告か自から放火するものなれば夫れとなく妻になりとも話し置き危急の場合に
応ずべき下心をなさしめ置くべき筈なるに妻の証言に依れば毫も其形迹なく戸締りの如き

も若し放火せんとせば家人の遁け易き為め之れをなし置かざるへきに妻の証言に依れば平日の如く戸締をなしありたる事実を見るべく此等は一応被告利益の状況なるも之れに付ても被告の予審調書に依れば被告は妻子か床に就きたる後床に入り其上にて彌々犯行を決心したりと述へ居るを以て果して此の如くなりとせば右は必ずしも被告の利益の状況となるものにあらざるを以て此等の点も十分注意せられたし

以上要するに本件被告に起訴事実の如き行為ありや否は一つに被告の自白か真実なりや否を決するにあり諸君は上来の説明に依り冷靜公平に判断あらんことを望む

(二) 問書・答申

① A Y 百一・同萬之助(静岡地方裁判所殺人被告事件昭和三年二月二日判決・百一殺人懲役一〇年・萬之助傷害致死懲役三年)

一、公訴事実ノ梗概

被告 A Y 百一ハ兼テ兄弟分タル D T 甚助カ静岡刑務所ニ入り不在中甚助ノ代理人通称軍曹事 H D 長太郎ヲ殴打シタルコトアルヨリ甚助ハ大ニ百一ノ不都合ヲ立腹シ出獄ノ上ハ挨拶ニ行クヘシト口外シ居タルコトヲ百一二於テモ聞知シ居タルニ本年八月十一日甚助ハ保釈出獄シ其日午後六時過稍酒氣ヲ帯ヒ百一方ニ至リ百一ノ仕打ヲ難詰シ口論トナリ甚助ハ「命カ欲ケリヤ何時ニテモヤル喧嘩ナラ何時テモ来イ」ト啖呵ヲ切りタルヨリ百一ハ拔身ノ日本刀ヲ取出シ屋外ニ飛出シ其ノ場ニ居合セタル被告萬之助モ亦「ヤレツ」ト声援シ出刃包丁ヲ携へ百一ノ後ヨリ飛出シ茲ニに親子兩人ニテ逃ケ惑フ甚助ヲ路上西方 O S 屋軒下又ハ M H 久次郎方前面ニ追詰メ共ニ携フル処ノ兇器ヲ以テ甚助ヲ滅多斬トナシ數ヶ所ノ致命傷ヲ負ハセ即死セシメタルモノナリ

二、問

主問

被告人百一ハ萬之助ト共ニ本年八月十一日殺意ヲ以テ清水市□□路上ニ於テ D T 甚助ヲ殺害シタルヤ

補問

一、被告人百一ハ本年八月十一日清水市□□路上ニ於テ単独ニ殺意ヲ以テ D T 甚助ヲ殺害シタルヤ

二、被告人百一ハ本年八月十一日清水市□□路上ニ於テ殺害ノ意思ナク D T 甚助ニ斬付ケ殺害スルニ到リタルヤ

主問

被告人萬之助ハ百一ト共ニ本年八月十一日殺意ヲ以テ清水市□□路上ニ於テ D T 甚助ヲ殺害シタルヤ

補問

被告人萬之助ハ本年八月十一日清水市□□路上ニ於テ殺害ノ意思ナク D T 甚助ヲ刺シ殺害スルニ到リタルヤ

三、答申

(被告人百一の分) 主問、然り、補問、一、然ラス、二、然ラス

(被告人萬之助の分) 主問共謀ノ点ハ然リ殺意ノ点ハ然ラス、補問、然り

(一) 説示・問書

① O T 徳 (甲府地方裁判所傷害致死被告事件昭和四年四月二三日判決、傷害・懲役二年執行猶予三年)

一、公訴事実の梗概

被告人は被害者に侮辱せられたるを憤り被害者方に赴き鋏を以て同人の頭部を傷害し死に致したるものなりと云ふにあり

二、説示案

一、先づ本件に付原告官の主張は

被告人は昨年十二月二日午後九時頃山梨県北都留郡□□村 A N 永作方土間に於て鋏を以て同人を殴打し前頭部に骨折亀裂等の傷を負はしめ遂に同月八日死に到らしめたるものである云ふので夫れを法律的の言葉で云へは傷害致死と云ふのであります

之に対して被告人は

A N 永作か土間に於て日本刀を以て斬込んで来たので鋏を以て夫れを受け居るうちに鋏を投げ付けたり又永作の襟首を掴みて前方に引倒したことは認めて居るか永作の前頭部の傷は何に因つて負ふたものか知らず従て永作か傷の為に死亡したることも知らず仮りに鋏で永作に傷付けたものであり其傷の結果死亡したものであるとしても夫れは正当防衛であるから罪とならぬと云ふ主張であります

二、法律上から云へは傷害罪と云ふのは他人に暴行を加へ其結果傷付けたことを云ひ其傷の結果死亡すれば傷害致死罪となるのであります夫れて犯人か暴行を加ふる意思かあれば傷を付ける意思か無くとも言葉を換へて云へは傷か付いたのは案外であつても其犯人は傷害罪としての責任を負はねはならず、其傷の為に死亡したならば傷害致死罪としての責任を負はねはなりません、人の生命を取ると云ふ意思を以て暴行を加へ夫れか為死ねは之は殺人罪として責任を負はねはなりません、傷害致死罪と殺人罪と異なる処は人を殺す意思か無いと有るとの相違であります殺人罪は殺す意思かある場合であるから刑が重く死刑、無期若しくは三年以上の懲役に処する、傷害致死罪はそれより刑が軽く二年以上の有期懲役に処する傷害罪は又ずつと軽く十年以下の懲役又五百円以下の罰金若しくは科料に処すると云ふことになつて居るのであります

次に正当防衛と云ふことを本件の事実を判断するに必要な範囲に止めて申せば相手方が自分の身体に暴行を加へて侵害する、しかも其侵害か不正であり且つ其侵害か眼前に迫り或は既に始つて最早何うすることも出来ない切羽詰つたと云ふやうな場合に自分の身体を保護する為相手方の暴行を排除せねはならない必要か生じた場合に已むことを得ず相手方に傷付けたとか殺したとか為したことを云ふので其行為は法律上罪とならないのであります

三、要するに陪審員諸君の判断すべき本件問題は

(一) 被告人の暴行に因り永作は傷を負ひ其結果死亡したもののか何うか

(二) 被告人か傷付けたけれ共死んだことに関係はないか何うか

(三) 被告人の行為は正当防衛であるか何うか

と云ふことになるのであります

四、そこで証拠に付て説明しますか

(一) 其主なるものは公判に於ける被告人の供述証人ANいち、AN政太郎、HI半、SK作太郎、SH保壽、AN理作、H靜、OTなを、ANいよ、HM康義、AN恒策、MT直哉、須藤庄太郎、溝部正孝等の各証言、溝部正孝の鑑定書須藤庄太郎の鑑定書当裁判所の検証調書及図面、予審に於ける検証調書及図面昭和三年十二月三日AN理作に対する司法警察官の聴取書等であります

(二) 被告人は自分は昨年十二月二日の晩八時頃AN永作方に永作とAN政太郎とか酒を飲んで居る所に行き自分も酒を馳走になつて居ると永作は俺はもう四晩も五晩も眠れない何うゆう訳たらうと云ふから夫れは酒を飲み過ぎるからたらうと云ふたら永作は怒つて貴様はSK作太郎と盗伐をした泥棒た、俺は貴様の金鵝勲章を剥いて遣ると云ふたから癪に障つて炉端に在つた火箸、火吹竹、十能を永作に投付けて暴行したか政太郎に引張り出されて政太郎方に連れ行かれたか間もなく自宅に帰らうと思ひ永作方の裏に来たところ出入口か明いて居つたか為にいつい金鵝勲章を剥くと云ふは何う云ふ訳であるか質そうと云ふ氣になり永作方の土間に這入つた処永作は日本刀を振り翳して向つて来たので其場に在つた鍬を以て夫れを受けたか機を見て其鍬を永作目蒐けて投げ付けそれから手許へ飛込み襟首を掴んで前へ引倒したと云ひ併し其為永作か負傷したか何うか判らぬ又負傷の為死んたか何うかも判らぬ元来永作か抜刀で攻撃して来たから已むを得ずやつたもので正当防衛であると云ふ供述であります

(三) 証人ANいち其晩永作とAN政太郎とか永作方の炉端で酒を飲んで居る処へ徳か来て酒を四杯程飲むと間もなく徳は俺は一文なして暮して来たか人に小さくなつたことはない遅れを執つたこともないと妙なことを云つたので永作はお前は何を云ふのた意気地かないから駄目ではないか金鵝勲章も質に入れて腐らせて置く様では致方かない俺に勲章を持たせて見る光らせて遣ると云ふと徳は炉の中に在つた火箸を執つて永作を殴り掛り十能、火吹竹を投付け足で蹴倒して今夜は拉ぎ殺すそと云ひながら首を絞めたため永作は氣絶したので私は驚いて一生懸命になつて助けて呉れと徳に泣き縋つた処か政太郎は徳を外に引張り出したやかて永作は正氣になり誰か連れて行つたと問ひ私はS屋(政太郎のこと)か連れて行つたと云ふたところ夫れでは徳は再ひ来まいと云つて、永作は安心して居つたか然し自分は徳か又暴れて来ては困ると思ふて先づ表口の戸締りを為し裏口の戸に心張棒を為し夫れから便所へ行く廊下の所の戸に鍵を掛け様として居ると徳は表の入口でない戸袋の西側から今度は襯衣と股引丈になつて野郎今夜は助けて置かぬそと怒鳴りながら手頃な棒を持つて這入つて来たので永作は直に納戸から刀を持出し大黒柱の所迄行つたかと思ふ頃徳に土間に突き落された、夫れから起き上らうとする処を徳は鍬で右腕を殴り又起き上らうとする処を徳は鍬か天井に届くかと思ふ程振り上げて永作の脳天へ打卸ろした其時ボクンと酷い音かした、夫れから私は助けを求むる為外に飛び出したので二人か刀の取合をしたのは知らなかつたと陳述しました

(四) 被害者の永作か其翌三日に司法警察官に陳述したる同官の聴取書に因れば被告人徳に酒を五杯許り馳走してから徳にお前は功六級の金鵝勲章を持つて居るか貰ひ歩いて食ふ様では駄目ではないか俺杯に功六級の金鵝勲章かあれはもつと光る様にすると云ふと徳は怒つて炉の中の火箸、十能、火吹竹を持つて殴り蒐り更に押倒されて首を絞められたか徳はいちと政太郎に止められ政太郎に連れられて出て行つた夫れから一時間許り経つたと思ふ頃襯衣と股引になつて表に入口から今度は殺すそと云つて這入つて来たので私は徳の

兄か人殺をした男であることを知つて居るから驚いて納戸から日本刀を持出し威した処徳は鍬を以て殴り蒐つたので私は徳に右腕を殴られ続いて前額部を斬られ夫れから刀の取合をしたと云ふことになつて居ります

(五) 証人S H保壽は永作から聴いたことに付て右と同様のことを述へ尚永作は最初威す積りて日本刀を二振り三振り振つて見せたか徳は鍬を以て向つて来たから今度は一生懸命に戦つたと申したと陳述しました

(六) 証人A N理作(被害者の長男)か三日に父永作から聴いたとて被害者は俺は貧乏はして居ても人に遅れを取らぬと云つたから父は金鵒勲章を持つて居ても人に面倒を見て貰ふやうな身分で何を云ふかとたしなめた処被告は怒つて火箸を投付けたのか喧嘩の原因である云ひ二度目に被告人か永作方へ此野郎今晚は助けないと云ふて這入り永作か日本刀を持出して出向ひたる処土間に突き落され鍬で腕を殴られ次で鍬で額を殴られたと申したと陳述し

(七) 証人H 静も大体同様の陳述を為し

(八) 証人A N政太郎は本件の動機に付て永作は被告人に対し昨年御大典の地方饗宴に招かれた時はお前は正席であつたなど云ひ被告人は左様でしたと申した処永作はお前は戦争に行つて木蔭や穴の中に隠れて居て命拾ひをして貰つた金鵒勲章た夫れなのに貴様は良い氣になつても駄目た云々と云つたので被告人は永作に組付いたのであると陳述し

(九) 其他証人H I半、S K作太郎、O Tなを、A Nいよの各証言は本件事故後のこととあります

(十) 永作の死因に付ては証人橋本康義は肺炎と断定すると云ひ証人天野恒策は肺炎に近きものと思ふと云ひ証人武藤直哉は十二月五日には気管支音を聴いたと云ひ証人溝部正孝は解剖の結果肺炎症状は認めすと陳へ、証人須藤庄太郎は解剖の結果に因れば前頭部の骨が陥没して脳内出血したるか為死亡したるものなりと認むと陳述を致しました

(十一) 次に負傷の状態等に付ては証人須藤庄太郎は左眼の上方に於て左下方より右上方に向ひ斜に下方に深くして広く上方に行くに従ひ浅くして細く長さ約八仙深さ骨膜に達し頭蓋骨は内部に骨折陥没して居り又左の眼の裏迄亀裂して居り鍬を以て殴り付けた傷であると思ふ引倒されて鍬にふつつかつたものとすればあれ程の傷は出来ぬと思ふと陳述し同人の鑑定書の記載も同様であります

(十二) 準備手続に於て検証した時に作成した図面を拡大したものか茲に展へてあるものて其要点に付ては被告人、証人等か示した所と検証の際被告人、証人等か供述したる所と大体に於て相違ありません

五、偕て証拠の大意は斯の如きものであります以上の証拠に依て陪審員諸君は慎重に審議せられて正当な答申せられんことを希望する次第であります

5 長野

(一) 説示・問書

① K S 晴好(長野地方裁判所強姦殺人未遂被告事件昭和四年四月一二日判決、強姦無罪、傷害・懲役二年)

一、公訴事実の梗概

第一、被告人は居村字□□S M今朝雄内縁の妻H Yカツノ(当三十二年)の低能なるを知

り同人を姦淫せんと企て昭和三年十一月十九日正午頃今朝雄方に赴きしに偶々同人方にはカツノ一人にて炉端南側に座し居りしより同人に向かひ今朝雄君は留守だから「オマンコ」をさせると言い乍ら忽ちカツノを同所へ仰向に押倒して同人の腹部に乗り掛りカツノの抵抗を強圧して直ちに同人を強姦し

第二、前示カツノを強姦せし以来連日カツノと情交を継続し来りしか若しも該事実にして今朝雄に覚知せられんか如何なる難題を今朝雄より持ち掛けるゝやも計り難しと苦慮し寧ろカツノを殺害してその憂を絶つに若かすと決意し昭和三年十二月十四日午後九時過頃自宅神棚に載せ在りたる「猫イラズ」と自宅勝手の間戸棚に入れ在りたる「オブラート」入丸箱内より「オブラート」二枚位を取出し之を携へて今朝雄方に赴く途中右「猫イラズ」「チューブ」内より大豆大の致死量たる毒薬「猫イラズ」を「オブラート」の上に押出し其包を所持して今朝雄方に到り便所北側に立ちてカツノの外出を待受け居りし所同夜九時半頃カツノか便所に赴き出て来りしより小声にて同人を自己の立ち居りし右個所に呼寄せ直にカツノの襟頸を捕え此を飲め飲まなければ叩き殺すそと告げてカツノの口中に前示「猫イラズ」の包を押し次て平手にて同人の口辺を押へ付け居り強てカツノに右「猫イラズ」の包を嚙下せしめて退去せしめカツノは間もなく中毒症状を惹起し苦悶を始めたるより夫今朝雄の覚知する所と為り急遽医療を加へたる為め爾來約十日間カツノを臥床せしめたるのみにて未だ殺害の目的を遂くるに至らざりしものなり

二、説示案

陪審員諸君

諸君の評議を煩はすに先立ち本件において問題となつた事実上の關係之に対する証拠の

要領並に法律上の論点に付一応の説明を為し然る後諸君の評議すへき問題を提供することゝ致します

本件の公訴事實は二個ありまして其第一は被告人は昭和三年十一月十九日正午頃、長野県上伊那郡南□□村字□□S M今朝雄方において同人内縁の妻H Yカツノ(当時二十二歳)を同家勝手の間戸端に仰向けに押し倒し強姦したりという事實其第二は被告人は同年十二月十四日午後九時過頃前示今朝雄方前大便所付近に於てオブラートに包みたる毒薬猫イラズ(大豆大乃至大人の小指第一関節先位の分量)を右カツノの口中に押し入れこれを嚙下せしめ同人を殺害せんとしたるも夫今朝雄かこれを覚知し医師を迎へ治療を加へたるため殺害することを得ざりしと云ふ事實であります

此二個の公訴事實につけては彼此取交せて説明致しますれば却て混雑を来し判り難くなる虞がありますから先づ第一の公訴事實に付て説明し次て第二の公訴事實に付て説明致します

扱第一の公訴事實に対して被告人は十一月十九日は朝M K孝勝方に行く途中午前十時頃S M今朝雄方に立寄り今朝雄、同人内縁の妻カツノ、Mと云ふ菓子屋及K S喜一方作男等と雑談し午前十一半頃今朝雄方を立出てM K孝勝方に行き二十分許芝居の跡始末の話を為し更にS Y安五郎方に立ち寄りS Y夫婦と雑談中カツノか酒と秋刀魚を買ひに來り同人か立去つた後午後二時頃S Y方を立出て自宅に帰り昼食後I T今朝吉方裏手の大根畑に到り大根を抜き夕方帰宅したのであつて同日午前十一時半頃今朝雄方を立去つた後再び同人方に行きたることなしと陳述するのあります

昨日弁護人より被告人の行為は強姦にあらず和姦即ち承知の上の情交であるといふ仮定

論かありましたから茲に一言法律關係を述べて置きたいと思ふ我刑法においては満十三歳以上の婦女に対しては暴行脅迫を以て姦淫した場合でなければ強姦罪とはならないのでありますから姦淫する時その婦女の承諾を得たるときは強姦ではないのである、承諾なきに拘らず或は暴行を加へ或は脅迫を以て姦淫したる場合に於て始めて強姦罪に問はれるのであります

本件においては何分田舎のことでありますから時間の点は判然致しませんか右十九日(大泉に御大典祝の芝居ありたる十六日より三日目)午前中被告人かS M今朝雄方に到り今朝雄、カツノ、M菓子屋、K S喜一方作男等と雑談したる後午前十一時頃より十一時半頃までの間に被告人か最も先に同家を立出たことは証人S M今朝雄、H Yカツノの当公廷に於て証言する処であつて此点は争ひなき処であります、てありますから被告人か右の如く一旦今朝雄方を立ち去つた後検事の主張する如く再び今朝雄方に行きカツノを強姦したるや或は被告陳述の如く被告人は其後全く今朝雄方に行きたることなきや或は又被告か再度今朝雄方に行きカツノと情交したりとするも弁護人の主張するか如くカツノの承知の上情交したるものなりやと云ふ点か第一公訴事実の争点であり諸君に評議を煩わすへき要点でありますからこれより此点に関する証拠の要領を説明し様と思ふ

先づ最初に申上げて置きたいことは公訴事実にある強姦の時間と場所の点であります即ち被告人かカツノを強姦したりと云ふ時間は十九日の正午前後と云ふ白昼でありますか公判準備における検証の結果に依りますと茲に掲げました第一見取図にある通り強姦したりと云ふ場所即ちS M今朝雄方は畑中の一軒家であつて最も近きS M民三郎方へは約三十間M K孝勝方へは直径約三十五六間の距離があり其他の人家は一町以上距つて居り又今朝雄か

山林で薪を採つて居たと云ふ所迄は七十間以上離れて居たことは明白であります而して強姦の行はれたりと云ふ個所は今朝雄方宅内でありまして茲に掲げました第二見取図にある通り出入口は僅に東方約中央の所に三尺の出入口か一個所あるのみで周囲は総て土壁又は板壁になつて居り外部より見通し難い所でありますから此の白昼であり附近に人家かあり今朝雄か附近の山に居たと云ふ様なことを以つて直に被告人に利益であるとか不利益であるとかと云ふ様に事を速断することなく慎重なる考慮を費やして頂きたいと思ふ而して証人M K孝勝は当公廷に於て大泉に御大典祝の芝居のあつた日より三日後の十九日午後一時より二時頃迄の間に被告人か孝勝方に来り今夜芝居の跡始末の話をしたからH今朝五郎方に来て呉れ之れよりS Y安五郎方に立寄り行くと云ひ五分か七分か話して直く立去つたゆへ直にS Y安五郎方に行きたりと思ふと証言して居るのでありますから此証言に依るならば被告人の陳述通り再び今朝雄方に行つたことかないと認むることは出来るのである併し茲に掲げました検証見取図の通り今朝雄方とM K方の距離は道路を行けば約五十三四間S Y方より今朝雄方迄は約二百三十間今朝雄方より被告方迄は約二百四十三間であることは検証の結果明かな所でありますのみならず公訴事実の事柄自体長き時間を要することではないのでありますから此等の点に付いても慎重に御考を願ひたい

次に

(イ)証人M K孝勝は当公廷に於てH Yカツノは一人前の人間とは思はれざる旨証言し証人降旗郡平はH Yカツノを取調べたる際其の言語動作より同人は低能なりと思ひたる旨証言し証人M Y兼太郎はH Yカツノは男より冗談云はれて喜ぶ様な女にて幾分足らぬ女なる旨証言し、証人M S清三郎はH Yカツノは保険勧誘員と悪戯け散らし又十七銀行支店員などよ

り遊びに行くと言談言はれても身分をも考へず直ちに之を信ずるか如き傾きあり一人前に使へぬ女なりと思ひたる旨証言して居る此点は親しく諸君の前でカツノを取調べたのであるから相当諸君に於て御感想のあつたことと思ふ

(ロ) H Y カツノと S M 今朝雄とは南□□村 K D 間屋方に雇はれ中私通の結果内縁を結ひたるものなることは当公廷において両人の等しく証言するところであるからカツノは操を守ること必ずしも堅い人間でないと思ふことも出来る

(ハ) 証人 H Y カツノは公判準備の訊問の際自分は十九日間被告人に強姦せられたる後翌十二月四日頃迄ほとんど毎日の様に被告人と関係し五回目位より承知の上情交していたる旨証言し被告人も予審第一回訊問の際略同様の陳述を為して居る此の点から見ると当初の事柄も或はカツノの承知の上でないかとの推測も出来るのである

(ニ) 証人降旗群平 (伊那警察署長) は当公廷に於て昨年十二月十九日南□□村字□泉□千□百□□番地に於て H Y カツノの陳述を聴取りたる際同人は御大典の芝居か済んでから間もなく被告人か私方に遊びに来り関係し之れより始終来ると申し私も悪い気かしくなかつたから被告人の自由になつていたか其翌日も又その翌日も来り関係しその後十数回関係したりと陳述したる旨証言し H Y カツノに対する昨年十二月十九日附同署長の聴取書にも同様のことか記載してある

此等の証拠によるならば弁護人の仮定論も強ち無理ではない様にも思はれる更に又

(イ) 被告人は当公廷において自分は 大正十四五年頃より居村□□の後家 K S せき、S M 久二の妻 S M せき、S T 登熊妻 K M いく、S M ふじ、D W S 善長妻等に夜這に行きたる旨陳述

して居る此点より観れば被告人は相当漁色の習癖あることか窺はれる

(ロ) 被告人とカツノとは十九日午前今朝雄方にて会いたるか初対面なることは被告人カツノ共に当公廷において陳述し争ひない事実である

(ハ) 証人 H Y カツノは当公廷において十一月十九日 (大泉に御大典のありたる日の三日目) 被告人か一旦 M 菓子屋 K S 喜一作男より先に立ち去り M 及作男も立ち去りたるゆへ夫今朝雄は M K 勝方裏の山 (検証調書添付第一見取図松林) に薪を揃へに行き自分は炉辺に座り食事の支度を為し居たるに被告人か夫か出て五分位を経て再び来りいきなり自分を仰向けに突き倒し強て自分を押付け穿ち居たる雪袴の紐の所を引裂き姦淫したる旨証言して居り公判準備の取調の際にも略同様の陳述をして居るのである

(ニ) 証拠物件第二号の雪袴の紐の所か一部引裂かれて居る併し之はカツノに於ても十九日強姦せられた際引裂かれ一旦之を縫合はせたるも其後更に引裂かれたる旨当公廷に於て陳述して居るから唯其状況を窺ひ得るに過ぎないかも知れぬ

(ホ) 被告人は予審第一回の訊問の際十九日再度今朝雄方に到りたるにカツノは炉辺に座り居り今朝雄は不在なりしゆへカツノを炉辺に押倒し腹の上に乗りにカツノは厭たくと云ひ自分の胸先を突き手を動かしたるゆへ自分はカツノの右手か左手を押付け動けぬ様にし片手にてカツノの穿き居りし雪袴の前方の紐を解き無理矢理に姦淫したる旨陳述し其の後予審第三回並に第七回の訊問に於ても被告人は十一月十九日カツノを強姦したることは相違なき旨陳述して居るのであります

此等の証拠に依るならば検事公訴の如き強姦の事実ありしものと認め得る様にも思はれるのであります

以上に依り第一公訴事実に関する説明を終り第二の公訴事実の説明に移ります

第二の公訴事実に対して被告人は十二月十四日は午後二時頃他より帰宅し昼食後自宅の屋根を修繕し午後四時頃KS要太郎方に到りDWSみつえと話し同人の立ち去りたる後要太郎か他より帰りたるため同人より表を返し貰ひ帰宅し夕食後同朝頼み置きたる芝居の台詞を受取りにKS徳志方に行きたるか其時は午後六時頃にて台詞を書き貰ひ午後七時半頃帰宅し八時頃より就寝したので同日午後は勿論夜中にもSM今朝雄方に行きたることかないと陳述するのであります

我刑法上人を殺す意思を以て殺害の行為を為したる時は殺人罪に問はれるのでありますて人を殺す目的希望を以て殺害行為を為したる場合は勿論或行為を成せば人か死するか死ぬるかも知れぬとか云ふことを知りつゝ敢て其行為を為したる場合にも亦殺人罪に問はれるのであります而して殺害行為を為したるもその人か死なゝかつた場合は殺人未遂に問はれる其人か死なゝかつたのは斬殺の場合に斬傷か浅かつたとか毒殺の場合に毒の分量か少なかつた即ち致死量に足らなかつたとか云ふ様な場合に於ても等しく殺人未遂に問はれるのである併し若し人を殺すと云ふ目的希望もなく又人か死ぬると云ふことをも知らず唯単に人に暴力を加へるとか或は傷を負はすとか或は又苦痛を与へるとか云ふ様な考を以て人に暴行を加へ負傷せしめたり又は人に毒物を飲ましめ中毒せしめ苦痛を与ふる様な場合には傷害罪に問はれるのであります

扱昨年十二月十四日夜HYカツノか自分に飲みたるか或は他人に飲まされたるかは別とし兎に角毒薬猫イラズを飲みたる点に付ては

(イ)証人HYカツノは当公廷に於て同夜被告人より猫イラズを飲まされたりと証言し公判準備の際の訊問に於ても同様証言して居る

(ロ)証人SM今朝雄は当公廷において同夜九時頃カツノか便所や行き帰りたる後猫イラズを飲みし様なりしゆえ原医師を迎へ飲みたるものを吐瀉せしめたるに猫イラズの匂ひかしたる旨証言し

(ハ)証人原参三は当公廷に於て同夜九時半頃迎へによりSM今朝雄方に往診したるにカツノか猫イラズを飲みたりと申し又同人の呼吸を嗅きたるに猫イラズを飲みたるものと思料せられたる旨証言し

(ニ)原医師のHYカツノに対する診断書に燐〇・五瓦位嘔下したる旨カツノか訴へたる旨記載あり

以上の証拠に依るならば同夜九時過頃カツノか猫イラズを飲みたることを認め得るのである而して其猫イラズの分量に付ては

(イ)証人HYカツノは当公廷において飲まされたる猫イラズは小指の第一関節の少し先の処より指先迄位と証言し公判準備の際の訊問に於ても同様の証言を為し

(ロ)証人原参三(医師)は当公廷に於て自分か往診したる際カツノは小指の第一関節先の約三分の一位の猫イラズを飲みたりと申したる旨証言し

(ハ)原医師のHYカツノに対する診断書には燐〇・五瓦位嘔下せりとカツノか訴えたる旨記載あり

(ニ)被告人は予審第一回第四回の訊問に於て小指の第一関節先位の猫イラズをオブラートに包みカツノに飲ませたる旨陳述しているのである

此等の証拠に依るならば之を最小限度に見るも大豆大位の分量多く見れば小指第一関節

先位の分量の猫イラズをカツノか飲みたることとなるのであります而して斯る分量の猫イラズが果して人を殺すに足るや否やと云ふ点に付ては鑑定人原耕太郎の予審訊問調書に大豆大の猫イラズ中には○・○五瓦乃至○・○六瓦(一瓦を毎に換算すれば二分・六六六でありませうか)の黄燐を含む有するゆへ大豆大の猫イラズを服するときは如何なる体重の人間にても一日乃至五日位にて中毒死を来すものであると陳述しており、鑑定人繁田源信、倉橋三郎の共同鑑定書によれば二十二歳の女子に対する猫イラズの最低致死量は○・六二五瓦(一分六厘六毛強)確定致死量二・五瓦(六分六厘六毛強)にして小指第一関節先の猫イラズの分量は三・八瓦(一厘一厘三毛強)大豆大の猫イラズの分量は○・四瓦(一分六毛強)なるを以て大豆大の猫イラズは二十二歳の女子の致死量に達せざるも小指第一関節先の猫イラズは致死量以上なる旨の記載あるを以てカツノの飲みたる分量を最小限度に見るときは致死量に達せざることとなるのである併し分量の足らざるため被害者の死なかつた場合にも殺人未遂となることは先程説明した通りであるそこで右猫イラズは被告人が飲ましめたるものなるや否やの点に関する証拠の要領を説明すれば

(イ)証人K S徳志は当公廷に於てて十四日午後六時か六時半頃被告人が来り証人に芝居の台詞を書き呉れと頼みたるにより之を書き遣りたる処九時か九時半頃立帰りたる旨証言して居る

(ロ)原参三の警察聴取書に依れば自分は十二月十四日夜H Yカツノを診察したる際猫イラズを何処より入手したるやと尋ねたるに自宅より一軒隔て、隣の叔母様か便所の家根に置て行つたので飲んだと答へたりと陳述したる旨記載してある併し此点に付O N Dハルエは当公廷に於て自分方はM K孝勝方より北の方三十間位の処にあり自分は昨年十二月中S M今朝雄方便所の屋根に猫イラズを持行き置きたることなしと証言し又H Yカツノも当公廷においてO N Dハルエと云ふ後家より飲まされたと云ひたることは相違なきも夫れはK S徳志より頼まれ云ひたるものにて偽りであると証言して居る

(ハ)S M今朝雄は当公廷に於て自分宅に猫イラズ、オブラートなどを買置きたることなしと証言して居る

(ニ)証人H Yカツノは当公廷に於て十四日夕方方雇はれ先T N静雄方より夫の着替を取りに自宅に帰りたるに被告人は自分宅に這入り炉辺で火を焚き居り自分を捕へて炉辺に押倒し自分を姦淫し明日又来ると申し立去りたり夫れより自分はK S喜一方に行き同夜夫と共に帰宅し寝てから大便所(茲に掲けたる検証調書添付第一見取図大便所)に行きたるに被告人か其傍に立ち居り一寸用事かあるとて手招にて呼びたるゆへ行きたるに何れの手にてか自分の襟頸を掴み之を飲まねは叩き殺すと云ひいきなり自分の口に毒を入れ手にて口を押へ居たからもの云ふことも出来ず飲まされて仕舞ひ直に気分が悪くなり暫く戸にもたれ立ち居り更に宅内に入り勝手の間にて俯伏し居たるに夫は自分を抱き寝床に連れ行きたり其時飲まされたるは其匂ひにより猫イラズなりしことか判りたりと証言し公判準備の訊問に於ても略同様の証言を為して居る

(ホ)証人S M今朝雄は当公廷に於て十二月十六日カツノの実父H Y音十来りカツノを怒鳴り付けたる際カツノは実は十四日の夜便所の北の所にて被告人に猫イラズを飲まされたと申したる旨証言して居る

(ヘ)被告人は予審第一回第三回第四回訊問の際カツノに猫イラズを飲ませたること認めて居る

(ト)被告人か予審第一回訊問の際カツノに飲ませたるは自宅神棚にありし猫イラズにして其猫イラズを包みたるオブラートは自宅勝手戸棚に入れありし紙製小箱中のものなりし旨陳述し証拠物件第一号のオブラートは被告人方勝手戸棚に在りしもの証拠物件第三号の猫イラズは被告人方神棚に在りしものを巡查堤莊司か報告し司法警察官警部降旗郡平か領置したるものなることは同巡查の当公廷に於て証言する所であつて其事は巡查堤莊司の報告書及司法警察官警部降旗郡平の領置目録にも記載してある併し此点に付いては証人KSぎん、KS丑太郎は昨年十二月十九日巡查か来り被告人方神棚にありし猫イラズを取卸したる際埃か着き居たるや知れざるも吹きて持行きたる旨証言し之に対し証人KSぎんは証拠物件第三号の猫イラズを置きたる神棚を備へある間には炉ありて落葉堅木等を焚く旨証言して居るから猫イラズに埃の着き居りしことは最近之を使用せざりしことを決する材料と為すことか出来ぬかも知れぬ又被告人は当公廷に於て昨年七月頃母かKS仁一より証拠物件第三号の猫イラズの貰ひ来りたる際チューブの三分の一位這入り居たるも其時鼠を捕るため団子を七八つ造り其後八月秋蠶頃同団子十許り遣り秋になり同団子十二三を造り団子一つには米粒位宛猫イラズを入れ残り無かりし旨陳述して居る併し此点に対し被告人は予審第四回訊問の際証拠物件第三号の猫イラズをKS仁一方より貰ひたる際約三分の一位ありしか其後一度夏蠶の上簇中鼠を捕るため団子の四五個造りたることあるも其外使ひたることなき旨陳述し証人KSぎんも予審訊問の際KS仁一より母か貰ひたる猫イラズは鼠を捕る為め団子四五個を作りたる外使用したることなき旨陳述して居る

以上の証拠に依り被告人かカツノに猫イラズを飲ましめたるものなりや否やは判断し得ることと思ふ依て若し被告人か猫イラズを飲ませたるものにあらずと認めらるゝなれば夫迄なるも若し被告人か猫イラズを飲ませたるものとするなれば其飲ます当時被告人はカツノを殺す意思をもつて飲ましめたるものなりや或は殺すという程の考はなく又猫イラズを飲ませは死ぬるかも知れぬと云ふことも知らず単にカツノを中毒せしめ苦痛を与へる考を以て飲ませたるものなりや即ち其当時の被告の考如何並に其飲ますに至りたる動機原因如何と云ふ点に付き証拠の要領を説明し様と思ふ

陪審員諸君諸君は今日坊間に殺鼠剤として販売せられて居る毒薬猫イラズ又は猫リンと称する証拠物件第三号同様のものを御承知のことと思ふ又其効能の如何なるものであるかと云ふことも御承知の方かあると思ふ他人に猫イラズを飲ますとき単に他人に中毒せしめ苦しめたいと考へて飲ますものであるか或は他人を殺して仕舞ふと云ふ考へて飲ますものであるか此等の点に付見聞のある方かあるかも知れぬ此等の経験のある方は其実験に依て得たる智識をも御参酌相成りたい而して此点に関する証拠は

(イ)被告人は当公廷において猫イラズを飲めは馬さえ死ぬるものであることも知つて居ると陳述して居る

(ロ)証人HYカツノは公判準備の訊問において昨年十一月十九日被告に強姦せられたる後十二月四日迄被告人か毎日の様に来り情交したるか其後十二月十三日夕方又被告人か来り情を通し其翌十四日夕方被告人に炉辺に押倒され情交したる際被告人は又明日来ると申したるゆへ自分は斯様なことか夫に知れては困るからもう来ては不可ぬと云ひたるに被告人は亭主なんか叩き殺して遣ると申し立去り其夜毒を飲まされたるとき被告人は之を飲まぬと殺すと云つていきなり毒を口に入れ手て押さへて居たる旨証言して居る当公廷に於ては右は十二月十三日なりと証言して居る

(ハ)被告人は第一回予審訊問の際十一月十九日以降毎日の様にカツノと情交したるか始め四五回はカツノは厭たくと申し居たるも其後は喜んで気持ちよく応じ居り十二月十三日夕方も情交し更に翌十四日夕方今朝雄方にてカツノと情交したる後カツノは自分に向ひ今後来て貰つては困ると云ひ情交を承知せざる風か見へたるゆえ自分は癪に障り猫イラズを飲ませ腹痛にても起きさせて遣らうと考へ同夜猫イラズを飲ませたるものにしてカツノを殺す考はなかりし旨陳述して居る然るに第四回予審訊問の際には斯様に陳述して居るのである(被告人第四回予審訊問調書第三問答以下を讀聞けたり)

此等の証拠によれば被告人の殺意の有無其動機原因の如何を知ることが出来ると思ふ

之て第二公訴事実に関する説明を終るのでありますか尚一言第一第二公訴事実を通し説明を致して置きたいのは諸君も当公廷に於て御聞取りの通り被告人は当公廷に於ては本件公訴事実を全然否認致して居るのでありますか予審に於ては本件第一第二公訴事実を共に自認して居たのである自分の為さるる事柄に付き之を為したるか如く認めて居たのは初め警察官に調べられた当時被告人が白状しなければ何時までも留置くと申されたか恰も其頃被告人の弟に嫁を貰ふことになり昨年十二月二十八日頃先方より話に来ることゝ為り居り又妹の縁談も出来て十二月二十二日に酒を入れることに為り居り是非被告人が自宅に居なければ都合か悪い折柄で警察の申す通り覚の無いことを申立て早く帰宅を許して貰はんと思ひ虚偽の申立をしたものであると当公廷に於て陳述して居るのでありますか此点に付証人松崎武司等は当公廷に於て被告人に対し被告人の自白する迄何時迄も帰さぬなど、申したことはないと言言して居るのである此点に付いても孰れか真か孰れか偽か当公廷に於ける両者の陳述を比照し慎重の考慮を費やし十分評議を願いたいのてあります

以上の説明により諸君が評議決定しなければならぬ論点及証拠の関係かお判りになつたことゝ思いますか尚一言茲に注意致して置きたいことは既に公判の当初において論告したる通り諸君の任務は頗る重大であるのでありますから被害者や被告人に対し気の毒であるとか可愛想であるとか或は憎むべき奴であるとかと云ふ様な私情の交へ或は感情に訴へ事を左右すると云ふか如きことなく証拠の信用すべきものは取り信用すべからざるものは捨て冷靜なる考慮を払ひ真に誠実公正にその任務を尽されたい冒頭にも申した通り諸君の任務は被告人が問題となりたる罪を犯したる事実ありや否やを判断するのである而して犯罪には種々なる動機原因があるのてあるから殺人罪なりとて必ずしも死刑又は無期懲役に処せらるゝものではない殊に未遂の場合に於ては最低三年の懲役を減輕して一年半の懲役に処し執行を猶予することも法律上出来るのである又強姦の場合に於ても其動機原因等の如何によりては最低二年の懲役に処し執行猶予を為すことも出来るのである、事実行為なきものを有りと云ふも不公正なると同時に行為ありたるものを無しと云ふも亦不公正である唯一に諸君は被告人に問題となりたる罪を犯したる事実ありや否やを判断せらるれば宜しい罪の輕重刑の量定等の如きは諸君に於て之を念頭に置くの要はないのである又置いてはならないのである何卒諸君の任務責任の重大なるに思を致され公正なる評議を尽されんことを希ふ次第であります

扱そこて陪審員諸君の評議すべき主要の事実は茲に問書に認め只今交付致しますか一応之を説明致して更に評議の順序を申上げて置きたいと思ふ先にも申した通り本件は二個の公訴事実があるのか先づ第一に付いては主問たけてあります其主問は被告人はH Y カツノを強姦したる事実ありやの点であります此点に付いては主問たけて補問を設けませ

ぬから被告人に強姦の事実ありとすれは然り若し強姦の事実なしとすれは然らずと答申すれは宜しい第二に付ては主問と補問とを設けてあります即ち主問は被告人はH Yカツノに猫イラズを嚙下せしめ同人を殺さんとしたるも医師の治療に依り殺害することを得さりし事実ありやの点であり補問は被告人はH Yカツノを殺害する意思なく単に同人をして中毒せしめ苦痛を与ふる目的を以て猫イラズを飲ましめたる事実ありやの点であります此第二の点は主問と補問がありますから先づ主問に付て評議し主問に対して然りといふ答申か出来るなれば補問に対する評議の必要もなく亦答申の必要もありません併し主問に対して然らずと云ふ答申をする場合に於ては補問に対し然り然らずの内何れかの答申をして頂きたいのであります

陪審員諸君は之より評議室に退き評議を尽されたい、評議を為すに付ては先づ陪審長を互選し陪審長に選ばれたる方は議事の整理を為し陪審員諸君は必ず各自の意見を述べねはならぬ各自忌憚なく自己の信する所の意見を述べ評議の結果陪審員全部の意見か一致すれば勿論その通りの答申をすへきでありますか若し意見か一致せず然りと云ふ意見か七名以上であつた場合には然り七名以下であつた場合には然らずと答申せねはならぬのでありますからこれらの点を特に注意して頂きたいのであります尚補充陪審員は控室に退き休憩して居て頂きたいのであります

これを以て終りと致します

問書謄本

問

第一主問

被告人晴好は昭和三年十一月十九日正午過頃長野県上伊那郡南□□村字□□S M今朝雄居宅炉端に於て同人内縁の妻H Yカツノを仰向けに押倒し強姦したるものなりや

第二主問

被告人晴好は昭和三年十二月十四日夜前記S M今朝雄居宅表大便所附近に於てH Yカツノを殺害する意思の下に同人の襟頸を捕へ大豆大乃至大人の小指の第一関節先位の毒薬「猫イラズ」を包みたるオブラート一個を強いて右カツノの口中に押入れ之を嚙下せしめたる為カツノは間もなく中毒症状を惹起こし苦悶を始めたるより夫今朝雄の覚知する所と為り急遽医療を加へたる為め殺害するに至らさりしものなりや

補問

然らずとせば(第二主問否定の場合)

被告人晴好は前同日夜同所においてH Yカツノに対し殺害の意思なく唯同人を苦悶せしむる意思を以つて前記「猫イラズ」を包みたる「オブラート」一個を強いてカツノの口中に押入れ嚙下せしめ因て中毒症状を惹起せしめたるものなりや

6 新潟

(一) 説示・問書

①KB三吉(新潟地方裁判所放火未遂被告事件昭和三年一月七日判決・無罪)

一、公訴事実の梗概

被告人は十数年前より新潟県佐渡郡□□村大字□□ST萬五郎方に雇はれ現に農業の傍ら漁業に従事し性質温順にして其の業務を怠らず常に勤勉の世評ある者なる処酒癖悪しき

為め昭和三年九月十二日居村大字□□T U留次郎方に葬式ありたる際手伝として同家に至り火葬場に赴き同行のNM金藏以下十名許りの人々と飲酒し帰途居村大字□□か諏訪神社の祭典後にして殆んど毎戸に酒の残存せることを知る被告人は同志の者共と三四戸を訪問し酒の馳走を受け泥酔したる結果主人萬五郎方に帰るを忘れ何の目的も無く居村大字□□に通ずる県道を徘徊中該道路上に倒れ横臥せるに之を知りたる主人萬五郎の近親なる居村大字□□S T守太郎次男雷次か同日午後八時頃被告人の主人萬五郎長男眞守妻シズ等数名と共に迎に赴き被告人が容易に起上らざるを見て被告人に対し一升や二升の酒を飲んで迎を受くるまで寝て居るは意気地なしの横着者たと罵りた処被告人は突然起上り激怒の余り雷次に打蒐り喧嘩を挑みたるに因り雷次は其の場より北方約三町を距る居村大字□□KS兵作方に逃げ込みたり然るに被告人は逃ぐる雷次を追掛け同家に到りたるも雷次は来らざる旨告げられたるを以て更に引返し同日午後九時十分頃雷次の住居なる前記守太郎方に赴き同居者SN宇佐吉に対し雷次は何処に居るかと怒鳴りたるに未だ帰宅せずと告げられたるも必ず隠し居るものと邪推し若し雷次を出さぬと此家に火を放けると酒氣に乘し暴言したる処宇佐吉より火を放けるなら放けて見ると申したるに因り口惜さに堪へず雷次の住居せる前記守太郎所有の船小屋に放火し以て之と連接せる同人所有の現住家屋を焼燬せんことを決意し同日午後九時二十分頃同家より西方四軒目なる主人萬五郎方自己の寢室より燐寸を持出し前記船小屋二階物置場に到り同所に積在りたる藁束約二十束の内の一束の先に点火したるも前記宇佐吉の為め発見せられ之を階下の地上に投棄したる為め火は自然に消え住宅焼燬の目的を遂げさりしものなり

二、説示案

陪審員諸君、諸君の評議を煩はすに先たち本件に於て問題となつた事実上の關係に対する証拠の要領並法律上の論点に付大体の説明を為し然る後諸君の評議すべき問題を提供することゝすへし尤も本件は先刻來お聴きの通りの事件で事柄も簡單であり証拠關係も左迄複雑し居らざるにより本職からは可成要点だけを掻い摘んで説明するに止めんとす

本件公訴事實はお聴きの通りの事實で之を要するに被告人KB三吉は本年九月二十日午後九時二十分頃居村なる佐渡郡□□村大字□□のST守太郎所有の居宅並之に接続する船小屋を焼く考て船小屋二階物置場に於て同所に積置きたる藁束約二十束の内一束の穂先に所持の燐寸を以て火を点けたか直ちに発見せられ之を階下地上に投棄したる為め火は自然に消へ家を焼くに至らざりしと云ふのであつて即ち放火未遂の事實なり

之に対する被告人KB三吉の陳述の要領は是亦お聴きの通り藁束の穂先に火を点けたことは固より相違ないか併し之はST守太郎方を焼く意思に出でたるにあらすして只単にSN宇佐吉(守太郎の妹婿にして当時守太郎方へ宿泊し居りし人)なる者を脅す考の下に斯くして恰かも放火するものゝ如き態度を示したに過ぎないと云ふのであります

即ち被告人に於て船小屋二階物置場で藁束に火を点けたこと自体は之を認めて居るので此点は争になつて居らぬのである而して事の茲に至りし徑路に關しても被告人の云ふ所は公訴事實に顕はれて居る所と大体同一である即ち被告人の云ふ所に依れば被告人は此日数ヶ所に於て酒の馳走になり彼此一升余り飲んだ揚句酔ふて村外つれの県道端に寝込んで仕舞つたのである然るに迎に來て呉れたST雷次(守太郎二男)から一升や二升の酒を飲んで酔ひ倒れて居るのは意気地なしの横着者であると云ふて罵倒せられ憤慨して其場から逃げ去つた雷次の所在を捜すべく雷次方即ち守太郎方に行つて雷次は何処に居るかと怒鳴つ

たのであるか当時守太郎方に居合はせたSN宇佐吉と二、三応答の末に雷次は未だ帰らぬと云はれたために被告人は酒の元気で若し雷次を出さなければ此家に火を放けると心にもない放言を吐いたのである然るに宇佐吉から火を放けるなら放けて見よと云はれたために被告人は口惜しさに堪へず遂に本件の所業に及んだ次第であると云ふのであつて事の茲に至りし動機に付ても是亦別に争になつて居らぬのである乃て結局本件の事実上の問題として決すべき第一の点は被告人の本件行為は家を焼くの意思に出たりや將た単に宇佐吉を威嚇するの意思に出たるものなりや要するに被告人か宇佐吉から火を放けるなら放けて見よと云はれて果して如何なる決意を為したるか点であると思ふのである

諸君、法律上放火の罪は家屋を焼燬するの意思を以て放火行為を為したることを要件とするか故に若し被告人に如上焼燬の意思なかりとせは放火の罪は固より成立し得ないのである併しなから、我刑法上親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加ふべきことを以て人を脅迫すれば脅迫罪と云ふ犯罪を構成するのであるから若し本件か威嚇の意思に出たるものとせは第二の問題として被告人の行為は果して脅迫罪を構成すべき脅迫行為に該ると事実上認め得らるゝや否を決するの要ありと云ふへし

検事は本件各般の証拠を比較論評し結局被告人の本件行為か家屋焼燬の目的に出たりとする証明十分ならず依て被告人弁解の如く本件はST守太郎の妹婿にして姻族二等親の親族關係を有するSN宇佐吉を脅かす考の下に行はれたるものと認むるの外なく即ち被告人は守太郎の家に放火するものゝ如き態度を示して(藁束に点火して)宇佐吉を脅迫したる事実なりと認むるを相当とする旨論告せられたのであります弁護人も亦大体右と同一趣旨の弁論をせられたことは諸君の具さに聴かれた通りであるのであります諸君、検事弁護

人の弁論せられた所は固より之を尊重すへきてはありますか乍併諸君の判断は検事、弁護人の意見に拘束せらるゝものてはありませぬ夫れ故に諸君に於て若し証拠上被告人の本件行為か家屋焼燬の意思に出たるものと認むるを相当なりとせらるゝならば左様の判断を下さるゝに於て何の妨げもないのである又之と同時に被告人の行為は未だ脅迫罪を構成すへき脅迫行為なりと認むることも出来得ないとせらるゝならば是亦左様の判断を下さるゝに於て何の差支もないのであつて此点に関する諸君の判断は要するに自由であるのである従て本職からも順序として矢張り前申述べた事実上二つの問題に関し夫々其証拠關係等を説明致し諸君の判断の参考に供するの必要ありと思ふのである

そこで先づ第一の問題から順次説明を試むることに致しまするか此点に関し被告人に家を焼く意思かあつたと見るへき直接の証拠被告人の予審に於ける第一回第二回の自白であつて此以外には直接の証拠と見るへきものは存在致さないものである被告人は予審第一回の取調に於て予審判事から「雷次の家に放火して同家か焼けた時は余勢で被告の主人萬五郎の宅も類焼の危険あることに考へ及ばなかつたか」と問はれ之に対し「唯一時の憤怒の余り雷次方を焼かうと思つた丈けて左様な所迄考へ及ひませなんだ実に浅墓な考から悪いことを致して今では後悔して居ります是からは断然禁酒して斯る悪いことは決して致さぬ覚悟であります」と斯様に答へて居り又予審第二回の取調に於ては「前回申述べたことに間違つて居ると思ふ点はないか」と問はれて被告人は「間違つたと思ふ点は在りませぬ」と答へて居るのであります此自白にして信を措くに足るならば被告人に家を焼くの意思かあつたと認めざるへからさることは当然と思ふのであります併しなから右の自白は果して信用し得へきものなりや將た信用に値せざるものなりや是は一に諸君の冷静にして慎重なる

判断に俟たざるへからざる所にして而かも極めて重要な点であるのでありますそこで一体此自白は如何なる心理の下に供述せられたるものか又其云ふ所か当時の事情に照して見て真実なりと首肯し得るかどうかを吟味して見ねはならぬと思ふのでありますか先つ(イ)予審調書の示す所に依ると該自白は被告人か事のありし間もなく(第一回は九月十四日第二回は同月二十日)予審判事の取調を受けて申立てた所であつて深く其非行を後悔して居るとの申立は左もあるべきことの様に思はるゝのであるから当時被告人は深く悔悟して何等包み隠す所なく率直に有体に事の顛末を告白したるものと見ることか出来得る様に思ふ併しなから被告人は酒の上から思はざる問題を惹き起し放火の罪ありとして生れて始めて予審判事の取調を受くるに至つたので心臆して其云はんとする所を十分云ひかね問はるゝ俣の受け答へを為せるに過ぎざるもので未だ輒すく真実を告白したるものと速断するを許さすとする觀察の余地も在り得るやに思ふのである是等の点は一体如何に觀察するを相当とすへきてあるか諸君に於て仔細に御考究を願ひたいと思ふのであります次に(ロ)被告人の当廷に於て云ふ所に依れば被告人此日先づ最初に県道端に於て迎へに来て呉れた雷次のために罵られ次いで雷次方に行つては宇佐吉の為に剣突を喰はされたので太く腹を立てたと云ふことである尚本日取調へた証人S T守太郎、S N宇佐吉、S T眞守の証言其他被告人の云ふ所に依ると被告人は最初船小屋に立入り二階物置場に梯子伝ひに上り行くや否や(被告人は最初物置場に上り藁束に火を点けんとせるも燐寸を所持せざるに心付き一旦自宅に帰り燐寸を持出したる上裏手の道路を迂回して再ひ守太郎方に至り物置場に上りて火を点けたるものなりと云ふ)口惜しさの余り該梯子を取つて階下地上に置き在りし自動車突き壊はしたと云ふことであり又火を点けたあとS T眞守等か被告人を取押へんとし

た際被告人は或は足を以て屋根を蹴破り或は板壁を蹴破ると云ふ有様であつたので多勢して漸く被告人を板壁の破れ目から引摺り下ろしたと云ふことである若し其云ふ通りの次第なりとせば如何に被告人は当時亢奮し且つ憤激し居りしかは想像に難からざるへし然らば被告人か予審に於て憤怒の余り口惜しさの余り前後の考なく一閃に雷次の家を焼く氣になつたと云ふ自白は信を措くに足る自白と見るへきてはあるまいか併しなから翻て前示証人並K B欽吾の当廷に於て証言する所に依ると被告人は九歳の時に二十五歳迄の約束で只今のS N萬五郎方に年期奉公に住込み今日迄忠実に働いて来たのである一年のお礼奉公を済ませて来年は自分の村に帰る筈になつて居るのである酒か好きて酒の上か悪く曾て二回人と喧嘩したことありと云ふ外二十六歳の今日迄格別悪事を働いたことなく又大した乱暴をしたこともなく頗る温順な人物で何れかと云へは村で評判よく模範青年とさへ称せられて居る男であるのである而して主人萬五郎方と守太郎方とは親族にして且つ近隣の間柄なるにより被告人も守太郎方には是迄終始出入し相当世話になつた恩義こそあれ守太郎方に対しては勿論雷次、宇佐吉に対しても何の怨みかないと云ふことである若し其云ふ通りなりとすれば此男か如何に酒に酔うて憤激したからと云ふて単にこれ丈けの原因で守太郎の家を焼く考を起し得へき筈はない様にも思はるゝのであります是等利益、不利益の事情に付ても篤と御考慮を願ひたいのであります次に(ハ)被告人か火を点けた場所の点であるか検証の結果に依れば船小屋二階物置場と云ふのは丸太を縦横にかけ渡して二階様とした場所であつて其処には割木、枯杉葉、藁束、古俵等燃焼し易きものか積み重ねてあるのであります若し被告人の云ふ如く放火の意思なく単に威嚇の意思に出でたるものとせば態々斯る場所を選むに及はぬ筈であるより手近な場所(守太郎の証言する所に依れば当時船小屋外

側には多数の柴木を積み置きたりと云ふ)を選んで然るべきであるに拘らず特に斯様な場所を選んだ点殊に証人S N宇佐吉、K B欽吾並被告人の云ふ所を信すべきものとするならば被告人は一度ならず二度迄も之に立入り遂に火を点けたことになり又二度目には特に裏手の道路を迂回して船小屋に忍入りたることになるので是等の点から見ると矢張り被告人には放火の意思があつた如くにも考へ得らるゝのであります併しなから此点に付被告人の云ふ所に依れば船小屋と云ふのは左様な場面ではあるか被告人は特に火を消し易い様にと慮りて約二十束の内から一束を引出して其穂先を二階口の所に差向けて置いて火を点けたのである而して宇佐吉から叫はるゝや直ちに之を階下地上に投棄したと申して居るのであります宇佐吉の本日証言する所では自分は被告人は船小屋に這入り行きしと聞きたる為め其入口の所迄行き見たるか其時に被告人は二階物置場の二階口の所で火の点いた藁束を打振り火を消して直ちに階下に投棄したと云ふことであり又守太郎の証言する所に依れば現場を直く調べて見たか火は少しも他へ燃え移らず其附近に灰燼らしき何物をも見当らざりしと云ふことでありますから是等の人々の云ふ所か真なりとせば被告人の考は別として兎に角特に一束の藁束を引出して置いて火を点けたと云ふ被告人の弁解は一概に排斥し得ざる様に思はるゝのであります而して若し夫れか被告人云ふ如く特に消し易い様にと慮つた為めなりとせば被告人の為めには慥かに一つの利益なる事情と見るべきと思ふのであります併しなから当時少なからず亢奮して居た被告人に果して其処迄の慮りかあつたと見るべきであるかどうか此辺の事情に付ても十分御考究を願ひたいのであります以上は其重なる点に付て大体の説明を致したのでありますか此外被告人は二度目に船小屋に立入る際船小屋脇の県道端に二、三の人影を認めたと云ふて居るのでありますか本日の宇佐吉の

証言に对照すると其人影は当時被告人の行動を警戒し居りたる守太郎方家人に該当する如く認められ又K B欽吾の証言に对照すれば被告人は一旦自家に帰つて其寢間から燐寸を持ち出し之を携へて裏道を通り守太郎方に向つて行く途中欽吾等に出会し同人等に向つて火を放けるのであると放言したと云ふ被告人の供述も全然偽りなりとは認めかたいのであります勿論是等の人々の云ふ所か信用し得るや否やは諸君の判断に依る次第ではありまするか若し信用か措けるならば是等の事情も亦本件を判断するに付看過すべからざる点と思ふのであります諸君は是等の点は勿論押収に係る証拠物(穂先の焼けた藁束)其他本件に現はれた一切の証拠を篤と考究の上如上予審に於ける自白を真実と見るべきや否や即ち該自白を採て被告人に家を焼くの意思ありしと認むべきや夫れとも被告人の本件行為は放火の意思なく単に威嚇の意思に出でたるものと認むべきにや付慎重なる判断を望む次第であります

次に第二の問題即ち被告人の本件行為か宇佐吉を威嚇する意思に出でたるものとして果して脅迫と云へるかどうかの点であります宇佐吉か守太郎の妹婿にして親族の間柄なることは戸籍謄本の示す所であつて被告人も本件行為当時よく其ことを知つて居つたと申して居るのでありますから被告人の云ふ通りすれば被告人は守太郎か宇佐吉の親族なることを承知しなから当時守太郎方に宿泊し居りし宇佐吉を威嚇する目的を以て右の如く藁束に火を点けて恰も守太郎方を焼燬するものゝ如き態度を示したと云ふことになるのであります夫れ故に之れか通常の場合ならば所謂親族の財産に害を加ふべきことを以て人を脅迫したと認むる上に於て恐らく異論なき所と思ふのである何となれば法律上脅迫とは人を畏怖せしむべき害悪の通告を云ふのであつて親族の家を焼燬すべしと云ふか如きは人をして畏怖

の念を生せしむるに足ること疑を容れないからであります然れども何分本件は酩酊時に於ける出来事であるのであつて酒に酔ふて居る被告人か宇佐吉から火を放けるなら放けて見よと反撃せられ大言を吐いた手前其俚引込めぬ羽目となつて云は、虚勢を示したに過ぎない事案であると云ひ得るならば即ち仮令は殴ることか出来るなら殴つて見よと反撃愚弄せられた酔漢か単に其場の行懸りから手を振り上げて殴打するか如き勢を示した場合と同様に見ることか出来るとするならば斯る事情の下に火を放ける真似をしたことを以て直ちに脅迫なりと見ることかどうか多少論議の余地かありはしまいか弁護士弁論は少しも是等の点に触れて居らぬ様にてあるか或は被告人の斯の行為は酔余の単なる悪戯の範囲を出てざるものであつて未だ脅迫と称する足らずとする見解かあるかも知れぬと思ふのである勿論左様な見方か正しいか夫れとも矢張り人を畏怖せしむるに足る程度の行為と認むるを相当とするか這は一に諸君の公正なる判断に俟たねはならぬのであります唯茲に注意すへきは脅迫とは只今申した通り人を畏怖せしむへき害悪の通告にして威嚇の手段か人を畏怖せしむるに足る程度のものたるを要し且つ之を以て足るのであつて之か為めに相手の者か現に畏怖したことを必要としないのであります夫れ故に本件に於て宇佐吉か現に畏怖したかどうかは全然問題とするの要はないのであつて唯被告人か宇佐吉を威嚇せんとして其執りたる行為自体か当時の事情に照し吾人の社会觀念に訴へ果して人を畏怖せしむるに足るや否やの見地に立脚して其脅迫なりや否やを決せざるへからざるものと思ふのであります而して当時の事情はと云へは上来申述べた通りの關係であるのでありますから何卒諸君に於て仔細に御考究の上適正なる判断を与へられんことを希望致します

以上申述べたる所に依りて諸君は本件に於て決すへき論点と証拠關係とに付十分御了解下されたことと思ひます只最後に一言付け加へて置きたいことは守太郎の居室と船小屋との關係であるのであります検証の結果に依ると居室と船小屋とは別棟を為せる独立の家屋ではあるか二者接続せる建物で土台の間隔僅に七寸而かも船小屋の居室に接した部分は居室の板壁を利用して建設せられたもので之れは私共実地見て来た所でありますから其状況に付ては争ふ余地はないと思ふのであります斯の如く殆んど一つの建物とも見ることの出来る様に接続して居るのでありますから船小屋か焼ければ当然に居室も焼けるものと見るへき關係にあるのでありますから従て被告人に焼燬の意思ありしとするならば独り船小屋のみならず居室をも焼燬する意思なりしと見るへきてあつて到底船小屋丈けを焼く意思なりしとは認むることの出来得ない状況に在るのであります而かも家屋焼燬の意思発動として藁束に火を点けた以上は放火行為の実行に着手したものと云はねはならぬのでありますから此点御注意を願はねはならぬと思ふのであります

そこで諸君の評議すへき問題を提出致しまするか法律に従て主問と捕問とを分ちて評議を求むることに致します主問は被告人KB三吉はST守太郎方を焼く意思を以て船小屋二階物置場の藁束に火を放けたものかどうか捕問は右の如く藁束に火を点け恰かも守太郎方を焼燬するものゝ如き態度を示して同人の親族なるSN宇佐吉を脅迫したるものかどうかと云ふのであります若し諸君か被告人の本件行為か家を焼く意思に出たものと認めるならば主問に対して然りと答へねはなりません而して主問に対して然りと答へることになつたならば夫れて評議を終はつて宜しいのであります之に反し若し単に宇佐吉を威す意思に出たものであつて其手段たる本件行為か人を畏怖せしむるに足る程度のものと認めるならば主問に対して然らすと答へ補問に対しては然りと答へねはならぬのであります若し又

被告人の本件行為は未だ人を畏怖せしむるに足らすとする判断に到達したならば補問に対しても然らずと答へねはならぬのであります諸君は之より評議室に退き慎重に評議を遂げ答申せられんことを望みます

尚評議の方法に付注意を興ふ(省略)

問書

主問 被告人久保三吉は昭和三年九月十二日午後九時二十分頃佐渡郡□□村大字□□ST 守太郎方居宅並之に接続せる船小屋を焼燬せんと欲し船小屋物置場に於て同所に積在りたる藁束約二十束の内一束の穂先に所持の燐寸を以て点火したるも直に発見せられ之を階下地上に投棄したる為め焼燬の目的を遂げさりしものなりや

補問 被告人久保三吉は前記の如く藁束に点火し恰も守太郎方に放火するものゝ如き態度を示して当時守太郎方に宿泊し居りたる同人の親族SN宇佐吉を脅迫したるものなりや

②HM徹二(新潟地方裁判所放火被告事件昭和四年四月五日判決・無罪)

一、公訴事実の梗概

被告人は昭和三年十月三十日午後九時三十分前後の頃同□□字WD源太郎所有人の現在せざる納屋裏手に架け下けたる堀立藁葺高さ七尺乃至十尺約二坪余の土間入口に在りたる藁束に所持の燐寸を以て点火し其の点火せる藁の一部を持ち納屋の壁板に立掛けありたるガツボに点火して右納屋裏手二個所に放火し以て其の一部を焼燬し更に右点火せる藁を以て納屋東方に在り乾燥せる同人所有の稲塙(直径約九尺高さ約十尺)藁塙(殆同大)に放火し稲約四百把藁約八百把を焼燬し公共の危険を生せしめたるものなり

二、説示案

陪審員諸君、最早相当時も経過致し誠にお気の毒とは思ひますか今暫くの御辛棒を願ひたいと存します愈本件に就いて諸君の評議を煩はすへき順序となつたのでありまするか之に先たち本職から本件に於て決すへき論点並其証拠関係等要領を掻い摘んで一応の説明を致したいと思ひます

本件に於て若し被告人徹二か公訴事実として主張せられ居る如く昨年十月三十日夜北蒲原郡□□村□□郷のWD源太郎所有に係る納屋並其附近に積み置きたる稲塙、藁塙を焼燬せんとして之に放火し因て是等のものゝ一部を焼失したることを真実なりとせば被告人には放火の罪ありとして刑法第九十九条に従ひ二年以上の有期懲役を以て処断せらるゝことゝなる次第であります乍併被告人は全然放火の事実を否認し之を争ふて居るのでありますから本件に於て決すへき問題は要するに被告人か前示納屋其他に放火し其一部を焼いたものかとうかの一点に外ならないのであります

本日の証人WD和吉(源太郎倅)の云ふ所に依れば十月三十日の夜九時半頃に自家の納屋並其附近に積み置きたる稲塙、藁塙か火災に罹り納屋東手の下見板並柱等を焼き尚ほ稲、藁数百把を焼きたるか其場所は元来火気を取扱ふ場所にあらざるのみならず当日其附近に於て火気を取扱ひたることなきにより右は粗相火ではなく何人かによりて放火せられたものと思ふ旨供述して居るのであります源太郎方の納屋等か当夜火災に罹つたことは被告人も当定に於て認むる所ありて又証人HM市郎も供述して居る所てありますから是等の人々の云ふ所を真なりとせばWD源太郎所有の納屋並其附近に積み置きたる稲塙、藁塙か当夜火災に罹り其一部を焼失したることは事実にして而かも右の火災は粗相火ではなく何人か

によりて放火せられたものと認めなければならぬ次第と思ひます

偕て放火なりとせは果して何人の所為なりや検事はお聴きの通り各般の証拠上被告の所為なりと認むるを相当とすと云ひ弁護人は交々証拠上斯く認むることは十分でないと弁論せられたのであります、何れの見方か正しいか正しくないかは固より本職から申述ふへき限りてはありませぬ只此点の証拠関係か如何様に相成つて居るかを説明して諸君の判断の参考に供したいと思ふのであります本件に於て被告人の所為なりと見るべき第一の証拠は被告人が強制処分に於ける予審判事の訊問に対して自ら放火したるものなりと申述へて居る第一回第二回の自白にして之か唯一の直接証拠であるのであります即ち被告人は昨年十一月八日と其翌九日の両日新発田の裁判所て予審判事の取調を受け申述へて居る所てあつて其内容は先程朗読致した訊問調書記載の通りでありますか茲に其趣旨を今一度繰返して申して見たいと思ふのであります右の訊問調書を通読致して見ると被告人は自ら放火したに相違ないと云ふて其順序方法から放火を決意するに至つた径路を逐一詳細に亘りて供述して居るのであつて先づ其順序方法に付て大体斯様なことを申して居るのであります

「被告人は昨年十月三十日には夕食の際父親と二人て五合程の酒を飲み食事を済まして寢床に入つたのであるか予て内密に他に売却すべく隠し置きたる米一俵を当夜持出す計画なりし為め其後家族一同の寝入りし頃を見定めて私かに起出てそして小屋内に隠し置きたる右の米俵を自宅前新井郷川の船着場に持出し舟に積んで自ら舟を漕ぎN G勝一郎方前の船着場に舟を着け該米俵を勝一郎方に持込んだのであるそして被告人は店頭に腰を掛け勝一郎妻トメと話を交へながら冷酒三合を飲み油揚二枚を喰へたのであるかN Gの妻からも九時になつたから休ませうと云はれたので同家を辞し又舟を新井郷川を漕ぎ上りて自

宅前船着場に着したるか其帰る途中舟の中でW D和吉のことを思ひ出し同人方に火を放けてやらうと云ふ考を起し自家には這入らず其儘竹藪の所を通り抜け和吉方即ち源太郎方納屋裏手に出たのである然るに藁屋根の懸け下けになつて居る所に木の大きな臼があり其傍に藁か五、六把あつたので之に隣りて火を点けそして火の点いた藁束を持つて納屋の板壁のガツボと稲鴉と藁鴉との三個所に押付けける様にして火を放けたと思ふ何分其時は大部酒に酔ひ居りしのみならず放火と云ふ大それたことを致したので殆んど夢中であつた為め夫れ以上のことは記憶して居らぬけれども兎に角右の如く火を放けて夫れから自分は竹藪の元来た方から逃げて県道に出て自宅裏口から這入つて自分の寢床の中に入つたのであるか間もなく女房か火事たと騒ぎ出したので自分は消防の仕度をして火事場に駆け付け他の人々と共に消防に従事したのである」と申して居るのであります斯の如く被告人は予審判事の訊問に対して放火の順序方法を事巨細に供述して居るのでありますから若し此自白に信を措き得るならば被告人に放火の所為ありしものと認めなければならぬことは当然かと考へらるゝのであります乍併此自白は果して信すべき自白であるかどうか之は一に諸君の冷静にして慎重なる判断に俟たさるへからさる所にして極めて重要な点であるのであります

そこで翻て被告人は今日如何様に事実を申述へて居るかを見ますのに被告人の今日云ふ所は諸君お聴きの通りにして即ち被告人は十月三十日には家族一同の寝入りたる後ち密かに起出てて隠し置きたる米俵一俵を持出し舟に積みN G勝一郎方に持込んだ顛末W D方の火事騒ぎは自分かN G方から帰り寢床に這入つて間もなくのことなりし等何れも之は相違ないことの様にして居るのであります只被告人は自分はN G方から舟を漕いで船着

場に着くや直ちに自宅に帰り自分の寢床に這入つたもので船着場から其足で和吉方納屋裏手に行き火を放けたと云ふ如きことは全然事実でないこと云つて此点の事実を否認致して居るのであります夫れ故に被告人か予審判事に対して供述せる事実のうち納屋裏手に行つて火を放けたと云ふ点を除き其他は今日に於ても被告人の認むる所なるのみならず本日の証人 N G トメ、H M フジも夫々之に対応する証言を致して居るのでありますから是等の人々の云ふ所を信すべきものとせば被告人は当時予審判事に対して何もかも出鱈目な供述をしたものとは見ることも出来ない証拠関係になつて居るのであります勿論外の部分か真実の供述だからと云つて直ちに放火の点も真実の供述であると速断することの出来得ないことは云ふ迄もない所でありませう併し放火の所為たる相当重い犯罪なりと一般に理解せられて居ることは申す迄もない所であるのであります若し被告人か實際火を放けたものでないならば何故に予審判事に対し自分で火を放けたなど、此点に限りて偽りの申立をしたのであろうか進んで此点を考へて見る必要があると思ふのであります夫れ故に先刻本職から被告人に反覆して此点を訊ねて見たのでありますか諸君お聴きの通り被告人は本件の嫌疑で数日間葛塚警察署に留め置かれ数回頭部其他を殴打せられたる為め当時頭かもんくし居り如何なることを予審判事に云ふたか自分で自分か判らないと申して居るのでありますそこで事実を確むる為に当時の新発田刑務所の役人（被告人は十一月八日予審判事の取調を受け即日刑務所に収監せられたるものなり）前田徳三郎か証人として取調へられたのでありますか同人は先刻お聴きの通り被告人は入監の翌九日より三日程は亢奮状態に在り監房内より雑巾或は箒を投げたりなど致し尚ほノボセルと云ふて濡れ手拭を以て頭部を冷しなど致し居りたるも他に言語挙動等異常を認めざりし旨証言して居るのであります而して

他に此点の証拠は何等存在致さないものでありますか兎に角被告人なり証人なりは右の如く供述して居るのでありますから其供述をも考慮の中に置いて被告人か予審判事に対して火を放けたと述べたその自白は信用すべきものであるかどうか篤と御考究を願ひたいと思ふのであります。

次に放火と云ふ以上そこに何等かの原因動機かなければならぬのか普通の状態であるのであります本件に於て果して被告人に放火の原因動機と認めむべきものかあつたかどうか更に進んで此点を考へて見る必要ありと思ふのであります被告人は予審判事から取調へられた時に放火の原因として大体斯様な申立をして居るのであります即ち「被告人は自分の本家に当る H M 市郎と小作権譲受の問題で久しく争をして居るのであるか W D 源太郎の倅和吉は本家市郎の肩を持ち色々の策略を授けて自分に反対させる様なことをして居るので自分は和吉の態度か癪に觸つて居たのである一体自分は今も尚依然として日農系の小作組合員なるか市郎は一昨年冬組合を脱会し W D は余程以前に脱会して自分とは反対の立場に立つて居るので同人は市郎に対して色々の策略を授け市郎も亦終始 W D 方に出入して色々の相談をして居るものと見受けらるのである現に昨年の四月初に□□町の N T 屋に於て自分と市郎との間の小作問題に付て調停のあつた時に県庁の藤原小作官の前で自分は自分の持つて居る重次の書いた証書（市郎の継父に当る重次名義小作権を呉れ渡す旨の証書）のことに就いて自分は重次から非常に信用せられて居た意味のことを話したところ其所に居合はせた和吉は小作官から聴かれたのか夫れとも進んで云ふたのかは覺なきも兎に角口を出して何にそんなことかあろうか重次は徹二等を信用して居なかつたと云ふ様に云つて自分の云つたことを打消したので其時も自分は W D に対して非常に心持を悪くし W D は自

分に反対して市郎を援助するものと思つたのである自分は本家市郎との間の小作権の調停のことを何時も思出し殊に酒に酔ふと何人にも其話をするのであるか十月三十日の夜もNG方てNGの妻にその話を為し自分の方には重次の書いた証文もあり小作料の受領証も持つて居るのであるから自分の有利に解決か出来るとの意味の話を為し小作料の受領証を墓口から出して見せたりなど致したのである左様な訳で自分はNG方から帰る途中船の中で和吉のことを思出し其態度か癪に触るので一つ火を放けて嚇かして遣らうと云ふ氣になつたのである」と斯様に申して居るのであります而して被告人は被告人と本家市郎との間に小作問題に付て争かあり現に調停事件として新発田の裁判所に繫属して居ること並争の経過其他被告人は今以て日農系の小作組合員なるも市郎、和吉は脱会して居る關係なること等に付ては今日でも予審判事に云つた所と同様の供述を致して居るのでありますか只和吉か市郎に味方して色々の策略を授け居るとか、昨年四月□□町のNT屋て和吉か口を出して藤原小作官に被告人の持つて居る証書のこと付て被告人の云ふたことを打消す様な申立をしたとか、和吉の態度が癪に触るつて居たとか面白くなく思つて居たとか云ふ如きことは之は事実ないことの様な供述を致して居るのであります然るに本日の証人FH熊男なりHM市郎なりWD和吉なり其他NGトメなりの云ふ所を信すべきものとすれば實際和吉か市郎の肩を持ち色々な策略を授けて居るかとうかは別問題とし兎に角市郎と和吉とは始終往き来をして居る間柄て而かも此兩人は小作組合の脱退組、被告人は非脱退組であつて脱退組と非脱退組とは常に反目し軋轢し居りしこと、昨年四月初□□町のNT屋て被告人の居る所て云ふたのではないか其日の朝和吉か藤原小作官に対し被告人の持つて居る重次の書いたと云ふ証文のことに就いて重次は被告人を余り信用して居なかつたと云ふ意味の

ことや重次か左様な証書を書く筈かないと云ふ意味のことを話したこと並十月三十日の夜被告人はNG方に於て酒を飲みながら本家との調停事件の話をしてNGの妻に何か書付を出して見せたりなど致したことは何れも之を肯定することか出来得る証拠關係に相成つて居るのであります勿論是等の人々の云ふ所か信用し得べきや否やは諸君の判断に依ることば只今申し通りであるのでありますか検事は諸君お聴きの通り是等証言は何れも信用するに足る証言にして之に依れば被告人か予審判事に述べた所は多少事実と相違する点ありとは云へ被告人か和吉に対して当時不快の念を懷き居りしと云ふ結局の事實は争うへからざる所にして即ち放火を決意すべき相当の原因かあつたと見るべきである論告せられ弁護士は被告人と和吉とか仮令証人の云ふ如き反対の立場に在つたと云へ脱退組と非脱退組との軋轢は団体的のものであつて個人々々としては必ずしも反目し居るにあらざるのみならず被告人と和吉とは元と隣り同志て年来普通の交際を継続し居る間柄なれば之か為めに和吉に対して不快の念を懷き居ると云ふか如きは有り得へからざる所仮令多少そのことありしとするも其程度固より太したことゝは想像し得られざる故此間の事情は放火の原因として見るには余りに薄弱である況んや当夜被告人は親に隠して内密に米一俵を持出したのである斯かる場合に他人の家に放火すると云ふか如きは常識上到底考へ得られざる所であると斯様な趣旨に於て被告有利の弁論をせられたのであります何れの見方を正當とすへきか諸君に於て十分に御考究を願ひたいと思ふのであります弁論人は其弁論の一節に於て葛塚警察署か近年検挙した小作關係の犯罪事件は悉く公判に於て無罪となつたと云ふことを指摘例証せられた様でありましたか他の事件は仮令とうあろうとも左様なことは全然考慮の中に置くことなしに本件は本件に顛れたる証拠のみに基いて判断せねはならぬ次

第てありますから深く此点の御注意を願ひたいと思ふのであります。

以上は其重なる点に付て大体の説明を致したのであります。尚二、三の注意すへき点を付加へて置きたいと思ひます。其一は現場の状況であります。尚二、三の注意すへき点とNG勝一郎方との距離は十町三十五間あるのてあります。尚三は檢証の結果に依ると被告人方の船て往復して見たのてあります。尚四は被告人宅前の船着場からNG方前の船着場迄漕ぎ下るに十四分を要し、反対に漕ぎ上るには二十分を要したのであります。尚五は被告人宅とWD源太郎方との間には相当広き空地あり、其一部は竹藪になり、居り、被告人宅前の県道から右竹藪を通り、和WD納屋裏手に行くことか出来る状況になつて居るのであります。尚六は一言して置きたいことは、檢証の際之に立会ひたる源太郎の倅和吉は納屋裏手の懸け下けになつて居る所には火災の当夜木の白二つを置き、其傍に藁束五束、六把取り散らし置きたるものなりしと云ひ、此点被告人の前述予審判事に対して云ふた所に照応する申立を致し、その木白なりと云ふて納屋内に現存せる大きな木白二個を指示致した關係に相成つて居るのであります。其二は当日被告人の飲んだ酒の分量であります。尚七は被告人の云ふ所に依れば、被告人は其日の昼過ぎNG勝一郎方に於て焼酎一合を飲み、夫れより□□葛塚町に赴きUK屋に於て冷酒三合を飲み、夕食の際父親と二人て五合程を飲み、更に米俵を持つてNG方に行きたる際、冷酒三合を飲んだことになつて居るのであります。尚八は被告人は自分は平素煙草を喫せず、燐寸を持ち歩くことなく、当夜も燐寸を持ち居らざりしと申して居ります。尚九は予審判事の取調に対しては、当夜船に米を積む時の用意に家の中から何印なりしか判らざりしも、燐寸を持出し懷中に入れて持ち行き、夫れを以て火を放けたと申して居るのであります。尚十は被告人は予審判事の第二回の取調の最終に「自分は實際酒に酔ふて居た為め、遂氣が大きくなり、何の考へもなく只

調停のことからWDのことか癪に触つて火を放けたので、今となつては誠に申訳ないことを致したと思ふ。今後は酒も止めて真面目に働きますから御勘弁を願ひたい」と斯様な申立をしたことか調書に記録されて居るのであります。尚十一は等の事情も亦本件を判断するに付看過すへからざる点と思ふのであります。尚十二は諸君は是等の点は勿論押収の証拠物件其他本件に顕れたる一切の証拠を仔細に考究の上予審判事に対する如上被告人の自白を信用すへきや否や即ち該自白を採て被告人に放火の所為ありしものと認むへきや否やに付慎重なる判断を望む次第であります。尚十三は右申述べたる所に依りて諸君は本件に於て決すへき論点と証拠關係とに付十分御了解下されたことと思ひます。依て茲に諸君の評議すへき問題を提出致します。尚十四は夫れは被告人は昭和三年十月三十日午後九時半頃WD源太郎所有に係る人の現在せざる納屋並其東手に積み置きたる稲藪、藁藪、を焼燬せんとして之に放火し、因て右納屋並稲藪、藁藪の一部を焼失したるものなりやと云ふのであります。尚十五は諸君に於て右の事実を認むるならば然りと答へ認めない場合は然らすと答へねはならぬのであります。尚十六は諸君は之より評議室に退き評議を遂げて答申せられんことを望みます。

尚評議の方法に付注意を与ふ(省略)

(二) 問書・答申

①KB三吉(新潟地方裁判所放火未遂被告事件昭和三年一月七日判決・無罪)

一、公訴事実の梗概

被告人八十数年前ヨリ新潟県佐渡郡□□村大字□□ST萬五郎方ニ雇ハレ現ニ農業ノ傍ラ漁業ニ従事シ性質温順ニシテ其ノ業務ヲ怠ラス常ニ勤勉ノ世評アル者ナル処酒癖悪シキ

為メ昭和三年九月十二日居村大字□□T U留次郎方ニ葬式アリタル際手伝トシテ同家ニ至リ火葬場ニ赴キ同行ノNM金藏以下十名許リノ人々ト飲酒シ帰途居村大字□□カ取訪神社ノ祭典後ニシテ殆ント毎戸ニ酒ノ残存セルコトヲ知ル被告人ハ同志ノ者共ト三四戸ヲ訪問シ酒ノ馳走ヲ受ケ泥酔シタル結果主人萬五郎方ニ帰ルヲ忘レ何ノ目的モ無ク居村大字□□ニ通スル県道ヲ徘徊中該道路上ニ倒レ横臥セルニ之ヲ知リタル主人萬五郎ノ近親ナル居村大字□□S T守太郎次男雷次カ同日午後八時頃被告人ノ主人萬五郎長男眞守妻シズ等数名ト共ニ迎ニ赴キ被告人カ容易ニ起上ラサルヲ見テ被告人ニ對シ一升ヤ二升ノ酒ヲ飲ンテ迎フ受クルマテ寝テ居ルハ意氣地ナシノ横着者ダト罵リタル処被告人ハ突然起上リ激怒ノ余リ雷次ニ打蒐リ喧嘩ヲ挑ミタルニ因リ雷次ハ其ノ場ヨリ北方約三町ヲ距ル居村大字□□KS兵作方ニ逃ケ込ミタリ然ルニ被告人ハ逃クル雷次ヲ追駆ケ同家ニ到リタルモ雷次ハ来ラサル旨告ケラレタルヲ以テ更ニ引返シ同日午後九時十分頃雷次ノ住居ナル前記守太郎方ニ赴キ同居者SN宇佐吉ニ對シ雷次ハ何処ニ居ルカト怒鳴リタルニ未タ帰宅セスト告ケラレタルモ必ス隠シ居ルモノト邪推シ若シ雷次ヲ出サスト此家ニ火ヲ放ケルト酒氣ニ乗シ暴言シタル処宇佐吉ヨリ火ヲ放ケルナラ放ケテ見ロト申シタル因リ口惜サニ堪ヘス雷次ノ住居セル前記守太郎所有ノ船小屋ニ放火シ以テ之ト連接セル同人所有ノ現住家屋ヲ焼燬センコトヲ決意シ同日午後九時二十分頃同家ヨリ西方四軒目ナル主人萬五郎方自己ノ寢室ヨリ隣寸ヲ持出シ前記船小屋ニ階物置場ニ到リ同所ニ積在リタル藁束約二十束ノ内ノ一束ノ先ニ点火シタルモ前記宇佐吉ノ為メ発見セラレ之ヲ階下ノ地上ニ投棄シタル為メ火ハ自然ニ消エ住宅焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

二、問

主問

被告人KB三吉ハ昭和三年九月十二日午後九時二十分頃佐渡郡□□村大字□□S T守太郎方居宅並之ニ接続セル船小屋ヲ焼燬セント欲シ船小屋物置場ニ於テ同所ニ積在リタル藁束約二十束ノ内一束ノ穂先ニ所持ノ燐寸ヲ以テ点火シタルモ直ニ発見セラレ之ヲ階下地上ニ投棄シタル為メ焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

捕問

被告人KB三吉ハ前記ノ如ク藁束ニ点火シ恰モ守太郎方ニ放火スルモノ、如キ態度ヲ示シテ當時守太郎方ニ宿泊シ居リタル同人ノ親族SN宇佐吉ヲ脅迫シタルモノナリヤ

三、答申

主問、然ラス

捕問、然ラス

五 刑事判決書

陪審公判に関する刑事判決書は、水戸が六件中①③④⑥事件の五件、宇都宮が七件中①②⑤⑦事件の四件、前橋は六件中①④⑤事件の五件、長野は①④⑤事件の五件中五件、新潟は一九件中③④⑧⑩⑮⑰⑱の一五件が保存されていた。しかし、静岡一一件および甲府六件は、総て保存されていなかった。

本稿には、刑事判決書のほか、『大審院刑事判例集』・『法律新聞』に収録された刑事判決（甲府③事件）も収録した。

① A K虎四郎（水戸地方裁判所放火未遂被告事件昭和三年一月一日判決・無罪）

判決

茨城県多賀郡□□村大字□□中□百□□番地ノ□

農

A K虎四郎

当四十一年

右放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事黒正太助干与陪審ノ評議ニ付シ審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ハ無罪

理 由

本件公訴ノ要旨ハ被告人ハ大正十五年二月十一日外二名ト連帯シテ多賀郡□□村大字□□中 S T 鶴吉ヨリ金百五十円ヲ借受ケ弁済期日タル同年五月六日ヲ経過スルモ利息ノ一部ヲ支払ヒタルノミニテ其余ノ支払ヲ為サ、リシ為メ其後昭和三年六月下旬ニ至ル迄ノ間屢烈シク鶴吉ヨリ督促ヲ受ケタルヲ以テ同人ニ対シ不快ノ念ヲ懷キ居リタル処同年七月十一日午後二時頃右債務弁済ノ猶予ヲ求ムヘク鶴吉方ニ至リタルニ偶同人方カ全戸不在ナリシヨリ同人ニ対スル不満ノ情一時ニ発シ其恨ヲ霽サンコトヲ決意シ即時藁屑等一抱許リヲ鶴吉方居宅北側羽目板ニ接着シテ置キ之ニ所携ノ燐寸ヲ以テ放火シ因テ右羽目板ノ一部ヲ焼キタルモ自然ニ消火セシ為メ住宅焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリト言フニアレトモ之ヲ

認ムヘキ証明ナキヲ以テ刑事訴訟法第三百六十二条陪審法第九十七条ニ則リ無罪ノ言渡ヲ為スヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十一月一日

水戸地方裁判所刑事部

裁判長判事 長岡 熊雄

判事 近 幹之助

判事 渡邊 達也

③ F K徳太郎（水戸地方裁判所尊属殺人未遂及殺人未遂被告事件昭和三年二月二四日判決・懲役四年）

判決

本籍並住居 茨城県真壁郡□□村大字□□島□百□□番地

農

F K徳太郎

当二十九年

右殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事黒正太助干与審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役四年ニ処ス

押収ノ七首（押第一二八号ノ一）ハ之ヲ没収ス

公訴裁判費用中陪審費用及昭和三年十一月二十八日
及同月二十九日ニ喚問シタル証人費用ヲ除キ其他ハ
全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ大正十一年一月中T Hあいヲ妻ニ娶リタル処被告人ノ母きせ及父桑之助ハあいヲ
虐待シタル為被告人ト両親トノ間ニ不和ヲ生シ被告人ハ両親ノ強請ニ依リ止ムナク大正十
三年八月中あいヲ離別シタルモ夫婦間ニ長男緑アリシ為離別後モあいト密会シ居リタルニ
両親ノ知ルトコロトナリ両親ハ被告人ニ三年間遠方ニ出稼スヘキコトヲ強要シタルニヨリ
被告人ハ是非ナク大正十四年三月中長男緑並祖母はまヲ伴ヒ東京ニ行キタルカ其際父桑之
助ハ右はまノ食料トシテ一ヶ年米六俵宛送ルヘキコトヲ約シタルモ其後約束ノ送米ヲ為サ
ズ昭和三年二月ニ至リ桑之助ハ二男金明ニ相当財産ヲ与ヘテ分家セシムル為メN M丈六郎
ヲ介シテ被告人ニ対シ同意ヲ求メ其結果被告人ニ対シ全財産ノ二分ノ一ヲ分与スルコト残
二分ノ一ハ桑之助及金明ニ於テ折半スルコト其名義書換ハ桑之助六十歳ニ達シタル際（即
チ十二年後）ニ為スヘキコトヲ約シテ金明ノ分家ニ同意セシメタルカ被告人ハ同年四月中
前記三年間ノ出稼ヲ了リテ帰宅シタルニ其時父桑之助ハ已ニ田畑三反歩余ヲ金明名義ニ書
換ヘ居リタルニヨリ被告人ハ父ニ対シ自己ニモ財産ノ名義書換ヲ迫リタルニ父ハ名義書換
ヲ為スト否トハ戸主ノ勝手ナリト主張シ之ニ応セサリシ為被告人ハ右ノ如ク父カ事毎ニ被
告人ヲ疎スルニ反シ弟金明ヲ偏愛スルヲ見テ悶々ノ情ニ堪ヘス父ヲ恨ムト共ニ金明ニ対シ
快カラス思ヒ居リタル処同年八月十三日午後十時頃肩書自宅ニ於テ父ト口論ヲ為シ父ハ其
争論ニ付金明ノ意見ヲ訊ネント称シ母きせト共ニ自宅附近ナル分家金明方ニ行キタルニヨ

リ被告人ハ密ニ金明方屋外ニ至リ屋内ノ話ヲ立聞キシタルニ母きせ及金明ハ本家ノ財産ヲ
全部金明方ニ運バント相談シ居タルニヨリ被告人ハ憤然トシテ金明方入口板戸ヲ押外シ屋
内ニ侵入セシニ金明ノ為其手ヲ捉ヘラレ父桑之助ノ為頭部ヲ殴打セラレタルヨリ憤怒ノ情
其極ニ達シ父及金明ヲ殺害シテ日頃ノ恨ヲ霽サント決意シ懷中シ居リタル匕首（押第一二
八号ノ一）ヲ取出シ直チニ父桑之助及弟金明ニ斬付ケ桑之助ノ右頬部ニ長サ約四仙ノ横切
創右前膊部ニ長サ約四仙深サ二仙ノ横切創金明ノ右腋下第六関ニ長サ五仙深サ肺ニ達スル
切創右上膊前面ニ長サ八仙深サ二、五仙ノ創傷ヲ負ハシメタルモ殺害ノ目的ヲ達セスシテ
逃走セラレタルヨリ之ヲ戸外ニ追掛ケタルモ其姿ヲ見失ヒタル為再ヒ屋内ニ入りタル処偶
々金明内縁ノ妻S Mふよカ同家南側通縁ニ居リタルヨリ同人ヲ殺害シテ金明ニ対スル恨ヲ
霽サント決意シ即時前記匕首ヲ以テふよニ斬付ケ同人ノ右肩胛關節内縁ニ長サ二仙深サ不
明ノ刺創及右後腋下第四助骨ヨリ左内上方ニ長サ四仙深サ不明ノ刺創ヲ負ハシメタルモふ
よカ逃走シタル為是亦殺害ノ目的ヲ達セサリシモノナリ而シテ以上各殺人未遂ノ所為ハ犯
意継続ニ出テタルモノトス

右犯罪構成ニ関スル事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択認定シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為中父桑之助ニ対スル殺人未遂ノ点ハ刑法第二百条第二百三条ニ
弟金明及其内縁ノ妻ふよニ対スル殺人未遂ノ点ハ各同法第九十九条第二百三条ニ該当ス
ル処連続犯ナルヲ以テ同法第五十五条ヲ適用シ重キ父桑之助ニ対スル刑ニ從ヒ右第二百条
ノ所定刑中無期懲役刑ヲ選択シ未遂ナルヲ以テ同法第四十三条第六十八条第二号ニヨリ未
遂減刑ヲ為シ尚情状憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六条第七十一条第六十八条第三
号ニ則リ酌量減刑ヲ為シタル範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役四年ニ処スヘク押第一二八号ノ一

ノ七首ハ本件犯罪ノ供用物件ニシテ被告人ノ所有ニ係ルヲ以テ同法第十九条ニヨリ之ヲ没収シ公訴裁判費用中陪審費用及昭和三年十一月二十八日及同月二十九日ニ喚問シタル証人費用ヲ除キ其余ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ則リ全部被告人ノ負担トスヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十二月二十四日

水戸地方裁判所刑事部

裁判長判事 長岡 熊雄

判事 近 幹之助

判事 渡邊 達也

③ F K 徳太郎 (大審院尊属殺人未遂及殺人未遂上告事件昭和四年四月一日判決・上告棄却)

昭和四年(れ)第一五〇号

判決書

本籍並住居 茨城県真壁郡□□村大字□□九□□□□番地

農

F K 徳太郎

当三十年

右尊属殺人未遂殺人未遂被告事件ニ付昭和三年十二月二十四日水戸地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判

決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却スル

弁護士人薬師寺志光上告趣意書第一点陪審法第七十七条ニ依レハ裁判長ハ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事実並証拠ノ要領ノミヲ説示スルコトヲ要シ罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得サルモノナルニ拘ラス原審裁判長ハ陪審ニ対シ「普通ノ殺人罪ハ死刑無期又三年以上ノ懲役ニシテ未遂罪ハ之ヲ減輕スルコトヲ得又酌量減輕スルコトモ出来ルモノナリ尊属殺ハ死刑又ハ無期懲役ニシテ未遂減輕スレハ無期懲役ヲ懲役七年トスルコトヲ得更ニ酌量減輕スルコトモ出来ルモノナリ(記録二冊ノ二ノ一〇六五丁)ト説示シ恰モ本件被告人ノ所為カ普通殺人並尊属殺人ニ該当スルモノナルカ如キ暗示ヲ与ヘ更ニ進ンテ「故ニ殺人未遂ハ重キ罪ナルモ其処罰刑ハ情状ニヨリテ輕ク処分サル、コトアリ傷害罪ハ殺人未遂ニ比スレハ輕キ罪ナルモ情状ニヨリテハ重ク処分セラル、コトモアリ諸君ハ殺人未遂カ懲役三年又ハ懲役二年刑ノ執行猶予ヲ受クル例アルヲ聞キシナラン而シテ殺人未遂ヨリ輕キ窃盜力懲役六七年ノ刑ニ処セラレタル事実アリ之ハ罪ノ重キ輕キトノ外ニ情状ニヨリテ刑ノ異ルコトヲ示スモノナリ刑ノ量定ハ裁判官カ各種ノ事情ヲ参酌シテ之ヲ為ス」(前掲記録一〇六六丁)ト説示シタルハ本件被告人ノ所為カ殺人未遂ナルコト並ニ殺人未遂ナルモ情状酌量スヘキモノアルカ故ニ懲役三年又ハ懲役二年刑ノ執行猶予ヲ受クル「可能性アルニヨリ陪審員諸君ハ安心シテ被告人ノ所為ヲ殺人未遂ナリト答申シテ可ナル旨ヲ言外ニ仄メカシタルモノナリト論セサル可カラス仮ニ原審裁判長ニ於テ右ノ如キ誘導的説示ヲ為スノ意思ナカリシモノナリトスルモ曩ニ被告人ノ所為ヲ殺人未遂ニ非スト為シタル第一陪審ノ答申ヲ不当ト為シ第二陪審ノ評議ニ付シタル本件ノ場合ニ於テハ前示説

示ハ右第一陪審ノ答申カ採扱セラレサリシ事実ト相待テ新陪審ニ対シ被告人ノ所為カ殺人未遂ナリトノ意見ヲ惻々暗示スルノ効果ヲ有スルモノナルヲ以テ裁判長ハ特ニ此点ニ留意シ斯カル説示ヲ慎マサル可ラサルモノナルニ拘ラス殊茲ニ出テスシテ却テ尊屬殺人未遂カ我刑法上到底執行猶予ト為シ得サル点ヲ黙秘シ殊更ニ殺人未遂ハ執行猶予ト為シ得ヘキコトヲ力説シ以テ恰モ尊屬殺人ノ未遂モ亦執行猶予ト為シ得ルモノ、如キ口吻ヲ洩シタルカ如キハ法律ノ門外漢タル陪審員ヲ誤解ニ陥レ延イテ其事実認定ニ心理作用ニ不当ノ勢力ヲ及ホスコト大ニシテ陪審法第七十七条所定ノ説示ノ範圍ヲ逸脱シ罪責ノ有無ニ関スル示唆ヲ与フルモノニ外ナラサルヲ以テ同法第四百条第五号ニ依リ原判決ヲ破毀スヘキモノナリト信スト云フニ在リ按スルニ陪審法第七十七条ニハ刑又ハ刑ノ量定ニ関シ説示ヲ為スヘキ旨ノ規定ナシト雖陪審員ヨリ説明ヲ要求スルト否トニ拘ラス裁判長カ陪審員ヲシテ事実ノ答申ヲ誤ラシメサル為必要アリト認ムル場合ニハ罪責ノ有無ニ関シ其ノ意見ヲ表示セサル限り陪審ニ対シ刑及刑ノ量定ニ関スル法規ノ説明ヲ為スコトハ法ノ禁止スル所ニ非スト解スルヲ相当トス原審公判調書ノ記載ニ依レハ裁判長ハ本件説示ニ際シ普通ノ殺人罪及尊屬親殺罪ノ刑並其ノ未遂減輕及酌量減輕等ノ場合ニ付法律上ノ説明ヲ為シ且刑ノ量定ハ裁判官カ各種ノ事情ヲ参酌シテ之ヲ為スモノナレハ陪審員ハ刑ニ顧慮スルコトナク事實ヲ事実にシテ答申スヘキ旨ヲ告ケタルモノニシテ其ノ説明タルヤ刑及刑ノ量定ニ関スル法規ノ一般の説明ニ過キスシテ本件被告人ノ罪責ニ関シ其ノ意見ヲ表示シタリト認ムヘキ又ハ所論ノ如ク本件被告人ノ所為ヲ殺人未遂トシテ答申スヘキ旨ヲ示唆シタリト認ムヘキ何等ノ形跡ナカキカ故ニ本件ニ於ケル裁判長ノ説示ハ陪審法第四百条第五号ニ該当スルモノニ非ス從テ論旨理由ナシ

第二点陪審法第七十七条ニ依レハ裁判長ハ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事実並証拠ノ要領ノミヲ説示スルコトヲ要シ証拠ノ信否ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得サルモノナルニ拘ラス原審裁判長ハ陪審員ニ対シ「被告カ兇行当時ノ事ヲ詳知スル者ハ被告ノ父条之助母させ弟金明及其内妻ノ妻SMふよ並TG力三郎AY捨次ナリ然ルニ此等ノ証人ノ供述カ予審以来公判ニ至ル迄屢變リ居レリ而シテ其供述カ漸次被告ニ有利ニ傾キ居レリ此等ノ証言カ屢々變更セラレタルハ如何ナル原因ニ基クモノナリヤ疑問ニシテ此点ハ注意ヲ要スルモノナリ尚証人ノ供述カ前後ト其陳述ノ内容カ相違シ居ルモノトスルモ之カ為其何レノ証言モ信用シ得サルモノト云フヲ得ス其供述中何レヲ信用スヘキカハ陪審員諸君ノ判断スヘキ所ナリ云々（前掲記録一〇七七丁裏面及一〇七二丁）ト説示シ被告人ノ所為ニ付キ価値判断ヲ為シタル「兇行」ナル語ヲ使用シ以テ第一点所論ノ如ク被告人ノ所為カ法律上罪ト為ルヘキモノナルコトヲ暗示スルト同時ニ証人等ノ証言カ予審ヨリ公判ニ至ルニ從ヒ漸次「被告人ニ有利ニ傾キ」タリトカ「之カ為其何レノ証言モ信用シ得サルモノト云フヲ得ス」トカ擅ニ証拠判断ヲ為シ暗ニ所謂「被告人ニ有利ニ變更サレタル証言」ニハ信憑力ナキモ被告人ニ不利ナル証言ハ信用スルニ足ルモノノ如キ口吻ヲ洩シタルハ陪審法第七十七条所定ノ説示ノ範圍ヲ逸脱シ証拠ノ信否ニ関スル示唆ヲ与フルモノニ外ナラサルヲ以テ同法第四百条第五号ニ從ヒ原判決ヲ破毀スヘキモノナリト信スト云フニ在レトモ裁判長カ陪審ニ対シ証拠ノ要領ヲ説示スルニ当リテ其ノ証拠の信否ニ関シ自己ノ意見ヲ表示セサル限りハ証人ノ証言カ被告人ニ有利ナリヤ否ヤヲ告ケルコトアルモノ之単ニ証拠ノ内容ヲ陪審員ニ予知セシムルニ過キサルモノニシテ陪審法第七十七条ノ所謂証拠要領ノ説示トシテ何等ノ違法アルモノニアラスサレハ原審裁判長カ所論ノ如ク証人ノ供述ハ予審以

来公判ニ至ルマテ屢々変更セラレ其ノ供述ハ漸次被告人ニ有利ニ傾キ居ル旨又証人ノ供述カ前ト後ト其ノ内容ヲ異ニスルコトカラモ之カタメ何レノ証言モ信用シ得サルモノニ非ス其ノ供述中何レヲ信用スヘキカハ陪審員ノ判断スヘキモノナル旨説示シタルコトハ原審公判調書ノ記載ニ依リ之ヲ認メ得ルモ該説示ハ要スルニ予審及公判ニ於ケル各証言ノ内容ノ如何ニ変遷セルヤヲ告ケ又各証言中何レノ証言ヲ信用スヘキヤハ陪審員ノ自由判断ニ任カスル旨ヲ告ケタルモノニ過キスシテ説示シタル証拠ノ信否ニ関シ裁判長ノ意見ヲ表示シタリト認ムヘキ事迹ナク又所論「兇行」ナル語ハ本件公訴事実トシテ表示セラレタル被告人ノ連続シタル犯行ヲ約言シタリト解スヘク被告人ニ罪責アルコトヲ暗示シタルモノニ非サルコト本件説示ノ全体ニ照シ洵ニ明白ナルヲ以テ本件ニ於ケル裁判長ノ説示ニハ所論ノ如キ違法アリト称スルコトヲ得サルカ故ニ論旨ハ理由ナシ

弁護人海老原隆谷邨直雄上告趣意書第一点原判決ノ依テ生シタル陪審公判ニ於ケル裁判長ノ説示中一〇六四丁以下ニ「尚一応各罪ニ対スル法定刑ノ説明ヲ為スヘシ普通ノ殺人罪ハ死刑無期又ハ三年以下ノ懲役ニシテ未遂罪ハ之ヲ減輕スルコトヲ得又酌量減輕スルコトモ出来ル云々下略」トアリテ科刑ノ問題ニ付キテ説示シタリ陪審法第七十七条ハ説示ノ内容ハ犯罪ノ構成ニ関シ必要ナル法律上ノ論点犯罪ノ構成ニ関シ問題トナルヘキ事実並ニ右事実ニ関スル証拠ノ要領ナルヘキ旨ヲ規定シタリ科刑ノ点ニ付キ説示スヘキコトヲ定ムルトコロナシ科刑ノ問題ハ犯罪ノ構成トハ別個ノ問題ニシテ何等關係アルコトナシ然シテ科刑ニ関スル説示ハ全ク不必要ナルノミナラス却テ之ニ累サレ陪審カ犯罪事実ノ存否問題ニ專念スル妨トナリ其評議答申ヲ實質上不法不当ノモノタラシムル危険アリ本件説示カ科刑問題ニ言及シタルハ説示ニ関スル陪審法第七十七条ノ規定ニ違反スルモノニシテ此ル説示ニ

基ケル答申ヲ採択シテ為サレタル原判決ハ陪審法第四百五条第五号ニ該当スルモノニシテ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ本論旨ニ理由ナキコトハ弁護人葉師寺志光ノ論旨第一点ニ対スル説明ニ依リ了解スヘシ

第二点原判決ノ依テ生シタル陪審公判ニ於ケル説示ヲ看ルニ(一〇七二丁)「此等ノ証人ノ供述カ予審以來公判ニ至ル迄屢々変リ居レリ而シテ其供述カ漸次被告ニ有利ニ傾キ居レリ此等ノ証言ハ屢々変更セラレタルハ如何ナル原因ニ基クモノナリヤ疑問ニシテ此点ハ注意ヲ要スルトコロナリ」トアルハ暗ニ証人等ノ初ノ供述ハ事実ノ真相ヲ述ヘタルモノナルモ後ニ至リテノ供述ハ証人等カ被告人ニ対スル同情其ノ他ノ理由ニヨリテ被告人ノ有利ニ變更シタルモノニシテ事実ノ真相ニ相違スルモノナリト為ス裁判長ノ私見ヲ諷示シタル誘導的指示ナリ「如何ナル原因ニ基クモノナルヤ疑問ナリ」トアルモ疑問ナリトハ裁判長ノ主観的判断ナルヲ以テ此ル説示ハ証拠ノ真否其ノモノニ関スル意見ヲ表示シタルモノナリ陪審法第七十七条ニヨレハ裁判長ハ説示ニ於テ証拠ノ要領ヲ摘示スルニ際シ証拠ノ真否ニ関シ意見ヲ表示ニルコトヲ得スト定メラレ証拠ハ美醜精粗其俛ニ摘示シ其間潤色ヲ許サ、ルモノト為サレタリ然ラハ説示ノ右ノ部分ハ証拠ノ真否ニ関シ意見ヲ表示シタルモノニシテ陪審法第七十七条ニ違反シタル説示ヲ云フ可ク此ル説示ニ基ケル答申ヲ採択シテ為サレタル原判決ハ陪審法第四百五条第五号ニヨリ破毀セラルヘキモノト信スト云フニ在レトモ本論旨モ亦弁護人葉師寺志光ノ論旨第二点ニ対シ説明スル如ク其ノ理由ナシ

第三点原審裁判長ハ法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノヲ証拠トシテ説示セラレタルノ違法アリ即チ該説示ニ於テFK条之助FK金明FKふよTG力三郎FKきせSY捨次等ノ各第一回公判ニ於ケル証人トシテノ供述カ証拠トシテ説示セラレアリ然レトモ右第一回公判

調書ニハ其最後ノ一〇二二丁ト一〇二三丁トノ間ニ契印ヲ欠ク公判調書ニハ每葉契印ヲ為シ且裁判長裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘキコトハ其要件ニシテ此方式ヲ遵守セサル公判調書ハ全一トシテ不適法ノモノナルコト論ヲ俟タス從テ此形式ノ不適法ナル公判調書ニ包含記載セラレタル証人ノ供述ハ採テ以テ証拠ト為シ得サルヤ勿論ナリ然ルニ原審裁判長カ前掲各証人ノ供述ヲ採リ証拠トシテ説示セラレタルハ明ニ違法ニシテ殊ニ訴訟手續及形式ノ慎重ナル遵守ヲ必要トスル陪審手續ニ於テ然リトス此点ニ於テモ原判決ハ破毀ヲ免レスト信スト云フニ在リ仍テ記録ヲ査閱スルニ原審第一回公判調書ニハ所論ノ如ク契印ヲ欠ク所アルモ其ノ契印ヲ欠ク前後ノ部分ニハ夫々契印ノ存スルノミナラス其ノ記載ノ事項ノ連続ニ於テモ欠クル所ナキヲ以テ之レカ為ニ該公判調書ヲ無効タラシムヘキモノニ非サレハ該調書ニ記載セラレタル証人ノ供述モ亦証拠トシテノ適性ヲ失フモノニ非サルカ故ニ裁判長カ該調書ノ供述記載ヲ証拠トシテノ説示スルコトアルモ何等ノ違法ナキノミナラス本件ニ於テハ裁判長ハ該調書ノ供述記載ヲ証拠トシテ説示シタルモノニ非スシテ原審第一回公判廷ニ於ケル証人ノ供述自体ヲ証拠トシテ説示シタルモノナルコト同第二回公判調書ニ説示トシテ記載スル所ニ依リ明白ナルカ故ニ原審裁判長ノ本件証拠要領ノ説示ニハ所論ノ如キ何等ノ違法ナキニ帰シ論旨ハ理由ナシ

第四点原審裁判長ハ第二回公判ニ於テ検事ノ引用セル被告人ニ対スル司法警察官ノ訊問調書同人ノ検事訊問調書同人ノ第四回予審調書FK条之助ニ対スル司法警察官訊問調書同人ノ検事訊問調書AB S いちFK源三ニ対スル予審判事対質訊問調書(其証拠引用ニ付何レモ弁護人ニ於テ異議ナカリシ)及ヒ弁護人ヨリ引用セルTHすみNM久一郎AB S いちニ対スル各予審証人調書FK源三TG喜一ノ各公判証人調書(其ノ証拠引用ニ付何レモ検事ニ

於テ異議ナカリシ)ヲ読聞ケ其ノ都度意見弁解ヲ求メラレタリ然ルニ其ノ第一回公判ニ於テハ検事モ弁護人モ共ニ引用セサル被告人予審第一二回調書FK条之助及FK金明予審第一二回調書TG力三郎FKきせSMふよノ各予審訊問調書及被告ノ強制処分ニ依ル予審訊問調書ヲ読聞ケ証拠調ヲ施行セラレタリ(其ノ他公判準備手續調書檢証調書鑑定書等アルモ此等ハ適法ナリトス)而シテ此等ハ訴訟關係人ニ於テ引用セサルカ故ニ(仮令公判準備手續ニ於テ引用シタリトスルモ準備手續ニハ陪審員列席セス公判手續トハ別個ナリ陪審員列席の公判ニ於テ訴訟關係人カ引用ニ異議ナキコトヲ明ニセサルヘカラス)証拠トシテ取調フルニ付訴訟關係人ニ果シテ異議ナキヤ否ヤ不明ナリ異議ナキヤ否ヤヲ關係人ニ問ハス從テ証拠ト為コトヲ得サルモノヲ証拠トシテ取調ヘタルハ違法ナリト信ス若シ又第一回公判ニ於ケル証拠調ニハ訴訟關係人ニ異議アルモノアルヘキヲ以テ第一回公判ニ於テ再ヒ証拠調ヲ施行シタルモノトセハ第一回公判ニ於ケル証拠調ハ不適法ニシテ從テ其ノ際取調ヘタル河西芳雄鑑定書ノ如キハ結局適法ナル証拠調ヲ經サルコト、ナリ該鑑定書ヲ説示ニ於テ引用シタル(一〇六三丁及一〇八一丁)モノナレハ此点ニ於テ違法タルヲ免レスト信スト云フニ在レトモ陪審法第七十五条ノ所謂「訴訟關係人ノ異議ナキ」場合ニハ公判ニ於テ訴訟關係人カ異議ナキコトヲ明示スル場合ノミナラス異議ナキコトヲ默示スル場合ヲ包含スト解スルヲ相当トス原審ノ公判準備調書及各公判調書ヲ査閱スルニ所論被告人予審第一二回調書FK条之助及FK金明予審第一二回調書TG力三郎FKきせSMふよノ各予審調書其ノ他被告人ノ強制処分ニ依ル予審訊問調書ハ公判廷ニ於テ訴訟關係人ヨリ異議ナキコトヲ明示シタル証拠ニ非サルコト明カナレトモ原審公判準備手續ニ於テ検事及弁護人ニ於テ右各調書ヲ証拠トスルコトニ付異議ナキ旨ヲ明言シ同第一回公判廷ニ於テ裁判長カ右各

調書ニ付証拠調ヲ為ス再ニハ訴訟關係人ヨリ何等ノ異議ヲ申立テサルノミナラス同第二回公判廷ニ於テハ第一回公判廷ニ於テ証拠調ヲ為サ、ル他ノ訊問調書ノミニ付更ニ証拠トシテ異議ナキ旨ヲ明示シアルニ徴スレハ右第一回公判廷ニ於テ裁判長カ証拠調ヲ為シタル叙上ノ所論各予審調書並訊問調書ヲ証拠ト為スコトニ付訴訟關係人ハ異議ナキコトヲ默示シタルモノト認ムルヲ相当トスルカ故ニ右第一回公判廷ニ於テ裁判長ハ訴訟關係人ニ異議ナキ所論ノ各証拠ヲ取調ヘタルモノト謂フヘク從テ所論各証拠ハ法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノニ該當セサルヲ以テ裁判長カ其ノ証拠ニ付説示ヲ為スコトアルモ何等ノ違法アルモノニ非サレハ論旨ハ理由ナシ

第五点(一)原審裁判長ハ其ノ説示中犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論旨ヲ教示セラル、ニ際リ先ツ殺人未遂ヲ説明シ次ニ「傷害罪トハ相手方ヲ殺ス意思ナク只相手ニ暴行ヲ加フル意思ヲ以テ斬付ケ相手ニ負傷セシメタル場合ノ如キモノナリト説示セラレタルカ是明ニ傷害罪ノ犯意ニ付暴行ノ認識タニアレハ傷害ノ結果ニ付認識ナキモ尚ホ傷害罪ノ成立ヲ妨ケストスルノ説ヲ採用セラレタルモノナリ然レトモ傷害罪ノ犯意ニ付テハ単ニ暴行ノ意思ヲ以テスルノミナラス傷害ノ結果ニ付認識ヲ要ストスルノ学説ノ存スルコトハ固ヨリ論ナシ此ノ場合ニ裁判長カ被告ニ不利ナルヘキ学説ヲ採リテ説示ヲ為スハ不当ナリト信ス何トナレハ何レノ学説ヲ採用スルヤハ人ノ自由ナルノミナラス事實ニ付評議ヲ為ス陪審員カ法律觀念ノ把握ニ付裁判所ト全然同説ヲ採用スルコトハ當ニ其ノ必要ナキノミナラス却テ一説ニ膠着セシムルトキハ評決ニ対シ危険ナル影響ヲ与フヘキカ故ニ原審裁判長ノ説示ハ此点ニ於テ不当ナリト信ス(二)仮ニ或犯罪ノ要件ニ付数学説並存スル場合ニ其ノ何レヲ採リテ教示スルカハ全然裁判長ノ職權ニ属ストスルナラハ裁判長ハ説示ニ於テモ又問書ノ問ニ於テモ何レ

ノ部分ニ於テモ一貫シテ自己ノ採用セル見解ヲ支持スヘキハ勿論ニシテ問書ニ於テハ可及的ニ説示ト齟齬セサル問ヲ為サ、ルヘカラス然ラサレハ法律ニ詳カナラサル陪審員ノ頭腦ヲ徒ニ混乱セシムヘケレハナリ原審裁判長ハ法律点ノ教示ニ於テハ単ニ前記ノ如ク傷害罪トハ暴行ヲ加フル意思ヲ以テ負傷セシムル場合ナル旨説示セラレタルニ拘ラス問書ノ補問第一ニ於テ「若シ殺意ナカリントセハ衆之助ニ傷害ヲ加フル意思ヲ以テ右創傷ヲ負ハシメタルモノナリヤ」ト問ヒ居リ即チ前ニハ傷害罪ニ暴行ヲ加フル意思ヲ要スルカ如ク教示シ後ニハ該罪ニ傷害ヲ加フル意思ヲ要スルカノ如ク問ヒ居レルハ前後一貫セサルモノニシテ不当ナリ此ノ場合ニ暴行ノ意思ヲ以テシテ仍ホ傷害罪成立ストセハ傷害ノ意思アラハ尚更傷害罪成立スルモノナリト考フルハ法律家ノ能クスル処ナリ法律ヲ知ラサル十二名ノ陪審員中暴行ノ意思ヲ以テ負傷セシムルハ傷害罪ナリトノ教旨ヲ強ク腦裏ニ記憶シ単ニ暴行ノ意思ヲ以テスレハ傷害罪トナル然ラハ傷害ノ意思存セハ恐ラク傷害罪以上ノ罪ニ該ルヘシト誤解シタル者絶無ナリトハ誰カ能ク断言シ得ンヤ此ノ誤レル觀念ヲ無意識的ニ包蔵シテ評議セラレタランニハ被告ノ不利ニ評決ノ為サル、コト決シテ想像ニ難シトセサルナリ然ルカ故ニ原審裁判長説示ハ其ノ法律点教示ニ於テ不当ナルカ又ハ之ト問書ニ問ト齟齬セルノ不当ナルモノナリト信スル次第ナリト云フニ在レトモ裁判長カ犯罪構成ニ関シ法律上ノ論点ヲ説示スルニ当リテハ論点ニ関スル学説ヲ一々説明スルノ要ナク裁判所カ正当ナリト信スル法律上ノ見解ノミニ付説示スルヲ以テ足ルモノトス從テ裁判長カ傷害罪ハ相手方ヲ殺ス意思ナク只相手ニ暴行ヲ加フル意思ヲ以テ斬付ケ相手ニ負傷セシムルコトニ因リ成立スル旨ヲ説示シ傷害罪ノ犯意トシテ傷害ノ結果ニ付認識ヲ要スル旨ノ学説アルコトヲ説示セサルモ何等ノ違法ナク又本件ニ於ケル法律上ノ論点トシテ裁判長ハ一般的ニ傷害罪ハ殺

意ナリ暴行ノ意思ヲ以テ斬付ケ負傷セシメタルトキニ成立スル旨ヲ説示シ陪審員ニ交付スル問書ニ於テ傷害ヲ加フル意思ヲ以テ創傷ヲ負ハシメタルモノナリヤトノ問ヲ記載シ兩者ノ用語ニ多少ノ相違アルコト所論ノ如クナレトモ曩ニハ一般的ニ傷害罪ノ犯意ヲ説明シ後ニハ具体的ニ本件ニ付傷害罪ノ犯意ヲ問書ニ記載シタルニ過キサルモノニシテ其ノ間犯意ノ觀念ニ付何等ノ矛盾齟齬ノ存スルモノニ非サレハ本件裁判長ノ説示及問書ノ記載ニ付所論ノ如キ違法アリト称スルヲ得サルヲ以テ論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事宮城長五郎関与

昭和四年四月十一日

大審院刑事第五部

裁判長判事 板倉松太郎

判事 清水 孝藏

判事 江崎定次郎

判事 矢部 克己

判事 豊水 道雲

右臆本也

昭和四年四月三十日

大審院第五刑事部

裁判所書記 堀 博

(注1) ③FK徳太郎上告事件は、『大審院刑事判例集』第8巻第3号、『法律新聞』第二九八二号・昭和4年6月5日にも収録されてゐる。

(注2) 判例研究に、西村義太郎「刑事法判例研究 説示と技巧」(『法律学研究』第28巻第8号、日本大学法学部・一九三二年八月)がある。

④TH富藏(水戸地方裁判所放火被告事件昭和四年九月二七日判決・懲役二年六月)

判決

本籍並住居 茨城県猿島郡□□村大字□□二□□□□番地ノ□

下駄職

TH 富藏

明治元年二月生

主文

被告人ヲ懲役二年六月ニ処ス

但シ未決勾留日数中六十日ヲ右刑ニ算入ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ其他ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ大正十四年旧十二月三十日夜肩書地自宅ニ於テ同村大字□□七□□番地〇TH島治ト金錢貸借ノ事ニ付口論ヲ為シタル際却ツテ被告人ノ妻ひさ、長男武松ニ毆打セラレ爾来深く島治ヲ怨ミ居リタルカ大正十五年五月十三日同郡□□町ニ於テ約三合余飲酒シ帰途ニ就

キタル際酩酊ノ余浅慮ニモ右島治住宅ヲ焼燬シ同人ニ対スル怨恨ヲ霽サント決意シ同夜八時頃同住宅ヨリ約二間東南方ニ建テアリシ同人所有納屋ノ南側ニ在リタル藁ニ所持ノ燐寸ヲ以テ放火シ因テ同納屋前記住宅並便所豚小屋ヲ全焼セシメタルモノナリ

右犯罪構成事実ハ陪審ノ評議ニ付シ且ツ其答申ヲ採択認定シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第八條ニ該当スルニヨリ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ処断スヘキトコロ被告人ノ本件犯行ハ前記ノ如ク酩酊ノ余ニ出テタルモノナルノミナラス既ニ三年前ノ事ニ属シ且ツ被告人モ当年六十二歳ノ老齡ニ達シ居リテ情状憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六條第七十一條第六十八條第三号ニ則リ酌量減刑ヲ為シ被告人ヲ懲役二年六月ニ処シ尚同法第二十一條ニ則リ未決勾留日數中六十日ヲ右刑ニ算入スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條ニ則リ陪審費用ヲ除キ其他ハ全部被告人ニ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年九月二十七日

水戸地方裁判所刑事部

裁判長判事 長岡 熊雄

判事 近 幹之助

判事 渡邊 達也

⑤NH清三郎（水戸地方裁判所放火被告事件昭和四年一月一一判決・懲役五年）

判決

本籍 茨城県西茨城郡□□町大字□□千□百□□番地
住居 同所千□百□□番地

農兼精米業

NH 清三郎

当四十八年

右放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事中村惣平干与ノ上審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除キ其余ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ其所有ニ係ル西茨城郡□□町大字□□千□百□□番地所在住宅兼精米所一棟並同家屋内ニ存在スル精米機ニ対シDI火災海上保険株式会社トノ間ニ昭和三年三月二十七日金額三千円期間昭和四年三月二十七日午後四時ニ至ル一ヶ年ノ火災保険契約ヲ締結シテ次テ右家屋内ニ存在スル粉練機一台外數点ノ動産ニ対シ右会社トノ間ニ昭和三年十月十四日金額千円期間昭和四年十月十四日午後四時ニ至ル一ヶ年ノ火災保険契約ヲ締結シ置キタル処借財ノ償却等ヲ苦ニシタル結果昭和四年三月二十七日其家族ト共ニ居住スル右家屋ヲ焼燬シテ保険金ヲ獲得センコトヲ企テ同日午後一時過頃家人ノ不在ナルニ乗シモーター油ノ浸潤セル古手拭ニ点火シ之ヲ右居宅内精米所ノ梁上ニ積重ネアリタル空俵ニ投上ケ放火シ因テ該家屋ノ屋根裏八坪位ヲ焼燬シタルモノナリ

右犯罪構成事実ニ付テハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニヨリ陪審費用ヲ除キ其余ヲ被告人ニ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年十一月十一日

水戸地方裁判所刑事部

裁判長判事 近藤 三郎

判事 渡邊 達也

判事 内田初太郎

⑤NH清三郎（大審院放火上告事件昭和五年二月二六日判決・上告棄却）

昭和四年(刑)第一五六三号

判決書

本籍 茨城県西茨城郡□□町大字□□千□百□□番地

住居 茨城県西茨城郡□□町大字□□千□百□□番地

農兼精米業

NH 清三郎

当四十九年

右放火被告事件ニ付昭和四年十一月十一日水戸地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ
本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人小沼操上告趣意書第一点原判決ハ犯罪事実ヲ適示シ「右犯罪構成事実ニ付テハ陪審ノ評議ニ付其ノ答申ヲ採択シタリトアルモ陪審員ニ対シ如何ナル問ヲ發シタルヤ及如何ナル答申ヲ為シタルヤニ付テハ判文上少シモ明示セサル違法アリ即犯罪構成ト一致スヘキ問書ヲ發シタルモノナルヤ否ヤ判文上明示セサルヲ以テ從テ陪審員ノ答申カ原判決記載ノ犯罪構成事実ト同一ナルヤ否ヤ知ル能ハス陪審法第九十七条ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ判決言渡ヲ為スニハ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲナシタル旨ヲ特記スヘキコトヲ命シタルニ過キスシテ答申ノ内容ヲ省畧スルコトヲ認メタル規定ニアラス少クモ判決ニ於テ犯罪構成事実ヲ是認セル陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ヲ判断シタル旨ヲ記載セサルヘカラサルモノト信ス然ルニ原判決ハ唯陪審ノ答申ヲ採択シタリト云フニ止マリ事実ノ判断ヲナセル趣旨ノ記載ナシ旁不備ノ判決ナリ」ト云フニ在リ

按スルニ陪審員ニ対スル裁判長ノ問ハ陪審ニ於テ然リ又ハ然ラスノ語ヲ以テ答申ヲ為シ得ヘキ形ヲ以テスヘク若陪審ニ於テ問ニ掲クル事実ノ一部ヲ肯定若ハ否定スルトキハ之ニ付テモ単ニ然リ又ハ然ラスノ語ヲ以テ答申スルヲ要スルコトハ陪審法第八十八条ノ明示スル所ニシテ裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ不当ト認ムルトキハ之ニ變更ヲ加ヘテ採択スルヲ得ヘキモノニアラスシテ事件ヲ更ニ他ノ陪審ノ評議ニ付スヘキコトモ亦同法第九十五条ニ依リ寔ニ明瞭ナリトス然レハ陪審ノ答申ヲ採択シテ有罪ノ判決ヲ為スニ際リテハ判文中ニ単ニ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シタル旨ヲ示スヲ以テ足り毫モ裁判長ノ問及陪審ノ答申ノ内容ヲ詳述スルノ要ナキヤ論ヲ須タサル所ニシテ同法第九十七条第一項ノ法意ハ蓋シ此ノ趣旨ニ基ケルコト疑ヲ容レス原判決ハ其ノ認定事実ヲ説示シタル後右犯罪構成事実ニ

付テハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シタルコトヲ示セルカ故ニ原判決ハ右第九十七條第一項ノ要求ヲ充シタルモノト認ムヘキハ勿論ニシテ論旨理由ナシ

第二点陪審員十二名當籤シ陪審ヲ構成シタル後ニ於テ其内□：甲：□ハ自宅ニ病人アル理由ヲ以テ陪審員タルコトヲ辞任シ檢事ヨリ忌避ノ形式ヲトリ補充員ニ當籤セル□：乙：□始メヨリ正員ニ當籤シタルコトトナシ本陪審員タラシメ更ニ抽籤ヲ実施ニテ補充員□：丙：□ヲ當籤セシメタリ以上ノ陪審構成手續ハ違法ナリ裁判所カ陪審員十二名補充員一名カ抽籤ヲ終リタル旨ヲ宣言シタル後ニ於テ前項ノ如キ手續ニヨリ陪審員ヲ變更セル如キハ全ク陪審ノ構成ニ違法アルモノトスト云フニ在レトモ公判調書ヲ按スルニ陪審員□：甲：□ハ裁判長カ其ノ氏名票ヲ抽籤ヨリ抽出シ読上ケタル際被告人ノ忌避スル所トナリタル旨ノ記載存スルニ過キスシテ原陪審手續ニ所論ノ如キ違法存スルコトナク論旨ハ理由ナシ

第三点一、本件犯罪構成事実中「被告カ古手拭ニ点火シベルト（調革）ヲ透ス為メニ高サ二尺幅一尺二、三寸位ノ穴ノ間ヨリ右古手拭ヲ投上ケ空俵ニ放火セル」旨ヲ予審第一回ニ於テ自白シタリ然レトモ果シテ右ベルト穴ヨリ古手拭カ投ケ得ルヤ否ヤハ多大ノ疑問アルヲ以テ準備手續ニ於テ原裁判所ハ重要ナル問題トシテ二回モ實地ノ檢証ヲ為シ主トシテ古手拭ヲ投入ノ可能ナルヤ否ヤニ付詳細ナル檢証ヲ為シタリ然ルニ裁判長ハ此ノ問題トナルヘキ事実ヲ説示セス即チ準備手續ニ於テ二回ノ檢証ヲ為シタル事実ヲ説示セサルヲ以テ從テ其ノ檢証ノ結果ヲモ説示セサルハ違法ナリ二、準備手續ニ於ケル檢証ノ結果ニヨレハ被告ノ自白ニ係ル予審第一回調書中ノ古手拭ヲ投ケ上ケタル位置ハ腰硝子戸ヨリ県道通行人ニ容易ニ実見セラルル場所ナルコト明トナレリ斯ル場所ニ於テ放火ヲ為スヘキ筈ナキコト常識上明ナルヲ以テ右ノ事実ハ被告ノ自白及犯罪ヲ否定スヘキ有力ナル証拠ナリトス然ル

ニ前項ノ如ク裁判長ハ檢証ノ事実ヲ説示セサル結果被告ニ有益有力ナル該証拠ヲ説示セサルハ違法ナリ三、檢証ノ結果ニヨレハ「ベルトノ穴以外ニ於テ放火セントセハ容易ニ放火シ得ヘキ場所アリシコト及鉋屑ノ焚火力飛火シ燃ヘ移ルヘキ場所カ隙間其ノ他數ヶ所存在シタル事実明トナレリ此事実ハ被告ノ自白及犯罪ヲ否定スヘキ有力ナル証拠トナルヘキモノナルニモ不拘之カ説示ヲナササルハ違法ナリ四、弁護人ハ被告自白ニ係ル予審第一回予審調書ハ笠間警察署ニ於ケル拷問ノ疑アリ警察署ヨリ直ニ現場ニ被告ヲ連行シ第一回予審調書ノ作成セラレタル点其ノ他同調書記載ノ自白ノ内容カ不合理ナル点ヲ指摘シテ断罪ノ資料トシテ証拠ノ信憑力ナキコトヲ極論シタル迄ニシテ不違法ノ調書ナリトハ論セサルニモ不拘裁判長ハ唯一ノ証拠ニ信憑力ヲ失ヒタランニハ容易ナラスト考ヘタルモノカ「此調書ハ無効ノモノテハナク適法ニ作成セラレタルモノテアリマス」ニ力説シタリ然ラハ予審第二回第三回第四回ノ調書ハ適法ノ作成ナル旨ノ説示ナキヲ以テ無効不違法ノ調書ナリト称スヘキカ同一ナル有効適法ナル予審調書中ノ第一回調書ニ付テノミ殊ニ適法ノ作成ナル旨ヲ説示スル必要ハ全然存在セサルニモ不拘其ノ説示ヲ二三スルコトハ不当モ甚シク陪審員ヲシテ適帰スル所ヲ知ラサラシメ説示ノ方法ニハ不穩当且違法ナリト信ス殊ニ「此予審調書ハ予審判事カ被告方ヲ檢証シタ際現場テ作成シタモノテアリマスカヲト云フテモ無効ノモノテハナク適法ニ作成サレタモノテアリマス」ノ説示ハ証拠ノ信否ニ付意見ヲ表示シタルモノト謂ハサルヘカラス即チ適法有効ナル説示ノ必要ナキニ殊更ニ斯ル説示ヲナスハ信否ノ意見ヲ表示セルモノトス以上一項乃至四項ハ裁判長ノ説示法律ニ違反シテ不当ナル説示ヲナシ又ハ被告利益ノ証拠ヲ説示セサル違法アルモノトス就中檢証ノ結果ヲ説示セサルハ甚シキ違法ナリ抑々準備手續ニ於テ裁判所カ二回迄モ檢証ヲ為シタルコトハ事実

上疑問ヲ判断スル資料ト為ス為ニシテ単ニ裁判所丈ノ判断資料ト為スニ止マラス事實ヲ判断スヘキ陪審員ノ判断資料ニ供センカ為メニ外ナラス此ノ重要ナル判断資料ハ証拠ノ要領ヲ説示スヘキ裁判所カ之ヲ閑却スヘキモノニアラサルコト明ナリトスト云フニ在レトモ原裁判所カ所論被告人第二乃至第四回予審調書ニ付其ノ適法ニ作成セラレタル旨ヲ説示セザリシハ作成ノ適法ナリシコトニ付何等疑ナカリシ為ニ外ナラス然ルニ被告人第一回予審調書ノ作成ニ関シ弁護人ニ於テ攻撃シタルコト記録上明ニシテ裁判長ハ之ハ為メ特ニ右調書ノ適法ニ作成セラレタル旨ヲ説示シタルニ過キサレハ原審裁判長ノ右説示ヲ以テ証拠ノ信否ニ付意見ヲ表示シタルモノト認ムルコトヲ得ス且陪審裁判長カ証拠ヲ説示スルニ当リテハ公判ニ於テ証拠調ヲ経タル証拠ヲ一団トシテ其ノ要領ヲ説示スレハ足り苟モ其ノ説示ニシテ証拠ノ要領ヲ逸セサル限り從令弁護人ヨリ其ノ主張事實ヲ立証スヘキ証拠トシテ援用シタルモノト雖之ヲ説示中ニ加ヘサルモ違法ニ非サルコトハ既ニ本院ノ判例トスル所ニシテ原裁判長ノ証拠説示ハ証拠調ヲ経タル証拠ヲ一団トシテ其ノ要領ヲ解示シテ逸スル所ナキコト記録上明白ナルヲ以テ所論検証調書ヲ説示中ニ加ヘサルモ説示ノ無効ヲ来スコトナク論旨ハ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事南部金夫関与

昭和五年二月二十六日

大審院第三刑事部

裁判長判事 中西 用徳

判事 宮本力之助

判事 中尾 芳助
判事 高瀬幸七郎
判事 岸 達也

右臆本也

昭和五年三月十三日

大審院第三刑事部

裁判所書記 黒瀬有藏 印

⑥UD伊助（水戸地方裁判所放火被告事件昭和五年九月二七日判決・懲役八年未決拘留一五〇日算入）

判決

本籍並住居 茨城県西茨城郡□□村大字□□六□□□番地

農

UD 伊助

当四十六年

右放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事茂見義夫干与ノ上陪審ノ評議ニ付シ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役八年ニ処ス

但シ未決勾留日数百五十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用（但シ陪審費用ヲ除ク）ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和三年十二月ヨリ茨城県西茨城郡□□村大字□□所在ノ被告人及家族等居住ノ居宅一棟ニ対シTK火災保険株式会社ト金額一万円ノ火災保険契約ヲ為シ来リタルモノナル処他ヨリ一万数千円ノ借財ヲ負担シ甚タ困却ヲ重ネ居タル折柄昭和四年十二月中債権者ノ一員タルKZ六右衛門及IO貯金組合ヨリ其返済ヲ求メラレタルモ金策ノ途ナク之カ返済ニ窮シタル結果茲ニ悪意ヲ生シ前記居宅ヲ焼燬シテ保険金ヲ詐取センコトヲ決意シ同月二十八日午前三時頃右居宅ニ密接セルST友治所有ノ肥料小屋ニ放火シ因テ該小屋ヨリ右居宅並ニ其附近ニアリタル友治所有ノ物置及倉庫ニ延焼セシメ此等ノ各建物ヲ焼燬シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ其所定期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役八年ニ処スヘク尚同法第二十一条ニヨリ未決勾留日数百五十日ヲ本刑ニ等入シ訴訟費用ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ陪審費用ヲ除キ其余ヲ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年九月二十七日

水戸地方裁判所刑事部

裁判長判事 松田孫治郎

判事 近 幹之助

判事 稻垣源太郎

⑥UD伊助（大審院放火上告事件昭和六年二月一六日判決・上告棄却）

昭和五年(レ)第一八三一号

判決書

本籍竝住居 茨城県西茨城郡□□村大字□□六□□□番地

農

UD 伊助

当四十七年

右放火被告事件ニ付昭和五年九月二十七日水戸地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ヨリ上告ヲ為シタリ因テ判決スル左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告提出上告趣意書ハ縷々叙述スト雖要スルニ原審ノ事実ノ認定ヲ批難シ無罪ノ判決ヲ求ムト云フニ在リ斯ノ如キハ陪審法第百三条但書ニ依リ上告理由ト為スコトヲ許ササルヲ以テ論旨ヲ採用スルニ由ナシ

弁護人橋本潔上告趣意書第一点原審ニ於テハ其ノ陪審ニ附セラルルヤ弁論終結セル後裁判長陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事実竝ニ証拠ノ要領ヲ説示スルニ当リ説示ノ程度ヲ逸脱シ意見ヲ陳述シ以テ陪審員ノ答申ニ遍見ヲ先入セシメタルモノニシテ是明ニ陪審法第七十七条ニ違背セルモノナリ今之カ類別ヲ挙示スルニ(イ)陪審記録第一一五七頁（法律上ノ関係トシテノ説示）「其ノ附近ノ建物カ当然延焼スヘク密接シ居ル場合ニハ之ヲ知リテ放火シタル場合ニ於テハ尚其ノ附近ノ建物ニ付テモ焼燬ノ意思アリタ

ルモノト言ハナケレハナリマセヌ」是被告人ノ意思ニ関スル断見ニシテ説示ノ程度ヲ脱スルモノト思料ス(四)第一一七八頁以下裁判長ハ第一一七八頁ヨリ自由心証主義竝ニ自白ト物証トノ信憑力ニ及ヒタル後第一一三〇頁「本件ニ於テ被告人ハ当法廷ニ於テハ全然放火シタルコトナシト言ツテキルノテアリマスカ予審判事第一回訊問ノ際ニハ……」ト言ヒ第一一六二頁ニ「然ルニ被告人ハ警察署ニ於テハ虐待ハセラレサリシモ云々……」ト言ヒ説示ニ非スシテ先入觀念ヲ吹入セント吸々タルモノアリ(ハ)第一一六五頁末段「此ノ点モ亦被告人ノ言ヲ信スヘキカ証人ノ言ヲ信スヘキカ問題テアロウト思ヒマス放火罪ト云ヘハ重キ罰ヲ受クル罪ナル事ハ被告人モ知ツテ居ツタト申シテ居リマスカ真実不正ノ事ヲ為シタル者モ最初ヨリ直ニ左様其ノ通りテアルトスラスラト自白スルコトナク隠セル丈ケハ隠シ理詰ニサレテ後真実ノ事實ヲ述フル者アリ云々」是亦被告人ノ否認ハ信ヲ置ク能ハサルモノナリトノ意見ヲ述フルモノナリ是ヲ以テ之ヲ觀ルニ裁判長ハ檢事ノ陳述ニ對シテハ何等疑義ヲ言フ事ナク徒ニ被告人ノ供述ニ疑義ヲ抱キ剩ヘ答申ノ資料トシテ説示ニ非サル意見ヲ陳述スル単ニ右示ノ事例ニ留ラス陪審手續ノ説示ヲ通シテ看取サル所ニシテ如斯ハ明ニ陪審法第七十七条ニ違背スルモノニシテ同法第四百条五項竝ニ七項ニ該当スルモノナリト思料スト云フニ在レトモ所論裁判長ノ説示中ニハ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シタルモノナク何等法律ニ違反シタル点ナキヲ以テ論旨ハ理由ナシ

第二点ハ本件記録ノ記載ニ依ルモ被告人ハ警察署ニ於テ強要自白ヲ求メラレ予審廷ニ於テ漸クニシテ否認スルニ至レリ公判廷ニ於テ否認セルヲ他ニ何等ノ旁証ナク単ナル推定ニ依リ論断セルモノニ過キス仮リニ罪責ノ当ルヘキモノアリトスルモ情状掬スヘキ点アルニ拘ハラス何等ナス事ナキニ於テハ量定甚シク不当ナリト思惟ス依テ刑事訴訟法第四十二条ニ該当スルモノナリト云フニアレトモ原判決ノ量定ハ甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルモノト認メ難キヲ以テ論旨ハ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
檢事三橋市太郎関与

昭和六年二月十六日

大審院第二刑事部

裁判長判事 林 頼三郎

判事 横村米太郎

判事 江崎定次郎

判事 尾佐竹 猛

判事 織田 嘉七

右臆本也

昭和六年二月二十五日

大審院第二刑事部

裁判所書記 鈴木嘉一郎 印

2 宇都宮

①ON榮藏(宇都宮地方裁判所尊屬殺人未遂被告事件昭和三年二月二四日判決・懲役四年)

判決

本籍 栃木県那須郡□□村大字□□三□□番地

住所 同上

農

ON 榮藏

当三十四年

右殺人未遂被告ニ事件対シ検事樋口柳吉関与審理ヲ遂ケ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役四年ニ処ス

押収ニ係カル猟銃、火薬、銃床、空ケース（押収第六号）、

散弾（押収第七、八号）、弾丸詰器、雷管ハ没収ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ性温良祖父勝藏ハ性冷酷為メニソノ間互ニ感情ノ疎隔アリ勝藏ハ大隠居家、父母等ハ中隠居家、被告人ハ本宅ニ何レモ肩書宅地内ニ別居シ来リタルトコロ昭和三年九月四日夕刻被告人ハ勝藏ヨリ其曾孫ニシテ予テ俳優タリシON勝吉等ノ来訪ヲ機トシ村芝居ヲ催サンガ為メ被告人方本宅ノ座敷ヲ借受度キ旨交渉ヲ受ケ勝吉外二名ト共ニ自宅ニ於テ飲酒懇談中再ヒ其席ニ来リタル勝藏ト芝居ノコトヨリ口論ヲ為シ互ニ罵倒シ果テハ立上ルニ至リシガ人ノ仲裁ニヨリ勝藏ハ午後八時頃中隠居家ニ戻リ其後被告人ハ祖父ニ対シ礼ヲ失

シタルコトヲ悔ヒ午後十時頃右中隠居家ニ至リ勝藏ニ対シ再三曩キノ過言ヲ陳謝シタルモ同人之ヲ容レズ勝手ニセヨ殺セルナラ殺セト云ヒタルヨリ被告人ハ激昂ノ余茲ニ殺意ヲ決シ自宅ニ戻リ数年前鳩撃用トシテ求メタル猟銃及火薬散弾等ヲ取出シ薬莖三個ニ装薬シ尚短刀及庖丁ヲモ携帯シ途中一発試射シタル後中隠居家ニ至リ午後十一時頃勝藏ガ屋内炉端ニ於テ東向ニ座シ居タルヲ窺ヒ其座席ヨリ東方約六間ナル屋外風呂桶ノ傍ニ立チ右猟銃ヲ以テ勝藏ノ頸部ヲ狙撃シタルモ其左眼ヲ失明セシメタル外数個ノ軽傷ヲ負ハシメタルニ止マリ殺害ノ目的ヲ遂ゲザリシモノナリ

法ニ照ラスニ判示ノ所為ハ刑法第二百条第二百三条ニ該ルヲ以テ無期懲役刑ヲ選択シ未遂ナルヲ以テ同法第四十三条本文第六十八条第二号ニヨリ減刑シ尚情状憫諒スベキモノアルヲ以テ同法第六十六条第六十八号第三号ニヨリ減刑シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役四年ニ処シ押収品中主文特記ノモノハ犯罪ノ用ニ供シ又ハ供セントシタルモノニシテ被告人ノ所有ニ属スルモノナルヲ以テ同法第十九条ニヨリ之ヲ没収シ訴訟費用ノ全部ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニヨリ被告人ノ負担タラシムベキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十二月廿四日

宇都宮地方裁判所刑事部

裁判長判事 岡 慶治印

判事 田沼 金造印

判事 城野政七郎印

①ON榮藏(大審院尊屬殺人未遂上告事件昭和四年三月二十九日判決・上告棄却)

昭和四年(初)第一二四号

判決書

本籍並住居 栃木県那須郡□□村大字□□三□□番地

農

ON 榮藏

明治二十八年十月□□生

右尊屬殺人未遂被告事件ニ付昭和三年十二月二十四日宇都宮地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告人上告趣意書第一点原裁判ハ刑力重過キマス陪審ノ判決ヲ経テ事實ヲ云為スルコトハ出来ヌトノコトデアリマスカラ今更致方アリマセンカ私ハ全ク祖父勝藏ヲ殺害スルナトト云フ考ハアリマセンテシタ大変泥酔シテ居リマシタカラ当時ノ本當ノ事情ハ前後不覺テ明瞭テハアリマセンカ殺スト云フ考ノナカツタ事ハ私ノ平常ノ性質カラ御覽ニナリマシテモ判ル事ト思ヒマス併シ之ハ殺人ノ御認定ヲ受ケテ居ル今日テスカラ已ムヲ得ナイノデアリマスカ私ニ対スル科刑懲役四年ト云フノハ心外デアリマス祖父ニ対スル殺人事件ハ三年半ヨリ軽減出来ナイノデアルト云フ事ハ弁護士ヨリ聞カサレマシタカラ重クナイノカモ知レマセンカ私ハ仮令半年ナリトモ輕クシテ戴キマシタ上現在ハ非常ニ善心ニ立戻ツテ居ル祖

父勝藏ニ対シ今回ノ事件テ左眼ヲ失ハシメタ償ヒニ十分孝養ヲ尽シテカラ彼ノ世ニ送り度イト思フノデアリマス何卒私ノ心情御察シヨ願ヒ度イノデアリマスト云フニ在レトモ記録ニ就キ諸般ノ情状ヲ調査スルニ原判決ノ被告人ニ科シタル刑力甚シク重ニ過クルト思料スヘキ顯著ナル事由アルコトヲ認メス論旨理由ナシ

第二点裁判長ノ説示ハ不当デアリマス裁判長ハ陪審員ニ対シ私ノ公判廷ニ於ケル誠意ヲ以テ致シマシタ弁解ヲ単ナル弁解ノ為ノ弁解ノ様ニ説明セラレタ様ニ承知シテ居リマス即チ被告人ハ大概公判廷テ虚言ヲ言フモノデアルト云フ様ニ仰セラレタ事尚本件ニ対スル私ノ為最モ有利ナル証言ヲシタ証人ONテツ(妹)全ONハツ(母)全ONハル(姪)等ノ証言ニ対シ裁判長ハ元來親戚ノ証人ト云フモノハ被告人ヲ庇フノカ普通デアルカラ信用ヲ置ケナイカモ知レヌ同情ノ余リ之等ニ迷ハサルルコトナキ様ニト仰セラレタ様ニ承知致シマシタ更ニ裁判長ハ説示ニ当リ被告ノ予審調書ヲ引用セラレ予審調書ハ法律ノ規定ニ從テ作成セラレタノデアルカラ其ノ記載シタ事柄ハ立派ナ証拠トナル從テ本當ノモノト見ネハナラヌ何等理由ナク此ノ事柄ヲ排斥スルコトハ出来ヌノデアルト申サレマシタ私ハ警察以來予審迄ハ本件ニ付出来タ結果ノ余リニ大キナノニ驚キ単タ慚愧ノ余リ如何ナル刑罰ニモ服サント浅慮シ係官ノ御推察ト其ノ場ノ理屈ノ行クカマ、ニ供述致シタノカ予審ノ調書デアリマス此ノ事柄ヲ真実ナリトノ御認定ヲ以テ此ノ様ニ説示サレタカト思フト残念デアリマス右ノ様ニ私ノ耳ニ達シタ裁判長ノ説示ハ非常ニ意見力加味セラレテ居ル事トナリ陪審員諸子ニ対シ検事ノ公訴事實ヲ何処迄モ支ヘルト云フ様ニ解釈セラル、次第デアリマス尚陪審當時説示ノ不法ナル廉ハ他ニモアル筈デアリマシタカ調書ノ写カアリマセン為判リマセン何卒公判調書ヲ御精査ヲ願ヒタイノデアリマス右ノ次第ニ付相當ノ御裁判ヲ求ムル次第デアリ

マスト云フニ在レトモ記録ヲ調査スルニ原審裁判長カ所論ノ如キ説示ヲ為シタル点ニ付見ルヘキモノ存スルコトナシ論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事柴碩文関与

昭和四年三月二十九日

大審院第四刑事部

裁判長判事 島田 鐵吉

判事 西郷 陽

判事 中尾 芳助

判事 齋藤 三郎

判事 久保 久

右臆本也

昭和四年四月十七日

大審院第四刑事部

裁判所書記 根岸龜太郎

②NM龍三(宇都宮地方裁判所殺人被告事件昭和四年七月一〇日判決、自殺幫助・懲役一年執行猶予三年)

判決

本籍並住居 栃木県芳賀郡□□町□□七□□番地

印判職

NM 龍三

当二十八年

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事飯澤高関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役一年ニ処ス

但シ三年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除クノ外ハ

全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ跛者ナルモ性極メテ穏順且真面目ニシテ印判業ヲ営ミ昭和四年二月三日烏山町□□□□□□KKクラ(二〇)ヲ娶リ宇都宮市□□町□番地ニ同棲シ之ヲ熱愛シ居タルトコロ四月一日早朝ヨリクラハ独リ苦慮懊惱シテ泣キ悲ミ確タル事情モ打チ明ケス或ハ自殺スヘシト称シ或ハ離別ヲ求メ斯クシテ口説ノ間ニ一日ヲ暮シ同夜九時過頃共ニ就床シタリシカクラノ決意固ク若シ同人カ変死ヲスレハ商売ノ妨トモ為リ悲境ニ立チ到ルヘキコトヲ憂ヘ共ニ死スヘキコトヲ語り合ヒ其承諾ノ下ニ翌二日午前一時頃クラヲシテ枕辺ニアリタル襷紐(証第一号)ヲ取ラシメ之ヲクラノ首ニ巻キテ締め付ケクラヲ絞殺シタルモノナリ法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百二条ニ該当スルヲ以テ其所定刑中懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役一年ニ処シ且刑ノ執行ヲ猶予スヘキ情状アリト認め同法

第二十五条刑事訴訟法第三百五十八条第二項ヲ適用シテ三年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ陪審費用ヲ除クノ外全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年七月十日

宇都宮地方裁判所刑事部

裁判長判事 田沼 金造 印
判事 城野政七郎 印
判事 合田 繁雄 印

⑤TK七五郎（宇都宮地方裁判所殺人被告事件昭和八年二月五日判決、傷害致死・懲役三年未決勾留三〇日算入）

判決

本籍並住居 栃木県那須郡那須村寺子□□□□□□番地

農業

TK 七五郎

当四十二年

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事原定男関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

但シ未決勾留日数中三十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除キタル爾余ノ部分ハ

全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和八年八月二十九日夜他所ニテ飲酒シタル上午後十一時過栃木県那須郡□□村大字□□丙□番地TK力三方ニ立寄りHY亀之助ト対座中被告人ノ酔興ノ踊ノ手力亀之助ニ触レタルコトヨリ押倒サレ且同家土間及道路ニ於テ足蹴毆打サル、等ノ暴行ヲ加ヘラレタルモ当時神系痛ニテ左手不自由ナリシ為何等之ニ抗セサリシニ拘ラス亀之助ノ暴行ハ容易ニ止マス遂ニST喜助等ニ押シ分ケラレテ帰路ニ就キタル途中喜助等ニ別レタル後亀之助ノ右暴戻ヲ思ヒテ憤怒ノ情押ヘ難ク亀之助ニ暴行ヲ加ヘテ復讐センコトヲ決意シ傍ノ材木置場ニ在リタル杉丸太（証第二号）ヲ携ヘテ引返シ翌同月三十日午前一時頃前記力三方前方道路ニ於テ亀之助ニ出会スルヤ右杉丸太ヲ以テ亀之助ノ顛顛部ヲ強打シ頭蓋底骨折並頭蓋腔内出血ヲ生セシメ因ツテ化膿性脳膜炎ヲ併発セシメ同年九月二日午後十時五十五分死ニ致シタルモノナリ

右事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中三十日ヲ右本刑ニ算入シ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ訴訟費用中陪審費用ヲ除キタル爾余ノ部分ハ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年十二月五日

宇都宮地方裁判所刑事部

裁判長判事 藤本 梅一 印

判事 奈良 正夫 印

判事 池田 惟一 印

⑦ST武雄・同清三郎（宇都宮地方裁判所殺人被告事件昭和二年二月八日判決、武雄懲役四年未決勾留二五〇日算入、清三郎無罪）

判決

本籍並住居 栃木県河内郡□□村□□原□□□□□□番地

農

ST 武雄

当二十二年

本籍並住居 同上

農

ST清三郎

当六十一年

右兩名ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ檢事飯沼榮助関与ノ上審理ヲ遂ケ陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人武雄ヲ懲役四年ニ処ス

但シ未決勾留日数中二百五十日ヲ本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除キタル其ノ余ノ訴訟費用ハ全部

被告人武雄ノ負担トス

被告人清三郎ハ無罪

理由

被告人武雄ハ被告人清三郎ノ末子ニシテ予テヨリ清三郎ノ相続人タル兄貞男カ父母ニ対シ財産書替ヲ要求シ其ノ他難題ヲ吹掛ケ苦メ居ルヲ見聞シ貞男ヲ憎ミ居リタルモノナルトコ口昭和十一年二月八日貞男カ清三郎ニ対シ子供ノ入籍手続及財産書替等ヲ迫リ口論ノ末清三郎ニ煮湯ヲ掛ケ果テハ鉈ヤ鎌ヲ持チテ父母ヲ追廻シ父母カ其ノ難ヲ避ケントシテ家ヲ出ツルヤ之ヲ締出シ其ノ帰宅ヲ妨害セルノミナラス同日午后十一時過頃居村駐在巡查カ来タリ説諭シタルモ之ニ聴カスシテ同巡查カ引揚クルヤ翌九日午前零時過頃更ニ清三郎ニ対シ執拗ニ財産書替ヲ要求シ清三郎ニ暴行セントスルカ如キ挙措ニ出テシヲ以テ被告人武雄ハ兄仲ト共ニ貞男ニ組付キ肩書住居地ナル自宅土間ニ仰向ニ押倒シタルカ貞男ニ於テ「起上リタル上ハ片端カラ打殺ス」ト暴言ヲ吐キシ為平素ノ憎悪一時ニ勃発シ茲ニ貞男ヲ殺害センコトヲ決意シ素早ク傍ニ在リタル道負請用ノ唐鍬（鉦第一号）ヲ取り其ノ峯ヲ以テ前記ノ如ク仰向ニ倒サレ居ル貞男ノ頭部及顔面ヲ数回殴打シ其ノ部分ノ骨粉砕挫滅ニ因テ即死セシメ以テ同人ヲ殺シタルモノナリ

右ノ事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認メタリ

法律ニ照スニ被告人武雄ノ判示所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ其ノ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ同被告人ヲ懲役四年ニ処シ未決勾留日数中二百五十日ハ同法第二十一条ニ則リ之ヲ右本刑ニ算入スヘク尚陪審費用ヲ除キタル其ノ余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部同被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス

被告人清三郎ニ対スル本件公訴事実ノ要旨ハ被告人武雄ト共謀シテ前記認定ノ犯罪ヲ犯シタリト謂フニ在レトモ之ヲ認メ得サルヲ以テ刑事訴訟法第三百六十二条ニ則リ無罪ノ言渡ヲ為スヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十一年十二月八日

宇都宮地方裁判所刑事部

裁判長判事 柚木 芳 印

判事 田中 盈 印

判事 長谷川成二 印

3 前橋

① OS 平治 (前橋地方裁判所放火被告事件昭和四年九月一九日判決・懲役三年)

判決

本籍 高崎市□町□番地

住居 右同所□□

大工

OS 平治

文久三年□年□月□日生

右放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事阪元不二男関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

陪審ニ関スル費用ヲ除キ其他ノ

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ肩書住居ニ於テ大工職ノ傍ラ煙草小売商ヲ営ミ居リシモ家計豊カナラスFM清勸等ニ対スル債務金四百五十余円ヲ完済シ得サルヲ苦慮シ居タルトコロ

昭和四年一月下旬資金調達困難ノ為メ煙草小売商ヲ廃業シ同年二月一日煙草元売捌所ヨリ手持煙草ノ返還代金約百十七円ヲ受領シタルヨリ数年前ヨリ継続シ来レル自己所有ノ前記居室一棟ノ火災保険契約金二千円同所土蔵一棟ノ同契約金五百円ニ対スル保険料ヲNH共立火災保険株式会社ニ支払ヒタル外翌二日更ニ前記居室ニ付TS火災海上保険株式会社ト金千円前記居室及家財動産ニ付NH動産火災保険株式会社ト金千二百円ノ各火災保険契約ヲ締結シタルカ其後前記保険物件ニシテ焼失シ保険金四千七百円ヲ受取り得ハ前記債務ヲ支払ヒ居室ヲ新築シ尚残余金アラハ子女ノ養育費ニモ宛テ得ヘント思惟スルニ至リ於茲自宅ニ隣接セルKJ金十郎方裏ノ物置ニ放火シ次テ前記自宅ヲ焼燬セント企画シタルカ同

月七日午前二時頃愈々前記放火ノ遂行ヲ決意シ自宅仏壇前ニ在リタル蠟燭一本ニ火ヲ点シテ前記K J方物置南側ニ至リ同所外側横張板ニ設ケアリタル棚上ニ乘リ右張板不完全ナル隙間ヨリ前記蠟燭ヲ差入レ同物置内瀬戸物ヲ包メル藁束ニ右蠟燭ノ火ヲ以テ放火シ因ツテ同物置及K J金十郎其隣家K T初藏各居室ノ外被告人家族(娘まさ孫□□等)ノ現住セル前記居室ヲ焼燬シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ同条所定ノ有期懲役刑ヲ選 択シ酌量減輕ヲ為スヘキ情状アルニヨリ同法第七十一条第六十八条ニヨリ減輕シタル範圍 内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処スヘク陪審ニ関スル費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ刑事訴訟 法第二百三十七条第一項ニヨリ全額被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス 仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年九月十九日

前橋地方裁判所刑事部

裁判長判事 森 章三郎 印

判事 佐藤 修一 印

判事 杉本 晋 印

①OS平治(大審院放火上告事件事件昭和四年一二月二三日判決・上告棄却)

昭和四年(れ)第一三五〇号

判決書

本籍並住居 高崎市□町□□番地□□

大工

OS 平治

文久三年□□□□□□生

右放火被告事件ニ付昭和四年九月十九日前橋地方裁判所カ陪審ノ答申ヲ採択シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人鈴木幸四郎小川彦衛上告趣意書第一点裁判長ハ其ノ説示ニ於テ「ソコテ被告人カ住家放火ノ罪ヲ犯シタト云フニハ(一)先ツ人ノ住ンテ居ル家カ焼ケタト云フ事実カナケレハナリマセヌ(二)次ニ其ノ焼ケタト云フ事実ハ被告人ノ所為ニ因ツテ起ツタモノテナケレハナリマセヌ(三)次ニ被告人カ初メカラ人ノ住ンテ居ルコトヲ知リナカラソレヲ焼ク心算テ家ニ火ヲ放ケタテナケレハナリマセヌ今此ノ一ツ一ツニ付説明ヲ致シマス」ト前提シ「一先ツ公訴事実ノヨウニ本年二月七日ノ午前二時頃ニ被告人ノ住家ノ外ニK J金十郎ノ物置ト住家並ニK T初藏ノ住家カ焼ケタカトウカ此点ニ付テハ云々之等ノ証拠ニヨレハ家ノ焼ケタト云フ事実ハ疑ヲ容ルヽ余地カナイ様デアリマス」二、次ニ仮ニ公訴事実ノヨウニ被告人カ放火シタモノデアルトシテ被告人ハ果シテ右ノ焼ケタ家ニ當時人カ住ンテ居ルコトヲ知ツテ居ツタカトウカ此ノ点ニ付キマシテハ云々被告人ハ家ノ焼ケタ當時其ノ家二人ノ住ンテ居ルコトヲ知ツテ居タモノト認メテモ誤リナイノテハナカロウカト思ハレマス」三、次ニ右ノ住家ノ焼ケタノハ之ハ何ニ原因スルカ公訴事実ノヨウニ被告人ノ所為ニヨルカ或ハソウテハナイカ本件ニ於キマシテモ之カ最モ肝腎ナ点デアリマス当夜火ノ出タ個所ハK J金

十郎方住家ノ後方ニ建ツテ居タ物置テハアルマイカ云々火元ハK J方ノ物置テアルト云フコトニ付テ多クノ疑ヲ挟ム必要ハナイノテハナカロウカト思ヒマスソウシテK J金十郎ノ供述ニヨリマスト同人方物置ニハ電灯ノ設備ハナイ又電灯引込線モ通ツテ居ラヌト云フコトテアルカラ発火ノ原因カ漏電テアルトハ考ヘラレヌヤウテアリマス又K J金十郎方物置テハ火氣ヲ取扱フコトハナイト云フ事テアリマス云々夜半ノ二時ト云フ普通火氣ヲ取扱フコトノナイ時刻ノ關係カラシテモ自然ニ発火シタモノトノ想像ハ付キ兼ネルノテハナイカ諸君ノ御考ヲ願ハネハナラヌ点テアリマス云々」右申上ケタ様ニ若シ自然ニ発火シタルモノテナイト致シマスレハ放火ト見ルノ外ハナイコトニナルノテアリマスルト何人カ放火シタノテアルカ云々右申上ケタ様ニ被告人以外ノ者カ放火シタリト云フ直接ノ証拠ノ見ルヘキモノハナイ又若シK J金十郎ニモ放火ノ嫌疑ハナイト致シマスレハ即チ被告人カ火ヲ放ケタモノカトウカ之カ最後ニ残ル問題テアリマス」ト述ヘラレタルハ之何人ヲ以テスルモ決シテ罪責ノ有無ニ關スル意見ノ表示ニアラスト解スルヲ得ス此ノ如キハ即チ陪審法第百四条第五号ニ該当スル上告理由アルモノト思料スト云ヒ第二点裁判長問題ト為ルヘキ事実ニ付右第一点中引用ノ如ク説示セラルルニ當リ逐次之ニ相応スルノ証拠ヲ援用シ然ル後順次前述ノ如ク論述セラレタルハ即チ其ノ前提タルヘキ証拠ノ信否ニ關シ意見ヲ表示セラレタルモノニシテ之レ亦説示違法ノ上告理由アルモノト思料スト云フニ在リ依テ按スルニ住家及物置ノ焼失シタルヤ否ヤ焼失家屋ニ當時人ノ住居シタル事實ヲ被告人ニ於テ知悉シ居リシヤ否ヤ発火ノ場所カ物置ナリシヤ否ヤ発火ノ原因カ漏電ナリシヤ否ヤノ点ニ關スル原審裁判長ノ所論ノ説示ハ原審公判調書ニ於ケル記載ノ一部ノミヨリ之ヲ觀察スルトキハ稍穩當ヲ欠クノ嫌ナキニ非スト雖原審公判調書ニヨレハ所論説示ノ住家及物置ノ焼失シタ

ル事實該住家ニ當時人ノ住居シ居リタル事實發火ノ場所カ所論説示ノ物置ナリシ事實及發火ノ原因カ漏電ニ非サル事實ノ如キハ原審公廷ニ於テ被告人ノ争ハサリシトコロナルヲ以テ原審裁判長ノ右説示ニ當リ是等ノ点ニ關シ夫々証拠ト為シ得ヘキモノニ付之カ説明ヲ為シタル事實ヲ看取シ得ヘク是等ノ事情ヨリ觀察スレハ右説示ハ被告人ニ於テ争ハサル事實ナルコトヲ明示若ハ暗示シ説示ノ証拠等ヲ信用シ得ヘキモノト假定スレハ住家及物置ノ焼失シタルコトハ疑ヲ容ルル余地ナキモノノ如ク右住家二人ノ住居シ居ルコトヲ當時被告人ニ於テ知悉シ居リタルモノト認ムルモ誤リナキニ非スヤト思ハレ火元カK J方ノ物置ナルコトハ多クノ疑ヲ挟ム必要ナキニ非スヤト思ハレ又發火ノ原因カ漏電ナリトハ考ヘラレサルヤウナル旨説明シタルニ止ルモノト解シ得ヘキヲ以テ右説示ニ所論ノ如キ違法アルモノト称シ難ク而シテ爾余ノ所論説示部分ハ毫モ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ關スル意見ヲ表示シタルト疑フヘキ点ナキヲ以テ論旨其ノ理由ナシ

第三点裁判長ハ其ノ説示中前記第一点引用ノ如キ論述ヲ承ケ「ソコテ其ノ問題即チ公訴事實ノヨウニ被告人カ火ヲ放ケタモノテアルカトウカト云フ事實ニ付キマシテ証拠ノ關係ヲ調ヘテ見マスルニ云々」被告人カ公訴事實ヲ認メタコトノ載ツテ居ル第三回迄ノ予審調書ヲ調ヘテ見マスルト云々」諸君被告人ハ火ヲ放ケルト云フ考ヘヲ起スニ到ツタ情狀放火ノ方法場所其ノ時ノ狀況等ニツキマシテ斯様ニ精シク申述ヘテ居ルノテアリマス云々若シ被告人ノ供述カ真実テアルト致シマスレハ火ヲ放ケタ事ハ被告人テアルト云フ事ニ相成ルノテアリマス云々」若シ被告人ノ供述カ真実テアルトシマスルト放火ノ際ニハトノ蠟燭ヲ使用シタノカ不明ニ帰シ從ツテ被告人ノ蠟燭ノ火テ放火シタトノ自白カ一応動イテ來ル様ニ思ハレマスカ併シ唯此ノ点ノミヲ捉ヘテ左様ニ輕々ニ断スル訳ニハ行キマセヌ云々」唯茲

ニ疑ヲ容ルル余地ノアルヨウニ思ハレマスノハ被告人カ予審ニ於キマシテ放火ノ際柵へ上ルニ付テ是台トシタト云フ甕カ一部破損シタルノミニテ火事後ニモ現存シテ居ル点テアリマシテ云々併シナカラ甕ノ在ツタ附近ノ建物ノ焼失シタ当時ノ状況カトウテアツタカト云フコトヲヨク究メナケレハ一概ニ破砕シテ仕舞フ筈テアルト断スル訳ニハ參ラヌカト思ヒマス云々」〔弁護人ハ被告人カ放火ノ際甕ヲ是台トシテ上ツタト予審テ述ヘテ居ル柵板ニ付キマシテモ夫レカ焦ケタ丈ケテ后日現存スルノハ怪ムヘキテアルト論セラレタノテアリマスカ此ノ板トモ若シ横木ノ焼ケタ結果地上ニ落チタトスレハ焼失シテ仕舞フモノトモ限ラヌノテアリマス云々〕〔以上指摘致シマシタ被告人ノ他ニ借金ノアルコト煙草小売業ヲ廢メタ事情元売捌所へ残品ヲ返シテ代金ヲ受取ツタコト保険契約ヲ取結ンタコト及放火シタト云フ場所ノ状況等ニ関スル証拠カ被告人ノ予審ニ於テ述ヘタ或部分ト符合スルト云フ点ハ被告人ノ供述カ真実テアルカトウカヲ判断スル資料ト相成ルノテアリマスカラ諸君ハ之等証拠ト被告人ノ予審ニ於ケル供述トヲ照シ合セテ事實ノ真相ヲ見定メルコトニ努メラレネハナリマセヌト其ノ論述ヲ進メラレタルハ之亦証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ暗示セラレタルモノニ外ナラスシテ説示違法ノ上告理由アルモノト思料スト云フニ在リ依テ原審公判調書ヲ査スルニ原審裁判長ハ説示トシテ所論ノ如ク説明ヲ為シタル外被告人カ予審第三回ノ取調中途ヨリ犯行ヲ否認シ原審公廷ニ於テモ公訴事實ヲ認メサル旨説明シ蠟燭ニ付テハ予審ニ於ケル被告人証人□□□□同□□□□等ノ各供述ヲ比較シ次テ所論ノ如ク説明シタル後被告人カ述フルカ如ク二月三日ノ夜神棚ニ一本一錢ノ蠟燭ヲ上ケタカ將又□□□□カ予審ニ於テ云フカ如ク小サナ蠟燭ヲ上ケタノテアルカ二本ナリシカ四本ナリシカ尚又二月三日夜何本残り居リシカ被告人ノ云フ如ク三本残り居リ一本不足シタル為当夜

買求メタル分ヨリ一本使用シタルカ或ハ三本以上残り居リタルニアラサルカ夫等ノ点ヲ十分究メタル上判断セネハナラヌ旨説明シ甕ニ付テハ附近建物ノ焼失ニ際シ甕ノ上ニ重キ物体テモ落下シタトスレハ多クノ場合破砕スヘキナレト壁土ト力左程重クナイ物テアリシナラハ一部破損ニ止ルコトモナイトハ云ヘヌ旨説明シ柵板ニ付テモ建物焼失ノ状況ト照シ合セテ判断セネハナラヌ旨説明シタルコト明カナレハ是等ノ説明ヲ所論摘録ノ説明ト綜合シテ觀察スルトキハ原審裁判長カ所論ノ如ク証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ暗示シタルモノト認メ難キヲ以テ論旨其ノ理由ナシ

第四点裁判長ハ其ノ説示ノ後段ニ於テ「但シ茲ニ注意セネハナラヌノハ仮リニ被告人ノ供述ノ如ク被告人ノ取調ニ際シマシテ警察官ニ多少ノ無理カアツタリ或ハ圧制カマシキ行為カアツタトシマシテモ其ノ行為ノ善シ悪シハ別トシマシテモ夫レカ為ニ徒ラニ感情ニ驅ラレテ被告人ノ自白ハ真実ニ反スルモノテアルト速断シテハナリマセヌ取調ニ際シ無理カアツタニ拘ラス自白カ真実ノコトモアリ否ラサルコトモアルノテアリマスカラ私ノ説明シタ他ノ証拠トモヨク照シ合セタル上事實ノ真相ニ合フ様ニ判断セネハナリマセヌ云々」ト述ヘ又「諸君ハ評議ニ際シテハ公平冷静ノ態度ヲ以テ事ニ当ラネハナリマセヌ云々」ト前提シタル後「此レト同時ニ被告人ノ世間ノ評判平素ノ行状カ頗ルヨイ又ハ罪ヲ犯スニ至ツタ事情モ亦可哀相テアルト云フノテ証拠ノ備ツテ居ルノニ境遇ニ同情シ憐ミヲカケ故ラニ無罪ノ答申ヲ為シテモナリマセヌ放火罪テモ罪ヲ犯スニ至ツタ事情其ノ他憫ムヘキ点カアリマスレハ我々裁判官ニ於テ十分其ノ点ヲ斟酌シテ刑ヲ盛ルノテアリマスカラ陪審員諸君ハ左様ナコトヲ考ヘテ真実ニ反スル評決ヲシテハナリマセヌ云々」ト諭告シタルハ陪審員ニ對シテ犯罪事實ノ肯定ヲ示唆シタルノ嫌アリテ前記各点ト同様ノ違法アルモノト思料スト

云フニ在リ依テ原審公判調書ヲ査スルニ同調書ニ依レハ原審裁判長ハ所論摘録ノ如キ説明ヲ為シタルコト明白ナリ然レトモ所論前段ノ説明ハ感情ノミニ依リ被告人ノ為シタル自白ノ真否ヲ判断スヘキモノニ非サルコトヲ説示シタルニ止ルヲ以テ直ニ所論ノ如キ違法ノ説示ナリト称シ難ク又所論爾余ノ説明ハ原審公判調書ニ依レハ評議ヲ為スニ付心得ヘキ事項トシテ注意シタルモノニ係リ所論摘録ノ如ク評議ニ際シテハ公平冷靜ノ態度ヲ以テ事ニ当ラネハナラヌ旨説明シタル後被告人ノ遣り方力不徳義テアルトカ又世間ノ評判平素ノ行状カヨクナイトカ云フノテ証拠ノ認ムヘキモノナキニ拘ラス感情ニ馳セ憎ミヲ以テ故ラニ有罪ノ答申ヲ為シテハナラヌ旨説明シ次テ所論後段摘録ノ如ク説明シタルコト明カナレハ之ヲ以テ所論ノ如ク犯罪事実ノ肯定ヲ示唆シタル嫌ヒアルモノト断スルコト能ハサルカ故ニ本論旨モ亦其ノ理由ナシ

叙上説明スルカ如クナルニ依リ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事宮城長五郎関与

昭和四年十二月二十三日

大審院第五刑事部

裁判長判事 板倉松太郎

判事 清水 孝藏

判事 三宅正太郎

判事 矢部 克己

判事 豊水 道雲

右臆本也

昭和五年一月七日

大審院第五刑事部

裁判所書記 堀 博 印

②KH玄次郎（前橋地方裁判所放火及放火未遂被告事件昭和七年四月二六日判決、放火・無罪、放火未遂・懲役二年未決勾留九〇日算入）

判決

本籍 群馬県利根郡□□村大字□本□百□□□番地

住居 同上

農

KH 玄次郎

明治十四年□□□□日生

右放火及放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事宮崎正己関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ判決するコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役二年ニ処ス

但シ未決勾留日数中九十日ヲ右本刑ニ算入ス

押収ノ石油、容器ニ合壘共（昭和六年押第一一七号ノ一）

及檻樓ノ丸メ二個（同号ノ二、三）ハ之ヲ没収ス

陪審ニ関スル費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ全部

被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ肩書居村大字□本□百□□番地SNテウノ亡夫SN巳之助ヨリ金五百四十八円ヲ借受ケ大正十年中之ヲ整理シ残債務金百四十円トナリ其後又同人ヨリ金七十円及八十円ノ二口ノ借財ヲ為シタルカテウハ右貸金ニ付訴訟ヲ提起シ又ハ差押ヲ実行シテ其取立ヲ為シ毫モ被告人ノ生計如何ヲ顧慮セサリシヨリ被告人ハ痛クテウノ無情冷酷ナルヲ恨ミ焦慮煩悶ノ末昭和六年十一月十六日午後十一時頃前記□百□□番地所在テウ方家人ノ居住スル杉皮葺二階建家屋ヲ焼燬シテ其恨ヲ霽サント決意シ自宅ヨリ燐寸軸木ト刻煙草トヲ檻樓ニ包ミタル物二個(押第一一七号ノ二、三)ト石油入壘トヲ携帯シテ右屋上ニ到リ屋根ノ杉皮ヲ箒リ取り二個所ニ穴ヲ穿チ右二個ノ檻樓ニ石油ヲ注キ燐寸ヲ以テ之ニ点火シ内一個ヲ右穴ヨリ屋内天井裏ニ投下シ更ニ一個ヲ投下セントシタル際他人ニ発見誰何セラレテ逃走シ右屋内ニ投下シタル分ハ自然ニ消火シ他ノ一ハ発見者ニ消火セラレタル為右家屋ヲ焼燬スルニ至ラサリシモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示行為ハ刑法第百八条第百十二条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ未遂ニ係ルヲ以テ同法第四十三条第六十八条第三号ニ則リ其刑ヲ減輕シ尚犯罪ノ情状憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六条第七十一条第六十八条第三号ニ從ヒ更ニ酌量減輕ヲ施シ其刑期範圍内ニ於テ主文ノ刑ヲ量定シ未決勾留日数中九十日ハ同法第二十一条ニ則リ之ヲ本刑ニ算入シ主文特記ノ押収物件ハ本件犯罪ノ供用物件ニシテ且犯人以外ノ者ニ屬セサルニ依リ同法第十九条ニ依リ之ヲ没収シ陪審ニ関スル費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

本件公訴事実中被告人ハ昭和六年十一月十五日午前三時頃利根郡□□村大字□□所在ノSNテウ方倉庫ヲ焼燬セント欲シ其北側西端ノ壁(地上約六尺五寸ノ個所)ニ穴ヲ穿チ白紙石油ヲ燃料トシテ其穴ヨリ倉庫内ニ燐寸ヲ以テ点火シタルモ間モナク他人ニ発見消火セラレ二階床板ノ一部(縦直径約三寸横直径約一寸ノ焼抜穴一個、縦直径約二寸横直径約一寸ノ焼抜穴一個)ヲ焼燬シタリトノ点ニ付キテハ之ヲ認め得サルモ右ハ前記認定ノ本件犯行ト連続犯ノ關係アリトシテ起訴セラレタリト認ムヘキヲ以テ特ニ此点ニ付無罪ノ言渡ヲ為サス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年四月二十六日

前橋地方裁判所刑事部

裁判長判事 石田伊太郎 印

判事 水谷 秀一 印

判事 長尾肇太郎 印

②KH玄次郎(大審院放火未遂上告事件昭和七年八月二五日判決・上告棄却)

昭和七年(レ)第八〇一号

判決書

本籍並住居 群馬県利根郡□□村大字□本□百□□番地

農

KH 玄次郎

右放火未遂被告事件ニ付昭和七年四月二十六日前橋地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ
 事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ對シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ
 如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人宮脇信介上告趣意書第一点ハ原審ノ陪審評決ハ違法ノ証拠ヲ資料トシテ為サレタル
 ノ不法アリ即原審第二回公判調書ヲ閱スルニ証人□…ウ…□及□…エ…□ノ各訊問（共ニ在廷
 証人トシテノ訊問）ニ関スル証拠調手續ニ於テ左記三種ノ違法アリ依テ右兩証人ノ証言ハ
 証拠タルノ適法性無キニ拘ラス之ヲ証拠資料ノ一トシテ為サレタル陪審評決ハ違法ニシテ
 從テ之ヲ基礎トスル原判決亦破毀ヲ免レサルモノト信ス（一）証人訊問ハ「召喚」ナル別段ノ
 手續ヲ必要トスル証拠調ニシテ此ノ理ハ一般証人タルト在廷証人タルトニ於テ異ナル事無
 シ（平沼博士所説御参照）而シテ別段ノ手續ヲ必要トスル証拠調ハ決定ニ依リ之ヲ為スヘ
 シトハ刑事訴訟法第三百四十四條第二項ノ規定スル所ナルニ拘ラス右在廷証人兩名ニ對ス
 ル証拠調（在廷証人トシテノ）ハ適法ナル証拠決定ニ依ラスシテ為サレタリ今原審第二回
 公判調書ヲ查スルニ（九六一頁以下）「弁護人木村嘉吉八十一月十四日夜ノ降雨ノ狀況等ニ
 付在廷セル□…ウ…□ナリ□…エ…□ナリニ証人トシテ訊問ヲ得度キ旨申出タリ檢事ハ右ニ意
 見ナシト述ヘ裁判長ハ合議ノ上右木村弁護人ノ申出ヲ許可スル旨ヲ宣シ」云々トアリ即右
 決定ハ果シテ前記兩名ニ付為サレタリヤ將又其ノ何レノ一人ニ付為サレタリヤ全然不明ニ
 シテ結局適法ナル決定ナキ事トナリ從テ右兩人ノ陳述ハ証拠力ヲ有セサルモノト云ハサル

ヲ得ス（二）仮ニ右兩証人ニ関スル証拠決定適法ナリトスルモ之カ訊問ノ手續ハ全然法律ニ依
 ラスシテ為サレタルノ不法アリ即（イ）証人ノ住所職業氏名年齢等其ノ人違無キヤ否其証人適
 格ナリヤ否ニ對スル審理ナシ（前掲記録六九一頁以下）但右兩人ハ各同日同法廷ニ於テ別
 ニ証人トシテ訊問ヲ受ケタルモノナルヲ以テ實際ニ於テハ是等ノ点ハ裁判所ニ於テ判明シ
 居レリトセハ之ヲ援用スルカ將又別ニ新ニ訊問スルカハ裁判長ノ職權ニ依リ決スヘキ所ナ
 ルヘキモ全然其ノ何レヲモ為ササルハ明ニ刑事訴訟法ニ違反シタル証拠調ト云ハサルヘカ
 ラス（ロ）右兩証人ハ宣誓ヲ為サシメスシテ之ヲ訊問シタルノ不法アリ（同上記録九六一頁以
 下）前述ノ如ク右兩人ハ同日同法廷ニ於テ宣誓ノ上証人トシテ訊問セラレタル者ナリト雖
 ソハ訊問事項ヲ異ニシ証拠決定手續ヲ異ニシ全然別個ノ証拠調ニ屬シ前宣誓ニ依ル訊問ハ
 各終了セル旨裁判長ヨリ宣セラレ（□…ウ…□—記録八五六頁□…エ…□—同九〇四頁）証人
 トシテハ退出シタル上恐ラク任意傍聴人トシテ在廷シタルヘキヲ新ニ弁護人ヨリ在廷証人
 トシテ別個ノ訊問事項ニ付訊問ノ請求アリ檢事ノ意見等新ナル手續ノ上別個ノ決定ヲ以テ
 為セル証拠調ナレハ其ノ訊問ニ付テハ新ニ宣誓ヲ為サシムルコトヲ要スルハ刑事訴訟法第
 百九十六條ニヨリ明ナルニ拘ラス原審手續ニ此ノ事ナキハ不法ナリ（ハ）後ニ訊問スヘキ証人
 ニ對シ退廷ヲ命セスシテ前証人ノ訊問ヲ為シタリ即刑事訴訟法第二百三條ニ違反セルノ不
 法アリ（前掲記録九六一頁以下）即右兩人ハ所謂在廷証人ナレハ決定ノ際兩人共同法廷内
 ニ在リシ事明ナリ而シテ之カ訊問調書ニヨレハ兩人中先ツ□…エ…□ヲ訊問スルニ際シ□…ウ…
 …□ニ對シ退廷ヲ命シタル形跡無キ以上同人ハ依然在廷セシモノト云ハサル可ラス（ニ）右兩
 証人ニ對スル証拠調終了ノ際被告人ニ意見アリヤ否ヲ問ハサリシ不法アリ各個ノ証拠調ヲ
 終ヘタル毎ニ裁判長ヨリ被告人ニ對シ意見アリヤ否ヲ問フヘキハ刑事訴訟法第三百四十七

条ノ規定スル所ナリ原審第二回公判調書ニヨレハ証人□…□ノ訊問ニ付テハ其ノ終了前ニ被告人ノ意見ヲ問ヒタレトモ其ノ終了後ニ此ノ事無ク証人□…□ノ訊問（共ニ在廷証人トシテノ分）ニ至リテハ全然之ヲ為ササリシモノナリ（前掲記録九六一頁以下）ト云フニ在レトモ（一）原審第二回公判調書ヲ査閲スルニ弁護人木村嘉吉ハ在廷セル□…□ナリ□…□ナリヲ証人トシテ訊問セラレ度キ旨申出テ裁判長ハ合議ノ上右木村弁護人ノ申立ヲ許可スル旨宣シタル旨ノ記載アリテ特ニ右兩名ノ内何レカ一名ニ対スル請求ヲ却下シタル趣旨ノ見ルヘキモノナキノミナス右兩名ヲ証人トシテ訊問シタル事跡ヨリ推考スルトキハ原審ハ右兩名ニ付証拠調ノ請求ヲ採用シタルモノナルコト疑ヲ容レス然リ而シテ本件ノ場合特ニ証拠調ノ決定ヲ為スヘキモノニ非サルコト刑事訴訟法第三百四十四条ノ規定ニ照シテ明ナレハ原審ノ右証拠調ノ手續ニ毫モ違法存スルコトナシ（二）審第二回公判調書ニ依レハ本件ニ付□…□、□…□ヲ原審第二回公判廷ニ於テ一度証人トシテ其ノ人違ナキヤ否ヤ及証人資格ノ有無ニ付調査シ宣誓ヲ為サシメタル上訊問シタルコト明カナレハ同証人等ヲ更ニ同公判廷ニ於テ本件ニ付訊問スル場合ニハ仮令訊問事項ヲ異ニスル場合ト雖再ヒ前述ノ調査ヲ為シ宣誓ヲ為サシムル要ナキカ故ニ右兩名ノ原審ニ於ケル再度ノ訊問手續ニ付所論ノ如キ違法アルコトナク又同公判調書ヲ査閲スルニ原審ニ於テ□…□、□…□ノ兩名ヲ証人トシテ訊問スルニ当リ後ニ訊問スヘキ証人□…□ヲ退廷セシメタル形跡ナシト雖刑事訴訟法第二百三条ハ訓示の規定ニ属スルカ故ニ之ニ違背スルモ其ノ証人ノ供述ハ無効ニ非ス（三）同公判調書ニ依レハ裁判長ハ先ツ証人□…□ヲ訊問シ次テ証人□…□ヲ訊問シタル後被告人ニ対シ右兩名ノ証言ニ付意見アリヤ否ヤヲ告ケタル旨ノ記載アリテ各個ノ証言ニ付取調ヲ終リタル毎ニ意見ヲ徴セサルモ併セテ意見ノ有無ヲ問ヒタルコ

ト明白ナル以上ハ被告人ノ防御権ニ消長スルトコロナキヲ以テ不法ニ非ス論旨ハ孰レモ其ノ理由ナシ

同弁護人上告趣意書第二点ハ原審裁判長ノ陪審ニ対スル説示ハ罪責ノ有無ニ関スル意見ヲ表示セルノ不法アリ此ノ点ニ付テモ原判決ハ破壊セラルヘキモノト信ス陪審法第七十七条ハ裁判長ノ陪審ニ対スル説示ニ付「罪責ノ有無ニ付意見ヲ表示」スルコトヲ得サル旨ヲ規定セリ而シテ同法所謂「罪責ノ有無」トハ主観客観両方面ノ内容ヲ包含スルモノト云ハサル可カラス即客観的ニハ当該行為カ罪責アル行為ヲ換言スレハ犯罪ヲ構成スヘキ行為ナリヤ否ノ点ニシテ主観的ニハ当該被告人ニ於テ当該行為ニ関スル刑事責任アリヤ否ヤノ点ナリトス今原審第二回公判調書中陪審ニ対スル裁判長ノ説示ヲ査スルニ（記録一〇二二頁）（ソコテ本件テハ土蔵ノ二階ニ出火カアリソレカ放火ナルコト住宅ノ屋根ヲ筆リ火ヲ放チ掛ケテアツタコトハ争カナイ」云々トアリ然リ而シテ「争カナイ」ナル用語ハ民事訴訟上用ヒラルル場合ニ於テハ多ク原被両者間ニ於テ否認乃至不知ノ陳述ヲ為ササル事ヲ意味スヘキモノト審理ノ原理ヲ異ニスル刑事訴訟上ノ用語トシテハ「問題ノ余地無シ」或ハ「明瞭也」等ノ意ニ解セサルヘカラス果シテ然ラハ右説示ハ第一事案カ放火行為ニシテ第二事案カ放火未遂行為ナル事明ナリトノ意見ヲ表示セルモノニシテ即右法条ニ違反セル不法ノ説示ナリト云ハサル可カラス尤モ右説示中「勿論是等ノ事実モ夫々証拠ニ依リ認定セネハナラヌコトテ之ヲ如何ニ認メルカハ諸君ノ判断如何ニ依ルコトナルモ」云々ト云ヘルモ是ニ依テ右裁判長自身ノ意見ヲ打消スモノト云フヲ得サルナリト云フニ在リテ原審公判調書ヲ査閲スルニ本件ノ争点ハ（所論説示中土蔵ノ二階ニ出火カアリ夫カ放火ナルコトノ点ニ付テハ原審ニ於テ無罪トナリシカ故ニ説明ノ要ナシ）被告人カ昭和六年十一月十六日夜佐□…イ

□方住宅屋根ニ上リ放火セントシタルコト在リヤ否ヤニアリテ当夜何人カ右屋根ヲ筆リ火ヲ放ケ掛ケントシタルモノアル事実ノ存在ニ付テハ被告人モ明カニ争ハサリシ事実關係ニアリタルノミナラス裁判長ハ所論ノ説示ニ引續キ勿論是等ノ事実モ夫々証拠ニヨリ認定セサルヘカラサル事項ニテ之ヲ如何ニ認メルカハ諸君ノ判断如何ニ依ルモノナリト云ヒ更ニ□…イ…□方住宅ノ屋根ヲ筆リ穴ヨリ放火セントシタル状況ハ予審判事ノ検証調書中屋根ノ状況ノ記載ト証人□…ウ…□、□…オ…□、□…イ…□ノ証言ヲ信用スルナラハ之ト証第一号ノ石油同第二三号ノ檻樓ニヨリ之ヲ認定シ得ヘシト説示セルニ徴スレハ原審裁判長ノ為シタル説示中所論ノ如ク…「争カナイ」トノ語辭ハ其ノ用語稍々妥当ヲ欠ク嫌ナキニ非スト雖之レ単ニ叙上何人カ屋根ヲ筆リ火ヲ放ケ掛ケントシタル外形事実ノ存在ニ付テハ別段争ナシトノ趣旨ヲ説明シタルニ止リ陪審法第七十七条ニ所謂罪責ノ有無ニ付意見ヲ表示シタルモノト謂フヘカラサルカ故ニ論旨ハ理由ナシ

弁護人鈴木福次郎上告趣意書弁護人宮脇信介陳述上告趣意第一点第二点ト同様ニ付右ヲ援用陳述仕候ト云フニ在レトモ其ノ理由ナキコトハ宮脇弁護人上告趣意書ニ付為シタル説明ニ依リ之ヲ了解スヘシ

以上ノ理由ナルニ依リ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事大原昇関与

昭和七年八月二十五日

大審院第二刑事部

裁判長判事 西川 一男

判事 横村米太郎

右臆本ナリ

昭和七年八月三十日

大審院第二刑事部

裁判所書記 杉本喜一郎 印

判事 尾佐竹 猛

判事 織田 嘉七

判事 稲田 競

③ T M 貞輔 (前橋地方裁判所放火被告事件昭和九年六月二八日判決・懲役一〇年未決勾留
一八〇日算入)

判決

本籍 群馬県前橋市□□町□番地

住居 同県同市□□町□番地

麵麩菓子製造販売煙草小売兼飲食店

T M 貞輔

明治十七年□□生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事宮崎正己関与ノ上審理ヲ遂ゲ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役拾年ニ処ス

未決勾留日数中百八十日ヲ右本刑ニ算入ス
陪審費用以外ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ前橋市□□町□番地所在TD豊七所有ノ家屋ヲ賃借シ之ニ家族雇人ト共ニ居住シ
麵麩菓子製造販売煙草小売兼飲食店営業ヲ為シ居タルモノナルトコロ昭和二年一月頃ヨリ
同六年五月頃迄ノ間引続キ家族ニ数度ノ不幸アリテ多大ノ出費ヲ為シ生計困難ヲ来シタル
上近時營業不振ノ為收入著シク減シ加フルニ積立会（無尽）ノ日掛金其他諸所ヨリノ債務
合計五千余円ノ支払ニ付痛ク困難ヲ感ジ且仕入先ノ信用ヲ失ヒシタメ其ノ營業ヲ維持シ難
キ状況ニ陥リ遂ニ昭和八年十月一日ニ至リ自己所有ノ作業場及營業用什器機械疊建具等全
部ヲ□□イ□ナル者ニ代金千百円ニテ譲渡スル契約ヲ為シタル程ナリシガ偶同月四日午後
三時過頃自宅ニ於テ右作業場及營業用什器機械疊建具其他ニ付TYD火災保險株式会社ト
金八千七百円ND簡易火災保險株式会社ト金二千五百五十円ノ各火災保險契約ノ締結シア
ルコトニ想到シ寧口此ノ際居宅ニ放火シ右保險ノ目的物件ヲ燒燬シ因ツテ右保險会社ヨリ
前記保險金ヲ詐取シ叙上ノ苦境ヲ脱スルニ如カスト決意シ翌五日午前、二時頃右居宅裏
手作業場ニ於テ練炭ノ火ヲペラ（木製長サ六尺位ノパン製造用具）ニ移シ更ニ之ヲ同所パ
ン釜上ノ乾燥室内ノ仕込桶ノ覆ヒ（布切れ、衣類等）ニ移シ且右点火セルペラノ先端ヲパ
ン釜煙突傍ノ天井板ノ間隙ニ差込ミ天井板ニ燃付クヤウニ仕掛ケ以テ放火シ因ツテ其頃、
同居宅並ニ附近ノ人家数棟ヲ燒燬シタルモノナリ

右犯罪事実ハ其ノ証明充分ナルヲ以テ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ被告

人ヲ懲役拾年ニ処スベク未決勾留日数百八十日ハ同法第二十一条ノ規定ニヨリ右本刑ニ算
入スベキモノトス仍テ陪審費用以外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ノ規定
ニ則リ全部被告人ニ負担セシムベキモノトシ主文ノ如ク判決ス

昭和九年六月二十八日

前橋地方裁判所刑事部

裁判長判事 石田伊太郎 印

判事 山口富次郎 印

判事 鴛海 隆 印

④OZ一直（前橋地方裁判所尊屬監禁致死被告事件昭和一〇年一月三〇日判決・懲役三
年未決勾留六〇日算入）

判決

本籍及住所 群馬県邑楽郡□□村大字□塚□千□百□□番地ノ□

農

OZ 一直

当四十五年

右ノ者に対スル尊屬監禁致死被告事件ニ付当裁判所ハ検事大野豹吾関与ノ上審理ヲ遂ケ事
実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決ヲ為スコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

但シ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入ス
押収品ハ全部之ヲ没収ス

陪審以外ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ実母りん(当六十八年)カ二十数年前ヨリ強度ノヒステリー症ヲ患ヒ一時平靜ヲ保チタルコトアリシモ昭和九年一月頃ヨリ再発シ器物ヲ投ケ付ケ或ハ農作物ヲ荒ス等ノ悪戯ヲ為スコト屢々ナリシニ困リ果テ何時カハ実母ヲ痛ク懲シメント思惟スルニ至レル折柄昭和十年八月三日午前十時頃同女ト口論ヲ為シタル結果茲ニ愈々右実母ヲ縛シテ十分ニ懲戒ヲ加ヘムコトヲ決意シ同日午後八時頃肩書自宅ノ奥八畳ノ間ニ於テ同女ノ全身ヲ四布掛布団ニ巻キ包ミ其ノ上ヨリ藁縄及兵児帯ヲ以テ胴膝及上胸部辺ヲ縛リ更ニ麻縄ニテ其ノ両手首及両足首ヲ縛リ尚其ノ頭部ニ四布掛布団ヲ蔽ヒカフセタル俛数時間放置シテ同室内ニ不法ニ監禁シ其ノ為ニりんヲシテ翌四日午前三時頃死亡セシメタルモノナリ

右事実ハ其ノ証明十分ナルヲ以テ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百二十一条第二項ニ該当スルヲ以テ同法第十条ニ則リ同法第二百五条第二項ノ罪ニ比較シ重キ直系尊属傷害致死罪ノ刑ニ從ヒ有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処シ同法第二十一条ヲ適用シ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入スヘク押収品全部ハ本件犯行ノ供用物件ニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニヨリ之ヲ没収スヘク陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十年十一月三十日

前橋地方裁判所刑事部

裁判長判事	山口富次郎	印
判事	田中 清明	印
判事	坂野 英雄	印

④OZ一直(大審院尊属監禁致死上告事件昭和一二年四月一八日判決・上告棄却)

昭和十一年(刑)第二七号

判決書

本籍並住居 群馬県邑楽郡□□村大字□塚□千□百□□番地ノ□

農

OZ 一直

当四十六年

右尊属監禁致死被告事件ニ付昭和十年十一月三十日前橋地方裁判所カ陪審員ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人関口志行木村嘉吉木村賢三上告趣意書第一点原審ハ陪審手續ニ違反シタル不法アリ

陪審法第七十九条第二項ニ主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル為之ヲナスモノトス第三項ニ補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ為スモノトス第四項ニ犯罪成立ヲ阻却スル原由ト為ル可キ事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムルトキハ其ノ問ハ他ノ問ト分別シテ之ヲ為スヘシト規定シアルニ依リ原審ハ主問トシテ被告人ハ昭和十年八月三日午後八時頃群馬県邑楽郡□□村大字□□塚ノ自宅奥八畳ノ間ニ於テ其ノ実母りん(当六十八年)ノ全身ヲ四布掛布団ニ巻キ包ミ其ノ上ヨリ藁縄及兵児帶ヲ以テ胴膝及上胸部辺ヲ縛リ更ニ其ノ両手首及両足首ヲ麻縄ニテ縛リ尚其ノ頭部ニ四布掛布団ヲ覆ヒ被セタル俛数時間放置シテ同室ニ不法ニ監禁シ其ノ為ニりんヲシテ翌四日午前三時頃死亡セシメタルモノナルヤ補問トシテ被告人ハ昭和十年八月三日午後八時頃群馬県邑楽郡□□村大字□□塚ノ自宅奥八畳ノ間ニ於テ其ノ実母りん(当六十八年)ノ全身ヲ四布掛布団ニ巻キ包ミ其ノ上ヨリ藁縄及兵児帶ヲ以テ胴膝及上胸部辺ヲ縛リ更ニ其ノ両手首及両足首ヲ麻縄ニテ縛リ尚其ノ頭部ニ四布掛布団ヲ覆ヒ被セタル俛数時間放置シテ同室内ニ不法ニ監禁シタルモノナルヤト補問ヲ發シタリ原審ハ補問推問ノ事実ヲ誤マリタルモノナリ本件ノ如キ事実關係トセハ主問ニ於テ実母りんヲ不法監禁シ死ニ致ラシメタルヤ補問トシテハ実母りんノ全身ヲ四布掛布団ニ巻キ包ミ其ノ上ヨリ藁縄及兵児帶ヲ以テ胴膝及上胸部辺ヲ縛リ更ニ其ノ両手首及両足首ヲ麻縄ニテ縛リ尚其ノ頭部ニ四布掛布団ヲ覆ヒ被セタル俛数時間放置シ過失ニテ死ニ致ラシメタルモノナルヤト推問ス可キニ単ニ不法監禁シタルモノナルヤトノ推問ナルモ不法監禁ハ主問ニ明示シアレハ更ニ補問ニ問フ必要ナク本件ハ母りん死亡ノ原因力主要ノ犯罪構成事実ナレハ不法監禁致死ニ非ストセハ殺意ナクりんノ死亡ヲ来ラシタルモノナレハ過

失致死ヲ補問トシ第三別問トシテハ被害者ハ精神病者ナレハ精神病者監禁法ニ依リ精神病者監置ノ方法程度ヲ超テ死ニ致シタルモノナルヤト推問ス可キ当然ノ順序ナルニ原審力前記ノ如キ補問ノ推問ニ止メタルハ陪審法代七十九条第三項第四項ノ適用ヲ誤リタルモノニシテ陪審手續上重大ナル手續違反ナリ或ハ右ノ如キ違反アレハ被告人及弁護人ハ同法第八十条ニ依リ變更ノ申立ヲ為スコトヲ得ル故其ノ手續ヲ為サス審理終結後異議申立スルコト許サストノ御意見アルヤ知レサルモ右推問ハ裁判長力事案全般ニ注意シ当然職務ノ執行トシテ為スヘキ職責アルモノナレハ被告人及弁護人ヨリ變更ノ申立アルモ之ニ羈束セラル、コトナク裁判所ノ自由ナル意思ニ依リ決定セラル、コトハ同条第二項ノ規定ナレハ推問變更申立ヲセサル為推問錯誤ヲ攻撃スル權利ヲ失フモノニ非スト云フニアリ仍テ記録ニ徴スルニ原審裁判長力陪審員ニ対シ所論ノ如キ主問及補問ヲ為シタルコト所論ノ如シト雖本件ノ公判ニ付セラレタル犯罪事実ハ「被告人ハ実母りん(当六十八年)カ二十数年前ヨリ強度ノヒステリー症ヲ患ヒ一時平靜ヲ保チタルコトアリシモ昭和九年一月頃ヨリ該症状再発シ俺ハ家ノ大将タカラ何ヲシヤウカ自分勝手タト家人ニ当リ散ラシ之ニ抗争スレハ器物ヲ投ケ付ケ或ハ農作物ヲ荒ス等ノ悪戯ヲ為スコト屢ナリシニ困リ果テ親子ノ情愛ヲ失ヒ何時カハ実母りんヲ痛ク懲ラシメント思惟スルニ至レル折柄昭和十年八月三日午前十時頃同女カ被告人ノ栽培セル胡瓜畑ニ於テ其ノ葉ヲ挽キ取り荒シタルヲ以テ愈々茲ニ実母ヲ縛シテ充分ニ懲戒ヲ加ヘンコトヲ決意シ同日午後八時頃被告人ノ自宅奥八畳ノ間ニ於テ外出先ヨリ帰宅シタル実母ヲ捕ヘ捻シ倒シ妻たかノ持チ来レル麻縄ヲ以テ実母りんノ両手足ヲ縛シタル上四布掛布団ヲ以テ其ノ全身ヲ頭髪ノ僅ニ見ユル程度ニ巻キ包ミ藁縄及黒木綿ノ兵児帶ヲ以テ該布団ノ上ヨリ実母ノ胴並膝及頸ノ辺ヲ制縛シテ呼吸困難ナラシメ其ノ頭部ニ四

布掛布団ヲ以テ覆ヒ被セタル俛翌四日朝ニ至ルマテ数時間前記八疊ノ間ニ放置シ以テ不法ニ実母りんヲ監禁シ因テ同女ヲシテ同日午前三時頃同所ニ於テ窒息死ニ致シタルモノナリト云フニアリ而シテ精神病者ヲ緊縛シテ死ニ致シタル場合加害者ニ於テ精神病者ノ保護上必要ナル程度ヲ超越シタル事実ヲ認識シナカラ緊縛ヲ加ヘタルトキハ刑法第二百二十条第二十二一条ノ罪責ヲ免レサルヘク若シ其ノ認識ナクシテ緊縛ヲ加ヘ其ノ結果死ニ致シタルモノナルトキハ単ニ過失致死罪ヲ構成スヘキモノナルコトハ本院判例ノ示ス所ニシテ被告人カ原判決判示ノ如キ方法ニテ実母りんヲ緊縛シ数時間放置シタルコトハ被告人ニ於テ之ヲ認ムルトコロナルヲ以テ原審裁判長ハ被告人ノ行為自体ニ徴シ仮リニ被害者りんカ精神病者ナリシトスルモ被告人ニ於テ其ノ保護上必要ナル程度ヲ超越スル事実ヲ認識シナカラ被害者ヲ緊縛シタルモノナリト認メ若シ被告人ノ緊縛監禁行為トリんノ死トノ間ニ因果關係アリトセハ被告人ノ行為ハ過失致死罪ニ該当セスシテ監禁致死罪ヲ構成スヘク又若シ因果關係ナシトセハ被告人ノ行為ハ単ニ監禁罪ヲ構成スルニ過キササルモノナリトノ見地ヨリ陪審員ヲシテ緊縛監禁行為ト死トノ間ニ因果關係ノ存スルヤ否ヤヲ評議セシムル為陪審員ニ対シテ主問トシテりんヲ緊縛シテ監禁ノ為ニりんヲ死ニ致シタルモノナリヤノ問ヲ為シ更ニ補問トシテりんヲ緊縛シテ監禁シタルモノナリヤトノ問ヲ發シタルモノナリト解スルヲ相当ナリトス凡ソ陪審手續ニ於テ陪審員ニ対スル裁判長ノ問ハ主問ハ常ニ必ス之ヲ為スヘキモ補問ハ裁判長カ各案件ニ付被告人ノ弁解其ノ他諸般ノ狀況ヲ按シ必要アリト認めタル場合ニ於テ之ヲ為スヘキモノニシテ理論上總テノ場合ヲ尽シテ之ニ処スルノ補問ヲ為ササルヘカラサルモノニ非サルコト之亦本院ノ判例トスルトコロニシテ原審裁判長カ陪審員ニ対シ補問トシテ所論ノ如ク被告人カ被害者りんノ全身ヲ緊縛シ其ノ頸部ニ四布掛布団

ヲ覆ヒ被セタル俛数時間放置シ過失ニヨリ同人ヲ死ニ致シタルモノナリシヤトノ問ヲ發セサリシトスルモ陪審法第七十九条ニ違反シタルモノナリト論シ難キノミナラス本件ニ於テ陪審員ハ主問ヲ肯定シタルコト記録上明白ニシテ即チ補問ハ結局必要ナカリシ場合ナルヲ以テ裁判長ニ於テ陪審員ニ対シ論旨主張ノ如キ過失致死ニ就テノ補問ヲナサハリシトスルモ結局原審裁判長ノ措置ハ正当ナリシニ帰着スルヲ以テ論旨理由ナシ

同第二点原判決ハ陪審員ノ答申採択ノ手續ヲ誤マリタルモノナリ原審ハ主問トシテ第一項記載ノ如キ推問ヲナシ右主問ニ対スル陪審員ノ答申ハ然リトアリ補問トシテ第一項記載ノ如キ推問ヲ為シ右補問ニ対スル陪審員ノ答申ハ然ラストアリ右答申ハ主問ノ答申ト補問ノ答申ト要旨ノ齟齬アルモノナリ主問ニ対シテハ不法監禁事実ヲ肯定シ補問ニ対シテハ右同一事実ナルニ不法監禁ヲ否定シタルモノナレハ右二個ノ答申ハ前後矛盾シタルモノニシテ主問ニ於テ肯定スルモ同時ニ補問ニ於テ否定シアレハ何レカ真実ナルヤ頗ル不明ニテ齟齬アル答申ナリ右ノ如キ答申ヲ得タルトキハ裁判長ハ陪審法第九十二条第二項ニ依リ問書ヲ陪審長ニ返付シ更ニ評議ヲ為シ答申ノ訂正ヲ命シ明確ナル訂正答申ヲ得テ判決スヘキ職責ナルニ原審ハ之等手續ヲ為サズ不明ニテ齟齬アル答申ヲ採択シ有罪ノ判決ヲ為シタルハ同法違反ノ判決ニテ破毀ヲ免レサルモノナリト云ヒ同第三点原判決ハ陪審員答申ノ採択ヲ誤リタルモノナリ本件陪審員ノ答申ハ主問ニ於テ実母りんニ対スル不法監禁致死ヲ肯定シ補問ニ於テ右同一事実ニ対シ実母りんニ対スル不法監禁ヲ否定シアレハ右答申ヲ其ノ俛採択スルトキハ主問ト補問ノ答申矛盾シテ実母りんニ対スル不法監禁ハ何レノ答申ヲ採択シテ判決ス可キヤ頗ル不明ノモノナリ然ルニ原審ハ此不明ノ答申ヲ其ノ俛採択シテ被告ニ対シ尊屬不法監禁致死ノ判決ヲ為シタルハ不当ナリ陪審法第八十八条ニ答申ハ問ニ対シ然リ又

ハ然ラストノ語ヲ以テ為スコシトアリ其ノ答申ハ成可ク單純明白ニナスヘキ趣旨ナルコト
ハ同法規定ニ依リ明白ナレハ不明ノ答申ニ依リ判決ヲ為スコト能ハサルハ同法規定ノ精神
ナリ然ルニ本件答申ハ主問ト補問ト答申矛盾シアレハ右二個ノ答申ヲ採択セハ其ノ答申ノ
趣旨ハ頗ル不明ニテ陪審法ノ趣旨トスル單純明白ナラス左スレハ原審ハ此答申ヲ誤テ採択
シタリトスルモ此答申ニ依リ判決ノ犯罪事實ヲ確定スルコト能ハサルモノナレハ陪審法第
九十五條ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス決定ヲ以テ再陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得
ルモノナレハ本件モ同條ニ依リ再陪審ノ評議ニ付スコキモノナルニ原審ハ之等手續ヲ為サ
ス此矛盾不明ノ答申ニ依リ本件主文ノ如キ有罪判決ヲ為シタルハ不当ナリ或ハ本件ハ主問
ニ於テ然リト答申シアレハ補問ニ對シ答申必要ナキモノナルコトハ陪審法第八十九條第二
項ノ規定ニ依リ明ナル故法律上必要ナキ補問ノ答申ハ採択スル由ナキトノ說アルモ同一事
實ニ付同時ニ主問ニ於テ肯定シ補問ニ於テ否定ノ評決ヲ為シタル如キ答申ハ原審ニ於テハ
同法第九十二條ニ依リ訂正ヲ命スコキ職責アリ又訂正ヲ命スル時期ヲ失シタルトキハ同法
第九十五條ニ依リ再陪審ニ付之カ救済方法ヲ講スコキ手續ナルニ之等手續ニ依ラス同法第
八十九條ニ依リ主問ト補問ト矛盾スル答申ヲ主問ノ答申ノミ採択シ有罪判決ヲ為シタルハ
破毀ヲ免レサルモノナリト云フニアリ仍テ按スルニ陪審員ノ答申ハ主問ニ對シ然リト答へ
補問ニ對シテハ然ラスト答申シタルコト所論ノ如シト雖陪審員ニ對スル裁判長ノ問ハ前叙
ノ如ク被告人ノ緊縛監禁ノ行為ト被害者ノ死トノ問ニ因果關係ノ存スルヤ否ヤヲ評議セシ
ムル為其ノ兩者間ニ因果關係ノ存在ヲ認ムル趣旨ニ於テ被告人ノ行為ハ監禁致死罪ヲ構成
スルヤ否ヤヲ主問トシ又其ノ問因果關係存セサルモノトスル趣旨ニ於テ被告人ノ行為ハ單
ニ監禁罪ヲ構成スルモノナリヤト補問ヲ發シタルモノナリト認ムルヲ相当トスヘク從テ陪

審員ノ答申ハ主問ニ對シテ然リト答へタル以上補問ニ對シテハ然ラスト答申スヘキ筋合ニ
シテ右答申ニ何等齟齬アルコトナキヲ以テ裁判長カ陪審法第九十二條第二項第九十五條ニ
各規定スル手續ヲ履踐セサリシコトハ当然ニシテ原審ニ於テ陪審員ノ答申ノ採択ヲ誤リタ
ル違法ナク論旨ハ理由ナシ

同第四點原判決ハ刑罰法ノ適用ヲ誤リタル不当ノ判決ナリ本件ノ被害者タル〇乙りんハ二
十數年前ヨリ精神ニ異状ヲ來シ一時平靜ヲ保チタルコトアルモ昭和九年二月頃ヨリ病氣再
發シ器物ヲ破壊シ農作物ヲ荒ス等ノ惡戯ヲ為スコト絶エサル事實ハ起訴狀予審ニ於ケル被
告ノ供述予審終結決定及予審廷ニ於ケル檢事ノ公訴事實ノ陳述被告ノ陪審廷ニ於ケル供述
ニ依リ被害者りんハ昭和九年八月三日當時ハ強度ノヒステリー症ニテ精神ニ異状アリ從テ
精神病者ナルコトハ一點ノ疑ナキ事實ナリ左スレハ被告ハ被害者りんニ對シテハ精神病者
監護法第一條ニ依リ右精神病者タルりんニ對シテハ看護ノ義務者ナリ同法第二條ニ依リ右
精神病者ヲ監置シ得ル資格アルモノナリ同法第三條ニ依リ監置セントスルトキハ行政庁ノ
許可ヲ受クルコトニナリ居ルモ急迫ノ事情アルトキハ許可ナクトモ仮リニ監置スルコトヲ
得ルモ此場合ニハ二十四時間内ニ行政庁ニ届出ル義務アルモノナリ其ノ他監置ノ方法場所
ニ對シ種々監督ノ規定アルモ之ニ違反スルトキハ同法第十七條ニ左ニ掲クルモノハ二月以
下ノ重禁錮ニ処シ二十円以下ノ罰金ヲ附加シ又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス但シ監置又ハ拘束
ノ日數十日ヲ過クル毎ニ一等ヲ加フ一、許可ヲ受ケス届出ヲナサス若ハ命ヲ受ケスシテ精
神病者トシテ人ヲ監置シタル者ニ、禁治産ノ宣告又ハ監置ノ許可取消サレ又監置ノ廃止ヲ
命セラレ若ハ仮監置ノ期間ヲ經過シタル後監置ヲ廃止セサル者三、許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ
ナシ若ハ命ヲ受ケタル程度ヲ超ヘテ精神病者ヲ拘束シタル者以上ノ事實ナレハ本件ハ被告

ニ対シ普通刑法ヲ適用シ尊属ニ対スル不法監禁罪ヲ以テ罰スルコト能ハス精神病者監護法ハ普通刑法ニ対スル特別法ナレハ本件事実ノ如ク同法ニ該当スルモノハ同法ニ依リ処断スヘキモノナルコト同法規定ノ精神ナリ而シテ本件被害者ハ精神病者ナレハ例ヘ尊属親ト雖精神病者監護法第一条第二条ニ依リ被告ハ之ヲ監置スル資格アルモノナレハ其ノ監置手續違反ノ責任アリトスルモノニ対シ普通刑法ヲ適用シテ処断シタルハ擬律ノ錯誤ナル判決ニテ破毀ヲ免レスト云フニ在レトモ精神病者ヲ緊縛シ因テ死ニ致シタル場合被害者ノ致死力加害者ニ於テ精神病者ノ保護上必要ナル程度ヲ超越シタル事実ヲ認識シナカラ緊縛ヲ加ヘタルニ存スルトキハ刑法第二百二十条第二十一条ノ罪責ヲ免レサルモノナルコトハ前記論旨第一点ニ対シ説明シタルトコロニシテ原判決ノ認定シタル事実ハ被告人ハ実母リンカ二十数年前ヨリ強度ノヒステリー症ヲ患ヒ一時平靜ヲ保チタルコトアリシモ昭和九年一月頃ヨリ再発シ器物ヲ投ケ付ケ或ハ農作物ヲ荒ス等ノ悪戯ヲ為スコト屢々ナリシニ困リ果テ何時カハ実母ヲ痛ク懲ラシメント思惟スルニ至レル折柄昭和十年八月三日午前十時頃同女ト口論ヲ為シタル結果茲ニ愈々右実母ヲ縛シテ十分ニ懲戒ヲ加ヘムコトヲ決意シ同女ノ全身ヲ四布掛布団ニ巻キ包ミ其ノ上ヨリ藁繩及兵児帯ヲ以テ胴膝及上胸部辺ヲ縛リ更ニ麻繩ニテ其両手首及両足首ヲ縛リ尚其ノ頸部ニ四布掛布団ヲ蔽ヒカフセタル俛數時間放置シタルモノニシテ被告人ハ被害者ヲ縛シテ十分ニ懲戒ヲ加ヘムトスル決意ノ下ニ判示ノ如ク被害者ヲ緊縛監禁シタル以上其ノ行為爲自體ニ徴シ被害者保護上必要ナル程度ヲ遙ニ超越スル事実ヲ認識シナカラ緊縛ヲ加ヘタルモノト認ムルヲ相当トスヘク因テリンヲ死ニ致シタルモノナルヲ以テ被告ノ行為ハ刑法第二百二十条第二十一条ノ監禁致死罪ヲ構成スルコト勿論ニシテ原判決カ被告人ノ行為ヲ同法条ニ問擬シタルコトハ洵ニ相当ニシテ擬律ノ

錯誤アルコトナキヲ以テ論旨理由ナシ

同第五点本件判決ハ被告ニ対スル刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由存スルモノナリ現行刑法ハ尊属親ニ対スル殺傷罪ノ刑ヲ加重シ我國民的精神ヲ維持スル趣旨ヲ以テ制定セラレタリ然レトモ其ノ加重シタル法定刑ハ最低三年ノ懲役ニシテ情状酌量スル場合ニ於テハ之ヲ一年半ニ下シ得ヘク尚之ヲ執行猶予ノ恩典ヲ与ヘ得ルコトヲ示セリ即チ法律ハ尊属親ニ対スル傷害致死罪ニ対シ特ニ重刑ヲ科シタリト雖モ其ノ犯情最モ輕キ場合ニハ一年半ノ懲役ヲ科シ且其ノ執行ヲ猶予シ得ルコトヲ示セルモノナリ本件被告ノ犯行ハ仮ニ原審判定ノ如ク尊属不法監禁致死罪トスルモ諸般ノ事情ヲ綜合スルトキハ過失ノ致死ノ犯行ニ近キモノニテ尊属親ニ対スル不法監禁致死トシテハ最モ輕キモノニシテ之ニ法ノ最短期ノ刑ヲ科スルモ猶重キニ失シ情状酌量シ執行猶予ノ恩典ヲ与フル余地十分存スルモノト思考ス一、被告ノ行為ハ被害者カ暴行スル故被告カ口頭ヲ以テ之ヲ制止シタル処兩人間ニ争トナリ被害者益々憤怒シ被告ニ対シ今夜ハ斬ツテ仕舞フト云ヒテ床ノ間アタリヲ刃物ヲ捜ス様ノ挙動ヲ為シ且被告ハ先年母ニ剃刀ニテ十數カ所モ斬ラレタルコトアル故斬ラレテハ大變ト思ヒ又火ヲ放ツ様ノコトヲ云フ故ニ外出シテ放火テモサレテハ困ルト思ヒ之ヲ防止シ且被告並ニ家族ノ危険ヲ除去スル為メ一時被害者ノ自由ヲ奪ヒ且多少ノ苦痛ヲ与ヘ反省ヲ促ス為メ布団巻キト為シタル処手足ヲ以テ猶暴行スル故手足ヲ縛リタル処大音ヲ以テ罵詈暴言ヲ為ス故ニ近隣ニ其ノ罵声ノ聞ヘサル様其ノ音声ヲ遮断スル為メ布団ヲ頭部ニ掛ケタルモノニテ不法ニ母ヲ監禁シタルニ非ス事情已ムナク母ヲ保護シ自己又家族ノ危険ヲ除去シ現在ノ危難ヲ避クル為メ已ムコトヲ得サルニ出テタルモノナレハ之カ為メ母カ死亡シタリトセハ其ノ防止ノ程度ヲ超ヘタルモノニテ刑法第三十七条ヲ適用シ其ノ刑ヲ減

輕又ハ免除ヲ受クル程度ノモノナリニ、被害者ノ性行ニ於テモ普通人ノ行為ニ非ス二十數年前ニ精神ニ異状ヲ来シ其ノ當時非監置狂人ニテ家族一同非常ニ迷惑ヲ為シ其ノ後鎮靜シタルモ亦昭和九年二月頃再發シ精神ニ異状ヲ来シ家族一同非常ノ迷惑ヲ感シタルモ可成母ノ意思ニ逆ラハスニ鎮靜スル様取扱ヒ来リタルモ母ノ病状益々募リ暴行ヲ為シタルコトハ記録上明カナレハ子トシテ母親カ如何ニ暴行スルモ子ハ子トシ之ヲ忍ハサルヘカラストハ聖哲ノ教ナルモ之常人ニ望ムヘカラサル事實ニテ被害者ノ暴行犯行ヲ挑發誘致シタル場合ニハ其ノ犯情ヲ輕減スヘキ宥恕ノ事情アルモノナリ三、又被告ハ被害者ノ自由ヲ奪ヒタルモ若シヤ母ノ身上ニ異變ノ生シタルトキハ之ヲ看護救済スヘキ孝心ノ發動ニヨリ殊更母ノ近側ニ全夜就寢シ母ノ身上テモ憂慮シ居レハ母ニ敵意ヲ含ミ母ヲ苦シメル者トハ其ノ心情ニ於テ雲泥ノ相違アリ被告ノ心情ハ常ニ親孝行ノ心ハ去ラサル現象ナレハ斯ル犯行アリトモ大ニ同情スヘキモノナリ以上諸般ノ事情ヲ綜合スルトキハ尊屬親ニ対スル不法監禁致死罪トスルモ其ノ最短期ノ刑ニテモ重キニ過キ法律ノ許スヘキ輕減ヲ加ヘ酌量減輕ノ上執行猶予ノ恩典ヲ与ヘサルハ刑ノ量定過重ナル顯著ナルモノナリト云フニ在レトモ記録ニ徴シ犯情其ノ他諸般ノ事情ヲ斟酌スルモ原判決ノ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由存セサルヲ以テ論旨理由ナシ

同第六点原判決ハ陪審法第七十七条説示手続違反ノ不法アリ原審裁判長ハ本件説示ニ際シ尊屬不法監禁致死ニ付テハ事實並ニ証拠法律適用迄懇切ニ説示シタルモ本件ニ於テ問題トナリ居リタル過失致死ノ事實ニ付テハ何等ノ説示ナシ然ルニ陪審法第七十七条ニハ裁判長ハ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題トナルヘキ事實証拠ノ要領ヲ説示シ云々ト規定シアレハ本件弁護人ヨリ本件致死ハ過失致死ナリト論議セラレアル以上ハ被告カ

自己防衛ノ程度ヲ越ヘタル過失アルヤ被害者保護行為ノ程度ヲ越ヘタル過失アルヤ又被告カ被害者リんカ暴行スル為メ之ヲ膺懲スル懲戒手段ノ程度ヲ越ヘタル過失アルヤ否ヤニ付其ノ事實並ニ証拠ニ付説示スル責任アルモノナリ而シテ本件審理中別ニ問題トシテハ論議ナカリシモ被害者〇Ｚりんハ二十數年前ヨリ精神ニ異状ヲ来シ一時平靜トナリタルコトアルモ昭和九年二月頃ヨリ病氣再發シ精神ニ異状ヲ呈シ器物ヲ破壊シ農作物ヲ荒ス等ノ惡戯ヲナシタル事實ハ本件上告趣意書第四点ニ列記シタル証拠ニ依リ明カニシテ〇Ｚりんハ昭和十年八月二日頃ハ精神病者タルコトハ一点ノ疑ナケレハ本件ヲ審理シタル裁判長トシテハ事件全体ニ着眼シ被害者カ精神病者ナルヲ以テ精神病者監護法ニ該当スル事實ナルヤ否ヤヲ研究シ被告ハ母りんカ精神病者ナル時ハ之ヲ看護スル義務者ナレハ又之ヲ監置スルコトヲ得ルモノナレハ其ノ監置ノ方法又ハ手続違反ニ依リ致死シタルモノナルヤ否ヤヲ説示スル職責アルモノナリ然ルニ本件記録閲読スルニ過失致死並ニ精神病者ニ対スル説示ヲ為シタル形跡ナキヲ以テ原審裁判長ハ陪審法第七十七条ノ命シタル職責ヲ尽サス同法第四百四条第五号ニ該当スル事實ナレハ上告理由トナルモノナリト云ヒ第六点ノ(二)原判決ハ陪審法第七十七条ニ基ク説示不尽ノ欠点アリ陪審法第七十七条ハ裁判長ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事實ヲ説示スヘキコトヲ命シ居レリ弁護人ハ第二回陪審公判ニ於テ本件ハ過失致死ト見ルヘキ案件ナル旨論争シタリシコトハ同公判調書ニ開ク弁護人ノ弁論要旨トシテ「又一面因果關係アリトスルモ本件行為ハ前述ノ如ク母及自己ヲ保護センカ為メノ適當ナル手段ニシテ而モ其ノ行為ニ依リ死ノ結果ヲ認識予見セサリシモノナレハ過失致死罪トモ觀ラル、案件ナリ云々」ト掲ケアルニ見テ明カナリ然ルニ原審裁判長ハ此ノ重要ナル論点ニ対シ全ク説示ヲ欠キタリ弁護人ハ被告人ノ監禁行為ヲ「母及自己ヲ

保護センカ為メノ適當ナル手段」ナリト論述シ居レリ從ツテ原審ハ右行為ニ付上告趣意書第四点ニ説述セル精神病者監護法ノ適用ヲ受クヘキ行為ナリヤ否ヤニ関シ積極的ニ考察シ此ノ点ニ就テモ陪審法第七十七条ニ基キ説示ヲ為スノ職責アリ然ルニモ不拘毫モ此ノ点ニ触レサリシハ説示不尽ノ違法アリト云ハサルヘカラスト云フニ在レトモ原審公判ニ付セラレタル犯罪事実ハ前記論旨第一点ニ就キ記載シタルカ如クニシテ仮令被害者リんカ精神病者ナリシトスルモ被告人ニ於テ其ノ保護上必要ナル程度ヲ超越スル事実ヲ認識シナカラ被害者ヲ緊縛監禁シ因テ死ニ致シタルモノナリトセハ被告人ノ行為ハ刑法第二百二十条第二百一十一条所定ノ不法監禁致死罪ヲ構成スヘク若シ其ノ間因果關係ナシトセハ被告人ノ行為ハ単ニ監禁罪ヲ構成スルニ過キサルモノトス而シテ原審裁判長ハ被告人ノ行為為自体ニヨリ被害者ノ保護上必要ナル程度ヲ越ヘ被害者ニ緊縛ヲ加ヘ数時間放置シタルモノナリト認メ被告人ノ緊縛監禁行為ト被害者ノ死トノ間ニ因果關係ノ存スルヤ否ヤヲ本件ニ於ケル犯罪ノ構成ニ関スル法律上ノ論点及問題ナリトシテ取扱ヒ陪審員ニ対シ此ノ点ニ関シ説示シタルモノナルヲ以テ裁判長ノ説示ニ何等欠クル所ナク精神病者監護法乃至過失致死ニ関スル説示ヲ為サリシトスルモ其ノ説示法律ニ違反シタルモノナリト論シ難ク論旨理由ナシ同第七点原審ハ補問ノ問意ヲ誤リタル違法アリ原審カ補問ヲ誤リタルコト尚別問トシテ精神病者監護法ノ適用ニ付推問セサリシ違法アリシコトハ趣意書第一点ニ詳述シ又答申採択ノ手續ヲ誤リタルコト答申自体ノ採択ヲ誤リタルコトハ同第二点第三点ニ論述シタルニ尽ク論者或ハ曰ハン本件ニ於ケル主問ハ監禁致死ヲ問ヒタルナリ補問ハ監禁ノミヲ問ヒタルナリ別言スレハ補問ハ監禁ノミニシテ監禁ト死トノ間ニ因果關係ナキヤヲ問ヒタルモノナレハ之ニ対シ「然ラス」ト答申セルハ適當ニシテ從ツテ此ノ補問ニ対スル答申ヲ參酌シテ

判定シタル原判決ハ毫モ違法ニ非スト果シテ然リトセハ是補問ノ問意ヲ誤リタル重大ナル違法アリト云ハサルヘカラス茲ニ補問ノ再掲ヲ省クト雖モ其ノ全旨趣ヲ検討スルモ不法ノ監禁ナリヤヲ問ヒタル旨趣ニ過キスシテ「不法監禁ノミニシテ該監禁トリんノ死トノ間ニ因果關係ナキモノナリヤ」トノ文意ナルコトハ到底之ヲ捕捉スルヲ得ス從ツテ此ノ補問ノ答申ヲ採択シタルハ違法ニシテ到底破壊ヲ免レスト云フニ在レトモ其ノ理由ナキコト前叙論旨第一乃至第二点ニ対シ説明ヲ与ヘタル所ニ依リ自ラ明カナルヲ以テ之ニ就キ了解スヘシ

以上ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事武松久吉関与

昭和十一年四月十八日

大審院第三刑事部

裁判長判事 菰刈 清雄

判事 日高要次郎

判事 草野豹一郎

判事 灘波 良藏

判事 久礼田益喜

右臆本也

昭和十年四月十八日

大審院第三刑事部

裁判所書記 平沼 文男 印

(注)④〇Z一直上告事件は、『法律新聞』第四〇〇八号・昭和十一年七月二〇日にも収録されている。

⑤SN伯美(前橋地方裁判所殺人並殺人未遂死体遺棄被告事件昭和十二年四月八日判決、傷害致死懲役六年・未決勾留二五日算入、傷害懲役二年未決勾留二五日算入、死体遺棄無罪)

判決

本籍並住居 群馬県佐波郡□村大字東□□□□□□□□OB方

農

SN 伯美

当二十二年

右ノ者ニ対スル殺人、殺人未遂及死体遺棄被告事件ニ付当裁判所ハ検事古屋東関与ノ上審理ヲ遂ケ殺人ノ点ニ付陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ傷害致死ノ点ニ付懲役六年ニ傷害ノ点ニ付

懲役貳年ニ各処ス

但シ未決勾留日数中貳拾五日宛ヲ右各本刑ニ算入ス

被告人カ昭和十一年十二月十二日IN茂平ノ死体ヲ

群馬県佐波郡□□村大字下□□地内粕川支流ニ遺棄

シタリトノ点ハ無罪

陪審費用以外ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和十一年十二月十二日午後十乃至十一時頃予テ慫慂ヲ通シ夫婦約束マテ為シ居タル群馬県佐波郡□□村□□木□□織物製造業IH英次郎方女工KK秀子(当時二十二年)カ同字地内粕川支流東傍ノ雑木林内ニ於テ同郡三郷村□□□□IN茂平(当時二十四年)ト情交シ居ルヲ其ノ附近ニ隠レ現認シタル結果憤怒シ右川端ノ小径ニ待伏セ居リ右兩名カ帰ラムトシテ其所ヘ差蒐ルヤ矢庭ニINノ面部ニ土ヲ投付ケテ目潰シヲ喰ハセ懷中セル小刀ヲ以テ同人ノ頸部面部其ノ他ヲ数回突刺シ二十五個ニ及フ刺創等ヲ負ハシメ同人ヲシテ右川ノ内ニ於テ左鎖骨上窩ノ刺創ニ因ル左横頸動脈切断ニ基ク失血ノ為死亡スルニ到ラシメ尚其ノ際右KKニモ同シ刃物ヲ以テ斬付ケ其ノ右前額部ニ長サ四糎深サ皮下ニ達スル切創一個及右背肩胛骨中央部ニ長サ約二糎深サ皮下ニ達スル切創一個ヲ負ハシメタルモノナリ

右傷害致死ノ事実ハ其ノ証明充分ナルヲ以テ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム傷害ノ事実ハ(一)創傷ノ部位程度ヲ除クノ外被告人ノ当公廷ニ於ケル判示同趣旨ノ供述並ニ(二)創傷ノ部位程度ノ点ハ鑑定人菊地慶助作成ノ鑑定書中KK秀子ノ身体ニ判示ノ如キ創傷アリタル旨ノ鑑定ノ記載アルニヨリ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中傷害致死ノ点ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ其ノ所定期限範囲内ニ於テ此ノ点ニ付被告人ヲ懲役六年ニ処シ傷害ノ点ハ同法第二百四十二条ニ該当スルヲ以テ其ノ所定期中懲役刑ヲ選択シ其ノ所定期限範囲内ニ於テ此ノ点ニ付被告人ヲ懲役貳年ニ処スヘク尚同法第二十一条ヲ適用シ未決勾留日数中貳拾五日宛ヲ右各本刑

ニ算入シ陪審費用以外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ從ヒ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

本件公訴事実中被告人カ昭和十一年十二月十二日午後十乃至十一時頃判示IN茂平ノ死体ヲ群馬県佐波郡□□村大字下□□地内粕川支流ニ遺棄シタリトノ点ハ之ヲ認ムヘキ犯罪ノ証明ナキニヨリコノ点ニ付テハ刑事訴訟法第三百六十二條ニ則リ無罪ノ言渡ヲ為スヘキモノナリ

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十二年四月八日

前橋地方裁判所刑事部

裁判長判事 山口富次郎 印

判事 池野 仁二 印

判事 青山 義武 印

4 甲 府

③KT善春（大審院放火上告事件昭和九年三月一〇日判決・上告棄却）

【上告人】 KT善春 弁護士 稲本錠之助・三輪長正

【第一審】 甲府地方裁判所（注、昭和八年一〇月三二日判決）

○判示事項

公判準備手續ニ於ケル検証ト裁判長ノ説示

○判決要旨

陪審事件ノ裁判長カ所謂第一次弁論ノ終結後陪審法第七十七條ニ基キ証拠ノ要領ヲ説示スルニ当リ公判準備トシテ為シタル検証ノ結果ヲ説示セントセハ先ツ其ノ検証ノ調書ヲ公判廷ニ顕出セシメ被告人ニ対シ読聞其ノ他ノ方法ニ依リ適法ニ証拠調ヲ為ササルヘカラサルモノトス

【参照】陪審法第七十六條・同法第七十七條・同法第一百四條第五号（注、法文省略）

○事 実

原審ハ左記ノ如ク陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタル上法律ヲ適用シテ被告人KT善春ヲ懲役六年ニ処シ未決勾留日数中六十日ヲ本刑ニ算入シ押収ニ係ル糞製吠ハ之ヲ没収シ訴訟費用中陪審費用ヲ除キタルモノノ内予審ニ於テ生シタルモノ（証人KMY源一KBせんED義雄TKJ久義SM雄太郎ニ給与シタル旅費日当）ハ被告人KT善春HN道三兩名ノ連帯負担トシ公判ニ於テ生シタルモノ（証人SM雄太郎ニ給与シタル旅費日当）ハ被告人善春ノ負担トスル旨ノ判決ヲ為シタリ

被告人KT善春ハ昭和六年三月頃甲府市□□町□□百□□番地所在ノ家屋ヲ山梨県中巨摩郡□□村SK恒男ヨリ賃借シ爾來之ニ居住シテ魚商ヲ営ミ薬剤師FS四郎モ亦右恒男ヨリ被告人善春ノ住家ニ隣接セル家屋ヲ賃借シテ之ニ居住シタリシカ被告人善春ハ右家屋内ニ存在スル自己所有ノ動産ヲ目的トシテNH動産火災保險株式會社トノ間ニ保險金額二口合計三千円ノ火災保險契約ヲ締結スルヤ其ノ保險金額力遙カニ保險ノ目的ノ価格ニ超過セルニ乘シ右住家ヲ焼燬シテ右動産ヲ焼失セシメ以テ其ノ保險金ヲ獲得センコトヲ企テ昭和七年十二月十五、六日頃甲府市MD公園内ナルKZ館跡附近ノ石垣ノ傍ニ於テ當時知合トナリ居タル被告人HN道三ニ対シ其ノ事情ヲ告ケテ放火ノ実行ヲ依頼シ放火ノ結果保險金

ヲ獲得シタルトキハ其ノ一割ノ金額ヲ報酬トシテ贈与スヘキコトヲ申出テ被告人道三八其ノ依頼ヲ応諾シテ茲ニ被告人兩名ハ共謀ノ上右ノ目的ヲ遂行スル為被告人道三八同月二十二日午前一時頃右FS四郎方ノ裏手ニ赴キ右四郎ト被告人善春トカ各其ノ住居ニ使用セル前記家屋ノ裏手ノ境界ヲ成セル板塀ノ東端ニシテ右四郎方ノ台所及ヒ被告人善春方ノ台所ニ近接セル部分ニ近ク被告人善春所有ノ藁製吠(昭和七年押第一一六号ノ一)ヲ置キ其上ニ右四郎方ノ裏手ニアリタル炭ノ空俵ヲ乗セテ右板塀ニ立掛ケ棒状ニナシタル半紙ノ尖端ニ所持ノ燐寸ヲ以テ点火シ之ヲ右炭ノ空俵ニ燃移ラシメ因テ右板塀ノ内幅二尺余高サ五尺余ノ部分及右四郎ノ住家ノ一部ナル台所ノ貫幅約四寸ヲ焼燬シタルモ他人ノ発見スル所トナリ大事ニ至ラスシテ消止メラレタルモノナリトス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八十条第六十条ニ該当スルヲ以テ其ノ有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑ノ範圍内ニ於テ被告人KT善春ヲ懲役六年ニ処ス可ク同法第二十一条ニヨリ同被告人ニ対シテハ未決勾留日数ノ内六十日ヲ其ノ本刑ニ算入スヘキモノトシ押収物件中主文掲記ノ藁製吠ハ判示犯行ニ供シタルモノニシテ犯人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条ニ則リ之ヲ没収スヘク訴訟費用中陪審費用ヲ除キタル部分ノ内予審ニ於テ生シタルモノハ刑事訴訟法第二百三十八条ニヨリ被告人兩名ヲシテ連帶シテ之ヲ負担セシムヘク公判ニ於テ生シタルモノハ同法第二百三十七条第一項ニヨリ被告人善春ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス

原審公判調書ニ依レハ公判準備ニ於ケル検証調書ニ付証拠調ヲ為シタル事迹ナキニ拘ハラヌ原陪審事件ノ裁判長ハ該検証ノ結果ニ付説示シタリ

昭和八年(刑)第一九四七号

判決

本籍 山梨県東八代郡□□村□橋□千□□番地
住居 甲府市□□町□千□□番地

魚商

KT 善春

当二十九年

右放火被告事件ニ付昭和八年十月三十一日甲府地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

主文

原判決中被告人善春ニ関スル部分ヲ破棄ス

事件ヲ甲府地方裁判所ニ差戻ス

理由

弁護人稲本錠之助三輪長正上告趣意書第一点原審公判調書ヲ閱スルニ「裁判長説示ノ部ニ「其ノ放火ノ場所ナルFS方ノ裏口ヘハKT方ヨリ南ヘ一軒置イテ隣リノ煙草屋FZ源之甫方ノ横ノ路カラ廻レハ行クコトカ出来ルトノコトハ被告人HTハ被告人KTカラ聞イテ始メテ知ツタノテアルト申シテ居ルノテアリマシテ此点ニ付テハ予審判事ノ検証調書ニ於キマシテモ当裁判所カ実地ニ臨ミテ検証シタ所ニ依リマシテモ余程其ノ附近ノ事情ヲ知ルモノテナケレハFZ方ノ南側ノ路カラFS方ノ裏口ヘ廻ツテ行クコトカ出来ナイ状態ニナツテ居エイマス」(記録七六六丁)」ト記載シアリテ裁判長ハ原審公判準備手續ニ於ケル檢

証調書ヲ本件ノ証拠トシテ説示シ陪審ノ判断ノ資料ニ供シタリ然ルニ原審公判調書ヲ閱スルニ右公判準備手續ニ於ケル検証調書ハ陪審法廷ニ顕出シ之ヲ被告人ニ読聞ケ其ノ意見反証ヲ求メタル事迹ノ窺知スヘキモノアルコトナク結局原審ニ於テハ適法ニ証拠調ヲ為ササル証拠ヲ陪審判断ノ資料ニ供シタル違法アルモノニシテ採証ノ法則ニ違背シ原判決ハ此点ニ於テ到底破毀ヲ免レサルモノト信ス（昭和六年（*レ*）第一〇四九号同年十一月二日第一刑事部判決参照）ト云フニ在リ

按スルニ陪審公判ノ裁判長カ所謂第一次弁論ノ終結後陪審法第七十七条ニ基キ陪審ニ対シ証拠ノ要領ヲ説示スルニ当リ公判準備トシテ為シタル検証ノ結果ヲ説示セントセハ先ツ公判準備手續ニ於テ作成シタル検証調書ヲ一ノ書証トシテ第一次弁論終結前之ヲ公判廷ニ顕出セシメ被告人ニ対シ読聞ケ等ノ方法ニ依リ適法ニ証拠調ヲ為ササルヘカラサルモノトス蓋シ陪審事件ニ在リテハ第一次弁論終結後裁判長ハ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事実並証拠ノ要領ヲ説示シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スルモノニシテ陪審員ハ其ノ説示ニ基キ問題ト為ルヘキ事実並証拠ノ關係ヲ理解シ犯罪構成事実ノ有無ヲ評決答申スルモノナルカ故ニ陪審員ノ列席セサル公判準備手續ニ於テ為シタル検証ノ結果ノ如キハ公判廷ニ於テ適法ニ其ノ証拠調ノ手續ヲ為ササル限り陪審員其ノ証拠ノ内容ヲ知ルニ由ナク從テ斯ノ如キ証拠カ裁判長ノ説示中ニ包含スルトキハ公判廷ニ現ハレサル証拠ニ基キ陪審ノ評決ヲ見ルニ至ルヘク陪審法カ其ノ第七十六条第三項ニ於テ公判廷ニ現ハレサル証拠ハ之ヲ採用スルコトヲ得スト規定シタル法ノ精神ニ反スルニ至ルヘケレハナリ仍テ進ンテ原審公判調書ヲ精査スルニ原審公判ニ於テハ所論公判準備手續ニ於ケル検証調書ニ付テハ第一次弁論終結前之ヲ公判廷ニ顕出シ適法ニ証

拠調ヲ為シタル事迹ノ見ルヘキモノナキニ不拘裁判長説示ノ部ニハ原審裁判長ハ論旨ニ指摘セルカ如ク検証ノ結果ヲ説示シ在リテ然カモ該説示ノ有無ハ陪審員ニ於テ本件係争事実ノ判断ニ影響ヲ及ホスヘキコト勿論ナレハ斯クノ如キ裁判長ノ説示ハ陪審法ノ精神ニ反シ同法第四百条第五号ニ所謂裁判長ノ説示法律ニ違反シタルトキトアルニ該当スルモノト云フヘク本論旨ハ其ノ理由アリ原判決ハ同法第四百条第五号刑事訴訟法第四百四十七条ニ則リ破毀ヲ免カレス然レハ爾余ノ上告論旨ニ対シテハ一々其ノ説明ヲ省キ陪審法第五百条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事 榎田忠美 関与

昭和九年三月十日

大審院第三刑事部

裁判長判事	菰淵 清雄
判事	日高要次郎
判事	草野豹一郎
判事	齋藤 三郎
判事	日下部義夫

（注）【上告人】・【第一審】・○判示事項・○判決要旨・【参照】・○事實は、「大審院刑事判例集」第一三卷第三号二五四頁による。判決文は、「法律新聞」第三七二二号・昭和九年六月三〇日より補った。

① K S 晴好（長野地方裁判所強姦及殺人未遂被告事件昭和四年四月一二日判決、強姦・無罪、傷害・懲役二年六月未決勾留六〇日算入）

判決

本籍並住居 長野県上伊那郡□□村□□□□□□□□番地

農兼荷馬車挽

K S 晴好

当四十二年

右ノ者ニ対スル強姦及殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事帆高壽一、篠原三郎関与陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役貳年ニ処ス

但未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用中予審ニ於テ証人 H Y カツノ（第一、二回共）

H 参三、M K 孝勝（第一、二回共） T N 静雄、O N T はるゑ、

H 今朝五郎、K S 徳志、鑑定人原耕太郎ニ各支給シタル分

及当審ニ於テ証人 H Y カツノ、M K 孝勝、S M 今朝雄、

T 壮司、H 参三、M Z 武司、F H 郡平、A B 岩太郎、

K S 徳志、D W S みつよ、K S きん、K S 丑太郎、

K S ぎん、M R 市彌、鑑定人繁田源信、K H 三郎

ニ各支給シタル分ハ全部被告人ノ負担トス

強姦ノ事実ニ付テハ被告人ヲ無罪トス

理 由

被告人ハ昭和三年十一月十九日正午過頃長野県上伊那郡□□村□□□ S M 今朝雄方ニ於テ同人ノ不在ニ乗シ其内縁ノ妻 H Y カツノ（当時二十二年）ト情交ヲ通シ其後十数回ニ互リ之ヲ継続シ来リタルトコロ、カツノハ同年十二月十三日頃ヨリ被告人ヲ嫌疑シ翌十四日被告人ニ対シ夫今朝雄ニ覚知セラルル虞アルヲ以テ今後情交ヲ継続スル意思ナキ旨ヲ告ケタルヨリ被告人ハ之ヲ怨ミ同夜右今朝雄方ニ到リ同家表便所附近ニ於テカツノヲ苦悶セシムル意思ヲ以テ同人ノ襟頸ヲ捕ヘ大豆大乃至大人ノ小指ノ第一関節先位ノ毒薬「猫イラス」ヲ包ミタル「オブラート」一個ヲ強イテ同人ノ口中ニ押入レ之ヲ嚙下セシメタル為メカツノハ間モナク中毒症状ヲ惹起シ苦悶ヲ始メタルモ急遽医療ヲ加ヘタル結果休業約三十日ニシテ全治シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ所定刑中懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役貳年ニ処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入シ訴訟費用中主文掲記ノ証人及鑑定人ニ各支給シタル分ハ刑事訴訟法第二三十七條第一項ニ依リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

被告人カ昭和三年十一月十九日前記 S M 今朝雄方ニ於テ H Y カツノヲ強姦シタリトノ公訴事実ハ之ヲ認ムルヲ得サルヲ以テ無罪ヲ言渡ヲ為スヘキモノトス
仍テ陪審法第九十七條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和四年四月十二日

長野地方裁判所刑事部

裁判長判事 篠原 泰助 印
判事 上條桂十郎 印
判事 宗田 義久 印

① K S 晴好（長野地方裁判所住居侵入被告事件昭和四年四月二二日判決・懲役二月）

判決

本籍並住居 長野県上伊那郡□□村□□□□□□番地
農兼馬車挽

K S 晴好
当四十二年

右ノ者ニ対スル住居侵入被告事件ニ付当裁判所ハ検事篠原三郎関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役弍月ニ処ス

訴訟費用中予審ニ於テ証人 D W S 志づ子

ニ支給シタル旅費日当ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ大正十五年二月八日夜□村□□□ D W S 善長カ夜警ノ為外出シ居レルヲ知り同人妻志づ子ノ許ニ夜這ノ目的ヲ以テ同夜十二時頃右善長方ニ赴キ同家裏座敷ノ障子ヲ開ケテ宅内ニ侵入シタルモノナリ

右ノ事実ハ被告人ノ当公廷ニ於ケル判示同趣旨ノ供述ニ依リ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ行為ハ刑法第三百三十条ニ該当スルヲ以テ懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役弍月ニ処スヘク訴訟費用中予審ニ於テ証人 D W S 志づ子ニ支給シタル分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決シタリ

昭和四年四月十二日

長野地方裁判所刑事部

裁判長判事 篠原 泰助 印
判事 上條桂十郎 印
判事 宗田 義久 印

② H Y 傳彌（長野地方裁判所放火未遂被告事件昭和五年七月二二日判決・懲役二年六月未決勾留一三〇日算入）

判決

本籍並住居 長野県上伊那郡□□村□□□□□□番地□

製糸業

H Y 傳彌
当六十年

右ノ者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事篠原三郎関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役二年六月ニ処ス
但未決勾留日数中百二十日ヲ本刑ニ算入ス

訴訟費用中予審ニ於テ証人O T 厩松、Y O 保長、A M 彦吉

ニ各支給シタル分及当審ニ於テ証人K Z 茂(第一、二回)、

H 喜代松(第一、二回)、T Z 新一、M N 周三、K S 唯美、

S J 兼秋、S J 継次郎、Y K ヒサ、H M とめ、H 善吉、

Y D 寅吉、H Y 当めよ及鑑定人T J 俊雄ニ 各支給シタル

分ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ長野県上伊那郡□□村□□□□番地□□所在自己所有ノ木造板葺平家建家屋ニ
居住シテ数名ノ工女ヲ傭ヒ製糸業ヲ営ミ居リタルモノナル処世ノ不況ニ災セラレテ營業意
ノ如クナラス漸次不振ニ陥リ昭和四年十月頃ハ約千二百余円ノ負債ヲ生シ其返済方ノ督促
ヲ受ケテ之カ償却方ニ苦惱シ居リタル折柄予テ右居宅並ニ居宅内ノ家具什器衣類寢具等当
時価格約五百円ニ付昭和三年十二月十八日N H 不動産火災保険株式会社ト金額千二百円保
険期間一年ノ火災保険契約ヲ締結シアルヲ想起シ右契約ハ被告人ニ於テ昭和四年十月十八
日ノ保険料支払期日以後一週間ノ猶予期間内ニ同月分保険料ノ支払ヲ為ササリシ為既ニ失
効シ居タルニ拘ラス被告人ハ保険料支払ノ猶予期間ハ一ヶ月ナルヲ以テ契約ハ猶有効ニ存
続スルモノナリト信シ居タル結果右居宅並ニ居宅内ノ家財類カ灰燼ニ歸スルトキハ右保険
金ヲ受領スルコトヲ得テ其窮境ヲ脱シ得ヘシトノ念ヲ生シ茲ニ右居宅ヲ焼燬セント欲シ同

年十月二十八日午前二時頃右居宅ノ西南側ニ約一尺ヲ隔テテ隣接シ当然右居宅ニ延焼スヘ
キ状況ニ在ル平素不和合ナル同村□□□□番地□□号H 喜代松方ノ西北隅廂下ニ積累ネ
アリタル長サ約三尺ノ桑棒ニ石油ヲ注キ之ニ燐寸ヲ以テ放火シタルモ直チニ右喜代松夫妻
ニ発見セラレテ消止メラレタル為右焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第一百二十二条第一百八条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲
役刑ヲ選択シ未遂罪ナルヲ以テ同法第四十三条本文第六十八条第三号ニ則リ未遂減輕ヲ為
シタル刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役二年六月ニ処シ同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数
中百二十日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用中主文掲記ノ分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第
一項ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ陪審法第九十七条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和五年七月二日

長野地方裁判所刑事部

裁判長判事 上條桂十郎 印

判事 淺野 英明 印

判事 鈴木 忠五 印

② H Y 傳彌(大審院放火未遂上告事件昭和五年九月二三日決定・上告棄却)

昭和五年(刑)第一二七一号

決 定 書

本籍並住居 長野県上伊那郡□□村□□□□番地□

製糸業

H Y 傳彌

当六十年

右放火未遂被告事件ニ付昭和五年七月二日長野地方裁判所ニ於テ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告申立ヲ為シ上告趣意書ヲ提出シタルモ同趣意書ハ刑事訴訟法第四百二十三条ノ法定期間内ニ本院ニ到達セサリシモノナルヲ以テ同法第四百二十七条ニ依リ検事矢追秀作ノ意見ヲ聽キ決定スル左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

昭和五年九月二十三日

大審院第一刑事部

裁判長

判事 横村米太郎

判事 吉田 久

判事 草野豹一郎

判事 沼 義雄

判事 杉浦 忠雄

右臆本也

昭和五年九月二十五日

大審院第一刑事部

裁判所書記 戸澤五十三 印

③ A B 茂市 (長野地方裁判所放火被告事件昭和五年八月九日判決・懲役五年未決勾留一〇日算入)

判 決

本籍並住居 長野県上伊那郡□□村□□□□□□□□番地

屋根職人

A B 茂市

当六十五年

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事篠原三郎関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

但未決勾留日数中百二十日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用以外ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ大正十年三月頃□村□□区□□部落阿弥陀堂ノ土台木ヲ窃取シ居タルヲ同村□□□□□□番地 A B 政右衛門ノ先代 A B 享人ノ為ニ発見セラレ同区民有林取締規則ニ基キ罰金五円ヲ徴収セラレ其後同区长代理選挙ニ付同区集会所タル K S 館ニ区民集会ノ節多数区民ノ面前ニ於テ A B 享人ヨリ馬鹿野郎黙ツテ居レナトト痛ク罵倒セラレタルヨリ深ク之ヲ恨ミ昭和四年三月享人死亡シ其埋葬ノ際同人ノ墳墓ニ対シ暴言暴行ヲ加ヘ悲憤ノ情ヲ漏シタルコトアリ其後ニ於テモ享人ノ家督ヲ相続シタル A B 政右衛門方家人ニ対シ怨恨ノ念

ヲ抱キ居タル折柄同年十二月十三日B A小学校父兄懇話会ニ於テ政右衛門母きんよニ出会ヒタルヨリ挨拶ヲ為シタルニ拘ラス同人カ微笑シタル俚行キ過キタル為嘲笑セラレタルモノト誤信シ痛ク憤慨シテ帰宅就寝シタルモ深夜目覺ムルニ及ンテ怨恨ノ情抑ヘ難ク遂ニ政右衛門方住宅ヲ焼燬シテ其恨ミヲ霽サント決意シ同月十四日午前一時過頃自宅ニ在リタルマツチ一個ヲ携ヘテ前記政右衛門方ニ到リ右マツチヲ以テ同家西側葺下シ薪置場内ノ松葉ゴミニ放火シ因テ政右衛門所有ノ木造表板葺裏亜鉛板葺平家建間口十二間奥行六間住宅一棟及木造瓦葺二階建間口五間奥行二間物置一棟ヲ焼燬シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ其ノ所定刑期内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処シ同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中百二十日ヲ右本刑ニ算入シ訴訟費用中主文掲記ノ分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ全部負担セシムヘキモノトス
仍テ陪審法第九十七条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和五年八月九日

長野地方裁判所刑事部

裁判長判事

篠原 泰助 印

判事

淺野 英明 印

判事

鈴木 忠五 印

④S H太門(長野地方裁判所放火未遂被告事件昭和一〇年四月五日判決・懲役一年六月未決勾留五〇日算入)

判決

本籍 長野県□□郡□□村□□□□□□□□番地□号
住居 長野市□□町□□番戸ノ□

元長野市役所臨時雇人夫

S H 太門

当三十六年

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役一年六月ニ処ス

但未決勾留日数中五十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用(陪審費用ヲ除ク)ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人は多年母ト共ニ日雇稼ヲ為シ漸ク一家四名ノ生計ヲ維持シ来リタルトコロ昭和九年九月五日ヨリ長野市臨時雇人夫ト為リ日給七十銭ヲ受クルニ至リ生活ノ安定ヲ得タルモ其ノ後昭和十年三月ヲ以テ解雇セララル事ト為リタルヨリ之カ解雇後ノ生計ニ付煩悶ノ結果被告人方附近ノ居宅ニ放火シテ自ラ之ヲ発見シタルカ如ク装ヒ親戚等ヨリ火事見舞金ヲ貰受ケテ負債ノ返済ニ当テ他面最先ノ発見者トシテ長野警察署ヨリ褒賞ヲ受ケ同市常備消防手ニ採用セララル便宜ヲ得ンコトヲ企テ昭和九年十二月七日午前零時十分頃隣家ナル長野市□□区□□町□□番地O N傳所有ニ係ル長野市□□町□□番戸ノ□N M敏明方居宅ヲ焼燬スルノ目的ヲ以テ同家勝手軒下壁際ニ繩屑及藁ヲ入レタル深サ二尺縦一尺五寸

横一尺三寸位ノ長方形ボール紙製箱ヲ置キ其ノ藁ニ所携ノ燐寸ヲ以テ点火シ以テ放火シタルモ火勢熾トナルヤ畏怖心ヲ生シ未タ右住宅ニ延焼セサル内自ラ騒立テ他人ノ援助ヲ得テ消止メ焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

右犯罪事実ハ該事実ノ有無ニ付陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第一百二十二条第八条ニ該当スルヲ以テ其ノ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ中止未遂ナルヲ以テ同法第四十三條但書第六十八條第三号ニ則リ法定減輕ヲ為シ犯情憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六條第七十一條第六十八條第三号ニ則リ酌量減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役一年六月ニ処シ尚同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中五十日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

検事宮崎正巳本件ニ関与ス

昭和十年四月五日

長野地方裁判所刑事部

裁判長判事 石田 弘吉 印

判事 野呂 正達 印

判事 長谷部茂吉 印

⑤NT勝義（長野地方裁判所放火被告事件昭和十一年二月一四日判決・懲役六年）

判決

本籍並住居 長野県上水内郡□□村□□□□□□番地

村役場小使

NT 勝義

当二十一年

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事芦立憲五関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役六年ニ処ス

陪審費用以外ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ小学校高等科卒業後居村□□村役場小使トシテ雇ハレ昭和七年秋父寅吉死亡後ハ母しま（当六十一年）ト共ニ其ノ日ヲ送り来リタルモノナルトコロ父寅吉存命中所々ニ数百円ノ借財ヲ為シタル為家計豊ナラス元被告人方所有ニシテ他人ヨリ競売ノ申立ヲ受ケ近隣ノ同村字□□□□番地NT傳治郎ニ競落セラレ同人ヨリ小作シ居ル畑二畝歩ノ小作料ニ対シテハ昭和九、十ノ二個年分合計金五円数十錢ヲ滞リ尚又父寅吉カ右傳治郎ヨリ融通ヲ受ケタル金二十円ニ付テモ昭和九、十ノ二個年分ノ利息金六円ヲ滞リリタル為従来屢々之カ請求ヲ受ケタルモ支払フコト能ハサリシカ昭和十一年七月三日頃被告人カ所用ノ為前記傳治郎方ニ立寄リタル際同人ヨリ厳シク右小作料及利息ノ支払方ヲ請求セラレ尚同月七、八日頃被告人ノ不在中傳治郎カ被告人方ニ来リ母しまニ対シ同様請求ヲ為シ場合ニ依リテハ前記小作畑ヲ取上クヘキ旨申渡シタルコトヲ聞知スルヤ予テヨリ傳治郎ノ

処置ニ対シ不快ノ念ヲ抱キ居リタル被告人ハ深ク傳治郎ノ冷酷ヲ恨ムニ至リタルカ偶々同月十一日夜友NH勇ト共ニ長野市相生座ニ浪花節ヲ聴キニ赴キ帰途同市□□町カフエーAZニ於テ飲酒シ更ニ更級郡川□□駅前カフエーKBニ立寄り翌十二日午前三時前頃前記□□村字□□MJ橋西際ニ於テNHト別レ単独帰途ニ就キタルカ其ノ途中NT傳治郎ノ前記冷酷ナル処置ヲ想起シ憤懣ノ情ニ堪エス寧口傳治郎方住宅ニ放火シ以テ同人ニ対スル積日ノ鬱憤ヲ霽サンコトヲ決意シ酒勢ニ乗シ同日午前三時半前頃前記NT傳治郎方住宅裏側ニ至リ同所軒下ニ立掛ケ在リタル枯杉葉ニ所携ノ燐寸ヲ以テ放火シ因テ同住宅及納屋一棟ヲ焼燬シ尚隣家NT慶佐重方住宅ニ延焼セシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八條ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ其ノ所定期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役六年ニ処シ陪審費用以外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス

仍テ陪審法第九十七條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和十一年十二月十四日

長野地方裁判所刑事部

裁判長判事 中村 泰藏 印

判事 野呂 正達 印

判事 谷口 茂榮 印

6 新潟

③HD泰平（新潟地方裁判所放火被告事件昭和五年一月二十九日判決・放火未遂懲役二年六月）

月）

判決

本籍及住居 新潟県中蒲原郡□□町大字□道□□□□□□

旅人宿業

HD 泰平

当六十一年

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付キ当裁判所ハ検事岩淵彰郎関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役二年六月ニ処ス

陪審費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ肩書住居ニ於テ旅人宿業ヲ営ミ居タルトコロ營業兎角振ハス近時数千円ノ負債ヲ生スルニ至リタルカ到底之カ返済ノ見込無キタメ苦慮シ居タル折柄昭和四年十月三日夜債権者ノ一人ナル□□町□□町□□M三郎方ニ趣キ予テ同人ヨリ厳促ヲ受ケ居タル借財ニ対シ内金百円ヲ同月九日マテニ支払フ旨確約シテ帰宅シタルモ其金策ノ途無キタメ煩悶シ居タル処偶々同夜ハ東南ノ風強カリシカハ寧口自宅ヨリ東方十数間風上ニ位スルSG廣資所有ニ係リ同人方雇人K徳一郎ノ住居セル同町大字□□NT自動車商会内ニ放火シ因テ自宅ニ延焼セシメA日海上火災保険会社外三会社トノ間ニ締結セル被告人居宅及居宅内動産ニ対スル火災保険契約ノ保険金合計金一万二千円ノ支払ヲ受ケ且債務不払ノ口実ニ資セムコト

ヲ企テ翌十月四日午前二時頃自宅ヨリ座布団ノ芯綿ニ炭火數個ヲ包ミ之ヲ輕油約一升ヲ詰メタル硝子壘ト共ニ携ヘテ裏道ヨリ前記自動車商会ニ到リ同家台所床板上ニ右輕油ヲ注キ其上ニ右炭火ヲ包ミタル座布団ノ芯綿ヲ置キ之ヨリ發火セシメ因テ右床板ノ一部ヲ燻焦セシメタルモY D清三郎ニ發見消シ止メラレ其目的ヲ遂クルコト能ハサリシモノナリ

右ノ犯罪事實ハ犯罪構成事實ノ有無ニ付キ陪審ノ評議ニ附シ其答申ヲ採用シ之ヲ認定ス法律ニ照ラスニ被告人ノ所為ハ刑法第八條第一百二條ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ未遂ナルヲ以テ減輕スルヲ相当ト認メ同法第四十三條本文第六十八條第三號ニ則リ法定ノ減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役二年六月ニ処スヘキモノトシ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條ニ依リ被告人ヲシテ負擔セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年一月二十九日

新潟地方裁判所刑事部

裁判長判事 石田 弘吉 印

判事 水上 尚信 印

判事 堀切 順 印

③HD泰平(大審院放火未遂上告事件昭和五年四月一八日判決・上告棄却)

昭和五年(れ)第二八四号

判決書

本籍並住居 新潟県中蒲原郡□□町大字□道□□□□□□

旅人宿業

HD 泰平

明治三年十月□日生

右放火未遂被告事件ニ付昭和五年一月二十九日新潟地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ對シ被告人ハ上告申立ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人内田義隆上告趣意書第一点原審裁判所ハ不法ニ弁護權ノ行使ヲ制限シタリ凡ソ責任ノ要件タル行為者ノ精神状態ニ障碍ナカリシヤ否ヤハ斷罪ノ最モ重要ナル要件タリ然ルニ此ノ点ニ關シ記録(第四五五丁)ヲ閱スルニ昭和五年一月二十日原審ニ於ケル田中正名玉井潤次兩弁護人ノ申請ニ係ル被告人ノ精神鑑定ヲ輕々ニ却下シタリ(記録四五七丁)遺伝ノ如何ニ強韌ナル性質ヲ有スルカハ科学ノ証明スル処殊ニ心理的方面ニ於テ平常事無キニ潜在性ノモノモ一度平常ヲ失スルトキ著シク抬頭シテ之カ為精神ニ異常ヲ来スコト顯著ナルハ肉体的方面ニ於ケルヨリ遙ニ大ナルモノアリ記録(第六八四丁)ヲ閱スルニ被告人長男HD文一ノ証言ニ依レハ被告人ノ実弟二人マテモ發狂死亡シタル事實アリ該事實ハ被告人ノ血統ニ於テ發狂性ノ遺伝アリト推定スヘキ有力ナル事實ナリ被告人カ負債ニ苦シムノ余リ精神ノ平常ヲ失シ遺伝性ノ抬頭スルアリテ精神ニ障碍ヲ生シ其ノ結果本件犯罪行為ヲ為シタリト見ルヘキモノアリ即チ之カ精神鑑定ヲ申請スルハ正当ナル弁護權ノ行使ト云フヘシ然ルニ輕々ニ之ヲ却下シタルハ不法ニ弁護權ノ行使ヲ制限シタル法令ノ違反ナリ正ニ刑

事訴訟法第四百十條第十一号ニ該当スルモノナリト云フニ在レトモ証拠調ノ程度ヲ限定スルコトハ原審ノ職權範圍ニ屬スルトコロニシテ原審カ所論弁護人ノ鑑定請求ヲ却下シタルハ其ノ職權ノ行使ニ外ナラスト認ムヘク之ヲ以テ不法ニ弁護權行使ヲ制限シタリト為スハ当ラス論旨ハ理由ナシ

第二点刑ノ量定甚シク不当ナリ本件事案ハ未遂ニシテ犯意ノ点ヲ除キ犯罪事實ニ關シテハ全部ヲ自白シテ其ノ真実ヲ述ヘ改悛ノ情顯著ナルモノアリ記録(第六八七丁―第六八九丁)ヲ閱スルニ元來被告人ハ郷土ノ顔役ニシテ俠氣ニ富ミ貧困者ノ為無料ニテ宿泊セシメ殊ニ貧困ノ旅人ノ為旅費マテモ支給セシコト一再ナラス又町内貧困者ノ料金不払ニヨリ電燈会社ノ消灯ニ遭ヒテ困窮スルヤ東奔西走献身の努力ヲ為シ以テ電燈会社ヲシテ無料施灯ヲ為サシメタルカ如キ又停車場ヨリ町内ニ道路開通ノコトアルヤ家ヲ忘レテ尽ストコロアリ終ニハ知事ノ知ルトコロトナリ之カ表彰ノ榮譽ヲ担フタルカ如キ其ノ功績擧ケテ數フヘカラス殊ニ其ノ衆望ヲ負フテ昭和三年四月頃ヨリ新潟県方面委員ノ榮職ニ在リタルカ如キニ徵スレハ被告人カ如何ニ公益ニ尽瘁シ社会奉仕ノ精神ニ充溢セルカヲ知ルニ難カラス然モ犯罪ノ動機ヲ考察スルニ單ナル債務嚴促ノ言訳ノ為ノミニシテ他ニ何等ノ惡意アルニアラス長男HD文一妻HDノリノ証言(記録第六七五丁)ニ徵スルモ負債督促ノ弁解ノ辞ニ窮シ「火事騒キテモアツタラナア」ト思ハス嘆息ヲ洩ラシタリト云フカ如キ況ンヤ家族ニハ且夕ヲ期セサル患者アリ日夜懊々トシテ苦悶シ本件行為ノ數時間前債權者TM又三郎ヨリ數日内ニ弁済ノ嚴促ヲ受ケテ止ムナク宛モナキ弁済ヲ約シテ歸リ責任觀念強クシテ純潔ノ被告人カ精神ニ異状ヲ來ス程ノ煩悶ヲ為シタルヲ思フトキ一時ノ債務弁済延期ノ言訳ノ為ニ火事騒キニテモアラハト無意識ノ裡ニ本件行為ヲ為シタルハ洵ニ情狀憐ムヘキモノアリ保

險金ヲ騙取スルノ目的ニ出テタル放火ト断スルカ如キハ此ノ間ノ人情ノ機微ニ触レサルノ妄断ナリト云フヘシ保險金騙取ノ目的ナリトセハ何ヲ苦ンテ他人ノ家ニ放火セシヤ悠悠々自宅ニ放火スヘキモノナリ動産ニ付シアル損害保險ノ如キ他人ノ家カ燃燒スル間ニ運ヒ出ストアルモ損害ナケレハ保險金ヲ受取ルコト能ハサルヘキヲ思フトキ本件行為ト保險金トノ間ニ何等關連ナカリシコトヲ知ルニ難カラス保險金騙取ノ目的ヲ以テ放火ヲ為ス世ニ所謂保險魔ノ類ト同視セントスルカ如キハ事實ト相去ル甚タ遠ク被告人ヲ遇スル余リニ酷ナリト云フヘシ偶々保險契約アリシハ正ニ被告人ニトリテ奇禍ト云フヘク嘗テ家族ノ者ニ對シテ債務ノ言訳ニ窮シテ「火事騒キテモアツタラナア」ト思ハス洩ラス吐息ノ裡ニスラ語尾ニモ保險金云々ヲ口ニシタルコトナキニ徵シテモ些ノ保險金騙取ノ意思ナカリシコトハ明白ナリ犯罪ノ動機ヲ保險金騙取ノ目的ニ見出サントスルカ如キハ失当モ甚シキモノナリト云フヘシ処断刑ノ範圍ニ於テ如何ナル刑ヲ量定スヘキヤニ付刑法之ヲ規定セスト雖刑事訴訟法第二百七十九條ノ精神ハ間接ニ之ヲ指示スルモノト云フヘシ独逸刑法草案第百〇六條ヲ見ルモ刑ノ量定ニ際シテハ裁判官ハ法律ノ範圍内ニ於テ刑ノ輕重ニ關係アル一切ノ情狀ヲ考慮スヘシ即チ行為者ノ動機行為ニ到レル刺激用ヒタル手段行為者ノ素行並ニ一身上及經濟上ノ事情行為ノ結果行為後ノ行為者ノ動作特ニ後悔アリシヤ否ヤ等ヲ斟酌スヘキモノトセリ被告人ノ性格ハ檢事ノ論告(記録第七一五丁)ニモ「被告人ノ性格ハ惡人ナリトハ認メ難シ」トアルニ徵シテモ善良ナルコト明カナリ而モ齡六十ヲ超ヘタル老境ニアリ犯罪後被告人ハ前非ヲ悔ヒ只管ニ謹慎シ居リ殊ニ本件ハ未遂ニシテ而モ実害殆ト皆無ニシテ之ヲ罰スルノ要ナキカ如シ少クトモ之ニ對シテハ最モ輕刑ヲ以テ臨ムヘキモノナリ刑法ノ目的ヨリ見ルモ此ノ如キニ對シテ峻刑ヲ以テ臨ムハ近代刑法ノ精神タル所謂目的主義ニ反ス

ルモノト云フヘシ加之且夕ヲ期セサル患者アリ之ニ及ホス影響ヤ大ナリ孝悌ニ厚キ子息夫妻等ノ悲愁ノ度ヲ超ヘテ招クコトアルヘキ自暴等ヲモ考量スルトキ之ニ実刑ヲ科シテ責ムルハ人道ノ觀念ニ反スルモノナリ況ンヤ被告人ノ老軀ハ実刑ヲ科スニ健康之ヲ許サ、ルモノアリ之ニ実刑ヲ科シテ健康ヲ害シ生命ニ関スルカ如キ事アラハ正義ノ觀念ニモ背戻スヘシ原審判決力以上諸多ノ理由ヲ無視シテ実刑ヲ以テ臨ミ而モ刑ノ執行猶予ヲ為ササルノミカ法律上ノ減輕ヲ為スニ止リ之等一切ノ情状ヲ無視シテ些ノ酌量減輕ヲ為ササリシカ如キハ刑ノ量定甚シク不当ナリトスル事由顯著ナリト云ハサルヘカラス即チ明ニ刑事訴訟法第四百十二条ニ該当スルモノナリ以上二個ノ点ヨリ判シテ原審判決ハ不当ナルヲ以テ破毀セラルヘキモノナリト思料スト云フニ在レトモ記録ヲ調査シ諸般ノ事情ヲ斟酌スルニ原判決ノ刑ノ量定ヲ以テ犯情ニ比シ甚シク過重ナリト為スヘキ顯著ナル事由アルヲ認メス論旨ハ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事南部金夫関与

昭和五年四月十八日

大審院第四刑事部

裁判長判事 西郷 陽

判事 斎藤 三郎

判事 久保 久

判事 橋本 匡也

判事新保勸解人ハ死亡ニ付署名捺印スルコト能ハス

右臆本也

昭和五年五月十九日

大審院第四刑事部

裁判長判事 西郷 陽

裁判所書記 根岸亀太郎 印

④MY佐久次（新潟地方裁判所放火未遂被告事件昭和五年六月二七日判決、脅迫・懲役八月未決勾留九〇日算入）

判決

本籍並住居 新潟県南蒲原郡□□村大字□嶺□□□□□□

農

MY佐久次

当五十五年

右ニ対スル放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事岩淵彰郎関与ノ上犯罪事実ノ有無ニ付陪審員ノ評議ニ附シ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役八月ニ処ス

但未決勾留日数九十日ヲ本刑ニ通算ス

訴訟費用中当審ニ於テ証人ニ給与シタ

ルモノハ被告人ノ負担トス

理由

N H石油株式会社ハ大正十五年四月被告人居村タル新潟県南蒲原郡□□村大字□嶺ノ地主ト石油採掘ニ関シ地元契約ヲ為シ同大字内ニ於テ石油ノ試掘ニ従事シ居リタル処石油噴出セスシテ昭和四年四月一日以降同大字E M豊作ノ所有地ヨリ一日約三千四百立方呎ノ天然瓦斯噴出スルニ至リタルヲ以テ右会社ニ於テハ之ヲ新潟市其他ニ供給シ利益ヲ挙クルコトトナリタルヨリ同大字民ハ右会社ニ対シ天然瓦斯発生ニ依ル利益歩合金交付方要求ヲ為サンコトヲ決議シ交渉委員ヲ挙ケ先ツE M豊作ニ対シ其協力ヲ求メタルモ豊作ハ天然瓦斯ノ発生シタルハ自己ノ所有地内ナルカ故ニ利益歩合金ハ独リ自己ノ要求シ得ヘキ權利ニ属スルヲ以テ大字住民ト一致ノ行動ニ出ツルコト能ハストテ之ヲ拒絶シタルヨリ交渉委員ハ右豊作ヲ除キタル大字住民一同ニテ右会社ニ対スル歩合金交付方ノ嘆願書ヲ作り之ヲ右会社T M油田主任M Y敏雄ニ提出シタリ被告人ハ右交渉ニ付キ同大字小作側代表トシテ他ノ委員ト共ニ数回前記T M油田事務所ニ到リM Y主任ニ折衝シタルモ井戸元地主タル豊作ノ同意ヲ得サリシ為メ交渉意ノ如ク進行セサリシヲ以テ痛ク豊作ノ態度ヲ憤慨シ居リタル折柄同年十二月十七日午后十時頃□□村大字□□酒類小売商M K庸三方ニ到リ飲酒シ同夜（実ハ翌十八日午前零時過頃）帰宅ノ途上豊作方ニ赴キ全人ヲ脅迫センコトヲ決意シ其居宅ニ接続セル厩舎（現在焚物置場）ノ西側雨板際ノ材木ノ上ニ在リタル柴木束ニ其附近裏口ヨリ持来リタル機械用油ヲ注キ掛ケタル上所持ノマツチヲ以テ点火シ右柴木一、二束及材木ノ一部ヲ焼燬シ以テ将来豊作力同大字住民一同力右会社ニ対シ天然瓦斯ノ発生ニ付キ其歩合金ヲ要求スルニ当リ之ニ賛同協力セサルトキハ居宅ヲ焼燬セラルヘキコトアルヲ予知セシメ以テ豊作ヲ脅迫シタルモノナリ

右ノ犯罪事実ハ該事実ノ有無ニ付キ陪審員ノ評議ニ附シ其答申ヲ採択シ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百二十二条第一項ニ該当スルヲ以テ同条所定ノ懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役八月ニ処スヘク尚ホ同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数九十日ヲ本刑ニ通算スヘク訴訟費用ニ付キ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年六月二十七日

新潟地方裁判所刑事部

裁判長判事 石田 弘吉 印
判事 水上 尚信 印
判事 堀切 順 印

⑤T Hリカ（新潟地方裁判所放火未遂被告事件昭和五年七月一九日判決・懲役二年執行猶予三年）

判決

本籍並住居 新潟県古志郡□□村大字□□俣□□□□□□

農

T H リカ
当六十五年

右者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付キ当裁判所ハ検事岩淵彰郎関与ノ上犯罪事実ノ有無ニ

付キ陪審ノ評議ニ附シ審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役二年ニ処ス

但シ三年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

陪審費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ノ夫民平カ明治三十八年頃T日好高ノ先代寅吉ヨリ□□村大字西□□字□□通称□□ノ田地約七反歩ヲ代金四百円ニテ買受ケ内金百円ヲ同年未払残三百円ヲ三ヶ年間ニ支払フコト代金未払ノ間ハ毎年利子及公課費用トシテ金五十八円宛ヲ支払フコトト定メ右田地ヲ耕作シ来リタルモ期間内更ニ代金ノ支払ヲ為サズ大正七年頃新潟県ヨリ自作農奨励金八百円ヲ借受ケ右代金ノ支払ヲ為シタル上売買燈記ヲ受ケタキ旨好高二申入レタル処約定期間経過ノ故ヲ以テ好高ヨリ右申出ヲ拒マレ其後大正十三年利息公課費用其他ノ支払金千余円ヲ取纏メテ借用金債務ニ改メタル上右耕地ヲ取戻サレ又民平カN O銀行T O支店ヨリ金千二百円ヲ借入金債務ノ弁済ヲ怠リタル為メ昭和五年二月十八日□□村大字西□□字□□通称□□水ノ田地四筆合計五反九畝二十四歩ヲ抵当競売ニ付セラレタルヨリT日好高二依頼シ好高ノ名義ヲ借り一時同人ニ競落シ貫ヒ置キタルモ取急キ競落代金ヲ調達シ得サリシ為同年二月末日頃競落ノ土地及外三筆ノ土地ヲ代金千三百三十五円五十錢ニテ好高二売却スルコトト為リ其代金ヲ以テ債権者銀行ニ対スル債務ノ弁済ニ充ツルコト及好高二対スル前示千余円ノ債務ノ弁済ニ代ヘ同村字□□二十六歩ヲ好高二譲渡シ右債務ヲ消滅セシムルコトノ協議調ヒ債権者銀行ヲシテ競売ノ申請ヲ取下ケシメタルモ民平ハ之カ

為メ耕地ヲ失ヒ従前ノ如ク耕作及養蚕ヲ為スヲ得サルニ至リタル為メ二男義敏ハ同年三月十四日北海道ニ出稼ヲ為スノ余儀無キニ至リタルヨリ被告人ハ好高ノ所為ヲ深ク恨ミ居タル処偶々同年四月十一日義敏ヨリ北海道モ面白カラス上京シテ働キタキ故旅費ヲ送金セラレタキ旨申来リタル手紙ヲ夫民平ヨリ読聞カサレ義敏ノ身上ヲ一入不憫ニ思ヒ同夜居宅炬燵ニ入り寝ニ就キタルモ午後十一時頃眼ヲ醒マスヤ義敏カ北海道ニ出稼キニ赴クノ余儀無キニ至リシハ畢竟好高二□□ノ田地ヲ買取ラレタル為メナリト思惟シ同人ニ対スル憤怨ノ情一時ニ激発シ寧口好高ノ居宅ニ放火シテ以テ其鬱憤ヲ霽ラサムト決意シ翌十二日午前一時過頃前示炬燵ヨリ炭火三個ヲ取出シ之ヲ乾燥セル雑巾用ノ古手拭ニ包ミ更ニ其ヲ古襦衣ニテ包ミ藁吹ヲ解キタル蓆ノ上ニ藁俵ノ三バヤシ二個ヲ置キタル上ニ之ヲ置キ右蓆ヲ巻キ其上ヲ藁繩ニテ二個所縛リ之ヲ携ヘ好高方居宅ト土蔵トヲ接続シタル渡廊下ノ床下ニ差入レ土蔵ノ軒下ニアリタル杉枯葉一把ヲ右蓆ノ傍ニ添置キ放火シタルモ間モ無ク好高妻マキノ発見消火スル所トナリタルタメ右蓆包ノ一部ヲ燃燒シタルニ止マリ住宅焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

右ノ事実ハ犯罪構成事実ノ有無ニ付キ陪審ノ評議ニ附シ其答申採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八条第百十二条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ未遂ナルヲ以テ同法第四十三条本文第六十八条第三号ニ則リ減輕ヲ為シ更ニ犯罪ノ情状憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六条第七十一条第六十八条第三号ニ依リ酌量減輕ヲナシ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役二年ニ処シ尚ホ被告人ハ 齡既ニ六十五歳ニ達シ判示ノ如ク犯情憫諒スヘキモノアリ傍改悛ノ情モ顯著ナルモノアルヲ以テ実刑ヲ以テ臨ムヨリ寧口刑ノ執行ヲ猶予スルヲ以テ相当ト認メ刑法第二十五条刑事訴訟法第三百五十八条第二

項ニ依リ三年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年七月十九日

新潟地方裁判所刑事部

裁判長判事	石田 弘吉 印
判事	水上 尚信 印
判事	堀田 順 印

⑥ S I 善次郎 (新潟地方裁判所殺人未遂被告事件昭和六年三月一八日判決・懲役六年)

判決

本籍並住居 新潟県南蒲原郡□□村大字□谷□□□□□□□□

農業

S I 善次郎

当三十七年

右ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事岩淵彰郎関与ノ上犯罪事実ノ有無ニ付陪審ノ評議ニ附シ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役六年ニ処ス

押収ニ係ル銃一挺ハ之ヲ没収ス

訴訟費用 (陪審費用ヲ除ク) ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ノ実父又次ハ新潟県中蒲原郡□□村大字□野□□□□□□□□ K K 禎太郎ヨリ昭和二年九月中三条区裁判所ニ金二百円ノ貸金請求ノ訴訟ヲ提起セラレ右訴訟ハ第一審裁判所ニ於テ右又次ノ勝訴トナリタルモ被告人ハ予テヨリ父又次ヨリ右ハ真実ノ貸金ニアラスト聞キ之ヲ信シ裁判力確定シタルモ被告人ハ予テヨリ父又次ヨリ右ハ真実ノ貸金ニアラスト聞キ之ヲ信シ居リ右禎太郎ニ対シ快カラス思ヒ居リタル折柄昭和五年十二月一日正午過頃右禎太郎カ三条区裁判所執達吏安中竹次代理山田農武一ト共ニ執行力アル右判決正本ニ基キ貸金二百円ノ元利金並ニ訴訟費用百十六円七十五錢ノ強制執行ノ為メ被告人肩書居宅ニ来リ先ツ山田執達吏代理力差押ヲ開始セントスルヤ被告人ハ台所炉辺ニ於テ右禎太郎ニ対シ「貸シモセ又金ヲ今日ハ心持好ク取りニ来タカ」ト難詰シタルトコロ禎太郎ハ「貸シタモ貸サナイモナイ裁判テ定タ金タカラ今日ハ皆取テ行ク」ト放言シタルヨリ被告人ハ憤激ノ余リ其場ニ在リタル刃渡約九寸ノ銃 (証第一号) ヲ右手ニ握リ禎太郎ニ斬付ケタル力其出血甚シキヲ見テ寧口同人ヲ殺害セント決意シ右銃ヲ以テ同所ニ於テ引続キ之ニ斬付ケ更ニ禎太郎力逃ケ出スヤ之ヲ追掛ケ居宅前約十間ノ箇所ニ到リ之ヲ突倒シタル上更ニ又斬付ケ因テ同人ニ左腕関節切断創、右手挫切創、其他頭部頸部左背部等十数カ所ニ切創及割創ヲ負ハシメタルモ急所ヲ外レタル為メ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

右ノ犯罪事実ハ該事実ノ有無ニ付陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照ラスニ被告人ノ判示所為ハ刑法第九十九条第二二三條ニ該当スルヲ以テ同條所定ノ有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役六年ニ処スヘク押収ニ係ル銃 (証

第一号)ハ本件犯罪供用物件ニシテ犯人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ則リ之ヲ没収シ訴訟費用ノ負担ニ付刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和六年三月十八日

新潟地方裁判所刑事部

裁判長判事 石田 弘吉 印

判事 水上 尚信 印

判事 高橋 良作 印

⑦KI傳助(新潟地方裁判所放火被告事件昭和六年六月二六日判決、脅迫・懲役一〇月)

判決

本籍及住居 新潟県西頸城郡□□村大字□□□□□□

漁業

KI 傳助

当三十一年

右者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役十月ニ処ス

訴訟費用(陪審費用ヲ除ク)ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和二年二月頃新潟県西頸城郡□□村F T藤田シモト内縁関係ヲ結ヒ、爾来同棲シ来リタルカ、シモカ被告人ノ父龜吉ト兎角折合悪シカリシ為メ、昭和五年七月遂ニ之ト離別スルニ至リ、シモハ同年九月上旬同村大字□□TN與太郎養子駿治ノ内縁ノ妻ト為リタルカ、被告人ハ其前後ニ於テ屢々シモト密会シ、其都度復縁ヲ迫リタルモ、シモノ之ニ応セサルヲ不満ニ思ヒ居タル折柄、昭和六年四月六日時祭ノ為メ其親族同郡□□村大字□□MY清太郎方ニ招カレ、其帰途同日午後十時三十分頃シモノ婚家タル右與太郎方ノ傍ニ差蒐ルヤ、急ニ嫉妬ノ念ニ駆ラレシモ等ヲ脅迫センコトヲ決意シ、與太郎方住宅表入口雁木内東側ニ掛ケアリタル藁製蓑ニ所携ノ燐寸ヲ以テ点火シ、以テ右住宅ヲ焼燬スヘキコト從テシモ等ノ身辺ニ危害ノ加ハルヘキコトヲ示シ同人等ヲ脅迫シタルモノナリ

右犯罪事実ハ該事実ノ有無ニ付陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ各刑法第二百二十二条第一項ニ該当シ一個ノ行為ニシテ數個ノ罪名ニ触ルル場合ナルヲ以テ同法第五十四条第一項前段第十条ニ則リ最重キシモノニ對スル脅迫罪ノ刑ニ從ヒ且懲役刑ヲ選択シ其刑ノ範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役十月ニ処スヘク、訴訟費用ノ負担ニ付刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

検事岩淵彰郎本件ニ関与ス

昭和六年六月二十六日

新潟地方裁判所刑事部

裁判長判事 石田 弘吉 印

判事 水上 尚信 印

判事 高橋 良作 印

⑧ED作太郎（新潟地方裁判所殺人被告事件昭和六年八月二一日判決・懲役八年）

判決

本籍 大分県北海部郡□□村大字□□
住居 新潟市□町通□番地NG盛一方

無職

ED作太郎

当四十七年

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事井上廣治関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役八年ニ処ス

押収ニ係ル角帯一本（証第一号）ハ之ヲ没収ス

訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ大正十五年八月頃ヨリ大阪市ニ於テ貸座敷ノ雇人トナリ一時他ニ転業シタルモ再ヒ昭和三年九月頃ヨリ同市住吉区□□町貸座敷業MMテイ方ニ番頭トシテ雇ハレ居リシカ大正十五年十一月頃以降同市西区□□町□丁目貸座敷業YNフテ方娼妓小鈴事NGミイヲ買ヒ馴染ミ殊ニ昭和四年五月夫婦約束ヲ為シタル後ハ毎月殆ト給料ノ全部ヲミイニ入揚ケ只管其歡心ヲ求メ夫婦トシテ同棲スルノ日ヲ待ち居タリ而シテミイカ愈々昭和六年五月二十一日日期明ケテ廃業シ同月二十三日新潟市□町通□番町実兄NG盛一方ニ帰郷スルヤ被

告人モ之ト共ニ同所ニ来リタルトコロミイカ帰来後兩三日被告人ト盛一方ニ起居シタルノミニテ爾来新潟市□町通□番町其実妹NGキヨ方ニ立越シ時ニ立帰ルコトアルモ親シク被告人ト言葉ヲ交ヘス之ヲ疎外スル風アリシカ為メ心中穏ナラサリシカ偶々同月二十八日午後六時三十分頃ミイカ右盛一方ニ立帰リ階下ニテ家人ト話シ居タルヲ二階表側六畳ノ間ニ呼寄セ其本心ヲ訊ネタルニミイニ於テ才前ミタイナ甲斐性ノ無イ人ニハ愛憎カツキタ今日限り縁ヲ切ル云々ト放言シタルトコロヨリ変心ヲ憤ルノ余リ寧ロ同女ヲ殺害セント欲シ直ニ之ヲ同所ニ押倒シ其場ニ在リタル角帯（証第一号）ヲ取テ其頸部ニ巻付ケ両手ニテ強ク之ヲ牽引絞搾シ以テ同女ヲ窒息ニ因リ即死セシメタルモノナリ

右ノ犯罪事実ハ陪審ノ評議ニ付シテ之ヲ認定シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ其範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役八年ニ処スヘク押収ニ係ル角帯一本（証第一号）ハ本件犯罪ノ供用物件ニシテ被告人以外ノ者ノ所有ニ属セサルヲ以テ同法第十九条ニ依リ之ヲ没収スヘク訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年八月二十一日

裁判長判事 石田 弘吉 印

判事 高橋 良作 印

判事 中兼 謙吉 印

⑩ H S G 信治（新潟地方裁判所殺人未遂被告事件昭和六年一月九日判決、傷害・懲役三年）

判決

本籍 新潟県東蒲原郡□□町大字□町□
住居 新潟県東蒲原郡□□町大字□町□□□□

雑業

H S G 信治

当四十二年

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事中村惣平関与ノ上犯罪事実ノ有無ニ関シ陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役参年ニ処ス

訴訟費用（但陪審費用ヲ除ク）ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ新潟県東蒲原郡□□町大字□町 H S G 文作ノ二男デ妻子ヲ有スル者デアアルガ昭和四年春ヨリ被告人方雇人同町字□町 S U イクヨト私通シタル結果家出ヲ為シ其間ニ S U 嚴彌（当二年）ヲ出産セシメテ同棲シ居リタルモ生活困難ニ陥リタルヨリ昭和六年七月十七日当時間借シ居リタル同町字□町 K T 豊藏方ニ於テ表面上別居スルコトトシ同日ヨリ被告人ハ同町字 K Y 屋旅館ニ止宿シ、イクヨハ其ノ姉ノ婚家デアアル同□町 K D 徳次郎方ニ身ヲ

寄セ居リタルトコロ、被告人ハイクヨヲ思慕スルノ情ニ堪ヘス同月二十七日午前九時過頃右 K D 方ニイクヨヲ訪ネ同所ニ於テイクヨニ対シ K Y 屋ニ来ル様勸メタルモ同人力之ニ従ハサリシヨリ変心セルモノト思惟シ憤怒ノ余リ同人ニ暴行ヲ加フル意思ヲ以テ所携ノ鉈ヲ以テ数回同人ニ斬リ付ケ其面部、頭部、両手等ニ約三週間ヲ要スル重傷及其他二十余个所ノ軽傷ヲ負ハシメタルモノナリ

右犯罪事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照ラスニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ懲役刑ヲ選択シ其刑期ノ範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役参年ニ処シ訴訟費用（但陪審費用ヲ除ク）ニ付刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年十二月九日

新潟地方裁判所刑事部

裁判長判事 石田 弘吉 印

判事 高橋 良作 印

判事 中兼 謙吉 印

⑪ H S G 信治（大審院傷害上告事件昭和七年四月四日判決・上告棄却）

昭和七年(レ)第一〇六号

判 決 書

本籍 新潟県東蒲原郡□□町□□□□□□

明治二十三年十二月十五日生

右傷害被告事件ニ付昭和六年十二月九日新潟地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ
本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告人上告趣意書ハ縷々陳述スル所アルモ其ノ要旨ハ本件公訴事実ニ依レハ被告人ハ妻子アル身分ナルニ拘ラス S U イクヨト密通シ家出ヲ為シ生活ニ窮シタル末合意上イクヨト別居シタルモイクヨヲ慕ヒ同女ノ我意ニ服従セサル所ヨリ変心セルモノト思惟シ憤怒ノ余リ同女ヲ殺害センコトヲ決意シ鉦ヲ以テ同女ニ斬付ケ重軽傷ヲ負ハシメタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシト云フニ在ルモ被告人ハ殺意ヲ以テ同女ニ斬付ケタルニ非サルハ勿論一時的的精神錯乱中ノ行動ナレハ無罪タルヘキモノナリ左レハ原判決ニ於テ被告人ニ対シ傷害ノ罪アリト認メタルハ重大ナル事実ノ誤認ナルノミナラス刑ノ量定モ重キニ失ス被告人ニハ妻アルモ家庭内ノ或ル事情ノ為有名無実ニ属シ妻ハ昭和四年三月中実家へ戻リ居ル有様ナレハ被告人カイクヨト私通シ家出シタルハ怨スヘキ事情存スルノミナラス被告人ハ平素品行ヲ慎ミ已ムヲ得サル場合ニ非サレハ飲酒セス今日ニ至ルマテ他人ト喧嘩口論シタルコトナク郷党ノ為聊カ努力シ町民ノ夫婦喧嘩ノ仲裁ヲ依頼セラレタルコトモアリ郡産業ノ大生命タル郡重要物産法ニ依ル木炭同業組合ノ創立ニ郡民有志ト協力シ又稚蚕共同飼育奨励同経済

的飼育講習会開催等ニ同志ト共ニ尽力シ郡養蚕組合奨励委員ニ挙ケラレタルコトモアリテ被告人ノ関係セル事業ハ一トシテ成就セサルコトナカリキ要スルニ被告人ハ結婚以來家庭の事情ノ為憂愁悲哀ノ中ニ幾歳月ヲ空過シタルモ本件犯行前マテハ社会ノ為相当ニ努力シ来リタルニ不図モイクヨト雑談中言辞ノ誤解ヨリ瞬間ニ逆上シ偶々鉦ヲ所持シ居リタル為本件ノ如キ惨事ヲ惹起シタルハ誠ニ恥シク今更後悔シ居ル次第ナレハ何卒事実審理ノ上寛大ナル御思召ヲ以テ体刑ニ非サル最軽ノ刑ニ処セラレンコトヲ懇願スト云フニ在レトモ原審ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタルモノナレハ原判決ニ対シテハ事実ノ誤認ヲ理由トシテ上告ヲ為スコトヲ得サルコト陪審法第百三条ノ規定ニ徴シ明ナリ左レハ論旨中原判決ノ事実ノ認定ニ誤認アリトスル部分ハ之ヲ採用スルコトヲ得ス又記録ヲ精査シ諸般ノ事情ヲ斟酌スルモ原判決ノ刑ノ量定ヲ目シテ甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アリト認メ難キヲ以テ爾余ノ論旨モ亦理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事平井彦三郎関与

昭和七年四月四日

大審院第二刑事部

裁判長判事 林 頼三郎

判事 横村米太郎

判事 尾佐竹 猛

判事 織田 嘉七

判事 沼 義雄

右臆本也

昭和七年四月六日

大審院第二刑事部

裁判所書記 鈴木喜一郎 印

①HG數一（新潟地方裁判所放火被告事件昭和六年二月一六日判決・懲役五年）

判決

本籍並住居 新潟県中魚沼郡□□町□□□□□□□□

機業

HG 數一

当三十六年

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事井上廣治関与ノ上判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ新潟県中魚沼郡□□町ニ居宅ヲ構ヘ同所ニ十数台ノ織機ヲ設備セル工場ヲ有シ機業ヲ営ミ居リシカ偶々昭和六年五月二十一日NH火災保険株式会社保険募集員TG謙治及同会社NO駐在員OA金四郎ヨリ火災保険加入方ノ勧誘ヲ受ケ即日右居宅工場機械及原料品等時価約四、五千元ノ物ニ対シ保険金額一万元ノ火災保険契約ヲ締結シ一ヶ年ノ保険料

六十円ヲ即時ニ払込ミ置キタル処同月二十七日午後九時過頃同町TG清助ヨリ雇人TG松五郎ヲ通シ五百余円ノ糸代金支払方ヲ督促サレ尚當時被告人ハ他ニ数千円ノ負債アリタルノミナラスTZ禎太郎ニ対シ同月末支払フヘキ三百余円ノ染料代金等モ都合付兼ネタルコト等ヲ種々焦慮シツ、同夜午後十一時床ニ就キタルカ翌二十八日午前二時頃眼ヲ醒シタル際数日前一万元ノ火災保険契約ヲ為シタルコトヲ思浮ヘ茲ニ右居宅工場等ニ放火シタル上之ヲ失火ノ如ク装ヒ保険金ヲ受取ランコトヲ決意シ直チニ台所ヨリ燐寸ヲ手ニシテ右居宅ニ階焚物置場ニ到リ同所ニ置キアリタル枯杉葉ノ束ニ右燐寸ヲ以テ放火シ因テ現ニ自己ノ家族及織工ノ住居スル右居宅及工場ヲ焼燬シタルモノナリ
当裁判所ハ本件犯罪構成事実ノ有無ニ付陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シ右犯罪事実ヲ認定シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八條ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処シ訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ依リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年十二月十六日

新潟地方裁判所刑事部

裁判長判事 石田 弘吉 印

判事 高橋 良作 印

判事 中兼 謙吉 印

⑫ EG長吉（新潟地方裁判所殺人未遂及傷害被告事件昭和七年一月二五日判決、傷害・懲役一年三月、殺人未遂・無罪）

判決

本籍並住居 新潟県東頸城郡□□村大字□島□□□□□□□□

農兼木挽職

EG 長吉

当二十五年

右ノ者ニ対スル殺人未遂及傷害被告事件ニ付当裁判所ハ検事中村惣平関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役壹年參月ニ処ス

訴訟費用（但陪審費用ヲ除ク）ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ予テ東頸城郡□□村大字□島□□□□木挽職KJ一一郎ニ弟子入りシ木挽職修業中、同人ノ仲介ニ依リ同人ノ妹ニ当ル東頸城郡□□村大字□□□□T辰藏ノ義妹Tトヨシオヲ妻トシテ迎フルコトヲ約シ昭和六年四月十三日結婚式ヲ挙ケ爾來事実上ノ夫婦トシテ肩書住所ニ同棲シ居リシモ右ヨシオハ病弱ナリトテ被告ノ要求ヲ拒ムコト屢ナリシ等兎角夫婦間ノ和合ヲ欠クニ至リ遂ニ同年九月二十七日離婚ト為リタルカ被告人ハヨシオヲ思慕スルノ情ニ堪ヘス其後親族□□KH政治並KJ喜代治ヲ介シテ右TT辰藏並KJ一一郎ニ対シ再三ヨシオノ復縁方ヲ交渉シタルニ其都度拒絶セラレタルヨリヨシオカ被告人ヲ嫌ヒ復縁

ヲ肯セサルモノト思惟シタルモ尚未練ヲ残シ一応ヨシオニ会ヒ直接復縁方ヲ交渉シ若シ応セサルトキハ同人ニ暴行ヲ加フル意思ヲ以テ同年十月二十六日午後四時前頃自宅ニ於テ不用ノ藁袋二個ニ多量ノ灰ト小石五、六個ヲ入レ以テ目潰用具二個ヲ拵ヘ且座敷道具棚ノ小箱ノ中ヨリ刃渡約三寸ノ小刀（証第十三号）ヲ取出シ之等ヲ携帶シテ同日午後七時頃前記TT辰藏方入口ニ至リ室内ノ様子ヲ窺ヒタルニヨシオカ内庭ニ於テ藁ヲ持チ何事カ労働ヲ為シ居レルヲ見受ケタルヲ以テ曾テヨシオカ自己ト同棲中ハ常ニ病氣ナリト称シテ自己ノ要求ヲ拒ミ居タルニ拘ラス実家ニ帰ヘレハ如斯労働ヲスルトハ何事ソ自己ヲ嫌ヒ最早復縁スルノ意思ナキモノト直感シ憤怒ノ余同人ニ対シ暴行ヲ加ヘント欲シ直ニ内庭ニ入りタルニ、ヨシオハ逃レテ茶ノ間炉端ニ至リタルヲ以テ之ヲ追跡シヨシオヲ目掛ケテ用意ノ目潰ヲ投ケ付ケ更ニ同所ニ於テヨシオヲ捕ヘ所携ノ小刀ヲ以テ同人ノ頭部其他ヲ數回突刺シ其際ヨシオヲ庇ヒタル同人ノ実母ヤスニ対シテモ其両手ニ斬付ケ、因テヨシオニ対シテハ右顱頂結節外七ヶ所ニ治療約二週間ヲ要スル創傷ヲ負ハシメ、ヤスニ対シテハ治療約十日間ヲ要スル創傷ヲ負ハシメタルモノナリ

右ノ事実ハ犯罪構成事実ノ有無ニ関シ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認定シタリ法律ニ照ラスニ被告人ノヨシオ及ヤスニ対スル傷害ノ所為ハ各刑法第二百四条ニ該當スルトコロ、右ハ一個ノ行為ニシテ二個ノ罪名ニ触ルル場合ニ係ルヲ以テ同法第五十四条第一項前段第十条ニ則リ犯情重キヨシオニ対スル傷害罪ノ刑ニ從ヒ懲役刑ヲ選択シ其刑期ノ範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役一年參月ニ処シ訴訟費用（但陪審費用ヲ除ク）ニ付テハ刑事訴訟法二百三十七条ヲ適用シ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

尚本件公訴事実中、被告人カ新潟県東頸城郡□□村大字□□KJ一一郎ニ於テヨシオヲ復

縁セシムルニ付尽力セサリシヲ憤リ一一郎ヲ殺害スルノ意思ヲ以テ昭和六年十月二十六日午後七時半頃(前記TT辰藏方ニ於ケル凶行後続テ)KJ一一郎方ニ到リ當時内庭ニ於テ靱摺中ノ同人ニ対シ御前ノ命ヲ貫ヒニ来タ覚悟ヲセヨト予テ用意ノ目潰ヲ投付ケ次テ同家外庭ニ在合セノ竹竿一本及割木一本ヲ順次ニ投付ケタルモ同人カ何レモ之ヲ避ケタル為メ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリトノ点ハ陪審ノ答申ヲ採扱シ之ヲ認ムルコトヲ得ス然レトモ右ハ判示犯罪事実(殺人未遂トシテノ起訴事実)ト連続犯ノ關係ニ於テ起訴セラレタルモノト認ムルカ故ニ特ニ此点ニ付無罪ノ言渡ヲ為サス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年一月二十五日

新潟地方裁判所刑事部

裁判長判事 石田 弘吉 印

判事 高橋 良作 印

判事 中兼 謙吉 印

⑬ SM三次(新潟地方裁判所放火被告事件昭和七年六月六日判決・懲役二年執行猶予三年)

判決

本籍並住居 新潟県北蒲原郡□□村大字□□月□□□□□□

農業

SM 三次

当二十四年

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事中村惣平関与ノ上審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役貳年ニ処ス

但シ本裁判確定ノ日ヨリ参年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

訴訟費用(陪審費用ヲ除ク)ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和三年頃ヨリ新潟県北蒲原郡□□村大字□□月□□SI忠三郎方ニ雇ハレ秋冬ノ間精米業ニ従事シ昭和五年ニ至リタルカ其間SI忠三郎カ碌々給料ヲ支給セサルヨリ生活ニ窮シ辞ヲ低ウシテ金員ノ交付ヲ求メタルコトアルモ同人ハ寧口過払ト為リ居ル旨申渡シ敢テ応スル気色ナキノミナス被告人一家ヲ扶養シ居ルカ如ク言ヒ触ラシ剩ヘ昭和六年八月頃被告人ニ対シ自己カ被告人一家ヲ食ハセテ置ク旨大言シタルヨリ被告人ハ痛ク憤慨シ居タリシモ忠三郎ニ対シテハ力及ハス詮方ナシト諦メ居タルトコロ偶々昭和七年二月二十六日朝方ヨリ風邪心地ニテ同大字自宅ニ引籠リ中前示忠三郎ノ所為ヲ想記スルニ及ヒ年来ノ積憤俄ニ発シ同夜就寝シタル後モ憤懣遣ル方ナク遂ニ夜陰ニ乗シ密ニSI忠三郎方居室ニ放火シテ之ヲ焼燬シ以テ鬱憤ヲ霽ラサント決意シ同夜十一時頃前示忠三郎方ニ到リ台所二人ノ気配ナキヲ視ヒ同家藁置納屋ヨリ藁束一把ヲ取り出シ来リ所携ノ燐寸ヲ以テ該藁束ノ穂先ニ点火シ之ヲ同家台所東側壁ノ土台下ニ押込ミ同所内側ノ薪置場ニ燃エ移ラシメントシタルモ燃焼ノ可否判明セサリシヨリ点火セル該藁束ヲ取り出シ更ニ燃エ易キ同所上方ノ萱屋根ニ接近セシメ該屋根ノ萱ニ燃エ移リタルヲ認ムルヤ再ヒ之ヲ藁ノ土台下ニ押込

工場ヲ燒燬シテ之ヲ失火ノ如ク装ヒ保險金ヲ騙取シ以テ負債ノ整理ヲ為シ該事業ヲ廢ムルニ如カスト決意シ昭和七年四月五日夜MJ謙治力宿直セル右工場ニ到リ其内部ニ在リタル藁ニ所持ノ燐寸ヲ以テ点火シテ放火シ因テ右工場二棟ヲ燒燬シタルモノナリ

右事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認定シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八條ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役七年ニ処スヘク訴訟費用(陪審費用ヲ除ク)ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年十月二十六日

新潟地方裁判所刑事部

裁判長判事 田邊高三郎 印

判事 高橋 良作 印

判事 中兼 謙吉 印

⑮ KD貞治(新潟地方裁判所放火被告事件昭和八年五月二九日判決・懲役一〇年未決勾留一五〇日算入)

判決

本籍 新潟県西蒲原郡□□村大字□鴻□□□□□□□□□□
住居 □□□□□□□□□□

農

KD 貞治
当四十八年

右者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ檢事中村惣平関与審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役十年ニ処ス

未決勾留日数中百五十日ヲ本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ(陪審費用ヲ除ク)被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ其祖父カ政事ニ没頭シ家産ヲ蕩尽スル等近來家運頓ニ衰ヘタル為メ肩書居宅ニ於テ小作農ノ傍西蒲原郡吉井町ノ大地主IIフユノ小作地管理人トナリ漸ク家計ヲ営ミ居ルモノニシテ昭和七年六月頃迄ノ間ニ於テ右II家ヨリ同郡□□村役場ニ公租公課金トシテ納入方委託セラレタル金二百余円ヲ生計ニ費消スル等ノ窮境ニ在リタルニ不拘生來賭博ヲ好ムカ為メ同年八月二十三日右II家ヨリ金二百三十二円余ヲ県税トシテ同村役場ニ納入方委託セラル、ヤ之ヲ拐帶シテ同月二十六日迄ノ間連日ノ如ク新潟市□町KJ五作方ノ賭場ニ出入シテ遂ニ其殆ト大部分ヲ失ヒ翌二十七日午前零時頃悄然トシテ帰宅シタルカ既に該県税納期切迫シ之カ弥縫策ニ付苦慮シタルモ全ク金策ノ見込立タサリシトコロ偶々當時居村□□村ニ於テハ小学校舎改築問題ニ関シ紛議ヲ生シ物情騒然タルモノアリ此際同村役場ニ放火シテ滞納金整理簿ヲ燒滅セシムルニ於テハ右県税不納ノ証跡湮滅シ一時ヲ糊塗シ得ルノミナラス世上校舎問題關係者ノ放火ナルカ如ク認メラレ檢挙ヲ受クルコト万無カルヘシト思惟セル結果茲ニ使丁KJ勇吉、農業技術員ED能武カ其一隅ヲ現ニ住居トシテ使

用セル同村役場間口九間奥行五間半木造瓦葺二階家一棟ヲ焼燬セント決意シ同日午前一時頃先ツ同村役場事務室内ニ忍入り滞納金整理簿ノ綴糸ヲ切斷シテ燃焼ニ便ナラシメタル上該建物ノ東南隅便所附近ニ木炭ノ空俵ヲ立掛ケ之ニ所携ノ燐寸ヲ以テ放火シ因テ右媒介物ヨリ同村役場建物ニ燃移ラシメ遂ニ之ヲ全焼セシメタルモノナリ

判示事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八條ニ該当スルヲ以テ其所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役十年ニ処スヘクナホ同法第二十一條ニ依リ未決勾留日數中百五十日ヲ本刑ニ算入シ訴訟費用ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七條ヲ適用シ仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年五月二十九日

新潟地方裁判所刑事部

裁判長判事 田邊高三郎 印

判事 高橋 良作 印

判事 河端 清 印

⑮KD貞治（大審院放火上告事件昭和八年一〇月二一日判決・上告棄却）

昭和八年（レ）第一一〇三号

判決書

本籍 新潟県西蒲原郡□□村大字□湯□□□□□□□□□□

住居 新潟県西蒲原郡□□村大字□湯

農

KD 貞治

当四十八年

右放火被告事件ニ付昭和八年五月二十九日新潟地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ
本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告人KD貞治上告趣意書ノ要旨ハ私ハ昭和七年八月二十六日午後十一時二十分新潟市□町KJ五作方ヲ出テ自動車ニ乗り同日午後十一時五十二分□□□□□□□□□□中野小屋ニ到着下車シ□□□□□□耕地整理道路ヲ通り翌二十七日午前零時三十分頃帰宅シタリ間モナク弟四止男モ出先曾根町ヨリ帰宅シタルカ同人ハ同町ヲ十二時ニ出テ帰宅スル迄約二十分ヲ要シタリトノコトナリ其ノ時私ハ便所ニ入り約十五分ヲ経タル頃自宅附近ヲ自動車力通り更ニ二十五分位ノ後自動車ノ人カ火事タ々々ト叫ビ呼鈴ヲ鳴ラシナカラ参リシヨリ□□□父伊和治ハ自宅ヲ飛出シ私ハ白ノ夏衣股引ノ上ニ山着ヲ着ケ百間位ヲ隔ツルSK庵ニ参リ庵ノ人ヲ呼び起シ釣鐘ヲ撞カセタリソノ中役場カ火事タトノコトナリシヲ以テ直ニ役場ニ参リタルカ其ノ時刻ハ同二十七日午前一時十分頃ニテ既ニ役場事務室ヨリ吏員等入口ノ辺迄燃エ居リタリソレヨリ附近道路ニ持出サレアリタル帳簿ヲ更ニ県道ニ搬出シ居タル際消防ノ人々来リ火事ヲ消止メタリ其ノ後私ハ二十八日ニ新潟ニ参リ三十日帰宅シタルカ其ノ帰途□□村耕地内ニテHG今次ニ出会ヒ同人ト共ニS熊太郎方ニ行キ作柄ノ話ヤ金融ノ話ナト致シ居ル際KS刑事カ参リタリ当時私ハS熊太郎ニ対シ放火ノ話ナト致シタル

コトナシ夫レヨリ同刑事事ト共ニ卷警察署ニ趣キ刑事警部補等ニ取調ヘラレタルカ元ヨリ放火ヲ為シタル覺ナキ故其ノ旨陳述シタルニ数人ヨリ打タレ又蹴ラレタリ斯ルコトハ十四日間ニ八回ニ及ヒ私ハ一時人事不省ト為リ調書ノ如キモ見タルコトナク唯其ノ末尾ニ氏名ヲ書キ捺印シタルノミナリ其ノ後檢事予審判事ノ取調ヲ受ケタル際私ハ警察調書ヲ否認シ刑事等ノ為傷ヲ受ケタルコトヲ申述ヘ置キタリ原判決ニハ私カ□□村役場事務室内ニ忍入り滞納金整理簿ノ綴糸ヲ切断シタル上東南隅便所附近ニ放火シタリトアルモ右事務室内ニ入ルニハ小使K丁勇吉ノ寢間ヲ通ラサレハ參ラレス當時事務室ハ暗黒ニシテ帳簿ノ所在モ明ナラス帳簿九冊ノ綴糸ヲ切りテ裏手ニ廻リ放火スルトセハ二時間以上ヲ要スヘク又丁Y運転手ハ役場ノ東北東角ヨリ五六尺渠道ノ方ニ燃エ始メ居タリト証言シ尚役場吏員小使等ノ不始末ヨリ発火シタルヤモ計ラレス之等曖昧ナル事實並時間ノ關係等御取調ヲ願ヒ度私ハ放火致シタル覺ハ更ニ無キ故無罪ノ御判決アリタシト云フ在リテ其ノ論旨ハ原判決ニ事實ノ誤認アルコトヲ主張スルニ帰着スルモ右ハ陪審法第百三条ニ依リ上告ノ理由ト為スコトヲ許ササル不適法論旨ナレハ之ニ付説明ヲ為スヘキ限ニ非ス論旨理由ナシ

弁護人山本猛之助上告趣意書原審判決ハ実驗法則ニ反シテ事實認定ヲナシタル違法アリ且其ノ理由ニ齟齬存ス被告カ放火行為ヲ為スニ至レル動機ニ関シ原判決ハ「同年八月二十三日右II家ヨリ金貳百參十二円余ヲ県税トシテ同村役場ヘ納入方ヲ委託セラルルヤ之ヲ拐帶シテ同月二十六日迄連日賭場ニ出入シテ其ノ大部分ヲ失ヒ翌二十日午前悄然トシテ帰宅シタルカ納税期切迫シテ之カ弥縫策ニ付苦慮シタルモ全ク金策ノ見込ミ立タサリシトコロ（中略）此ノ際同村役場ニ放火シテ滞納金整理簿ヲ焼滅セシムルニ於テハ右県税不納ノ証跡湮滅シ一時ヲ糊塗シ得ルノミナラス」（下略）ト云フ旨ノ記載アリ之ニ依ツテ見ル時ハ原

審ハ被告カ役場ニ放火シタルハ役場建物自体ノ焼滅ヲ直接ノ目的トシタルニアラスシテ税金滞納ノ事實ヲ糊塗スル為ニ滞納金整理簿ヲ消滅セシムルコトヲ直接ノ目的トシ該手段トシテ役場建物ヘ放火シ之カ焼滅ヲ企図シタルモノナリトノ判断ヲ為シタルコト明ナリ然ラハ被告カ犯行当夜直接目的タル滞納金整理簿ノ存在ヲ失ハシムルカ為ニハ役場建物ヲ焼滅セシムルノ已ムヲ得サル必要存シタリヤ否ヤノ事情ヲ考フルニ原判決ニハ「同日午前一時頃先ツ同村役場事務室ニ忍入り滞納金整理簿ノ綴糸ヲ切断シテ燃燒ニ便ナラシメタル上」ト記載シアリ之ニ依ツテ見レハ被告カ該役場内ニ忍入ルヤ容易ニ滞納金整理簿ヲ発見シ得タルモノトナスヘク然レハ被告ノ結局ノ目的ハ滞納金整理簿ノ焼滅ニアルヲ以テ被告ハ之ヲ役場外ニ携出シテ隠匿又ハ破棄スレハ足り被告ノ父伊和治カ村長トシテ管理ノ責任ヲ有スル役場建物ニ放火シテ之カ焼滅ヲ企図スルノ必要ハ毫モ存スルコトナシ滞納金整理簿ノ消滅ヲ目的トシテ役場建物ニ放火スルノ必要ヲ感スルハ該帳簿ノ存在場所ノ発見ヲ始メヨリ容易ナラスト想像スルカ或ハ現ニ探查スルモ発見ノ目的ヲ達シ得サル場合ナラサルヘカラス然ルニ原審カ被告ノ滞納金整理簿発見ノ事實ヲ肯定シナカラ該帳簿焼失ノ目的ヲ達スル為ニ役場建物ヲ焼滅セシムルコトヲ企図シ以テ放火行為ニ出テタリトナスハ人間心理ニ関スル実驗法則ニ反シテ事實認定ヲナシタルモノニシテ且理由齟齬ノ違法存スルモノト信スト云フニ在レトモ論旨中事實ノ誤認ヲ主張スル部分ノ理由ナキコトハ被告人KD貞治上告趣意書ニ対スル説明ニ依リ之ヲ了解スヘシ而シテ原判決ノ認定シタルトコロハ被告人ハ判示村役場ニ放火シテ滞納金整理簿ヲ焼滅セシムルニ於テハ県税不納ノ証跡湮滅シ一時ヲ糊塗シ得ルノミナラス當時紛議ヲ重ネ居タル小学校々舎改築問題ノ關係者カ放火シタルカ如ク認メラレ檢挙ヲ受クルコト無カルヘシト思惟シタル結果右役場建物ヲ焼燬セント決意

シ同役場事務室内ニ忍入り滞納金整理簿ノ綴糸ヲ切断シテ燃燒ニ便ナラシメタル上判示方
法ニ依リ該建物ニ放火シタリト云フニ在リテ単ニ被告人カ滞納金整理簿ヲ滅失セムコトヲ
唯一ノ理由トシテ放火シタリト為スモノニ非ルコト明白ナルノミナラス被告人カ判示事情
ノ下ニ放火ヲ敢行シタレハトテ実験則ニ反スル点アリトハ認め難シ然ラハ原判決ニハ所論
ノ如キ理由齟齬ノ違法アルコトナク論旨ハ理由ナシ
右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百六六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事平井彦三郎関与

昭和八年十月二十一日

大審院第三刑事部

裁判長判事(注、氏名上に棒線を引き、上部欄外に「削四字」の注記)

判事 横村米太郎

判事 草野豹一郎

判事 岸 達也

判事 日下部義夫

判事 横村米太郎

裁判長判事菰渕清雄ハ差支ニ付署名捺印スルコト能ハス

右臆本也

昭和八年十月二十一日

大審院第三刑事部

裁判長書記 長田 憲磨

⑰ KK 敬次 (新潟地方裁判所放火被告人昭和一二年二月五日判決・懲役五年未決勾留九

○日算入)

判決

本籍 新潟県三条市□□町□□□□□□

住居 新潟県三条市□□保□□□□□□

鍛冶職

KK 敬次

当四十四年

右ノ者ニ対スル放火被告人事件ニ付当裁判所ハ検事千葉律之関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコ
ト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

但シ未決勾留日数中九十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用 (但シ陪審費用ヲ除ク) ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ自己所有ニ係ル肩書居宅ニ於テ鼠捕器ノ製造業ニ従事シ来リタルカ近年營業不振
ノ為家計意ノ如クナラス資金調達ニ苦慮シ居リタル折柄NH動産火災保険株式会社トノ間
ニ前示家屋ニ付金九百円ノ火災保険契約ヲ締結シアルコトヲ奇貨ト為シ之ヲ燒燬シテ該保
険金ヲ詐取センコトヲ決意シ昭和十年六月二十六日午前七時半頃家人ノ不在ニ乗シ前示三

法律ニ照スニ被告人ノ判示事実ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役貳年ニ処スヘキトコロ情状ニ因リ同法第二十五条ニ依リ參年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十二年十一月二十五日

新潟地方裁判所刑事部

裁判長判事	増田 喜一 印
判事	鶴見 金治 印
判事	土井 王明 印

①9 YO眞一（新潟地方裁判所尊属殺人未遂被告事件昭和一五年六月一五日判決、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反・懲役二年）

判決

本籍並住居 新潟県中蒲原郡□□村字□□山□□

□□□□□□□□□□

農

YO眞一
当三十一年

右ノ者ニ対スル尊属殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事清田一郎関与ノ審理ヲ遂ケ判決

スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役二年ニ処ス

押収物件中証第一号（猟銃一挺）ハ之ヲ没収ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其ノ余ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ居常母スイ及弟員治等ト兎角和合セサリシモノナル処昭和十四年十一月中偶々斡旋スル者アリテ弟員治ヲ新潟市□□町A B辰次郎方へ婿入セシムルコトト為シ主トシテ自己ニ於テ交渉ノ衝ニ当リ該縁談略々成立シタルモ員治ニ於テ之ヲ喜ハス一旦承諾ヲ与へ居リ乍ラ之ヲ拒否スルヤ被告人ハ母及員治等ニ於テ徒ニ自己ヲ苦境ニ立タシムル為共謀シテ該縁談ヲ拒否シ居レルモノト思惟シ心中大ニ不満ヲ感シ居リタル折柄同年十二月五日肩書自宅茶ノ間ニ於テ右縁談ノ件ニ付母ト論争ヲ醸スヤ憤激ノ余尋常ノ手段ヲ以テハ到底其ノ翻意ヲ促スコト能ハスト為シ危害ヲ加フルカ如ク装ヒ実弾ヲ充填シタル猟銃（証第一号）ヲ母ノ傍ニ向ケ発射シ以テ母ヲ畏怖セシメテ脅迫シタルモノナリ

右犯罪構成事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ暴力行為等処罰ニ関スル法律第一条第一項刑法第二百二十二条第一項ニ該当スルヲ以テ所定刑中懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役二年ニ処スヘク押収物件中証第一号（猟銃一挺）ハ本件犯行ニ供セラレタル物ニシテ犯人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ依リ之ヲ没収スヘク訴訟

費用中陪審費用ヲ除ク其ノ余ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ從ヒ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十五年六月十五日

新潟地方裁判所刑事部

裁判長判事 増田 喜一 印

判事 川本彦四郎 印

判事 古山 宏 印

六 新聞報道に見る陪審公判

新聞報道は、水戸は「いはらき」、「東京日日新聞茨城版」、「東京朝日新聞」、「読売新聞」、「報知新聞」、「法律新聞」、「法律新報」、「常総新聞」、宇都宮は「下野新聞」、「東京日日新聞栃木版」、「東京朝日新聞栃木版」、「読売新聞栃木版」、前橋は「上野新聞」、「東京日日新聞群馬版」、「東京朝日新聞群馬版」、「読売新聞群馬版」、静岡は「静岡民友新聞」、「静岡新報」、「東京日日新聞静岡版・遠州版」、山梨は「山梨日日新聞」、「山梨毎日新聞」、「山梨民報」、「山梨民友新聞」、「山梨時報」、「峡中日報」、「甲州時報」、「東京日日新聞山梨版」、「東京朝日新聞山梨版」、「読売新聞山梨版」、長野は「信濃毎日新聞」、「東京日日新聞信州版・南信版」、「東京朝日長野版」、「読売新聞長野版・南信版」、新潟は「新潟新聞」、「新潟毎日新聞」、「新潟時事新報」、「北越新報」、「東京日日新聞新潟版」、「東京朝日新聞新潟版」、「読売新聞新潟版」などを中心として、

陪審公判に関する報道を収録した。

(注1) 広島・大阪控訴院管内における陪審裁判では、記事を全文収録したが、東京控訴院管内においては記事の量が余りにも膨大なので、事件の概要を作成し、事件掲載紙の目録を収録した。

(注2) 夕刊は、紙面上段欄外に表示された日付の前日に発行され、翌日の朝刊と一緒に配送された。したがって、同一日付でも、夕刊の報道が朝刊よりも時間的に早い記事となっている。

(注3) 新聞記事は、人名を除き旧漢字は常用漢字に置換えたが、仮名遣いは原文通りとし、句読点を付加して読み易くした。

1 水戸 陪審公判に関する報道

① AK虎四郎(放火未遂被告事件昭和三年一月一日判決、無罪)

○事件の概要 被告人AK虎四郎(四四)は、大正一五年二月一日、外二名と連帯して多賀郡□□村ST鶴吉から一五〇円を借り、返済期日の同年五月六日までに、それまでの利子を支払っただけでその余の支払をせず、昭和三年六月に至るまで鶴吉からしばしば厳重な催告を受け、心良からず思っていたが、同年七月一日頃更に猶予を求めると鶴吉の方へ行つたところ全戸不在であり、酪酊しているに乘じて不満の情が一時に爆発し、藁束を持ち出して出格子の下の羽目板に接しマッチを以て放火したが、火は羽目板の一部を燃やしただけで自然に消えた。

被告人は、警察・検事局・予審を通じて公訴事実を認めていたが、準備公判に至って公訴事実を否認した。審理の結果、陪審員は主問「放火未遂」に対して「然らず」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、無罪の判決を下した。

1 「東京日日」昭和3・10・30「あす水戸に陪審の裁き、東京からも専門家が出張」

- 2 「東京日日」昭和3・11・1夕「水戸に開かれた関東最初の陪審、裁きの席に堂々と」
- 3 「東京朝日」昭和3・11・1夕「東日本最初の陪審、けふ水戸に開かる…などの放火事件」
- 4 「東京日日」昭和3・11・1「陪審員大でき、缶詰の床へ、副産物まで持上った」
- 5 「東京日日茨城版」昭和3・11・1「綿服の陪審員列席し、きのふ陪審裁判開く」
- 6 「いはらき」昭和3・11・1「被告頑強に否認し審理夜に入るも尽ず裁判長のさばきは快刀」
- 7 「東京朝日」昭和3・11・1「鋭い質問に天晴れ陪審振り、けふ午前いよいよ答申」
- 8 「報知新聞」昭和3・11・1「陪審員陳述、関東最初（水戸）の放火未遂陪審公判」
- 9 「東京日日」昭和3・11・2夕「被告陪審員の顔色をよむ、検事二時間に亘り…意見を」
- 10 「いはらき」昭和3・11・2夕「被告の弁解は白白に近く明かに放火犯なりと断定検事正」
- 11 「報知新聞」昭和3・11・2夕「検事の論告に聞入る陪審員、放火未遂の続行公判」
- 12 「いはらき」昭和3・11・2「陪審員の答申然らずの三字に、裁判長は直ちに無罪宣告」
- 13 「東京日日」昭和3・11・2「答申通りに無罪の判決、明るい結果を収めて水戸の陪審裁判」
- 14 「東京日日茨城版」昭和3・11・2「陪審裁判のつき陪審員協議の結果、無罪の判決下る」
- 15 「東京朝日」昭和3・11・2「水戸の放火事件に陪審員無罪と答申感激にさう白となった被告」
- 16 「読売新聞」昭和3・11・2「水戸陪審裁判、無罪の判決、陪審員の総意で」
- 17 「報知新聞」昭和3・11・2「関東最初の陪審裁判で放火犯無罪となる天下の耳目を集めた水戸」
- 18 「いはらき」昭和3・11・3夕「案外少かった今度の陪審費用、費用は全部国庫負担」
- 19 「東京日日茨城版」昭和3・11・3「自由の大地を踏み虎四郎村へ帰る万歳と大書した吹き流しを」
- 20 「法律新報」昭和3・11・5「陪審初裁判傍聴記水戸地方裁判所に於ける放火未遂被告事件」
- 21 「法律新聞」昭和3・11・10「水戸地方裁判所の陪審裁判（無罪）」

22 「法律新聞」昭和3・11・13「水戸陪審裁判に対する二六子の批評」

23 「法律新報」昭和3・11・15「陪審初裁判傍聴記（承前）水戸地方裁判所：放火未遂被告事件は遂に無罪」

②FK徳太郎（尊属殺人未遂被告事件昭和三年一月二十九日決定、更新）

○事件の概要 被告人FK徳太郎（三九）は、七年前真壁郡□□村のTKあいを妻にしたが、母きせがつらく当たり、遂に夫婦の仲に一人の子があるに拘らず離別し、その後被告人があいとはしばしば密会しているのを知った両親は怒って、被告人に遠方に出稼ぎに行くよう勧め、被告人は娘のみどりと祖母はまを連れて大正一四年三月東京へ出かけた、一方、両親は被告人の留守中に財産の一部を被告人の弟金明に与えて分家させようとし、田畑三反二畝を金明名義に変え、昭和三年四月被告人が帰村するも財産を与えず、八月一三日夜金明方で両親が財産を残らず金明のものにする相談をしているのを立聴きして、憤怒のあまり父糸之助、弟金明に匕首をもって斬付け、更に弟の妻ふよにも斬付けたが、いづれも殺害するに至らず、自分も自殺を図ったが果たさなかった。

被告人は、予審では公訴事実を認めていたが、公判では父糸之助に対する殺意を否認し、弟金明および弟の妻ふよには殺意を以て斬り付けたと陪審公判廷で供述した。審理の結果、陪審員は、父糸之助については、主問「殺人未遂」に「然らず」、補問一「傷害」にも「然らず」、補問二「過失傷害」に「然り」と答申した。弟金明と弟の妻ふよについては、主問「殺人未遂」に対し「然らず」と答申した（補問はなし）。裁判長は、陪席判事と合議の上、答申は不当であるとして採択せず、陪審を更新して再陪審に付す決定を下した。その原因は、弟夫妻に対する殺人未遂は、被告人は公判廷で殺意を認めているのに、陪審員が同情

したのか「然らず」と答申したからである。

- 1 「いはらき」昭和3・11・28夕「本県第二回の陪審あす開廷、□□村の殺人未遂事件」
- 2 「東京日日茨城版」昭和3・11・28「けふ第二の陪審公判、前回に比して複雑な：事件」
- 3 「いはらき」昭和3・11・29「証人としての被害者親子は知らぬ存ぜぬ一点張」
- 4 「東京日日茨城版」昭和3・11・29「県下第二の陪審公判、きのふ水戸に開廷：傍聴席は大賑ひ」
- 5 「いはらき」昭和3・11・30「陪審員の答申不当と認められ陪審裁判やり直しとなる」
- 6 「東京日日茨城版」昭和3・11・30「不当と認められた陪審員答申書：再審に付すと決定」
- 7 「報知新聞」昭和3・11・30「被告が認めた犯罪まで否定、茨城の陪審員取替へ」
- 8 「法律新聞」昭和3・12・10「水戸の陪審やり直し」

③FK徳太郎（尊属殺人未遂被告事件昭和三年二月二四日判決、懲役四年）

○事件の概要 被告人徳太郎は、再陪審の公判廷において、父糸之助・弟金明・弟の妻ふよに対する殺意を否認した。審理の結果、陪審員は、父・弟・弟の妻に関する主問一・二・三「殺人未遂」に「然り」の答申をした。懲役七年の求刑があり、判決は懲役四年であった。

- 1 「東京日日茨城版」昭和3・12・15「徳太郎父に対する殺意否認、廿一日再陪審」
- 2 「東京日日茨城版」昭和3・12・21「けふFKの再陪審、選ばれる陪審員は？」
- 3 「東京朝日」昭和3・12・22夕「注目を引く殺人未遂の再審、けふ水戸裁判所で」
- 4 「報知新聞」昭和3・12・22夕「被告殺意を否認し、水戸の陪審裁判また難化」
- 5 「東京日日茨城版」昭和3・12・22「盲従してはいかぬと陪審員等に注意前回は懲りた裁判長」

- 6 「東京日日茨城版」昭和3・12・23「検事の論告鋭く、被告の陳述を反駁」
- 7 「東京朝日」昭和3・12・23「前の無罪は忽ち有罪、水戸の更正陪審に新陪審員：答申」
- 8 「読売新聞」昭和3・12・23「水戸の陪審裁判遂に有罪と決す、前回の答申とは正反対」
- 9 「報知新聞」昭和3・12・23「陪審員の答申通り有罪と決定、水戸の殺人未遂事件」
- 10 「東京日日茨城版」昭和3・12・25「徳太郎は懲役四年、裁判長諄々と説く」
- 11 「東京日日茨城版」昭和3・12・26「あきめくらの陪審員、卅二名中に二人推察されるその常識」
- 12 「東京朝日」昭和4・6・25「陪審判決に新判例、水戸の殺人未遂事件審査の結果」
- 13 「法律新聞」昭和4・1・10「水戸の更正陪審」

④TH富藏（放火被告事件昭和四年九月二七日判決、懲役二年六月）

○事件の概要 被告人TH富藏（六二）は、埼玉県猿島郡□□村OS島治（四八）と金銭上のことから喧嘩をして憤慨し、大正一五年五月一三日島治方に放火し同家を全焼させた。

被告人富藏は、警察および検事局では犯行を自白したが、予審廷では自白は警察の拷問によると犯行を否認した。審理の結果、被害者が放火犯は被告人と思うという証言のみで、保険金目的のような有力な状況証拠はなかったが、陪審員は主問「放火」に「然り」と答申し、懲役五年の求刑があり、判決は情状を酌量して懲役二年六月であった。

- 1 「東京日日茨城版」昭和4・9・25「放火陪審、証人と被告が法廷で怒鳴り合ひ」
- 2 「東京日日茨城版」昭和4・9・26「答申遂に然りで、放火陪審きのふ結審」
- 3 「東京日日茨城版」昭和4・9・28「放火の罪、富藏に懲役二年半の判決：温情の言渡し」

⑤NH清三郎（放火被告事件昭和四年一月二一日判決、懲役五年）

○被告人NH清三郎（四七）は、所有する西茨城郡□□町所在の住宅及精米所一棟並びに家屋内にある精米機に対し、保険会社との間に昭和三年三月二七日から一年を期として三千円の保険契約を結び、次いで右家屋内にある粉碎器その他の動産に同年一〇月一四日から一年を期として千円の保険契約を結んだが、借金に窮した結果、保険契約物を焼燬し保険金を得ようと企て、昭和四年三年午後一時頃（契約期間の切れる二時間前）、モーター油を浸した手拭いに点火し、居室梁上に積み重ねた空俵に放火し、保険金一八八〇円を詐取した。

被告人清三郎は、警察・検事局・予審では自白していたが、自白は警察の拷問によるものであると犯行を否認した。審理の結果、陪審員は主問「放火」に「然り」の答申をし、懲役六年の求刑があり、判決は懲役五年であった。

- 1 「いはらき」昭和4・11・8夕「拷問に依る虚偽の自白と徹頭徹尾犯行否認」
- 2 「東京日日茨城版」昭和4・11・8「放火犯人は猫、きのふ保険放火陪審」
- 3 「いはらき」昭和4・11・9「拷問した、せぬで法廷の大声ひ、弱点につけ入った」
- 4 「東京日日茨城版」昭和4・11・9「然りの答申に懲役六年求刑、保険放火陪審」
- 5 「いはらき」昭和4・11・9「陪審員も犯行を認め主問に然りと答申検事懲役六年を求刑す」
- 6 「かはらき」昭和4・11・12「陪審で騒いだ岩瀬の放火、懲役五年を言渡」
- 7 「常総新聞」昭和4・11・21「陪審の放火犯懲役五年の宣告立ち上がって裁判長をにらみつけ…上告」

⑥UD伊助（放火被告事件昭和五年九月二七日判決、懲役八年未決拘留一五〇日算入）

○事件の概要 被告人UD伊助（四六）は、苦しい財政状況にあつたが、火災保険金一万円の保険契約をしていた西茨城郡□□村所在の自宅を焼燬して保険金を詐取する目的を以て、昭和四年一月二八日午前二時頃、勝手からマッチを持ち出し、隣家ST友次の肥料小屋に放火し、仍つて以上の建物並びに隣接するST友次所有物置倉庫を焼燬した。

被告人は、警察および検事局では自白していたが、予審第二回目から自白を翻した。陪審公判では、自白は警察官の拷問によるものであると、放火の事実を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火」に「然り」と答申し、懲役八年の求刑があり、判決は懲役八年、未決拘留一五〇日算入であった。

- 1 「いはらき」昭和5・9・27夕「被告は徹頭徹尾放火を否認する、…放火事件陪審公判」
- 2 「いはらき」昭和5・9・28夕「菊地警部補証人台に立つ、被告と対質訊問」
- 3 「東京日日茨城版」昭和5・9・28「約四十分になたり検事の峻烈な論告：放火事件」
- 4 「いはらき」昭和5・9・29「陪審員会議の結果放火の事実を認む、直ちに懲役八年」

2 宇都宮 陪審公判に関する報道

①ON榮藏（尊属殺人未遂被告事件昭和三年二月二四日判決・懲役四年）

○事件の概要 被告人ON榮藏（三四）は、好人物であったが、被害者祖父勝藏（八三）は反対に冷酷無情で、日頃感情の疎隔を来して、風波の絶えぬのは是非のないことであつた、これがため勝藏は大隠居宅に、父母は中隠居宅に、榮藏は本宅にそれぞれ別居していたが、偶々昭和三年九月四日の夕刻、女優をしている榮藏の姪のONハル（二九）が東京から帰つたので、喜んだ勝藏が、村芝居を遣るから榮藏の家を貸せと村人を仲介に申込み、程経て

勝藏自身榮藏宅に来て、座敷を借りることを約束し、芝居の規模について談合したが、意見が合わず口論となった、榮藏は日頃祖父の冷酷苛遇に対し一方ならぬ怨嗟を抱いていたので甚だしく激昂したが、仲裁者にまかせて一先ず勝藏を帰し、感情が静まると同時に反抗したのは悪かったと悔い、早速勝藏宅に行つて懇ろに謝罪したが、勝藏はこれに取合わず、「殺すなら殺せ」と烈しく罵つたので、榮藏は再度の激昂に前後の思慮を失い、自宅から猟銃、短刀、菜切庖丁を携え来たつて、炉辺にいた勝藏を猟銃で狙撃し、左眼その他に重傷を負わせたが、殺害の目的を達しなかった。

被告人榮藏は、予審では殺意を認めていたが、公判準備において自白を翻して、殺意はなかったと主張した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人未遂の事実」(補問「傷害致死の事実」)に然りと答申し、裁判長は陪席判事と合議し、答申を採択した。検事は、懲役二年を求刑したが、裁判長は合議して、懲役四年を言渡した。

- 1 「下野新聞」昭和3・12・20「明日の初陪審、傍聴は四十名限、証人は十数名か」
- 2 「東京日日橋木版」昭和3・12・21「けふ本県最初の陪審裁判開かる本県に多い尊属殺傷未遂事件」
- 3 「下野新聞」昭和3・12・22夕「本県初陪審裁判、□□村祖父狙撃事件抽籤無して当選傍聴」
- 4 「国民新聞」昭和3・12・22夕「栃木の初陪審」
- 5 「下野新聞」昭和3・12・22「本県初陪審裁判、裁判長陪審員に説示被告予審を覆へす」
- 6 「東京日日橋木版」昭和3・12・22「大衆司法権参与の県最初の陪審公判」
- 7 「下野新聞」昭和3・12・23夕「第二回本件初陪審裁判、殺意があつての狙撃と検事正」
- 8 「下野新聞」昭和3・12・23「祖父狙撃陪審裁判、弁護士弁論と裁判長説示」
- 9 「東京日日橋木版」昭和3・12・23「殺人未遂かとの問に対し、陪審員然りと答申」

- 10 「東京朝日」昭和3・12・23「宇都宮も有罪、祖父傷害事件の答申」
- 11 「下野新聞」昭和3・12・25夕「初陪審村でも温和の青年だ、祖父は冷酷であつたと懲役四年の判決」
- 12 「下野新聞」昭和3・12・25「初陪審榮藏の判決確定は一月七日」
- 13 「東京日日橋木版」昭和3・12・25「懲役四年を言渡し、慈父の如く諭す、名裁判長」
- 14 「報知新聞」昭和4・6・29「然りの答申で懲役四年、栃木最初の陪審」

②NM龍三(殺人被告事件昭和四年七月一〇日判決、承諾殺人・懲役一年執行猶予三年)

○事件の概要 被告人NM龍藏(二八)は、跛者ではあるが性格は極めて温順かつ真面目で、印刷業を営み、昭和四年二月三日、KKくら(三〇)を娶り同棲したが、わがままで不真面目なのを嘆じていた矢先、同年三月八日、くら宛の封書が配達されたので不審を抱き、差出人用件等を聞いたが秘して語らず、越えて三一日は活動見物と称して終日帰宅せず、翌四月一日、くらは独り何事か苦慮し、家計のことから離別さては自殺のこと等、被告人に語つたので、被告人は情死を謀つたが、「あなたと死ぬのは嫌だ」とはねつけ、同夜九時頃同衾の後、更に痴言を繰返すので、被告人は遂に愛憎交々至り、翌午前一時頃、半ば冗談に「殺してみるか」と称しながら細紐を以てくらの首を絞めたが、くらは冷笑を以てこれに酬いたので、これを見た被告人は、憤激の余り咄嗟に殺意を決し、紐を締めて絞殺を遂げた。

被告人龍藏は、警察や予審では、殺意を以て絞め殺したと供述していたが、公判では被害者の承諾を得て殺したと主張した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に「然らず」、補問「承諾殺人の事実」に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合

議して答申を採択し、検事は懲役一年を求刑した。裁判長は合議し、懲役一年、執行猶予三年の判決を言渡した。

- 1 「東京日日橋木版」昭和4・6・29 「美妻殺し、陪審公判日、八、九と決定」
- 2 「東京日日橋木版」昭和4・7・7 「美妻殺し陪審公判、いよいよあす宮市裁判所で」
- 3 「下野新聞」昭和4・7・9夕 「熱愛した妻を絞殺のNM龍藏陪審公判」
- 4 「下野新聞」昭和4・7・9 「殺された女くらに付き証人供述、陪審裁判続報」
- 5 「東京日日橋木版」昭和4・7・9 「頼まれて締め殺したと、美妻殺しの印刷師」
- 6 「下野新聞」昭和4・7・10夕 「陪審員は被殺者の承諾を得て殺したと評決して答申」
- 7 「下野新聞」昭和4・7・11 「龍藏は承諾を得て絞殺したと認定、一年で三年の猶予」
- 8 「東京日日橋木版」昭和4・7・11 「美妻殺しに執行猶予の恩典、夢のやうだと被告泣く」

③HY芳夫（殺人被告事件昭和四年一〇月一四日判決・無罪）

○事件の概要 被告人HY芳夫（二九）は、兄喜代志（二八）が父母に対して不孝である許りでなく、時に反抗して乱暴を為し家の金品を無断で持ち出すこともあったりして、慨いていたところへ、昭和四年三月二一日午後四時頃、父母の留守中、喜代志がその出稼先から自宅に立戻り飲酒した上、擅に母が弟守夫（二〇）のために買ってきた布地その他物品を持出したので、取返し隠匿したのを、喜代志に感知され「悪戯したな覚えておれ」と面罵された時、被告人は寧ろ兄を射殺し自分も自殺して親の心配を除こうと決意し、旁らの柱に吊してあった父の猟銃を取り発砲した、弾丸は喜代志の頭に命中したが、喜代志は逃げ出したので、追跡して銃で殴打し、喜代志に右肩胛突起部等に散弾による盲管銃創、後頭部右

側耳部に裂傷を負わした。

被告人芳夫は、警察、予審では殺意を認めていたが、公判準備では夢中であつたと殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人未遂（一、銃で狙撃したる事 二、銃を以て殴打したる事）」に「然らず」と答申（補問「は無かつた」した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、無罪を宣告した。

- 1 「東京日日橋木版」昭和4・10・12 「実兄殺しは十四日陪審公判、本県で第三回目を開く」
- 2 「下野新聞」昭和4・10・13 「愈明日陪審公判、□□の兄狙撃事件、被告は中学四年生」
- 3 「下野新聞」昭和4・10・15夕 「試験休みで帰省して実兄を狙撃の陪審」
- 4 「下野新聞」昭和4・10・15 「実兄狙撃の陪審公判、…遂に無罪となる」
- 5 「東京日日橋木版」昭和4・10・15 「きのふ陪審公判で床しい兄弟の愛情」
- 6 「下野新聞」昭和4・10・16夕 「実兄狙撃の陪審公判、精神病性体質と荒木博士の鑑定」

④AZ足澤七之助（放火未遂被告事件昭和四年四月二〇日判決・無罪）

○事件の概要 被告人AZ七之助（三四）は、昭和二年中、豪農ST勝次郎方に雇われているうち、四女たけ（二四）と関係したが、昭和三年一月、たけがSK明方に嫁入りしたのを遺恨に思い、前後二十数回に亘り、明方に「たけには以前関係した男がある」等の手紙を出した、このためたけは昭和五年七月離婚されたが、更に再縁話が起つたので、この無情を恨み、同年一二月二〇日、二一日の両日、勝次郎方に放火したが未遂に終わった。

被告人七之助は、警察、予審までは放火を認めてが、公判では放火を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火未遂の事実」、補問「放火の事実」の何れにも「然ら

ず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議し、答申を採択して無罪を宣告した。

- 1 「東京日日栃木版」昭和6・4・14 「恋の放火未遂、廿日に陪審公判」
- 2 「下野新聞」昭和6・4・21 「恋のうらみから放火、七之助の陪審公判」
- 3 「東京日日栃木版」昭和6・4・21 「陪審員の答申で遂に無罪となる：放火事件公判」
- 4 「下野新聞」昭和6・4・22夕 「放火陪審裁判、七之助無罪、嬉泣きで退廷」

⑤TK七五郎（殺人被告事件昭和八年二月五日判決、傷害致死・懲役三年）

○事件の概要 被告人TK七五郎(四〇)は、昭和八年八月二十九日午後一時、酒気を帯びTK力三方に立寄った際、HY龜之助(四三)と些細なことから喧嘩し、仲裁人が入り一旦帰途に就き、翌三〇日午前一時頃、再び杉丸太を携えへて同所に至り、丸太でHYの左こめかみ部を強打し、頭蓋骨折・蓋腔内出血を生ぜしめ、九月二日、これが原因で化膿性脳膜炎を併発して死に至らしめた。

被告人七五郎は、警察、検事取調、予審では殺意を認めていたが、公判では殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に「然らず」、補問「傷害致死の事実」に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は懲役懲役三年の判決を言渡した。

- 1 「下野新聞」昭和8・12・5夕 「宮地方裁第五回目の陪審公判廷開廷、那須寺子の殺人」
- 2 「東京日日栃木版」昭和8・12・5 「三年ぶりの陪審、撲殺事件公判、きのふは証人調べ」
- 3 「東京朝日栃木版」昭和8・12・5 「三年振りの陪審傍聴席も超満員、□□村の殺人事件」
- 4 「読売新聞栃木版」昭和8・12・5 「大衆党員殺し高久、殺意を否認す、第五回陪審公判」

- 5 「下野新聞」昭和8・12・6夕 「寺子の陪審事件、証人十五名陳述」
- 6 「下野新聞」昭和8・12・6夕 「寺子陪審事件証拠調を終了、第二日目公判」
- 7 「下野新聞」昭和8・12・6 「大衆党殺し事件、午前から弁論続行、裁判長の説示に入」
- 8 「東京日日栃木版」昭和8・12・6 「陪審員の答申で傷害致死と決定、懲役三ヶ年と判決」
- 9 「東京朝日栃木版」昭和8・12・6 「懲役三年判決、殺人事件の陪審」
- 10 「読売新聞栃木版」昭和8・12・6 「陪審員殺意を認めず、TKに三年の言渡」
- 11 「下野新聞」昭和8・12・7夕 「寺子陪審事件、答申を採択して即決で懲役三年」
- 12 「下野新聞」昭和8・12・7 「寺子陪審事件、弁護士とも相談、上告の手続き中」

⑥OZ常男（尊属殺人被告事件昭和一〇年一月二六日判決・無罪）

○事件の概要 被告人OZ常男(三三)は、昭和九年九月二三日、予て不和の間柄であった実父良一(五二)が、午前二時頃、草刈鎌と鉈を持って、被告人常男の寢室を襲い、殺そうとしたが、ふと目を覚ました被告人常男は、これを逃れようとして、鎌を奪って実父を殺害した。

被告人常男は、警察署、検事取調、予審では、殺意を認めたが、公判では夢中であつて殺意はなかつたと否認した。審理の結果、陪審員は、主問「正当防衛超過の事実」に「然らず」、補問「心神喪失又は正当防衛の事実」に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議の上、答申を採択し、無罪の判決を言渡した。

- 1 「下野新聞」昭和10・1・26 「尊属傷害の陪審公判を開廷、満員の傍聴者を」
- 2 「東京日日栃木版」昭和10・1・26 「陪審公判、正当防衛か否か、実父殺し事件」

- 3 「東京朝日栃木版」昭和10・1・26 「親を殺した私、あの時は夢中、きのふの陪審公判」
- 4 「読売新聞栃木版」昭和10・1・26 「予審の供述を翻す、□□村の実父殺し陪審公判」
- 5 「下野新聞」昭和10・1・27 「□□村実父殺し陪審公判第二日目、心神喪失者で無罪」
- 6 「東京日日栃木版」昭和10・1・27 「陪審公判第二日正当防衛を採択実父殺し無罪感涙に咽ぶ被告」
- 7 「東京朝日栃木版」昭和10・1・27 「□□村の実父殺し陪審で無罪の判決」
- 8 「読売新聞栃木版」昭和10・1・27 「正当防衛なりやに陪審員の答申然り、実父殺し無罪」

⑦ S T 清三郎・同武雄（殺人教唆・殺人被告事件昭和十一年二月八日判決、殺人教唆無罪・殺人懲役四年未決勾留二五〇日算入）

○事件の概要 被告人 S T 清三郎（六三）は、S T 貞雄（三六）の実父、被告人武雄（三三）は、S T 貞雄の実弟であるが、貞雄が財産分与を要求して家内に紛争が起こり、殊に昭和一〇年、貞雄の妻が実家に帰り長男が生まれてから、貞雄が乱暴するようになり、昭和十一年二月八日、又もや争論となつて暴れる貞雄を家族総がかりで押さえつけ、被告人清三郎が「ぶっちゃえ」と叫ぶや、被告人武雄が唐鋏を振るつて貞雄を惨殺した。

被告人武雄は、公判において、公訴事実を認めたが、被告人清三郎は、懲らす積もりではあつたが、「ぶっちゃえ」とか何も言わなかつたと主張した。

審理の結果、陪審員は評議の上、被告人武雄に対する、主問「被告人等共同殺人の事実」に「然らず」、補問「武雄単独殺人の事実」に「然り」、別問「正当防衛の事実」に「然らず」、被告人清三郎に対する、主問「被告人等共同殺人の事実」に「然らず」と答申した。裁判長は陪審判事と合議して、被告人武雄および被告人清三郎に対する答申を採択し、被

告人清三郎に対しては無罪の判決を言渡した。続いて、検事は、被告人武雄に懲役七年を求刑し、裁判長は合議して、懲役四年・未決勾留二五日算入を言渡した。

- 1 「東京日日栃木版」昭和11・10・11 「殺人兄弟陪審、十六日宇都宮地方で」
- 2 「東京朝日栃木版」昭和11・10・11 「子殺し公判（宮市）」
- 3 「東京朝日栃木版」昭和11・10・22 「実子殺し公判、来月宮法廷で」
- 4 「東京朝日栃木版」昭和11・12・6 「本県の日大生殺し事件、陪審公判あす宮法廷で」
- 5 「下野新聞」昭和11・12・7 「□□の殺人事件、愈けふ第一回公判」
- 6 「下野新聞」昭和11・12・8夕 「呼び起こす□□惨劇、陪審公判開かる…まづ偏愛から訊問」
- 7 「下野新聞」昭和11・12・8 「ぶっちゃして仕舞へで、唐鋏で殴り殺す証人の陳述は区々」
- 8 「東京日日栃木版」昭和11・12・8 「□□村兄殺し」
- 9 「東京朝日栃木版」昭和11・12・8 「陪審員の答申は！きのふ一わたり事実審理終る」
- 10 「読売新聞栃木版」昭和11・12・8 「血の家庭争議を裁く、□□村実子殺し公判」
- 11 「下野新聞」昭和11・12・9夕 「田原惨劇公判明かに殺人罪構成、検事峻烈な論告」
- 12 「下野新聞」昭和11・12・9 「田原村惨劇公判咄嗟の出来事殺す意思は認めぬ、弁護人」
- 13 「東京日日栃木版」昭和11・12・9 「□□村殺人、懲役四年決定」
- 14 「東京朝日栃木版」昭和11・12・9 「陪審員の答申を採用、清三郎は無罪武雄に懲役四年」
- 15 「読売新聞栃木版」昭和11・12・9 「武男に懲役四年、清三郎は無罪、□□村殺人事件」
- 16 「下野新聞」昭和11・12・10夕 「寛大な判決に父子相擁して泣く清三郎は無罪、武雄は四年」

①OS平治（放火被告事件昭和四年九月一九日判決・懲役三年）

○事件の概要 被告人OS平治（六七）は、大工職の旁ら煙草小売業を営んでいたが、数年前FM清勸等から借受けた六百円程度の負債が返済できないので、昭和四年一月下旬、商売の元での工面が難しいので、煙草小売業を廃し、煙草元売捌所へ手持煙草を返して、代金約百十七円を受取ったので、自分の住家一棟に付き二千円及び土蔵一棟に付き千円の花火保険をしてきたNH共立火災保険（株）へ保険料を支払った外、更にTS火災海上保険（株）と前記家屋一棟に付き一千円及びND火災保険（株）と該家屋一棟に付き八百円並に動産に付き四百円の各火災保険契約を締結し、右保険金を詐取する目的で、二月七日夜二時頃、自宅仏壇の蠟燭一本に燐寸で火を点け、これを手にして、隣家のKJ金十郎方居室裏手の物置に行き、藁束に右蠟燭の火以て放火し、因って該物置、並にKJ金十郎、KT初藏の各住居、及び被告人方住居を焼燬した。

被告人平治は、警察から予審において自白していたが、警察の拷問によるとして、公判準備期日に犯行を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」に然りと答申した。検事は、同情ある論告の後、懲役四年を求刑した。裁判長は、陪審判事と合議して、懲役三年を言渡した。

- 1 「上毛新聞」昭和4・9・17「光輝ある初陪審、今十七日開かる、前橋地方裁判所」
- 2 「東京日日群馬版」昭和4・9・17「けふ開かれる初の陪審裁判、高崎の保険人詐欺放火」
- 3 「上毛新聞」昭和4・9・18夕「漲る緊張の裡に初の陪審開かる、放火か失火か注目」
- 4 「上毛新聞」昭和4・9・18「大凶面を背景に裁判長の取調べ、放火に関する供述を否認」
- 5 「上毛新聞」昭和4・9・18「陪審裁判続き、一通り片付く、証人十八名を喚問」

- 6 「東京日日群馬版」昭和4・9・18「本県最初の陪審公判第一日待ちに待たれた：民衆の裁き」
- 7 「上毛新聞」昭和4・9・19夕「注目集まる裡に陪審公判第二日：論告、愈々弁論開始」
- 8 「上毛新聞」昭和4・9・19「陪審裁判の弁論、第二日目愈々結末を告ぐ」
- 9 「東京日日群馬版」昭和4・9・19「本県最初の陪審公判第二日民衆の裁きによって放火なりと」
- 10 「上毛新聞」昭和4・9・20夕「初陪審の答申は事件を放火と裁く検事は懲役四年を求刑」
- 11 「上毛新聞」昭和4・9・20「光輝ある民衆裁判は被告に懲役三年、高崎市の花火事件」
- 12 「東京日日群馬版」昭和4・9・20「放火罪として懲役三年の言渡し、陪審員の答申採択」
- 13 「上毛新聞」昭和4・9・25「陪審裁判に不服で上告を申請す、放火犯の老犬工」

②KH玄次郎（放火及放火未遂被告事件昭和七年四月二三日判決・放火無罪・放火未遂懲役二年未決勾留九〇日算入）

○事件の概要 被告人KH玄次郎（五三）は、利根郡□□村に居住していたが、大正九年、居村SNてふ（五九）の亡父巳之助から五百円を借受け、翌大正一〇年一部を返済して残金百四九円となったが、その後、七〇円、八〇円と引き続き二回に亘って借金し、返済の途なく、昭和四年頃から仲違いになり反目が続いていた処、昭和六年一月、債権者てふから訴訟を提起され抗争中、同年一〇月初旬、借財のかたに農産物を差押えられ、競売に付されることとなったため、畑二反を提供して一先ず示談となって梟がついたが、被告人玄次郎は、てふの態度に激昂した結果、昭和六年一〇月一五日前三時頃、てふ方の土蔵に、半紙に石油を注いで放火を企てたが未遂に終り、更に、翌一六日午後一時頃、火繩に石油を湿らしてふ方屋根に放火した処、現場を通りかかったKH儀市に発見され誰何された

為め、その場に刻み煙草、石油と火縄を遺棄して逃走した。

被告人玄次郎は、警察、検事、予審において自首していたが、公判では、警察官から自首すれば返してやるといわれたので虚偽の自首をしたと主張して争った。審理の結果、陪審員は評議の上、主問第一の「放火の事実」に然らず（注、判決理由中で無罪）、主問第二の「放火の事実」に然りと答申した。検事は、懲役三年を求刑し、裁判長は、陪席判事と合議し、懲役二年、未決勾留九〇日算入の判決をした。

- 1 「東京日日群馬版」昭和7・4・20 「有罪か無罪か平和な山村の攪乱者だと被害者が却て村を逐はる」
- 2 「上毛新聞」昭和7・4・22 「第二回目の陪審けふ公判、利根郡放火未遂事件」
- 3 「東京日日群馬版」昭和7・4・22 「放火陪審裁判、愈々けふ開く沼田署司法主任も出廷」
- 4 「上毛新聞」昭和7・4・23夕 「?の放火事件、第二回陪審裁判へ、前橋地裁に開廷」
- 5 「上毛新聞」昭和7・4・23 「しどろもどろに放火を否認、ボロと石油瓶突きつけ訊問」
- 6 「東京日日群馬版」昭和7・4・23 「時々脱線して陪審員を苦笑さす放火の事実はキツパリ否認」
- 7 「上毛新聞」昭和7・4・24夕 「陪審員の胸裡は?然りか然らずか事件当夜被告の行動が謎」
- 8 「上毛新聞」昭和7・4・24 「謎の放火陪審裁判、放火現場から自宅へ足駄の跡点々」
- 9 「東京日日群馬版」昭和7・4・24 「下駄跡から犯人を認定、証人飯野駐在巡查の陳述」
- 10 「上毛新聞」昭和7・4・25 「陪審公判続行経過、玄次郎の放火は一点の疑の余地なし」
- 11 「東京日日群馬版」昭和7・4・26 「最初の放火然らず、二度目は然りと答申」
- 12 「上毛新聞」昭和7・4・27 「懲役二年、例の陪審事件の判決」
- 13 「東京日日群馬版」昭和7・4・27 「放火陪審事件、懲役二年の判決」

③ T M貞輔（放火被告事件昭和九年六月二八日判決・懲役一〇年未決勾留一八〇日算入）

○事件の概要 被告人T M貞輔（五二）は、菓子製造業の営業不振から、五千円の負債を生じ、一万一千余円の火災保険金に目を付け、昭和八年一〇月五日午前一時半頃、自宅作業場に火を点け、隣家数戸を全焼させた。

被告人貞輔は、警察、検事、予審において放火を自首していたが、準備公判において放火を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」に然りと答申した。検事は懲役一〇年を求刑し、裁判長は合議して、懲役一〇年、未決勾留一八〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日群馬版」昭和9・6・24 「三度目の陪審裁判、いよいよあす」
- 2 「上毛新聞」昭和9・6・25 「第三回目の陪審公判、廿五日前裁で」
- 3 「上毛新聞」昭和9・6・26夕 「絶対に放火でないと力を入れて否定、保険金詐取」
- 4 「上毛新聞」昭和9・6・26 「謎の練炭や鍋を陪審員に回覧、出火当時の模様…追及」
- 5 「東京日日群馬版」昭和9・6・26 「前橋放火事件の陪審公判開かるあくまで放火を否認」
- 6 「東京朝日群馬版」昭和9・6・26 「陪審裁判、無実を主張、前橋菓子屋の火事」
- 7 「読売群馬版」昭和9・6・26 「鋭く突ツ込まれしどろもどろ、T Mの陪審公判開く」
- 8 「上毛新聞」昭和9・6・27夕 「新内師匠の内妻が証人台に立つ…放火陪審公判第二日」
- 9 「上毛新聞」昭和9・6・27 「被告は涙声で陳述、法廷しんみり、放火陪審公判続き」
- 10 「東京日日群馬版」昭和9・6・27 「放火陪審公判、証人取調べ進む、T M、雇人の対立」
- 11 「読売群馬版」昭和9・6・27 「証人調べをT Mヂツと聴耳、放火事件公判第二日目」
- 12 「上毛新聞」昭和9・6・28夕 「T Mを取調べた前橋署員出廷放火自首までの経過を陳述」

- 13 「上毛新聞」昭和9・6・28 「宮崎検事の論告、放火と断じ峻烈、放火陪審公判続き」
- 14 「東京日日群馬版」昭和9・6・28 「前橋陪審公判、検事は放火と論告し、弁護士無罪を」
- 15 「東京朝日群馬版」昭和9・6・28 「興味の頂上へ、前橋の放火事件陪審」
- 16 「読売群馬版」昭和9・6・29 「然り然らずの一語、TMの運命懸る…きのふ最後の審判」
- 17 「上毛新聞」昭和9・6・29 「陪審員の答申遂に然り放火と認む、…公判の劇的場面」
- 18 「上毛新聞」昭和9・6・29 「TMあつさり服罪、懲役十年判決言渡し前に突如放火を自白して」
- 19 「東京日日群馬版」昭和9・6・29 「判決の下る間際に被告放火を自白求刑通り懲役十年の言渡」
- 20 「東京朝日群馬版」昭和9・6・29 「私が放火した、陪審員の然りの答申にへタへタと」
- 21 「読売群馬版」昭和9・6・29 「陪審員の答申然り、TMに懲役十年、満廷肅として」

④OZ一直(尊属監禁致死被告事件昭和一〇年一月三〇日判決・懲役三年未決勾留六〇日算入)

○事件の概要 被告人OZ一直(四三)は、実母りん(当時六八)が、強度のヒステリー症に罹り、乱暴を働いたため、遂に昭和一〇年八月三日、りんを蒲団捲きにして麻縄で縛りつけ放置したところ、翌朝死亡した。

被告人一直は、警察署における検事の取調に対しては、殺意を認めていたが、その後は検事、予審、公判準備では殺意を否認していた。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「尊属監禁致死の事実」に「然り」と答申した。検事は、「被告の現在の心情に掬すべきものあり」として、懲役三年を求刑した。裁判長は合議して、求刑通り、懲役三年、未決勾留六〇日算入を言渡した。

- 1 「上毛新聞」昭和10・11・30夕 「狂母殺し、窒息か心臓麻痺か、陪審公判開く」
- 2 「上毛新聞」昭和10・11・30 「被告は急所を巧みに外らして陳述、…陪審公判第一日」
- 3 「東京日日群馬版」昭和10・11・30 「実母殺し陪審公判、被告殺意を否認…予審の陳述を翻す」
- 4 「東京朝日群馬版」昭和10・11・30 「布団蒸しを実演し、頭から殺意を否認予審の申立を翻へす」
- 5 「読売群馬版」昭和10・11・30 「色蒼ざめたOZに陪審員席の沈黙、注目の第一回公判」
- 6 「上毛新聞」昭和10・12・1夕 「証言食ひ違ひ遂に証人対決…狂母殺しの陪審公判」
- 7 「上毛新聞」昭和10・12・1 「無罪論を主張、陪審公判弁論に入る」
- 8 「東京日日群馬版」昭和10・12・1 「被告が殺したと陪審員の答申採択さる…公判終る」
- 9 「東京朝日群馬版」昭和10・12・1 「主問・死亡させたかに陪審員然りと答申、懲役三年」
- 10 「読売群馬版」昭和10・12・1 「注目の陪審員答申然り！監禁致死、OZに懲役三年判決」
- 11 「上毛新聞」昭和10・12・2夕 「監禁致死と決し三年の懲役、母殺し陪審公判終る」

⑤SN伯美(殺人被告事件昭和一二一年四月八日判決、傷害致死・懲役六年未決拘留二五日算入)

○被告人SN伯美(三三)は、昭和一〇年一〇月頃、織布女工KK秀子(二四)と関係を結んだが、同年一月頃、秀子がIN茂平(二四)と婚約していることを聞いた、しかし昭和一年九月頃になって、秀子はINと手を切り伯美と婚約した処、同年一月茂平が除隊し、同年一二月六日秀子をめぐり喧嘩となり、同年一二月一二日午後八時半頃、被告人は自宅から小刀を持ちだし、秀子、茂平が睦まじく語らい行く姿を見て後をつけ、下植木粕川付近で、両名を殺して自殺しようとして、茂平の頸部を刺し、更に秀子の頸部背部を刺し全治二

週間の負傷を与え、更に茂平の動脈を切断し、同人を粕川に投げ入れて死体を水中に捨てた。

被告人伯美は、検事調べ、予審では、茂平と秀子に対する殺意を認め、公判準備で茂平に対する殺意を否認した。陪審公判では、秀子に対する殺意も否認したが、既に公判準備で自白しているので、茂平に対する殺人のみ陪審の評議に付された。審理の結果、陪審員は、主問「殺人の事実」に「然らず」、補問「傷害致死の事実」に「然り」と答申した。検事は、茂平に対する傷害致死、並びに通常公判手続による秀子に対する殺人未遂および死体遺棄について、懲役一二年を求刑した。裁判長は、陪審判事と合議して、茂平に対する、死体遺棄については無罪、傷害致死については懲役六年・未決勾留二五日算入、秀子に対する殺人未遂は傷害と認定して、懲役二年、未決勾留二五日算入と判決した。

- 1 「上毛新聞」昭和12・4・7 「恋仇殺しの陪審公判、問題は殺意の有無」
- 2 「上毛新聞」昭和12・4・7夕 「裁判長の追究微細、凄惨な兇行当時：陪審公判」
- 3 「東京日日群馬版」昭和12・4・7 「恋仇除隊兵殺し陪審公判、予審の供述を翻し」
- 4 「東京朝日群馬版」昭和12・4・7 「殖蓮の恋仇殺し、三年ぶりの陪審公判」
- 5 「読売群馬版」昭和12・4・7 「殺人か傷害致死か、けふ十二名の決、注目の陪審公判」
- 6 「上毛新聞」昭和12・4・8夕 「秀ちゃんの証言、SNとの婚約など真ッ赤な嘘です」
- 7 「上毛新聞」昭和12・4・8 「陪審第二日、傷害致死か殺人罪か、検事論告に入る」
- 8 「上毛新聞」昭和12・4・8 「喧嘩の機みの兇行、殺意はなかった、關口弁護士弁論」
- 9 「東京日日群馬版」昭和12・4・8 「検事の殺人論に対し、陪審員傷害致死と断ず」
- 10 「東京朝日群馬版」昭和12・4・8 「殺人か傷害致死か、果して殺意があったかどうか？」

- 11 「読売群馬版」昭和12・4・8 「陪審員初の然らず、恋仇殺人に殺意を認めず」
- 12 「上毛新聞」昭和12・4・9夕 「答申然らず、傷害致死と断定、検事十二年を求刑」
- 13 「上毛新聞」昭和12・4・9 「傷害致死と傷害で懲役八年の判決、恋仇殺し」
- 14 「東京日日群馬版」昭和12・4・9 「除隊兵殺し、傷害致死六年と傷害二年の懲役」
- 15 「東京朝日群馬版」昭和12・4・9 「傷害致死、殺人未遂で八年、陪審公判々々決」
- 16 「読売群馬版」昭和12・4・9 「傷害致死で八年、注目の恋仇殺し判決(死体遺棄無罪)」

⑥HY竹三郎（放火被告事件昭和一六年一〇月三〇日判決・無罪）

○事件の概要 被告人HY竹三郎（五六）は、昭和八年五月被告人の居村NM雅明（四八）方から発火して住宅を焼いた火事騒ぎがあった際、NMは被告人が放火したと村民に言い触らしたので、被告人はNMを恨み、昭和一〇年三月二八日夜、NMの木小屋にマッチで放火して住宅を焼いて恨みを晴らした、その後昭和一六年四月二日に至り、NM方に差出人不明の脅迫文が舞い込んだ際も、NMは犯人は被告人であると言いつつ触らしたので、癪で堪らなかったもので、手紙の脅迫人が他に存在している折りだから、自分が犯人とは思われな

いと考え、同年四月四日夜、NMの木小屋に再度放火した。

被告人竹三郎は、警察、検事、予審判事の前では、放火を自白していたが、準備公判で初めて否認した。審理の結果、陪審員は合議の上、主問第一・第二の「放火の事実」に「然らず」と答申した。裁判長は陪審判事と合議して、答申を採択し、無罪を宣告した。

- 1 「上毛新聞」昭和16・10・27夕 「脅迫文に便乗して二度目の放火、あす六回目の陪審」
- 2 「東京日日群馬版」昭和16・10・28 「放火陪審公判けふから前橋地裁で」

- 3 「上毛新聞」昭和16・10・29夕「陪審公判、犯行を全然否認、□□村の放火事件」
- 4 「上毛新聞」昭和16・10・29「証言は有利、放火の陪審公判」
- 5 「東京日日群馬版(一)」昭和16・10・29「放火陪審公判」
- 6 「東京日日群馬版(二)」昭和16・10・29「証言は被告に有利、放火陪審公判開く」
- 7 「読売群馬版」昭和16・10・29「虚偽の自白と陳述、放火事件の陪審公判」
- 8 「上毛新聞」昭和16・10・30「法廷の村の風評、被告に有利、放火公判、村人の証言」
- 9 「東京日日群馬版」昭和16・10・30「けふ注目の答申、放火陪審事件公判」
- 10 「読売群馬版」昭和16・10・30「相反する二様の証言、放火陪審公判、けふ注目の断」
- 11 「上毛新聞」昭和16・10・31夕「真犯人は春山、市嶋検事、環境には同情、罪は罪」
- 12 「上毛新聞」昭和16・10・31「答申は然らず、直に無罪判決」
- 13 「東京日日群馬版」昭和16・10・31「遂に無罪の判決、放火陪審公判終る」
- 14 「読売群馬版」昭和16・10・31「放火公判無罪の判決下る、陪審員然らずと答申」
- 15 「上毛新聞」昭和16・11・1夕「春山無罪となり、他に真犯人、□□村放火の新捜査」

4 静岡 陪審公判に関する報道

① A Y 百一・同萬之助(殺人被告事件昭和三年二月二日判決、百一・殺人懲役一〇年、萬之助・傷害致死懲役三年)

○事件の概要 被告人A Y 百一(二八)は、かねて兄弟分であるD T 甚助(二七)が服罪中、甚助の代理人H D 長太郎を殴打したことがあるので、甚助は被告人百一の仕打ちに立腹していた処、昭和三年八月一日保釈出獄したその日、やや酒気を帯びて百一方に至り、百助を追詰め、携えた兇器を以て甚助を即死させた。

被告人百一は、陪審公判廷において、直ちに自首したことを認めたが殺意は否認し、被告人萬之助は殺人の共謀及び殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、被告人百一については、主問「共謀殺人の事実」は「然り」、補問一「単独殺人の事実」は「然らず」、補問二「傷害致死の事実」は「然らず」の答申をし、被告人萬之助については、主問「共謀殺人の事実」は共謀の点は「然り」、「殺人の事実」の点は「然らず」、補問二「傷害致死の事実」は「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、百一に対し懲役一二年、萬之助に対し懲役五年を求刑し、裁判長は、百一に懲役一〇年、萬之助に懲役三年を言渡した。

- 1 「静岡民友」昭和3・12・5「静岡で始めての陪審準備公判、けふ非公開で開廷」
- 2 「静岡民友」昭和3・12・18「静岡の陪審公判、東京から視察牧野大審院長と和仁控訴院長一行」
- 3 「静岡新報」昭和3・12・18「本県最初の陪審裁判、愈々廿日に開廷、傍聴席は二百枚」
- 4 「静岡民友」昭和3・12・20「如何に裁かれるか、親子の沖仲人夫殺し静岡地方裁判所に始めて」
- 5 「東京日日静岡版・遠州版」昭和3・12・20「本県で始めての陪審裁判愈々けふ沖仲仕殺し事件」
- 6 「静岡民友」昭和3・12・21夕「親子二人を被告に本県最初の陪審裁判傍聴席一杯のいきれ」
- 7 「静岡新報」昭和3・12・21夕「沖人夫殺害した父子を被告として開かれた初の陪審公判」
- 8 「静岡民友」昭和3・12・21「証人は何れも万之助に不利の証言をなす…昨日の陪審公判」
- 9 「静岡新報」昭和3・12・21「村松警部補を筆頭に、十三人の証人調べ…静岡最初の陪審公判」

- 10 「東京日日静岡版・遠州版」昭和3・12・21「きのふ記念すべき初の陪審公判、沖仲仕殺し」
- 11 「静岡民友」昭和3・12・22夕「親子共謀で殺害、但し殺意は認めず萬之助を傷害致死」
- 12 「静岡新報」昭和3・12・22夕「評決遂に決せず、陪審員一夜缶詰となる」

13 「東京日日静岡版・遠州版」昭和3・12・22「陪審員答申は全部採用さる本県初の陪審裁判」

(注)①事件については、橋本誠一『在野「法曹」と地域社会』(法律文化社・二〇〇五年三月)には、「第一部 弁護士鈴木信雄と近代地域社会」・第五章「陪審裁判」の項目があり、「2 静岡県で最初の陪審裁判」の項目を立て(初出は、橋本誠一「弁護士鈴木信雄と近代地域社会」(二)、『法政研究 静岡大学』第5巻第3・4号、二〇〇一年三月)、新聞報道に基づき詳細に紹介している。しかし、判決については、「裁判長が、被告人Aに懲役一〇年、Bに懲役五年の判決言渡を行った。」と記述しているが、Bは懲役三年である。

②TM喜三次(放火未遂被告事件昭和四年三月六日判決・無罪)

○事件の概要 被告人TM喜三次(六三)は、不動産約三万円を所有していたが、湯屋の営業不振から銀行への利息払いが滞り、妻も病気等により、これらに対する金銭の不足を感じ、五千円の保険金を詐取するため、昭和三年一月十七日夜一二時過ぎ、被告人所有の清水市□□町所在HD金次郎方居宅の裏便所と風呂場との間に消炭と油の浸み古綿とを以て放火したが、夜警が発見して消止められ、放火未遂に終わった。

被告人は、陪審公判で、警察・検事局・予審における自白を、全部翻して公訴事実を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火未遂の事実」、補問「HD金次郎外一名が家賃を支払わないので立ち退かすため放火の装置をして脅迫した」のいずれも「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、無罪の宣告をした。

1 「静岡民友」昭和4・3・6夕「被告TMは飽迄犯行否認、…興味ある第二回陪審公判」

- 2 「静岡新報」昭和4・3・6夕「女師生徒を初め傍聴席はぎつしり…老人放火未遂事件」
- 3 「静岡民友」昭和4・3・6「兎に角被告TMは評判の良い男…昨日の静岡の陪審公判」
- 4 「静岡新報」昭和4・3・6「半日に証人十一人を矢継ぎ早に訊問、老人の放火未遂」
- 5 「東京日日静岡版・遠州版」昭和4・3・6「一語も聞き洩さじと陪審員が緊張す」
- 6 「静岡民友」昭和4・3・7夕「被告に何れも不利な証言…放火と検事は論告」
- 7 「静岡新報」昭和4・3・7夕「鑑定人三人の陳述は悉く被告に不利、午前中証人調べ」
- 8 「静岡民友」昭和4・3・7「清水の放火事件被告TMに無罪の判決…然らずと陪審員答申」
- 9 「静岡新報」昭和4・3・7「弁護士と検事、三時間余の大論争…答申通り無罪の判決」
- 10 「東京日日静岡版」昭和4・3・7「放火か否か、法廷稀に見る大論戦、陪審員の評議」
- 11 「東京日日遠州版」昭和4・3・7「証言は被告に不利、きのふの陪審公判」
- 12 「東京日日静岡版・遠州版」昭和4・3・8「陪審員の答申が採用されて無罪第二回の陪審裁判終る」

③KGふみ(殺人死体遺棄被告事件昭和四年四月一八日判決、保護責任者遺棄致死・懲役一年執行猶予二年)

○事件の概要 被告人KGふみ(二二)は、昭和二年二月以来東京市本郷区□□町の従妹よしの縁付先であるKB軍治方に同居中、軍治と私通して妊娠し、昭和三年三月以来月経を見ず、独りその処置に窮していたが、同年一月一九日姉ふさの縁付先である静岡市ID徳太郎方に来たり、翌二二日夕刻より産氣を催し、同夜午後一時頃、徳太郎方便所内に男児を分娩したが、これをその俵に放置して該嬰兒を殺害した。

被告人は、初めから殺意を否認していたので、陪審公判に付された。審理の結果、陪審

員は、主問「殺人の事実」に「然らず」、補問「保護責任者遺棄致死の事実」に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、同情すべき案件であるから懲役一年に相当の執行猶予を願いたいと論告求刑し、裁判長は、懲役一年執行猶予三年の寛大な判決を下した。

- 1 「静岡民友」昭和4・4・16 「川辺の嬰兒殺し被告事件、KGふみを陪審裁判に」
- 2 「静岡民友」昭和4・4・17 「故意か過失か、美人の嬰兒殺し事件注目される一八日の陪審公判」
- 3 「静岡民友」昭和4・4・19夕 「モガ法廷に立てば陪審裁判早くも満員嬰兒殺し事件」
- 4 「静岡新報」昭和4・4・19夕 「嬰兒殺し事件陪審裁判開かる中年の婦人も交って傍聴席満員」
- 5 「静岡民友」昭和4・4・19 「ヨ、と泣崩れたふみ、人情味タツプリーな裁き」
- 6 「静岡新報」昭和4・4・19 「羞恥心が導いた同情すべき犯罪：同情ある検事の弁論」
- 7 「東京日日静岡版」昭和4・4・19 「主問然らずと有利な証言、被告もありがた涙」

④ MN金太郎（放火被告事件昭和四年六月一日判決・懲役八年）

○事件の概要 被告人MN金太郎(四三)は、田方郡□□村において、兄與一の旅館営業を引継ぎ、兄がその建物及び土地等を抵当としてKS(株)より借入れた千五百円の負債も引受けたが、営業不振のため、その支払いを為すことが出来ず、抵当権実行に因る競売を申立てられ、同社が競落し立退きを請求したが、これに応じないため訴訟となり、被告人敗訴の判決が確定した。そこで同社は、昭和三年一月二二日右判決の強制執行をしたところ、被告人は右建物に對し七千円の火災保険契約を締結してあるのを聞知していたので、右建物が焼失すれば保険金を以て債務を支払い、宅地等は被告人の手に帰るものと信

じて、過失に因るものの様に装い、同建物を焼燬しようとして決意し、昭和三年二月一日午後一時頃、右封印を破棄して同建物に放火して同家階上を焼燬した。

被告人は、警察、検事局、予審では自白していたが、自白は警察の拷問によるとして、公判では公訴事実を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、放火に對して懲役八年、封印破棄（通常公判）には罰金六〇円を求刑し、裁判長は、求刑通り懲役八年、罰金六〇円を言渡した。

- 1 「静岡民友」昭和4・6・12 「けふ開廷の陪審公判、MN金太郎に係る放火被告事件」
- 2 「静岡新報」昭和4・6・12 「□□の放火、けふ陪審裁判、被告は徹頭徹尾否認」
- 3 「静岡民友」昭和4・6・13夕 「被告は極力放火事実を否認、証人は被告に不利の証言」
- 4 「静岡新報」昭和4・6・13夕 「□□温泉の放火事件、陪審公判開かる傍聴席は陪審員候補者」
- 5 「静岡民友」昭和4・6・13 「放火を事実と認め主問然りの答申、司法権擁護のため」
- 6 「静岡新報」昭和4・6・13 「面裏れのした被告の妻、幼児を負ふて出廷」
- 7 「東京日日静岡版」昭和4・6・13 「陪審裁判、封印事件、被告は犯行否認」
- 8 「東京日日静岡版」昭和4・6・14 「陪審員の答申然り、言渡はけふ」
- 9 「静岡民友」昭和4・6・15夕 「検事の求刑通り懲役八年の判決」
- 10 「静岡新報」昭和4・6・15夕 「□□の放火事件は、けさ求刑通りの判決」
- 11 「東京日日静岡版」昭和4・6・15 「封印事件の陪審判決、懲役八年に」

⑤ OZ常吉（殺人被告事件昭和四年七月一日判決・懲役5年）

○事件の概要 被告人OZ常吉(二四)は、庵原郡□村MK角三郎長女かね(二九)に想いを寄せ、昭和三年一月以来私にかねと交際していたが、かねの両親はこれを喜ばず、かねも両親の意思に従い交際を絶とうとする意向を示すに至り、被告人は煩悶の末、かねの面前で自殺しようと思惟し、昭和四年二月一四日夜、兄寅吉の猟銃を携え角三郎方に至り、右猟銃を屋外に置き、屋内に入りかねとの関係を断絶する旨を述べ、互いに交換していた写真等の返還をしたが、被告人は今までかねに欺かれていたと思うと憤懣に耐えず、俄に先ずたえを殺害しようと思惟し、右猟銃を取って屋内に引返し、かねを狙い僅かに五、六尺の近距離で同人に発射し、同人の左肩胛骨の外下方より肋骨を粉碎し、胸腔を穿通し左肺及び胸骨を傷付け、転じて右肩胛骨間部に至る弓状盲管銃創を負わせ、大出血により同夜絶命に至らしめた。

被告人は、予審では自白していたが、公判では殺意を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「殺人の事実」に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事の懲役七年の求刑に対し、裁判長から、懲役五年の判決があった。

- 1 「静岡新報」昭和4・6・15夕「情婦銃殺事件、陪審裁判、七月四日開廷と決定」
- 2 「静岡新報」昭和4・7・4「自殺するつもりで女を殺した、□□村の情婦殺し事件」
- 3 「東京日日静岡版」昭和4・7・4「情婦銃殺事件、けふ陪審公判」
- 4 「静岡民友」昭和4・7・5夕「被告は殺害を否認、証人は不利の証言愛人に背かれて銃殺」
- 5 「静岡新報」昭和4・7・5夕「朝来の雨物かは傍聴席詰め満員…情婦殺し陪審公判」
- 6 「静岡民友」昭和4・7・5「陪審廷を去る利那哀れ被告卒倒す、…裁判遂に中止」
- 7 「静岡新報」昭和4・7・5「情婦を殺した被告、法廷で卒倒す、…陪審公判中の椿事」

- 8 「東京日日静岡版」昭和4・7・5「陪審公判廷で被告が卒倒、情婦銃殺事件」
- 9 「静岡民友」昭和4・7・6夕「卒倒した被告の経過は良好此の分ならば午後遅く再会せん」
- 10 「静岡新報」昭和4・7・6夕「被告の卒倒で延期の陪審裁判、けふ午後一時開廷」
- 11 「静岡民友」昭和4・7・6「愛人殺しの青年に検事七年を求刑す、陪審員が主問然り」
- 12 「静岡新報」昭和4・7・6「情婦殺しの常吉、懲役七年を求刑さる、傍聴席も貫泣き」
- 13 「東京日日静岡版」昭和4・7・6「情婦の銃殺事件、答申は然り…神妙な陪審廷の被告」
- 14 「静岡新報」昭和4・7・9「情婦殺し判決十一日に延期」
- 15 「東京日日静岡版」昭和4・7・9「陪審裁判の判決は十一日」
- 16 「静岡民友」昭和4・7・12夕「愛人殺し五年を言渡さる、同情ある判決に被告は感謝」
- 17 「東京日日静岡版」昭和4・7・12「情婦殺しに懲役五年、陪審裁判々決」
- 18 「静岡民友」昭和4・10・1「陪審法実施されて、静岡一ヶ年の成績」

⑥WS由太郎(殺人被告事件昭和四年一〇月三一日判決・無期懲役)

○被告人WS由太郎(六二)は、産婆長田のぶ(五三)と内縁の夫婦となり、富士郡□□町に居住中、家計が不如意であった処から、嬰兒の貰い先を斡旋するように装い、養育料付で他より嬰兒の交付を受けて、これを殺害して該養育料を領得しようとして、(一)大正八年一月頃、同郡□□村FW事MZゑんが同月一二日頃分娩した私生子女を、その情夫WN多十より同郡□□村MZいとを介して他へ呉先周旋方の依頼を受けて、これを承諾し、沼津在□□方面へ世話すると申向けて、同月一八日頃、右いとより同郡□□村富士駅付近に於いて該嬰兒をその養育料二〇円と共に受取り、即日同郡□□村□□川南堤防上において、

両手を以て該嬰兒の頸部を圧してこれを扼殺し、…中略…(一九)昭和三年一月頃、富士郡□□町○Hくが同年三月三〇日頃分娩した私生児男児を、その母○Hり多より被告人の内縁の妻のぶを介して、前同様他へ呉先周旋方の依頼を受けて、これを承諾し、相当の家世話して遣ると申向けた上、同年四月一八日頃、のぶをしてくに方において、右り多より該嬰兒をその養育料五〇円と共に受取らせた上、前示SK方南方道路上において、のぶよりその引渡しを受け、即日同郡□□村□□橋南方の□□川南側堤防上においてこれを前同様の方法により扼殺した後、その死体を前記富士川鉄橋上より富士川に投棄してこれを遺棄した。

被告人由太郎は、警察、検事局、予審では自白していたが、準備公判において、公訴実を否認した。審理の結果、嬰兒の呉先は全く不明であり、嬰兒の屍体も全く出てこないが、陪審員は主問(一乃至一九)「殺人の事実」に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、死刑を求刑し、裁判長は無期懲役を言渡した。なお、内縁の妻長田のぶは、予審終結決定で、免訴となった。

- 1 「静岡民友」昭和3・6・26夕「貰児を殺しては悉く川へ投棄す、養育料欲しさに」
- 2 「静岡新報」昭和3・6・26夕「嬰兒を貰つては次ぎ次ぎに殺す、希代の殺人鬼捕はる」
- 3 「静岡民友」昭和3・6・26「恐るべき鬼夫婦の犯行、更に二児殺害を自白」
- 4 「静岡新報」昭和3・6・26「暗から暗に葬られた憐れ薄幸の嬰兒、行人に化けて」
- 5 「東京日日静岡版」昭和3・6・26「殺された嬰兒更に四名発覚す、大正十二年からの」
- 6 「静岡民友」昭和3・6・27夕「産婆なので信用して頼んだ呉れた先を訊ねても話されぬ訳」
- 7 「静岡新報」昭和3・6・27夕「踏み殺したり絞殺したり残忍なその手口とても人間の仕業とは思はれぬ」

- 8 「静岡民友」昭和3・6・27「惨殺された八名の貰児、恐るべき鬼夫婦の罪犯」
- 9 「静岡新報」昭和3・6・27「妻が手当てして分娩させた嬰兒を貰つて殺害、殺人鬼」
- 10 「東京日日静岡版」昭和3・6・27「きのふ正午迄に殺害九件を自白、取調の結果」
- 11 「静岡民友」昭和3・6・28「更に二児を殺した形跡、新事実続々暴露吉原の貰児殺し事件」
- 12 「東京日日静岡版」昭和3・6・28「更に七件を自白し罪状実に十六件、希代の…鬼夫婦」
- 13 「静岡新報」昭和3・6・29夕「また出た新事実四件、貰ひ児殺し後報」
- 14 「静岡民友」昭和3・6・29「続々と暴露す、恐るべき新事実、昨夕迄に廿件を自白」
- 15 「東京日日静岡版」昭和3・6・29「鬼夫婦の裏面に奇怪な新事実養育料の上前をはねてみた奴」
- 16 「静岡新報」昭和3・7・1夕「吉原の貰児殺し、卅件に及ばん、大宮方面にも波及」
- 17 「静岡民友」昭和3・7・1「殺した数を忘れた犯人、指摘されて始めて思ひ出す」
- 18 「東京日日静岡版」昭和3・7・1「貰ひ子殺し廿六件突破か」
- 19 「静岡民友」昭和3・7・6「死体投棄の七ヶ所を検証、嬰兒殺し渡瀬夫婦の」
- 20 「静岡新報」昭和4・2・5夕「希代の嬰兒殺し事件、予審決定近づくと自供した犯人十九件」
- 21 「静岡民友」昭和4・2・5「貰児殺しの予審近く終結、殺した子供十九名関係者百名」
- 22 「静岡民友」昭和4・4・24夕「吉原の殺人鬼きのふ予審終結殺した嬰兒十九名妻の産婆は免訴さる」
- 23 「静岡新報」昭和4・4・24「養育金欲しさに嬰兒十九人を殺害…殺人鬼の予審決定」
- 24 「東京日日静岡版」昭和4・10・4「大がかりの殺人鬼の陪審、証人の喚問卅三人」
- 25 「静岡民友」昭和4・10・6夕「十九名貰ひ児殺しの奇怪事件の実地検証」
- 26 「東京日日静岡版」昭和4・10・8「嬰兒十九名を手にかけて殺人鬼！陪審公判へ」
- 27 「静岡新報」昭和4・10・11「証人三十三名の大掛りな陪審裁判吉原町の貰ひ十九人殺し事件」

- 28 「静岡新報」昭和4・10・14 「貫児殺しの十九箇所を検証、一昨日判検事一行が」
 29 「静岡民友」昭和4・10・15夕 「貫ひ児殺しの現場を踏査十一、十二両日に亘り」
 30 「東京日日静岡版」昭和4・10・16 「嬰児殺しの証人四十一名に及ぶ、陪審公判も六日に」
 31 「静岡民友」昭和4・10・19 「貫ひ児殺し由太郎の事件、いよいよ陪審裁判へ」
 32 「東京日日静岡版」昭和4・10・20 「興味をひく陪審公判」
 33 「静岡民友」昭和4・10・22夕 「吉原の鬼夫婦法廷で悉く嬰児殺しを否認、…陪審公判」
 34 「静岡民友」昭和4・10・22 「子は呉れたのだと頑強に言ひ張る、…陪審公判続行」
 35 「東京日日静岡版」昭和4・10・22 「嬰児十九人殺し犯行を悉く否認、貫子の行方は…謎」
 36 「静岡民友」昭和4・10・23夕 「けふの証言は多くは被告に有利の証言、…第二日目」
 37 「静岡新報」昭和4・10・23夕 「事件の核心に触れぬ証人六名の陳述古い事件と私生児なるが故」
 38 「静岡民友」昭和4・10・23 「どうやら被告に不利な証言…だが相変らず五里霧中きのふ午後の陪審」
 39 「静岡新報」昭和4・10・23 「ハツキリせぬ二人の証人、裁判長鋭く突込む」
 40 「東京日日静岡版」昭和4・10・23 「憐れ闇から闇へ葬られた罪の子、弱身につけ入る」
 41 「静岡民友」昭和4・10・24夕 「けふの証人も悉く嬰児の行方を知らず…公判第三日」
 42 「静岡新報」昭和4・10・24夕 「西は福岡、東は東京から、出廷した多数の証人」
 43 「静岡新報」昭和4・10・24 「被告起つて先づ証言に反駁、引続き証人調べ続行」
 44 「東京日日静岡版」昭和4・10・24 「女学生も傍聴し賑はふ大衆裁判貫ひ児の先を明かさぬ」
 45 「静岡民友」昭和4・10・25夕 「貫つた子はどれも伊豆へやったと云ふ証人は皆同じやうに証言」
 46 「静岡民友」昭和4・10・25 「証人更に急所を云はず、被告やや安どの顔…陪審公判」
 47 「静岡新報」昭和4・10・25 「難事件に直面して四日間無言の行、陪審員の顔に疲労」

- 48 「東京日日静岡版」昭和4・10・25 「愈々不利な証人の陳述、なほ続く証人喚問…四日目」
 49 「静岡民友」昭和4・10・26夕 「妻のおのぶの証言に被告はやや暗い顔、…第五日目」
 50 「静岡新報」昭和4・10・26夕 「被告の妻女出廷に色めき渡る法廷…貫児殺し陪審裁判」
 51 「静岡民友」昭和4・10・26 「なぞの貫ひ児殺し事件、愈々最後の決審実証人調べ三十四人」
 52 「静岡新報」昭和4・10・26 「鈴川の漂着屍体は此の事件には無関係、と石橋医師が」
 53 「東京日日静岡版」昭和4・10・26 「被告の妻が証人で緊張する陪審法廷、貫子殺し公判」
 54 「静岡民友」昭和4・10・27夕 「検事正徹頭徹尾有罪を論告す、凄い論調に被告の顔色」
 55 「静岡新報」昭和4・10・27夕 「愈々裁断の日！満廷極度に緊張、生？死？興味は」
 56 「静岡民友」昭和4・10・27 「論告を悉く覆して証拠何れに在りや、と鈴木弁護士」
 57 「静岡新報」昭和4・10・27 「生か死か、弁論長引びき一日延長、けふぞ裁断の日」
 58 「東京日日静岡版」昭和4・10・27 「陪審公判第六日、論告峻烈をきはむ」
 59 「静岡民友」昭和4・10・28 「然りとての答申あつて遂に死刑を求刑さる、陪審裁判七日」
 60 「静岡新報」昭和4・10・28 「民衆の代表を交へて七日間の裁き、希代の貫児殺し犯人」
 61 「静岡民友」昭和4・10・29夕 「陪審裁判の新記録物語、台風一過の検事局」
 62 「東京日日静岡版」昭和4・10・29 「殺人鬼WSに死刑を求刑、陪審員殺害を認む」
 63 「静岡民友」昭和4・11・1夕 「貫ひ児殺し由太郎に、無期懲役を言渡す」
 64 「静岡新報」昭和4・11・1夕 「貫ひ児殺し犯人、由太郎に無期懲役、けさ判決言渡さる」
 65 「東京日日静岡版」昭和4・11・1 「無期の判決で被告ニタリ、あくまでづうくし」
 66 「静岡新報」昭和4・11・3夕 「貫ひ児殺しの被告、上告を申立つ、判決全部に不服」
 67 「静岡民友」昭和4・11・3 「貫ひ児殺し昨日上告す」

- 68 「東京日日静岡版」昭和4・11・3 「殺人鬼WS大審院に上告、陪審判決に不服だと」
- 69 「静岡新報」昭和4・11・6夕 「真か？偽か？謎の如うな新事実、鈴木弁護士へ申出る」
- 70 「静岡民友」昭和5・2・5夕 「嬰兒殺し上告……判決言渡は十八日」
- 71 「東京日日静岡版」昭和5・2・5 「貫ひ児殺し、きのふ上告裁判開廷判決言渡は来る十四日」
- 72 「東京日日静岡版」昭和5・2・5 「貫ひ児殺し、上告裁判開廷」
- 73 「静岡民友」昭和5・2・15 「殺人鬼WSの上告は棄却、きのふ大審院に於て」
- 74 「静岡新報」昭和5・2・15 「貫ひ児殺しの由太郎、上告を棄却さる、一審通り無期懲役」
- 75 「東京朝日」昭和5・2・15 「もらひ児殺し、上告棄却、無期と確定」

(注)⑥事件については、鈴木信雄「第一話 殺人鬼？冤罪？」『裁判あれこれ』鈴木信雄・一九五七年一月、利谷信義「貫ひ子殺人陪審事件」(潮見俊隆・北野久弘・小田成光・鳥生忠佑編『現代司法の課題』松井康浩弁護士還暦記念、勁草書房・一九八二年二月)、小倉博「貫ひ子殺人事件―陪審裁判について」『世のため人のため 鈴木信雄伝』鈴木信雄先生追想録刊行委員会・一九八四年一月)がある。

⑦TY三郎(放火事件昭和五年五月一九日判決・懲役二年執行猶予二年)

○事件の概要 被告人TY三郎(三三)は、昭和四年二月二日窃盗容疑により伊藤警察署に留置され、その際浮浪罪により拘留一〇日に処せられ刑執行中の相被告人UN且二(三三)と同房したが、自分は夕方までに釈放されるのを察知していたところ、UNより逃走した暁には百円の報酬を渡すということで依頼を受け、茲に兩名共謀の上、被告人TYの釈放後において同署に放火してUNを逃走させようと決意し、同日夜刻予期の通り釈放されるや、一旦帰宅の上、マッチばら類及び古新聞紙を携帯して、同夜九時頃同署留置場外に

至り、同庇の換気口内に所携のぼろ等で仕掛をなし、これに放火し同庇一部を焼燬したが、署員に見えられ消止められた。

被告人は、警察、検事局、予審第一回取調までは犯行を自白していたが予審第二回取調から否認し、公判でも否認を続けていた。審理の結果、陪審員は、主問「放火未遂の事実」に「然り」の答申をした。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、被告人の余りの浅慮に同情して懲役四年を求刑し、裁判長も懲役二年、執行猶予二年の寛大な判決をした。

共犯のUN且二は、昭和五年六月二〇日、静岡地方裁判所において窃盗放火未遂逃走被告事件通常公判において、懲役八年を求刑された。(注、判決は新聞報道では見出せなかった。)

- 1 「静岡民友」昭和5・4・16 「留置場に放火してドサクサ紛れに逃走……その放火を否認」
- 2 「静岡新報」昭和5・4・16 「伊東署の留置場破り頑強に犯行否認放火して逃走を企てた二人陪審公判」
- 3 「東京日日静岡版」昭和5・4・16 「留置場の放火犯人、陪審公判へ」
- 4 「静岡民友」昭和5・5・13夕 「知らぬ存せぬ一点張りで押し通す被告TY」
- 5 「静岡民友」昭和5・5・13 「放火の相棒UN且二突如事実を否認す、証人達が珍答弁」
- 6 「東京日日静岡版」昭和5・5・13 「伊東署放火の陪審公判、証人調べのみ」
- 7 「静岡民友」昭和5・5・14夕 「女房の証言では真犯人とも思はれぬ……陪審公判」
- 8 「静岡新報」昭和5・5・14夕 「証人の増田警部補と弁護士が大論争、被告の妻も」
- 9 「静岡新報」昭和5・5・14 「検事の論告に泣き崩れた被告あまりの興奮に公判を中止し……持越す」
- 10 「東京日日静岡版」昭和5・5・14 「陪審法廷で泣き出す、伊東署放火事件」
- 11 「静岡民友」昭和5・5・15夕 「常識から考へても犯人でない、弁護士の弁論」

- 12 「静岡新報」昭和5・5・15夕「見込み捜査だと両弁護人の弁論、午後は陪審員評議に」
- 13 「静岡民友」昭和5・5・15「被告TY三郎に然りと有罪の答申、当の被告は昂奮し」
- 14 「静岡新報」昭和5・5・15「然りの答申を得て、判官慎重に合議、被告は蒼然とし」
- 15 「東京日日静岡版」昭和5・5・15「陪審答申は然り、伊東署放火事件」
- 16 「東京日日静岡版」昭和5・5・16「陪審公判判決、来る十九日」
- 17 「静岡民友」昭和5・5・20「TYの判決、二年間の執行猶予、きのふ直ちに釈放さる」
- 18 「東京日日静岡版」昭和5・5・20「伊東署放火犯執行猶予、寛大な判決」
- 19 「静岡民友」昭和5・5・22「放火逃走罪の公判（UN且二の公判）」
- 20 「静岡民友」昭和5・6・21「犯人上野に八年を求刑、伊東署放火事件公判」
- 21 「静岡新報」昭和5・6・21「手厳しい論告後八年を求刑、伊東署留置場放火の主犯」

⑧ I B 泰守（殺人被告事件昭和五年一〇月一三日判決・懲役七年）

○事件の概要 被告人I B 泰守（二四）は、静岡刑務所に服役中に昵懇となた、清水市のA N 吉太郎方に寄食し、その配下となつて尽力したが、A N の行動に不満の点が多く、同人の下を立ち去ろうと焦慮中、昭和五年五月一五日午前中、A M の姉婿である同市飲食店業N T 庄吉方に赴いた際、折悪しくN T は近頃その妻との間に不和を生じて不快の折柄、共に飲酒した結果、N T が泥酔して暴行するので、被告が取静めたところ、これを目撃した家人がA N に通知したため、A N は同日午後五時頃、庄吉方に来て、被告人が酔余庄吉に暴行したと誤解して、被告人に注意したところ、被告人は弁解しようとしたが、A N はこれを待たずに、突然拳骨で泰守を殴打したので、立腹の余り遂に日頃の鬱憤を晴らそう

と決意し、所持の匕首を以てA N の突刺し死に至らしめた。

被告人泰守は、警察、検事局、予審では殺意を認めていたが、公判に於て否認した。審理の結果、陪審員は、主問「殺人の事実」に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事から懲役八年が求刑され、判決は懲役七年であった。

- 1 「静岡民友」昭和5・9・17「泰守殺意を否認し、陪審裁判に附さる」
- 2 「静岡新報」昭和5・9・17「清水の殺人事件陪審に附す、昨日準備公判開廷の結果」
- 3 「東京日日静岡版」昭和5・9・17「いよく陪審公判、泰守の殺人事件」
- 4 「静岡民友」昭和5・10・14夕「殴られたを憤慨して、無我夢中で一刺し」
- 5 「静岡新報」昭和5・10・14夕「重ね重ねの横暴に逆上して刺した然し殺す積りはなかった」
- 6 「静岡民友」昭和5・10・14「殺意有や否や」興味を中心は此処、陪審員は殺意あり」
- 7 「静岡新報」昭和5・10・14「陪審員は然りの答申、懲役七年の判決流石の被告も暫し涙に暮れ」
- 8 「東京日日静岡版」昭和5・10・14「殺意ありの答申、懲役七年を言渡された親分殺し」

⑨ I K 政吉（殺人被告事件昭和六年四月九日判決、自殺幫助・懲役二年）

○事件の概要 被告人I K 政吉（三三）は、昭和五年一月以来、駿東郡□□町F J G S 紡績（株）女工S M しづ（二〇）と情交を結び、夫婦約束をしたところ、その実兄左門治より説諭を受けたため、変心したものと思惟して憤慨の余り、その意を確かめた上、意に添わないときは、しづを殺害して自殺しようと思ひ、硫酸一瓶及び匕首を携帯し、昭和六年一月二七日午前一時頃、前記紡績会社寄宿舎面会室に至り、睡眠中のしづを喚起したところ、同人が被告人を嫌忌する模様がだったので、匕首を以てしづの胸部と突刺し因つて心臓刺

創に基づく急性出血のため即死させた。

被告人は、準備公判において、予審では殺意を認めていたのを翻し、本人の承諾を得て情死の目的で殺したものであると殺意を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「殺人の事実」に「然らず」、補問「自殺幫助の事実」に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事より、懲役三年の求刑があり、裁判長は、懲役二年の判決を下した。

- 1 「静岡民友」昭和6・3・4 「情婦殺し陪審公判に」
- 2 「静岡新報」昭和6・3・4 「□□の女工殺し陪審公判に移す、女心の冷たさを恨んだ」
- 3 「東京日日静岡版」昭和6・3・4 「女工殺しの陪審裁判、昨日準備公判」
- 4 「静岡民友」昭和6・3・14 「情夫殺し事件の陪審裁判、大略来月八日開廷と決す」
- 5 「東京日日静岡版」昭和6・3・14 「陪審公判、四月八日開廷」
- 6 「静岡民友」昭和6・4・8 「□□の情婦殺し事件、けふ陪審公判、午前九時から開廷」
- 7 「静岡民友」昭和6・4・9夕 「FJ紡寄宿舍の情婦殺し陪審公判、心中か殺人か」
- 8 「静岡新報」昭和6・4・9夕 「合意か無理か□□の女工殺し、けふ陪審公判開かる」
- 9 「静岡民友」昭和6・4・9 「陪審員は合意の情死と答申、□□町の情婦殺し事件公判」
- 10 「静岡新報」昭和6・4・9 「被害者のしづは浮気者だった：証人の菖蒲寮室長の証言」
- 11 「東京日日静岡版」昭和6・4・9 「情婦殺しの陪審公判、懲役三年求刑」
- 12 「静岡民友」昭和6・4・10夕 「自殺ほう助罪で懲役二年の言渡し、陪審人の答申」
- 13 「静岡新報」昭和6・4・10 「注目された女工殺し、二年の懲役、けふ判決を言渡さる」
- 14 「東京日日静岡版」昭和6・4・10 「政吉は懲役二年」

⑩岡本虎吉（強盗・強姦未遂被告事件判決昭和六年五月六日・懲役八年未決勾留九〇日算入）

○事件の概要 被告人OM寅吉(二三)は、昭和五年三月二日午後五時頃、磐田郡□□町□□地先陸橋付近で通行中の□□町のYZ与平内内縁の妻IWしづ(二二)を南側土手に押し倒し、現金一円一〇銭強奪した、同事件で一旦静岡刑務所に収容されたが保釈と同時に、同年八月一五日午後四時頃、磐田郡□□村地先□□付近で通行中のTTくに(二七)を強姦しようとして果たさず、六、七〇銭在中の褌口一個を強奪した。

被告人寅吉は、第一事件では乗っていた自転車が倒れて女の肩に触れたが強盗していないと否認し、第二事件では現場に行っていないと強盗強姦を否認した。審理の結果、陪審員は、第一事件について主問「強盗の事実」に「然り」、第二事件について主問「強盗強姦未遂の事実」に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役八年を求刑し、裁判長は、懲役八年・未決拘留八〇日算入を言渡した。

- 1 「静岡民友」昭和6・5・5 「線路の方へ押しながら私に接吻を迫りました」
- 2 「静岡新報」昭和6・5・5 「ひと事のやうな態度で犯行を否認し通す：陪審公判」
- 3 「東京日日静岡版」昭和6・5・5 「強姦未遂の陪審公判、被告犯行を否認」
- 4 「静岡民友」昭和6・5・6夕 「タオルを口に突き込み、私を仰向けに押し倒しました」
- 5 「静岡新報」昭和6・5・6夕 「有利でも不利でもない証人の陳述、強盗強姦未遂事件」
- 6 「静岡民友」昭和6・5・6 「証人調べ終って、けふは論告」
- 7 「静岡新報」昭和6・5・6 「判官には叱られ陪審員の感情を損ね口を揃えて各証人が曖昧な陳述」

- 8 「静岡民友」昭和6・5・7夕「エロ靴屋の陪審公判愈々論告、古賀検事強盗を論断」
- 9 「静岡新報」昭和6・5・7夕「明かに犯意あつたと峻烈な検事の論告弁護士は強盗でない」と
- 10 「静岡民友」昭和6・5・7「古賀検事タツタ一言、被告人に懲役八年を求む」
- 11 「静岡新報」昭和6・5・7「陪審員は然りの答申、懲役八年の判決流石の被告色を失ふ」
- 12 「東京日日静岡版」昭和6・5・7「虎吉は懲役八年、昨日陪審公判で言渡」

⑩ H S G金五郎・E D勝藏(放火被告事件昭和六年一月一九日判決、金五郎・懲役六年、勝藏・懲役七年)

○事件の概要 被告人H S G金五郎(四三三)は、その所有に係る富士郡□□村所在の住宅納屋便所並びに右建物内の動産に付き、昭和五年二月三〇日T Y D火災保険会社と保険金額二七〇〇円の火災保険契約をしていた処、被告人兩名共M J吉松その他の者より六〇〇円余を借受け、その元利金の支払いを怠り、昨年末各債権者より右債務弁済方の請求を受けたが、その支払資力なくその処置に窮していた処から、被告人金五郎は自己の結婚の媒酌人であつた被告人E D勝藏(四七)に依頼して、金五郎宅を焼いて前示保険金を入手した上、債務の支払に充てようと決意し、昭和五年二月七日夕刻、被告人勝藏方へ赴き、同被告人と共にその翌日被告人金五郎が葉煙草納入の為□□町に赴き、その留守中被告人勝藏において同居宅放火し、発覚の場合は恰も金五郎母つたの不始末により出火したように装うことを謀議し、被告人金五郎はその報酬として、被告人勝藏に対し幾分の報酬を与えることを約し、被告勝藏はこれを承諾した。右謀議に基づき、翌二月八日正午頃、被告人金五郎が不在中、その居宅北側羽目板に挿んだ枯松葉に燐寸を以て放火し、因つて右居宅

その他を焼燬させた。

被告人兩名は、警察から予審まで放火を自白していたが、公判では警察官の拷問が怖くて自白したものであると、放火を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然り」の答申をした。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、被告人兩名に対して、懲役七年が求刑したが、裁判長は、被告人金五郎に懲役七年、被告人勝藏に懲役六年を言渡した。

- 1 「静岡新報」昭和6・11・17夕「拷問が恐ろしくて虚偽の自白をしたと被告極力：否認」
- 2 「静岡民友」昭和6・11・17「□□村の放火、陪審公判、事実調べ・証人訊問」
- 3 「静岡新報」昭和6・11・17「母の背に泣く幼児、法廷で笑ふ老婆、賑かだった証人調」
- 4 「静岡民友」昭和6・11・18「放火事件の陪審公判、第二日」
- 5 「静岡新報」昭和6・11・18「実地検証の結果が被告の自白と合致：警官の証言」
- 6 「静岡民友」昭和6・11・19「放火陪審公判、峻烈なる論告、陪審員然りの答申」
- 7 「静岡新報」昭和6・11・19「周囲の状況を詳述して被告の放火と断ず：検事の論告」
- 8 「静岡民友」昭和6・11・20夕「陪審公判、懲役六年と七年」
- 9 「静岡新報」昭和6・11・20夕「□□の放火犯に七年と五年の判決」

5 甲 府 陪審公判に関する報道

⑪ O T徳(傷害致死被告事件昭和四年四月二三日判決、傷害・懲役二年執行猶予三年)

○事件の概要 被告人O T徳(五二)は、被害者A N永作の土地内に借家していたが、昭和三年一月二日午後八時頃、夕食を済ませて同家に遊びに行った処、居合わせたA N政

太郎と永作の姉いち等が飲酒しており御馳走になった、その時、被告が「俺は金なんかなくても人に馬鹿にされる筈がない」と、暗に金鵄勲章を持っていること誇ると、永作は「俺に金鵄勲章があれば、質などに入れず、もっとひからしてみせてやる」と言ったので、憤慨し矢庭に旁らの火箸をとって殴ろうとすると、姉いちに横取りされたので、今度は火吹竹を持ったがこれも取られ、再び傍の十能を投付けたがこれも当たらず、政太郎に仲裁されて帰宅したが、同夜九時頃、棍棒を携えシャツ股引きの出で立ちでとって返し暴れ込み、永作が日本刀で渡合ったので、永作方の土間にあった鍬で渡合い、前額部に重傷を負わせて脳出血を起こさせ、同月八日死亡するに至らしめた。

被告人徳は、公判において、殺意を否認して、正当防衛を主張し、被害者は負傷のためではなくて、肺炎の為に死亡したと争った。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「傷害致死の事実」に然らず、補問「傷害の事実」に然り、別問「正当防衛」に然らずと答申した。裁判長は、陪審判事と合議の上、答申を採用した。検事は、懲役二年を求刑した。裁判長は合議して、懲役二年、執行猶予三年の判決を言渡した。

- 1 「山梨日日」昭和4・4・22 「けふ本県最初の陪審裁判開かる、勲章侮辱に端を發し」
- 2 「山梨毎日」昭和4・4・22 「興味深い初の陪審裁判、愈々けふ開かれる」
- 3 「山梨日日」昭和4・4・23 「多大の興味を蒐めて本県最初の陪審公判期日延期のごたごた」
- 4 「山梨毎日」昭和4・4・23 「厳肅裡に開廷された本県最初の民衆裁判、ツラリと並」
- 5 「山梨民報」昭和4・4・23 「本県最初の陪審裁判きのふ開廷さる、法廷を埋めた傍聴」
- 6 「山梨民友」昭和4・4・23 「法行はれて始めての陪審裁判謹嚴と自由の空気に包まれて審理さる」
- 7 「山梨時事」昭和4・4・23 「珍らしい期待に本県、最初の陪審裁判開廷」

- 8 「東京日日山梨版」昭和4・4・23 「きのふ開かれた民衆の裁き、定刻ぜんから傍聴者」
- 9 「山梨日日」昭和4・4・24 「陪審裁判二日目被告の運命決する日、引続き証人五名」
- 10 「山梨毎日」昭和4・4・24 「事件復雑多岐、審理綿密を極め夜に入る、：公判二日目」
- 11 「山梨民報」昭和4・4・24 「陪審二日目の昨日は、お医者様の喚問、被害者の死因」
- 12 「山梨民友」昭和4・4・24 「医師五名の証言も区々、検事言葉を尽して有罪論」
- 13 「山梨時事」昭和4・4・24 「正当防衛か傷害致死か、最後の裁断が決定の日」
- 14 「東京日日山梨版」昭和4・4・24 「裁く者裁かれる者、陪審公判二日目」
- 15 「山梨日日」昭和4・4・25 「陪審員の答申採択、傷害致死が単なる傷害罪」
- 16 「山梨毎日」昭和4・4・25 「裁き公平単純な傷害と認め有罪と答申、一大劇的情景」
- 17 「山梨民報」昭和4・4・25 「傷害致死とは認めず、正当防衛も認めず、単に傷害罪」
- 18 「山梨民友」昭和4・4・25 「記念すべき問書答申の刹那、傷害を認め殺意を否認」
- 19 「山梨時事」昭和4・4・25 「陪審員の然らずに傷害で二年を判決然も三年間刑の執行を猶予さる」
- 20 「東京日日山梨版」昭和4・4・25 「陪審員の答申採択され、執行猶予の断案下る」

② S Mまさ子（尊属殺人未遂被告事件昭和七年五月二四日判決・傷害懲役二年執行猶予三年）

○事件の概要 被告人S Mまさ子（三九）は、大正一五年一月S M芳則（三三）と結婚したが、昭和四年六月頃から肋膜炎を患う身となった、夫芳則の父親即ちS M源八（六三）は被告人に度々働くことを求めた、しかし被告人は働けないと言っていた、ここに嫁と舅との間に面白くない関係を生じ罵倒し合った、かくて昭和六年六月一八日、その当時S M家で

は養蚕をしていたが、恰もその日は養蚕が上簇するときで、一家は大多忙であった、その際舅源八は、被告人に対して焚火をしると命じたが被告人はそれに応じなかった、翌一九日舅源八は芳則に対して、被告人の父親を呼ぶようにと言った、これを被告人が聞いて、離縁するため実父をよぶものと見て激怒し、舅を殺して自殺しようとして西洋剃刀を持って、二一日午前二時頃、寝ている舅を呼び起こし、実家の父親を呼ぶのかとたずねたところ、うたと答えたので、隠し持っていた剃刀を振るって首を目がけて斬り付けたがはずれて、頸部右側外一個所に長さ四寸、深さ二寸の重傷を負わせたが、殺すことが出来なかった。

被告人まさ子は、公判において、殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人未遂の事実」に然らず、補問「傷害の事実」に然り、別問「心神喪失」に然らずと答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採用した。検事は、懲役懲役二年を求刑し、裁判長は合議して、懲役二年、執行猶予三年の判決が宣告された。

- 1 「山梨日日」昭和7・4・19 「久しぶりの陪審公判、西洋剃刀を揮ひ嫁が舅へ斬付く」
- 2 「山梨毎日」昭和7・4・19 「実施されて四年、第二回陪審公判、五月十七日開廷」
- 3 「東京日日山梨版」昭和7・4・19 「舅斬り陪審公判、久しぶりで四ヶ年ぶりを開廷」
- 4 「山梨民報」昭和7・5・15 「陪審裁判制定後五年、最初の法定陪審開廷」
- 5 「山梨民友」昭和7・5・15 「陪審裁判、十七日に開廷、殺人未遂事件」
- 6 「甲州時報」昭和7・5・15 「殺人未遂の陪審裁判」
- 7 「山梨民報」昭和7・5・18夕 「満廷の同情をそゝりつゝ、徹頭徹尾犯行を否認」
- 8 「山梨日日」昭和7・5・18 「虐待した、いゝえされません…昨日第二回陪審公判」
- 9 「山梨毎日」昭和7・5・18 「第二回陪審公判視聴を集注して開廷…きのふ公判の情景」

- 10 「山梨民報」昭和7・5・18 「燦として輝く陪審裁判の誇り、…法定陪審統報」
- 11 「山梨民友」昭和7・5・18 「舅に斬り付けた若妻の殺人未遂、昨十七日から陪審裁判」
- 12 「甲州時報」昭和7・5・18 「若い人妻に係る殺人未遂陪審裁判、甲府地方裁判所」
- 13 「東京日日山梨版」昭和7・5・18 「舅の虐待を否認して泣き出す、きのふ甲府で陪審」
- 14 「山梨日日」昭和7・5・19 「救ひの答申、殺人でなく傷害、…陪審裁判の恩恵」
- 15 「山梨毎日」昭和7・5・19 「注目の陪審裁判、意義ふかく終る…一大劇的シーンを」
- 16 「山梨民友」昭和7・5・19 「審理はすらくと、裁判長の証拠調べ事件の内容を陪審員に説示」
- 17 「甲州時報」昭和7・5・19 「殺人未遂陪審裁判、証人の半数以上、被告に不利の証言」
- 18 「東京日日山梨版」昭和7・5・19 「殺人未遂でなく単なる傷害事件、舅斬り陪審裁判」
- 19 「山梨日日」昭和7・5・25 「舅斬りの嫁執行猶予、昨日判決」
- 20 「山梨毎日」昭和7・5・25 「陪審の被告執行猶予の恩典…検事も上訴権を放棄」
- 21 「山梨民友」昭和7・5・25 「舅斬りまさ子、執行猶予、昨日午後一時判決言渡」
- 22 「甲州時報」昭和7・5・25 「義父斬り、執行猶予」
- 23 「東京日日山梨版」昭和7・5・25 「舅斬りに二年、執行猶予三ヶ年」

③KT善春・HN道三(放火被告事件昭和八年一〇月三二日判決、善春・懲役六年未決勾留六〇日算入、道三・懲役五年未決勾留二〇〇日算入)

○事件の概要 被告人KT善春(二八)は、NH動産火災保険へ昭和七年一〇月二七日と同一年一二月二九日の二回にわたり三千円の超過保険に加入し、家と目的物(動産)を焼燬し、保険金を詐取しようと、昭和八年一二月一五日、一六日頃、被告人HN道三(二三)の

勤務先動産協会に至り、「やってくれ」（火をつけてくれ）と言ひ、舞鶴公園稻荷神社で犯行を打明け、報酬一割の約束で被告人道三は承諾し、同年一月二二日午前二時過ぎ、被告人善春と隣家FS四郎方との堺板塀の東端で、被告人善春方の台所に近い所へ薫製吠を敷き、その上に炭の空俵を置き右板塀に立掛け、右板壁と炭俵の間を半紙を棒様に撚り繋いで置き、その先端に放火したため、右板塀の内側幅二尺余、高さ五尺余の部分および隣家FS方軒幅四寸程を焼燬した。

被告人道三は、公訴事実を認めたが、被告人善春は放火を依頼した事実を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問一「共謀し放火の事実」に然り、主問二「被告人HN単独放火の事実」に然らず、と答申した。裁判長は、陪審判事と合議して、答申を採択した。検事は、被告人KT善春に懲役六年、被告人HN道三に懲役五年を求刑した。裁判長は陪審判事と合議して、求刑通り、被告人TD善春に懲役六年・未決勾留六〇日算入、被告人HN道三に懲役五年・未決勾留二百日算入の判決を言渡した。

被告人KT善春は、上告したところ、大審院は陪審公判廷において検証調査を取調べず証拠として採用したのは違法であるとして、原審を破毀差戻した。差戻審では、被告人KT善春は陪審公判を辞退し、通常公判で審理されたが、前審通り、懲役六年の判決を言渡された。

- 1 「山梨日日」昭和8・10・24「保険金詐欺放火陪審裁判へ、けふ八時から開廷」
- 2 「山梨民友」昭和8・10・24「□□町の放火事件、突如陪審裁判と決す…二十四日開廷」
- 3 「峡中日報」昭和8・10・24「本県第三回目の陪審公判けふ開廷、□□町の魚屋放火」
- 4 「東京朝日山梨版」昭和8・10・24「三回目の陪審、甲府放火公判、今日開廷さる」
- 5 「山梨日日」昭和8・10・25「放火を頼まれたか頼まれぬか、きのふ陪審裁判」
- 6 「山梨毎日」昭和8・10・25「きのふ陪審裁判、魚よし事件、これが本県で第三回目」
- 7 「山梨民報」昭和8・10・25「第三回陪審裁判、保険金詐欺目的の□□町の放火事件」
- 8 「山梨民友」昭和8・10・25「三百円謝礼を目的、犯罪事実を陳述、KTに頼まれて」
- 9 「峡中日報」昭和8・10・25「然りか然らずか、放火事件の陪審裁判相被告は罪状は認す」
- 10 「甲州時報」昭和8・10・25「二人共謀の放火事件、きのふ陪審裁判開廷さる」
- 11 「東京日日山梨版」昭和8・10・25「放火事件の陪審公判開く、きのふ甲府で」
- 12 「東京朝日山梨版」昭和8・10・25「視聴を集めた甲府放火陪審公判、昨日甲府法廷で」
- 13 「読売山梨版」昭和8・10・25「三千円取れたら一割かれると約束…甲府の放火事件」
- 14 「山梨日日」昭和8・10・26「放火を依頼せるや、陪審員の答申然り、裁判長之を採択」
- 15 「山梨毎日」昭和8・10・26「裁判の新記録、陪審員の答申は果然共謀放火」
- 16 「山梨民報」昭和8・10・26「陪審員目指して攻防努める検事弁護士…かたずをのむ」
- 17 「山梨民友」昭和8・10・26「刻々と迫る裁断、審理愈々夜に入る、満廷息詰まる」
- 18 「峡中日報」昭和8・10・26「陪審裁判続行、放火教さの事実、一点疑ひの余地なし」
- 19 「甲州時報」昭和8・10・26「共謀犯罪かの主問に然りと陪審員答申、深更十二時」
- 20 「東京日日山梨版」昭和8・10・26「兩人共謀して放火と確定、陪審員答申の結果」
- 21 「東京朝日山梨版」昭和8・10・26「民衆裁判官の答申は遂に有罪、甲府の放火陪審公判」
- 22 「読売山梨版」昭和8・10・26「□□町の放火事件、陪審員共犯と答ふ被告橋田は法廷を睨む」
- 23 「峡中日報」昭和8・10・31「□□の放火、重刑を言渡す、検事が求刑通りの」
- 24 「山梨日日」昭和8・11・1「放火犯求刑通り」

- 25 「山梨毎日」昭和8・11・1「魚よし事件きのふ判決、KTは六年、HNは五年」
- 26 「山梨民報」昭和8・11・1「□□町放火求刑通判決、HNは直に服罪」
- 27 「山梨民友」昭和8・11・1「放火の陪審、求刑通り判決、KTが六年、HN五年」
- 28 「甲州時報」昭和8・11・1「陪審裁判の両被告きのふ判決、KTは六年、HNは五年」
- 29 「東京日日山梨版」昭和8・11・1「五年と六年の判決下る、陪審公判の甲府の放火」
- 30 「東京朝日山梨版」昭和8・11・1「放火被告に判決、求刑通りに」
- 31 「山梨日日」昭和9・3・11「橘田の放火は陪審やり直し、大審院新判例」
- 32 「山梨毎日」昭和9・3・11「甲府の陪審は違法やり直し、注目すべき新判例」
- 33 「東京日日山梨版」昭和9・3・11「□□町放火の上告審は、再び甲府で陪審やり直し」
- 34 「読売山梨版」昭和9・3・11「□□町放火事件原審破毀さる、甲府裁判所の失態」
- 35 「国民新聞」昭和9・3・11「放火の陪審に違法を發見、やり直せと大審院突き返す」
- 36 「甲州時報」昭和9・3・12「陪審裁判やり直し、放火事件大審院で」
- 37 「山梨日日」昭和9・5・6「放火裁判やり直し、被告曰くすべて冗談」
- 38 「山梨毎日」昭和9・5・6「橘田善春の普通公判開廷」
- 39 「山梨民報」昭和9・5・6「陪審裁判のやり直し、昨日事実調べを行ふ」
- 40 「山梨民友」昭和9・5・6「放火の魚屋公判開廷、陪審のやり直し」
- 41 「東京朝日山梨版」昭和9・5・6「やり直し放火裁判」
- 42 「山梨日日」昭和9・5・13「前審通り六年、放火のKTに求刑」
- 43 「山梨毎日」昭和9・5・13「陪審通り六年の求刑、□□町の放火」
- 44 「山梨民報」昭和9・5・13「陪審やり直し、懲役六年前審通りの求刑」

- 45 「山梨民友」昭和9・5・13「放火に六年求刑、判決は十八日」
- 46 「山梨日日」昭和9・5・19「放火魚商、原審通り」
- 47 「山梨毎日」昭和9・5・19「魚善事件の判決、陪審の通り」
- 48 「山梨民報」昭和9・5・19「□□町の放火前審通判決、KT善春懲役六年」
- 49 「山梨民友」昭和9・5・19「懲役六年、□□町放火事件判決言渡」
- 50 「東京朝日山梨版」昭和9・5・19「求刑原審通り、放火のやり直し裁判」
- 51 「読売山梨版」昭和9・5・19「放火KTに懲役六ヶ年、甲府□□町の放火事件判決」

④YD金一（放火被告事件昭和九年三月二十九日判決・懲役八年未決勾留一〇〇日算入）

○事件の概要 被告人YD金一（三〇）は、妹の結婚費用を捻出する目的で、昭和八年七月二二日午前一時三〇分頃、（一）北巨摩郡□□村所在の木造瓦葺二階造三戸建家屋一棟（右三戸のうち東端の一戸は当時村会議員候補者YM般三（四三）の選挙事務所使用中）及び（二）右家屋の近隣にあるYM般三がその家族と共に住居に使用している木造瓦葺二階建家屋二棟を焼燬する意思を以て、右三戸建家屋のうち空屋の中央の一戸の階下土間に散在する鉋屑に燃え移るように装置して放火し、よって前記建物二棟を焼失させた。

被告人金一は、陪審公判において、警察署での自白は、拷問に絶えかねてしたものであると、公訴事実を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」に然りと答申した。裁判長は、陪審判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役八年を求刑し、裁判長は陪審判事と合議して、懲役八年、未決勾留一〇〇日算入の判決を言渡した。なお、店子で罹災したYM般三の附帯私訴一六五〇円は棄却した。

- 1 「東京朝日山梨版」昭和9・2・3 「放火事件陪審へ、本県で四回目」
- 2 「読売山梨版」昭和9・2・18 「若□子村放火陪審裁判へ」
- 3 「山梨毎日」昭和9・3・14 「若□子の放火、陪審と決定」
- 4 「山梨日日」昭和9・3・15 「若□子の放火も陪審裁判に、被告は徹頭徹尾否認」
- 5 「山梨民報」昭和9・3・15 「若□子村の放火事件、陪審裁判と決定す」
- 6 「峡中日報」昭和9・3・15 「若□子の放火、陪審裁判に、来月開廷される模様」
- 7 「山梨日日」昭和9・3・18 「若□子放火陪審、あす開廷」
- 8 「山梨毎日」昭和9・3・18 「陪審、十九日と決す」
- 9 「山梨民報」昭和9・3・18 「若□子放火事件の陪審裁判は十九日、当日は傍聴券発行」
- 10 「山梨民友」昭和9・3・18 「若□子の放火事件、明日陪審裁判開廷被告は煙草の火と否認
- 11 「峡中日報」昭和9・3・18 「放火の陪審裁判愈々、明日から開廷と決定す」
- 12 「甲州時報」昭和9・3・18 「放火未遂の陪審裁判、いよくあす」
- 13 「東京朝日山梨版」昭和9・3・18 「放火事件を陪審公判へ」
- 14 「山梨日日」昭和9・3・20 「第四回陪審裁判死ぬやうな取調べに逢ひ心にもない自白と」
- 15 「山梨毎日」昭和9・3・20 「第四回の陪審裁判若□子の放火事件人気を呼んで傍聴券の争奪戦
- 16 「山梨民報」昭和9・3・20 「放火か失火か、若□子村の放火事件、昨日陪審裁判開廷」
- 17 「山梨民友」昭和9・3・20 「陪審裁判、妹の結婚費欲しさの若□子村の放火事件」
- 18 「峡中日報」昭和9・3・20 「第四回目陪審裁判若□子の放火事件、有罪か無罪か注目
- 19 「甲州時報」昭和9・3・20 「若□子村の放火事件、きのふ法定陪審、慎重なる態度」
- 20 「東京日日山梨版」昭和9・3・20 「保険の放火事件きのふ甲府で公判」

- 21 「東京朝日山梨版」昭和9・3・20 「放火事実を極力否認、甲府の陪審裁判」
- 22 「読売山梨版」昭和9・3・20 「警察に毒づく、拷問のつらさとYD犯行を否認」
- 23 「山梨日日」昭和9・3・21 「証人の陳述は有利不利半々」
- 24 「山梨毎日」昭和9・3・21 「若□子放火事件の陪審裁判不可解な陳述続出、特にYMの妻の…陳述に」
- 25 「山梨民報」昭和9・3・21 「謎の放火、陪審裁判二日目、証人の陳述被告に有利」
- 26 「山梨民友」昭和9・3・21 「若□子村放火裁判後報、十一名の証人大半被告に有利」
- 27 「峡中日報」昭和9・3・21 「第四回目陪審裁判証人の供述は、被告に不利の二ツに岐かれ
- 28 「甲州時報」昭和9・3・21 「十一人の証人訊問、然りか然らずか、有利不利証言区々」
- 29 「東京日日山梨版」昭和9・3・21 「若□子村放火事件裁判、有利不利半す」
- 30 「読売山梨版」昭和9・3・21 「若□子村放火陪審裁判、第二日目」
- 31 「山梨日日」昭和9・3・22 「陪審員の裁き、被告が放火したか、然りの答申」
- 32 「山梨毎日」昭和9・3・22 「若□子放火陪審行進曲、選挙が嵐を吹いて、肉鍋の怪」
- 33 「東京日日山梨版」昭和9・3・22 「放火したものなりや、然りと陪審員長の答申」
- 34 「東京朝日山梨版」昭和9・3・22 「若□子村の放火に陪審員然りの答申、観念した金一」
- 35 「読売山梨版」昭和9・3・22 「YDに八年求刑、隣家YMの共犯と意外な陳述」
- 36 「山梨日日」昭和9・3・23 「若□子放火の許犯関係調査、真か偽か犯人YDの陳述」
- 37 「山梨毎日」昭和9・3・23 「新に急展開して三名共謀？若□子放火事件新展開」
- 38 「山梨民報」昭和9・3・23 「陪審裁判三日目放火したものなりや、陪審員然りの答申
- 39 「山梨民友」昭和9・3・23 「若□子放火事件陪審、三日間に涉り審理、放火と決定」
- 40 「峡中日報」昭和9・3・23 「陪審員放火を認め然りと答申す、審理実に三日間に亘る」

- 41 「甲州時報」昭和9・3・23 「波瀾を起した陪審裁判懲役八年を求刑、判決は二十九日」
- 42 「山梨日日」昭和9・3・30 「若□子の放火犯、求刑通り判決も八年借家人の私訴は棄却」
- 43 「山梨毎日」昭和9・3・30 「若□子の謎の放火、求刑通り八年宣告、被告は上告」
- 44 「山梨民報」昭和9・3・30 「若□子の放火陪審裁判、懲役八年判決言渡」
- 45 「山梨民友」昭和9・3・30 「陪審の放火事件、懲役八年、一千六百円附帯私訴は棄却」
- 46 「峡中日報」昭和9・3・30 「YM共犯か否かを検事局で取調開始若□子の放火懲役八年」
- 47 「甲州時報」昭和9・3・30 「若□子放火のYD金一、求刑通り懲役八年」
- 48 「東京日日山梨版」昭和9・3・30 「若□子の放火懲役八年」
- 49 「東京朝日山梨版」昭和9・3・30 「放火犯の怪陳述で、甲府地方法廷の珍劇保険魔に懲役八年」
- 50 「読売山梨版」昭和9・3・30 「若□子村放火犯YDに判決八年疑惑のYMは検事局取調で」
- 51 「山梨民報」昭和9・3・30 「果して共犯か？引続きYM取調、今明中に事件は確定」
- 52 「山梨毎日」昭和9・4・1 「不法答申採扱は違法上告、若□子の放火」
- 53 「山梨民報」昭和9・4・1 「放火陪審裁判に不服で上告す、不当答申を受諾の理由」
- 54 「山梨民友」昭和9・4・1 「大審院へ上告、若□子の放火、答申の採扱が不法と」
- 55 「峡中日報」昭和9・4・1 「陪審に破れて、更に上告す、若□子の放火詐欺未遂」
- 56 「甲州時報」昭和9・4・1 「若□子放火犯、大審院へ上告手続」
- 57 「読売山梨版」昭和9・4・1 「陪審員に面当て？YD上告す、若□子村の放火犯」
- 58 「山梨日日」昭和9・4・5 「若□子の放火に共犯はない、YM般三氏は冤罪」
- 59 「山梨日日」昭和9・10・4 「若□子の放火原判決で服罪」
- 60 「山梨毎日」昭和9・10・4 「若□子の放火事件、上告遂に棄却」

- 61 「山梨民報」昭和9・10・4 「陪審裁判不服の若□子の放火、上告も棄却され服役
- 62 「山梨民友」昭和9・10・4 「若神子の放火、上告棄却、懲役八年の判決言渡」
- 63 「峡中日報」昭和9・10・4 「放火犯人上告、昨日棄却さる」
- 64 「甲州時報」昭和9・10・4 「結婚費欲しさの放火事件、上告棄却となり服罪」
- 65 「東京日日山梨版」昭和9・10・4 「放火は上告棄却」

⑤YM元春（尊属殺人被告事件昭和一〇年一月一九日決定・更新）

○事件の概要 被告人YM元春（ニモ）は、昭和五年えつじ（ニモ）と結婚し、その際えつじの母親よしづる（五四）を引き取り、昭和九年九月隠居所を立て別居したが、同年一二月一七日、よしづるが生家に行き、同一九日に帰ったところ、筆筒の上に置いた金五円が紛失していたことから、被告人が盗んだと疑い口論となり、被告人が「それでは俺が駐在巡査を呼んで調べて貰う」と、立上がつてよしづるの傍を通る際、よしづるは矢庭に被告人の拳丸を掴んだので、被告人は苦しさの余り、逃れようとして、古手拭いでよしづるの首を絞めたが切れたので、更に自分が捲いていた襟巻きで首を絞めたところ、鼻血を出して絶命した。

被告人元春は、公判廷で殺意はなく、正当防衛であると主張した。審理の結果、陪審員は、主問「殺人の事実」に然り、補問「傷害致死の事実」に然らず、補問「正当防衛」に然りと答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採扱せず、再陪審に付する旨の決定を宣言した。

- 1 「山梨日日」昭和10・11・15 「Aの実母殺し陪審裁判に、十八日から二日間」

- 2 「山梨毎日」昭和10・11・15 「A村の姑殺し事件、陪審裁判で審理、十八日から二日間」
- 3 「峡中日報」昭和10・11・15 「尊属殺人は陪審、被告が辞退せず十八日公判と決定」
- 4 「東京朝日山梨版」昭和10・11・15 「姑殺しの陪審、十八日に開廷」
- 5 「山梨民友」昭和10・11・18 「A村の尊属殺人、陪審裁判と決定し、今明日の二日間」
- 6 「山梨日日」昭和10・11・19 「殺意の有無を中心に、姑殺しの陪審開廷」
- 7 「山梨毎日」昭和10・11・19 「検事正の立会で姑殺しの陪審開幕、未決一ヶ年の被告」
- 8 「山梨民報」昭和10・11・19 「五円のいきさつから遂に親を絞め殺す、陪審裁判開廷」
- 9 「山梨民友」昭和10・11・19 「峡北A村の姑殺し、法定陪審公判開く、殺意の有無重視」
- 10 「峡中日報」昭和10・11・19 「第五回陪審裁判尊属たる実母を殺害か傷害による致死か」
- 11 「甲州時報」昭和10・11・19 「異常な人気を呼んで陪審裁判開かる、問題の中心どう」
- 12 「東京日日山梨版」昭和10・11・19 「正当防衛を主張し極力殺意を否認、姑殺しYM」
- 13 「東京朝日山梨版」昭和10・11・19 「殺人？傷害致死か、姑殺し陪審公判」
- 14 「読売山梨版」昭和10・11・19 「正当防衛を主張、妻と隣の父子は有利な証言、義母殺し」
- 15 「山梨日日」昭和10・11・20 「満廷緊張理に最後へ、急所問答の是非被告には不利：証人訊問」
- 16 「山梨毎日」昭和10・11・20 「満場暗然、変り果てた夫の姿に妻が涙の庇ひ言」
- 17 「山梨民報」昭和10・11・20 「陪審裁判第二日目若い被告の力では老母の手位払へる筈：論告」
- 18 「山梨民友」昭和10・11・20 「殺された姑の右手に握られた南京錠、正当防衛か否か？」
- 19 「峡中日報」昭和10・11・20 「第五回陪審裁判頼る妻を始め各証人、被告の陳述を覆へす」
- 20 「甲州時報」昭和10・11・20 「被告に全てが不利、いかに裁かれるか、第二回の陪審廷」
- 21 「東京日日山梨版」昭和10・11・20 「姑殺しのYM法廷内で卒倒、きのふ陪審裁判」

- 22 「東京朝日山梨版」昭和10・11・20 「姑殺し公判、殺害の意志ありや、正当防衛と答申」
- 23 「読売山梨版」昭和10・11・20 「果然！陪審員は正当防衛、姑殺し陪審裁判（第二日）」
- 24 「山梨日日」昭和10・11・21 「姑殺し暗礁へ、履き違へた陪審員、答申遂に不採択」
- 25 「山梨毎日」昭和10・11・21 「殺意ある正当防衛で、陪審裁判やり直し」
- 26 「山梨民報」昭和10・11・21 「答申は不当なりと裁判長これを拒否、尊属殺し陪審」
- 27 「山梨民友」昭和10・11・21 「正当防衛は不合理、答申は採択されず、姑殺しの陪審」
- 28 「峡中日報」昭和10・11・21 「第五回陪審裁判殺害の意志も認め正当防衛も亦然り：当局色を失ふ」
- 29 「甲州時報」昭和10・11・21 「予期せぬ答申、裁判長びっくり、陪審遂にやり直し」
- 30 「東京日日山梨版」昭和10・11・21 「答申を拒否して再陪審を宣告、十二月中旬にやり直し、義母殺し」
- 31 「東京朝日山梨版」昭和10・11・21 「陪審員の答申拒否、裁判やり直しに姑殺し最後に波瀾」
- 32 「読売山梨版」昭和10・11・21 「答申は採択せず、陪審裁判やり直し、姑殺し再陪審へ」

⑥YM元春（尊属殺人被告事件昭和一〇年一月二四日判決・懲役一〇年）

○事実の概要 被告人元春（三七）は、再陪審においても、前回同様殺意を否認し、正当防衛を主張した。審理の結果、陪審員は、主問「殺人の事実」に然り、補問「傷害致死の事実」に然らず、別問「正当防衛」に然らずと答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、無期懲役を求刑し、裁判長は陪席判事と合議し、懲役一〇年の判決を下した。

- 1 「山梨毎日」昭和10・12・8 「やり直し陪審、十六、七日と内定、YM元春の姑殺し」
- 2 「山梨民報」昭和10・12・8 「尊属殺人の再陪審日決定、来る十六、七両日」

- 3 「山梨民友」昭和10・12・8 「悲憤の姑殺し、再度の陪審裁判、十六、七の両日開く」
 4 「峡中日報」昭和10・12・8 「遣り直し陪審公判、十六七両日に開廷、峡北の尊属殺人」
 5 「東京朝日山梨版」昭和10・12・8 「姑殺し陪審、十六、七の両日仕直し」
 6 「山梨毎日」昭和10・12・16 「無罪か無期か、愈よけふから開廷、姑殺し陪審やり直し」
 7 「山梨日日」昭和10・12・17 「ぐらつく被告の陳述振り、殺人か否か、姑殺し再陪審」
 8 「山梨毎日」昭和10・12・17 「やり直し陪審、慎重に開廷、霜を踏んで傍聴者殺到」
 9 「山梨民報」昭和10・12・17 「尊属殺人事件、YM元春に係る再ばい審公判開廷」
 10 「山梨民友」昭和10・12・17 「殺人か、傷害致死か、やり直し陪審裁判昨日開く」
 11 「峡中日報」昭和10・12・17 「遣り直し尊属殺人事件公判、果して然りか注目裡に開廷」
 12 「甲州時報」昭和10・12・17 「養母殺し山本の再陪審開かる、前回よりも傍聴者多数」
 13 「東京日日山梨版」昭和10・12・17 「飽くまで殺意否認、極力正当防衛主張：姑殺し」
 14 「東京朝日山梨版」昭和10・12・17 「姑殺しか正当防衛か、陪審公判開かる」
 15 「山梨日日」昭和10・12・18 「再陪審姑殺しの謎、遂に殺人と答申：最後の断案」
 16 「山梨毎日」昭和10・12・18 「紙一重の罪跡、陪審員も慎重、やり直し陪審第二日」
 17 「山梨民報」昭和10・12・18 「然りか然らずか、答申は如何、尊属殺人再陪審」
 18 「峡中日報」昭和10・12・18 「陪審公判の続行、検事弁護士渡り合ふ然りて無期懲役求刑」
 19 「甲州時報」昭和10・12・18 「重大なる岐路、陪審員慎重、陪審二日目」
 20 「東京日日山梨版」昭和10・12・18 「続行陪審裁判運命をかけた主問答申は殺意あり無期懲役求刑」
 21 「東京朝日山梨版」昭和10・12・18 「正当防衛に非ず陪審員の答申採択され検事は無期懲役求刑」
 22 「読売山梨版」昭和10・12・18 「正当防衛には非ず、姑殺しに無期懲役」

- 23 「山梨毎日」昭和10・12・19 「無罪急転して殺人で無期、涙に濡れた陪審法廷」
 24 「山梨民報」昭和10・12・19 「委員長の答申曰く殺意あり、再陪審公判結果」
 25 「山梨民友」昭和10・12・19 「やり直し陪審裁判の謎、主問殺意「然り」と答ふ」
 26 「峡中日報」昭和10・12・19 「無期の求刑を聴き、被告も今更啞然たり、傍聴席にも涙」
 27 「甲州時報」昭和10・12・19 「すゝり泣きの声もれ、悲愁法廷を包む、無期の求刑」
 28 「読売山梨版」昭和10・12・19 「姑殺しの家族に村人が温い救ひ有力者や男女青年団員が奔走」
 29 「山梨日日」昭和10・12・25 「姑殺しに懲役十年、求刑より軽い再陪審の判決」
 30 「山梨毎日」昭和10・12・25 「姑殺しYMへ最大限に情けの判決、裁判長を伏拝む被告」
 31 「山梨民報」昭和10・12・25 「尊属殺人YMに懲役十年の言渡、きのふ野村裁判長」
 32 「山梨民友」昭和10・12・25 「陪審裁判の殺人、懲役十年、同情された点あつて」
 33 「峡中日報」昭和10・12・25 「義母殺しYMへ懲役十年の判決、被告喜びを顔に浮ぶ」
 34 「甲州時報」昭和10・12・25 「十年の判決下る、尊属殺しのYM、波瀾の裁判終る」
 35 「東京日日山梨版」昭和10・12・25 「姑殺しの判決懲役十年、軽い刑に喜ぶ被告」
 36 「東京朝日山梨版」昭和10・12・25 「姑殺しに懲役十年、同情ある裁判長の言葉」
 37 「読売山梨版」昭和10・12・25 「情状を酌量すると姑殺しに懲役十年野村裁判長の名判決」
 38 「山梨民報」昭和10・12・28 「尊属殺人のYM服罪」
 39 「峡中日報」昭和10・12・28 「実母殺し、昨日服罪、懲役十年に」
 40 「東京朝日山梨版」昭和10・12・28 「姑殺し服罪」
 41 「読売山梨版」昭和10・12・28 「姑殺し感激し服罪す、検事控訴なし」

① K S 晴好（強姦・殺人未遂被告事件昭和四年四月一二日判決・強姦無罪傷害懲役二年未決拘留六〇日算入）

○事件の概要 被告人K S 春好（四三）は、村の人妻、娘等を多数弄び、村での厄介視されてきたが、昭和三年一月一日頃、最近他地方から流れ込んできた清水今朝夫内縁の妻H Y かつの（三三）がいくらかおめでたいのを知って、夫の留守を狙って忍び込み、同女を強姦したのみか、その後も毎日の如く脅迫的に関係を続けていたところ、一月一日頃となって、女は夫に感づかれるのを恐れて、被告人から逃れていたため、若しこの秘密が漏れることがあってはと、同月一四日夜、同女を戸外に誘い出し、猫いらずをオブラートにくるんで口中に押し込んで殺害しようとした。

被告人春好は、陪審公判では、警察署や予審における供述は、いずれも誘導訊問によると、その自白を翻した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問一「強姦の事実」には然らず、主問二「殺人未遂の事実」には然らず、主問二の補問「傷害の事実」には然りと答申した。裁判長は陪審判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役二年を求刑し、裁判長は陪審判事と合議し、懲役二年・未決拘留六〇日算入の判決を下した。なお、被告人春好に対する住居侵入被告事件は、通常公判で審理され、懲役二月の判決（余刑懲役三月）が言渡された。

- 1 「東京日日信州版・南信版」昭和4・4・7「愈々あすから三日間、本県初めての陪審公判」
- 2 「信濃毎日」昭和4・4・9夕「本県の初陪審公開禁止となる、唆られて傍聴人殺到す」
- 3 「信濃毎日」昭和4・4・9「犯罪事実を否認され目を白黒の陪審員初陪審にはむづかし過ぎる」
- 4 「信濃毎日」昭和4・4・9「陪審証人が行方不明、目下長野で開廷中の事件」
- 5 「東京日日信州版・南信版」昭和4・4・9「紋付羽織に仙台平、けふを晴れに続々入廷」
- 6 「信濃毎日」昭和4・4・10夕「けふも公開禁止のまゝで、本県初陪審第二日」
- 7 「信濃毎日」昭和4・4・10「けふは弁論やつと公開、初陪審の第三日」
- 8 「東京日日信州版・南信版」昭和4・4・10「陪審公判二日目、知らぬ存ぜぬと否認」
- 9 「信濃毎日」昭和4・4・11夕「へとくの陪審員、けふが最後の力」
- 10 「信濃毎日」昭和4・4・11「殺人未遂強姦の事実を認めず、陪審員の答申を…採択」
- 11 「東京日日信州版・南信版」昭和4・4・11「検事の論告に対して弁護士が一々否認」
- 12 「信濃毎日」昭和4・4・13夕「K S 晴好は懲役二年けふ判決言渡」
- 13 「東京日日信州版・南信版」昭和4・4・13「傷害罪として懲役二年の判決」

② H Y 傳彌（放火未遂被告事件昭和五年七月二日判決・懲役二年六月未決拘留一二〇日算入）

○事件の概要 被告人H Y 傳彌（六三）は、小製糸を経営していたが、経営難に苦しみ、契約中の火災保険千二百円を詐取しようと計画し、昭和四年一〇月二八日午前二時頃、上伊那郡□□村自己住宅を焼燬しようとして、隣接するH 喜代松方西北軒下に積んで置いた桑棒に放火したが、喜代松夫妻に発見され消止められて、目的を達しなかった。

被告人傳彌は、陪審公判において、被害者が被告人を無実の罪に陥れるために放火したものであると主張した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に然りと答申した。裁判長は陪審判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役三年を求刑し、裁判長は陪

席判事と合議して、懲役二年六月・未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「東京日日南信版」昭和5・4・26 「放火爺を陪審に、本県で二番目」
- 2 「東京日日南信版」昭和5・6・18 「二度目の陪審公判、卅日から開く」
- 3 「東京日日南信版」昭和5・6・29 「あす第二回の陪審公判」
- 4 「信濃毎日」昭和5・7・1夕 「無実の罪に陥るため被害者が放火した：陪審公判」
- 5 「信濃毎日」昭和5・7・1 「□□放火未遂の陪審公判、十時間ぶつ通しの午後八時」
- 6 「東京日日南信版」昭和5・7・1 「放火犯を組上に、本県第二回の陪審公判」
- 7 「信濃毎日」昭和5・7・2夕 「他に犯人ありと弁護士灰かす、けふも緊張裡に」
- 8 「信濃毎日」昭和5・7・2 「陪審員放火未遂を認む、検事は懲役三年求刑」
- 9 「東京日日南信版」昭和5・7・2 「陪審員は放火なりと答申、□□の怪火陪審」
- 10 「信濃毎日」昭和5・7・3夕 「老放火犯、懲役二年半、陪審公判言渡」
- 11 「東京日日南信版」昭和5・7・3 「陪審の放火は懲役二年六ヶ月、きのふ判決」

③ A B 茂市（放火被告事件昭和五年八月九日判決・懲役五年未決勾留一二〇日算入）

○事件の概要 被告人A B 茂市（六七）は、昭和四年二月一日夜、A B 政右衛門方へ、同人の亡父亮人に対する恨みから放火し、居宅と物置を全焼させた。

被告人茂市は、陪審公判において、警察署での自白は苛酷な取調によると、自白を翻し放火の事実を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」に然りと答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役懲役六年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議して、懲役五年・未決勾留一二〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「東京日日南信版」昭和5・7・26 「A B 茂市の放火陪審」
- 2 「信濃毎日」昭和5・8・7 「第三回陪審、□□の放火公判、七日開く」
- 3 「信濃毎日」昭和5・8・8夕 「陪審員緊張し屋根屋の放火公判、くだくだと述べる」
- 4 「信濃毎日」昭和5・8・8 「七時間に亘る証人調、放火陪審公判」
- 5 「信濃毎日」昭和5・8・9 「上伊の放火陪審公判、懲役六年求刑」
- 6 「東京日日信州版・南信版」昭和5・8・9 「A B 茂市の放火陪審公判」
- 7 「東京日日信州版・南信版」昭和5・8・10 「A B の陪審は懲役五年、きのふ判決言渡」

（注）②③事件は、陪席判事であった鈴木忠五「陪審裁判のこと」（『一裁判官の追想』、谷沢書房・一九八四年三月）に紹介されている。しかし、③・②事件を、長野における第一・第二番目の陪審事件としている。そして、第一事件の裁判長は篠原所長（実際は③事件の裁判長）、第二事件の裁判長は上條部長（実際は②事件）としている。その上に、第二事件（実際は②事件と思われる）は、無罪と思われる事件であったが、主問に「然り」の答申が出たので、更新することも考えたが、更新しても「無罪の答申をするかどうか判らないし、その間被告人の勾留が長引くばかりなので答申を採用：懲役二年の刑をえらび、三年間の執行猶予という判決を言渡した。」というところが、実際の判決は、②事件は懲役二年六月、③事件は懲役五年で執行猶予ではない。②③は長野地方裁判所の判決が残っており本稿にも紹介している。鈴木忠五の記憶違いであろう。

④ S H 太門（放火未遂被告事件昭和一〇年四月五日判決・懲役一年六月未決勾留五〇日算入）

○事件の概要 被告人S H 太門（三六）は、親戚その他の火事見舞金を貰い受け、かつまた長野市常備消防手に採用される便宜を得ようとして、昭和九年二月七日午前零時一〇分頃、O N 傳所有の長野市□□町N M 明方を焼燬する目的を以て、同家勝手軒下壁際に

縄屑、藁を入れた深さ二尺縦一尺五寸横一尺二寸の長方形ボール箱を置き、所持した燐寸で藁に放火したが、火勢盛んな為め驚怖を生じ、未だ同家に燃焼しない内に騒ぎ立て、付近の助力を得て消し止め所期の目的を遂げ得なかった。

被告人太門は、警察、検事局では放火の事実を認めて居たが、予審に入ると、否認し始め、公判でも全面的に否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に然りと答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役二年六月を求刑し、裁判長は陪席判事と合議して、懲役一年六月・未決勾留五〇日算入の判決を下した。

- 1 「信濃毎日」昭和10・3・12「久々に陪審裁判、長野の放火事件依然否認」
- 2 「東京朝日長野版」昭和10・3・12「被告飽くまで否認、放火事件の陪審準備手続」
- 3 「信濃毎日」昭和10・3・28「陪審裁判、長野の放火を俎上に五年ぶりの開廷」
- 4 「東京朝日長野版」昭和10・3・28「四回目五年振りけふ陪審公判、S H太門の放火事件」
- 5 「読売長野版」昭和10・3・28「珍しや陪審裁判、放火事件で六年振りの開廷」
- 6 「信濃毎日」昭和10・3・29「被告は檻の中からづらりと陪審員、有罪か無罪か」
- 7 「信濃毎日」昭和10・3・29「検事さんも賞める陪審員の名訊問証人は端から無罪の証言」
- 8 「東京日日信州版」昭和10・3・29「長野市の放火犯、陳述を翻へす、応答しどころもどろ」
- 9 「東京朝日長野版」昭和10・3・29「追及されしどころもどろ、妻女の証言被告に有利」
- 10 「読売長野版」昭和10・3・29「陪審員連の面前で忽ちしどころもどろ謎の放火に久し振りの裁判」
- 11 「信濃毎日」昭和10・3・30「陪審員の証人調べ、二日目長野の陪審公判」
- 12 「信濃毎日」昭和10・3・30「無理な調べはせぬ、警察側証人、弁護士と押し問答」
- 13 「東京日日信州版」昭和10・3・30「証言は悉く不利、けふ陪審員答申興味湧く放火裁判」

- 14 「東京朝日長野版」昭和10・3・30「証人調べを終る、放火事件の陪審公判」
- 15 「読売長野版」昭和10・3・30「陪審公判の証人調べ」
- 16 「信濃毎日」昭和10・3・31夕「興味の陪審公判、検事論告す諸氏は鉄の如き心で判断願ふと附言」
- 17 「信濃毎日」昭和10・3・31「満場片唾を飲む中に有罪の断定然り！検事の求刑二年六ヶ月」
- 18 「東京日日信州版」昭和10・3・31「陪審員一致して然りの答申、放火へ二年半求刑」
- 19 「東京朝日長野版」昭和10・3・31「陪審員の答申然り、S Hの放火を認む」
- 20 「読売長野版・南信版」昭和10・3・31「陪審員の然りの一言、謎の放火遂に有罪ときまる」
- 21 「信濃毎日」昭和10・4・6夕「陪審公判の放火犯、一年半の言渡」
- 22 「東京日日信州版」昭和10・4・6「陪審放火へ一年半の判決」
- 23 「東京朝日長野版」昭和10・4・6「陪審公判の放火の判決、懲役一年半」
- 24 「読売長野版」昭和10・4・6「長野の放火、判決一年半」

⑤NT勝義（放火被告事件昭和十一年二月一四日判決・懲役六年）

○事件の概要 被告人NT勝義(二)は、小学校卒業と同時に□□村役場小使となり、昭和七年秋、父親寅吉が死亡し母親しまと生活していたが、父の存命中の借財数百円から所有地が競売され、被害者NT傳治郎の所有となった上、傳治郎から小作料五円ならびに二〇円の借金があり、手厳しく催促されたのを恨み、昭和十一年七月一二日午前三時半、同家母屋裏側の枯松葉に放火、同家ならびに隣家NT慶佐重方を焼失させた。

被告人勝義は、警察、検事局、予審では自首していたが、公判準備では、拷問に怯えて自首したと主張して放火を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」

に然りと答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役八年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議して、懲役六年の判決を言渡した。

- 1 「信濃毎日」昭和11・12・8 「□□会の放火陪審公判へ、けふあす長野地裁で」
- 2 「信濃毎日」昭和11・12・9夕「□□会の放火男、犯行を否認、けふ陪審公判を開く」
- 3 「信濃毎日」昭和11・12・9 「拷問に怯え自供、放火男否認し続く」
- 4 「東京日日信州版・南信版」昭和11・12・9 「放火事実を悉く否認、□□会村役場小使」
- 5 「東京朝日長野版」昭和11・12・9 「拷問に耐へ兼ねて心なき放火の自白□□会村の怪火事件」
- 6 「読売長野版・南信版」昭和11・12・9 「果然犯行を否認、□□会村謎の放火陪審公判」
- 7 「信濃毎日」昭和11・12・10夕「検事論告の最中に、アツと叫び倒る長野署員の証言被告に不利」
- 8 「信濃毎日」昭和11・12・10 「出て来た陪審員！答申は遂に然り：検事懲役八年を求刑」
- 9 「東京日日信州版・南信版」昭和11・12・10 「陪審公判第二日目証言を引用して放火と断定検事の論告」
- 10 「東京朝日長野版」昭和11・12・10 「□□会村の放火懲役八年を求刑、陪審員然りと答申」
- 11 「読売長野版・南信版」昭和11・12・10 「勝義に有罪の答申、検事の論告や秋霜八年求刑」
- 12 「信濃毎日」昭和11・12・15夕「然り放火へ六年」
- 13 「東京日日信州版・南信版」昭和11・12・15 「放火陪審事件、NTに六年」
- 14 「東京朝日長野版」昭和11・12・15 「放火陪審判決」
- 15 「読売長野版・南信版」昭和11・12・15 「六年の判決」

7 新 潟 陪審公判に関する報道

①KB三吉（放火未遂被告事件昭和三年一月七日判決・無罪）

○事件の概要 被告人KB三吉(二六)は、昭和三年九月一二日、佐渡郡□□村諏訪神社の祭礼に泥酔し県道に倒れたため、雇主ST萬次郎の親戚に当たる同村ST守太郎(五九)次男雷次(二九)が迎えに行き、「一升や二升の酒に倒れる馬鹿があるか」と冷罵したので、被告人三吉は大いに怒り、雷次を追いかけたが雷次はKS兵作方に逃げ込み、被告人三吉はKS方に行ったが、同家では来ないと云うので、守太郎方に至り雷次の存否をたずねたが、同居者SN宇佐吉(三八)が雷次は帰らぬと答えた、押し問答の結果、被告人三吉は「雷次を出さねば火を点けるぞ」と放言し、同家より四軒目にある雇主萬次郎方から燐寸を持ち来たり、守太郎方前の船小屋から藁一束を持ち出して放火したが、宇佐吉は直ちに消し止め、大事に至らなかった。

被告人三吉は、予審では放火について自白していたが、公判準備では、供述を翻して放火を否認した。審理の結果(注、検事は「放火未遂」ではなく「脅迫」と論告した)、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」に「然らず」、補問「脅迫の事実」にも「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、無罪を宣告した。

- 1 「新潟新聞」昭和3・11・7夕「初の陪審公判明日開廷、…佐渡の放火未遂」
- 2 「新潟時事」昭和3・11・7夕「本県最初の陪審公判開廷、事件は佐渡の放火犯」
- 3 「新潟新聞」昭和3・11・7「各方面で注目する最初の陪審公判、泥酔者の放火未遂」
- 4 「北越新報」昭和3・11・7「愈よけふ初の陪審公判、櫻田裁判長に猪股検事正出廷」
- 5 「東京日日新潟版」昭和3・11・7「傍聴人を制限して、本県始めての陪審公判」
- 6 「新潟新聞」昭和3・11・8夕「佐渡の放火事件、初の陪審公判、…傍聴者殺到満員」
- 7 「新潟毎日」昭和3・11・8夕「十二名の陪審員から一の質問もない、淡々として審理」

- 8 「新潟時事」昭和3・11・8夕「本県最初の陪審公判今日開かる佐渡□□村の放火未遂事件で」
- 9 「新潟新聞」昭和3・11・8「陪審答申を採択し無罪の判決下さる、…喜びに躍る」
- 10 「新潟毎日」昭和3・11・8「証人の証言は区々、陪審員の答申を採用し被告は無罪」
- 11 「新潟時事」昭和3・11・8「陪審員の答申に基いて無罪の言渡し、本県最初の陪審」
- 12 「北越新報」昭和3・11・8「県最初の陪審裁判けふ新潟に開かる十二名の陪審員列席して」
- 13 「佐渡日報」昭和3・11・8「最初の陪審裁判□□村の放火事件公判被告三吉予審廷の供述翻へす」
- 14 「東京日日新潟版」昭和3・11・8「家を焼く気はなかった、被告犯意を否認す」
- 15 「報知新聞」昭和3・11・8「新潟最初の陪審裁判、放火未遂へ無罪」
- 16 「佐渡日報」昭和3・11・9「陪審答申を採択し、放火未遂に無罪の判決、喜びに躍る」
- 17 「高田日報」昭和3・11・9「陪審珍喜劇、上場裁判所を間違へる、陪審員狼狽の巻」
- 18 「東京日日新潟版」昭和3・11・9「最初の陪審で放たれた三吉、出迎へる人もなく」
- 19 「法律新聞」昭和3・11・15「新潟の陪審裁判無罪」

②HM徹二（非現住建造物等放火被告事件昭和四年四月五日判決・無罪）

○事件の概要 被告人HM徹二(三七)は、予て本家HM一郎(三三)と小作上のことに付き争いがあり小作調停中であつたが、昭和三年一〇月三〇日午後九時半頃、各所で酒を飲み歩いて帰宅途中、本家の肩を持つWD源太郎のことを思い出し、酒気に乗じて、北蒲原郡□□村WD源太郎方所有の人の現在しない納屋ならびにその裏手に積置いた稻藁、藁鳩を焼燬しようと欲してこれに放火し、因つて右納屋の一部を焼燬し、ならびに稻藁四百把、藁鳩八百把を焼燬し、公共の危険を生じさせた。

被告人徹二は、日労系の小作組合員で、被害者は同組合脱退者であり、その関係は円満ではなかつた、また被告人は、警察や予審では放火を自白していたが、陪審公判で、自白は警察官の折檻に耐えられず嘘の自白をしたと放火の事実を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、問「非現住建造物等放火(刑法109条)の事実」に「然らず」と答申した。裁判長は陪審判事と合議して答申を採択し、無罪を言渡した。

- 1 「新潟毎日」昭和4・4・5夕「放火事件公判」
- 2 「新潟新聞」昭和4・4・6夕「初の請求陪審裁判、放火の公判開かる」
- 3 「新潟毎日」昭和4・4・6夕「放火の覚なしと予審の供述全然否認、北蒲□□の放火」
- 4 「新潟時事」昭和4・4・6夕「本県最初の請求陪審公判、今日新潟で開廷」
- 5 「新潟時事」昭和4・4・6「十三名の陪審員缶詰昨日開廷の公判が非常に手間どつて」
- 6 「北越新報」昭和4・4・6「しゃべり過ぎて叱られる被告、本県最初の請求陪審」
- 7 「東京日日新潟版(ヒ)」昭和4・4・6「地主とは昔から仲良しだった：初の請求陪審」
- 8 「新潟新聞」昭和4・4・7夕「全国最初の請求陪審裁判、陪審員の答申で無罪」
- 9 「新潟毎日」昭和4・4・7夕「□□の放火事件遂に無罪となる、我国最初の請求陪審」
- 10 「新潟時事」昭和4・4・7夕「陪審員の答申で□□の放火男無罪、昨日九時近くまで」
- 11 「北越新報」昭和4・4・7「本県最初の請求陪審裁判、北蒲□□の放火事件」
- 12 「東京日日新潟版(ヒ)」昭和4・4・7「徹二は無罪で出所本県初の請求陪審に輝かしい判決」
- 13 「北越新報」昭和4・4・8「予審調書を覆し終に無罪、被告の瞳に感謝の涙」

③HD泰平（放火被告事件昭和五年一月二九日判決、放火未遂・懲役二年六月）

○事件の概要 被告人H D泰平(六〇)は、旅人宿を経営している中に、約七千円の負債を生ずるに至り、経営不振の為め返済に困窮していた折柄、昭和四年一〇月三日夜、債権者の一人T M又三郎(五六)方に赴き、同月九日迄に百円の返済をすると約して帰宅したが、金策の途なく苦慮していた所、同夜は南東の風が吹いていたので、自宅から東方一〇数軒の風上に位する、K徳一郎(三四)が居住する自動車商会に放火し、因って自宅に延焼させ、A S海上保険会社外三社との間に締結した居室と動産の対する保険金一万二千円の支払いを受けると共に債務不払いの口実にしようとして企て、翌一〇月四日午後二時頃、自宅で座蒲団の芯綿に炭火数個を包み、之と軽油一升を詰めたガラス瓶を携えて、前述の自動車商会に至り、同家台所の床板上に手にした軽油を注ぎ、その上に前記の芯綿を置いて帰宅し、遂に発火させて右床板の一部を焼いたが、同会社と自宅焼燬の目的は果たせなかつた。

被告人泰平は、警察以来予審までは放火について自白していたが、公判において放火を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」には「然らず」、補問「放火未遂の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役五年を求刑したが、裁判長は合議の上、懲役二年六月の判決を言渡した。

- 1 「東京日日新滬版」昭和5・1・22 「二日がかりの陪審公判」
- 2 「新潟新聞」昭和5・1・25夕 「保険金欲さでなく債務不払口実のため□□の放火犯人」
- 3 「新潟毎日」昭和5・1・25夕 「保険金欲しさより債権者の言訳に放火と□□放火犯人の陳述」
- 4 「新潟時事」昭和5・1・25夕 「今春最初の陪審公判、今日新潟にて開かる□□の自宅放火」
- 5 「新潟新聞」昭和5・1・25 「出廷の証人不利を陳述、放火事件陪審公判、きのふ午後」
- 6 「新潟毎日」昭和5・1・25 「証人不利の供述、新津の放火事件公判、けふも証人」

- 7 「東京日日新滬版(ロ)」昭和5・1・25 「保険金欲さの放火事件、三回目陪審裁判」
- 8 「新潟新聞」昭和5・1・26夕 「借金で困つてゐた放火犯人の生活、出廷の証人有利を述ぶ」
- 9 「新潟毎日」昭和5・1・26夕 「□□放火事件保険社員やら近所の人十数人証人として訊問」
- 10 「新潟時事」昭和5・1・26夕 「陪審公判第二日、午後一時開廷す」
- 11 「東京日日新滬版(ロ)」昭和5・1・26 「放火陪審公判、二日目」
- 12 「新潟新聞」昭和5・1・27 「□□放火犯人へ懲役五年を求刑、判決は来る廿九日」
- 13 「新潟時事」昭和5・1・27 「陪審員の答申は放火未遂犯、□□の自宅放火事件」
- 14 「新潟新聞」昭和5・1・30 「陪審裁判最初の有罪判決言渡し、□□の放火犯人」
- 15 「新潟毎日」昭和5・1・30 「□□放火、懲役二年半に」
- 16 「新潟時事」昭和5・1・30 「陪審判決で懲役二年半、□□の放火老人」
- 17 「東京日日新滬版」昭和5・1・30 「陪審言渡し」

④M Y佐久治(放火未遂被告事件昭和五年六月二七日判決、脅迫・懲役八月未決勾留九〇日算入)

○事件の概要 被告人M Y佐久治(五五)は、南蒲原郡□□村大字□□に居住していた処、N H石油会社が大正一五年四月、被告人の居村大字□□の地主と石油採掘に関して地元契約を締結し、同大字で石油の試掘をしている中、昭和四年四月一日以降、同大字E M豊作(四七)の所有地から一日約三千万立法呎の天然瓦斯が噴出するに至つたので、これを新潟市や長岡市その他の地方に供給することにしたが、同市民は同会社に対し天然瓦斯の発生による利益の歩合金を交付方要求の決議をし、その交渉委員を挙げて、まづE M

豊作と交渉したが、豊作は歩合金は独り自分のみが要求できるだけであると応じないので、交渉委員は豊作を除いて、NH石油大面油田の主任MY敏夫(四〇)と交渉した、そしてMYの斡旋で豊作と交渉したが、同年一月二日、豊作は歩合金の七割を自分に分配することに固執して妥協は成らず、被告人は豊作の態度に痛く憤慨していた折柄、同年一月一七日夜一〇時頃、酒小売商MK庸三方で飲酒し、翌一八日午前零時過ぎ頃帰宅の途上、豊作の居宅に放火しようとして決意し、その居宅に接続した現在物置の元厩舎の西側両板際の材木上にあつた柴木束に、付近の裏口から持つて来た機械用の油を注ぎ、所携の燐寸で放火したが、柴木二束と材木の一部を焼いたのに止まり自然消火したため、その居宅を焼燬するに至らなかつた。

被告人は、公判において、居宅を焼く意思はなく、豊作を脅す目的であつたと主張した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」に「然らず」、補問「脅迫の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役一〇月を求刑し、裁判長は合議して、懲役八月・未決勾留九〇日算入の判決を下した。

- 1 「東京日日新滬版(ロ)」昭和5・6・17「放火の陪審公判二件」
- 2 「新潟新聞」昭和5・6・21夕「□□□放火事件陪審裁判利己主義を憤慨、脅迫の意味で放火」
- 3 「新潟毎日」昭和5・6・21夕「威しの放火で焼く考へはない村人の願きかぬ憤らしさからと」
- 4 「新潟新聞」昭和5・6・21「犯人に有利な数人の証言：陪審裁判午後の続き」
- 5 「新潟毎日」昭和5・6・21「証人悉く被告に有利私の不徳からと神妙にかしこまった被害者」
- 6 「新潟時事」昭和5・6・21「本県第四回の陪審公判、焼く意志はなく脅かすつもり」
- 7 「東京日日新滬版(ロ)」昭和5・6・21「被告は犯意を否認す、第四回目の陪審」

- 8 「新潟新聞」昭和5・6・22夕「威しの放火と陪審員答申、検事十ヶ月を求刑」
- 9 「新潟毎日」昭和5・6・22夕「休憩三度、公判深更に及ぶ、本成寺の放火事件」
- 10 「新潟時事」昭和5・6・22夕「犯意は脅迫……放火事件の答申、審理十三時間の長き」
- 11 「北越新報」昭和5・6・22夕「利己主義を懲す為め放火、宇民と行動せぬを怒り」
- 12 「北越新報」昭和5・6・22「証人訊問、長嶺放火事件」
- 13 「東京日日新滬版(ロ)」昭和5・6・22「放火犯に懲役十ヶ月を求刑す、□□□の放火陪審」
- 14 「北越新報」昭和5・6・23夕「陪審員の意見を聴取、南蒲□□の放火公判」
- 15 「新潟毎日」昭和5・6・28夕「□□□放火犯、懲役八ヶ月に」
- 16 「東京日日新滬版(ロ)」昭和5・6・28「陪審裁判で懲役八月、きのふ言渡し」
- 17 「新潟新聞」昭和5・6・29「放火犯判決」

⑤THリカ(放火未遂被告事件昭和五年七月一九日判決・懲役二年執行猶予三年)

○事件の概要 被告人THリカ(六五)は、耕地売買のことから、居村の地主TH好高(四四)の無情を恨み、好高の自宅に放火してこれを焼き捨てその恨みを晴らそうと決意し、昭和五年四月一二日午前一時過ぎ頃、炬燵から炭火三個を取出し、乾燥した雑巾用の古手拭に包み、更にそれを古襯衣で包み、藁吹を解いた蓆の上に藁俵の三バヤシ二個を置いた上にこれを置き蓆を捲き、その上を藁縄で二個々所縛り、これを携えて好高方の居宅と土蔵に接続した渡廊下の床下に差入れ、土蔵の軒下にあつた杉枯葉一把を右蓆の傍らに置いて放火したが、間もなく好高の妻マキに発見され消し止められて、蓆の一部を焼いたのみで家屋を焼くには至らなかつた。

被告人リカは、警察から予審にかけて放火を自白していたが、公判では警官の無理強いによる自白であると全面否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火未遂の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議し、答申を採択した。検事は、懲役二年を求刑し、裁判長は合議して、懲役二年・執行猶予三年の判決を下した。

- 1 「東京日日新滬版(ロ)」昭和5・6・17「放火の陪審公判二件」
- 2 「新潟新聞」昭和5・7・15「予審廷での犯状全部否認、警察官の圧制で述べたがと」
- 3 「新潟毎日」昭和5・7・15「警官の無理強ひに心にもない放火自白予審の供述を翻す」
- 4 「東京日日新滬版(ロ)」昭和5・7・15「第五回目の陪審裁判」
- 5 「新潟新聞」昭和5・7・16夕「放火した老女の陪審公判開く、各証人の異なった証言」
- 6 「新潟毎日」昭和5・7・16夕「□□□の放火事件、陪審公判」
- 7 「新潟時事」昭和5・7・16夕「午前中は証人訊問、傍聴人満員の裡に、放火婆さん」
- 8 「新潟毎日」昭和5・7・16「□□□放火陪審公判」
- 9 「北越新報」昭和5・7・16「六十婆さん恨みの放火事件、被告は犯状悉く否認」
- 10 「北越新報」昭和5・7・17「陪審員の答申被告に不利、西□□□の放火事件」
- 11 「新潟毎日」昭和5・7・20「□□□放火事件(判決)」
- 12 「新潟時事」昭和5・7・20「放火犯二名(注、一件は別件)の判決、何れも執行猶予」
- 13 「北越新報」昭和5・7・20「西□□□の放火未遂、懲役二年」

⑥ S I 善次郎(殺人未遂被告事件昭和六年三月一八日判決・懲役六年)

○事件の概要 S I 善次郎(三七)は、実父 S I 又次が K K 禎太郎(五五)から、昭和二年九

月頃、貸金請求訴訟を提起され、二審の新潟地方裁判所で禎太郎の勝訴に帰し判決確定したところ、被告人は父又次から右債務は真実ではないと聞かされていたので、禎太郎を快からず思つて居いた矢先、昭和五年一月一日正午過ぎ頃、禎太郎が三条区裁判所の執達吏安中竹次の代理山田農武一と共に被告宅に来て、執行力のある前記判決正本に基づいて貸金二百円の元利金と訴訟費用一六円七五銭について、同家の台所付近にあった桶から漸次差押さえを開始しようとするので、被告人は禎太郎の処置を難詰し、禎太郎が「貸したも貸さぬもない、裁判所で定めたものであるから、けふは皆取つて行く」云々と放言したのを痛く憤激し、その場にあつた刃渡り約九寸の山鉈を右手に握つて禎太郎に斬付け、同人を殺して自殺する決死をして、引続き斬付け、同人に全治四ヶ月を要する、左腕関節部切断傷、右手挫切傷、その他頸部等一〇数ヶ所に負傷せしめたが、被告人の弟禎吉に差止められ、殺害の目的を果たさなかつた。

被告人善次郎は、陪審公判において殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」(補問は傷害致死の事実)に然りと答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役八年を求刑したが、裁判長は陪席判事と合議し、懲役六年を言渡した。

- 1 「新潟新聞」昭和6・2・1「債権者殺し未遂犯、予審終結す」
- 2 「新潟毎日」昭和6・2・1「□□殺人未遂」
- 3 「新潟新聞」昭和6・2・21「殺人未遂事件被告殺意を否認、陪審裁判に附さる」
- 4 「新潟時事」昭和6・2・21「殺意を否認し遂に陪審裁判、債権者を斬つた男」
- 5 「新潟新聞」昭和6・2・27夕「殺害未遂の実地検証」

- 6 「新潟時事」昭和6・2・27「実地検証」
- 7 「新潟毎日」昭和6・3・14夕「差押へに來た叔父を山鉦で滅多打ち、借りもせぬ金を」
- 8 「新潟新聞」昭和6・3・14「殺人事件は最初の新潟陪審公判開く、昨十三日非公開」
- 9 「新潟毎日」昭和6・3・14「□□の債権者殺し未遂の陪審公判、証人の弟被告に有利」
- 10 「新潟時事」昭和6・3・14「たゞ夢中で：傍の鉦を取った、債権者を滅茶々に斬」
- 11 「東京日日新潟版(ロ)」昭和6・3・14「被告善治郎殺意を否認、けふも陪審公判を開廷」
- 12 「新潟新聞」昭和6・3・15「殺人未遂の答申、懲役八ヶ年を求刑、善治郎の陪審公判」
- 13 「新潟毎日」昭和6・3・15「検事論告痛烈、□□の殺人未遂事件、賑った陪審法廷」
- 14 「新潟時事」昭和6・3・15「四点を挙げて検事、殺人未遂の論告、債権者斬り陪審」
- 15 「東京日日新潟版(ロ)」昭和6・3・15「殺人未遂の陪審公判、引続き新潟地方裁判所で」
- 16 「新潟時事」昭和6・3・16「債権者斬り犯人、殺意ありと認む、陪審員の答申」
- 17 「東京日日新潟版(ロ)」昭和6・3・17「懲役八年求刑、殺人未遂の陪審公判」
- 18 「新潟毎日」昭和6・3・19夕「□□殺人未遂、懲役六年に」
- 19 「新潟時事」昭和6・3・19夕「問題の陪審殺人事件、懲役六年の判決けふ新潟地方裁判所」
- 20 「新潟新聞」昭和6・3・19「殺人未遂は懲役六年」
- 21 「東京日日新潟版(ロ)」昭和6・3・21「懲役六年の服罪」

⑦KI傳助(放火被告事件昭和六年六月二十六日判決・脅迫懲役一〇月)

○事件の概要 被告人KI傳助(三三)は、昭和二年二月頃、FTシモと婚約し、爾來事
 実上の夫婦として同棲を続けていたが、シモは父親と折合が悪く、畑仕事も嫌う処から、

昭和五年七月離縁となり、シモはTN駿治の内縁の妻となったが、その後も被告人はシモ
 と密会を続けた、父の死後シモに復縁を迫ったが、シモは応じなかつたので、昭和六年四
 月六日午後一〇時三〇分頃、嫉妬に駆られて、シモの婚家であるTN典三郎方に放火する
 ことを決意し、表入口雁木内に入り、所持の燐寸を擦って東側に掛けてあつた藁製の蓑に
 点火して逃走したため、火は雁木の屋根下、次いで本家屋根に燃え移り、典三郎所有の住
 宅の幾部を焼燬するに至つた。

被告人傳助は、予審では放火を自白していたが、陪審公判において、脅迫しようとした
 と、放火の犯意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」に「然
 らず」、補問「脅迫」に「然り」と答申した、裁判長は陪席判事と合議し、答申を採択した。
 検事は、懲役二年を求刑し、裁判長は合議して、懲役一〇月を言渡した。

- 1 「新潟毎日」昭和6・5・9夕「□□放火移送」
- 2 「新潟新聞」昭和6・5・9「放火犯移送」
- 3 「新潟時事」昭和6・5・9「放火事件移送」
- 4 「新潟新聞」昭和6・5・23「放火事件の実地検証」
- 5 「新潟時事」昭和6・5・23「放火犯人公判準備」
- 6 「東京日日新潟版(第2版)」昭和6・5・23「放火犯公判」
- 7 「新潟新聞」昭和6・6・10「浦本村放火の実地検証」
- 8 「新潟時事」昭和6・6・10「実地検証」
- 9 「新潟新聞」昭和6・6・25夕「妻に去られて遺恨の放火、本県第六回目の陪審裁判」
- 10 「新潟毎日」昭和6・6・25夕「復縁を迫つたが応ぜぬので放火、一寸おどした迄です」

- 11 「新潟時事」 昭和6・6・25 「未練と嫉妬から遂に放火した男、けふ本県第六回目の」
- 12 「新潟新聞」 昭和6・6・25 「放火事件の公判午後」
- 13 「新潟毎日」 昭和6・6・25 「子を思ふ親心、満廷をホロリ、□□村の放火公判午後」
- 14 「東京日日新潟版(第2版)」 昭和6・6・25 「酒の上で脅しただけ毛頭放火の意なし」
- 15 「新潟時事」 昭和6・6・26 「放火に非ず…脅迫と認む、満廷を泣かした母」
- 16 「新潟新聞」 昭和6・6・27夕 「□□村の放火犯、懲役十月に」
- 17 「新潟毎日」 昭和6・6・27夕 「□□放火判決、懲役十ヶ月」
- 18 「新潟時事」 昭和6・6・27夕 「放火男、懲役十月」
- 19 「東京日日新潟版(第2版)」 昭和6・6・27 「陪審員答申通り脅迫罪、放火犯に十ヶ月」

⑧ED作太郎(殺人被告事件昭和六年八月二一日判決・懲役八年)

○事件の概要 被告人ED作太郎(三三)は、大正一五年一月、大阪の貸座敷TK楼の娼妓小鈴事NGミイ(二六)の許に遊ぶようになった、昭和四年五月中、ミイから夫婦約束を求められ、迫るので同意を与えた、ミイは昭和六年五月二一日年期明けとなり、ミイと一緒に新潟のミイの兄野上方に落着いたが就職口が無く、同月二八日夕、大阪に帰ろうとミイに相談した処、ミイは帰るのは勝手にしろとか愛想づかしを言って立去ろうとしたので、引留めようと押倒した処、ミイは居候何をするかと放言したので、癪に障り自分の帯を取り左端を持って首に二廻り巻き付けて殺害した。

被告人作太郎は、陪審公判で殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に「然り」と答申(補問は傷害致死)し、裁判長は陪審判事と合議し、答申を採択し

た。検事は、一二年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議し、懲役八年の判決を言渡した。

- 1 「新潟新聞」 昭和6・7・18 「本町通の情婦殺し」
- 2 「新潟毎日」 昭和6・7・18 「情夫殺しの遠藤、陪審裁判に、廿一日―新潟の」
- 3 「東京日日新潟版(第2版)」 昭和6・7・18 「情婦ごろしは陪審裁判、殺人か過失致死か」
- 4 「新潟新聞」 昭和6・8・7夕 「情婦殺、十七日公判」
- 5 「新潟毎日」 昭和6・8・7夕 「情婦殺し陪審公判、来る十七日」
- 6 「新潟新聞」 昭和6・8・14夕 「情婦殺し公判、十七日開廷」
- 7 「新潟新聞」 昭和6・8・18夕 「情婦殺しの作太郎、けふ陪審公判に暑気も物かは傍聴満員」
- 8 「新潟毎日」 昭和6・8・18夕 「殺す気もなく夢中で帯で首を絞む大阪より遙々女を追ひ来たった」
- 9 「新潟新聞」 昭和6・8・18 「情婦殺し作太郎、懲役十二年求刑、廿一日判決言渡」
- 10 「新潟毎日」 昭和6・8・18 「手練手管で同棲した…と、女は云つてゐたとの証言」
- 11 「東京日日新潟版」 昭和6・8・18 「愛想をつかさ、とっさの腹立で首を絞めた」
- 12 「北越新報」 昭和6・8・19夕 「両眼に露を宿し犯意を否認、新潟の情婦殺し」
- 13 「東京日日新潟版」 昭和6・8・19 「殺意があつたと陪審員答申、検事十二年を求刑」
- 14 「新潟新聞」 昭和6・8・22夕 「情婦殺し作太郎、懲役八年に決定、けふ陪審法廷で」
- 15 「新潟毎日」 昭和6・8・22夕 「情婦殺し、懲役八年」
- 16 「東京日日新潟版(第2版)」 昭和6・8・23 「情婦殺し服罪」

⑨KB喜藏(放火被告事件昭和六年一〇月二四日判決・無罪)

○事件の概要 被告人KB喜藏(三五)は、生計困難のためと家主に対する恨みをはらす

べく、自己所有の動産に対しNH簡易保険会社と保険金千二百円の保険契約をしてあるの
で、右金員を詐取する目的で、昭和六年二月二四日午前一時頃、借家に放火しその住家棟
ならびに付近家屋八戸を焼燬し、原因失火と称して、右会社より保険金支払名義に九百五
二円を騙取した。

被告人喜藏は、警察、検事局、予審において自白したが、公判廷においては警察の拷問
に耐えかねて偽りの自白をしたと、放火を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主
問「放火の事実」に「然らず」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択して、
無罪を宣告した。

- 1 「新潟新聞」昭和6・7・31夕「放火豆腐屋公判に附さる」
- 2 「新潟毎日」昭和6・7・31「保険金欲しさの□□の放火、詐欺事件として公判に」
- 3 「新潟新聞」昭和6・10・9夕「保険放火の実地検証」
- 4 「新潟毎日」昭和6・10・9夕「保険金欲しさの放火事件検証陪審公判は二十三、四の両日開廷」
- 5 「新潟時事」昭和6・10・9「放火豆腐屋、陪審裁判」
- 6 「新潟新聞」昭和6・10・24夕「放火の覚えは絶対に無い、警察での是認は拷問を苦し」
- 7 「新潟毎日」昭和6・10・24夕「拷問恐しさに警察で虚偽の申立て公判廷で全部犯情を否認」
- 8 「新潟時事」昭和6・10・24夕「警察に強問され保険金詐欺放火といった」
- 9 「新潟新聞」昭和6・10・24「各証人から思ひの俛を陳述、□□放火豆腐屋の陪審」
- 10 「新潟毎日」昭和6・10・24「□□の放火公判、証言は被告に有利、陪審廷公判午後」
- 11 「北越新報」昭和6・10・24「□□の放火公判、保険金欲しさから被告は極力事実否認」
- 12 「東京日日新潟版(第3版)」昭和6・10・24「新潟放火犯の陪審公判、被告犯行を否認」

- 13 「新潟時事」昭和6・10・25夕「強問はせぬ、沼垂署員弁明、放火事件公判二日」
- 14 「新潟新聞」昭和6・10・25「□□の放火事件無罪と決定、伴純弁護士主張奏功して」
- 15 「新潟毎日」昭和6・10・25「保険詐欺放火：陪審続行公判、放火事件無罪」
- 16 「東京日日新潟版(第3版)」昭和6・10・25「自白に依って犯行を認めた、沼垂署司法主任」
- 17 「新潟時事」昭和6・10・26夕「陪審員の答申、放火に非ず、流作場の豆腐屋無罪」
- 18 「北越新報」昭和6・10・26「陪審員の答申に無罪の判決、新潟の放火公判」
- 19 「東京日日新潟版」昭和6・10・27「無罪、陪審員の答申を採用し判決、放火事件公判」

⑩HSG信治（殺人未遂被告事件昭和六年二月九日判決、傷害・懲役三年）

○事件の概要 被告人HSG信治(四三)は、妻子を有する者であるが、昭和四年六月頃
から自宅の雇い人であるSUIイクヨ(三四)と密通して家出をし同棲し、一子を分婉させた
が、生計困難に陥った処から、昭和六年七月一七日から別居することにし、被告人はKY
Y旅館に下宿し、イクヨは姉ヨシの婚家であるKD徳次方身を寄せていた処、被告人はイ
クヨに対する恋慕の情禁じがたく、同月二七日午前九時過ぎ、右近藤方にイクヨを訪ね、
KY Yに来るように話したが、イクヨは被告人の意に従はないので、変心したと思ひ殺意
を生じ、所携の鉈で斬付け、瀕死の重傷を負わせたが、殺害の目的を果たさず自首した。

被告人信治は、陪審公判廷で殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺
人の事実」に「然らず」、補問「傷害致死の事実」に「然り」と答申し、裁判長は合議して
答申を採択した。検事は、犯情に同情を寄せるべき何物も無いと、懲役四年を求刑した。
裁判長は陪席判事と合議して、懲役三年の判決を言渡した。

- 1 「新潟新聞」昭和6・9・25夕「殺人未遂犯の移送」
- 2 「新潟新聞」昭和6・10・31「□□町の情婦殺、陪審裁判に」
- 3 「新潟毎日」昭和6・10・31「情婦殺害未遂」
- 4 「新潟新聞」昭和6・12・5夕「傍聴席満員裡に、情婦殺し未遂陪審裁判犯人極力殺意否認」
- 5 「新潟毎日」昭和6・12・5夕「変心を怒った情婦殺し未遂、けふ陪審公判開廷」
- 6 「新潟時事」昭和6・12・5夕「可愛い女、殺意は無かった、殺人未遂の四十男」
- 7 「新潟新聞」昭和6・12・5「被告に不利な各証人の言葉、情婦殺し未遂公判」
- 8 「新潟毎日」昭和6・12・5「情婦殺し未遂事件、証人の訊問、続行公判の午後」
- 9 「新潟新聞」昭和6・12・6夕「情婦殺し未遂公判続行、陪審員の意見傷害犯と決定」
- 10 「新潟時事」昭和6・12・6夕「痛ましい姿の女、証人席に怨み言昨夜十時五十分漸く終った」
- 11 「北越新報」昭和6・12・6「殺す意思など毛頭なかった、被告殺意を否認情婦殺し未遂公判」
- 12 「新潟新聞」昭和6・12・10「情婦殺未遂、懲役三年」
- 13 「新潟毎日」昭和6・12・10「情婦殺し未遂事件、懲役三年に処分」
- 14 「新潟時事」昭和6・12・10「情婦殺し未遂、懲役三年」
- 15 「北越新報」昭和6・12・11「情婦殺し未遂、懲役三年」

⑩HG數一（放火被告事件昭和六年二月一六日判決・懲役五年）

○事件の概要 被告人HG數一（三六）は、機織業を営んでいたが、昭和六年五月二一日、NH火災保険会社の募集員高木謙治（四五）と同社の長岡駐在所員落合金四郎（三六）から、保険加入の勧誘を受け、即日、居宅工場機械と原料品など時価四、五千元程の物に対して一

万円火災保険契約をなし、一ヶ年の保険料六〇円は即日払込んで置いた処、同月二七日の夜九時過ぎ頃、TG清助（四六）からその雇人TB松五郎（五五）を以て、五百円の糸代金支払方を督促され、当時被告人は数千円の負債があったのみでなく、TZ禎太郎（四六）に対し、同月末支払うべき二百余円の染料代金等の都合がつきかねていたこと等を焦慮した末、右居宅工場等に放火して、該保険金を受取るうと思惟し、その夜は一時頃床につき、翌二八日午前二時頃眼を覚まし、失火を装うて、台所から燐寸を手にして二階物置場に至り、枯杉束に放火し、右居宅および工場を焼燬した。

被告人數一は、陪審公判において、放火を否認し、漏電であろうと主張した。審理の結果、陪審員は、問「放火の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役九年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議して、懲役五年の判決を言渡した。

- 1 「新潟新聞」昭和6・11・11夕「保険放火の实地検証」
- 2 「新潟時事」昭和6・11・11「放火機屋陪審」
- 3 「新潟新聞」昭和6・12・12夕「真か偽か極力放火を否認、更に漏電ならんと強弁」
- 4 「新潟毎日」昭和6・12・12夕「保険金目当ての放火事件陪審公判、被告は放火：否認」
- 5 「新潟時事」昭和6・12・12夕「原因は漏電です、凶々しくも放火否認けふ…機屋の陪審公判」
- 6 「新潟新聞」昭和6・12・12「□□町放火公判再開」
- 7 「東京日日新潟版（第3版）」昭和6・12・12「放火事件陪審公判、被告犯行を否認」
- 8 「新潟新聞」昭和6・12・13夕「放火陪審公判けふも続行」
- 9 「新潟毎日」昭和6・12・13夕「□□町の放火事件、陪審公判午後」

- 10 「新潟時事」昭和6・12・13 「放火機屋の陪審公判、証人何れも被告有利」
- 11 「新潟新聞」昭和6・12・14 「□□町の放火男、懲役九年を求刑、判決は十六日に下る」
- 12 「新潟毎日」昭和6・12・14 「陪審員も放火と認む、□□町放火事件」
- 13 「新潟時事」昭和6・12・14 「拷問は絶対無し、十日町署長丹羽部長の証言、放火陪審」
- 14 「北越新報」昭和6・12・15 「注目された放火陪審事件、取調には毫も無理はない」
- 15 「東京日日新潟版(第2・3版)」昭和6・12・15 「放火犯に九ヶ年求刑」
- 16 「新潟毎日」昭和6・12・17夕 「□□町の放火犯、懲役五年に処せらる」
- 17 「新潟時事」昭和6・12・17夕 「放火機屋五年」
- 18 「北越新報」昭和6・12・17 「五年の判決、□□町の放火犯」
- 19 「東京日日新潟版(第2・3版)」昭和6・12・17 「放火犯に五年の判決」

⑫EG長吉(殺人未遂及傷害被告事件昭和七年一月二五日判決・傷害懲役一年三月)

○事件の概要 被告人EG長吉(二五)は、昭和六年四月中、KJ一一郎(三〇)の弟子として木挽職修行中、一一郎の妹にあたるTT辰藏(四六)の義妹TTヨシオ(二二)と結婚したところ、ヨシオは病弱であると、被告の要求に応ぜぬことが屢々だったので不和となり、同年九月離婚したが忘れかね、その後再三復縁を迫ったが拒まれたのを恨み、最後の交渉を試みてもなお聞かれない場合は、ヨシオならびに仲介人である一一郎を殺害しようと思い、同年一〇月二六日、灰と小石を材料に二袋の目つぶしを作り、かつ刃渡り三寸小刀を懐中して、同夜七時、TT辰藏方に至り、驚いて奥の部屋に逃げ込んだヨシオに目つぶしを喰わせ、所持の小刀で頸部胸部等数箇所を斬付け、全治二三日を要する傷を負わせ、ヨシオ

をかばおうとした実母ヤス(五六)の手にも全治一五日の傷を与え逃走し、その足で一一郎方へ至り、靱摺中の一一郎に目つぶしその他を投げつけたが、殺害の目的を果たさなかった。

被告人長吉は、陪審公判において、殺意を否認した。審理の結果、陪審員は、主問一「ヨシオに対する殺人未遂の事実」に「然らず」、補問一「ヨシオに対する傷害の事実」に「然り」、主問二「ヤスに対する傷害の事実」に「然り」、主問三「一一郎に対する殺人未遂の事実」に「然らず」(無罪)と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を全部採択した。検事は、懲役二年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議して、懲役一年三月を言渡した。

- 1 「東京日日新潟版」昭和7・1・17 「殺人未遂犯陪審裁判を安塚署員傍聴」
- 2 「新潟毎日」昭和7・1・19夕 「復縁聞入れず、元妻の家にて刃傷騒ぎ…本年最初の陪審廷」
- 3 「新潟時事」昭和7・1・19夕 「殺人未遂？ 傷害？ 興味ある陪審裁判開廷さる」
- 4 「新潟新聞」昭和7・1・19 「殺人未遂の痴情男公判、本年初最初の陪審裁判」
- 5 「新潟毎日」昭和7・1・19 「殺す気はなく唯脅すため、□□村の殺人未遂陪審公判」
- 6 「新潟時事」昭和7・1・19 「脅かす心算だった妻の努めさへせぬ女に殺意を極力否認する男」
- 7 「東京日日新潟版(第2・3版)」昭和7・1・19 「殺意を否認去った妻とその家族皆殺しを企てた犯人」
- 8 「新潟新聞」昭和7・1・20夕 「証言は大体被告に有利、□□村殺人事件公判」
- 9 「新潟時事」昭和7・1・20夕 「証人訊問に入る、陪審公判第二日大体被告有利に展開」
- 10 「北越新報」昭和7・1・20夕 「父なればこそ有利な証言、東頸□□殺人未遂陪審公判」
- 11 「新潟毎日」昭和7・1・20 「□□村殺人傷害、陪審続行公判」
- 12 「新潟時事」昭和7・1・20 「検事の論告で再び休憩、夜に入った陪審裁判」

- 13 「東京日日新瀆版」昭和7・1・20 「父、子を庇ふ、殺人未遂犯の法廷で：続行公判」
- 14 「新潟新聞」昭和7・1・21 「情婦殺し未遂陪審公判終了陪審員判定は被告に有利判決は廿五日」
- 15 「新潟時事」昭和7・1・21 「殺意無し陪審員の答申：先妻斬り、昨夜の陪審裁判」
- 16 「東京日日新瀆版」昭和7・1・21 「殺意を認めず傷害犯と答申：検事二年を求刑」
- 17 「新潟新聞」昭和7・1・27夕 「痴情の長吉、一年三月、二十五日判決下る」
- 18 「新潟毎日」昭和7・1・27夕 「□□殺人未遂公判言渡し」
- 19 「新潟時事」昭和7・1・27 「東頸の傷害犯、懲役一年三ヶ月に処せらる」
- 20 「東京日日新瀆版」昭和7・1・27 「殺人未遂犯（注、傷害の認定）に一年三ヶ月の判決」

⑬ S M三次（放火未遂被告事件昭和七年六月六日判決・懲役二年執行猶予三年）

○事件の概要 被告人S M三次（四）は、昭和三年から五年まで、S I忠三郎（三九）方へ雇われ精米に従事して、三年間の給料残金一五〇円程の売分があるので請求した処、忠三郎は被告人の父龜吉に過払いしていると払わず、かつ自宅付近のOD清藏（五〇）方へ酒を飲みに来て、被告人等一家を食わせておく如く言い触らしたので、これに被告人は憤って、忠三郎方に放火したが未遂に終わった。

被告人三次は、予審では自白していたが、陪審公判においては、自白は警察に強制されたものであると放火を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪審判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役二年を求刑し、裁判長は陪審判事と合議して、懲役二年、執行猶予三年の判決を言渡した。

- 1 「新潟毎日」昭和7・5・7 「□□放火事件公判」

- 2 「東京日日新瀆版（第3版）」昭和7・5・7 「放火事件を陪審廷に」
- 3 「新潟新聞」昭和7・6・4 「□□放火事件の陪審公判開かる、被告極力事実を否認」
- 4 「新潟毎日」昭和7・6・4 「□□村の放火犯、陪審廷で犯行否認」
- 5 「新潟時事」昭和7・6・4 「虐げられた雇人、主人宅に放火、陪審法廷で否認」
- 6 「東京日日新瀆版（第3版）」昭和7・6・4 「放火犯陪審公判、被告犯行を否認証人も被告に有利」
- 7 「新潟新聞」昭和7・6・5 「証人調べ後検事から求刑、上□□の放火公判」
- 8 「新潟毎日」昭和7・6・5 「□□の放火犯、懲役二年半を求刑、判決は六日」
- 9 「北越新報」昭和7・6・5 「□□村放火の陪審公判」
- 10 「東京日日新瀆版（第3版）」昭和7・6・5 「陪審員犯意を認め検事一年（注、二年六月）求刑」
- 11 「新潟時事」昭和7・6・6 「陪審員は放火犯の答申、放火陪審事件の続行公判」
- 12 「新潟時事」昭和7・6・7 「陪審裁判の放火未遂犯人、行刑猶予の恩典に浴す」
- 13 「東京日日新瀆版（第3版）」昭和7・6・7 「放火未遂犯に執行猶予の恩典」
- 14 「新潟毎日」昭和7・6・8夕 「放火未遂犯人、検事も上告権を棄て、七日出所」
- 15 「北越新報」昭和7・6・8 「放火の三次出所」

⑭ N T與作（放火被告事件昭和七年一〇月二七日判決・懲役七年）

○事件の概要 被告人N T與作（四七）は、昭和五年春、M J謙治（四五）等と共に出資し、縄工場を建設したが、欠損続きで大金額の負債を生じたので、M J保険会社とD I海上保険会社に各一千円の保険を付してあるのを奇貨として、保険金騙取の目的から、昭和七年四月五日夜一時頃、同工場に放火して全焼させた。

被告人與作は、陪審公判において放火を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役七年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議して、求刑通り懲役七年の判決を言渡した。

- 1 「新潟新聞」昭和7・10・22夕「町のニュース、裁判所から」
- 2 「新潟新聞」昭和7・10・22「□□村の放火陪審、証人調開始」
- 3 「新潟毎日」昭和7・10・22「保険金を取り負債の整理に、□□村放火事件公判」
- 4 「新潟時事」昭和7・10・22「凶迂々々しくも犯状の悉くを否認、□□の保険金詐取」
- 5 「東京日日新潟版(第3版)」昭和7・10・22「放火犯陪審公判、被告犯行を否認す」
- 6 「新潟毎日」昭和7・10・23夕「□□の放火事件、陪審公判(第二日)、証人訊問後休憩」
- 7 「新潟時事」昭和7・10・23夕「□□村放火事件の証人出廷、陪審公判けふも続行」
- 8 「新潟毎日」昭和7・10・23「放火陪審公判、検事の有罪論告、弁護士無罪を主張」
- 9 「東京日日新潟版(第3版)」昭和7・10・23「放火犯陪審公判、証人当らず触らずに陳述」
- 10 「新潟新聞」昭和7・10・24夕「□□村放火事件、陪審員も放火認と認む：七年求刑」
- 11 「新潟時事」昭和7・10・24夕「陪審員、被告の放火と答申、判決言渡は廿六日」
- 12 「北越新報」昭和7・10・24「陪審員一同も放火と認む、検事は七年を求刑」
- 13 「新潟毎日」昭和7・10・25夕「□□村の放火陪審、保険金詐欺未遂」
- 14 「東京朝日越後版(第2版)」昭和7・10・25「放火の陪審、七年を求刑」
- 15 「新潟新聞」昭和7・10・27「□□の犯人懲役七年」
- 16 「新潟時事」昭和7・10・27「□□の放火犯人、懲役七ヶ年に処刑さる」

- 17 「北越新報」昭和7・10・28「放火の與作、懲役七年、求刑通り判決」
- 18 「東京朝日越後版(第2版)」昭和7・10・28「放火陪審で懲役七年判決」

⑮KD貞治(放火被告事件昭和八年五月二十九日判決・懲役一〇年未決勾留一五〇日算入)

○事件の概要 被告人KD貞治(四人)は、IIFユから役場ならびに村農会に納入すべき公租公課として交付を受けた金を保管中、昭和四年五月二〇日頃から昭和七年六月五日迄の間に、家事の費用その他に合計二百八円三二銭を費消し、なお県税第二期分として納入すべき金三百三二円七八銭を受領保管中、昭和七年八月二三日から同月二六日迄の間に、新潟市KJ五作方において賭博に資金を費消し、同月二六日夜一〇時四〇分頃、自動車でKJ方から帰途についたが、右県税の納期は同月二五日限りで、役場の手続上においても、九月五日迄に納入せねばならぬ処置に、金融の途がないのに窮し、車中その善後策に腐心し、同夜一二時頃、自宅に着いたが遂に万策尽き、役場に放火し税金滞納に関する書類を焼いて納税を一時糊塗しようとして、翌八月二七日午前一時頃、役場に赴き事務室内で滞納金整理簿の綴糸を断ち焼けるに便ならしめた上、所持の燐寸で放火して役場一棟を焼燬した。

被告人貞治は、警察から自白していたが、陪審公判において放火を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、問「放火の事実」に然りと答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役一〇年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議して、懲役一〇年・未決勾留一五〇日算入の判決を下した。

- 1 「新潟毎日」昭和8・5・3夕「□□放火公判、陪審に附さる」

- 2 「新潟新聞」昭和8・5・3 「西蒲原放火陪審」
- 3 「新潟新聞」昭和8・5・27夕 「役場に放火して納税を糊塗、滞納書類焼失の目的」
- 4 「新潟毎日」昭和8・5・27夕 「役場に放火し滞納書類を焼き、納税を一時糊塗せんと」
- 5 「新潟新聞」昭和8・5・27 「□□役場放火事件、午後は証人訊問」
- 6 「新潟毎日」昭和8・5・27 「証言被告に不利、□□の放火続行公判」
- 7 「東京日日新滬版」昭和8・5・27 「ことし初の陪審裁判公金は横領したが、放火した覚えなし」
- 8 「新潟毎日」昭和8・5・28 「□□放火犯、続行公判」
- 9 「東京日日新滬版」昭和8・5・28 「放火犯陪審公判、検事は有罪論」
- 10 「新潟新聞」昭和8・5・29夕 「司法主任が証人に、升潟の放火続行」
- 11 「新潟新聞」昭和8・5・29 「役場放火事件陪審の公判、鮮やかな陪審の答申振り」
- 12 「新潟毎日」昭和8・5・29 「□□の放火犯、懲役十年求刑」
- 13 「新潟新聞」昭和8・5・30夕 「□□の放火犯へ懲役十年」
- 14 「新潟毎日」昭和8・5・30夕 「□□放火犯、懲役十年」
- 15 「東京日日新滬版」昭和8・5・30 「□□村放火犯に十年の懲役、陪審員有罪を認む」

⑩ WN留吉（放火被告事件昭和一〇年七月一日判決・無罪）

○事件の概要 被告人WN留吉（五四）は、大正一五年九月三日、自己所有に係る木造萱葺建坪七坪の住家一棟を抵当として、WN松太郎（五〇）より金一五〇円を借受け、爾来右弁済方督促を受けていたが、寧ろ該家屋を火災保険に付し、これに放火して保険金を得た上、火災に罹ったのを理由にして、借入金を僅少に減額させて弁済し、残保険金で更に住

宅を新築しようと企て、昭和九年一〇月九日、右家屋を保険の目的としてKB海上運送保険会社と保険金二百円の火災保険契約を締結し、他人に対して右保険契約を秘して置き、同年一月二〇日右計画を実行しようと決意し、同日午後六時頃、多量の焚き火残火ある右居宅炉中の炭火上に一抱大の枯杉葉一束を差置いて外出し、これより家屋に延焼させて、内縁の妻STシチと同居中の右家屋を全焼させた。

被告人留吉は、自首していたが、陪審公判において、自分は警察で強要されたものであると否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」に「然らず」と答申し、裁判長は合議して、答申を採択して、無罪を宣告した。

- 1 「東京朝日新滬版」昭和10・5・25 「久し振りで放火の陪審、きのふ準備裁判」
- 2 「東京朝日新滬版」昭和10・7・4 「放火の陪審」
- 3 「新潟新聞」昭和10・7・11夕 「久し振りに陪審裁判、警察での自白は強要された結果」
- 4 「新潟毎日」昭和10・7・11夕 「妻の放火と頑張り、放火事実を否認、□□村放火陪審」
- 5 「新潟新聞」昭和10・7・11 「出廷した証人不利を証言、∴放火事件・陪審裁判」
- 6 「東京日日新滬版」昭和10・7・11 「放火陪審公判」
- 7 「東京朝日新滬版」昭和10・7・11 「警察で自白を無理強ひ、放火犯陪審法廷で陳述」
- 8 「読売新滬版」昭和10・7・11 「陪審裁判、放火男が否定」
- 9 「新潟毎日」昭和10・7・12夕 「証人の陳述不利、□□村放火陪審公判続行」
- 10 「新潟毎日」昭和10・7・12 「□□村の放火に無罪の判決、陪審員の答申を採択」
- 11 「東京日日新滬版」昭和10・7・12 「□□村の放火に無罪の判決、緊張の陪審公判」
- 12 「東京朝日新滬版」昭和10・7・12 「然らずの答申で、WNに無罪を宣告、荷頃村の」

- 13 「読売新潟版」昭和10・7・12 「□□怪火無罪判決、陪審員答申は然らず」
- 14 「東京朝日新潟版」昭和10・10・1 「放火事件の補償請求棄却、起訴事実と自白符合」

⑰ K K 啓次（放火被告事件昭和十一年二月五日判決・懲役五年未決勾留九〇日算入）

○事件の概要 被告人K K 啓次（四四）は、捕鼠器を製造する鍛冶職であるが、近年営業不振で家計意の如くならず、加えるに想思の間柄であったT N スイ（三九）が、昭和一〇年六月一〇日頃、三条市に立帰った際、同人と会合するや執着の念禁じがたく同棲を堅く誓ったが、数人の子まで儲けた現在の妻カノ（三三）を如何とも為すことが出来ず、幸い自己の家屋に九百円の火災保険契約を為したのを奇貨として、これを焼いて保険金を詐取し、火災を機会にスイと同棲することを企て、同年六月二六日午前七時半頃、家人の不在に乗じて、長男貞一（二三）の勉強部屋である居室二階に放火し、同所を焼燬した。

被告人啓次は、警察で放火を自白していたが、予審第一回の取調から否認し始めた。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、憎むべき行為であると、懲役八年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議して、懲役五年・未決勾留九〇日算入の判決を下した。

- 1 「新潟新聞」昭和11・2・5 「欠し振に陪審裁判知らぬうちに放火、放火とは滅相な…三条の怪火」
- 2 「東京朝日新潟版⑤」昭和11・2・5 「放火陪審公判」
- 3 「読売新潟版」昭和11・2・5 「放火陪審公判」
- 4 「新潟毎日」昭和11・2・6 夕「放火した覚なし、三条市の鍛冶職事実を否認」
- 5 「新潟新聞」昭和11・2・6 「三条怪火、陪審員放火と認定、懲役五年を言渡さる」

- 6 「新潟毎日」昭和11・2・6 「放火か？然り！三条市の放火事件陪審公判、直ちに五年」
- 7 「北越新報」昭和11・2・6 「三条の怪火事件、陪審裁判開く、被告頭から犯行否認」
- 8 「東京日日新潟版」昭和11・2・6 「放火陪審公判」
- 9 「東京朝日新潟版⑤」昭和11・2・6 「放火に五年陪審言渡」
- 10 「読売新潟版」昭和11・2・6 「放火の答申然り、陪審公判で判決五年」

⑱ K Y 森蔵（殺人被告事件昭和十二年一月二五日、傷害致死・懲役二年執行猶予三年）

○事件の概要 被告人K Y 森蔵（三三）は、昭和十二年七月二五日、徴兵検査に甲種合格したので、その夜、料亭で開かれた祝賀の宴に出席したが、その席上、不合格者大工職S T 藤三郎の徒弟H S G 彌三郎（三二）から「合格するような奴は馬鹿だ」と罵られたので憤怒の余り、H S G に馬乗りになり、脅かすつもりで短刀を旨に擬したが、「突くなら突け」と益々喰ってかかってくるので、短刀を突き刺し殺害した。

被告人森蔵は、予審廷での自白を公判準備で覆し、殺意を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「殺人の事実」に「然らず」、補問「傷害致死の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、温情を込めて懲役五年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議して、即決で懲役二年、執行猶予三年を判決した。

- 1 「新潟毎日」昭和12・10・3 夕「被告殺意を否定、陪審公判へ附す、□□村の殺人事件」
- 2 「東京朝日新潟版⑤」昭和12・10・3 「殺意を否認陪審へ、□□村の同僚殺し事件」
- 3 「新潟新聞」昭和12・11・26 夕「壮丁の殺人・陪審公判開く殺害は後で自覚泥酔と昂奮から無我夢中」
- 4 「新潟毎日」昭和12・11・26 夕「陪審公判祝酒に前後不覚、被告殺意を否定□□村の殺人事件」

- 5 「新潟新聞」昭和12・11・26 「傷害致死で懲役二年執行猶予、陪審公判壮丁の殺人事件」
- 6 「新潟毎日」昭和12・11・26 「□□の殺人事件、執行猶予の恩典、陪審答申殺意無し」
- 7 「東京日日新湯版」昭和12・11・26 「壮丁の殺害に寛大、陪審員名答申出征しますと嬉し泣」
- 8 「東京朝日新湯版⑧」昭和12・11・26 「気がついて見れば、罫られてみた刃壮丁慰勞の宴の殺人」
- 9 「読売新湯版」昭和12・11・26 「被告は短気、KNの陪審公判」

⑬ YO眞一（尊属殺人未遂被告事件昭和一五年六月一五日判決、暴力行等処罰ニ関スル法律違反傷害懲役二年）

○事件の概要 YO眞一(三三)は、亡夫の遺産の実権が母親スイ(五二)にあり、母親が被告人の弟員治(二六)に相続させることを慮り、員治を新潟市AB辰次郎(四九)二女フミ(二〇)へ入婿させる話を勝手に決めた処、母親と員治に反対されて憤慨し、昭和一四年二月(五)日午後八時頃、母に猟銃で発砲したが殺人未遂に終わった。

被告人眞一は、警察、検事廷、予審では殺意を自白していたが、準備公判から脅すつもりであつたと殺意を否認していた。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人未遂の事実」は「然らず」、補問「脅迫の事実」は「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採用した。検事は、懲役三年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議して、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反を適用して懲役二年を言渡した。

- 1 「東京朝日新湯版」昭和15・5・7 「実母殺し公判」
- 2 「新潟新聞」昭和15・6・12夕 「実母殺し未遂事件、母の罪の子と自供、本年初の陪審」
- 3 「新潟新聞」昭和15・6・12 「法廷に相喰む兄妹、殺意の有無如何? □□村実母殺し」
- 4 「東京日日新湯版」昭和15・6・12 「殺意を否認、実母殺し未遂陪審公判」
- 5 「読売新湯版」昭和15・6・12 「殺意を否認、発砲し実弾と判りビックリ母殺し未遂陪審公判」
- 6 「新潟新聞」昭和15・6・13夕 「身内こそつて証言・被告に不利、眞一公判第二日目」
- 7 「新潟新聞」昭和15・6・13 「情なき肉親かな弁護士涙の熱弁、陪審員殺意なしと認む」
- 8 「新潟毎日」昭和15・6・13 「陪審員殺意認めず殺人の汚名免る、嬉し涙に暮れる被告」
- 9 「東京日日新湯版」昭和15・6・13 「然らずと答申、殺人未遂陪審公判」
- 10 「東京朝日新湯版」昭和15・6・13 「答申は然らず、母殺し未遂の陪審公判」
- 11 「読売新湯版」昭和15・6・13 「陪審員の答申も殺意はなく脅迫、母殺し未遂続行公判」
- 12 「新潟新聞」昭和15・6・14 「罪名は果して何、求刑は十五日に、□□事件延期さる」
- 13 「新潟新聞」昭和15・6・16 「暴力行為を適用、実刑懲役二ケ年、□□村事件に判決」
- 14 「東京日日新湯版」昭和15・6・16 「殺人未遂に二年」
- 15 「東京朝日新湯版⑧」昭和15・6・16 「眞一に懲役三年(注、懲役二年)、母殺し未遂の判決」
- 16 「読売新湯版」昭和15・6・16 「懲役二年の判決、□□の母殺し未遂事件」

七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号(第7巻第10号、一九二九年一〇月)には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。また、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号(第35巻第

9号、日本弁護士協会・一九三二年一〇月)には、全国各地の二〇〇余名の法曹(大部分が弁護士)から、陪審

法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

こゝでは、前掲『法曹会雑誌』に掲載された水戸地方裁判所長岡熊雄、静岡地方裁判所長柏木五百次郎、甲府地方裁判所部長林盛治、長野地方判所長篠原泰助、新潟地方裁判所長櫻田壽の感想、および『法律新聞』に掲載された宇都宮地方裁判所長岡慶治・同検事正樋口柳吉の談話、ならびに前掲『法曹公論』に掲載された「陪審法と新民事訴に対する法曹の声」の中、水戸・宇都宮・前橋・静岡・甲府・長野・新潟の弁護士達の感想を収録した。

(注) 全国の判事・検事・弁護士らの感想を分析したものには、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」『法学セミナー』第36巻第8号、一九九一年八月)があるので、参照されたい。

1 水戸

(一) 判検事の感想

① 水戸地方裁判所長岡熊雄「忌避権の行使」

陪審構成に就て理想的のものは、陪審の全員が常識に富み穩健なる思想の所有者であつて、被告人とも被害者とも何等の関係なく何れに対しても憎愛の念を有せざることである。奇矯過激の思想を有せる人被告人又は被害者と交際あり又は近隣の誼ある等の事情で其何かに対して憎愛の念を有せる人又は常識に欠けて事理を解せざる人等は、事件を正視する能はざる嫌あるを以て、陪審たるに適せざる人である。抽籤に依て陪審員を選定する我邦の法制の下に於て、陪審員の全部が理想的ならんことを望むは困難ではあるが、事件に付

召集したる三十六人の陪審員中陪審を構成すべき十二人位は、理想に近い人を得るに難くはないであらう。是すら困難なりと云ふに於ては、陪審制度を撤廃しなければならぬ。然らば如何にして理想に近い陪審を得らるゝかと謂ふに、陪審構成の際検事も弁護士も抽籤に放任せず相当忌避権を行使して怪しき者を除外することに務めたならば、略其目的は達せらるゝであらうと思はる。尤も陪審員の氏名は事件当日まで之を公にせざるが故に、検事も弁護士も予め其適否を探知する方法なく、法廷に於て俄かに其適否を甄別することは至難の事に属するが、過激思想の所有者なるや否やは平素の調査に依り大体を知り得べく被告人又は被害者に関係の有無及常識の有無の如きは法廷に於ける言語挙動に依りて推知し得らるゝであらう、陪審員を忌避するは好ましからぬことであるとの理由で、斯法実施当時在りては各所の検事とも成るべく忌避せざる様にして居る様であるが、実施後の経験に徴し事件の真相を掴める判断を求むる為には、検事も弁護士も相当忌避権を行使する必要があると思はる。

(二) 弁護士の感想

① 宮代又治(土浦)

一、不必要、寧ろ起訴陪審を望む。

2 宇都宮

(一) 判検事の感想

① 宇都宮地方裁判所長岡慶治・同検事正樋口柳吉「談話」

前略：転じて同地方の陪審成績を見れば、成績面白からず、昨年は殺人十一件、殺人未

遂一件中、陪審にかゝりたるもの僅に二件であった。同地方裁判所の法定陪審事件表に依れば、昭和三年十月より同五年五月まで、法定陪審事件新受四二件、辞退三六件とある。その六件の陪審事件中、三件は既済、三件は未済なるが、この既済三件中の二件は、昨年の陪審成績である。何故にかくの如く辞退する者多いかといふに、第一は名譽の關係で、陪審事件といへば、新聞で盛に書き立つる。それと同時に自分の悪名が世間に知れわたるの虞がある。第二は財産の關係で、陪審を請求すれば訴訟費用は少くも四百円を要する。第三は弁護士關係で、弁護士はその事件を引受けるには、成算がなければならぬ。容易く破れるやうな事件は、皆にその訴訟上に失敗するのみでなく、弁護士たる社会的面目まで傷けられるのである。従つて余程見込のあるもの、外は、陪審の請求を受けぬことになる。かやうな次第で全国到る処、陪審事件の成績がわるい。宇都宮地方裁判所に於ける陪審事件も、かくして極めて少ない。現に本年などは実施以来僅に三件であるが、その中、有罪は二件、無罪は一件である。この比率も今後の有罪無罪を語るのであらうと思はるゝが、いづれかといへば有罪の多い陪審を、被告人としても推し切つて請求する勢も出ないであらう。宇都宮地方は、他の千葉、茨城地方同様、殺伐な事件が多く、殊に尊屬親を殺害する事件に富んでゐる。陪審にかゝつた事件の罪質を見れば、いづれも皆殺伐で、殺人、殺人未遂、殺人及殺人未遂、放火、放火未遂、放火及放火未遂、強盜致死、強盜致傷、強盜傷人、嬰兒殺し、強姦致傷当である。かくして十一罪質中に於て、飛抜けて多い殺人、しかも尊屬親殺しは、悉く財産争ひである。なほ嬰兒殺しの現れは、宇都宮地方は茨城地方より著しく少い模様である。(以上、宇都宮地方裁判所岡所長及樋口検事正の談に依る。出典：「宇都宮地方裁判所と新民訴及陪審実施の成績」『法律新聞』第三三三二号・昭和五・六・二〇)

(二) 弁護士の感想

① 神田道堅 (栃木)

一、法曹公論特別号御発行に付眉見可申上御沙汰之趣敬承、然るに拙者は七十七歳の老骨にて単に弁護士に籍を置くまでにて、何等意見等無之候間御承引被下度得貴意候敬復。

② 星嘉悦 (宇都宮)

一、多額の経費を以て施行したるに、予期に反し事件寡少なは、裁判官信頼の為めなると、一面普通人に依り陪審答申せらるゝは、好まざる一般の傾向ありと推察せらる。

3 静岡

(一) 判検事の感想

① 静岡地方裁判所長 柏木五百次郎 「陪審所感」

静岡管内に於ける陪審事件は、実施後僅かに五件に過ぎぬ。其内一件を除くの外は、皆検事の起訴事実を肯定したのであるが。其一件も確かに無理の無い答申であることを認めねばならぬ事案であつて、結局五件共何等の不安なく気持よく其答申を採用することを得たのは自分等の最も愉快とするところである。要するに僅の経験ではあるが、陪審員の評決は概ね穩健妥当で、能く国民的常識を新らしき我法廷に反映せしむるに足るものがある様に思はれ、現時我国民の智能の程度は陪審員として十分に事実の真相を捉へ得る丈の判断力あるものと認め得るものと信ぜらるゝのは、大に人意を強ふる次第である。従つて陪審に於て最重要の点は、素人の陪審員をして容易に事実の真相を捉へ得せしむる様、裁判所は勿論検事も弁護士も共に最善の努力を盡すべきことで、検事の論告も弁護士の弁論

も、仮へ其立場を異にするにもせよ、各其觀察の方面に於いて事實の真相なりと信ずる所を平易明快に陪審員に諒得せしめ、裁判長に於ても両者の間に立ちて公平に事實の真相が那邊にあるかを判断せしむる様、能く事案の要点を説明指示せば、陪審員は確かに其真相を捉へて適正の答申をなし得るものと信ぜざるを得ぬ。裁判所が陪審の答申を不当と認むるときは、事件を他の陪審に付することを得る陪審法の規定は我陪審の特色とするところであるが、制度の本質上此規定は容易に之れを適用すべからざることも亦当然の事で、實際上に於ては此間に多少の矛盾を感じざるを得ぬので、裁判所としては相当苦心を要すべきことと予想したのであるが、幸に今日迄は陪審の答申は常に裁判所の意見と一致し、陪審員には十分事實の真相を捉へ得る判断力あることも認めらるゝ以上は、陪審員をして正鵠なる評決をなさしむると否とは、裁判所は勿論検事弁護士に努力如何によるもので、畢竟裁判所が陪審を更新せねばならぬ必要の生ずるのは、検事の諭告か弁護士の弁論か將た裁判長の説示か其何づれにか不徹底不合理の点があるものと見て差支なからうと思ふ。果して然らば、我陪審をして能く其特色を發揮せしめ世界に誇るべき完美の制度たらしむると否とは、一つに吾等判事検事及び弁護士の責任なるべきことを痛感せざるを得ぬのである。

(二) 弁護士の感想

① 榊原周次郎（沼津）

一、田舎の百姓親爺が洋服を着たるに似たり。理屈は兎に角、実用に適せず、無用の長物たるを免れず。

4 甲 府

(一) 判検事の感想

① 甲府地方裁判所部長林盛治「陪審法實施以来の感想」

陪審法実施せられて以来茲に僅かに一年、其間直接取扱ひたる事件も亦多からざりしを以て、特に感想談として語るに足る程の材料もなければ、唯思ひ付たる二三点を述べて責を塞ぐことゝなしたり。

一 宣伝の効果 陪審法実施せらるゝに当り、昨年以来当局者の為したる宣伝の効果に至りては、実に社会上著しき影響を与へたるものと謂はざるべからず。我國民は立法行政方面に對しては、明治維新以来、夙に顕著なる躍進を為したれども、独り司法方面に對しては、制度上然らしむる所ならんか、國民は一般に無関心にして、訴訟の当事者弁護士若くは特に訴訟に關係あるものにあざれば、容易く裁判所にさへ出入せざる有様なりき。然るに昨年新たに陪審法実施せらるゝに際し、司法省に於ても多額の宣伝費を支出せられたるのみならず、特に係員を各地に派遣せられ、且各地の判検事弁護士民間の有力者に夫々囑託し、各地に陪審に関する講演会を開催し、其他種々の方法を以て、専ら陪審の宣伝に務めしめたる結果、國民は俄かに裁判事務に關し一斉に注意を払ふに至り、纏て其風潮は活動写真演劇模擬裁判等に顕はれ、都会地は謂ふに及ばず、山間僻地津々浦々に至る迄、実演せられざる所なきに到りぬ。されば今日に於ては単に陪審法のみならず、一般裁判事務に對しても亦國民は只管興味を以て注目する傾向を生じたことは、司直のため洵に慶賀に堪えざる所なり。今や中小学校の教科書中にも、裁判所に關する説明ありて、毎年三月の卒業期に於ては、中等学校の卒業生は謂ふに及ばず、各小学校の卒業生各地男女青年

団等、孰れも競ふて裁判所に来り、開廷中の事件を傍聴し、陪審法廷其他附属建物を參觀し、以て若き国民が一般に裁判に関する事柄を研究するに到りたるは、是れ昭和の御代に於ける時代の趨勢なりとは云へ、一は以て陪審法実施に際し、当局者が鋭意其宣伝に努力したる結果なりと謂はざるべからず。斯の如く我國民は漸次裁判に関する常識を涵養し行くを以て、将来之等の國民が陪審員に選定せられたる曉に於ては、必ず完全其責任を果すことを得べし。然れども昨年陪審法実施以来、選定の榮を担ひたる個々の陪審員に付之を觀るに、未だ必らずしも全部満足すべき程度のものゝみにあらず。之れ陪審法第十二條の規定に依りて、陪審員たる者の資格を制限せられたる結果、其資格を有する者は中年者よりも寧ろ老年者に多く、従つて陪審法の講演を聴きたることなく、又裁判所に入入りしたることなき者迄も選定せられ居ればなり。実例を挙げれば、正陪審員として一日法廷に参与し乍ら、尚且之に参列する判事検事弁護士の区別を知らざりしものありと謂ふ。之等の陪審員の意見は、必らずしも不当なりしと断言することを得ざれども、裁判に関する常識にして既に此の如く欠如する以上、之等の陪審員は、検事の公訴事実の陳述事実並法律適用に関する意見、裁判長の為したる訊問と説示、被告人の供述弁護士の意見陳述等を良く了解することを得たるや、聊か疑問なき能はず。然し乍ら陪審員は孰れも真摯にして熱心事に当られしことは、深く敬意を払ふと共に厚く感謝せざるを得ず。想ふに孰れの国孰れの時代に於て、如何に嚴肅なる訓練を経ると雖も、陪審員の全員が悉く理想的能力を發揮し得べきものにあらず、要は唯陪審員の素質を一般的に向上せしむるにあり。前述の如く我國民にして今日裁判所に入出し、裁判に関する常識を研究しつゝあるものは、殆んど悉く若き國民に限らるゝ如き有様なるが故に、庶幾くは将来に於ても亦昨年に引続き陪

審制度の宣伝に努力せられ、殊に毎年新たに選定せらるゝ陪審員候補者を各一定の場所に召集して指導訓練し、尚事情の許す限り之等の候補者をして陪審事件は勿論其他の通常事件をも傍聴せしめ、以て裁判に関する常識を涵養せしめられんことを。しかし之を實行せんと欲せば相当の費用を要することは勿論なれども、既に陪審法を実施せられたる以上は実に止むことを得ざると共に、且必要欠ぐべからざる費用なるが故に当局者に於て特に此点に留意せられんことを望む。

二 被告人の心裡 一般犯罪人に心裡として犯罪當時は良心の苛責に悩み、人間本来の性に立還り、神妙に犯罪事実を自白するものなれども、漸次犯時を遠ざかるに従ひ再び良心麻痺し、鬼心勃々、犯罪事実を否認するに至ることは蓋し普通の常態なり。此被告人の心裡は陪審裁判に於て特に著しきものあり、これ陪審法に於ては陪審の評議に付すべき事件は被告人が犯罪事実を否認し居ることを条件とするを以て、若し被告人が事件を陪審の評議に付せんと欲せば、勢ひ犯罪事実の全部又は其一部を否認せざるべからず。此事は被告人と雖も能く知悉し居るところなるを以て、予審に於ける取調中悉く自白し居りたる事柄も、陪審裁判請求後は急に其態度を一変し、公判準備期日に於て先づ否認し、公判に於ては更らに強く否認し、然かも一回毎に巧妙に且頑固に否認するものゝ如し。察するに陪審事件に於ける被告人の心裡は、事実否認は当然法律が要求し且免許したるところなりと心得、良心信仰を超越し、虚偽欺瞞を以て唯一の信条となすにあらざるか。故に公判準備又は公判期日に於て、以前の供述を徹頭徹尾厚顔且大胆に否認し、毫も不安の色なく更らに悔恨の情を漂はさず、恰かも光風霽月冷然として空を嘯く態度あり。幸ひに裁判官は被告人が檢舉せられたる以来の浩瀚なる記録を通読し居るを以て、其供述を変更するに至りた

る事情を洞察し且諸般の証拠と情況とに照らし、其真相は果して那邊にあるか容易に観破することを得るが故に、被告人の虚偽の弁解に万々惑はさるゝことなしと雖も、之に反し何等断罪に対し予備知識なく、一件記録にも通ぜず、唯小心翼翼、純真無垢なる仏心を以て、初めて公判廷に臨みたる陪審員は被告人の巧妙なる弁解欺瞞に満ちたる陳述偽らざる如き平然たる態度を直接見聞し、果して如何なる感を抱くべきか。拭去られたる明鏡なるが故に必らず之に写る影も正しと謂ふは寧ろ理想なり、若し夫れ陪審員偽らざる自己の心鏡に照らし、却つて被告人も自己の如く詐らざるものと即断し、故なく被告人に同情し、錯誤に基く觀察を深刻に印象するものあるに至らば、如何にして之を善導し反省せしめんとするか。勿論其後に於ける証拠調検事の論告裁判長の説示等事件を説明する上に於て幾多の方法ありと雖も、苟も陪審員を容易に動かし得べき直接証拠なきに限り、遂に先入主となり夫等の陪審員をして事件の真相に触れしむることを得ざる憂ひなき歟。

三 陪審と放火犯 吾人は陪審法施行せらるゝに該り、放火罪が陪審の評議に付せらるゝに於ては、毎に困難なる問題を惹起することを予想したり。蓋し放火罪は其性質として、未遂の程度なれば格別、苟も既遂犯として起訴せられたる場合に於ては、多くは証拠となるべき材料は悉く焼燬せられ、且鎮火のため多数の人が一時に現場に出入し、然かも蹂躪狼藉、証拠となるべき物件の全部が殆んど滅失し居るが故に、間接証拠と被告人の自白とに依るにあらざれば、到底被告人を糾弾することを得ざるもの住々あればなり。故に斯の如き放火犯罪を適切に審判せんと欲せば、必ず豊富なる経験を有し練熟せる裁判官をして慎重に審議せしめざるべからず。余輩の極めて貧弱なる経験を以てするも、今日迄取扱ひたる数多の事件中、放火犯程其認定に於て困難を生じたるものなし。若し被告人が全然

犯罪事実を否認せんか、直接証拠なき限り種々の間接証拠を綜合し、所謂情況証拠に依りて判断せざるべからず。此情況証拠の中には被告人の犯時前後に於ける動静、被告人の四圍環境に於ける状況、当該犯罪に関連する巨細の事情、其他被告人の態度動作等直接重要な事実を証明するにあらざれども、苟も此重要な事実を証明する資料となり得る間接なる事実又は情況を説明するに足る証拠なる以上は全部之を包含するを以て、詳細に一件記録を精査し、親しく被告人を取調べたるものにあらざれば到底了解し難きものあり。而して陪審の評議に付することを得る事件は被告人が犯罪事実を否認する事件なるを以て、既遂放火事件として陪審の評議に付せらるゝ事件の大部分は直接証拠少く、主に情況証拠に依りて判断せられざるべからざる事案なりと予想することを得べし。果して然らば、今日、我国に於ける陪審員は良く之等の情況証拠を一々吟味咀嚼し、以て断罪の資料となす能力ありや。情況証拠と雖も亦重要な犯罪事実を証明するに足る証拠に外ならざるを以て、裁判長は説示を為す際陪審に対し之を説明することは何等妨なしと雖も、情況証拠の中には単に事情若くは状態に過ぎざるものありて、然かも觀察の仕方如何によりては、或は犯罪肯定の資料となり或は却つて犯罪否定の資料となり得るもの尠しとせず。吾人は常に之等の単純なる事実を捕へ來り、之を自然法則に照らし被告人の心裡当時の環境等を参酌し以て結論を下し居れども、若し之を他人に説明せんと欲せば自ら犯罪の成立不成立に關し、多少の意見を挿さむにあらざれば能く説得し得ざるもの多々あり。然るに陪審法に於ては裁判長は証拠の信否罪責の有無に關し、一切意見を述ぶることを得ざるを以て、裁判長は陪審に対し之等の微妙なる情況証拠を十分説明せんと欲せば、常に甚だ困難なる問題を供ふものと謂はざるべからず。斯る困難あるが為めに、昨年陪審法実施せられて以來、

陪審の評議に付せられたる事件中放火犯比較的多く、且又陪審の答弁は概ね「然らず」となり、裁判所亦之を採択し遂に無罪の宣告を為したるもの決して尠からざりし状態なりき。是れ余輩が陪審法施行に際し、為したる予想が一片の杞憂にあらずして、寧ろ実顕したることを深く悲しむものなり。夫れ我国に於ける家屋の構造は概して木造に属し、今尚地方農家にありては其屋根を草葺若は板葺を以てせらる、故に極めて火に耐へ難く且延焼し易きはこれ我国に於ける家屋の特徴なり。此特徴ある家屋内に居住する国民を有する我国にありては、刑事政策上放火犯罪は特に嚴重処罰せざるべからず必要あり。故に往昔に於ては放火犯人は磔刑若くは火焚の極刑に処せられ、現行犯法に於ても亦重刑を科し、他の犯罪に比較し決して軽き刑罰にあらざるを知る。然るに今陪審法実施に因りて、放火犯人に對し無罪を宣告したる事件続出し、然かも適切なる裁判を為し得ざる事情あるに於ては、将来我国に於ては或は放火犯人益々激増する傾向を醸成するにあらざる乎。尚吾人の聞く所にして誤りなくんば、陪審法実施以來検事局に於ても特に此点に留意し、直接証拠薄弱にして事案困難なるものは多く起訴せざる方針なりと。果して然らば、陪審法実施以來放火犯人に対する起訴は施行以前より既に減少したる筈なるに拘らず、却つて其後に於ける公判の裁判に於て、無罪を宣告したるもの亦多しと謂ふに於ては、借問す其原因何処にありや、其責任検事局にありや裁判所にありや將又陪審の評議其当を得ざりし為めなるや。既に住宅に於て特徴を有する我国にありては、実に由々敷重大問題にして軽々に看過すべからざる事柄なりと謂はざるべからず。甲府地方裁判所に於て陪審法施行以來昭和四年七月末日迄に予審に於て受理したる事件は總計二十四件にして、其中放火事件は十一件の多数に及びたり、右十一件中既に公判に付せられたるもの十件ありたるが、孰れも公判準備

期日若くは其以前に於て陪審の評議に付することを辞退したるを以て、目下審理中の一件を除く外夫々普通事件として審判し、全部有罪の判決を為し孰れも確定したるが故に、之等の放火事件を陪審の評議に付し、以て親しく研究する機会を逸したるは余輩甚だ遺憾に思ひ居れり。仍つて想ふ他の地方裁判所に於て陪審の評議に付せられたる放火事件、殊に陪審の為したる「然らず」との答申を其儘採択し、既に無罪の宣告を為したる放火事件の内容は果して如何。余輩は不幸にして一切其内容を知ることが得ずと雖も、万一之等の無罪になりたる被告人が、問題となりたる放火罪を事実敢行し、従つて之を普通事件として公判に於て審理せらるゝに於ては、動かすべからざる諸種の場合証拠により、到底罪責を免るゝこと能はざりし程度の事件なりしにも拘らず、不幸にして直接証拠乏しきか為めに、陪審に於ては遂に「然らず」との答申を為したる結果なりと仮定せんか、これ実に将来放火犯人を取締る上に於て、大に研究すべき問題なりと思惟す。余輩は善人を冤罪に陥れ、無辜の良民を罰することを好むものにあらず、然れども猥りに真犯人をして法網より免れしむることは将来悪例を遺すのみならず、恐らく陪審法の精神にもあらず又立法者の毫も夢想せざりしところならん。吾人の職務は互に社会の公安を保全し、国家の秩序を維持するにあり、故に各其立場を異にするものありと雖も、其向ふ所は皆一に帰著す、然り而して人により多少見解を異にし、又判断に幾分の差あることは万々止むを得ざるころなれども、然し乍ら其差異が常に甚だしく隔離し、遂に重りて一の傾向を生ずるに到りては、何れにか必らず人為的欠陥なかるべからず、これ大に警戒を要する所以なり。

四 検事の立場 陪審法実施以來直接陪審事件を取扱ひ、又模擬陪審裁判を傍聴したる結果、検事の立場に付感したることあり。尤も証拠調を終り検事が事実並法律適用に付意見

を陳述したる後のことなるが、証拠調終りて最初検事が右意見を陳述することは、之れ法制上寧ろ当然の事にして何等怪むに足らざれども、陪審事件に於ては適々之が累をなしに遂に窮地に陥り甚だ不利益なる立場となることあり。何となれば検事先づ起ちて明快に其意見を開陳すれば、陪審員は孰れも之を謹聴し稍々検事の所信に説得せられたる如き觀あれども、引続き弁護人立ちて縷々反対意見を陳述す、弁護人は在朝の人にあらざる丈其れ丈自由に且大胆なる弁論を為し、然かも検事の為したる論告の後なるを以て、一々其論告の弱点を列挙して論難攻撃到らざることなきが故に、法律の素養なき陪審員に対しては極めて受け易く且入り安し、従つて其弁論が雄弁にして明確ならんか、検事の論告の趣旨は忽ち根柢より覆へざるゝに到らん。仮令明確ならずとするも、種々の論点より徐ろに弁論を進め、長時間に互能弁を振ふに於ては、少くとも陪審員の所信を惑乱せしめ、其脳漿を混濁ならしめ、遂に犯罪事実に対する判断を誤らしむる効果を招來すべし。況んや数名の弁護士あり交々立ちて種々なる方面より弁論を為すに於ておや。仮令重複なる弁論は許さずと雖も、尚陪審員の所信を動揺せしめ、混沌として主要なる争点の判断を散逸せしめ、以て曩きに検事の為したる切角の熱弁も、遂には氷点下に冷却するに至るべし。之れ制度上実に已むを得ざる所なるが、此際検事再び立ちて弁護人の為したる弁論を滔々として反駁することは敢へて妨げなしと雖も、検事が法廷に於て再三立ちて執拗に自己が所論を維持せんとするが如き態度は、陪審法の精神に鑑み大に慎まざるべからざるのみならず、最後には弁護人又は被告人の供述を必要とする制度なるを以て結局同一の結果に帰著すべし。

五 説示に就て 以上の如き法廷が緊張したる後を受け裁判長の為す説示は、蓋し最も肝要にして且重要なること論を俟たず。陪審法第七十七条には「裁判長は陪審に対し犯罪の

構成に關し法律上の論点及問題となるべき事実並証拠の要領を説示し犯罪構成事実の有無を問ひ評議も結果を答申すべき旨を命ずべし但し証拠の信否及罪責の有無に關し意見を表示することを得ず」と規定せり。此規定の趣旨よりすれば裁判長は検事弁護人の如く自由なる態度を以て、犯罪に対する所信を陳述することを得ざるは勿論なれども、苟も証拠の信否罪責の有無に關係せざる限り、陪審の為す判断の基礎となるべき犯罪構成に關する法律上の論点、問題となるべき事実並証拠の要領を説明せざるべからず。而して検事は率直に自己の所信を述べて被告人の有罪を主張し、弁護人亦縦横に自己の確信を述べて被告人の罪責の有無を論じ、孰れも其意思表示は極めて自由なる立場にあるに反し、独り裁判所のみは証拠の信否罪責の有無に關し、毫末も意見を表示することを許されず。然し乍ら説示は法律の定めたる制限内に於て、即ち法律の規定に背かざる範疇内に於て、其運用を自由にし其方法を工風し自ら活躍する余地あり。かゝるが故に説示は単に形式に流れず平凡に終始せず、事件の難易は謂ふに及ばず、時と所と人とを考察し、変幻自在、以て良く陪審を善導し其判断力を啓発する意味に於て、然かも法律の制限したる範圍内に於て、須らく之を活用する工風なかるべからず。例へば陪審員は既に長時間に互る論戦に悩まされ、法廷漸く倦怠を覚へ、思慮混沌したる時に該り、若し夫れ裁判長が單純なる口調を以て、然かも長時間を費やし詢々として平凡拙劣なる説示を爲すに於ては如何。之が爲め法廷は益々倦怠の度を増し、陪審員の思想は愈々散漫し、遂によく事件の真相を捕捉すること能はざるに至らんのみ。故に裁判長は説示を爲すに當りては、常に一定の形式に捉へらるゝことなく、事件の性質難易は勿論、其他法廷に於ける空氣、陪審員一般の素質年齢等に深く鑑み、臨機慶変、変幻自在の策に出づる用意と工風となかるべからず。例へば何人にも

容易に被告人の罪責が判明する事件、被告人が果して真犯人なるや否や何人にも判明せざる事件、裁判所では被告人の罪責の有無を判定し得るが陪審員に対しては分り難きと思はるゝ事件、被告人が一応真犯人らしく想像せらるゝが直接証拠少きため検事の意見が陪審員に徹底せざる如く思はるゝ場合、鑑定人証人等に対する予審に於ける取調べ其当を得ざりし為め陪審員の心証を害したる如く想像せらるゝ場合、事件複雑にして困難なるため陪審員が十分其争点を理解し得ざるが如き観ある場合、近代的傾向ある犯罪に対し陪審員が比較的老年者多く従つて新しき思想に付て理解せざる者多しと見たる場合、被告人に纏まる特種なる事情が意外に陪審員の同情を引越したる場合、弁論余り長かりしたため陪審員漸く倦怠を覚へたる場合、陪審員の素質一般に低きが如く感じたる場合、其他気候若くは時間の関係により陪審員は最早長時間に亙る説示を聴取するに堪へざるものと見たる場合等之れなり。以上の如き各場合に於て裁判長が常に一定の形式の下に説示を為さんとするは、恰かも木に登りて魚を求むる諺の如く蓋し片鱗と雖も之を獲ること能はざるなり。之を以て説示は事件により場所に依り、或は時に依り人に依り、自ら其方法を異にせざるべからざるものなりと信ずれども、前述の如く説示には法律上の制限あるを以て、苟も証拠の信否罪責の有無に付ては之を云為することを得ざるのみ。要之説示の目的は各陪審員をして事件の真相を徹底的に了解せしめ、証拠取捨に付適切なる能力を自発的に發揮せしめ、以て陪審の評議をして完全無欠ならしむるにあり。之が為めには裁判長の至公至平なる人格と、抜群卓越なる技量と、縦横無限なる才能とに俟つ外なしと信ず。

(二) 弁護士感想

① 林貞夫 (甲府)

一、三とせへし法の力のあらはれて裁きの庭に民草のはゆ

② 森田愛次郎 (甲府)

一、陪審法は良法なるも、其一部が民情に適せない、夫れは勝負が一度こつきりなること、費用が多額を要すること、為めに辞退する被告が多い故に、不服の途を開き、費用を国庫の負担とし、尚ほ陪審員を信じ、開放して貰ふことに改正して貰ひ度い。

③ 臼井徳次 (甲府)

一、陪審裁判は当地杯是迄に僅一件、期待した実績は挙げぬ、被告人が之を求めぬのは、控訴が出来ぬことや大掛りの公判だ杯などの考からの様に見える。適当に改正して効果を全からしめねば、無用の制度となり新築した建物が泣くと思ふ。

5 長野

(一) 判検事の感想

① 長野地方裁判所長篠原泰助「感想」

昨年十月陪審法実施以来本年七月に至る迄十ヶ月間に於て長野地方裁判所管内の法定陪審事件は二十五件請求陪審事件は三十一件合計五十六件であるが、其内法定陪審事件一件に付陪審の辞退なく又之と併合罪の関係ある請求陪審事件一件に付陪審の請求ありたる為め此併合事件一件に付て陪審公判を開廷したるに過ぎず、他の法定陪審事件二十四件は陪審の辞退あり請求陪審事件三十一件は陪審の請求なかりし為め何れも普通公判手続に依て審判せられたのである。当初陪審法実施に先ち調査したる陪審予定件数は相当多数に上りたる為め、当管内に於ては二個の陪審法廷を建設し其実施に備へたのであるが、実施後に

於ける前示経過に照し実に意外の感なきを得ないのである。依て陪審辞退及不請求の理由を調査したる処、陪審の辞退は大意左記五個の理由に出で、居る、即ち(一) 公訴事実を自認し之を争ふ意思なきもの(二) 親族等に辞退を勧告せられたるもの(三) 控訴の途を途絶せらるゝを厭うもの(四) 遠隔なる地方裁判所の裁判を受くるを厭ふもの(五) 新聞紙上に喧伝せらるゝを厭ふもの、五である。又陪審の不請求は以上五個の理由の外、多額の陪審費用の負担を命ぜらるゝを虞るゝの理由もある様である併し以上列記の事情が或は陪審を辞退し或は陪審を請求せざる理由たることは勿論であるが、併し以上列記の事情が或は陪審を辞退し或は陪審を請求せざる理由たることは勿論であるが、尚他に重要な理由が伏在するにあらざるやを疑はざるを得ない。従て其点に付て深甚の考慮を払ひ十分の省察を遂ぐるの必要あるを痛感するのである、僅々十ヶ月間実施の経験にては確実に前示伏在せる理由を断ずることを得ざるは論なき所であるが、私は窃に思ふ我国民が法律上の知識に乏しく裁判上の経験なき陪審員に対し何となく不安の念を抱き、縦令事実上の判断のみにせよ陪審の評議に基く判断を避け法律上の知識に富み裁判上の経験多き裁判官を信頼し其評議判断を受くるを希望するもの、換言すれば我国民は従来 of 刑事裁判制度に満足せるもの、是れ則ち隠れたる陪審辞退陪審不請求の理由であり、亦其最も重要な理由ではあるまいか。聊か我田引水の嫌があるけれども、思ふが俛を記して後日に徴する次第である。

(二) 弁護士感想

① 小穴春一(松本)

一、国民の要求でなかつたこと、従つて国民はこれに関心せず、無用の制度。

② 小川廣一郎(松本)

一、不必要なる法律、廃止すべきもの。

③ 渡邊萬作(長野)

一、陪審法も費用の掛る点、陪審員が、旧来の官尊民卑の思想が原因して、検事の論告に盲従する為め被告の利益少なく、為に陪審を辞退するの利なる為め誠に寒心に堪へず。

7 新 潟

(一) 判検事の感想

① 新潟地方裁判所長 櫻田壽「陪審制度施行の実績を一瞥して」

陪審事件として自分の取扱つたものは只僅に二件、貧弱なこの経験と各地の模様なりなりとして伝へらるゝ所とから瞥見するに、この制度は国民から真剣に受入れられ今や坦々として順調なる発達の道程を歩みつゝあるものと信ずる。陪審員の出頭率の極めて良好なる点に於て又其任務の遂行が如何にも熱誠であり真摯である点に於て慥に其一端が窺はるゝと思ふ、時間励行と云ふことが陪審事件に於て真によく励行せられたことは吾等の嬉しく感じたことの一つである。新制度の実施に直面しての自他の緊張した気分之を然らしめたものと思ふが、今後この調子で行くならば懸て一般刑事事件の開廷の上にも良い影響を齎すことゝなるに相違なからう。陪審の評議の結果も大体に於て穩健であり適正であると云ふを躊躇しない、勿論個々の具体的事案に就て嚴密なる法律論から検討したならば多少論議の余地あるものもあるであらう、併しながら国民の常識を刑事裁判の上に反映せしむると云ふことが抑も制度本来の主旨なりとするならば、陪審に依る事実の判断がより常

識的傾向を有つに至ることは寧ろ当然の帰結であつて、此点を云為して実施の成績を呪阻すべきに非ざることは言を俟たない。証拠資料の蒐集整理の方面に於て将来幾多研究考慮を要するものありとする見解には吾人も同感を禁じ得ない一人であるが、ともすれば陪審の事実判断が情に眩して理に昧すると云つた弊に陥りはしまいかと懸念されたそのことも自分の経験した限りに於ては何等左る形跡を認め得なかつたことを嬉しく思ふ。兎もあれ官民共に曾て何等の経験をも持たなかつたこの制度この大事業の実施の成績としては、先づ無難であり良好であつたと云ふを妨げないと信ずる。殊に国民が著しく裁判所に親しみを有つ様になり現時の裁判が如何に厳正公平に其使命を果し居るかの実情が漸次一般に徹底し理解せられつゝあることは、司法の信頼を増す上に於てこの制度の施行に伴へる一大収穫なりと云ひ得やう。吾人は陪審法施行後一年間に於ける実績に鑒みて、赫々たる光明の其前途に横はるを疑はぬのである。

(二) 弁護士感想

① 田邊清治 (新潟)

一、法の不備なるか、又は一般に徹底せられざる為めか、又は其他の理由あるか、不相知候得共、利用せられざるは遺憾に考候。

② 北川省三 (高田)

一、結局失敗に終りたるものと思はる。

③ 中野省吾 (新潟)

一、人權尊重の美各ら模倣するは大に易し、民族發展実行を計るに小に難しと云ふべきか。

④ 古川亀三郎 (長岡)

一、此施行は先づ失敗と存じ候、実施数年未だ請求陪審ありたるを聞かず、法定陪審も辞退するもの多く、是畢竟陪審員の權威乏しく、被告が不安を感ずる故ならん、寧ろ控訴上告を有し得る状態の下に裁判を受くるを歎ずるは、被告の人情ならん、又反面より觀察すれば、司法官は信用厚く權威重く、特に陪審特設の要に迫られ居らざるが如し。

⑤ 木崎菊次 (新潟)

一、信頼するに足る司法制度と司法官とを有する我国に於ては、陪審制度は無用の形式的長物だと思ひます。

⑥ 田中正名 (新潟)

一、自分の経験では、必要などと思ひます。

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閱歴

横浜・浦和・千葉における陪審公判を担当した判検事・弁護士は、前記「一 陪審公判一覽表」に掲載した通りである。

こゝでは、判検事の閱歴を『日本法曹界人物事典』(第1巻〜第5巻)、『司法大観』(昭和32年・昭和42年)、『官報』、弁護士については『日本弁護士名簿』、『日本弁護士大観』(昭和37年)、『全国弁護士大観』(昭和52年)、『官報』などを中心に紹介した。

著作・論文・評伝などは、「国立国会図書館サーチ」、「雑誌記事索引集成データベース」(ぎょくくプラス)、「Googleブックス」で検索した。「雑誌記事索引集成データベース」は、まだ「集成」にはほど遠く、その完成が待たれる。「Googleブックス」は、「国立国会図書館サ

「チ」では検索できない、思わぬ資料がヒットすることがある。

なお、『官報』（昭和22年5月3日以降）は、検索機能付きでデジタル化されたものが、国立国会図書館や大学図書館などにおいて公開されており、判検事の任官・異動・退官および弁護士登録・登録換・登録取消は、氏名を打込めば検索できるが、出てこない人名や履歴が相当ある。原因は、検索機能がテキスト文書に依拠しているため、官報の原文から誤ってテキスト文書に打ち込まれた文字がかなりあると考えられる。また、『官報』（昭和27年3月まで）は、国立国会図書館のオンラインサービスにより、インターネットで閲覧・謄写できるが、検索機能は付いていないのが欠点である。

（注）閲歴を調査するのに用いた資料の主なもの、次の通りである。

①『帝国大学出身名鑑』（校友調査会・一九三二年二月。後に、『帝国大学出身人名辞典』第1巻〜第3巻、日本図書センター・二〇〇三年三月に収録）。以下、「帝国大学出身名鑑」と表記する。

②『人事興信録』（人事興信社・一九四八年九月など）。以下「人事興信録」昭和18年と表記する。

③『大衆人事録』第14版（東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月。後に、『昭和人名辞典』第1巻・東京篇、日本図書センター・一九八七年一〇月に収録）。『大衆人事録』第14版（北海道奥羽関東中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月。後に、『昭和人名辞典』第2巻・北海道奥羽関東中部篇、日本図書センター・一九八七年一〇月に収録）。以下「大衆人事録」東京編・昭和18年と表記する。

④『人物物故大年表』日本人編Ⅰ・Ⅱ（日外アソシエーツ、二〇〇五年二月・二〇〇六年一月）。以下、「人物物故年表」日本人編・平成17年・平成18年と表記する。

⑤『日本法曹界人物事典』第1巻〜第5巻（ゆまに書房・一九九五年八月）には、第1巻に『帝国法曹大観』（帝国法曹大観編纂会・一九一五年一月、第2巻に『帝国法曹大観』改訂増補（帝国法曹大観編纂会・一九三二年一月）、第3巻に『帝国法曹大観』改訂第三版（帝国法曹大観編纂会・一九二九年三月）、第4巻に『大日本法曹大観』（大日本法曹大観編纂会・一九三六年一〇月）、第5巻に『大日本司法大観』（大日本司法大観編纂所・一九四〇年七月）が、収録されている。（以下、「法曹界人物事典」Ⅰ〜Ⅴと表記する）

⑥『司法大観』（法曹会・一九五七年七月、一九六七年七月）。以下、「司法大観」昭和32年・昭和42年と表記する。

⑦『日本弁護士大観』（国際聯合通信社・一九六二年二月）。以下、「日本弁護士大観」昭和37年と表記する。

⑧『全国弁護士大観』（法曹公論社・一九七七年六月）。『全国弁護士大観』別冊追録（法曹公論社・一九七八年一〇月）。以下、「全国弁護士大観」所和52年・昭和53年と表記する。

⑨『司法沿革誌』（法曹会・一九三九年一〇月）

⑩『続司法沿革誌』（法曹会・一九六三年三月）

⑪『法務沿革誌』第1巻〜第8巻（法曹会、一九六七年三月・一九七四年一〇月・一九七九年五月、一九八五年五月・一九九三年五月・一九九六年五月・二〇〇三年五月・二〇〇八年四月）。注、第1巻・第2巻は法務大臣官房司法法制調査部

⑫『裁判所沿革誌』第1巻〜第6巻（法曹会、一九六八年四月・一九六九年三月・一九七八年七月・一九八八年七月・一九九八年二月・二〇〇八年三月）。注、第6巻は最高裁判所事務総局総務局

⑬『法曹会雑誌』（法曹会・一九二七年一月〜一九四四年三月）所収の「叙任辞令」欄・「公証人の異動」欄（注、脱落が多い）

⑭『国立公文書館所蔵 明治大正昭和 官員録・職員録集成』マイクロフィルム版（日本図書センター・一九九〇年一月）

⑮『官報』所収の「叙任及辞令」欄・「彙報」欄

⑯『自由と正義』（日本弁護士連合会発行）所収の「登録・登録換・登録取消」欄

⑰『日本弁護士名簿』明治32年〜昭和16年「欠号、明治34年・大正11年・大正12年」（『日本弁護士協会録事・法曹公論』号外・日本弁護士協会発行。国立国会図書館、早稲田大学図書館、東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館所蔵）、『日本全国弁護士名簿』昭和

8年、昭和12年、『正義』号外・帝国弁護士会発行。早稲田大学図書館所蔵）、『大日本弁護士名簿』昭和17年・昭和18年（大日本弁護士会聯合会発行。東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館、法務図書館所蔵）

⑱『東京弁護士会百年史』（東京弁護士会・一九八〇年一〇月）、『われらの弁護士会史』（第一東京弁護士会・一九七一年二月）、『第二東京弁護士会史』（第二東京弁護士会・一九七六年一月）

⑲『横浜弁護士会』上巻・下巻（横浜弁護士会、一九八〇年一月・一九八四年一月）

⑳『千葉県弁護士会史』（千葉県弁護士会・一九九五年六月）

㉑『日本弁護士総攬』第1巻・第2巻・合本（東京法曹会・一九一一年八月、一九一一年十二月、一九一五年八月。後に、『日本法曹界人物事典』第8巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）

㉒『現代弁護士大観』（丸萬商店・一九三二年二月。後に、『日本法曹界人物事典』第9巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）

㉓新田宗盛『大東京構成の人及其事業』（帝国時事通信社・一九三一年九月。後に、『東京人名資料事典』第4巻・第5巻、日本図書センター・二〇〇四年一月に収録）

㉔『近代日本社会運動史人物大事典』155、日外アソシエーツ・154（一九七九年一月、15）一九七九年三月）

1 水戸

(一) 判事の履歴

①長岡熊雄（千葉参照）

②今幹之助

●明治一七年八月六日生、米沢市元東馬口労町、明治四三年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四三年八月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正二年三月千葉地方裁判所予備判事、大正二年一〇月浦和地方裁判所判事、大正五年七月前橋区裁判所判事、大正八年六

月松本区裁判所判事、大正九年六月東京区裁判所判事、大正一二年四月長野地方裁判所判事、大正一五年九月水戸地方裁判所判事、昭和二年一月水戸地方裁判所部長、昭和五年一二月千葉区裁判所監督判事、昭和七年四月八日市場区裁判所監督判事、昭和九年五月函館区裁判所監督判事、昭和一一年二月小樽区裁判所監督判事、昭和一二年一月那覇地方裁判所長、昭和一四年四月鳥取地方裁判所長（『人物事典』155）、昭和一六年四月退職（『官報』昭和16・4・28）、昭和一六年四月公証人・東京（『官報』昭和16・5・3）、昭和一九年二月依願免公証人（『官報』昭和19・2・17）、昭和二一年二月弁護士登録・山形（『官報』昭和21・3・19）、昭和四五年一月一九日登録取消・死亡（『官報』昭和45・3・5）

③渡邊達也

●明治二一年一〇月四日生、山梨県北都留郡広里村、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正四年六月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正四年一〇月東京地方裁判所詰、昭和六年一〇月東京地方裁判所予備判事、大正七年七月山口地方裁判所判事、大正九年一〇月高松地方裁判所判事、大正一一年七月新発田区裁判所判事、大正一二年八月新潟地方裁判所判事、大正一三年一二月三条区裁判所判事、大正一五年七月水戸地方裁判所判事、昭和五年六月一宮区裁判所判事、昭和六年一二月名古屋区裁判所判事、昭和九年五月名古屋地方裁判所判事、昭和一二年一二月横浜地方裁判所判事（『人物事典』155）、昭和二一年三月大審院判事・退職（『官報』昭和21・5・1）、昭和二一年四月弁護士登録・横浜（『官報』昭和21・5・25）、昭和四〇年一月一〇日登録取消・死亡（『官報』昭和40・12・11）

④近藤三郎

●明治二二年一月三十一日生、茨城県真壁郡養蚕村、大正三年七月東京帝国大学法科大学

卒業、大正三年七月司法官試補・宇都宮地方裁判所詰、大正五年一〇月熊本地方裁判所予備判事、大正六年二月熊本地方裁判所予備検事、大正六年七月熊本地方裁判所予備判事、大正六年九月中津区裁判所判事、大正七年七月久留米区裁判所判事、大正八年六月新潟地方裁判所判事、大正九年七月八日市場区裁判所判事、大正一四年七月水戸区裁判所判事、大正一五年三月水戸区裁判所監督判事（人物事典Ⅰ～Ⅲ）、昭和六年四月東京地方裁判所部長・退職（官報）昭和6・4・4、昭和6・4・7）

⑤内田初太郎

●明治三二年一月三日生、千葉県印旛沼郡旭村、大正一三年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一三年四月任京都帝国大学助手、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和二年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月水戸地方裁判所判事、昭和五年八月東京区裁判所判事（人物事典Ⅲ～Ⅴ）、昭和一四年一二月長野地方裁判所松本支部判事、昭和一八年五月東京区裁判所判事、昭和二〇年五月東京控訴院判事、昭和二一年三月水戸地方裁判所部長、昭和二二年一月東京高等裁判所判事、昭和二八年五月千葉簡易裁判所千葉地方裁判所兼千葉家庭裁判所判事（司法大観）昭和32年）、昭和三二年三月千葉家庭裁判所兼千葉地方裁判所・兼千葉簡易裁判所判事、昭和三五年九月宇都宮地方裁判所兼宇都宮家庭裁判所長、昭和三七年一二月浦和地方裁判所兼浦和家庭裁判所長、昭和三九年一月定年退官（官報）昭和39・11・5）、昭和三九年一月東京簡易裁判所判事、昭和四一年九月千葉簡易裁判所判事（司法大観）昭和42年）、昭和四四年一月簡易裁判所定年退官（官報）昭和44・11・5）、昭和四四年一月弁護士登録・千葉（官報）昭和44・12・26）、昭和五七年一月登録取消（官報）昭和57・12・11）

●「内田初太郎」（『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）

⑥松田孫治郎

●明治一四年四月二四日生、福岡県早良郡鳥飼村↓福岡市鳥飼、明治三三年七月和仏法律学校卒業、明治三四年一月判事検事登用試験及第、明治三四年一二月司法官試補・佐賀区裁判所詰、明治三六年七月佐賀地方裁判所判事、明治三九年一月飫肥区裁判所判事、明治四〇年七月武雄区裁判所判事、明治四一年七月佐賀地方裁判所判事、明治四四年七月那覇地方裁判所部長、大正二年五月小倉区裁判所判事、大正三年一月長崎控訴院判事、大正六年九月函館控訴院判事、大正八年六月長崎控訴院判事、大正九年七月長崎地方裁判所部長、大正一一年一月長崎控訴院部長、大正一一年一二月公証人懲戒委員・文官普通懲戒委員、大正一四年三月徳島地方裁判所長、昭和二年六月安濃津地方裁判所長、昭和四年一月水戸地方裁判所長、昭和一〇年九月広島地方裁判所長、昭和一二年一二月名古屋地方裁判所長（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和一八年三月大審院検事・退職（官報）昭和18・3・27、昭和18・3・29）

⑦稻垣源次郎

●明治一九年五月三一日生、愛知県碧海郡安城町、大正五年七月京都帝国大学法学部卒業、大正七年四月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正八年一月京都地方裁判所予備判事、大正八年一二月高山区裁判所判事、大正一〇年一月岐阜地方裁判所判事、大正一一年一月富山地方裁判所判事、大正一二年四月富山地方裁判所高岡支部判事、昭和二年八月富山地方裁判所判事、昭和三年五月下妻区裁判所判事、昭和五年八月水戸地方裁判所判事、昭和六年四月名古屋区裁判所判事、昭和六年一二月一宮区裁判所判事、昭和一〇年一二月岐阜地方裁判所判事（人物事典Ⅱ～Ⅳ）、昭和一一年一月富山地方裁判所兼富山区裁判

所判事予審掛〔官報〕昭和11・12・29)、昭和十三年一月富山地方裁判所部長・退職〔官報〕昭和13・12・15(2)、昭和十三年一二月公証人・岐阜〔官報〕昭和13・12・3)、昭和十五年四月依願免公証人〔官報〕昭和15・4・18)、昭和十五年四月大野区裁判所判事〔官報〕昭和15・4・16)、昭和二十二年三月福井地方裁判所部長・退職〔官報〕昭和21・3・26)、昭和二十二年六月弁護士登録・福井〔官報〕昭和21・8・13)、昭和二十二年七月登録換・名古屋〔官報〕昭和32・8・17)、昭和四十七年九月二三日登録取消・死亡〔官報〕昭和47・11・27)

(二) 検事の閲歴

① 黒正太助

●明治八年五月一日生、岡山市天瀬↓大字東中山下↓東田町、明治三十五年七月和仏法律学校卒業、明治三十五年一月判事検事登用試験及第、明治三十五年一月司法官試補・岡山地方裁判所詰、昭和三十九年四月岡山地方裁判所予備検事、明治三十九年六月鳥取区裁判所検事、明治四〇年九月広島区裁判所検事、大正二年一月下関区裁判所検事、大正三年六月山口地方裁判所検事、大正四年九月広島控訴院検事、大正五年七月長崎控訴院検事、大正七年七月熊本地方裁判所検事、大正九年一二月福岡地方裁判所検事、大正十一年六月大阪控訴院検事、大正十三年一月大審院検事、大正十五年七月水戸地方裁判所検事正、昭和四年一月大分地方裁判所検事正、昭和六年七月長崎地方裁判所検事正、昭和十〇年四月大阪地方裁判所検事正〔人物事典〕I(3)、昭和十二年一二月大審院検事〔官報〕昭和12・12・29)、昭和十三年四月退職〔官報〕昭和13・4・11)、昭和二十二年三月弁護士登録・京都〔官報〕昭和22・5・1)、昭和三十六年一二月登録取消〔官報〕昭和36・12・13)

② 中村惣平

●明治一五年一〇月一日生、栃木県上都賀郡今市町、明治三十五年七月東京法学院卒業、明治四一年一二月判事検事登用試験及第、明治四一年一二月司法官試補・八王子区裁判所詰、明治四四年七月東京地方裁判所予備検事、明治四四年一二月佐賀区裁判所検事、大正二年六月東京区裁判所検事、大正四年一〇月沼津区裁判所検事、大正六年二月東京区裁判所検事、大正七年四月静岡区裁判所検事、大正八年六月静岡地方裁判所検事、大正一二年四月熊谷区裁判所検事、大正一五年七月長野地方裁判所検事、昭和二年一二月水戸地方裁判所検事、昭和六年七月新潟地方裁判所検事、昭和八年一月土浦区裁判所検事、昭和九年五月釧路地方裁判所検事正、昭和十〇年一二月青森地方裁判所検事正、昭和十三年四月新潟地方裁判所検事正〔人物事典〕I(5)、昭和一八年三月大審院検事・退職〔官報〕昭和18・3・24(25)、昭和一八年四月弁護士登録・新潟〔官報〕昭和18・5・20)、昭和二十九年七月二四日登録換・静岡〔官報〕昭和29・7・24)、昭和三十五年三月二七日登録取消・死亡〔官報〕昭和35・6・11)

③ 茂見義夫

●明治四年八月一五日生、岡山県小田郡笠岡町↓東京市本郷区森川町、明治三四年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治三四年七月司法官試補・神戸区裁判所詰、明治三六年三月福岡区裁判所判事、明治三九年九月久留米区裁判所判事、明治四一年四月佐賀地方裁判所判事、明治四三年五月長崎地方裁判所部長、大正二年五月神戸区裁判所検事、大正八年五月姫路区裁判所検事、大正十一年二月青森地方裁判所検事正、大正十二年一月高知地方裁判所検事正、大正一四年一月金沢地方裁判所検事正、昭和二年四月安濃津地方裁判所検事正〔人物事典〕I(3)、昭和四年一月水戸地方裁判所検事正〔官報〕昭和4・1・9)、昭和七年

三月浦和地方裁判所検事正〔官報〕昭和7・3・22)、昭和八年八月大審院検事〔官報〕昭和9・8・15)、昭和八年八月裁判所構成法第八〇条ノ二退職〔官報〕昭和9・8・17)

●「茂見義夫」〔《帝国大学出身名鑑》、校友調査会・一九三二年二月)、野村正男「茂見義夫」〔《法窓風雲録》上、朝日新聞社・一九六六年一月)、茂見良勝「茂見義夫」〔《法曹百年史》、法曹公論社・一九六九年一〇月)

(三) 弁護士の閲歴

①伊藤鹿治郎

●明治一七年八月五日生〔《人物事典》I・II)、「出身地」宮城、「事務所」水戸市上仲町、「電話」水戸九九九〔《日本弁護士名簿》昭和3年)、明治三八年七月日本大学専門部卒業、明治四一年一月判事検事登用試験及第、明治四一年一月司法官試補・京都地方裁判所詰、明治四四年七月京都地方裁判所予備検事、明治四五年二月宇都宮地方裁判所検事、大正三年六月小田原区裁判所検事、大正四年一〇月横浜地方裁判所検事、大正五年四月静岡区裁判所検事、大正七年四月宇都宮区裁判所検事、大正八年六月鶴岡区裁判所検事、大正九年三月山形地方裁判所検事、大正九年一〇月下妻区裁判所検事、大正一一年七月水戸地方裁判所検事〔《人物事典》I・II)、大正一五年七月東京控訴院検事・退職〔官報〕大正15・7・27〜28)、大正一五年八月弁護士登録・水戸〔官報〕大正15・9・9)、昭和一〇年四月水戸弁護士会長〔《日本弁護士名簿》昭和10年)

●「伊藤鹿治郎」〔《帝国法曹大鑑》、帝国法曹大鑑編纂会・一九一五年一月・改訂増補版一九二二年一月、後に『日本法曹界人物事典』第1巻・第2巻、ゆまに書房・一九九五年八月に収録)、「伊藤鹿治郎」〔《茨城人名辞書》、弘文社・一九三〇年三月)、「伊藤鹿治郎」〔《茨城県紳士録》、有備会出版部・一九三五年八月)、「伊藤鹿治郎」〔《時の人》、イハラキ時事社・一九三九年二月)、「伊藤鹿治郎」〔《茨城人名録》、いはらき新聞社・一九三九年二月)、「伊藤鹿治郎」〔《大衆人事録》

北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)。

(注) 伊藤鹿治郎は、昭和二年一〇月二十九日から昭和三年二月一日の間に喉頭癌で死亡したと思われる。正木ひろし「首なし事件」〔《正木ひろし著作集》第1巻、三省堂・一九八三年一月、105頁〜109頁) 参照。

②松本波一郎

●明治一六年六月五日生〔《茨城人名録》昭和14年)、「出身地」茨城、「事務所」東京市本郷区西須賀町一、「電話」小石川六四五二〔《日本弁護士名簿》昭和3年)、明治四一年九月明治大学法律科卒業〔《茨城人名録》昭和14年)、大正一〇年九月弁護士試験及第〔《官報》大正10・9・30)、大正一〇年一月弁護士登録・東京〔官報〕大正10・11・18)、昭和一一年五月登録換・水戸〔官報〕昭和11・6・5)、昭和一七年四月水戸弁護士会副会長〔《日本弁護士名簿》昭和17年)、昭和三二年一月一日登録取消・死亡〔官報〕昭和32・2・8)

●「松本波一郎」〔《茨城人名辞書》、弘文社・一九三〇年三月)、「松本波一郎」〔《茨城人名録》、いはらき新聞社・一九三九年二月)

③師岡廉治

●元治元年八月一四日生〔《茨城県紳士録》昭和10年)、「出身地」茨城、「事務所」水戸市上仲町、「電話」水戸四〇九〔《日本弁護士名簿》昭和4年)、明治二六年七月東京法学院卒業〔《茨城県紳士録》昭和10年)、明治二八年一月判事検事登用試験及第〔《官報》明治28・11・29)、明治二八年一月司法官試補・下妻区裁判所詰〔《官報》明治28・12・14)、明治三〇年七月磐井区裁判所判事〔《官報》明治30・7・30〜31)、明治三二年一〇月仙台区裁判所判事〔《官報》明治31・10・4)、明治三二年三月仙台区方裁判所判事〔《官報》明治32・3・15)、明治三四年五月依願免本官〔《官報》明治34・5・21)、明治三四年六月弁護士登録・水戸〔《官報》明治34・6・18)、大正四年四月・大正五年四月・昭和九年四月

水戸弁護士会長（日本弁護士名簿）大正4～5年・昭和9年、昭和一七年三月二五日登録取消・死亡（「官報」昭和17・3・13）

●「師岡廉治君」『茨城県憲政名家録』茨城県憲政名家録発行所・一九三三年二月、「師岡廉治」『茨城人名辞書』弘文社・一九三〇年三月、「師岡廉治」『茨城県紳士録』有備会出版部・一九三五年八月、「師岡廉治」『茨城県史』第2巻、茨城県議会・一九六三年二月

④小沼操

●明治七年九月一八日生（茨城人名辞書）昭和5年、「出身地」茨城、「事務所」水戸市上仲町、「電話」水戸二〇六（日本弁護士名簿）昭和4年、明治三一年一二月弁護士試験及第（「官報」明治31・12・16）、明治三二年一月弁護士登録・水戸（「官報」明治32・1・31）、大正一三年四月・昭和三年四月水戸弁護士会長（日本弁護士名簿）大正13年・昭和3年、昭和九年五月一五日登録取消・死亡（「官報」昭和9・6・4）

●「小沼操」『茨城県憲政名家録』茨城県憲政名家録発行所・一九三三年二月、「小沼操」『茨城人名辞書』弘文社・一九三〇年三月

⑤金子勲

●安政二年一二月八日生（茨城県議会史）第1巻、昭和37年、「出身地」茨城、「事務所」水戸市上仲町、「電話」水戸六八八（日本弁護士名簿）昭和5年、明治一一年七月代言人・埼玉免許（日本帝国代言人姓名録）明治20年）、：明治一七年四月浦和始審裁判所熊谷支庁所属代言人（全国代言人姓名録）明治17年）：明治二〇年六月水戸始審裁判所所属代言人（日本帝国代言人姓名録）明治20年）、明治二六年五月弁護士登録・水戸（「官報」明治26・6・2）、昭和一一年五月一八日登録取消・死亡（「官報」昭和11・6・5）

●「金子勲君」〔服部鉄石『茨城人物評伝』服部鉄石・一九〇二年七月、「金子勲」『歴代茨城県議會議員名簿』茨城県議会事務局・一九六八年一〇月）、「金子勲」『茨城県史』第1巻、茨城県議会・一九六二年三月）

2 宇都宮

（一）判事の閲歴

①岡慶治

●明治七年四月一五日生、岡山県赤磐郡高陽村、明治三五年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治三七年七月司法官試験補・浦和地方裁判所詰、明治三七年二月東京地方裁判所判事、大正二年五月大阪地方裁判所検事、大正三年二月神戸地方裁判所部長、大正八年七月大阪地方裁判所判事、大正九年七月東京地方裁判所判事、大正一二年四月浦和地方裁判所判事、昭和二年七月宇都宮地方裁判所判事、昭和五年七月和歌山地方裁判所判事、昭和一〇年三月静岡地方裁判所判事（「人物事典」I～IV）、昭和一二年四月裁判所構成法第七四条ノ二退職（「官報」昭和12・4・17）

●「岡慶治」『天衆人事録』帝国秘密探偵社・一九三〇年七月、「岡慶治」『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年二月）

②田沼金造

●明治一二年四月二〇日生、群馬県山田郡桐生町↓桐生市本町、明治三七年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治三七年七月司法官試験補・千葉裁判所詰、明治三九年一二月千葉地方裁判所予備判事、明治四〇年三月長岡区裁判所判事、明治四一年六月浜松区裁判所判事、大正元年一〇月静岡地方裁判所判事、大正五年五月鹿児島地方裁判所判事、大正七年

七月宮崎地方裁判所部長、大正八年六月甲府区裁判所判事、大正九年一〇月甲府地方裁判所部長、大正一三年一月静岡地方裁判所部長、昭和二年三月土浦区裁判所監督判事、昭和三年七月宇都宮地方裁判所部長、昭和七年三月釧路地方裁判所長、昭和八年一月山形地方裁判所長、昭和十一年二月岐阜地方裁判所長（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和十五年四月退職（官報）昭和15・4・16）、昭和十五年四月公証人・岐阜（官報）昭和15・4・18）、昭和十二年九月公証人・名古屋（官報）昭和17・9・2）、昭和二〇年四月依願免公証人（官報）昭和20・4・27）

●「田沼金造」〔『帝國大學出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月〕、「田沼金造」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝國秘密探偵社・一九四三年三月〕

③城野又七郎

●明治一〇年二月一日生、栃木県河内郡富屋村、明治三十七年七月明治大学法律科卒業、大正四年一二月判事検事登用試験及第、大正四年一二月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正六年七月横浜地方裁判所予備判事、大正六年一月横浜区裁判所判事、大正九年六月浜松区裁判所判事、大正十一年七月鵜沢区裁判所判事、大正十二年四月新田区裁判所判事、大正一三年一二月新潟地方裁判所判事、大正一五年一二月新潟区裁判所監督判事、昭和三年五月宇都宮区裁判所監督判事、昭和七年九月水戸区裁判所監督判事（人物事典Ⅱ～Ⅳ）、昭和一四年一月東京控訴院部長・退職（官報）昭和14・2・11～2）、昭和一四年二月公証人・宇都宮（官報）昭和14・2・3）、昭和一八年一二月二六日死亡（官報）昭和19・1・31）

●「城野又七郎」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝國秘密探偵社・一九四三年三月〕

④合田繁雄

（横浜参照）

⑤藤本梅一

●明治一四年四月一〇日生、山口県厚狭郡吉部村↓東京市赤坂区青山高樹町、明治三五年九月関西法律学校卒業、大正二年一二月判事検事登用試験及第、大正二年一二月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正四年七月千葉地方裁判所予備判事、大正四年一〇月小樽区裁判所判事、大正五年八月長野地方裁判所判事、大正五年一二月上田区裁判所判事、大正六年九月高田区裁判所判事、大正七年七月長岡区裁判所判事、大正一〇年一二月長野地方裁判所飯田支部判事、大正一四年四月前橋地方裁判所判事、大正一五年一二月東京地方裁判所判事、昭和五年一二月水戸地方裁判所部長、昭和八年八月宇都宮地方裁判所部長、昭和一〇年七月新潟区裁判所監督判事（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和一七年三月大審院判事・退職（官報）昭和17・3・31、昭和17・4・1）、昭和一七年四月公証人・東京（官報）昭和17・4・4）、昭和二十七年九月公証人辞職（官報）昭和27・10・6）、昭和二十八年一月弁護士登録・東京（官報）昭和28・2・14）、昭和三九年一月七日登録取消・死亡（官報）昭和39・12・15）

●「藤本梅一」〔法曹公論社編『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月〕

●藤本梅一「予審制度及之に關連する諸問題の検討（1）（2）」〔『法曹会雑誌』第16巻第2号・第3号、

一九三八年二月・三月〕

⑥奈良正夫

●明治二七年六月一六日生、弘前市銅屋町↓東京市本郷区吉祥寺町、大正九年七月東京帝國大学法学部卒業、大正九年八月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正一〇年五月東京地方裁判所詰、大正一二年六月東京地方裁判所予備判事、大正一二年八月旭川地方裁判所判事、大正一四年八月甲府地方裁判所判事、大正一五年七月盛岡地方裁判所判事、昭和四年三月高崎区裁判所判事、昭和七年七月宇都宮地方裁判所判事、昭和一三年八月掛川区

裁判所判事（『人物事典』Ⅱ・Ⅴ）、昭和一七年一〇月静岡地方裁判所浜松支部判事、昭和一八年一二月陸軍司法官爪哇軍政監部付、昭和二〇年三月爪哇軍政監部海軍総局中部海事局長、昭和二一年五月静岡地方裁判所浜松支部判事、昭和二一年七月下妻区裁判所監督判事兼水戸地方裁判所下妻支部長、昭和二三年一〇月水戸地方裁判所下妻支部長（『司法大観』昭和32年）、昭和二三年一二月下妻家事審判所長（『官報』24・1・6）、昭和二四年一月水戸家庭裁判所下妻支部判事（『官報』昭和24・2・3）、昭和三三年一〇月秋田地方裁判所秋田家庭裁判所判事兼秋田簡易裁判所判事（『官報』昭和33・1・6）、昭和三四年六月定年退官（『官報』昭和34・6・19）、昭和三四年六月秋田簡易裁判所判事（『官報』昭和34・6・18～19）、昭和三七年二月平簡易裁判所判事（『官報』昭和37・2・20）、昭和三九年六月簡易裁判所定年退官（『官報』昭和39・6・17）、昭和四六年四月弁護士登録・第二東京（『官報』昭和46・6・7）、昭和五五年一月三〇日登録取消・死亡（『官報』昭和55・5・23）

●「奈良正夫」〔『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月〕

⑦池田惟一

●明治三八年二月二日生、鹿児島県出水郡出水町、昭和三年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和三年一〇月高等試験行政科・司法科合格、昭和四年五月司法官試験補・東京地方裁判所詰、昭和五年一二月新潟地方裁判所高田支部予備判事、昭和六年六月前橋地方裁判所予備判事、昭和七年一月宇都宮地方裁判所判事、昭和一〇年一月高松地方裁判所判事、昭和一一一年五月神戸地方裁判所判事（『人物事典』Ⅳ・Ⅴ）、昭和一五年二月大阪地方裁判所判事、昭和一七年七月陸軍司法官第一六軍政監部付、昭和一七年八月ジャワ軍政監部付、昭和一七年九月スラバヤ高等法院次長、昭和一八年四月マデウン司法事務局長、昭和一九年一月ジャカルタ高等法院次長、昭和二〇年二月スマラン高等法院長、昭和二一年五月知覧区裁

判所判事、昭和二二年五月鹿児島地方裁判所判事、昭和二二年一月神戸地方裁判所判事、昭和二三年六月鹿児島地方裁判所判事（『司法大観』昭和32年）、昭和二四年一月兼鹿児島家庭裁判所判事（『官報』昭和24・2・3）、昭和二八年一月鹿児島地方裁判所判事事務総括者（『官報』昭和28・1・28）、昭和三三年一〇月福岡高等裁判所判事（『官報』昭和33・11・4）、昭和三四年一二月福岡地方裁判所判事事務総括者（『官報』昭和35・12・13）、昭和三八年五月依願免本官（『官報』昭和38・5・18）、昭和三八年六月弁護士登録・鹿児島（『官報』昭和38・7・20）、昭和五〇年一月一三日登録取消・死亡（『官報』昭和51・1・9）

⑧柚木芳

●明治二五年一月五日生、富山県下新川郡入善町、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年八月司法官試験補・千葉地方裁判所詰、昭和八年三月千葉地方裁判所予備判事、昭和八年三月秋田地方裁判所判事、昭和九年一〇月古川区裁判所判事、昭和一三年五月高崎区裁判所判事、昭和一五年一二月前橋地方裁判所判事、昭和二年一二月甲府地方裁判所判事、昭和六年一月千葉地方裁判所判事、昭和一一一年九月宇都宮地方裁判所部長、昭和一一四年九月静岡地方裁判所部長（『人物事典』Ⅳ・Ⅴ）、昭和一六年五月新潟地方裁判所部長（『官報』昭和16・5・27）、昭和一九年一二月大審院判事（『官報』昭和19・12・20）

●「柚木芳」〔『日本官界名鑑』日本官界情報社・一九四二年八月〕

⑨田中盈

●明治三六年三月二六日生、山口県豊浦郡岡枝村、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和四年五月司法官試験補・東京地方裁判所詰、昭和五年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和七年一月宇都宮地方裁判所予備判事、昭和七

年五月東京地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月大分地方裁判所判事、昭和九年四月新潟地方裁判所判事、昭和一〇年一月宇都宮地方裁判所判事、昭和一二年四月東京区裁判所判事（人物事典Ⅳ・Ⅴ）、昭和一六年三月上海総領事館領事、昭和一九年六月東京地方裁判所判事（司法大観）昭和32年）、昭和三二年一二月東京高等裁判所判事（官報）昭和32・12・4）、昭和三八年一〇月東京高等裁判所判事事務総括者（官報）昭和38・10・11）、昭和三九年四月依願免本官（官報）昭和39・4・2）、昭和三九年四月公証人・横浜（官報）昭和39・4・4）、昭和四八年三月依願免公証人（官報）昭和48・3・29）、昭和四八年六月弁護士登録・横浜（官報）昭和48・8・3）、平成一七年二月二六日登録取消・死亡（官報）平成17・4・25）

●「田中盈」〔『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月〕

⑩長谷川成一

●明治三九年四月三日生、東京市本郷区弓町、昭和二年一月高等試験行政科合格、昭和三年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年五月司法官試験補・横浜地方裁判所詰、昭和五年一二月横浜地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月松山地方裁判所宇和島支部判事、昭和九年二月下関区裁判所判事、昭和一〇年一二月栃木区裁判所判事、昭和一一年五月宇都宮地方裁判所判事、昭和一二年一二月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所東京刑事地方裁判所判事（人物事典Ⅳ・Ⅴ）、昭和二〇年六月東京控訴院判事、昭和二一年三月東京刑事地方裁判所部長、昭和二二年五月東京地方裁判所判事、昭和二四年三月東京地方裁判所判事事務総括者（官報）昭和24・4・15）、昭和二六年九月司法制度視察のため米国へ出張、昭和三四年一二月東京高等裁判所判事、昭和四〇年一月浦和地方裁判所兼浦和家庭裁判所長（司法大観）昭和32年・昭和42年）、昭和四四年二月高松高等裁判

所長官（官報）昭和44・2・24）、昭和四六年四月定年退官（官報）昭和46・4・5）、昭和四六年五月弁護士登録・第一東京（官報）昭和46・6・28）、平成九年三月一八日登録取消・死亡（官報）平成9・4・30）

●「長谷川成一」〔『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月〕

(二) 検事の閲歴

①樋口柳吉

●明治二年一月一八日生、群馬県多野郡新町、明治二七年七月和仏法律学校卒業、明治二八年一二月判事検事登用試験及第、明治二八年一月司法官試験補・前橋地方裁判所詰、明治三〇年七月富山区裁判所判事、明治三〇年一二月前橋地方裁判所判事、明治三二年二月高崎区裁判所判事、明治三三年五月前橋地方裁判所判事、明治三四年五月名古屋地方裁判所判事、明治三四年一〇月依願免本官（官報）明治34・10・10）、明治三四年一〇月弁護士登録・前橋（官報）明治34・10・23）、明治三五年九月登録取消（官報）昭和35・9・27）、明治三五年九月上田区裁判所判事、明治三六年二月前橋区裁判所判事、明治三九年三月丸亀区裁判所判事、明治四〇年一月和歌山区裁判所判事、明治四〇年七月京都区裁判所判事、明治四一年一二月東京地方裁判所判事、明治四三年一月前橋地方裁判所判事、大正二年五月松本区裁判所判事、大正三年一〇月名古屋地方裁判所判事、大正六年六月東京控訴院判事、大正七年六月高松地方裁判所判事、大正一〇年六月甲府地方裁判所判事、大正一二年四月水戸地方裁判所判事、大正一四年七月宇都宮地方裁判所判事（人物事典Ⅰ・Ⅲ、Ⅴ）、昭和七年一月大審院判事・裁判所構成法第八〇条ノ二退職（官報）昭和7・1・19）

② 飯澤高 (横浜参照)

③ 原定男

● 明治一三年二月二九日生、東京市下谷区初音町、明治三四年七月東京法学院卒業、明治三九年一二月判事検事登用試験及第、明治三九年一二月司法官試補・青森地方裁判所詰、明治四一年八月松本区裁判所検事、明治四三年六月長野地方裁判所検事、大正二年五月新潟区裁判所検事、大正四年四月新潟地方裁判所検事、大正五年七月水戸区裁判所検事、大正九年三月水戸地方裁判所検事、大正一一年七月土浦区裁判所検事、大正一三年三月浦和地方裁判所検事、昭和二年八月新潟地方裁判所検事 (人物事典 I-VIII)、昭和四年八月宇都宮地方裁判所兼宇都宮区裁判所検事 (官報 昭和4・8・6)、昭和九年一〇月大審院検事・退職 (官報 昭和9・10・12)

④ 吉弘基彦

● 明治二八年一月一五日生、大阪市北区堂島浜通、大正九年七月東京大学法学部卒業、大正九年一月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正一一年六月東京地方裁判所予備検事、大正一一年七月東京区裁判所検事、昭和三年一月横浜区裁判所検事、昭和四年二月横浜地方裁判所検事、昭和四年七月東京区裁判所検事、昭和九年一〇月宇都宮地方裁判所検事、昭和一〇年一二月名古屋控訴院検事、昭和一二年七月東京控訴院検事 (人物事典 II-V)、昭和一五年二月大審院検事 (官報 昭和15・2・3)、昭和一七年九月秋田地方裁判所検事正 (官報 昭和17・9・29)、昭和一九年三月仙台地方裁判所検事正 (官報 昭和19・3・28)、昭和二〇年四月新潟地方裁判所検事正 (官報 昭和20・4・30)、昭和二一年二月大審院検事・退職 (官報 昭和21・2・22)、昭和二一年三月弁護士登録・東京 (官報 昭和21・5・24)、昭和四二年七月二一日登録取消

・死亡 (官報 昭和42・9・28)

● 「吉弘基彦」 (日本弁護士大観 国際聯合通信社・一九六二年二月)

⑤ 飯沼榮助

● 明治二七年八月二一日生、横浜市本町、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年一〇月司法官試補・静岡地方裁判所詰、昭和一一年七月東京地方裁判所詰、大正一二年一二月東京地方裁判所予備検事、大正一三年八月大阪区裁判所検事、昭和三年一二月東京区裁判所検事、昭和一〇年一二月宇都宮地方裁判所検事、昭和一二年三月東京区裁判所検事 (人物事典 II-V)、昭和一五年七月東京刑事地方裁判所兼東京区裁判所検事 (官報 昭和15・7・29)、昭和一六年二月水戸地方裁判所兼水戸区裁判所検事 (官報 昭和16・2・24)、昭和一八年一二月東京控訴院検事 (官報 昭和18・12・27)、昭和二〇年四月土浦区裁判所兼水戸地方裁判所土浦支部検事 (官報 昭和20・4・30)、昭和二一年二月旭川地方裁判所検事正 (官報 昭和21・2・22)、昭和二二年七月新潟地方裁判所検事正 (官報 昭和21・7・10)、昭和二四年五月浦和地方裁判所検事正 (官報 昭和24・6・7)、昭和二七年一二月退職 (官報 昭和28・1・7)、昭和二八年三月八日死亡 (人物物故大年表 日本人編II、平成18年)

(三) 弁護士の履歴

① 佐久間渡 (旧姓、玉川)

● 明治二六年九月一四日生 (全国弁護士大観 昭和52年)、「出身地」栃木、「事務所」宇都宮市新石町九、「電話」宇都宮二八 (日本弁護士名簿 昭和3年)、大正四年七月明治大学専門部法律科卒業 (衆議院議員名鑑 平成2年)、大正四年一二月弁護士試験及第 (官報 大正4・12・7)、大正四年一二

月弁護士登録・宇都宮（官報）大正5・1・12、大正一五年四月宇都宮弁護士会長（『日本弁護士沿革誌』大正15年）、昭和一七年四月衆議院議員当選（『翼賛議員銘鑑』昭和18年）、昭和二八年四月宇都宮弁護士会長（『栃木県弁護士会資料』）、昭和三九年四月・昭和四一年四月・昭和四二年四月・昭和四三年四月栃木県弁護士会長（『栃木県弁護士会資料』）、昭和五一年一月一日登録取消・死亡（官報）昭和52・1・29）

●「佐久間渡」（『野州名鑑』下野新聞・一九三二年八月）、「佐久間渡」（『坂本海握』宮市民はどんな人物を異議に選ぶべきか）、帝都日日新聞宇都宮支局・一九三九年七月）、「佐久間渡」（『翼賛議員銘鑑』議会新聞社・一九四三年一月。後に『政治家人名事典』第5巻、日本図書センター・二〇〇三年一月に収録）、「佐久間渡」（『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、「佐久間渡」（『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七二年六月）、「佐久間渡」（『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）、「佐久間渡」（『栃木県歴史人物事典』下野新聞社・一九九五年七月）

②和氣壽

●明治二八年一月一日生（『全国弁護士大観』昭和52年）、「出身地」栃木、「事務所」宇都宮市伝馬町、「電話」宇都宮一三六三（『日本弁護士名簿』昭和3年）、大正一二年二月弁護士試験及第（官報）大正12・2・27）、大正一二年三月弁護士登録・宇都宮（官報）大正12・3・26）、昭和七年四月・昭和八年四月宇都宮弁護士会副会長（『日本弁護士名簿』昭和7年・昭和8年）、昭和九年四月宇都宮弁護士会会長（『日本弁護士名簿』昭和9年）、昭和一五年二月登録取消（官報）昭和15・3・14）、昭和一五年二月八代区裁判所兼熊本地方裁判所八代支部検事（官報）昭和15・2・10、昭和15・2・13）、昭和一六年一月鹿屋区裁判所検事（官報）昭和16・10・9）、昭和一八年一月熊本区裁判所兼熊本地方裁判所検事（官報）昭和18・11・9）、：昭和二四年三月弁護士登録（官報）昭和24・4・20）、昭和五四年二月二七日登録取消・死亡（官報）昭和54・5・19）

●「和氣壽」（『野州名鑑』下野新聞・一九三二年八月）、「和氣壽」（『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七二年六月）

③佐藤親弘（旧名、信一）

●明治二六年二月二三日生（『大衆人事録』昭和18年）、「出身地」栃木、「事務所」宇都宮市伝馬町、「電話」宇都宮七一七（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正一二年七月日本大学専門部法科卒業（『衆議院議員名鑑』平成2年）、大正一一年三月弁護士試験及第（官報）大正11・3・27）、大正一一年四月弁護士登録・東京（官報）大正11・4・14）、大正一一年一月登録換・宇都宮（官報）大正11・11・18）、昭和六年四月宇都宮弁護士会副会長（『日本弁護士名簿』昭和6年）、昭和七年四月宇都宮弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和7年）、昭和二〇年四月・昭和二二年四月宇都宮弁護士会長（『法曹百年史』昭和44年）、昭和二四年一月衆議院議員当選自由党・当選二回（『衆議院議員名鑑』平成2年）、昭和三六年八月一日登録取消・死亡（官報）昭和36・9・7）

●「佐藤親弘」（『野州名鑑』下野新聞・一九三二年八月）、「佐藤親弘」（『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、「佐藤親弘」（『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）

④渡邊勇一郎

●明治二一年三月二六日生（『栃木県弁護士会資料』）、「出身地」栃木、「事務所」宇都宮市伝馬町、「電話」宇都宮一二四二（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正一一年三月弁護士試験及第（官報）大正11・3・27）、大正一一年六月弁護士登録・宇都宮（官報）大正11・6・17）、昭和一七年七月二八日死亡（『栃木県弁護士会資料』）、昭和一七年八月二七日登録取消・死亡（官報）昭和17・9・11）

●「渡邊勇一郎」（『野州名鑑』下野新聞・一九三二年八月）

⑤成田友之助

●明治二二年五月一日生（『栃木県弁護士会資料』）、「出身地」青森、「事務所」宇都宮市伝馬町、

大正一二年二月弁護士試験及第〔官報〕大正12・2・27、大正一二年三月弁護士登録・宇都宮〔官報〕大正12・3・28、昭和一〇年四月登録換・浦和〔官報〕昭和10・5・3、昭和一一年九月二日登録取消・死亡〔官報〕昭和11・10・14

⑥武田正二

●明治二五年一月一日生〔司法大観〕昭和32年、「出身地」福島、「事務所」大田原町下町〔日本弁護士名簿〕昭和4年、大正一二年七月政法大学専門部卒業〔人物事典〕v、大正一四年一二月弁護士試験大正一二年法律第五号合格〔官報〕大正14・12・17、大正一五年一〇月弁護士登録・宇都宮〔官報〕大正15・10・29、昭和一三年一月登録取消〔官報〕昭和13・12・13、昭和一三年一月平区裁判所検事、昭和一四年六月盛岡区裁判所検事、昭和一四年八月大曲区裁判所検事〔人物事典〕v、昭和一五年八月島原区裁判所検事、昭和一七年飯田区裁判所検事、昭和二一年八月高田区裁判所検事、昭和二四年一〇月浦和地方検察庁川越支部長〔司法大観〕昭和32年、昭和二五年一月依願免本官〔官報〕昭和25・12・11、昭和二五年一月三〇日公証人・川越〔日本公証制度沿革史〕昭和43年、昭和三七年一月依願免公証人〔官報〕昭和37・11・6、昭和三八年二月弁護士登録・埼玉〔官報〕昭和38・3・16、昭和五一年九月一四日登録取消・死亡〔官報〕昭和51・10・26

●「武田正二」〔大日本司法大観〕、大日本司法大観編纂所・一九四〇年七月。後に、『日本法曹界人物事典』第5巻、ゆまに書房・一九九五年八月に収録、「武田正二」〔司法大観〕、法曹会・一九五七年七月

⑦佐藤和三郎

●明治三五年五月一六日生、「出身地」栃木、「事務所」宇都宮市三条町一一九五、「電話」宇都宮一一四一〔日本弁護士名簿〕昭和8年、昭和三年七月中央大学法科卒業〔全国弁護士大観〕昭和52年、昭和三年一〇月高等試験司法科合格〔官報〕昭和3・10・30、昭和三年一二月弁護士登録

・第一東京〔官報〕昭和4・1・15、昭和六年一月登録換・宇都宮〔官報〕昭和6・1・28、昭和一三年四月宇都宮弁護士会副会長〔日本弁護士名簿〕昭和13年、昭和二年八月登録取消〔官報〕昭和22・10・18、昭和二二年八月〔昭和四二年四月宇都宮市長〔日本の歴代市長〕第1巻、昭和58年〕、昭和四二年九月弁護士登録・宇都宮〔官報〕昭和42・11・21、平成元年六月二九日登録取消・死亡〔官報〕平成1・8・14

●「佐藤和三郎」〔全国弁護士大観〕、法曹公論社・一九七二年六月、「佐藤和三郎」〔日本の歴代市長〕第1巻、歴代知事編纂会・一九八三年一月

⑧鈴樹康人（旧名、忠）

●明治一五年八月一日生〔人物事典〕I、「出身地」栃木、「事務所」宇都宮市松ヶ峯町二〇、「電話」宇都宮二七三〔日本弁護士名簿〕昭和8年、明治四三年一〇月東京帝国大学法科大学卒業〔官報〕明治43・10・20、明治44・7・13、明治四四年一月司法官試補・平区裁判所詰〔官報〕明治44・1・11、明治四五年五月司法官試補・福島地方裁判所詰〔官報〕明治45・5・2、大正二年一〇月仙台地方裁判所兼仙台台区裁判所予備判事〔官報〕大正2・10・7〔8〕、大正三年二月札幌地方裁判所兼札幌区裁判所判事〔官報〕大正3・2・20、大正三年九月東北帝国大学農科大学林学科講師嘱託〔人物事典〕I、大正五年三月退職〔官報〕大正5・3・25、大正五年四月弁護士登録・宇都宮〔官報〕大正5・4・11、昭和二二年四月八日登録取消〔官報〕昭和21・5・25

●「鈴樹忠」〔『帝国法曹大観』、帝国法曹大観編纂会・一九一五年一月。後に、『日本法曹界人物事典』第1巻、ゆまに書房・一九九五年八月に収録）

⑨大塚久一郎

●「出身地」栃木、「事務所」宇都宮市伝馬町三七〇〇佐藤方、「電話」宇都宮七一七〔日

本弁護士名簿」昭和8年)、昭和六年一月高等試験司法科合格(官報)昭和6・11・13)、昭和七年一月弁護士登録・宇都宮(官報)昭和7・1・22)、昭和一五年六月登録取消(官報)昭和15・7・24)、昭和一五年七月朝鮮総督府判事(官報)昭和15・7・19)、…平壤地方法院(職員録)昭和15年)・咸興地方法院判事(司法部職員録)昭和16年(昭和18年)・清津地方法院(司法部職員録)昭和19年)・…昭和二二年八月仙台少年審判所少年審判官(官報)昭和22・8・23、昭和22・8・27)、昭和二三年三月依願免本官(官報)昭和23・3・23)、昭和二四年六月弁護士登録・宇都宮(官報)昭和24・11・5)、昭和二五年九月登録取消(官報)昭和25・10・5)・…(判事任官「栃木弁護士会資料」)・…昭和二六年九月弁護士登録・宇都宮(官報)昭和26・10・6)、昭和三二年一〇月六日登録取消・死亡(官報)昭和32・11・12)

⑩長山修一郎

●明治三三年四月二〇日生(全国弁護士大観)昭和52年)、「出身地」福島、「事務所」宇都宮市四条町、「電話」宇都宮三九八〇(日本弁護士名簿)昭和11年)、大正一四年三月東京帝国大学法学部卒業(官報)大正14・5・18)、昭和二年一二月高等試験司法科合格(官報)昭和2・12・26)、昭和三年一月弁護士登録・宇都宮(官報)昭和3・2・18)、昭和一四年四月宇都宮弁護士会副会長(日本弁護士名簿)昭和14年)、昭和二八年四月・昭和三〇年四月栃木県弁護士会副会長(全国弁護士大観)昭和52年)、昭和三三年四月栃木県弁護士会副会長(全国弁護士大観)昭和52年)、平成三年一月三〇日登録取消・死亡(官報)平成4・1・29)

●「長山修一郎」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七二年六月

⑪君島貞一

●明治三一年一月二五日生(全国弁護士大鑑)昭和52年)、「出身地」栃木、「事務所」宇都宮市三条町一三三六ノ一、「電話」宇都宮二二一六(日本弁護士名簿)昭和11年)、大正一二年三月東京帝

国大学法学部卒業(官報)大正12・5・14)、昭和七年一月弁護士登録・宇都宮(官報)昭和7・1・22)、昭和一六年四月宇都宮弁護士会副会長(日本弁護士名簿)昭和16年)、昭和四四年四月・昭和四七年四月・昭和五一年三月栃木県弁護士会副会長(全国弁護士大鑑)昭和52年)、昭和六二年八月二日登録取消・死亡(官報)昭和62・10・13)

●「君島貞一」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)、「君島貞一」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七二年六月)

⑫新江寅

●明治五年一二月生(大衆人事録)昭和18年)、「出身地」栃木、「事務所」宇都宮市伝馬町一、「電話」宇都宮二六六五(日本弁護士名簿)昭和11年)、明治三四年七月東京専門学校法律科卒業(大衆人事録)昭和18年)、明治三四年一二月弁護士試験及第(官報)明治34・12・20)、明治三五年二月弁護士登録・東京(官報)明治35・2・8)、明治三七年六月登録換・福島(官報)明治37・6・23)、明治四二年四月登録取消(官報)明治42・5・1)、明治四二年六月弁護士登録・宇都宮(官報)明治42・6・8)、大正九年四月・大正一〇年四月宇都宮弁護士会副会長(日本弁護士名簿)大正9年・大正10年)、昭和一一年四月・昭和二一年四月・昭和二三年四月宇都宮弁護士会副会長(日本弁護士名簿)昭和11年、「法曹百年史」昭和44年)、昭和三四年九月七日登録取消・死亡(官報)昭和34・10・14)

●「新江寅」『野州名鑑』下野新聞・一九三二年八月)、「新江寅」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)、「新江寅」『栃木県歴史人物事典』下野新聞社・一九九五年七月)

⑬館野清

●明治三七年五月一日生(全国弁護士大観)昭和52年)、「出身地」栃木、「事務所」宇都宮市小伝馬町一二、「電話」宇都宮四一三六(日本弁護士名簿)昭和11年)、昭和二年三月日本大学卒業(全国

弁護士大観」昭和52年）、昭和五年一月高等試験司法科合格（官報）昭和5・11・12）、昭和六年二月弁護士登録・宇都宮（官報）昭和6・3・5）、昭和十四年七月登録取消（官報）昭和14・8・16）、昭和十四年七月朝鮮総督府判事（官報）昭和14・7・5）、…平壤地方法院判事（職員録）昭和15年）・清津地方法院会寧支庁判事（司法部職員録）昭和16年（昭和19年）…、昭和二十一年一月弁護士登録・宇都宮（官報）昭和21・12・19）、昭和二十六年三月宇都宮弁護士会副会長（全国弁護士大観）昭和52年）、昭和二十五年四月栃木県弁護士会長（法曹百年史）昭和44年）、昭和五十六年二月二三日登録取消・死亡（官報）昭和57・3・11）

●「館野清」（『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七二年六月）

⑭安原忠孝

●明治二十一年四月三日生（司法大観）昭和32年）、「出身地」石川、「事務所」宇都宮市伝馬町三〇七五、「電話」宇都宮四一七八（日本弁護士名簿）昭和11年）、昭和八年一月弁護士試験大正二年法律第五号合格（官報）昭和8・11・6）、昭和八年一月弁護士登録・宇都宮（官報）昭和9・2・7）、昭和十八年四月宇都宮弁護士会副会長（大日本弁護士名簿）昭和18年）、昭和二十二年一月登録取消（官報）昭和22・12・5）、昭和二十二年一月矢板簡易裁判所判事（官報）昭和22・10・16、昭和22・11・18）、昭和二十二年一月任期終了（官報）昭和33・2・6）、昭和二十二年一月弁護士登録・横浜（官報）昭和32・12・7）、昭和二十七年三月二十六日登録取消・死亡（官報）昭和37・5・12）

●「安原忠孝」（『司法大観』法曹会・一九五七年七月）

⑮阿部太郎

●明治四一年七月二〇日生（司法大観）昭和32年）、「出身地」東京、「事務所」宇都宮市伝馬町一新江寅方、「電話」宇都宮二六六五（日本弁護士名簿）昭和11年）、昭和九年一月高等試験司法科合格（官報）昭和9・11・6）、昭和一〇年一月弁護士登録・東京（官報）昭和10・1・25）、昭和一一年二月登録換・宇都宮（官報）昭和11・3・3）、昭和一四年八月登録換・東京（官報）昭和14・9・14）、昭和二十三年九月登録取消、昭和二十三年九月水戸地方檢察庁検事、昭和二十六年一〇月千葉地方檢察庁検事、昭和二十八年一月静岡地方檢察庁検事（司法大観）昭和32年）、昭和二十二年四月横浜地方檢察庁検事、昭和三十四年三月釧路地方檢察庁次席検事、昭和三十六年三月新潟地方檢察庁長岡支部長、昭和三十八年一月浦和地方檢察庁熊谷支部長（司法大観）昭和42年）、昭和四十二年三月横浜地方檢察庁川崎支部長（官報）昭和42・3・28）、昭和四十四年三月静岡地方檢察庁浜松支部長（官報）昭和44・3・29）、昭和四十五年八月東京高等檢察庁検事（官報）昭和45・8・18）、昭和四十六年七月檢察庁法第二二条定年退官（官報）昭和46・7・20）、昭和四十六年七月藤澤簡易裁判所判事（官報）昭和46・7・23）、昭和四十六年一月藤澤簡易裁判所司法行政事務掌理者（官報）昭和48・11・5）、昭和五十三年七月一九日簡裁判事定年退官（官報）昭和53・7・21）

●「阿部太郎」（『司法大観』法曹会・一九五七年七月・一九六七年七月）

3 前橋

(一) 判事の閲歴

①森章三郎

●明治九年九月八日生、岐阜県海津郡今尾町、明治三十三年七月明治法律学校卒業、明治三十三年一月判事検事登用試験及第、明治三十三年一月司法官試補・岡山区裁判所詰、明治三十五年七月高知区裁判所判事、明治三十六年五月大津地方裁判所判事、明治四〇年一〇月京都地方裁判所判事、明治四二年四月大阪控訴院判事、明治四五年五月奈良地方裁判所判

事、大正二年五月神戸地方裁判所判事、大正四年一二月大阪地方裁判所判事、大正五年七月名古屋区裁判所監督判事、大正一三年一月高松地方裁判所判事、大正一五年七月前橋地方裁判所判事、昭和五年七月浦和地方裁判所判事（『人物事典』Ⅰ～Ⅳ）、昭和一二年四月静岡地方裁判所判事（『官報』昭和12・4・19）、昭和一四年三月退職（『官報』昭和14・4・5）、

② 佐藤修一（横浜参照）

③ 杉本晋

● 明治一九年八月一日生、東京市四谷区坂町、大正二年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正四年五月弁護士登録・東京（『官報』大正4・5・8）、大正八年二月登録取消（『官報』大正8・2・17）、大正八年二月東京地方裁判所予備判事、昭和八年七月長野地方裁判所判事、大正一一年七月下妻区裁判所判事、大正一二年一月水戸地方裁判所判事、大正一四年四月飯田区裁判所判事、大正一五年一二月高崎区裁判所判事、昭和二年八月前橋地方裁判所判事、昭和八年七月東京地方裁判所判事、昭和一〇年五月東京区裁判所判事、昭和一二年一二月足利区裁判所判事、昭和一四年札幌区裁判所監督判事（『人物事典』Ⅱ～Ⅴ）、昭和一七年五月高田区裁判所兼新潟地方裁判所高田支部長（『官報』昭和17・5・25）、昭和二〇年九月千葉区裁判所判事（『官報』昭和20・9・12）、昭和二一年三月大審院判事・退職（『官報』昭和21・4・2号外）、昭和二一年七月弁護士登録・千葉（『官報』昭和21・9・26）、昭和四六年五月二日登録取消・死亡（『官報』昭和46・6・28）

● 「杉本晋」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

④ 石田伊太郎

● 明治一五年九月一日生、福井県大野郡大野町、明治三六年七月和仏法律学校卒業、明

治三八年一一月判事検事登用試験及第、昭和三八年一二月司法官試補・金沢地方裁判所詰、明治四〇年八月四日市区裁判所判事、明治四一年六月名古屋地方裁判所判事、大正五年五月高岡区裁判所判事、大正八年六月名古屋地方裁判所判事、大正八年一一月名古屋区裁判所判事、大正九年一〇月名古屋地方裁判所判事、大正一三年二月名古屋地方裁判書部長、大正一五年七月宮城控訴院部長、大正一五年八月公証人懲戒委員・文官普通懲戒委員、昭和三年七月山形地方裁判所判事、昭和五年七月前橋地方裁判所判事、昭和一〇年二月大分地方裁判所判事、昭和一一年九月熊本地方裁判所判事（『人物事典』Ⅰ～Ⅴ）、昭和一五年四月長野地方裁判所判事（『官報』昭和15・4・16）、昭和一八年三月大審院判事・退職（『官報』昭和18・3・29）、昭和一八年七月弁護士登録・福井（『官報』昭和18・8・26）、昭和四九年五月一日登録取消・死亡（『官報』昭和49・7・29）

⑤ 水谷秀一

● 明治二一年七月四日生、新潟県西頸城郡糸魚川町、大正二年七月法政大学専門部卒業、大正三年一二月弁護士試験及第、大正四年二月弁護士名簿登録・東京（『官報』大正4・2・24）、大正八年一〇月登録取消（『官報』大正8・10・9）、大正八年一〇月山形地方裁判所判事、大正一〇年三月千葉地方裁判所判事、大正一二年五月千葉地方裁判所判事、大正一三年一月三条区裁判所判事、大正一三年一二月下妻区裁判所判事、大正一五年七月横浜地方裁判所判事、昭和六年五月前橋地方裁判所判事、昭和八年八月水戸地方裁判所判事、昭和一二年七月横浜地方裁判所判事（『人物事典』Ⅱ～Ⅴ）、昭和一五年三月土浦区裁判所判事兼水戸地方裁判所土浦支部長（『官報』昭和15・3・22）、昭和一八年一二月那覇地方裁判所判事（『官報』昭和18・12・29）、…昭和二二年四月日旭川地方裁判所判事（『官報』昭和22・4・22）、昭和二二年五月九日死亡（『続司法沿革誌』

昭和38年、「ひめゆりと生きて」平成10年)

●「水谷秀一君」〔『日本弁護士総覧』合本、東京法曹会・一九二五年八月。後に、『日本法曹界人物事典』第8巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録〕、「水谷秀一」〔『日本官界名鑑』、日本官界情報社・一九四二年八月〕、仲宗根政善「虐待された水谷裁判長」〔仲宗根政善『ひめゆりと生きて』琉球新報社・二〇〇八年八月〕。(注)水谷秀一は、喜屋武海岸で捕虜となり、野嵩收容所(後に、古知屋收容所)に收容され、その後本土に帰還したが、間もなく亡くなったという。

⑥長尾肇次郎

●明治二六年八月一日生、東京市芝区金杉二丁目、大正四年七月中央大学法律科卒業、大正七年一月判事検事登用試験及第、大正七年一月司法官試験・東京地方裁判所詰、大正九年八月東京地方裁判所予備判事、大正九年一月青森地方裁判所判事、大正一二年八月水戸地方裁判所判事、大正一五年七月土浦区裁判所判事、昭和三年二月前橋地方裁判所判事、昭和七年一月熊谷区裁判所判事〔人物事典Ⅱ(Ⅴ)〕、昭和一八年四月足利区裁判所判事〔官報〕昭和18・4・26)、昭和二十一年三月東京控訴院部長・退職〔官報〕昭和21・5・1)、昭和二十一年四月弁護士登録・宇都宮〔官報〕昭和21・5・25)、昭和二十五年二月一日登録取消・死亡〔官報〕昭和25・3・9)

⑦山口富次郎 (浦和参照)

⑧田中清明 (千葉参照)

⑨坂野英雄

●明治四三年三月一六日生、名古屋市中区東古渡町、昭和六年一月高等試験行政科合格、昭和六年一月高等試験司法科合格、昭和七年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和七年六月司法官試験補・福島地方裁判所詰、昭和八年一月東京地方裁判所予備判事、昭和九

年七月前橋地方裁判所判事、昭和十一年六月横浜地方裁判所判事、昭和十三年八月東京刑事地方裁判所判事〔人物事典Ⅳ(Ⅴ)〕、昭和二十一年六月東京控訴院判事〔官報〕昭和21・6・20)、昭和二十二年九月調査官・最高裁判所調査官〔官報〕昭和22・9・19、「日本弁護士大観」昭和37年、…昭和二十三年七月弁護士登録・第二東京〔官報〕昭和23・10・4)、昭和五十一年五月二十八日登録取消・死亡〔官報〕昭和51・9・28)

●「坂野英雄」〔『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月〕

⑩池野仁二

●明治三三年六月二〇日生、東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町、大正一四年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一四年一月高等試験司法科合格、大正一五年四月司法官試験補・東京地方裁判所詰、昭和二年一月札幌地方裁判所予備判事、昭和三年八月帯広区裁判所判事、昭和四年一月札幌区裁判所判事、昭和六年五月函館区裁判所判事、昭和七年一月新潟地方裁判所判事、昭和九年四月前橋区裁判所判事、昭和十二年七月横浜区裁判所判事〔人物事典Ⅲ(Ⅴ)〕、昭和二十二年三月甲府区裁判所監督判事、昭和二十一年一月甲府簡易裁判所兼甲府地方裁判所判事、昭和二十三年六月東京地方裁判所判事〔司法大観〕昭和32年)、昭和二十四年三月東京地方裁判所判事事務総括者〔官報〕昭和24・4・15)、昭和四〇年三月二十九日死亡〔官報〕昭和40・4・6)

⑪青山義武

●明治四三年四月二五日生、仙台市国分町、昭和八年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和八年一月高等試験司法科合格、昭和九年六月司法官試験補・札幌地方裁判所詰、昭和昭和一〇年一月東京民事地方裁判所予備判事〔人物事典Ⅳ)〕、昭和十一年六月前橋地方裁判所

予備判事、昭和十一年八月前橋地方裁判所判事、昭和十二年二月東京民事地方裁判所判事、昭和十六年七月司法事務官・司法省民事局勤務、昭和十八年一月大使館二等書記官・大東亜省支那事務局勤務、昭和十九年三月大使館調査官・勤務同前、昭和二十年一月大使館一等書記官・勤務同前、昭和二十年八月外務省管理局勤務、昭和二十一年七月東京民事地方裁判所判事、昭和二十一年一月最高裁判所調査官、昭和二十二年九月東京地方裁判所判事、昭和二十四年六月最高裁判所調査官（司法大観）昭和二十二年、昭和二十二年四月東京高等裁判所判事（官報）昭和二十二年・四・二〇、昭和二十三年九月任期満了（官報）昭和二十三年・九・二五、昭和二十三年一月〇月弁護士登録・第一東京（官報）昭和二十三年・三・一〇、平成十一年九月三〇日登録取消・死亡（官報）平成十一年・一〇・一五）

●「青山義武」(『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月)、「青山義武」(『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七二年六月)

●東京弁護士会編『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題——』(ぎょうせい・一九九二年四月)に「旧陪審裁判の証言」として「青山義武弁護士に対する聴取」が集録されている。

⑫野口猛雄

●明治二十八年一月六日生、茨城県鹿島郡軽野村、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試験・静岡地方裁判所詰、大正十一年三月東京地方裁判所詰、大正十二年六月東京地方裁判所予備判事、大正十二年八月佐賀地方裁判所予備判事、大正十三年一月佐賀地方裁判所判事、大正十五年一月熊本地方裁判所判事、昭和二年一月甲府区裁判所判事、昭和五年一月長野区裁判所判事、昭和九年四月水戸区裁判所判事（人物事典ⅡV）、昭和十六年五月前橋地方裁判所部長（官報）昭和十六年・五・二七、：昭和二十一年九月一

日現在静岡地方裁判所部長（司法部職員録）昭和二十二年三月）、昭和二十二年一月東京高等裁判所判事（官報）昭和二十三年・一・二四、昭和二十三年一月二日正四位に叙する「従四位野口猛雄」（官報）昭和二十三年・一・二四、昭和二十四年一月一九日特旨を以て位一級追階せらる「故判事従四位野口猛雄」（官報）昭和二十四年・一・二四

⑬松村喜三郎

●昭和五年一月高等試験司法科合格（官報）昭和五年・五・一〇、昭和六年六月弁護士登録・第二東京（官報）昭和六年・七・一五、昭和十三年一月登録換・水戸（官報）昭和十四年・一・二〇、昭和十四年一月登録取消（官報）昭和十四年・一・一三、昭和十四年一月前橋地方裁判所判事兼前橋区裁判所判事（官報）昭和十四年・一・一三、昭和十七年九月関東法院判官（官報）昭和十七年・一〇・一、：関東地方法院判官（司法部職員録）昭和十八年・昭和十九年…

⑭秋山悟

●明治四三年三月二五日生、岡山県吉備郡阿曾村、昭和九年一月高等試験司法科合格、昭和十一年三月日本大学法文学部卒業、昭和十一年五月司法官試験・広島地方裁判所詰、昭和十一年一月広島地方裁判所予備判事、昭和十二年一月釧路地方裁判所判事（人物事典Ⅱ）、昭和十二年一月札幌地方裁判所判事、昭和十四年五月前橋地方裁判所判事（人物事典Ⅱ）、昭和十八年一月横浜区裁判所判事、昭和二十二年一月小田原区裁判所判事、昭和二十二年五月横浜地方裁判所小田原支部判事、昭和二十三年一月兼小田原家事審判所判事、昭和二十四年一月兼横浜家庭裁判所小田原支部判事（司法大観）昭和二十三年、昭和三十五年四月依願免本官（官報）昭和三十五年・四・一〇、昭和三十五年四月弁護士登録・横浜（官報）昭和三十五年・五・一四、平成五年三月二十九日登録取消・死亡（官報）平成十一年・五・二二

●「秋山悟」〔全国弁護士大鑑〕、法曹公論社・一九七二年六月〕

(二) 検事の閲歴

① 阪元不二男〔千葉参照〕

② 宮崎正巳

●明治一六年三月一九日生、高知県安芸郡土居村、大正二年一〇月東京帝国大学卒業、大正四年二月司法官試験補・静岡地方裁判所詰、大正五年一〇月静岡地方裁判所予備判事、大正六年二月静岡地方裁判所予備検事、大正六年七月松山区裁判所検事、大正七年七月弘前区裁判所検事、大正七年一二月青森地方裁判所検事、大正九年一〇月仙台地方裁判所検事、大正一三年一〇月平区裁判所検事、大正一五年七月青森地方裁判所検事、昭和五年八月前橋地方裁判所検事、昭和九年八月長野地方裁判所検事、昭和一〇年一二月浦和地方裁判所検事、昭和一二年一月新潟地方裁判所検事、昭和一三年一月東京控訴院検事、大正一四年九月札幌控訴院検事〔人物事典・I-V〕、昭和一五年一〇月秋田地方裁判所検事正〔官報〕昭和15・10・25)、昭和一七年九月徳島地方裁判所検事正〔官報〕昭和17・9・29)、昭和一九年三月大審院検事・退職〔官報〕昭和19・4・5)、昭和一九年七月弁護士登録・第二東京〔官報〕昭和19・8・11)、昭和二五年九月登録取消〔官報〕昭和25・10・5)

●「宮崎正巳」〔『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月〕

③ 大野豹吾

●明治一六年一二月一日生、宮城県刈田郡大平村、明治三六年七月明治法律学校卒業、明治四〇年一二月判事検事登用試験及第、明治四〇年一二月司法官試験補・仙台地方裁判所

詰、明治四二年八月栃木区裁判所検事、明治四三年三月新潟区裁判所検事、大正二年五月相川区裁判所御検事、大正三年一月新潟地方裁判所検事、大正四年四月新発田区裁判所検事、大正六年九月酒田区裁判所検事、大正七年一月米沢区裁判所検事、大正一〇年七月一関区裁判所検事、大正一二年八月谷村区裁判所検事、大正一五年七月新発田区裁判所検事、昭和三年一二月長岡区裁判所検事、昭和六年一二月甲府地方裁判所検事、昭和九年八月前橋地方裁判所検事、昭和一〇年一二月長野地方裁判所検事、昭和一一年六月松本区裁判所検事〔人物事典・I-V〕、昭和一五年二月七日大審院検事・死亡〔官報〕昭和15・2・10、昭和15・2・19)

④ 古屋東

●明治二一年八月二五日生、山梨県中巨摩郡松島村、明治四五年七月関西大学卒業、大正四年一二月弁護士試験及第、大正五年三月弁護士登録・大阪、大正八年七月登録取消〔官報〕大正8・7・10)、大正八年七月福岡地方裁判所検事、大正九年一〇月中津区裁判所検事、大正一一年七月佐賀区裁判所検事、大正一四年三月中津区裁判所検事、大正一五年三月大田原区裁判所検事、昭和二年七月足利区裁判所検事、昭和三年七月横須賀区裁判所検事、昭和五年一二月飯田区裁判所検事、昭和七年一二月上田区裁判所検事、昭和九年一二月松戸区裁判所検事、昭和一一年九月前橋地方裁判所検事〔人物事典・I-V〕、昭和一二年七月静岡地方裁判所兼静岡区裁判所検事〔官報〕昭和12・8・4)、昭和一五年一月土浦区裁判所兼水戸地方裁判所土浦支部検事〔官報〕昭和15・11・12)、昭和一七年一二月宮城控訴院検事〔官報〕昭和17・12・4)、昭和一九年三月富山地方裁判所検事正〔官報〕昭和19・3・28)、昭和二一年二月大審院検事・退職〔官報〕昭和21・2・22)、昭和二一年四月弁護士登録・富山〔官報〕昭和21・5・25)、昭和

三〇年四月富山県弁護士会長（『法曹百年史』昭和44年）、昭和四二年一〇月二一日登録取消・死亡
〔官報〕昭和42・1・10

⑤市島成一（東京参照）

（三） 弁護士の履歴

①鈴木幸四郎

●明治二五年八月三〇日生（『群馬弁護士会史』平成4年）、「出身地」群馬、「事務所」高崎市八島町、「電話」高崎六〇五（『日本弁名簿』昭和4年）、大正一二年一二月弁護士登録・前橋〔官報〕大正12・12・19）、昭和一四年四月前橋弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和14年）、昭和二九年六月二〇日登録取消・死亡〔官報〕昭和29・11・9）

②木村嘉吉

●元治元年七月一八日生（『群馬弁護士会史』平成4年）、「出身地」群馬、「事務所」前橋市曲輪町、「電話」前橋六五四（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治二八年一二月弁護士試験及第〔官報〕明治28・11・25）、明治二八年一二月弁護士登録・前橋〔官報〕明治28・12・26）、大正四年四月・大正一二年四月・大正一三年四月前橋弁護士会長（『日本弁護士名簿』大正4年・大正13年、「法曹百年史」昭和44年）、昭和一〇年四月前橋弁護士会副会長（『日本弁護士名簿』昭和10年）、昭和一二二年六月一九日登録取消・死亡〔官報〕昭和12・8・10）

③小川彦衛

●明治一八年一〇月六日生（『群馬弁護士会史』平成4年）、「出身地」長野、「事務所」高崎市砂賀町、「電話」高崎八五一（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正三年一〇月東京帝国大学法科大学卒業〔官報〕昭和22・12・5）

●大正4・7・12）、大正三年一〇月弁護士登録・東京〔官報〕大正3・11・5）、大正五年五月登録換
・前橋〔官報〕大正5・5・10）、昭和九年四月前橋弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和9年）、昭和一六年四月前橋弁護士会副会長（『日本弁護士名簿』昭和16年）、昭和一二二年一〇月三一日登録取消・死亡〔官報〕昭和22・12・5）

④大沢愛次郎（旧姓、尾崎）

●明治二三年一月二二日生（『大衆人事録』昭和18年）、「出身地」静岡、「事務所」前橋市堀川町、「電話」前橋五一六（『日本弁護士名簿』昭和7年）、大正四年七月明治大学法科卒業（『大衆人事録』昭和18年）、大正七年一二月弁護士試験及第〔官報〕大正7・12・11）、大正八年一月弁護士登録・東京〔官報〕大正8・1・17）、大正一二年四月登録換・前橋〔官報〕大正12・5・3）、昭和一三年四月前橋弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和12年・昭和13年）、昭和二四年四月・昭和二五年四月群馬弁護士会長（『法曹百年史』昭和44年）、昭和三九年八月二二日登録取消・死亡〔官報〕昭和39・9・16）

●「大沢愛次郎」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

⑤都丸洋三

●明治二五年一〇月六日生（『群馬弁護士会史』平成4年）、「出身地」群馬、「事務所」前橋市曲輪町、「電話」前橋一四八一（『日本弁護士名簿』昭和9年）、大正一一年九月弁護士試験及第〔官報〕大正11・9・39）、大正一一年一二月弁護士登録・東京〔官報〕大正11・11・30）、大正一二年二月登録換
・前橋〔官報〕大正12・2・19）、昭和一一年五月一九日登録取消・死亡〔官報〕昭和11・6・5）

⑥松岡末盛

●明治三〇年七月二一日生（『群馬弁護士会史』平成4年）、「出身地」群馬、「事務所」前橋市北曲輪町、「電話」前橋一二八四（『日本弁護士名簿』昭和9年）、大正一五年一二月弁護士試験合格〔官報〕

大正15・12・21)、昭和二年一月弁護士登録・前橋(『官報』昭和2・2・5)、昭和五〇年三月三日登録
取消・死亡(『官報』昭和50・5・6)

●「松岡末盛」『群馬県人名大辞典』上毛新聞社・一九八二年一月)、松岡和子「父松岡末盛を語る」(『群馬
弁護士会史』群馬弁護士会・一九九二年六月)

⑦ 關口志行

●明治一五年五月九日生(『群馬弁護士会史』平成4年)、「出身地」群馬、「事務所」前橋市北曲輪
町、「電話」群馬四六二(『日本弁護士名簿』昭和4年)、明治三九年七月京都帝国大学法学部卒業(『官
報』明治36・7・16)、明治四二年一月司法官試補・前橋地方裁判所詰(『官報』明治42・1・18)、明治四
四年一二月前橋地方裁判所予備判事(『官報』明治44・12・18(19)、明治四五年五月甲府地府裁判所
兼甲府区裁判所判事(『官報』明治45・5・20)、大正二年三月退職(『官報』大正2・3・14)、大正二年三
月弁護士登録・前橋(『官報』大正2・4・4)、大正六年四月・昭和二年四月前橋弁護士会長(『日本
弁護士名簿』大正6年・昭和2年)、昭和五年二月衆議院議員当選民政党(衆議院議員銘鑑』平成2年)、昭和一
五年四月前橋弁護士会副会長(『日本弁護士名簿』昭和15年)、昭和一九年四月・昭和二〇年四月・昭
和二一年四月(六月前橋弁護士会長(『法曹百年史』昭和44年)、昭和二二年四月登録取消(『官報』昭和
22・5・30)、昭和二二年四月(昭和三三年五月前橋市長(『日本の市長』第1巻、昭和58年)、昭和三三年
一二月二一日死亡(『群馬県議会議員銘鑑』昭和41年)

●「關口志行氏」『前橋大鑑』、前橋大鑑刊行会・一九三〇年一月、「關口志行」『帝国大学出身名鑑』、校友調査
会・一九三二年二月、「關口志行」『躍進群馬県誌』、躍進群馬信交会・一九五六年一〇月、「關口志行」『群馬県議
議員銘鑑』群馬県議会史別巻、群馬県議会・一九六六年二月、「關口志行」『群馬県人名大事典』上毛新聞社・一九八二年一
一月)、「關口志行」『日本の歴代市長』第1巻、歴代知事編纂会・一九八三年一月、「關口志行」『議会制度百年史』

集銀議員銘鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月、「關口志行」『都市づくり一〇〇年 前橋アラカルト』前橋観光協会・一九
九二年二月)

⑧ 今泉淺之丞

●明治一五年九月七日生(『帝国大学出身名鑑』昭和7年)、「出身地」埼玉、「事務所」東京市下谷
区竹町一ノ一六、「電話」下谷八六〇・一三二一(『日本弁護士名簿』昭和10年)、大正八年七月京
都帝国大学法学部卒業(『官報』大正8・7・12)、大正一一年一月弁護士登録・東京(『官報』大正11・2
・3)、昭和二七年四月三日登録取消・死亡(『官報』昭和27・5・14)

●「今泉淺之丞」『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月、「今泉淺之丞」『大衆人事録』東京編、
帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月、「今泉淺之丞」『人事興信録』人事興信所・一九四三年一〇月)

4 静岡

(一) 判事の履歴

① 柏木百次郎(旧姓、野口)

●明治元年九月九日生、三重県津市大字西新町↓名古屋市東区主税町、明治二三年七月
明治法律学校卒業、明治二四年一二月代言試験及第(『官報』明治24・12・12)、明治二五年一月代
言免許・東京(『日本弁護士史』大正3年)、：明治二六年五月弁護士登録・安濃津(『官報』明治26・6・7)、
明治二八年三月登録取消(『官報』明治28・3・27)、明治二八年三月高山区裁判所判事、明治二八
年四月岐阜地方裁判所判事、明治三四年六月名古屋地方裁判所部長、明治三六年二月名古屋
屋控訴院判事、明治三九年七月安濃津地方裁判所部長、明治四一年六月名古屋地方裁判所
部長、明治四四年三月鳥取地方裁判所検事正、大正三年一〇月静岡地方裁判所検事正、大

正七年六月前橋地方裁判所検事正、大正一一年七月水戸地方裁判所長、昭和元年七月静岡地方裁判所長（『人物事典』Ⅰ～Ⅲ）、昭和六年九月裁判所構成法第八〇条ノ二退職（『官報』昭和6・9・10）、昭和六年九月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和6・9・21）、昭和一九年八月登録取消（『官報』昭和19・9・11）

● 柏木五百次郎「弁護士となりて」（『法曹会雑誌』第11卷第5号、一九三三年五月）

② 古松鐵太郎

● 明治一四年七月六日生、長野県小県郡上田町、明治四〇年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四一年三月司法官試補・浦和地方裁判所詰、明治四四年一二月浦和地方裁判所予備判事、明治四五年六月平区裁判所判事、大正二年九月新潟地方裁判所判事、大正五年七月長岡区裁判所判事、大正七年七月千葉地方裁判所判事、大正八年七月熊谷区裁判所判事、大正一〇年一二月長野地方裁判所判事、大正一二年一〇月横浜地方裁判所判事、大正一四年四月宇都宮地方裁判所部長、昭和三年七月静岡地方裁判所部長、昭和七年四月浜松区裁判所監督判事、昭和一〇年九月釧路地方裁判所長、昭和一二年二月富山地方裁判所長（『人物事典』Ⅰ～Ⅴ）、昭和一七年二月退職（『官報』昭和17・2・18）

● 「古松鐵太郎」（『帝国大学出身名鑑』、校友調査会一九三二年二月）

③ 篠原治朗

● 明治二七年三月一〇日生、山梨県北巨摩郡江草村、大正六年七月明治大学法学部卒業、大正八年一二月判事検事登用試験及第、大正八年一二月司法官試補・長野地方裁判所詰、大正九年一〇月東京地方裁判所詰、大正一一年六月東京地方裁判所予備判事、大正一一年

七月名古屋地方裁判所判事、大正一一年一二月岐阜地方裁判所判事、大正一五年五月静岡地方裁判所判事、昭和五年二月浜松区裁判所判事、昭和六年四月新潟地方裁判所判事、昭和八年一二月東京地方裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事、昭和一一年九月甲府地方裁判所部長、昭和一二年七月東京控訴院判事、昭和一二年七月充員招集江碼頭上陸、昭和一四年一〇月前橋地方裁判所部部長（『人物事典』Ⅱ～Ⅴ）、昭和一六年五月静岡地方裁判所部長、昭和一八年六月横浜地方裁判所部長（『司法大鑑』昭和32年）、昭和二四年三月横浜地方裁判所判事事務総括者（『官報』昭和24・4・15）、昭和二八年一月依願免本官（『官報』昭和28・1・13）、昭和二八年一月公証人・横浜（『官報』昭和28・1・19）、昭和三九年三月依願免公証人（『官報』昭和39・3・13）、昭和三九年四月弁護士登録・横浜（『官報』昭和39・5・19）、昭和六一年四月二五日登録取消・死亡（『官報』昭和61・6・13）

● 「篠原治朗」（『全国弁護士大鑑』、法曹公論社、一九七七年六月）

④ 高木道雄

● 明治二二年七月六日生、千葉県香取郡万歳村、大正四年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年三月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正六年一〇月千葉地方裁判所予備判事、大正六年一二月山口地方裁判所判事、大正九年一二月新潟区裁判所判事、大正一二年五月甲府地方裁判所判事、大正一五年一二月浦和地方裁判所判事、昭和二年八月静岡区裁判所判事、昭和四年三月沼津区裁判所判事、昭和八年四月浜松区裁判所判事、昭和一二年七月前橋区裁判所監督判事（『人物事典』Ⅱ～Ⅴ）、昭和一七年二月前橋地方裁判所高崎支部長、昭和二一年三月大審院判事・退職（『官報』昭和21・5・1）、昭和二一年四月公証人・前橋（『法曹大鑑』昭和32年）、昭和三二年八月九日公証人法第15条第1項第4号罷免（『官報』昭和32・3・10、昭和32・8・16）

⑤ 根上信

●明治三二年二月二日生、静岡県駿東郡原里村、大正九年七月関西大学法律科卒業、大正一一年三月判事検事登用試験及第・弁護士試験及第、大正一一年四月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正一二年一二月東京地方裁判所予備判事、大正一三年一二月新潟地方裁判所判事、大正一四年七月浜松区裁判所判事〔人物事典Ⅱ〕、昭和七年四月静岡地方裁判所部長・退職〔官報〕昭和7・4・12、昭和7・4・14、昭和七年四月弁護士登録・静岡〔官報〕昭和7・5・3、昭和一四年四月静岡弁護士会副会長〔日本弁護士名簿〕昭和14年、昭和四四年一〇月六日登録取消・死亡〔官報〕昭和44・11・24

⑥ 飯田秀三

●明治三〇年七月二日生、千葉県君津郡飯野村、大正一一年三月中央大学法律科卒業、大正一一年九月判事検事登用試験及第、大正一一年一〇月司法官試補・水戸地方裁判所詰、昭和一三年六月水戸地方裁判所予備判事、大正一四年一二月山形地方裁判所酒田支部判事、大正一五年一二月山形地方裁判所判事、昭和三年一〇月沼津区裁判所判事、昭和五年二月静岡地方裁判所判事、昭和七年四月甲府地方裁判所判事、昭和一一年九月高田区裁判所判事、昭和一四年四月浜松区裁判所判事〔人物事典Ⅲ〕、昭和二四年一二月兼静岡家庭裁判所浜松支部判事、昭和二五年一月静岡地方裁判所浜松支部長、昭和二六年九月兼静岡家庭裁判所浜松支部長〔司法大鑑〕昭和32年、昭和三二年一一月任期終了〔官報〕昭和33・2・6、昭和三二年一二月弁護士登録・静岡〔官報〕昭和33・1・13、昭和四六年一一月一五日登録取消・死亡〔官報〕昭和47・1・7

(二) 検事の閲歴

① 古賀才次郎

●明治一二年四月一五日生、兵庫県津名郡釜口村、明治三七年七月京都法政大学卒業、明治三八年一一月判事検事登用試験及第、明治三八年一二月司法官試補・大津地方裁判所詰、明治四〇年八月甲府地方裁判所予備検事、明治四一年二月甲府地方裁判所検事、大正二年五月大阪区裁判所検事、大正三年三月丸亀区裁判所検事、大正五年三月京都府区裁判所検事、大正六年九月宮津区裁判所検事、大正一一年七月千葉区裁判所検事、大正一三年一二月土浦区裁判所検事、大正一五年七月静岡地方裁判所検事、昭和二年一二月浦和地方裁判所検事、昭和三年六月静岡地方裁判所検事、昭和六年七月那覇地方裁判所検事正、昭和七年三月宮崎地方裁判所検事正、昭和一一年四月高松地方裁判所検事正〔人物事典Ⅰ〕、昭和一五年一月奈良地方裁判所検事正〔官報〕昭和15・1・12、昭和一六年四月大審院検事・退職〔官報〕昭和16・4・28、昭和16・4・30、昭和一六年五月公証人・大阪〔官報〕昭和16・5・20、昭和二六年九月依願免公証人〔日本公証制度沿革史〕昭和43年

② 鱸重康

●慶応三年九月二六日生、福島県耶麻郡塩川村↓大阪市港区八幡屋宝町、明治二九年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治二九年七月司法官試補・本所区裁判所詰、明治三十一年三月横浜区裁判所判事、昭和三二年二月横浜区裁判所検事、昭和三七年二月新潟地方裁判所検事、明治三九年六月東京控訴院検事、大正二年四月宮城控訴院検事、大正五年八月秋田地方裁判所検事正、大正八年五月長崎港訴因検事、大正一〇年六月奈良地方裁判所検事正、大正一三年二月仙台地方裁判所検事正、大正一四年八月札幌地方裁判所検事正、昭和

二年四月静岡地方裁判所検事正（人物事典ⅠⅤⅢ）、昭和五年九月大審院検事・裁判所構成法第八〇条ノ二退職（官報）昭和5・9・23、昭和5・9・27）、昭和三〇年一〇月二七日死亡（朝日新聞）昭和30・10・28

③ 篠原三郎

●明治十二年一月三日生、茨城県久慈郡佐竹村、明治四〇年四月日本大学卒業、明治四〇年一月判事検事登用試験及第、明治四〇年一二月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和四二年一月磐井区裁判所判事、明治四四年四月盛岡地方裁判所判事、大正二年一月青森地方裁判所判事、大正四年六月弘前区裁判所判事、大正六年九月浦和区裁判所検事、大正八年一月八王子区裁判所検事、大正一〇年九月東京区裁判所検事、大正一三年一月前橋地方裁判所検事、大正一三年一月千葉地方裁判所検事、大正一五年七月宇都宮地方裁判所検事、昭和二年一二月長野地方裁判所検事、昭和六年七月静岡地方裁判所検事、昭和九年七月浦和地方裁判所検事、昭和一〇年四月土浦区裁判所検事（人物事典ⅠⅤⅣ）、昭和十三年一月樺太地方裁判所検事正（官報）昭和13・11・22、昭和一四年九月二〇日死亡（官報）昭和14・10・2

（三） 弁護士の閲歴

① 鈴木信雄

●明治三十一年一月四日生（全国弁護士大観）昭和52年、「出身地」静岡、「事務所」静岡市下桶屋町、「電話」静岡六二四（日本弁護士名簿）昭和4年）、大正九年七月明治大学法科卒業（全国弁護士大観）昭和52年）、大正一〇年九月弁護士試験及第（官報）大正10・9・30）、大正一〇年一月弁護士登録・静岡（官報）大正10・11・11）、大正一一年四月静岡弁護士会会長（鈴木信雄「弁護士50年」昭和47）、昭和二

七年四月・昭和二八年四月・昭和三五年四月静岡県弁護士会会長（法曹百年史）昭和44年）、昭和五四年六月一日登録取消・死亡（官報）昭和54・7・14）

●「鈴木信雄」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、「鈴木信雄」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七二年六月）、村本喜代作「法曹界の至宝鈴木信雄」（村本喜代作『静岡県現代人物史』山雨楼叢書刊行会・一九五六年二月）、村本喜代作『私の金蘭簿から鈴木信雄君を語る』（山雨楼叢書刊行会・一九六〇年一月）、村本喜代作「県民の信認厚き法曹界の長老鈴木信雄」（村本喜代作『静岡県現代人物史』（山雨楼叢書刊行会・第三版一九六九年一月）、『世のため人のため鈴木信雄伝』（鈴木信雄先生追想録刊行委員会・一九八九年一月）、橋本誠一「現代弁護士業の確立鈴木信雄」（静岡県近代史研究会編著『近代静岡の先駆者―時代を拓き夢に生きた19人の群像―』静岡新聞社・一九九九年一〇月）、鈴木清子『父・鈴木信雄―島田事件の弁護士の素顔―』（文芸社・二〇〇三年九月）、橋本誠一「弁護士鈴木信雄と近代地域社会」（橋本誠一『在野「法曹」と地域社会』静岡大学人文学部学術叢書1、法律文化社・二〇〇五年三月。初出、『法政研究（静岡大学）』第5巻第3・4号・二〇〇一年三月、第6巻第1号・二〇〇一年八月、第6巻第3・4号・二〇〇二年三月、第8巻第1号・二〇〇三年一〇月）

●鈴木信雄『裁判あれこれ』鈴木信雄・一九五七年一〇月）、鈴木信雄『弁護士50年』（鈴木信雄・一九七二年二月）、鈴木信雄「陪審制度の実例と問題点」（静岡県弁護士会史、静岡県弁護士会・一九八四年三月）

② 遠藤終之助

（旧姓、門野）

●明治二四年七月一〇日生（人物事典Ⅱ）、「出身地」東京、「事務所」静岡市車町五二、「電話」静岡一四四六（日本弁護士名簿）昭和4年）、大正六年七月東京帝国大学法科大学院卒業（官報）大正6・7・13）、大正七年一月司法官試補・浦和地方裁判所詰（官報）大正7・11・12）、大正九年六月浦和地方裁判所予備判事（官報）大正9・6・8、大正9・6・10）、大正九年九月長野地方裁判所兼長野区裁判所判事（官報）大正9・9・16）、大正一〇年三月静岡地方裁判所兼静岡区裁判所判

事〔官報〕大正10・3・16)、大正一三年五月退職〔官報〕大正13・5・17)、大正一三年五月弁護士登録
・静岡〔官報〕大正13・6・9)、昭和一四年八月二四日登録取消・死亡〔官報〕昭和14・9・14)

●「遠藤終之助」『帝国法曹大鑑』、帝国法曹大鑑編纂会・改定増補版一九三二年一月。後に、『日本法曹界人物事典』第2巻、ゆまに書房・一九九五年八月に収録、「遠藤終之助」『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年一月)

③大庭良平

●明治一五年三月三〇日生、「出身地」静岡、「事務所」静岡市草深町一五四、「電話」静岡一八三二一(『日本弁護士名簿』昭和4年)、明治三六年七月明治法律学校〔人物事典〕I・II、明治三六年一二月判事検事登用試験及第、明治三六年一二月司法官試補・鹿児島地方裁判所詰、明治三八年九月札幌地方裁判所判事、明治四四年六月福島区裁判所判事、明治四五年五月長野地方裁判所判事、大正六年三月甲府地方裁判所判事、大正八年六月前橋区裁判所監督判事、大正一〇年五月静岡区裁判所監督判事〔人物事典〕I・II、大正一二年三月東京控訴院判事・退職〔官報〕大正12・3・24、大正12・3・26)、大正一二年四月弁護士登録・静岡〔官報〕大正12・4・7)、昭和一〇年四月静岡弁護士会長(『日本弁護士名簿』昭和10年)、昭和一七年一二月七日登録取消・死亡〔官報〕昭和18・1・20)

●「大庭良平」〔『帝国法曹大鑑』、帝国法曹大鑑編纂会・一九三五年一月・改定増補版一九三二年一月。後に、『日本法曹界人物事典』第1巻・第2巻、ゆまに書房・一九九五年八月に収録〕、「大庭良平」〔『静岡県職業名鑑』、静岡県職業名鑑編纂会・一九二六年五月〕、「大庭良平」〔『大衆人事録』、北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕

④中田駿郎

●明治一五年四月八日生(『大衆人事録』昭和18年)、「出身地」静岡、「事務所」安部郡大里村川辺、「電話」静岡五九七(『日本弁護士名簿』昭和4年)、明治三四年七月東京法学院卒業〔衆議院議員名鑑〕

平成2年)、明治三五年一二月弁護士試験及第〔官報〕明治35・5・12)、明治三六年一月弁護士登録
・静岡〔官報〕明治36・2・7)、大正四年四月静岡弁護士会長(『日本弁護士名簿』大正4)、昭和五年二月衆議院議員当選〔衆議院議員名鑑〕平成2年)、昭和一三年四月・昭和一六年四月静岡弁護士会長〔日本弁護士名簿〕昭和13・昭和16)、昭和三二年八月一二日登録取消・死亡〔官報〕昭和31・9・11)

●「弁護士中田駿郎氏」(伊東圭一郎『東海三州の人物』、静岡民友新聞社・一九一四年九月)、「中田駿郎君弁護士界の花形」(中尾榮次郎『静岡県紳士録』、静岡栄一社・一九一六年一月)、「中田駿郎」〔『静岡県職業名鑑』、静岡県職業名鑑編纂会・一九二六年五月〕、「中田駿郎」〔『大衆人事録』、北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕、「中田駿郎」〔『議會制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月〕

⑤小淵方輔

●明治三〇年九月二日生(『静岡県職業名鑑』大正15)、「出身地」群馬、「事務所」静岡市紺屋町、「電話」静岡四七一、大正一二年二月弁護士試験及第〔官報〕大正12・2・27)、大正一二年三月弁護士登録・東京〔官報〕大正12・4・6)、大正一五年五月登録換・静岡〔官報〕大正15・6・12)、昭和三二年九月二一日登録取消・死亡〔官報〕昭和32・10・9)

●「小淵方輔」〔『静岡県職業名鑑』、静岡県職業名鑑編纂会・一九二六年五月〕

⑥中西惣三郎

●明治一一年一月一五日生、「出身地」山梨、「事務所」静岡市西深草町一四九、「電話」静岡一三七〇(『日本弁護士名簿』昭和5年)、明治三六年七月日本大学卒業〔人物事典〕I、明治三七年一二月判事検事登用試験及第、明治三七年一月司法官試補・東京地方裁判所詰、明治三九年一二月長野地方裁判所判事、明治四一年六月長岡区裁判所判事、明治四三年一〇月宇都宮地方裁判所判事、明治四四年九月静岡地方裁判所判事〔人物事典〕I、大正六年九月千

葉地方裁判所部長（官報）大正6・9・4、大正七年二月退職（官報）大正7・2・13、大正七年二月
弁護士登録・静岡（官報）大正7・3・6、大正一〇年四月・昭和六年四月・昭和一一年四月静
岡弁護士会長（日本弁護士名簿）大正10年、昭和6年、昭和11年、昭和二十二年三月七日登録取消・死亡（官
報）昭和21・5・24

●「中西惣二郎」〔（傳成帝）静岡県職業名鑑、静岡県職業名鑑編纂会・一九二六年五月〕、「中西惣二郎」〔（傳成帝）帝国法曹大鑑
編纂会・一九二五年一月。後に、『日本法曹界人物事典』第1巻、ゆまに書房・一九九五年八月に収録〕

⑦小島庄吉

●明治一九年三月生（帝国大学出身名鑑）昭和7年、「出身地」静岡、「事務所」浜名郡芳川村金
折（日本弁護士名簿）昭和6年）、明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業（官報）昭和44・7・13）、明
治四四年四月高等文官試験行政科及第、内務省・広島試補：石川内務部長（戦前期日本官僚制の
制度・組織・人事）昭和56年）、昭和五年二月弁護士登録・静岡（官報）昭和5・12・29）、昭和一八年
四月静岡弁護士会副会長（大日本弁護士名簿）昭和18年）、昭和二四年一〇月八日請求（官報）昭和24・10
・8）

●「小島庄吉」〔（傳成帝）帝国大学出身名鑑、校友調査会・一九三二年二月〕

⑧堀六治

●明治一五年一月一日生、「出身」兵庫、「事務所」静岡市西深草町竹屋小路一七九、
「電話」静岡六九一（日本弁護士名簿）昭和6年）、明治三六年七月東京法学院卒業（静岡県紳士録）昭和
5年）、明治三六年一二月判事検事登録試験及第（官報）明治36・12・7）、明治三六年一二月司法
官試補・東京地方裁判所詰（官報）明治36・12・25）、明治三八年九月佐賀地方裁判所判事（官報）
明治38・9・14（15）、明治三九年一〇月宇都宮地方裁判所兼宇都宮区裁判所判事（官報）明治39・10・

12）、明治四〇年二月浜松区裁判所判事（官報）明治40・2・14）、明治四四年七月静岡地方裁判所
判事・予審掛（官報）明治44・7・21）、大正二年五月和歌山地方裁判所部長（官報）大正2・5・30）、
大正三年一月大阪控訴院判事・退職（官報）大正3・11・12（13）、大正三年一月弁護士登録・
静岡（官報）大正3・12・2）、大正八年四月静岡弁護士会長（日本弁護士名簿）大正8年）、昭和八年二月
二〇日登録取消・死亡（官報）昭和8・2・28）

●「堀六治弁護士会の重鎮」〔中尾榮次郎『静岡県紳士録』静岡栄一社・一九一六年一月〕

⑨岡崎伊勢藏

●明治一三年九月生、「出身地」岡山、「事務所」静岡市追手町、「電話」静岡六八七（日
本弁護士名簿）昭和6年）、明治三四年七月中央大学毕业（静岡県紳士録）大正5年）、明治三五年一月判
事検事登録試験及第（官報）明治35・11・13）、明治三五年一二月司法官試補・宮崎地方裁判所詰
（官報）明治35・12・2）、明治三六年五月依願免司法官試補（官報）明治36・5・5）、明治三六年四月
弁護士登録・東京（官報）明治36・5・15）、明治四五年二月登録換・静岡（官報）明治45・2・28）、大
正六年四月・昭和九年四月静岡弁護士会長（日本弁護士名簿）大正6年・昭和9年）、昭和一四年一
月一日登録取消・死亡（官報）昭和14・12・13）

●「弁護士岡崎伊勢藏氏」〔伊東圭一郎『東海三州の人物』静岡民友新聞社・一九一四年九月〕、「岡崎伊勢藏」〔（傳成帝）静
土界の花形〕（中尾榮次郎『静岡県紳士録』静岡栄一社・一九二六年一月）、「岡崎伊勢藏」〔（傳成帝）静岡県職
業名鑑編纂会・一九二六年五月〕

⑩江川誠平

●明治二六年一〇月二六日生、「出身地」静岡、「事務所」静岡市西草深町一三二、「電
話」静岡一五四三（日本弁護士名簿）昭和6年）、大正七年七月東京帝国大学法科大学卒業（官報）大

正7・7・11)、…三井鉱山(株)…大正一三年三月弁護士登録(「帝国大学出身名鑑」昭和7年)、昭和一三年一月六日登録取消・死亡(「官報」昭和13・2・12)

●「江川誠平」(「帝国大学出身名鑑」、校友調査会・一九三二年二月)

⑪山田豊

●明治二三年八月一七日生、「出身地」静岡、「事務所」静岡市東草深町二ノ一、「電話」静岡二七三四(「日本弁護士名簿」昭和6年)、…「法政大学法科卒業(「静岡県弁護士会史」昭和59年)…、大正一三年一二月弁護士試験大正二二年法律第五二号合格(「官報」大正13・12・11)、大正一四年三月弁護士登録・東京(「官報」大正14・3・18)、昭和五年四月登録換・静岡(「官報」昭和5・4・18)、昭和四二年八月二七日登録取消・死亡(「官報」昭和42・11・21)

●「山田豊」(「静岡県弁護士会史」、静岡県弁護士会・一九八四年三月)

⑫水谷團治

●明治一九年八月一四日生、「出身地」静岡、「事務所」静岡市西深草町、「電話」静岡一三八六(「日本弁護士名簿」昭和6年)、大正四年七月中央大学毕业(「大衆人事録」昭和18年)、大正七年一二月判事検事登用試験及第(「官報」大正7・12・11)、大正七年一二月司法官試補・名古屋地方裁判所詰(「官報」大正7・12・28)、大正九年一〇月岡崎区裁判所検事(「官報」大正9・10・22、大正9・10・25)、大正一一年一月退職(「官報」大正11・1・20)、大正一一年二月弁護士登録・静岡(「官報」大正11・2・20)、昭和一五年四月静岡弁護士会副会長(「日本弁護士名簿」昭和15年)、昭和一九年七月二七日登録取消・死亡(「官報」昭和19・8・11)

●「水谷團治」(「大衆人事録」、北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)

5 甲府

(一) 判事の履歴

①井上直吉

●明治六年二月二六日生、石川県鹿島郡金丸村、明治三五年七月明治法律専門学校卒業、明治三五年一一月判事検事登用試験及第、明治三五年一一月司法官試補・福井地方裁判所詰、明治三八年四月小倉区裁判所判事、明治四〇年一月福井地方裁判所判事、明治四〇年七月高山区裁判所判事、明治四三年三月小松区裁判所判事、明治四四年一月安濃津地方裁判所判事、大正二年五月富山区裁判所判事、大正三年七月富山区裁判所監督判事、大正五年一月富山地方裁判所部長、大正五年七月大分地方裁判所部長、大正一〇年七月函館控訴院判事、昭和一〇年八月文官普通懲戒委員・公証人懲戒予備委員、昭和一四年二月札幌控訴院部長、大正一四年五月旭川地方裁判所長、昭和二年一二月山形地方裁判所長、昭和三年七月甲府地方裁判所長(「人物事典」15頁)、昭和六年一月新潟地方裁判所長(「官報」昭和6・1・23)、昭和一一年二月裁判所構成法七四条ノ二退職(「官報」昭和11・2・28)、昭和一一年三月弁護士登録・新潟(「官報」昭和11・3・27)、昭和一七年六月一日死亡(「新潟弁護士会史」第2巻・昭和48年)、昭和一七年七月八日登録取消・死亡(「官報」昭和17・8・11)

②林盛治

●明治九年六月一二日生、長野県西筑摩郡駒ヶ根村↓千葉県印旛郡佐倉町、明治三九年一〇月東京帝国大学法科大学卒業、明治四〇年八月司法官試補・東京地方裁判所詰、明治四二年六月横浜地方裁判所判事、大正三年七月甲府地方裁判所判事、大正五年七月六日町区裁判所判事、大正六年九月栃木区裁判所判事、大正八年六月千葉県裁判所判事、大正八

年七月佐倉区裁判所判事、大正一〇年四月上田区裁判所判事、大正一二年八月長野地方裁判所松本支部判事、大正一五年四月飯田区裁判所監督判事、昭和三年七月甲府地方裁判所部長、昭和五年八月下妻区裁判所監督判事、昭和六年五月小樽区裁判所監督判事、昭和一年二月八日市場区裁判所監督判事（人物事典 I-V）、昭和一年八月大審院判事・退職（官報）昭和11・8・22、昭和11・8・24、昭和十一年八月公証人・東京（官報）昭和11・8・26、昭和二〇年四月依願免公証人（官報）昭和20・4・21、昭和二〇年一月二月弁護士登録・第二東京（官報）昭和21・1・23、昭和二三年七月登録取消（官報）昭和23・10・4

③ 亀崎弘尚

●明治二九年六月一八日生、千葉県山武郡福岡村、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・水戸地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年五月福岡地方裁判所久留米支部判事、大正一四年七月飯田区裁判所判事、昭和二年八月甲府地方裁判所判事、昭和五年二月宇都宮地方裁判所判事、昭和七年一〇月横浜区裁判所判事、昭和九年四月東京区裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事、昭和一三年九庄静岡地方裁判所部長、昭和一四年東京区裁判所判事（人物事典 II-V）、昭和一六年五月東京控訴院判事、昭和一七年六月東京刑事地方裁判所判事、昭和二年三月千葉区裁判所監督判事、昭和二二年一月二月東京高等裁判所判事、昭和二六年九月依願免本官（官報）昭和26・9・11、昭和二六年九月公証人・千葉（司法大観）昭和32年、昭和四一年六月依願免公証人（官報）昭和41・6・21、昭和四一年九月弁護士登録・第二東京（官報）昭和41・11・22、昭和四二年二月一三日登録取消・死亡（官報）昭和43・3・15

④ 西村義太郎

●明治二九年一月一日生、東京府北豊島郡巢鴨町↓東京市世田谷区北沢、大正一〇年四月東京帝国大学卒業、大正一〇年五月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正一一年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年五月水戸地方裁判所判事、大正一三年一月東京区裁判所判事、昭和二年八月福岡地方裁判所判事、昭和二年九月九州帝国大学講師、昭和四年五月東京区裁判所判事、昭和七年四月甲府地方裁判所判事、昭和八年三月東京地方裁判所判事、昭和八年七月東京控訴院判事、昭和九年四月退職（人物事典 II-V）、昭和九年北滿特別区高等法院検事、推事涉外処長、司法部法学教授、同副校長（日本弁護士大観）昭和37年…、昭和一二年九月東京控訴院判事（官報）昭和37・9・9、昭和一六年一月二月浦和地方裁判所部長（官報）昭和16・12・5、昭和一九年六月兼浦和区裁判所判事（官報）昭和19・6・28、昭和二一年六月大審院判事・退職（官報）昭和21・6・20、昭和21・8・22、昭和二二年六月弁護士登録・東京（官報）昭和21・8・13、昭和五五年六月五日登録取消・死亡（官報）昭和55・7・21

●「西村義太郎」『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月、「西村義太郎」『全国弁護士大観』、法曹論社・一九七七年六月

●西村義太郎「刑事法判例研究説示と技巧」『法律学研究』第28巻第8号、日本大学法学部・一九三二年八月。（注）

昭和四年四月一日大審院第五刑事部判決大審院判例集第九巻第三号第一五四頁以下（第一審判決・昭和三年一月二四日尊属殺人未遂殺人未遂被告事件水戸地方裁判所判決）に関する判例研究

⑤ 飯田秀三（静岡参照）

⑥ 毛利野富治郎

●明治三十七年五月九日生、福島県耶麻郡喜多方町、昭和四年一〇月高等試験行政科合格、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和五年六月司法官試験・東京地方裁判所詰、昭和六年一二月甲府地方裁判所予備判事、昭和七年一二月山形地方裁判所予備判事、昭和八年二月山形地方裁判所判事、昭和一〇年九月旭川区裁判所判事、昭和十一年一月札幌区裁判所判事、昭和十二年一月飯田区裁判所判事、昭和十三年一月長野地方裁判所判事、昭和十四年一〇月東京区裁判所判事（『人物事典』Ⅳ・Ⅴ）、昭和十七年七月陸軍司政官、昭和十七年九月バタバ（ジャカルタ）高等法院次長、…昭和二十一年五月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所兼東京刑事地方裁判所判事、昭和二十二年一月東京地方裁判所判事、昭和二十三年九月兼司法研修所教官（『官報』昭和23・9・21）、昭和二十五年九月免司法研修所教官、昭和二十五年九月東京地方裁判所判事事務総括者（『官報』昭和25・10・7）、昭和三十七年長野地方裁判所兼長野家庭裁判所長（『司法大観』昭和42年）、昭和三十九年一二月東京高等裁判所判事事務総括者（『官報』昭和39・12・9）、昭和四十四年五月定年退官（『官報』昭和44・5・12）

⑦野村熊太郎

●明治二十一年四月二十四日生、三重県阿山郡上野町、明治四五年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年七月弁護士登録・大阪（『官報』大正3・7・8）、大正六年四月登録換・安濃津（『官報』大正6・4・20）、大正七年七月登録取消（『官報』大正7・7・22）、大正七年七月高山区裁判所判事、大正八年一二月岐阜地方裁判所判事、大正十一年四月富山地方裁判所判事、大正十三年一二月静岡区裁判所判事、昭和二年八月浦和区裁判所監督判事、昭和三年七月前橋区裁判所監督判事、昭和八年三月甲府地方裁判所部長（『人物事典』Ⅱ・Ⅳ）、昭和十一年九月静岡

地方裁判所部長（『官報』昭和昭和11・9・4）、昭和十三年九月東京控訴院部長・退職（『官報』昭和13・9・7）、昭和十三年九月公証人・名古屋（『官報』昭和13・9・9）、昭和二十年一月二日依願免公証人（『日本公証制度沿革史』昭和43年）、昭和二十一年一二月弁護士登録・三重（『官報』昭和22・1・20）、昭和二十四年六月四日登録取消（『官報』昭和34・7・10）

⑧堀切順

●明治三十三年七月二日生、千葉県君津郡中郷村↓東京市本郷区龍岡町、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月早稲田大学英法科一学年修了、昭和二年三月司法官試験・東京地方裁判所詰、昭和三年一〇月東京地方裁判所予備判事、昭和四年四月新潟地方裁判所判事、昭和八年八月甲府地方裁判所判事、昭和十二年一〇月東京刑事地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ・Ⅴ）、昭和十五年二月札幌地方裁判所判事、昭和二十年七月新潟地方裁判所判事、昭和二十四年一月兼新潟区裁判所判事（『司法大鑑』昭和32年・昭和42年）、昭和二十四年八月依願免本官（『官報』昭和34・8・11）、昭和三十四年八月公証人・新潟（『官報』昭和34・8・12）、昭和四五年七月依願免公証人（『官報』昭和45・7・13）、昭和四五年八月弁護士登録・新潟（『官報』昭和45・9・29、昭和45・10・22）、平成四年三月一九日登録取消・死亡（『官報』平成4・4・14）

●「堀切順」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月

⑨小田久藏

●明治三五年一〇月八日生、長崎県北松浦郡佐々村、昭和五年一月高等試験司法科合格、昭和六年三月中央大学法学部卒業、昭和六年六月司法官試験・東京地方裁判所詰、昭和七年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和八年四月甲府地方裁判所予備判事、昭和八年一〇月甲府地方裁判所判事、昭和一〇年七月東京民事地方裁判所判事、昭和十一年四月東

京区裁判所判事、昭和二年一〇月神戸地方裁判所判事（『官報』昭和12・10・13）、昭和十四年七月東京民事地方裁判所判事（『人物事典』Ⅳ・Ⅴ）、昭和十七年八月東京控訴院判事（『官報』昭和17・8・31）、昭和十七年八月陸軍司政官（『官報』昭和17・9・1）、昭南高等法院審議官、ジヨホール高等法院長（『日本弁護士大観』昭和37年）、昭和二二年九月現在東京民事地方裁判所（『司法部職員録』昭和21年）、昭和二二年一月東京地方裁判所判事（『官報』昭和23・1・24）、昭和二三年二月依願免本官（『官報』昭和23・3・12）、昭和二三年三月弁護士登録・東京（『官報』昭和23・4・27）、平成三年四月二日登録取消・死亡（『官報』平成3・5・16）

●「小田久藏」（『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月）、「小田久藏」（『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）

●東京弁護士会編『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題——』（ぎょうせい・一九九二年四月）に「旧陪審裁判の証言」として「小田久藏弁護士に対する聴取」が収録されている。

⑩下尾榮

●明治三七年一月二四日生、唐津市大字唐津、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和五年六月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和六年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和七年一二月甲府地方裁判所予備判事、昭和八年二月甲府地方裁判所判事、昭和一〇年一二月千葉区裁判所判事（『人物事典』Ⅳ・Ⅴ）、昭和一一年一月退職（『官報』昭和11・11・5）、昭和一一年一月満洲国哈爾濱高等法院審判官、哈爾濱地方法院審判官、遼陽地方法院次長兼同区法院監督審判官、昭和一八年五月小倉区裁判所兼福岡地方裁判所小倉支部判事（『官報』昭和18・5・25）、昭和二二年九月一日現在佐賀地方裁判所判事（『司法部職員録』昭和21年）、昭和二二年一月佐賀地方裁判所部長・退職（『官報』昭和22・1

・29）、昭和二二年三月弁護士登録・福岡（『官報』昭和22・5・1）、昭和四五年七月五日登録取消・死亡（『官報』昭和45・9・29）

●「下尾榮」（『満洲紳士録』満蒙資料協会・第3版一九四〇年一月）

⑪定塚道雄

●明治四一年二月一四日生、富山県射水郡伏木村、昭和五年一月高等試験司法科合格、昭和六年三月京都帝国大学法学部卒業、昭和六年六月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和七年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和九年二月甲府地方裁判所判事、昭和一〇年五月水戸地方裁判所判事、昭和一一年一二月横浜地方裁判所判事、昭和一三年九月東京刑事地方裁判所判事（『人物事典』Ⅳ・Ⅴ）、昭和二〇年七月金沢地方裁判所兼金沢区裁判所判事（『官報』昭和20・8・7）、昭和二一年九月現在東京刑事地方裁判所判事、昭和二二年七月依願免本官（『官報』昭和22・7・15）、昭和二二年七月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和22・8・30）、昭和六二年三月二七日登録取消・死亡（『官報』昭和62・4・9）

●「定塚道雄」（『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月）、「定塚道雄」（『大日本法学博士要覧』明治大正編 鈹政会・一九六八年一〇月）、「定塚道雄」（『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）

⑫石川勲藏

●明治三一年九月二日生、広島県豊田郡戸野村、大正一五年三月日本大学法文学部卒業、昭和二年一二月高等試験司法科合格、昭和三年二月弁護士登録・東京（『官報』昭和3・2・16）、昭和四年五月登録取消（『官報』昭和4・5・25）、昭和四年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和五年一二月大阪地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月川内区裁判所判事、昭和八年七月鹿児島地方裁判所判事、昭和一〇年七月甲府区裁判所判事、昭和一二一年九月横浜地方裁判

所判事（人物事典Ⅳ・Ⅴ）、…昭和二二年二月免予審掛、横浜地方裁判所判事（官報）昭和21・2・2）
…、昭和二一年七月東京区裁判所兼東京地方裁判所検事（官報）昭和21・8・5、昭和21・8・10）、昭
和二二年七月静岡地方検察庁沼津支部検事（官報）昭和22・2・23）、昭和二三年四月横浜地方検
察庁横須賀支部検事（官報）昭和23・4・26）、昭和二四年五月依願免本官（官報）昭和24・6・10）、昭
和二四年六月弁護士登録・第一東京（官報）昭和24・11・5）、昭和六三年八月一二日登録取消・
死亡（官報）昭和63・9・19）

●「石川勲藏」『日本弁護士大鑑』、国際聯合通信社・一九六二年二月）

（二） 検事の閲歴

① 大月義平二

●明治一一年一月一六日生、岡山県御津郡上田村、明治三四年九月関西法律学校卒業、
明治三六年一二月判事検事登用試験及第、明治三六年一二月司法官試補・神戸地方裁判所
詰、明治三八年九月鹿児島地方裁判所検事、明治四〇年七月篠山区裁判所検事、明治四一
年六月大阪区裁判所検事、明治四五年四月姫路区裁判所検事、大正二年一月大阪地方裁判
所検事、大正二年五月堺区裁判所検事、大正五年二月典獄・徳島監獄勤務、大正八年一二
月横浜監獄勤務、大正一〇年七月巢鴨監獄勤務、大正一一年一〇月巢鴨刑務所長、大正一
三年二月福井地方裁判所検事正、大正一五年五月秋田地方裁判所検事正、昭和三年五月甲
府地方裁判所検事正（人物事典ⅠⅰⅢ）、昭和八年三月佐賀地方裁判所検事正（官報）昭和8・3・30）、
昭和八年四月退職（官報）昭和8・4・13）

② 安達太助

●明治二〇年四月三日生、山形県東村山郡山辺町、大正五年七月東京帝国大学法科大学
卒業、大正六年八月司法官試補・浦和地方裁判所詰、昭和八年三月福島地方裁判所判事、
大正九年三月若松区裁判所検事、大正一〇年八月浦和区裁判所検事、大正一一年七月東京
地方裁判所検事、大正二二年八月下妻区裁判所検事、大正二三年一〇月東京区裁判所検事、
昭和三年一月横浜地方裁判所検事、昭和四年二月甲府地方裁判所検事、昭和六年一二月八
日市場区裁判所検事、昭和九年一二月長野区裁判所検事、昭和一〇年八月山形地方裁判所
検事、昭和一二二年九月宮城控訴院検事、昭和一三年一月仙台地方裁判所検事（人物事典ⅡⅰⅤ）、
昭和一八年一〇月宇都宮地方裁判所兼宇都宮区裁判所検事（官報）昭和18・10・14）、昭和一九年
六月沼津区裁判所兼静岡地方裁判所沼津支部検事（官報）昭和19・6・13）、昭和二一年三月大審
院検事・退職（官報）昭和21・4・2号外）、昭和二二年六月弁護士登録・静岡（官報）昭和21・8・13）、
昭和四〇年六月登録換・第二東京（官報）昭和40・7・13）、昭和四七年一二月登録取消・死亡（官
報）昭和48・3・7）

●内田善次郎「警察官の人権侵犯の想い出」『静岡県弁護士会史』一九九四年三月。（注）沼津在任の弁護士全員が、
人権侵害をした被疑者警察官の弁護を引き受けないと決議をしたのに、安達太助が弁護届を提出したので、県弁護士会副会長に不適任
として推薦を取消され、孤独の裡に過ごしていたが、数年後東京へ転住したという。

③ 大野豹吾（前橋参照）

④ 松城雄二郎

●明治二三年九月二一日生、静岡県田方郡戸田村、大正六年七月東京帝国大学法科大学
卒業、大正一一年三月陸軍歩兵少尉、大正一二年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、大
正一四年三月東京地方裁判所予備検事、大正一四年七月長野地方裁判所予備検事、大正一

五年一月松本区裁判所検事、昭和三年七月前橋区裁判所検事、昭和四年四月松戸区裁判所検事、昭和六年一月甲府区裁判所検事、昭和十一年五月横浜地方裁判所検事、昭和十二年四月東京刑事地方裁判所検事、昭和十四年八月横浜区裁判所検事（人物事典Ⅲ～Ⅴ）、昭和十六年一月東京控訴院検事（官報）昭和十六・十・七）、昭和十七年一月東京刑事地方裁判所兼東京区裁判所検事（官報）昭和十七・一・二二）、…東京控訴院検事…、昭和二十一年三月大審院検事・退職（官報）昭和二十一年・四・二）、昭和二十二年五月弁護士登録・東京（官報）昭和二十一年・六・二六）、昭和二十二年四月登録取消・死亡（官報）昭和三十二年・七・九）

⑤石川近之進

●明治九年二月三日生、山口県阿武郡萩町、明治三十四年七月明治法律学校卒業、明治三十六年一月判事検事登用試験及第、明治三十六年一月司法官試補・広島地方裁判所詰、明治三十八年九月広島地方裁判所予備検事、明治三十九年一月徳島区裁判所検事、明治四〇年一月脇町区裁判所検事、明治四十二年五月徳島区裁判所検事、明治四十三年三月和歌山区裁判所検事、明治四十四年一月舞鶴区裁判所検事、大正二年八月松山区裁判所検事、大正三年八月鳥取地方裁判所検事、大正一〇年七月長崎地方裁判所検事、大正十三年三月長崎控訴院検事、大正十三年八月公証人懲戒委員、昭和三年一月熊本地方裁判所検事、昭和四年二月旭川地方裁判所検事正、昭和六年八月大津地方裁判所検事正、昭和九年四月安濃津地方裁判所検事正、昭和一〇年四月甲府地方裁判所検事正（人物事典Ⅰ～Ⅳ）、昭和十三年三月大審院検事・退職（官報）昭和十三年・三・二四（二五）、昭和十三年四月公証人・大阪（官報）昭和十三年・四・七）、昭和二十五年一月依願免公証人（日本公証制度沿革史）昭和四十三年）

⑥大場十郎

●明治三十一年五月一九日生、長崎県南高来郡安中村、大正十一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正十一年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正十二年四月東京地方裁判所詰、大正十三年六月熊本地方裁判所予備検事、大正十四年一月松本区裁判所検事、昭和二年八月高崎区裁判所検事、昭和五年六月土浦区裁判所検事、昭和七年四月岩村田区裁判所検事、昭和九年一月甲府区裁判所検事、昭和十二年二月松本区裁判所検事、昭和二十二年一月東京区裁判所検事（人物事典Ⅱ～Ⅴ）、昭和二十五年一月東京刑事地方裁判所兼東京区裁判所検事（官報）昭和二十五年・一・二七）、昭和二十五年四月広島控訴院検事（官報）昭和二十五年・四・五）、昭和二十六年一月宇都宮地方裁判所兼宇都宮区裁判所検事（官報）昭和二十六年・十一・四）、昭和二十八年九月浦和地方裁判所兼浦和区裁判所検事（官報）昭和二十八年・九・三〇）、昭和二十九年三月静岡地方裁判所兼静岡区裁判所検事（官報）昭和二十九年・三・二八）、昭和三十年七月東京控訴院検事（官報）昭和三十年・七・六）、昭和三十一年二月山形地方裁判所検事正（官報）昭和三十一年・二・二二）、昭和三十三年九月長野地方裁判所検事正（官報）昭和三十三年・十・五）、昭和三十六年二月東京高等検察庁検事（官報）昭和三十六年・三・六）、昭和二十七年一月最高検察庁検事（官報）昭和二十七年・一・七）、昭和三十一年四月辞職（官報）昭和三十一年・四・一七）、昭和三十一年五月公証人・東京（官報）昭和三十一年・五・四）、昭和四十三年五月依願免公証人（官報）昭和四十三年・五・二二）、昭和四十三年八月弁護士登録・第二東京（官報）昭和四十三年・九・三〇）、昭和四十八年一月登録取消（官報）昭和四十八年・三・七）

(三) 弁護士の履歴

①山本金秋

● 明治二七年三月二九日生、「出身地」山梨、「事務所」甲府市堅近習町一四（日本弁護士名簿〔昭和4年〕）、大正六年七月中央大学法学科卒業、大正一〇年九月判事検事登用試験及第、大正一〇年一〇月司法官試験補・岡山地方法裁判所詰、大正一一年七月東京地方裁判所詰（人物事典Ⅱ）、大正一二年六月東京地方裁判所予備検事（官報）大正12・6・22、大正12・6・25）、大正一二年八月弘前区裁判所検事（官報）大正12・8・16）、大正一四年三月退職（官報）大正14・3・28）、大正一四年六月弁護士登録・甲府（官報）大正14・6・26）、昭和七年四月甲府弁護士会副会長（日本弁護士名簿〔昭和7年〕）

● 「山本金秋」〔『帝国法曹大鑑』、帝国法曹大鑑編纂会・改定増補版一九二二年一月。後に、『日本法曹界人物事典』第2巻、ゆまに書房・一九九五年八月に収録〕

② 小野塚久太郎

● 「出身地」栃木、「事務所」東京市麹町区上六番町四二・三隅正方、「電話」九段七九〇（日本弁護士名簿〔昭和4年〕）、大正一五年一二月弁護士試験大正一二年法律第五二号合格（官報）大正15・12・21）、昭和二年三月弁護士登録・東京（官報）昭和2・4・1）、昭和一一年一二月登録取消（官報）昭和11・12・19）、昭和一四年二月弁護士登録・宇都宮（官報）昭和14・3・13）、昭和四八年九月二七日登録登録取消・死亡（官報）昭和48・12・11）

③ 森田愛次郎

● 明治一五年一月二〇日生（山梨人事興信録〔昭和15年〕）、「出身地」山梨、「事務所」甲府市百石町一八五、「電話」甲府六一・一一九七（日本弁護士名簿〔昭和4年〕）、明治三五年七月東京法学院（山梨人事興信録〔昭和15年〕）、大正一一年三月弁護士試験及第（官報）大正11・3・27）、大正一一年四月弁護士登録・甲府（官報）大正11・4・27）、昭和三年四月甲府弁護士会長（日本弁護士名簿〔昭和3年〕）、昭和

和一六年一二月二〇日登録取消・死亡（官報）昭和17・1・15）

● 「森田愛次郎」〔『山梨名鑑』、堀内要・一九二六年一月〕、「森田愛次郎」〔第二版『山梨人事興信録』、甲府興信所・一九二八年六月〕、「森田愛次郎」〔第三輯『山梨人事興信録』、甲府興信所・一九四〇年八月〕

④ 中西松

● 明治一六年一月一日生、「出身地」山梨、「事務所」甲府市柳町一一二、「電話」甲府八〇七（日本弁護士名簿〔昭和4年〕）、明治三七年六月日本大学卒業（山梨人事興信録〔昭和15年〕）、明治三七年一二月判事検事登用試験及第（官報）明治37・11・26）、明治三七年一二月司法官試験補・鹿兒島地方裁判所詰（官報）明治37・12・26）、：大正二年二月弁護士登録・大阪（官報）大正2・2・25）、大正三年五月弁護士登録換・甲府（官報）大正3・5・9）、大正一四年四月・昭和一三年四月・昭和一七年四月甲府弁護士会長（日本弁護士名簿）大正14年・昭和13年、「大日本弁護士名簿〔昭和17年〕）、昭和二年四月二八日登録取消・死亡（官報）昭和23・5・28）

● 「中西松」〔第三輯『山梨人事興信録』、甲府興信所・一九四〇年八月〕、「中西松」〔『山梨県議会史』第3巻、山梨県議会・一九七四年三月〕

⑤ 所龍爾

● 明治二七年一月一八日生、「出身地」山梨、「事務所」東京市本郷区金助町四五、「電話」小石川六三〇二（日本弁護士名簿〔昭和7年〕）、大正五年三月明治大学法学科卒業（全国弁護士大観〔昭和52年〕）、大正七年一二月弁護士試験及第（官報）大正7・12・11）、大正七年一二月弁護士登録・東京（官報）大正8・1・9）、昭和五年一〇月四日登録取消・死亡（官報）昭和51・12・2）

● 「所龍爾」〔『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月〕、「所龍爾」〔『全国弁護士大観』、法曹公論社編・一九七七年六月〕

⑥ 藤田馨 (旧姓、遠藤)

● 明治三十六年一〇月三日生、「出身地」山梨、「事務所」東京市中野区本町通五ノ一九、「電話」中野二九九四 (『日本弁護士名簿』昭和8年)、昭和四年七月明治大学法学部英法科卒業 (『全国弁護士大観』昭和52年)、昭和四年一二月高等試験司法科合格 (『官報』昭和4・12・21)、昭和五年一二月弁護士登録・東京 (『官報』昭和5・12・12)、昭和一〇年三月登録換・甲府 (『官報』昭和10・3・23)、昭和一三年五月登録取消 (『官報』昭和13・6・9)、：昭和一三年朝鮮総督府判事・平壤地方法院判事、昭和一六年海州地方法院瑞興支庁判事 (『朝鮮総督府及所属官署職員録』昭和13年、昭和16年)：、昭和一八年一二月弁護士登録・甲府 (『官報』昭和18・12・14)、昭和四四年四月山梨県弁護士会副会長 (『全国弁護士大観』昭和52年)、昭和五八年三月二一日登録取消・死亡 (『官報』昭和58・5・16)

● 「藤田馨」 (『山梨紳士録』上巻、日刊情報通信社・一九四七年四月)、「藤田馨」 (『山梨人事興信録』第4版、山梨人事興信録編纂事務局・一九五一年三月)、「藤田馨」 (『山梨興信録』山梨日日新聞社・一九七三年五月)、「藤田薫」 (『東興紳士録』山梨版、東興興信所甲府支所・一九七四年二月)、「藤田馨」 (『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月)

⑦ 長田梅吉 (旧姓、功力)

● 明治二四年八月二九日生 (『全国弁護士大観』昭和52年)、「出身地」山梨、「事務所」甲府市百石町四〇二、「電話」甲府四〇〇九 (『日本弁護士名簿』昭和8年)、大正七年七月東京帝国大学法科大学卒業 (『官報』大正7・7・11)、：昭和二年一二月弁護士登録・甲府 (『官報』昭和2・12・12)、昭和五年二月七日登録取消・死亡 (『官報』昭和53・3・8)

● 「長田梅吉」 (『山梨興信録』山梨日日新聞社・一九七三年五月)、「長田梅吉」 (『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月)

6 長野

(一) 判事の履歴

① 篠原泰助

● 明治八年一〇月一七日生、愛媛県宇摩郡川之江町、明治三一年七月東京法学院卒業、明治三三年一二月判事検事登用試験及第、明治三三年一二月司法官試験・安濃津区裁判所詰、明治三五年七月山田区裁判所判事、明治三六年六月岐阜地方裁判所判事、明治三七年一二月高山区裁判所判事、明治三九年一〇月岐阜地方裁判所判事、明治四一年六月金沢地方裁判所判事、明治四二年五月名古屋地方裁判所判事、明治四三年四月名古屋控訴院判事、明治四四年七月名古屋地方裁判所部長、大正五年七月山口地方裁判所部長、大正八年七月長崎地方裁判所部長、大正九年七月小倉区裁判所監督判事、大正一一年一二月那覇地方裁判所長、大正一三年一月福井地方裁判所長、大正一五年七月長野地方裁判所長、昭和六年九月静岡地方裁判所長、昭和一〇年三月大審院検事・退職、昭和一〇年三月公証人・東京 (『人物事典』1~4)、昭和一九年八月依願免公証人 (『官報』昭和19・9・2)、昭和二二年八月弁護士登録・松山 (『官報』昭和22・10・13)、昭和二三年七月六日死亡 (『愛媛弁護士会百年史』平成8年)

② 上條桂十郎

● 明治一四年一月一〇日生、長野県東筑摩郡朝日村、明治三六年七月東京法学院卒業、明治四〇年一二月判事検事登用試験及第、明治四〇年一二月司法官試験・長野地方裁判所詰、明治四二年八月長野地方裁判所判事、大正二年五月甲府地方裁判所判事、大正三年七月村上区裁判所判事、大正六年九月新潟地方裁判所判事、大正九年一〇月長野地方裁判所判事、大正一一年一二月新潟地方裁判所判事、大正一三年一月甲府地方裁判所部長、大正

一四年九月長野地方裁判所部長、昭和五年七月小倉区裁判所監督判事、昭和七年三月樺太地方裁判所長、昭和八年一〇月佐賀地方裁判所長、昭和一〇年一月前橋地方裁判所長（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和一五年三月水戸地方裁判所長（官報 昭和15・4・2）、昭和一七年一〇月退職（官報 昭和17・10・15）、昭和一七年一〇月一四日死亡（朝日新聞 昭和17・10・15）

③ 宗田義久

●明治二八年八月三〇日生、東京府北多摩郡砧村、大正七年七月中央大学毕业、大正八年一二月判事検事登用試験及第、大正八年一二月司法官試補・前橋地方裁判所詰、大正九年一〇月東京地方裁判所詰、大正一〇年七月京都地方裁判所予備判事、大正一一年四月鳥取地方裁判所判事、大正一四年七月岡山地方裁判所判事、昭和三年七月笠岡区裁判所判事、昭和三年一〇月長野区裁判所判事、昭和五年一〇月長野区裁判所監督判事、昭和六年一月甲府地方裁判所判事、昭和一二年一〇月高崎区裁判所判事（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和一七年一〇月前橋地方裁判所兼前橋区裁判所判事（官報 昭和17・10・15）、昭和一九年三月上田区裁判所監督判事兼長野地方裁判所上田支部長（官報 昭和19・3・14）、昭和二一年三月東京控訴院部長・退職（官報 昭和21・5・1）、昭和二二年六月弁護士登録・長野（官報 昭和21・8・13）、昭和二四年三月登録取消（官報 昭和24・5・23）、昭和二四年三月松本簡易裁判所判事兼長野地方裁判所松本支部判事（官報 昭和24・5・10）、昭和二八年六月免簡易裁判所判事（官報 昭和28・6・22）、昭和二八年六月昭和長野家庭裁判所判事飯田支部兼長野地方裁判所飯田支部判事（官報 昭和28・6・27）、昭和三五年八月定年退官（官報 昭和35・9・1）、昭和三五年九月飯田簡易裁判所判事（官報 昭和35・9・23）、昭和三九年六月東京簡易裁判所判事（官報 昭和39・6・27）、昭和四〇年八月簡易裁判所定年退官（官報 昭和40・9・1）

④ 淺野英明

●明治二七年二月二日生、松山市北八阪町、大正九年一〇月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・仙台地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年六月仙台地方裁判所古川支部判事、大正一五年七月旭川地方裁判所判事、昭和二年二月旭川区裁判所判事、昭和三年七月旭川地方裁判所判事、昭和四年三月長野地方裁判所判事、昭和七年一〇月東京区裁判所判事、昭和一一年四月千葉地方裁判所判事、昭和一三年九月東京控訴院判事、昭和一四年九月水戸地方裁判所部長（人物事典Ⅲ～Ⅴ）、昭和二一年三月長岡区裁判所監督判事、昭和二二年一月新潟新潟地方裁判所長岡支部判事（司法大観 昭和32年）、昭和二三年一〇月新潟地方裁判所長岡支部長（官報 昭和23・10・20）、昭和二四年一月兼新潟家庭裁判所長岡支部判事（官報 昭和24・2・3）、昭和二四年八月札幌高等裁判所判事（官報 昭和24・9・3）、昭和二四年九月札幌高等裁判所判事事務総括者（官報 昭和24・10・8）、昭和二九年五月鳥取地方裁判所兼鳥取家庭裁判所長（官報 昭和29・5・31）、昭和三二年三月高松地方裁判所長（官報 昭和32・3・27）、昭和三四年二月定年退官（官報 昭和34・2・25）、昭和三四年三月中野簡易裁判所判事（官報 昭和34・3・23、24）、昭和三八年一〇月依願免本官（官報 昭和38・10・16）

⑤ 鈴木忠五

●明治三四年一二月一三日生、新潟県北魚沼郡藪神村、大正一一年四月司法属大臣官房調査課勤務、大正一二年四月中央大学法律科卒業、大正一四年一二月高等試験行政科合格、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭

和三年一〇月東京地方裁判所予備判事、昭和四年四月長野地方裁判所判事、昭和六年五月横浜地方裁判所判事、昭和一〇年七月東京刑事地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和一〇年一〇月兼東京区裁判所判事（『官報』昭和10・10・2）、昭和一六年九月東京刑事地方裁判所部長・退職（『官報』昭和16・10・2）、：康徳八年滿洲国審判官、康徳一〇年派為法院檢察庁高等官試補指導官、康徳一一年同文官考試委司法部分科会委員、康徳一二年辞官照准（『日本弁護士大観』昭和33年）、：昭和二〇年四月東京控訴院判事（『官報』昭和20・4・21）、昭和二〇年一二月東京刑事地方裁判所兼東京民事地方裁判所東京区裁判所判事（『官報』昭和21・1・17）、昭和二二年四月東京刑事地方裁判所部長（『官報』昭和22・4・15）、昭和二二年一二月東京地方裁判所判事（『官報』昭和22・11・26）、昭和二四年三月東京地方裁判所判事部事務総括者（『官報』昭和24・4・15）、昭和三二年一月依願免本官（『官報』昭和32・1・10）、昭和三二年一月弁護士登録・第二東京（『官報』昭和32・2・8）、：：昭和四〇年五月二日九正名譽毀損事件東京地方裁判所判決・禁錮六月執行猶予一年、昭和四六年二月二〇日同控訴審判決・控訴棄却、昭和五一年三月三日同上告審決定・上告棄却：、昭和五一年三月登録取消（『官報』昭和51・4・27）、昭和五二年六月弁護士登録・第二東京（『官報』昭和52・7・22）、平成五年二月二七日登録取消・死亡（『官報』平成5・4・13）

●「鈴木忠五」『滿洲紳士録』、滿蒙資料協会・第4版（一九四八年二月）、「鈴木忠五」『日本弁護士大観』、國際聯合通信社・一九六二年二月）、、「鈴木忠五」『全國弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月）

●鈴木忠五『一裁判官の追想』（矢沢書房・一九八四年三月）、鈴木忠五『弁護士として三十年』（恒文社・一九八九年八月）

⑥石田弘吉

●明治一一年二月八日生、山形県西田川郡鶴岡町、明治四二年七月東京帝国大学法科大

学卒業、明治四二年七月司法官試補・千葉地方裁判所詰、明治四五年四月千葉地方裁判所予備判事、大正二年六月奈良地方裁判所判事、大正五年七月五条区裁判所判事、大正六年九月東京地方裁判所判事、大正一五年一二月東京区裁判所判事、昭和二年八月新潟地方裁判所部長、昭和七年四月長野地方裁判所部長、昭和一一年九月熊谷区裁判所監督判事、昭和一二年一〇月土浦区裁判所監督判事（『人物事典』Ⅰ～Ⅴ）、昭和一五年三月大審院判事・退職（『官報』昭和15・3・15～16）、昭和一五年三月公証人・東京（『官報』昭和15・3・19）、昭和二六年四月依願免公証人（『日本公証制度沿革史』昭和43年）

⑦野呂正達

●明治三九年一月一日生、三重県飯南郡松阪町、昭和三年四月京都帝国大学法学部卒業、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年五月司法官試補・東京裁判所詰、昭和五年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和八年二月長野地方裁判所上田支部判事、昭和九年一二月長野地方裁判所判事（『人物事典』Ⅳ～Ⅴ）、昭和一二年四月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所判事（『官報』昭和12・4・28）、昭和一六年九月退職（『官報』昭和16・10・2）、成紀七三六年一〇月現政府に入る：張家口高等法院次長兼惣地方法院副院長、大同高等法院次長兼同地方法院副院長、厚和高等法院次長兼同地方法院副院長、最高法院檢事、蒙疆大同高等法院内、（『大衆人事録』昭和18年）、：昭和二〇年四月東京民事地方裁判所兼東京刑事地方裁判所東京区裁判所判事（『官報』昭和20・4・23）、昭和二〇年一二月東京控訴院判事・退職（『官報』昭和20・11・12～13）、昭和二〇年一二月弁護士登録・三重（『官報』昭和20・12・12）、昭和三五五年三月二〇日登録取消・死亡（『官報』昭和35・5・14）

●「野呂正達」『大衆人事録』外地・滿支・海外篇、帝國秘密探偵社・一九四三年一月）

⑧ 谷口茂榮

●明治四一年五月三日生、東京市本郷区追分町、昭和六年一月高等試験司法科合格、昭和七年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和七年六月司法官試補・岡山地方裁判所詰、昭和八年二月岡山地方裁判所予備判事、昭和九年五月広島地方裁判所呉支部予備判事、昭和九年七月横浜地方裁判所予備判事、昭和九年十二月長野地方裁判所判事、昭和十三年五月横浜地方裁判所判事（人物事典Ⅳ・Ⅴ）、昭和十五年二月東京刑事地方裁判所兼東京民事地方裁判所東京区裁判所判事（官報）昭和15・2・21、昭和二十年一月東京控訴院判事・退職（官報）昭和20・11・8、昭和20・11・13、昭和二十年一月二月弁護士登録・東京（官報）昭和21・1・23、昭和二十二年一月登録取消（官報）昭和23・1・23、昭和二十二年一月二月東京地方裁判所判事（官報）昭和22・12・10、昭和23・1・9、昭和二十七年一月東京地方裁判所判事事務総括者（官報）昭和27・2・4、昭和二十九年一月兼東京家庭裁判所判事（官報）昭和29・1・27、昭和三十三年四月東京高等裁判所判事、昭和三十九年一月二月長野地方裁判所兼長野家庭裁判所長（司法大観）昭和32年・昭和42年、昭和四一年九月東京高等裁判所判事事務総括者（官報）昭和41・9・21、昭和四四年七月仙台地方裁判所長（官報）昭和44・7・3、昭和四六年七月東京高等裁判所判事事務総括者（官報）昭和46・7・3、昭和四八年五月定年退官（官報）昭和48・5・7、昭和四八年五月東京簡易裁判所判事（官報）昭和48・5・28、昭和五三年五月簡裁判事定年退官（官報）昭和53・5・6、昭和五三年五月弁護士登録・第一東京（官報）昭和53・6・12、平成一〇年九月九日登録取消・死亡（官報）平成10・10・21

●「谷口茂榮」〔『全国弁護士大観』別冊追録、法曹公論社・一九七八年一〇月〕

●東京弁護士会編『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題——』（ぎょうせい・一九九二年四月）に「旧陪審裁

判の証言」として「谷口茂榮弁護士に対する聴取」が集録されている。

（二） 検事の閲歴

① 帆高壽一

●明治八年一月二日九日生、大分県玖珠郡森町↓広島市上流川町、明治三五年六月明治法律学校卒業、明治三六年一月二月判事検事登用試験及第、明治三六年一月二月司法官試補・広島地方裁判所詰、明治三八年九月古川区裁判所判事、明治三九年五月広島地方裁判所判事、明治四〇年五月呉区裁判所判事、明治四一年六月広島地方裁判所判事、明治四二年五月尾道区裁判所判事、明治四四年六月金沢区裁判所検事、明治四四年一〇月七尾区裁判所検事、大正二年五月仙台区裁判所検事、大正七年七月仙台地方裁判所検事、大正九年一月広島地方裁判所検事、大正十一年八月下関区裁判所検事、大正十二年四月佐賀地方裁判所検事正、大正一四年一〇月長崎控訴院検事、大正一五年七月大津地方裁判所検事正、昭和三年五月長野地方裁判所検事正、昭和六年八月岡山地方裁判所検事正、昭和八年三月広島地方裁判所検事正（人物事典Ⅰ・Ⅴ）、昭和十一年六月大審院検事・退職（官報）昭和11・6・30、昭和十八年九月弁護士登録・広島（官報）昭和18・10・9、昭和二十二年八月七日登録取消・死亡（官報）昭和21・10・7

●弁護士帆高壽一先生の「令息帆高壽史」追憶〔『広島弁護士会史』一九八六年七月〕。

② 篠原三郎（静岡参照）

③ 宮崎正巳（前橋参照）

④ 蘆立憲五

● 明治二二年五月一日生、仙台市中杉山通、大正六年三月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年五月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正八年三月横浜地方裁判所予備検事、大正八年三月秋田地方裁判所検事、大正九年一月山形区裁判所検事、大正一〇年十一月八戸区裁判所検事、大正一一年四月青森区裁判所検事、大正一三年一月森林主事教習所講師嘱託、大正一三年一〇月石巻区裁判所検事、大正一五年七月福島区裁判所検事、昭和三年七月古川区裁判所検事、昭和五年八月福島地方裁判所検事、昭和八年二月仙台地方裁判所検事、昭和一〇年一二月青森地方裁判所検事、昭和一一年六月長野地方裁判所検事、昭和一二一年一二月東京控訴院検事、昭和一三年一月土浦区裁判所検事（人物事典Ⅱ～Ⅴ）、昭和一五年一〇月釧路地方裁判所検事正（官報）昭和15・10・8）、昭和一七年三月宮崎地方裁判所検事正（官報）昭和17・3・18）、昭和一八年九月高知地方裁判所検事正（官報）昭和18・9・30）、昭和二〇年三月山口地方裁判所検事正（官報）昭和20・4・4）、昭和二二年二月水戸地方裁判所検事正（官報）昭和21・2・22）、昭和二四年一月仙台地方裁判所検事正（官報）昭和24・1・22）、昭和二四年五月依願免本官（官報）昭和24・5・23）

（三）弁護士の閲歴

① 林登金太

● 安政四年生（信毎年鑑）大正13年）、「出身地」長野、「事務所」飯田町、「電話」飯田一五八（日本弁護士名簿）昭和4年）、明治一八年一月代言免許・上田（日本帝国代官姓名名録）明治20年）、明治二六年五月弁護士登録・長野（官報）明治26・6・2）、昭和六年四月・昭和八年四月・昭和一〇年四月長野弁護士会副会長（日本弁護士名簿）昭和6年・昭和8年・昭和10年）、昭和一〇年一月二日登録

取消・死亡（官報）昭和10・11・25）

● 「林登金太」（『信毎年鑑』信濃毎日新聞社・一九二四年四月）

② 根本祐次

● 「出身地」茨城、「事務所」伊那町、「電話」伊那三二四（日本弁護士名簿）昭和5年）、大正一四年一二月弁護士試験大正二二年法律第五二号合格（官報）大正14・12・17）、大正一五年一月弁護士登録・長野（官報）大正15・2・2）、昭和三七年一二月二〇日登録取消・死亡（官報）昭和38・1・23）

③ 有坂茂三郎

● 「出身地」長野、「事務所」伊那町、「電話」伊那三二二（日本弁護士名簿）昭和5年）、大正一一年三月弁護士試験及第（官報）大正11・3・27）、大正一一年四月弁護士登録・長野（官報）大正11・4・27）、昭和一一年三月一六日登録取消・死亡（官報）昭和11・3・27）

④ 森山儀文治

● 文久二年三月一七日生（大衆人事録）昭和15年）、「出身地」長野、「事務所」松本市片端町、「電話」松本一四三（日本弁護士名簿）昭和5年）、：明治法律学校卒業（大衆人事録）昭和15年）：明治一六年一月代言免許明治・東京（日本全国代官姓名名録）明治17年）、：明治二〇年六月代言免許・長野松本支庁（日本帝国代官姓名名録）明治20年）、明治二六年五月弁護士登録・長野（官報）明治26・6・2）、大正九年五月衆議院議員当選憲政会（衆議院議員名鑑）平成2年）、昭和六年四月・昭和七年四月・昭和九年四月・昭和一〇年四月長野弁護士会副会長（日本弁護士名簿）昭和6年・昭和10年）、昭和一一年四月長野弁護士会長（法曹百年史）昭和44年）、昭和二〇年二月九日死亡（東筑摩郡・松本市・塩尻市誌）別編・人名、昭和57年）、昭和二〇年三月二二日登録取消・死亡（官報）昭和20・4・19）

● 「森山儀文治」（『大衆人事録』中部篇、帝国秘密探偵社・一九四〇年二月）、「森山儀文治」（『南安曇郡誌』第3

卷下、南安曇郡誌改定編纂会・一九七二年四月)、「森山儀文治」(『三郷村誌』I、三郷村誌編纂会・一九八〇年九月)、「森山儀文治」(『東筑摩郡・松本市・塩尻市誌』別編・人名、東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会・一九八二年二月)、「森山儀文治」(『長野県歴史人物大事典』郷土出版社・一九八九年七月)、「森山儀文治」(『議會制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年二月)、「森山儀文治」(『長野県姓氏人物大辞典』20、角川書店一九九六年一月)

⑤ 野溝弘

● 「出身地」長野、「事務所」長野市南長野、「電話」長野九六一(『日本弁護士名簿』昭和10年)、大正四年七月東京帝国大学法科大学卒業(『官報』大正4・7・12)、:大正一五年八月現在東京弁護士会(『日本弁護士名簿』大正15年)、昭和二年一月登録換・長野(『官報』昭和2・2・10)、昭和一八年四月長野弁護士会長(『大日本弁護士名簿』昭和18年)、昭和三八年四月長野県弁護士会長(『法曹百年史』昭和44年)、昭和四七年九月二五日登録取消・死亡(『官報』昭和47・11・27)

⑥ 宮下文夫

● 明治二六年一月一五日生(『長野県弁護士会戦後五〇年物語』上、平成13年)、「出身地」長野、「事務所」長野市栄町、「電話」長野二一九七(『日本弁護士名簿』昭和11年)、大正一〇年三月京都帝国大学法学部卒業(『長野県弁護士会戦後五〇年物語』上、平成13年)、:弁護士登録・東京、昭和六年一〇月登録換・長野(『官報』昭和6・11・6)、昭和二二年四月・昭和二三年四月長野弁護士会長(『日本弁護士沿革誌』昭和34年)、昭和四四年六月一日登録取消・死亡(『官報』昭和44・7・31)

● 「宮下文夫」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)、「宮下一清、宮下文夫会員」(『長野弁護士会戦後五〇年物語』人々事件』上、長野県弁護士会・二〇〇一年六月)

7 新 潟

(一) 判事の閲歴

① 櫻田壽

● 明治九年一〇月六日生、仙台市定善寺通櫓町、明治三四年七月明治法律学校・東京法学院卒業、明治三四年一二月判事検事登用試験及第、明治三四年一二月弁護士試験及第、明治三四年一二月司法官試験・仙台区裁判所詰、明治三六年七月古川区裁判所判事、明治三六年一二月仙台区裁判所判事、明治四四年二月初田地方裁判所判事、明治四五年二月宮城控訴院判事、大正二年七月大阪控訴院判事、大正六年三月大阪地方裁判所部長、大正八年八月大阪控訴院判事、大正一〇年七月広島控訴院部長、大正一〇年八月文官普通懲戒委員・公証人懲戒委員、大正一二年四月松江地方裁判所長、大正一三年一月大審院判事、大正一四年八月新潟地方裁判所長、昭和六年一月福岡地方裁判所長、昭和九年九月大阪地方裁判所長、昭和一〇年四月宮城控訴院長(『人物事典』I~IV)、昭和一二年三月広島控訴院長(『官報』昭和12・3・9)、昭和一四年五月退職(『官報』昭和14・6・2)、昭和一九年六月一九年死亡(『朝日新聞』昭和19・6・27)

② 石田弘吉(甲府参照)

③ 加藤朔太郎

● 明治三〇年二月一八日生、福井県丹生郡吉川村、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試験・長崎地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所詰、大正一二年六月東京地方裁判所予備判事、大正一二年八月安濃津地方裁判所予備判事、大正一三年一月福島地方裁判所若松支部判事、大正一四年七月新発田区裁判所判事、大正一五年八月犯人ノ懸賞捜査ニ関スル理論及實際ノ研究ヲ命ス、大正一五年一二月新潟地方裁

判所判事、昭和四年七月宇都宮地方裁判所判事、昭和六年四月浜松区裁判所判事、昭和八年四月東京地方裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事（『人物事典』Ⅱ（Ⅴ））、昭和十一年一二月領事・上海、兼杭州・蘇州・南京・蕪湖（『官報』昭和11・12・19、昭和11・12・21）、…総領事…、昭和十七年六月東京控訴院判事（『官報』昭和17・7・1）、昭和十八年四月東京刑事地方裁判所兼東京民事地方裁判所判事（『官報』昭和18・4・14）、昭和二〇年八月東京控訴院部長（『官報』昭和20・9・14）

④ 水上尚信

●明治二七年九月二九日生、富山県東礪波郡太田村、大正八年六月中央大学卒業、大正九年一二月判事検事登用試験及第、大正九年一二月司法官試補・前橋地方裁判所詰、大正一〇年一〇月東京地方裁判所詰、大正一一年八月函館地方裁判所判事、大正一五年一二月高田区裁判所判事、昭和三年一〇月新潟地方裁判所判事、昭和六年五月新潟区裁判所判事、昭和一〇年七月横浜区裁判所判事（『人物事典』Ⅱ（Ⅴ））、昭和一五年一〇月甲府地方裁判所部長、昭和二二年三月富山区裁判所監督判事、昭和二二年五月富山地方裁判所判事、昭和二三年一月兼富山家事審判所判事、昭和二四年一月兼富山家庭裁判所判事（『司法大観』昭和32年）、昭和二四年三月富山地方裁判所判事事務総括者（『官報』昭和24・4・15）、昭和二九年八月名古屋高等裁判所管沢支部長（『官報』昭和29・9・11）、昭和三二年八月松江地方裁判所兼松江家庭裁判所長（『官報』昭和31・8・14）、昭和三二年八月二七日死亡（『官報』昭和32・8・31）

⑤ 堀切順（甲府参照）

⑥ 高橋良作

●明治二一年一〇月二八日生、新潟県南魚沼郡湯沢村、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業、大正九年八月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正一〇年五月東京地方裁判所詰、大正一一年四月山形地方裁判所判事、大正一五年一二月高田区裁判所判事、昭和三年七月新潟区裁判所判事、昭和六年五月新潟地方裁判所判事、昭和九年七月前橋地方裁判所判事（『人物事典』Ⅱ（Ⅴ））、昭和二一年三月東京控訴院部長・退職（『官報』昭和21・5・1）、昭和二一年六月弁護士登録・前橋（『官報』昭和21・8・13）、昭和三九年七月登録換・横浜（『官報』昭和39・8・10）、昭和四五年四月一三日登録取消・死亡（『官報』昭和45・7・29）

⑦ 中兼謙吉

●明治三五年一二月二一日生、埼玉県児玉郡松久村、大正一三年一月高等試験行政科合格、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和二年一二月前橋地方裁判所予備判事、昭和三年八月旭川地方裁判所判事、昭和五年八月札幌地方裁判所判事、昭和六年五月新潟地方裁判所判事、昭和七年一二月柏崎区裁判所判事、昭和八年八月浦和地方裁判所判事、昭和一〇年一二月横浜区裁判所判事、昭和一二年七月札幌地方裁判所判事、昭和一二年一〇月旭川地方裁判所部長（『人物事典』Ⅱ（Ⅴ））、昭和一七年三月前橋区裁判所監督兼前橋地方裁判所判事（『官報』昭和17・3・5）、昭和二二年一月仙台高等裁判所判事、昭和二六年一二月仙台地方裁判所判事、昭和二六年一二月仙台地方裁判所判事、昭和二七年一月仙台地方裁判所判事事務総括者（『官報』昭和17・2・4）、昭和二七年五月弘前簡易裁判所判事司法行政事務掌理者、青森地方裁判所弘前支部長兼青森家庭裁判所弘前支部長（『官報』昭和27・6・23）、昭和二八年一月仙台高等裁判所秋田支部長、昭和三〇年五月釧路地方裁判所兼釧路家庭裁判所長、昭和三二年三月札幌家庭裁判所長（『司法大観』昭和32年・昭和42年）、昭和三三年二月山形地方

裁判所兼山形家庭裁判所長〔官報〕昭和33・2・12)、昭和三六年五月依願免本官〔官報〕昭和36・5・22)、昭和三六年六月公証人・東京〔官報〕昭和36・6・3)、昭和四七年一月二月依願免公証人〔官報〕昭和47・12・23)、昭和四八年二月弁護士登録・第二東京〔官報〕昭和48・3・30)、昭和六三年四月一日登録取消・死亡〔官報〕昭和63・6・11)

●「中兼謙吉」〔全国弁護士大観〕、法曹公論社・一九七七年六月)

⑧ 田邊高三郎

●明治三三年八月七日生、神奈川県中郡大野村、大正六年七月東京帝国大学法学部卒業、大正六年八月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正八年三月札幌地方裁判所判事、大正八年六月釧路地方裁判所判事、大正九年四月釧路区裁判所判事、大正一〇年二月釧路地方裁判所判事、小樽区裁判所判事、大正一四年七月熊谷区裁判所判事、大正一五年九月沼津区裁判所判事〔人物事典〕Ⅱ・Ⅲ)、昭和四年三月静岡地方裁判所判事予審掛〔官報〕昭和4・3・22)、昭和七年四月新潟地方裁判所部長〔官報〕昭和7・4・14)、昭和九年五月横浜地方裁判所判事予審掛〔官報〕昭和9・5・8)、昭和一〇年一月一日東京控訴院部長・死亡〔官報〕昭和10・10・14、昭和10・10・22)

⑨ 河端清

●明治三二年九月八日生、新潟県中頸城郡柿崎村、大正一二年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一二年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一四年三月東京地方裁判所予備検事、大正一四年七月前橋地方裁判所予備検事、大正一五年八月横浜区裁判所検事、昭和三年六月新潟区裁判所検事、昭和五年八月新潟地方裁判所検事、昭和八年二月新潟地方裁判所判事、昭和一二年一〇月長野区裁判所判事〔人物事典〕Ⅲ・Ⅴ)、昭和一七年三月長野地

方裁判所所部長・退職〔官報〕昭和17・3・19(20)、:昭和二三年九月新潟地方裁判所高田支部判事〔官報〕昭和23・9・15、「司法大観」昭和32年)、昭和二三年一〇月兼糸魚川家事審判所判事〔官報〕昭和23・11・6)、昭和二四年一月兼新潟家庭裁判所糸魚川支部判事〔官報〕昭和24・2・3)、昭和三〇年九月新潟家庭裁判所高田支部判事兼新潟地方裁判所高田支部判事〔官報〕昭和30・9・14)、昭和三七年四月新潟地方裁判所高田支部兼新潟家庭裁判所高田支部判事〔官報〕昭和37・4・4)、昭和三九年九月定年退官〔官報〕昭和39・9・9)、昭和三九年九月高田簡易裁判所判事司法行政事務掌理者〔官報〕昭和39・9・11)、昭和四〇年五月直江津簡易裁判所判事〔官報〕昭和40・5・21)、昭和四四年九月簡易裁判所定年退官〔官報〕昭和44・9・10)、昭和四四年一〇月弁護士登録・新潟〔官報〕昭和44・11・14)、昭和四七年六月登録取消〔官報〕昭和47・8・3)

⑩ 井上直吉 (甲府参照)

⑪ 牧野勝

●明治二九年四月一九日生、福井県丹生郡吉川村、大正一一年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正一二年一月二月東京地方裁判所予備判事、大正一四年一〇月岡山区裁判所判事、昭和二年七月下田区裁判所判事、昭和二年八月沼津区裁判所判事、昭和三年一〇月甲府地方裁判所判事、昭和六年五月長野地方裁判所判事、昭和七年四月松本区裁判所判事、昭和九年四月新潟区裁判所判事〔人物事典〕Ⅱ・Ⅴ)、昭和一六年六月豊原区裁判所兼樺太地方裁判所判事〔官報〕昭和16・6・17)、昭和一九年六月高田区裁判所兼新潟地方裁判所高田支部判事〔官報〕昭和19・6・9)、昭和二十一年三月東京控訴院部長・退職〔官報〕昭和21・4・2号外)、昭和二十一年六月公証人・東京〔日本公証制度沿革史〕昭和43年、「司法大観」昭和32年)、昭和二十七年一月四日死亡〔日本公証制度沿革史〕昭和43年)

⑫坂間孝司

●明治三十六年一月二日生、神奈川県中郡伊勢原町、昭和二年二月高等試験司法科合格、昭和三年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和四年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和五年二月東京地方裁判所予備判事、昭和七年一月新潟地方裁判所新発田支部判事、昭和八年八月新潟地方裁判所判事、昭和十二年一月東京刑事地方裁判所判事（人物事典Ⅳ・Ⅴ）、昭和二十年四月東京控訴院判事、昭和二十一年八月司法研修所教官、昭和二十二年四月東京刑事地方裁判所部長、昭和二十二年一月東京高等裁判所判事、昭和二十二年一月東京高等裁判所判事事務総括者（官報）昭和32・1・4、昭和三十四年九月横浜家庭裁判所長、昭和三十六年一月長野地方裁判所兼長野家庭裁判所長、昭和三十七年一月東京高等裁判所判事部事務総括者（官報）昭和37・11・13、「司法大観」昭和32年・昭和42年、昭和四十三年一月定年退官（官報）昭和43・11・26、昭和四十三年一月東京簡易裁判所判事（官報）昭和43・11・27、昭和四十五年二月東京簡易裁判所判事司法行政事務掌理者（官報）昭和45・12・23、昭和四十八年一月簡裁判事定年退官（官報）昭和48・11・24、昭和四十八年一月弁護士登録・第一東京（官報）昭和49・2・4、平成八年一月二〇日登録取消・死亡（官報）平成8・2・8）

⑬増田喜一

●明治二〇年一〇月一五日生、栃木県下都賀郡間々田村、大正二年七月東京大学法科大学卒業、大正二年八月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正四年三月千葉地方裁判所予備判事、大正四年四月奈良地方裁判所判事、大正六年五月水戸地方裁判所判事、大正六年九月水戸区裁判所判事、大正八年一月水戸地方裁判所判事、大正一〇年六月太田区裁判所判事、大正一一年七月長岡区裁判所判事、大正一二年八月浦和地方裁判所判事、大正一三

年一月熊谷区裁判所判事、大正一四年七月浦和地方裁判所判事、大正一五年一月甲府地方裁判所判事、昭和四年七月水戸地方裁判所判事、昭和七年四月函館地方裁判所部長、昭和九年五月新潟地方裁判所部長（人物事典ⅠⅤⅤ）、昭和一六年五月八日市場区裁判所監督判事兼千葉地方裁判所八日市場支部長（官報）昭和16・5・27、昭和二〇年四月大審院判事・退職（官報）昭和20・4・21、昭和二十二年一〇月古河簡易裁判所判事（官報）昭和22・10・16、昭和22・11・18、「司法大観」昭和32年、昭和三十二年一〇月任期滿了退官（官報）昭和33・2・6）

⑭鶴見金治

●明治二〇年一〇月二五日生、岐阜県恵那郡岩村町、大正一〇年六月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正一三年六月仙台地方裁判所予備判事、大正一四年一〇月秋田地方裁判所大曲支部判事、昭和二年八月秋田地方裁判所判事、昭和六年一〇月能代区裁判所判事、昭和八年八月柏崎区裁判所判事、昭和九年四月新発田区裁判所判事、昭和十二年一〇月新潟地方裁判所判事、昭和十二年一〇月新潟地方裁判所判事、昭和一四年八月上田区裁判所判事（人物事典ⅡⅤⅤ）、昭和二十一年三月東京控訴院判事・退職（官報）昭和21・4・2号外、昭和二十二年七月弁護士登録・長野（官報）昭和21・9・26、昭和二十二年一〇月登録取消（官報）昭和23・1・19、昭和二十二年一〇月上田簡易裁判所判事（官報）昭和22・10・16、昭和22・11・18、「司法大観」昭和32年、昭和二十三年三月長野地方裁判所上田支部兼上田家事審判所判事（官報）昭和23・3・16、昭和23・4・16、昭和二十三年六月上田簡易裁判所司法行政事務掌理者（官報）昭和23・6・19、昭和二十四年一月兼長野家庭裁判所上田支部判事（官報）昭和24・2・3）、昭和二十七年一〇月免簡易裁判所判事・判事専任（官報）昭和27・10・16）…判事定年退官…、昭和二十七年一〇月上田簡易裁判所判事（官報）昭和27・10・28、昭和27・11・27）、昭和二十七年一月

上田簡易裁判所判事司法行政事務掌理者〔官報〕昭和27・12・8)、昭和三二年一〇月簡裁判事定年退官〔官報〕昭和32・10・31)、昭和三三年一〇月弁護士登録・長野〔官報〕昭和33・11・10)、昭和四二年一月登録取消・死亡〔官報〕昭和42・2・18)

⑮ 土井王明

●明治四五年三月七日生、兵庫県揖保郡石海村、昭和八年一月高等試験司法科合格、昭和九年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和九年六月司法官試験・長崎地方裁判所詰、昭和一〇年一二月長崎地方裁判所予備判事、昭和十一年八月新潟地方裁判所高田支部判事、昭和十二年八月新潟地方裁判所判事、昭和十三年九月前橋地方裁判所判事、昭和十四年九月東京区裁判所判事〔人物事典〕Ⅳ・Ⅴ)、昭和十七年八月陸軍司政官・マライ軍政監部付、昭和十八年四月スマトラ軍政監部付、昭和二十二年一二月東京区裁判所判事〔司法大観 昭和32年〕、昭和二十二年五月東京刑事地方裁判所部長・退職〔官報〕昭和22・5・12(13)、昭和二十二年六月弁護士登録・東京〔官報〕昭和22・7・28)、昭和二十三年九月登録取消〔官報〕昭和23・10・26)、昭和二十三年九月東京地方裁判所判事〔官報〕昭和23・10・1、昭和23・10・20)、昭和二十四年六月最高裁判所調査官〔官報〕昭和24・7・14)、昭和三十三年九月東京地方裁判所判事・最高裁判所調査官〔官報〕昭和33・9・25)、昭和三十三年一二月解最高裁判所調査官、東京高等裁判所判事〔官報〕昭和33・12・26)、昭和三八年二月東京地方裁判所判事〔官報〕昭和38・2・20)、昭和三九年一月東京地方裁判所判事部事務総括者〔官報〕昭和39・1・6)、昭和四十一年五月東京高等裁判所判事〔官報〕昭和41・5・4、〔司法大観 昭和42年〕、昭和四四年六月九日死亡〔官報〕昭和44・6・14)

⑯ 川本彦四郎

●明治三二年二月八日生、名古屋市西区木挽町、大正一三年一二月高等試験司法科合格、

大正一四年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一四年五月司法官試験・東京地方裁判所詰、昭和二年一二月京都地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月金沢地方裁判所判事、昭和六年八月岐阜地方裁判所判事、昭和十二年三月福井地方裁判所判事〔人物事典〕Ⅲ(Ⅴ)、昭和十五年三月新潟地方裁判所兼新潟区裁判所判事〔官報〕昭和15・3・23)、昭和十六年二月甲府区裁判所兼甲府地方裁判所判事〔官報〕昭和16・2・14)、昭和十七年四月浦和地方裁判所判事〔官報〕昭和17・4・6)、昭和二十四年一月兼浦和家庭裁判所判事〔官報〕昭和24・2・3)、昭和二十四年三月浦和地方裁判所判事部事務総括者〔官報〕昭和24・4・15)、昭和二十六年九月東京高等裁判所判事〔官報〕昭和26・9・25)、昭和二十七年一二月依願免本官〔官報〕昭和28・1・7)、昭和二十八年二月弁護士登録・埼玉〔官報〕昭和28・3・11)、昭和五七年七月五日登録取消・死亡〔官報〕昭和57・9・13)

●「川本彦四郎」〔『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月〕

⑰ 古山宏

●明治四四年一月二日生、宮城県名取郡六郷村、昭和八年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和八年一月高等試験司法科合格、昭和九年六月司法官試験・東京地方裁判所詰、昭和十一年五月東京民事地方裁判所詰、昭和一〇年一二月東京民事地方裁判所予備判事、昭和十一年一〇月青森地方裁判所判事、昭和十四年五月仙台地方裁判所古川支部判事〔人物事典〕Ⅳ・Ⅴ)、昭和十五年三月新潟地方裁判所兼新潟区裁判所判事、昭和十六年九月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所東京刑事地方裁判所判事、昭和二十二年一月東京地方裁判所判事〔官報〕昭和23・1・24)、昭和三十一年一月横浜地方裁判所判事、昭和三十三年一月横浜地方裁判所判事部事務総括者〔官報〕昭和33・1・4)、昭和三四年七月東京地方裁判所判事〔官報〕昭和34・8・3、〔司法大観 昭和32年・昭和42年〕、昭和三十六年一月東京地方裁判所判事部事務総括者〔官報〕

昭和36・11・10)、昭和四三年一〇月東京高等裁判所判事〔官報〕昭和43・10・3)、昭和四五年一〇月宇都宮家庭裁判所長〔官報〕昭和45・11・5)、昭和四七年五月宇都宮地方裁判所長〔官報〕昭和47・5・17)、昭和四八年九月東京高等裁判所判事部事務総括者〔官報〕昭和48・9・28)、昭和五一年一月定年退官〔官報〕昭和51・1・6)、昭和五一年三月弁護士登録・第一東京〔官報〕昭和51・4・27)、平成七年一〇月二十九日登録取消・死亡〔官報〕平成8・1・12)

●「古山宏」〔全国弁護士大観〕、法曹公論社・一九七七年六月

(二) 検事の閲歴

①猪股治六

●明治一四年七月二日生、前橋市相生町、明治三六年七月東京法学院卒業、明治三七年一月判事検事登用試験及第、明治三七年一二月司法官試補・前橋地方裁判所詰、明治三九年一二月前橋地方裁判所予備検事、明治四〇年一月土浦区裁判所検事、明治四二年五月東京区裁判所検事、大正三年一〇月長野地方裁判所検事、大正五年一二月東京控訴院検事、大正七年七月東京地方裁判所検事、大正一二年四月東京区裁判所検事、大正一三年一二月千葉地方裁判所検事正、昭和二年一二月新潟地方裁判所検事正、昭和五年九月福岡地方裁判所検事正、昭和一〇年四月東京地方裁判所検事正、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所検事正、昭和一〇年七月司法制度調査員嘱託〔人物事典〕I・V)、昭和一一年一二月大審院検事〔官報〕昭和11・12・28)、昭和一二年八月札幌控訴院検事長〔官報〕昭和12・8・24)、昭和一三年六月二三日死亡〔官報〕昭和13・7・2)

②原定男 (宇都宮参照)

③岩淵彰郎

●明治一七年二月二日生、栃木県河内郡豊郷村、明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四四年七月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正二年五月名古屋地方裁判所予備検事、大正二年一月輪島区裁判所検事、大正三年六月金沢区裁判所検事、大正六年九月名古屋区裁判所検事、大正七年六月看守長任用試験委員、大正一〇年一〇月東京区裁判所検事、大正一一年一月退職、大正一一年一二月弁護士登録・東京〔官報〕大正11・12・11)、大正一二年五月弁護士登録取消〔官報〕大正12・6・5)、大正一二年六月半田区裁判所検事、大正一三年一二月岡崎区裁判所検事、大正一五年九月富山地方裁判所検事、昭和二年一二月金沢地方裁判所検事、昭和四年八月新潟地方裁判所検事、昭和六年七月東京控訴院検事、昭和九年八月姫路区裁判所検事、昭和一一年四月宮崎地方裁判所検事正、昭和一二年六月高知地方裁判所検事正〔人物事典〕I・V)、昭和一四年一二月長崎地方裁判所検事正〔官報〕昭和14・12・16)、昭和一六年五月福岡地方裁判所検事正〔官報〕昭和16・5・14)、昭和一七年一二月広島地方裁判所検事正〔官報〕昭和17・12・29)、昭和一九年三月大審院検事・退職〔官報〕昭和19・3・24)、昭和一九年六月弁護士登録・第一東京〔官報〕昭和19・7・24)、昭和一九年一月登録換

・宇都宮〔官報〕昭和20・1・12)、昭和三一年三月登録取消〔官報〕昭和31・4・10)、昭和三二年六月二一日死亡〔人物物故大年表〕日本人編II・平成18年)

④井上廣治

●明治二一年一二月一三日生、山形県東村山郡大郷村、大正五年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正七年八月司法官試補・宇都宮地方裁判所詰、大正九年三月宇都宮地方裁判所予備検事、大正九年五月宇都宮地方裁判所検事、大正一一年一二月東京区裁判所検事、

昭和三年七月新潟地方裁判所検事、昭和九年一月静岡区裁判所検事、昭和十一年六月青森地方裁判所検事兼保護観察所輔導官・青森保護観察所長、昭和十三年七月水戸地方裁判所検事、昭和十四年九月東京控訴院検事（人物事典ⅡⅤ）、昭和十五年一月静岡地方裁判所兼静岡区裁判所検事（官報）昭和15・11・12）、昭和十九年三月浜松区裁判所兼静岡地方裁判所兼松支部検事（官報）昭和19・3・28）、昭和二十一年三月大審院検事・退職（官報）昭和21・4・2号外）、昭和二十二年五月弁護士登録・静岡（官報）昭和21・6・26）、昭和五十二年七月登録取消（官報）昭和52・10・7）

●「井上廣治」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月

⑤ 中村惣平（水戸参照）

⑥ 高橋久衛

●明治一六年二月八日生、千葉県君津郡馬来田村、明治四〇年七月和仏法律学校法政大卒、明治四二年一二月判事検事登用試験及第、明治四二年一二月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正元年一月横浜地方裁判所予備判事、大正二年六月横浜地方裁判所判事、大正五年一二月長野区裁判所判事、大正七年七月長野区裁判所検事、大正八年一月東京区裁判所検事、大正一〇年一二月福岡区裁判所検事、大正一三年八月前橋区裁判所検事、大正一三年一二月前橋地方裁判所検事、昭和四年二月安濃津地方裁判所検事、昭和八年四月横浜区裁判所検事、昭和九年一二月新潟地方裁判所検事、昭和十一年八月釧路地方裁判所検事正、昭和十二年一〇月富山地方裁判所検事正（人物事典ⅠⅤⅤ）、昭和十四年一二月高知地方裁判所検事正（官報）昭和14・12・16）、昭和十八年九月大審院検事・退職（官報）昭和18・9・

30、昭和18・3・2）、昭和十九年一月弁護士登録・高知（官報）昭和19・11・15）、昭和三六年二月登録換・第二東京（官報）昭和36・3・16）、昭和四〇年四月登録取消（官報）昭和40・5・20）

⑦ 千葉律之

●明治二五年二月一日生、仙台市二日町、大正六年三月東京帝国大学法学部卒業、大正七年一月司法官試補・仙台地方裁判所詰、大正八年一月仙台地方裁判所予備検事、大正九年二月盛岡地方裁判所検事、大正一〇年一月仙台地方裁判所検事、大正一〇年一二月新潟地方裁判所検事、大正一三年一〇月横浜区裁判所検事、大正一五年一月伊那区裁判所検事、昭和三年七月上諏訪区裁判所検事、昭和五年一月宇都宮区裁判所検事、昭和七年三月静岡区裁判所検事、昭和九年一二月新潟地方裁判所検事、昭和十一年九月小田原区裁判所検事、昭和十四年四月谷村区裁判所検事（人物事典ⅡⅤⅤ）、昭和一六年六月甲府区裁判所兼甲府地方裁判所検事（官報）昭和16・7・3）、昭和一八年一二月川越区裁判所検事（官報）昭和18・12・27）、昭和二十一年四月東京控訴院検事・退職（官報）昭和21・4・2号外）、昭和二十二年六月弁護士登録・浦和（官報）昭和21・8・13）、昭和四四年一二月登録取消（官報）昭和45・1・28）

⑧ 宮崎正巳（前橋参照）

⑨ 清田一郎

●明治一十九年三月一〇日生、東京市浅草区永住町、明治四三年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四三年八月司法官試補・岡山地方裁判所詰、大正元年一二月岡山地方裁判所予備判事、大正二年六月松本区裁判所検事、大正六年九月新潟区裁判所検事、大正八年六月脇町区裁判所検事、大正一二年一二月徳島地方裁判所検事、大正一三年一二月京都区裁判所、大正一四年一月宮津区裁判所検事、昭和三年七月伊丹区裁判所検事、昭和七年一

月五条区裁判所検事、昭和七年一二月米沢区裁判所検事、昭和八年七月平区裁判所検事、昭和一一年八月盛岡地方裁判所検事、昭和一三年一二月横須賀区裁判所検事（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和一五年二月新潟地方裁判所兼新潟区裁判所検事（官報 昭和15・2・16）、昭和一六年八月宮城控訴院検事（官報 昭和16・8・22）、昭和一七年一月旭川地方裁判所検事正（官報 昭和17・11・17）、昭和一九年三月秋田地方裁判所検事正（官報 昭和19・3・28）、昭和二〇年四月徳島地方裁判所検事正（官報 昭和20・4・30）、昭和二一年二月大審院検事・退職（官報 昭和21・2・22）、昭和二一年七月弁護士登録・水戸（官報 昭和21・9・26）、昭和二二年一月登録取消（官報 昭和23・1・20）、昭和二二年一〇月日立簡易裁判所判事（官報 昭和22・10・16、昭和22・11・18）、昭和三一年三月簡裁判事定年退官（官報 昭和31・3・14）、昭和三一年七月弁護士登録・第一東京（官報 昭和31・8・11）、昭和四〇年五月登録取消（官報 昭和40・6・21）

（三） 弁護士の閲歴

① 舟崎仁一

● 明治一五年九月一日生（新潟県弁護士会史 第3巻、平成5年）、「出身地」新潟、「事務所」新潟市旭町通一番町、「電話」新潟一二一七（日本弁護士名簿 昭和3年）、明治三九年七月早稲田大学法科卒業（大衆人事録 昭和18年）、明治三九年一月判事検事登用試験及第（官報 明治39・11・27）、明治三九年一二月司法官試験・水戸地方裁判所詰（官報 明治39・12・25）、明治四一年八月高田区裁判所判事（官報 明治41・8・11、12）、明治四三年七月宇都宮地方裁判所判事（官報 明治43・7・8）、明治四五年三月東京区裁判所判事（官報 明治45・3・23）、大正三年四月東京地方裁判所判事・退職（官報 大正3・4・10、大正3・4・14）、大正三年五月弁護士登録・新潟（官報 大正3・5・9）、

昭和一六年四月・昭和一七年四月新潟弁護士会会長（新潟県弁護士会史 第2巻、昭和48年）、昭和一七年六月七日死亡（新潟県弁護士会史 第2巻、昭和48年）、昭和一七年七月八日登録取消・死亡（官報 昭和17・8・11）

● 「舟崎仁一」『新潟百名士』新潟公友社・一九二四年一月、「舟崎仁一」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

② 細野三千雄

● 明治三〇年三月二二日生（近代日本社会運動史人物大事典 4、平成9年）、「出身地」愛知、「事務所」東京市四谷区塩町一ノ三一（日本弁護士名簿 昭和4年）、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業（官報 大正9・7・29）、大正一〇年一月弁護士登録・東京（官報 大正10・1・18）、昭和一一年七月登録換・新潟（官報 昭和11・8・25）、昭和一一年一二月登録換・第二東京（官報 昭和12・1・16）、昭和一二年八月登録換・秋田（官報 昭和12・9・15）、昭和一六年一二月登録換・第二東京（官報 昭和17・1・15）、昭和二一年四月衆議院議員当選社会党・当選5回（衆議院議員名鑑 平成2年）、昭和二二年八月登録換・秋田（官報 昭和22・10・13）、昭和二三年四月登録取消（官報 昭和23・6・17）、昭和二四年三月弁護士登録・秋田（官報 昭和24・4・20）、昭和三〇年六月二五日登録取消・死亡（官報 昭和30・7・15）

● 「細野三千雄」『議会制度百年史』衆議院議員名鑑 大蔵省印刷局・一九九〇年一月、「細野三千雄」『近代日本社会運動史人物大事典』4、日外アソシエーツ・一九九七年一月）

③ 高島清吉

● 明治一六年一〇月三〇日生（人物事典Ⅰ）、「出身地」香川、「事務所」東京府豊多摩郡渋谷町字向山八五（日本弁護士名簿 昭和4年）、明治四二年一〇月東京帝国大学法科大学卒業（官報）

明治43・7・13)、明治四三年五月弁護士登録・東京(官報)明治43・5・10)、大正三年一二月登録取消(官報)大正3・12・8)、大正三年一二月東京地方裁判所兼東京区裁判所予備検事(官報)大正3・12・7)、大正四年四月仙台区裁判所検事(官報)大正4・4・16)、大正五年七月大津区裁判所兼大津地方裁判所検事(官報)大正5・7・6)、大正六年二月退職(官報)大正6・2・10)、大正六年五月弁護士登録・高松(官報)大正6・5・29)、昭和四年五月登録換・第一東京(官報)昭和4・6・19)、昭和一八年一月登録換・高松(昭和18・2・8)

●「高島清吉」『帝国法曹大鑑』、帝国法曹大鑑編集会・一九一五年一月。後に、『日本法曹界人物事典』第1巻、ゆまに書房・一九九五年八月に収録)

④井伊誠一

●明治二五年一〇月九日生(全国弁護士大観)昭和52年)、「出身地」新潟、「事務所」北蒲原郡新発田町、「電話」新発田一五四(日本弁護士名簿)昭和4年)、大正八年七月東京帝国大学法学部卒業(官報)大正8・7・21)、大正一〇年一二月弁護士登録・新潟(官報)大正10・12・28)、昭和二一年四月衆議院議員当選社会党・当選7回(衆議院議員名鑑)平成2年)、昭和六〇年一月五日登録取消・死亡(官報)昭和60・2・8)

●「井伊誠一」『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月)、「井伊誠一」(長谷川幻亭『下越人物誌』、越通信社・一九四〇年一〇月)、「井伊誠一」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)、「井伊誠一」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七二年六月)、「井伊誠一」(市村玖一『新潟県農民運動史』、創作社・増補改定版一九八二年九月)、「井伊誠一」『議會制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月)、「井伊誠一」『近代日本社会運動史人物大事典』、日外アソシエーツ・一九九七年一月)、「井伊誠一」(荻野正博『杉原の群像―明治を生きた新発田人』、メディア出版・一九九一年一〇月)、「井伊誠一」(村田徳雄『わたしの人名鑑』、玄文社・一九九九年一月)

⑤田中正名

●明治二三年一月一六日生(新潟弁護士会史)第3巻、平成5年)、「出身地」新潟、「事務所」新潟市西堀前通一番町、「電話」新潟一二八九(日本弁護士名簿)昭和6年)、大正四年二月京都大学法科大学卒業(官報)大正4・7・16)、大正四年六月弁護士登録・新潟(官報)大正4・6・12)、大正一〇年四月新潟弁護士会副会長(新潟弁護士会史)昭和15年)、昭和一八年四月・昭和一九年四月新潟弁護士会長、昭和二七年四月新潟県弁護士会長(新潟県弁護士会史)第2巻、昭和48年)、昭和三五年一二月一三日登録取消・死亡(官報)昭和36・1・27)

●「田中正名」(富樫佛三『新潟県総攬』、新潟社・一九一六年八月)、「田中正名」『新潟百名士』、新潟公友社・一九二四年一月)、「田中正名」(坂井新三郎『越佐名士録』、越佐名士録刊行会・一九四二年三月)、「田中正名」(越・佐藤人譜』、日本風土民族協会・一九三八年二月)、「田中正名」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)

⑥玉井潤次

●明治一六年七月二七日生(新潟弁護士会史)第3巻、平成5年)、「出身地」新潟、「事務所」新潟市旭町通一番町、「電話」新潟四五五(日本弁護士名簿)昭和5年)、明治四三年七月東京帝国大学法科大学卒業(官報)明治43・7・13)、大正七年一〇月弁護士登録・新潟(新潟弁護士会史)第3巻、平成5年)、大正一一年三月登録換・東京(官報)大正11・3・28)、昭和二年六月登録取消(官報)昭和2・6・17)、昭和三年九月弁護士登録・新潟(官報)昭和3・9・24)、昭和一七年七月登録取消(官報)昭和17・8・11)、昭和二〇年一月弁護士登録・新潟(官報)昭和20・12・12)、昭和二一年四月衆議院議員当選社会党(衆議院議員名鑑)平成2年)、昭和二四年四月・昭和二六年四月新潟県弁護士会長、昭和三三年四月新潟県弁護士会長(新潟県弁護士会史)第2巻、昭和48年)、昭和三三年一二月二七日

登録取消・死亡〔官報〕昭和34・2・13)

●「玉井潤次」〔新潟百紳士〕新潟公友社・一九二五年六月、「玉井潤次」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝國秘密探偵社・一九四三年三月)、「玉井潤次」(小村式編『龜田町史』、龜田町公民館・一九五九年一月)、佐藤彦七「玉井潤次氏の面影」〔農民運動史研究会編『日本農民運動史』、東京経済新報社・一九六一年四月)、「玉井潤次」〔新潟県民百科事典〕野島出版・一九七七年一月)、「玉井潤次」〔議會制度百年史〕衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月)、「玉井潤次」〔近代日本社会運動史人物大事典〕日外アソシエーツ・一九九七年一月)

⑦今成留之助(旧姓、荒井)

●明治一五年一月二六日生(『新潟弁護士会史』第3卷、平成5年)、「出身地」新潟、「事務所」新潟市学校町通二番町、「電話」新潟三五四(『日本弁護士名簿』昭和5年)、明治四〇年七月日本大学専門部法律科卒業(『衆議院議員名鑑』平成2年)、明治四〇年一月判事検事登用試験及第〔官報〕明治40・11・28)、明治四〇年一月司法官試補・新潟地方裁判所詰〔官報〕明治40・12・27、明治四二年八月甲府地方裁判所兼甲府区裁判所判事〔官報〕明治42・8・9、明治42・8・18)、大正元年九月新潟地方裁判所判事〔官報〕大正1・9・30)、大正二年九月退職〔官報〕大正3・9・16)、大正二年九月弁護士登録・新潟〔官報〕大正2・10・2)、大正八年二月懲戒判決・過料七〇円〔官報〕大正8・4・14)、昭和二年四月衆議院議員当選(民政党・昭和一七年四月衆議院議員当選(『衆議院議員名鑑』平成2年)、昭和四〇年六月一七日登録取消・死亡〔官報〕昭和40・7・13)

●「今成留之助」〔富樫佛三『新潟県総攬』、新潟社・一九一六年八月)、「今成留之助」〔新潟百紳士〕、新潟公友社・一九二五年六月)、「今成留之助」〔渡邊進次『昭和新潟人物誌』、旬刊新潟社・一九三五年一〇月)、「今成留之助」〔越・佐傑人譜〕、日本風土民族協会・一九三八年一月)、「今成留之助」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝國秘密探偵社・一九四三年三月)、「今成留之助」〔議會制度百年史〕衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月)

⑧伊藤龜久二

●明治二七年一〇月一日生(『新潟弁護士会史』第3卷、平成5年)、「出身地」新潟、「事務所」新潟市寺裏通一番町、「電話」新潟七七九(『日本弁護士名簿』昭和5年)、大正一二年一月弁護士試験大正一二年法律第五二号合格〔官報〕大正13・1・7)、大正一三年三月弁護士登録・新潟〔官報〕大正13・4・2)、昭和一五年四月、昭和一七年四月新潟弁護士会副会長、昭和三〇年四月新潟県弁護士会会長(『新潟県弁護士会史』第2卷、昭和48年)、昭和四五年三月一三日登録取消・死亡〔官報〕昭和45・4・27)

⑨伴純

●明治二九年六月八日生(『新潟弁護士会史』第3卷、平成5年)、「出身地」新潟、「事務所」新潟市学校裏町、「電話」新潟一七三二一(『日本弁護士名簿』昭和6年)、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業〔官報〕大正9・7・29)、昭和四年一月弁護士登録・新潟〔官報〕昭和4・12・14)、昭和二二年四月、昭和二三年四月新潟弁護士会副会長、昭和二八年四月新潟県弁護士会会長、昭和三四年四月新潟県弁護士会会長(『新潟県弁護士会史』第2卷、昭和48年)、昭和四〇年五月一八日登録取消〔官報〕昭和40・6・21)

●「伴純」〔渡邊進次『昭和新潟人物誌』、旬刊新潟社・一九三五年一〇月)、「伴純」〔越・佐傑人譜〕、日本風土民族協会・一九三八年一月)、「伴純」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝國秘密探偵社・一九四三年三月)、「伴純」〔越・佐傑人譜〕、野島出版・一九七二年五月)

⑩浦本貫一

●明治三四年五月二〇日生(『新潟弁護士会史』第3卷、平成5年)、「出身地」新潟、「事務所」新潟市東中通一番町、「電話」新潟二六〇七(『日本弁護士名簿』昭和6年)、大正一三年四月中央大学法

科卒業（全国弁護士大観 昭和52年）、大正一三年二月弁護士試験（大正二年法律第五号合格（官報）大正13・12・11）、大正一四年一月弁護士登録・東京（官報）大正14・2・3）、昭和四年四月登録換・新潟（官報）昭和4・4・12）、平成二年一月四日登録取消・死亡（官報）平成2・12・18）

●「浦本貫一」〔『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月〕

⑪ 森節太郎

●慶応元年一月四日生（新潟弁護士会史）第3巻、平成5年、「出身地」埼玉、「事務所」新潟市医学町通一番町、「電話」新潟二六五（日本弁護士名簿）昭和6年）、明治二六年六月判事検事登用試験及第（官報）明治26・6・29）、明治二六年七月司法官試験・浦和区裁判所詰（官報）明治26・7・15）、明治二九年五月水戸地方裁判所判事（官報）明治29・5・14）、明治二九年六月兼水戸区裁判所判事（官報）明治29・6・11）、明治三二年八月下妻区裁判所検事（官報）明治31・8・11）、明治三一年二月太田区裁判所検事（官報）明治31・12・15）、明治三五年三月台湾総督府法院檢察官台南地方法院檢察官（官報）明治35・4・1）、明治三七年四月休職（官報）明治37・4・8）、明治三七年四月台南地方法院檢察官長（官報）明治37・4・12）、依願免本官（官報）明治37・7・28）、明治三七年一月弁護士登録・新潟（官報）明治37・11・4）、大正七年四月（大正九年四月新潟弁護士会副会長（新潟弁護士会史）昭和15年）、昭和七年三月二二日死亡（新潟弁護士会史）第3巻、平成5年）、昭和七年四月二日登録取消・死亡（官報）昭和7・4・9）

⑫ 上村潤五郎

●明治二九年七月二五日生（新潟弁護士会史）第3巻、平成5年）、「出身地」新潟、「事務所」新潟市学校町二番町、「電話」新潟三二〇七（日本弁護士名簿）昭和6年）、大正一二年三月日本大学法科卒業（大衆人事録）昭和18年）、大正一五年一二月弁護士試験合格（官報）大正15・12・21）、昭和二年

二月弁護士登録・東京（官報）昭和2・2・16）、昭和八年四月登録換・新潟（官報）昭和8・5・5）、昭和二八年一月登録取消（官報）昭和28・2・14）、昭和二八年三月弁護士登録・新潟（官報）昭和28・4・8）、昭和二六年月新潟県弁護士会副会長（新潟県弁護士会史）第2巻、昭和48年）、昭和三六年四月新潟県弁護士会会長（新潟県弁護士会史）第2巻、昭和48年）、昭和四三年三月一七日登録取消・死亡（官報）昭和43・5・24）

●「上村潤五郎」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、「上村潤五郎」

〔『越佐人物史』上巻、野島出版・一九七二年一月〕

⑬ 小出哲也

●明治五年二月二二日生（人物事典）1）、「出身地」新潟、「事務所」新潟市西堀通三番町、「電話」新潟二一〇八（日本弁護士名簿）昭和6年）、明治三一年七月日本法律学校卒業、明治三六年一二月判事検事登用試験及第、明治三六年一二月司法官試験・金沢地方裁判所詰、明治三九年四月鹿兒島地方裁判所判事、明治四〇年八月長崎地方裁判所判事、明治四一年一月大村区裁判所判事、明治四三年三月長崎区裁判所判事、明治四四年一月六日町区裁判所判事、大正二年一〇月新潟区裁判所判事（人物事典）1）、大正九年七月長岡区裁判所監督判事（官報）大正9・7・7）、大正一〇年八月新潟地方裁判所部長・退職（官報）大正10・8・16、17）、大正一〇年九月弁護士登録・新潟（官報）大正10・9・20）、大正一二年三月登録取消（官報）大正12・3・8）、大正一二年八月弁護士登録・新潟（官報）大正12・8・28）、昭和一一年八月一三日死亡（新潟弁護士会史）第3巻、平成5年）、昭和一一年八月二六日登録取消・死亡（官報）昭和11・9・14）

●「小出哲也」〔『帝国法曹大鑑』、帝国法曹大鑑編纂会・一九一五年一月。後に、『日本法曹界人物事典』第1巻、ゆまに書

房・一九九五年八月に収録）

⑭ 瀧沢壽一

●明治三十七年一〇月二〇日生（全国弁護士大観）昭和52年）、「出身地」新潟、「事務所」新潟市西堀通三番町、「電話」新潟四四八（日本弁護士名簿 昭和8年）、昭和三年三月慶応義塾大学法学部卒業（全国弁護士大観）昭和52年）、昭和二年一二月高等試験司法科合格（官報）昭和2・12・26）、昭和三年四月弁護士登録・東京（官報）昭和3・4・27）、昭和一〇年八月登録換・新潟（官報）昭和7・9・27）、平成七年六月一五日登録取消・死亡（官報）平成7・7・13）

●「瀧沢壽一」（『越・佐傑人譜』、日本風土民族協会・一九三八年二月）、「瀧沢壽一」（『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、「瀧沢壽一」（『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）

⑮ 樋口正勝

●明治二〇年二月六日生（新潟弁護士会史）第3巻、平成5年）、「出身地」新潟、「事務所」新潟市医学通二番町、「電話」新潟六一七（日本弁護士名簿）昭和7年）、大正一二年二月弁護士試験及第（官報）大正12・2・27）、大正一二年四月弁護士登録・新潟（官報）大正12・5・3）、昭和一八年四月新潟弁護士会副会長（第日本弁護士名簿）昭和18年）、昭和一九年四月新潟弁護士会副会長（新潟県弁護士会史）第2巻、昭和48年）、昭和三〇年一二月一四日登録取消・死亡（官報）昭和31・1・14）

●「樋口正勝」「教育疑獄私見」（『越佐教育』479号、越佐教育雑誌社・一九三二年九月）

⑯ 出塚助衛

●明治一八年七月一〇日生（新潟弁護士会史）第3巻、平成5年）、「出身地」新潟、「事務所」新潟市寺裏通二番町、「電話」新潟九八一（日本弁護士名簿）昭和8年）、明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業（官報）明治44・7・13）、大正三年五月弁護士登録・新潟（官報）大正3・5・29）、昭和四一年一〇月一日登録取消・死亡（官報）昭和42・1・10）

●「出塚助衛」（『新潟百名士』新潟公友社・一九二四年一月）、「出塚助衛」（『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三三年二月）、「出塚助衛」（渡邊進次『昭和新潟人物誌』旬刊新潟社・一九三五年一〇月）、「出塚助衛」（『越・佐傑人譜』、日本風土民族協会・一九三八年二月）、「出塚助衛」（『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、「出塚助衛」（『議會制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）

⑰ 長谷川寛

●明治一九年一二月一三日生（新潟弁護士会史）第3巻、平成5年）、「出身地」新潟、「事務所」新潟市学校町裏町、「電話」新潟一五七〇（日本弁護士名簿）昭和11年）、大正四年五月東京帝国大学法科大学卒業（官報）大正4・7・12）、大正一二年一月弁護士登録・新潟（官報）大正12・1・26）、昭和三三年五月登録取消（官報）昭和33・6・9）、昭和二年四月〜昭和四年四月・昭和一一年四月〜昭和一四年四月長野弁護士会副会長（日本弁護士名簿）昭和2年〜昭和4年・昭和11年〜昭和14年）、昭和一五年四月新潟弁護士会会長（日本弁護士名簿）昭和15年）、昭和二二年四月・昭和二三年四月新潟県弁護士会会長（新潟県弁護士会史）第2巻、昭和48年）、昭和三六年七月弁護士登録・山梨（官報）昭和36・8・16）、昭和四六年五月登録取消（官報）昭和46・6・28）

●「長谷川寛」（『新潟百名士』新潟公友社・一九二四年一月）、「長谷川寛」（『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三三年二月）、「長谷川寛」（渡邊進次『昭和新潟人物誌』旬刊新潟社・一九三五年一〇月）、「長谷川寛」（『越・佐傑人譜』、日本風土民族協会・一九三八年二月）、「長谷川寛」（『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

本資料集は、増田が企画編集した。本稿における意見にわたる部分は、個人的見解であり、文責はすべて増田が負うものである。

資料の調査収集、電磁ファイルの作成は、次の通り、増田、紺谷、矢野の協力によるものである。作成した電磁ファイルは、総て増田が校訂した。

「一 はじめに」、「二 陪審公判一覧表」、「三 陪審公判始末簿・刑事統計年報から見た陪審裁判」、「六 新聞報道に見る陪審公判」、「八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の間歴」、「九 おわりに」は、増田が執筆し、電磁ファイル化した。なお、「四・五・七」の資料紹介の前書・注も、増田が執筆した。

「三 陪審公判始末簿・刑事統計年報から見た陪審裁判」の作成に用いた資料の陪審公判始末簿・刑事第一審公判始末簿は、増田が閲覧謄写申請をし、水戸・宇都宮・前橋・長野・新潟地方裁判所は増田・紺谷がデジタルカメラで撮影した。なお、刑事統計年報は、横山の協力により複写を収集した。

「四 陪審説示集・問書集に見る陪審公判」は、資料は増田が準備し、矢野および矢野ゼミ生が電磁ファイルを作成した。

「五 刑事判決書」は、増田が閲覧謄写申請をし、水戸・宇都宮・前橋・長野・新潟地方検察庁分は増田・紺谷がデジタルカメラで撮影した。そして、紺谷が刑事判決書の電磁ファイルを作成した。

「六 新聞報道に見る陪審公判」に用いた資料は、主として新聞報道であるが、その予備調査は、横山が、国会図書館・横浜市立中央図書館において行った。その外、増田・紺谷が水戸・宇都宮・前橋・長野・新潟県立図書館、増田が静岡県立図書館・山梨県立図書館

館で行った。

「七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想」の資料は、増田が準備し、矢野および矢野ゼミ生が電磁ファイルを作成した。

「八 陪審公判を担当した判検事弁護士の間歴」の資料は、増田・紺谷が水戸・宇都宮・前橋・長野・新潟県立図書館、増田が静岡県立図書館・山梨県立図書館で行った。